

# 副首都・大阪にふさわしい大都市制度

## 《検討背景》

平成29年9月29日

大都市制度（特別区設置）協議会  
事務局：副首都推進局

※大阪市戦略会議（平成29年8月10日開催）提出資料

# 目 次

- 1 副首都・大阪の確立に向けた取組み .....背景- 1
- 2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革 .....背景- 4

# 1 副首都・大阪の確立に向けた取組み

## 《大都市・大阪が抱える課題とその現状》

- ◇ 東京一極集中が一貫して進む中で、大阪は長期にわたって低落傾向が続く。また、人口減少・超高齢社会は3大都市圏の中でもいち早く到来の見込み
- ◇ 大阪府と大阪市で一本化した成長戦略の推進などにより、経済面は明るい兆しが見えるものの、今も、一極集中に歯止めをかけるには至っていない
- ◇ 中央集権型システムを打破し、分権型の仕組みへ転換する必要があるが、地方分権改革は道半ば

### 長期の低落傾向

- 経済活動の全国シェア低下
- 法人税収の落ち込み
- 一人当たり府民所得の低下 など

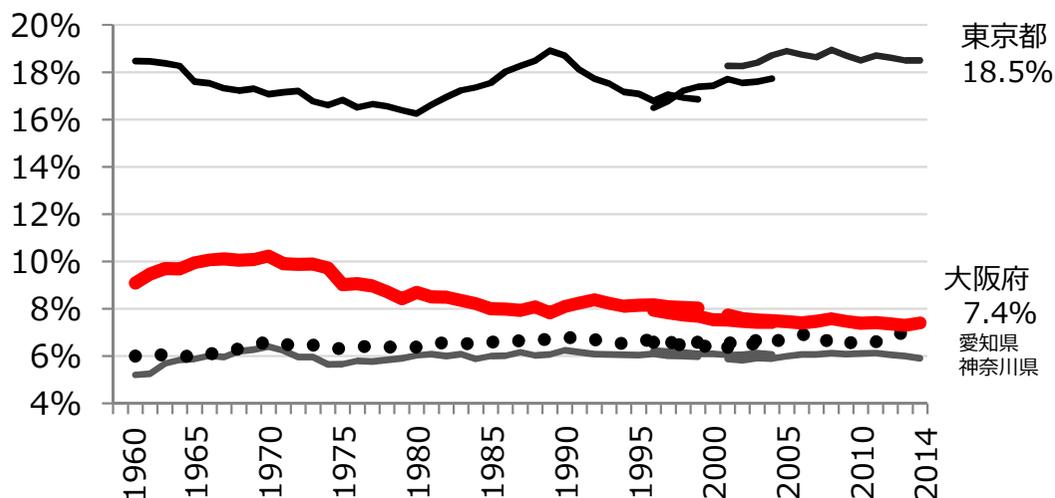
### 人口減少・超高齢社会

- 首都圏への人口流出、総人口の減少
- 生産年齢人口減少などの人口構成の変化
- 大阪市も近い将来人口減少に転ずるおそれ

### 道半ばの地方分権改革

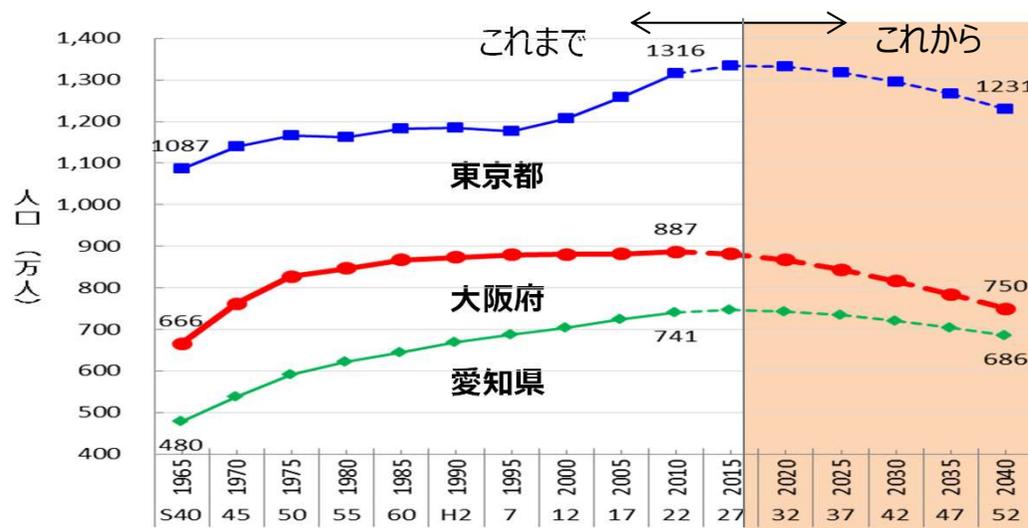
- 道州制の検討は停滞
- 国からの権限・機関の移管も進まず
- 大都市では住民自治の拡充等が課題に

### 4都府県の域内総生産（全国シェア）



出典：内閣府「県民経済計算」より副首都推進局作成  
折れ線グラフは左から、1980年基準、1995年基準、2005年基準を表記。  
それぞれ重複年を前後5年取っている

### 3大都市の人口推計



出典：大阪府「大阪府の将来推計人口の点検について」(平成26年3月)、  
東京都・愛知県「国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」」  
(平成25年3月推計)

## 《日本における副首都の必要性と大阪のポテンシャル》

- ◇ 東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、わが国には東西二極の一極となる副首都の実現が必要
- ◇ 東京に次ぐ都市機能が集積する大阪は、世界の都市間競争を戦いうる競争力と豊かな個性を持つ大都市として、副首都をめざした取組みを通じて、日本の成長をけん引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざす

### 東西二極の一極となる“副首都・大阪”の確立へ

- ◆ 大阪の有するポテンシャルを発揮し、首都・東京とともに、他の大都市に先行するトップランナーへ
- ◆ 東京を頂点とするピラミッド型の国土構造・社会構造・価値観からの転換を先導し、  
「東西二極の一極」として、日本の未来を支え、けん引する成長エンジンの役割を果たす

## そのためには、都市機能の充実とそれを支える制度が必要

- ⇒ 都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化
- ⇒ 地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実

大都市・大阪が抱える課題への対応

日本における副首都の必要性

### 副首都・大阪にふさわしい大都市制度へ改革

(広域機能)

副首都（圏）の成長、圏域の安全安心を支える強い大阪・関西

成長を支える

(基礎自治機能)

成長の果実を元にした、豊かな住民生活の実現

成長の果実を住民に還元

### 副首都・大阪の未来像

世界の中で

世界が注目する産業、文化、サイエンスの拠点

住民にとって

豊かで、利便性の高い都市生活

日本の中で

スーパー・メガリージョンの西の核

## 2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革

- ◇ 「広域機能の強化」や「基礎自治機能の充実」の取組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度を検討

### 現行法制度で実現可能な『総合区』と『特別区』について制度案を作成

	指定都市制度（総合区制度）	特別区制度
基礎自治機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民の選挙で選ばれた市長や市会のもと、市行政を展開。その中で、大阪市において総合区を設置することで、区長の権限（事務権限、予算意見具申権等）を拡充し、議会の同意を得た総合区長が、住民に身近な行政を行う</li><li>・予算編成や条例提案など市全体に関することは、引き続き、市長がマネジメント</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・大阪市を廃止し、新たな基礎自治体である特別区を設置することで、住民の選挙で選ばれた区長や区議会のもと、住民に身近な行政を展開</li><li>・区長は、予算編成や条例提案などを通じて、区政をマネジメント</li></ul>
広域機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・知事と市長が「副首都推進本部会議（指定都市都道府県調整会議）」において協議・調整し、方針を決定（協議が調わない場合には、総務大臣の勧告あり）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・大阪府に一元化し、知事が方針を決定</li></ul>

# 副首都・大阪にふさわしい大都市制度

## 《特別区（素案）》

平成29年9月29日

大都市制度（特別区設置）協議会

事務局：副首都推進局



# 【 総 論 】

# 目次

1	素案の位置づけ	総論- 1
2	特別区設置によりめざすもの	総論- 2
3	大阪における特別区制度 ～広域機能一元化の意義・効果～	総論- 3
4	広域機能一元化による効果	総論- 7
5	大阪における特別区制度 ～特別区設置の意義・効果～	総論- 10
6	特別区の設置による効果	総論- 13
7	制度設計のポイント	総論- 19
8	区割り試案ごとの比較	総論- 27

# 1 素案の位置づけ

- 本素案は、知事・市長の制度設計に係る指示を踏まえ、行政的に調査分析を行い、各部局の協力を得て、副首都推進局においてとりまとめたもの
- 制度設計の主体は、大都市制度（特別区設置）協議会
- 本素案をもとに、大都市制度（特別区設置）協議会においてご議論いただき、特別区設置協定書（案）をとりまとめていただくのが目的
  - ⇒本素案で実施の試算等については、一定の条件のもと、現時点で算定可能な数値を示したもの
  - 特別区設置にあたっては、その時点の条件のもとで、大阪府と大阪市で協議のうえ、最終的に確定する必要
- 今後、本素案をもって、国との調整をスタート
  - ⇒国の考えを、適宜、協議会にフィードバックして協定書（案）づくりに反映
  - 協定書（案）が一定まとまれば、法に基づく国との事前協議に取り組む
- 区割りについては4区（2案）と6区（2案）を作成し、大阪府と大阪市の事務事業を特別区と大阪府に仕分けてから、それをベースに組織体制や財産・債務、財政調整等の制度検討を行った

※財政シミュレーション（長期財政推計）及び特別区設置に伴うコストについては、現在精査中であり、後の協議会に提示予定

## 2 特別区設置によりめざすもの

「副首都 大阪にふさわしい  
新たな大都市制度の実現」

### 広域機能の一元化・二重行政の解消による都市機能の強化

- ◆副首都を確立し、発展していくため、「都市の競争力」や「副首都（圏）全体の安全・安心の確保」、「首都機能のバックアップ」といった広域的課題に対応し、大都市としてのポテンシャルのさらなる充実、グローバルな競争力の向上に向けた取組みを強力に進める体制を整える

広域機能を大阪府へ一元化し、都市機能の整備を迅速・強力かつ効果的に推進  
（司令塔機能を一本化、二重行政を制度的に解消）

### 住民に身近な公選区長・区議会による基礎自治機能の充実

- ◆人口減少、少子高齢化が進み、また、社会保障ニーズの増大や行政課題が多様化する中、公選の区長・区議会が直接住民の声を聴き、地域ニーズに沿った身近なサービスを決定・提供できる基礎自治機能の充実に向けた仕組みを整える

大阪独自の「特別区」を設置し、豊かな住民生活を実現  
（基礎自治体として、住民ニーズに沿った身近なサービスを展開）

### 3 大阪における特別区制度 ～広域機能一元化の意義・効果～

#### (1) 大阪の成長・発展に向けた取組み

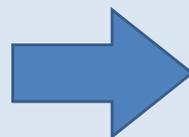
##### 現 状

- ◇かつては、「府市あわせ」と揶揄されるような、大阪府と大阪市の連携不足等が発生
- ◇現在は、知事と市長の方針が一致することで連携を強化し、都市機能の充実に向けた取組みを推進

##### かつての大阪府と大阪市

○都市の集積が大阪市を中心にほぼ府域全域、さらには京阪神に広がっている中で、「大阪市は市域内」「大阪府は市域外」という役割分担が固定化

⇒ ・大阪トータル視点に立った都市経営ができず、二重行政が発生  
 ・あわせて、市長は270万人の住民自治も担当



##### 現在の大阪府と大阪市

○知事と市長の方針の一致により、大阪の成長・発展に向けた取組みを連携・協力して実施

(例) ・大阪の成長戦略の策定 ・府市消防学校の一体的運用  
 ・府市の信用保証協会や公設試験研究所等の統合  
 ・ミッシングリンク解消の取組み、鉄道網の充実強化への投資 等

しかしながら

##### 課 題

- ◆ 都市インフラの整備など副首都・大阪を確立し、持続的な発展を実現するためには、中長期にわたる継続的な連携が必要。その間、必ずしも知事と市長の方針が常に一致するものではない
- ◆ 現在のように、大阪府と大阪市の協議がスムーズに調えば良いが、遅ればロスが発生。副首都・大阪の成長・発展に向けては、継続的に事業実施ができる仕組みの構築が必要

副首都・大阪の成長・発展に向けた取組みを  
 迅速・強力かつ効果的に進めていくためには

## 視 点

- 知事・市長がかわっても、強力に都市機能の強化に取り組める仕組み
- 二重行政が制度的に解消され、広域機能の強化が担保できる仕組み

を整える

### ◆ 広域と基礎の役割分担を徹底 ◆

(現在は、大阪府は「広域」、大阪市は「広域+基礎」)

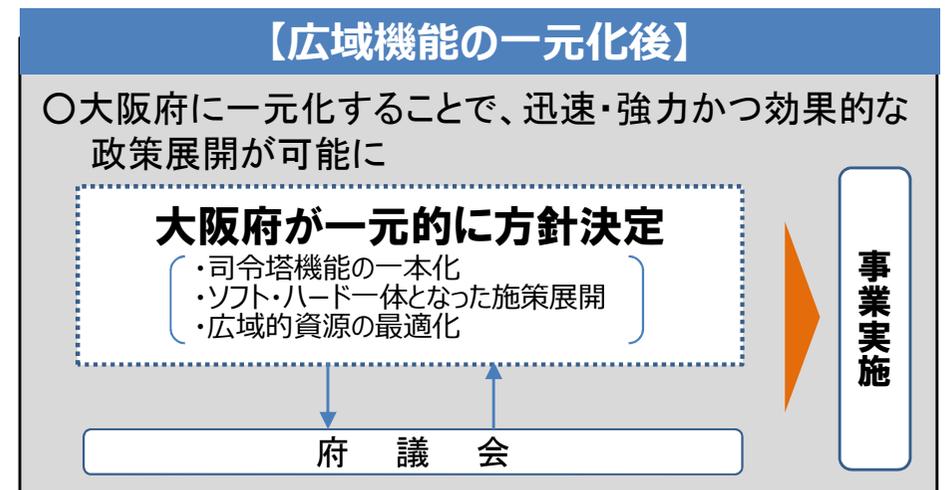
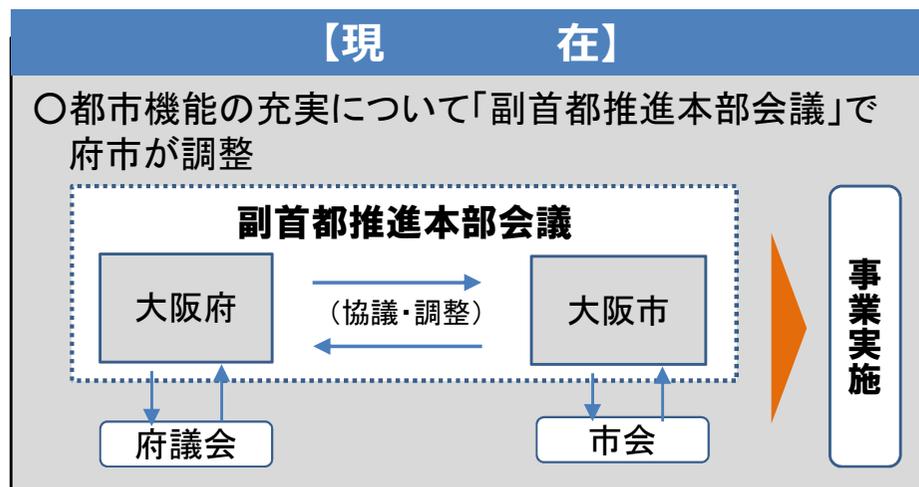
⇒広域機能を大阪府へ一元化

## 効 果

- ◇ 司令塔機能を一本化することで、責任主体の明確化が図られるとともに、統一的な戦略のもと大阪全体の発展を支える取組みを迅速に推進することが可能に
- ◇ ソフト（産業・雇用、観光・都市魅力等）、ハード（交通・インフラ、都市拠点の形成等）の両面で、広域的な施策を一元化することで、大阪の成長に向けて強力に推進することが可能に
- ◇ 加えて、府域全体に広がる都市の集積を踏まえ、広域的な視点のもと大阪が有する資源の最適活用により、取組みを効果的に推進することが可能に

<広域機能一元化の効果例は総論-7以降を参照>

## 《イメージ》



### 3 大阪における特別区制度 ～広域機能一元化の意義・効果～

#### (2) 広域行政の現状と一元化後の効果

現  
状

大阪の成長戦略	圏域の安全・安心	二重行政の解消
◆大阪の成長・発展のための戦略などは連携・協力により一本化。二重行政の解消に関することは協議・調整を実施		
《課題》 事業実施にあたって調整に時間を要することや、調整が不調の場合は事業実施ができない可能性		

#### 広域機能が一元化されれば……

一  
元  
化  
後

大阪の成長戦略	圏域の安全・安心	二重行政の解消
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇統一した戦略のもとでスピード感が向上、ソフト・ハード両面から強力に施策を展開</li> <li>◇企業ニーズや社会情勢等に即応した効果的な都市政策の展開が可能</li> <li>◇都市インフラや産業、大学、観光など大阪が有する資源をフル活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇防災・減災対策の戦略が一元化され、府域トータルの視点で、効果的に安全・安心を確保</li> <li>◇広域的・大規模な危機事象に対しても迅速で円滑な対応が可能</li> <li>◇安全・安心を支える生活インフラなどの大阪が有する資源をフル活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇広域と基礎の役割分担が徹底され、二重行政が制度的に解消</li> <li>◇広域行政については、大阪府が府域トータルの視点から選択と集中のもと実施。効率的・効果的に最適なサービスを提供</li> </ul>
<p>◇「迅速・強力かつ効果的な政策展開」により大阪の成長を将来にわたって確固たるものに◇</p>		

#### ◇成長の果実を元に、豊かな住民生活を実現◇

[例えば……]

税収の確保による  
福祉の更なる支え

経済成長や雇用創出による  
府民所得の向上

公共交通などの  
生活利便性の向上

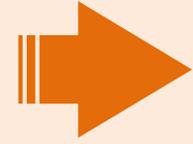
イノベーションの創出による  
健康で快適な生活

期  
待  
さ  
れ  
る  
効  
果

## (参考) 圏域の広がり ～大阪の事業所集積～

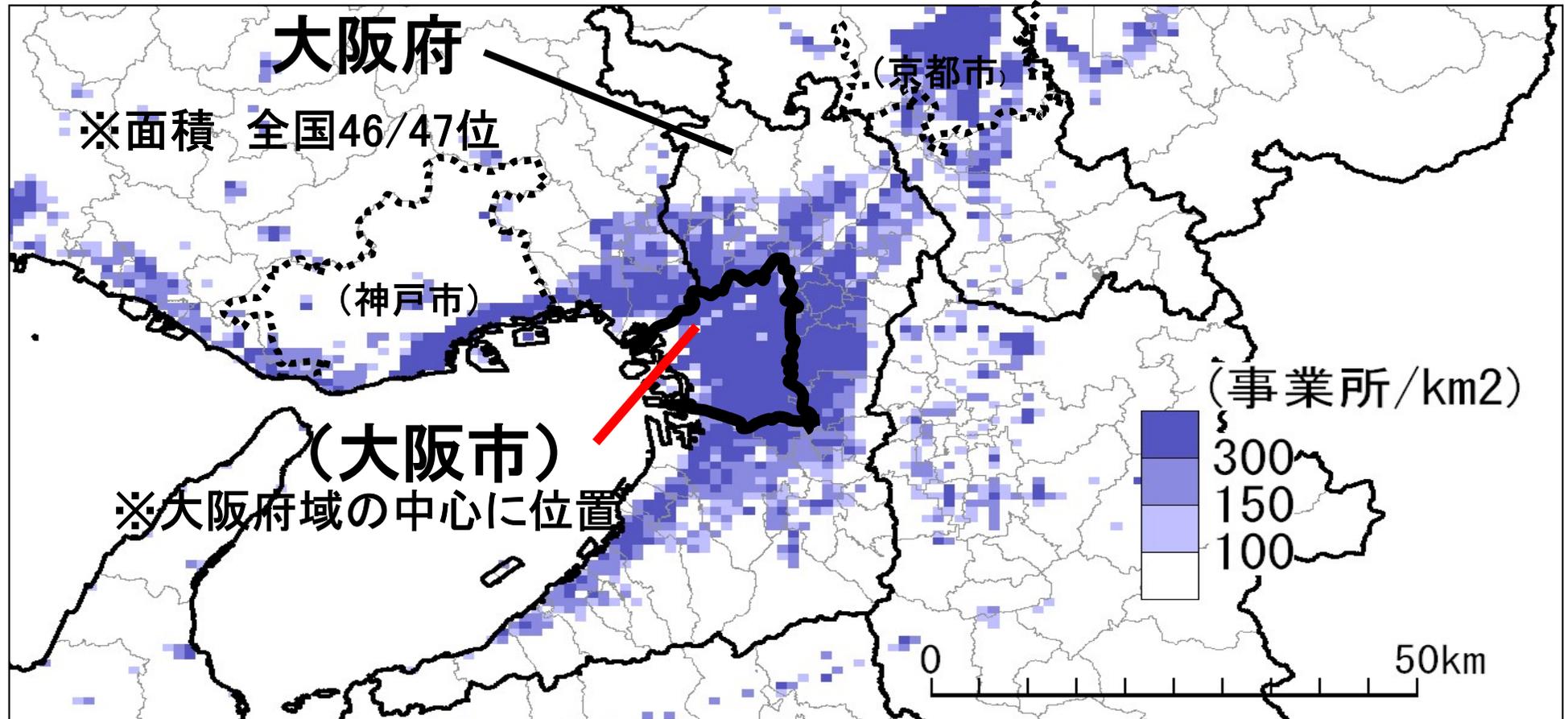
◎狭隘な大阪府域の中心に大阪市が存在

◎都市の集積(人口、事業所等)は大阪市域を越えて、ほぼ大阪府域全域に広がり



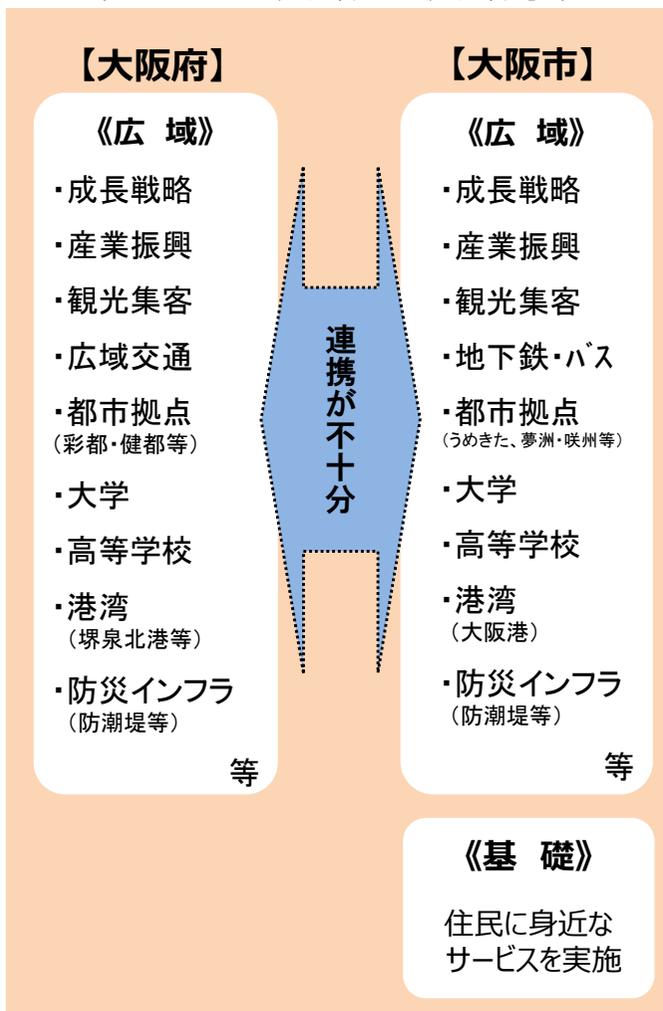
**大阪では狭いエリアの中で、“大阪府と大阪市”が広域行政を担当**  
(かつての大阪では「大阪市は市域内」「大阪府は市域外」という役割分担が固定化)

※事業所集中エリアの状況(大阪圏イメージ)

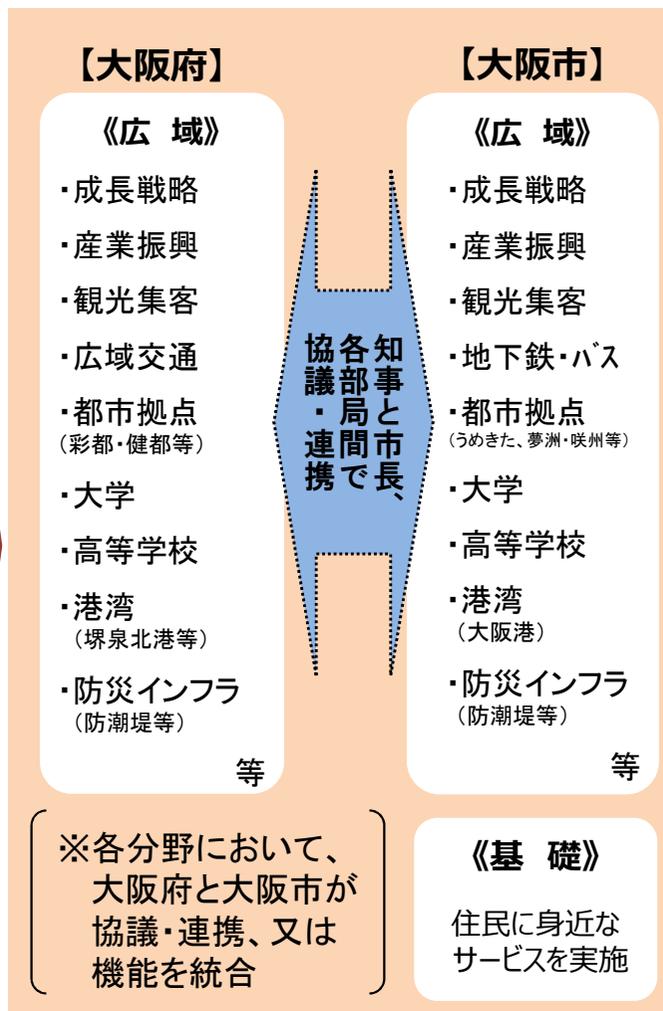


# 4 広域機能一元化による効果 ～役割分担（イメージ）～

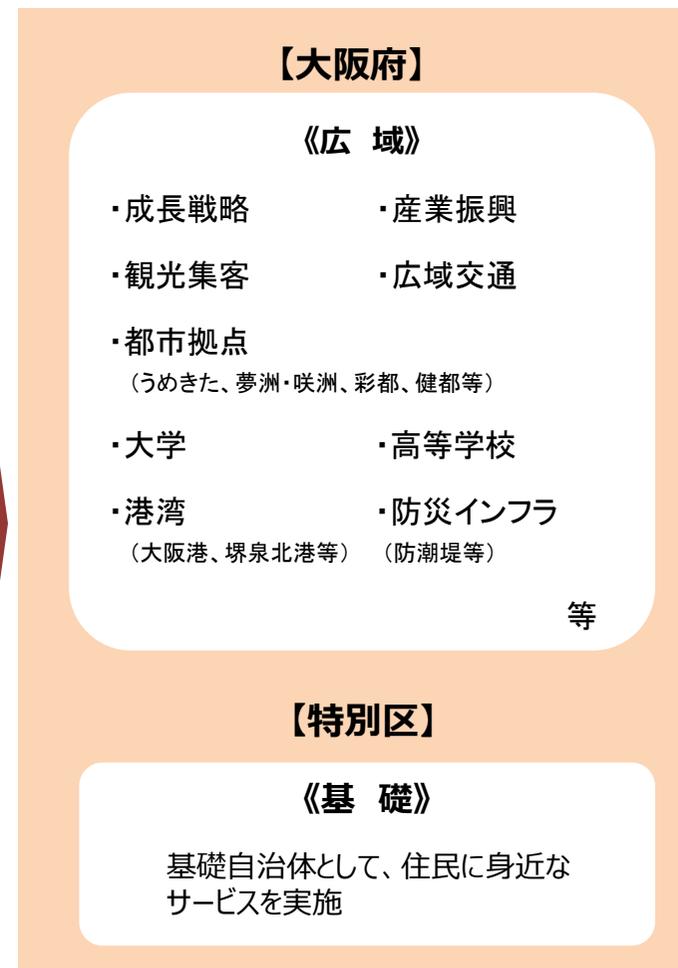
## （かつての大阪府・大阪市）



## （現在の大阪府・大阪市）



## （広域一元化後）



○市域内は大阪市、市域外は大阪府という役割分担が固定化

○大阪府と大阪市が、それぞれの考え方に基づいて取り組んだ結果、相乗効果を発揮できず、大阪の強みを十分活かせず

○知事と市長の方針が一致したことで、大阪府・大阪市の協議・連携が進み、戦略の一本化や二重行政解消が一定進む

(例)

- ・成長戦略の一本化
- ・大阪観光局の創設
- ・信用保証協会や公設試験研究所の統合
- ・万博とI Rの誘致
- ・広域交通網の整備促進

○広域と基礎の役割分担が徹底され、広域行政が大阪府に一元化(二重行政が制度的に解消)

○司令塔機能が一本化され、責任主体の明確化と共に、ソフト・ハード一体となった施策展開や広域的資源の最適化等、迅速・強力・効果的な政策展開が可能

## 4 広域機能一元化による効果 ～具体的事例～

### 《経済成長》

#### ◆日本の成長エンジンとして持続的に成長◆

・産業・観光・広域インフラ・雇用など経済成長に係る機能が大阪府に一元化され、大阪が有する資源をフル活用し、より迅速・強力かつ効果的に成長戦略を推進することが可能に

国際的な都市間競争を勝ち抜くため、経済成長に向けた都市力を総合的に強化

#### 成長戦略の具体化の推進（イメージ）

##### ◇産業振興の政策の一元化

・成長分野の産業振興や企業立地促進を図り、研究開発から市場化、販路開拓までトータルな支援が実現

##### ◇広域インフラの整備・活用促進

・空港・港湾や道路、産業用地など産業活動促進にとって重要なインフラを整備し、経済活性化との相乗効果を発揮

広域で一体的に推進し  
持続的な成長を実現

##### ◇観光集客促進の一元化

・観光インバウンドの更なる増加に向けて、広域的なプロモーションや都市魅力創出などを図り、経済効果を創出

##### ◇雇用創出・人材育成の促進

・雇用マッチングや産業人材育成など、大阪の人材力を強化し、生産性の向上や雇用の流動化に対応

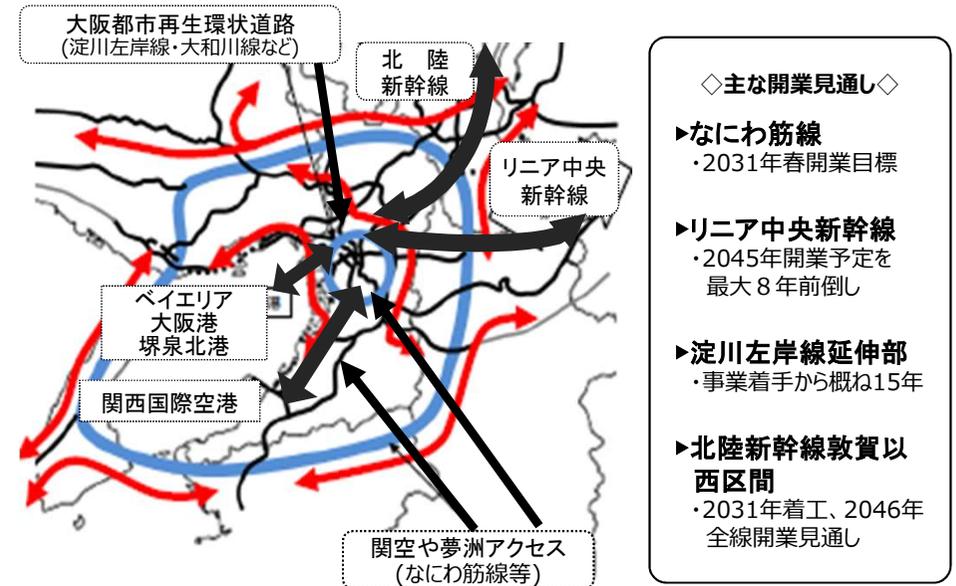
### 《広域交通ネットワーク》

#### ◆東西二極の一極にふさわしい広域交通網を整備◆

・圏域全体を見据えた計画・調整・整備の権能が一元化され、広域的な視点から強力な整備推進が可能に  
・産業や観光などの施策との連携により、企業誘致や観光振興などに資する交通ネットワーク整備が可能に

アジア・世界とつながるゲートウェイや国内各地を結ぶ国土軸の強化、圏域内の交通利便性の向上により、都市の拠点性を向上

#### 広域交通ネットワークの整備（イメージ）



⇒観光・物流・産業の拠点性が向上

# 4 広域機能一元化による効果 ～具体的事例～

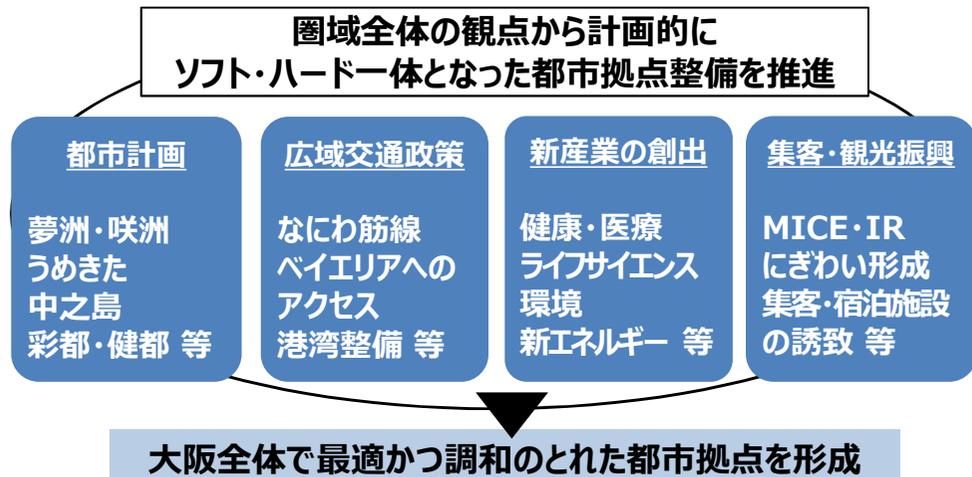
## 《都市拠点の形成》

### ◆大阪の発展を支える都市拠点を形成◆

- ・大阪全体の発展を支える都市拠点の形成について、都市計画から関連インフラ整備、ソフト施策展開までを、責任主体となる大阪府のもと、統一的な戦略に基づいて推進することが可能に
- ・圏域全体の観点から計画的に都市拠点を整備・配置することが可能に

「バイエリア」「うめきた」をはじめ大阪の顔となる都市拠点をソフト・ハード一体的に整備し、圏域全体の都市機能を向上

### 都市拠点の形成（イメージ）



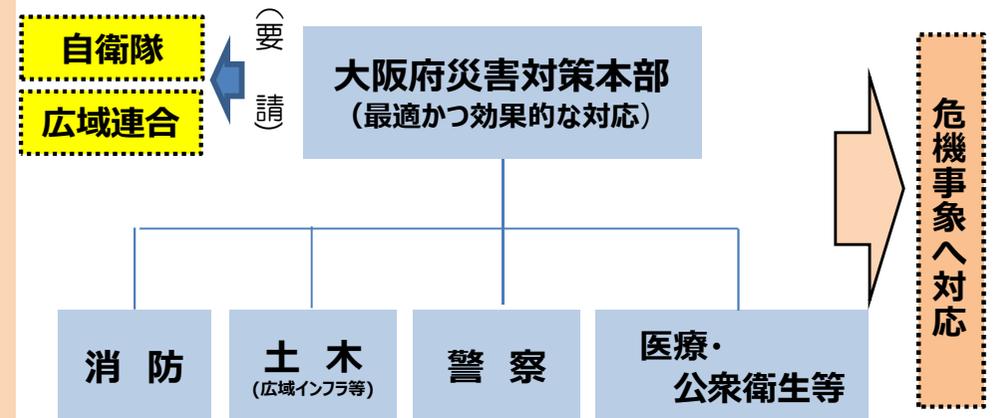
## 《防災・危機管理》

### ◆生命・財産を守る防災・危機管理体制を確立◆

- ・広域的なハード整備機能が一元化され、津波浸水などへの防災・減災対策を統一的に展開することが可能に
- ・警察、消防、広域インフラに関する土木部門等の組織が大阪府に集約され、平時より広域的な視点で災害への備えに万全を期すとともに、非常時には迅速な対応が可能に

災害への備え、災害発生時の対応の両面にわたり、府域全体において最適かつ効果的な防災・危機管理対応を迅速に実施

### 危機管理事象への対応（イメージ）



## 5 大阪における特別区制度 ～特別区設置の意義・効果～

### (1) 基礎自治機能の充実に向けた取組み

#### 大阪市の現状

- ◇近年増加傾向にあった人口は今後減少に転じ、高齢化も進展。このため、生産年齢人口の減少等に伴い、税収の確保が難しくなる一方、医療・介護などの社会保障関連経費の増加が見込まれている
- ◇少人数世帯・高齢単身世帯の増加などの社会環境の変化、また、個人の生活様式の多様化など人と人のつながりの希薄化により、地域コミュニティ機能が低下する一方で、地域課題はより一層複雑・多様化
- ◇公共施設やインフラ施設の老朽化対策や密集市街地対策、防災・危機管理への対応等、市民の安全・安心の確保が必要

大阪市をはじめとする大都市では・・・

#### 課題

- ◆ 市役所の組織が大規模化し、カバーするサービスも幅広くなるため、個々の住民との距離が遠くなる傾向  
(270万市民を1人の市長がカバー)
- ◆ 住民に身近なサービスを住民により近い組織において提供することや、住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みの検討が必要
- ◆ 厳しい財政状況のなか、限られた財源をもとに厳格な財政運営（選択と集中）が求められている

住民意思を行政に的確に反映していくためには

# 5 大阪における特別区制度 ～特別区設置の意義・効果～

## 視点

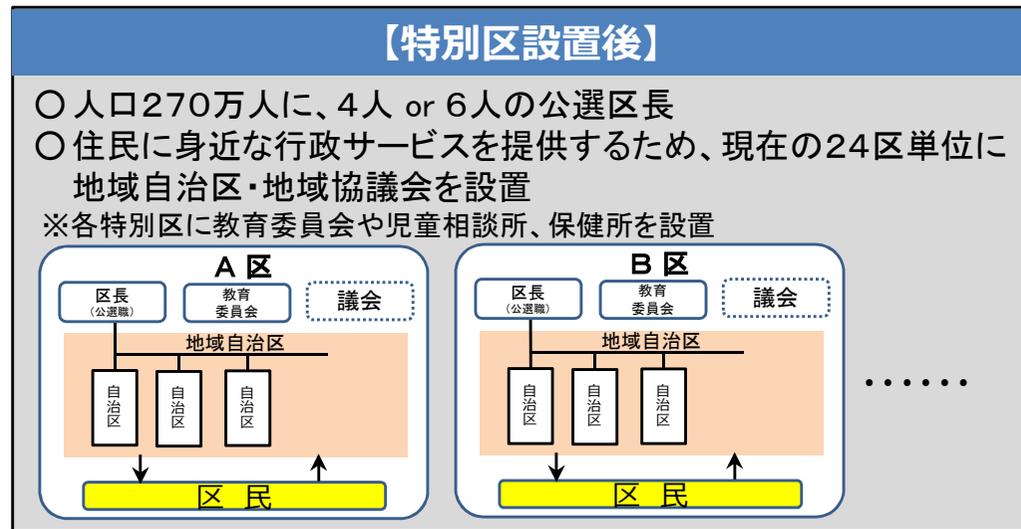
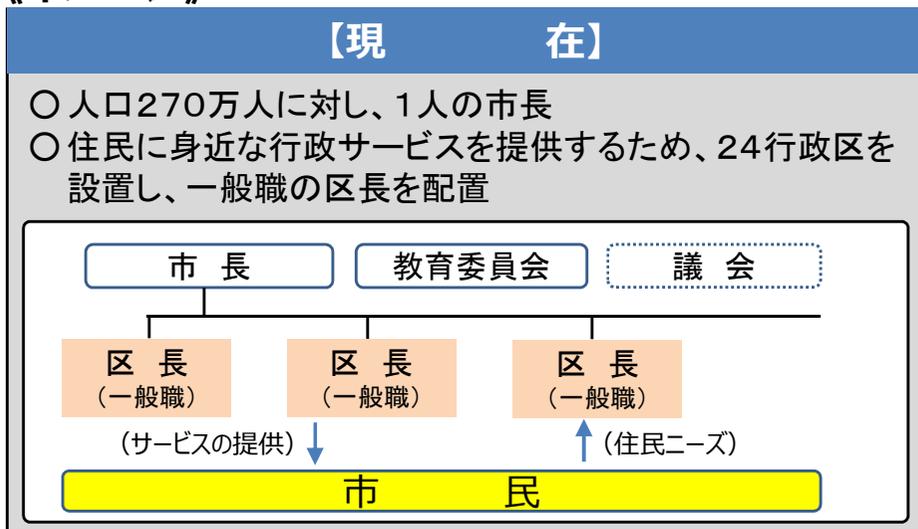
- より"住民の視点" に立ったきめ細かいサービスが提供できる仕組み
- 地域コミュニティを維持し、より"住民意見を行政に反映"できる仕組み を整える

## 大阪独自の「特別区」を設置

## 効果

- ◇ 現在よりも人口規模が小さい基礎自治体（＜将来推計人口（H47）＞ 4区：45～80万人、6区：30～55万人）が設置され、選挙で選ばれた区長と区議会のもと、より地域の実情や住民ニーズにあった施策を展開することで、住民サービスを最適化
- ◇ 各特別区に、教育委員会や児童相談所、保健所などが設置され、きめ細かいサービスを展開。また、中核市並みの事務を担うことで、専門的かつ包括的なサービスの提供が可能
- ◇ 加えて、現在の24区単位に地域自治区・地域協議会を設置することにより、住民の利便性の維持や地域の意見を行政に反映 ＜特別区設置の効果例は総論-13以降を参照＞

## 《イメージ》



## (2) 住民自治の現状と特別区設置後の効果

### 現状

住民ニーズへの迅速・的確な対応	住民に身近な行政の実現	住民に身近な地域での政策決定
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆住民の利便性を確保するため、24区に区役所を設置</li> <li>◆地域の声を施策に反映させるため、24区に「区政会議」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1人の市長と1つの議会で270万人の住民ニーズを把握、施策を最終決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市長のもとで、地域の身近な事務の一部について区長が判断</li> </ul>
<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口270万人の大阪市では、市長自らが住民ニーズを把握するなどのきめ細かい対応に限界</li> <li>・市域全体を踏まえた政策決定が求められるため、それぞれの地域の実情を踏まえたサービスの展開が困難</li> </ul>		<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成や条例の提案などは市長の権限となり、区長の権限としては限界</li> </ul>

### 特別区が設置されれば……

### 特別区設置後

住民ニーズへの迅速・的確な対応	住民に身近な行政の実現	住民に身近な地域での政策決定
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇選挙で選ばれた区長が、より住民に身近な場所で住民提案等を受け止め、施策に反映していくことが可能</li> <li>◇地域コミュニティの維持や窓口サービスなどの住民の利便性を確保するとともに、住民の意見を区政に反映するため、現在の24区単位に地域自治区・地域協議会を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇各特別区（4区：将来推計人口45～80万人、6区：将来推計人口30～55万人）に、選挙で選ばれた区長及び区議会を設置 首長：1人 → 4 or 6人</li> <li>◇教育委員会や児童相談所、保健所が各特別区に設置され、包括的なサービスが提供できる体制が整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇選挙で選ばれた区長がリーダーシップを発揮して、区政全般について責任をもって判断 (予算編成や条例の提案なども区長の権限)</li> <li>◇より地域の実情や住民ニーズにあった施策を展開することで、住民サービスを最適化</li> </ul>
<p><b>より住民に身近な基礎自治体が確立され、きめ細かいサービスが可能に</b></p>		

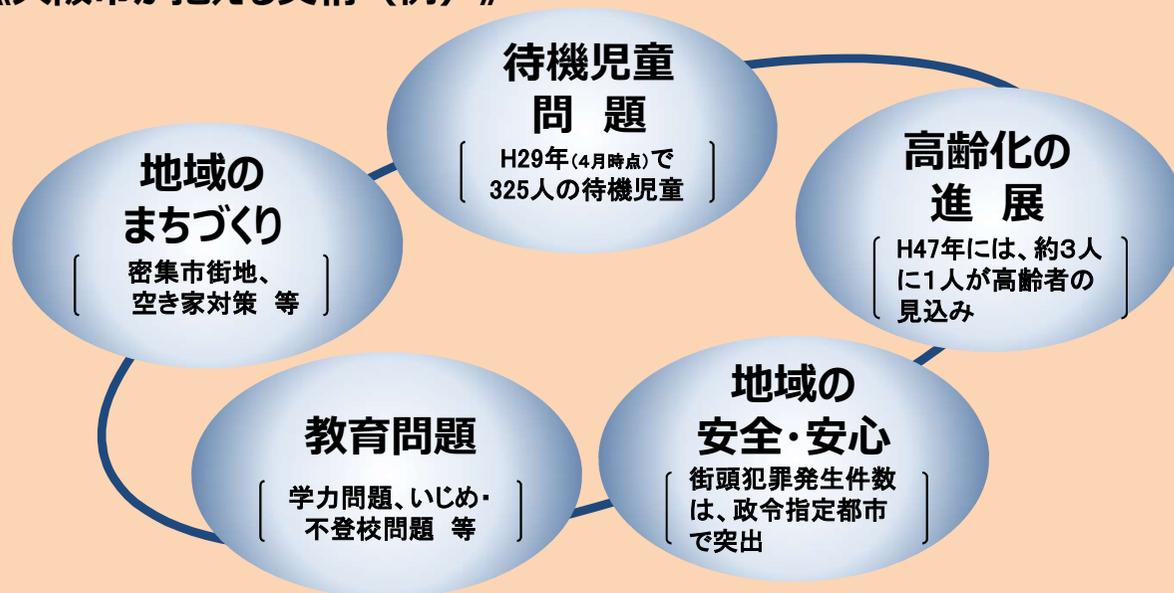
## 6 特別区の設置による効果 ～特別区の区政運営～

### ■大阪市における市政運営の現状

#### ◆子育て支援、保健・福祉、教育、まちの魅力向上、防災・防犯など、基礎自治に関する事務は増大

- ➔ ・それぞれの地域がおかれている状況は様々であり、より地域の実情や特性、住民ニーズに応じた、きめ細かな施策展開が必要
- ・住民の身近なところで、必要なサービスを判断(決定)・実施できる仕組みが必要

#### 《大阪市が抱える実情(例)》



#### ◆市長は、大阪市が抱える実情を踏まえ、自らの責任で予算を編成

##### ○H28年度当初予算

- ・一般会計：1兆6,509億1,000万円  
※うち、人件費、扶助費、公債費で計1兆239億円
- ・特別会計：2兆464億400万円

#### ◆区長は、市長の予算編成のもとで、地域内の基礎自治に関する施策等の予算を要求

##### ○H28年度当初予算(一般会計)

- ・区CM予算(各局で計上)：159億円
- ・区予算：82億円

◆大半の施策、予算配分の優先順位付けなどは市長が決定(市域全体(270万人の大阪市民)を見渡した市政運営)

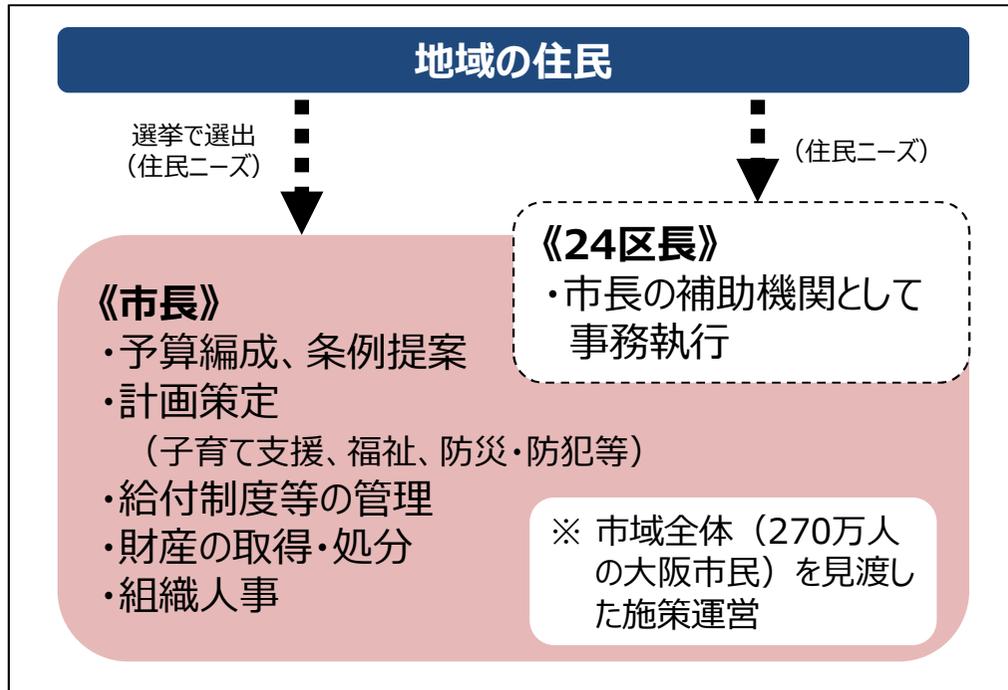
◆現在の区長は、地域内の基礎自治に関する施策や事業の一部について判断(決定)

➔ “ニア・イズ・ベター”のさらなる徹底のための改革が必要

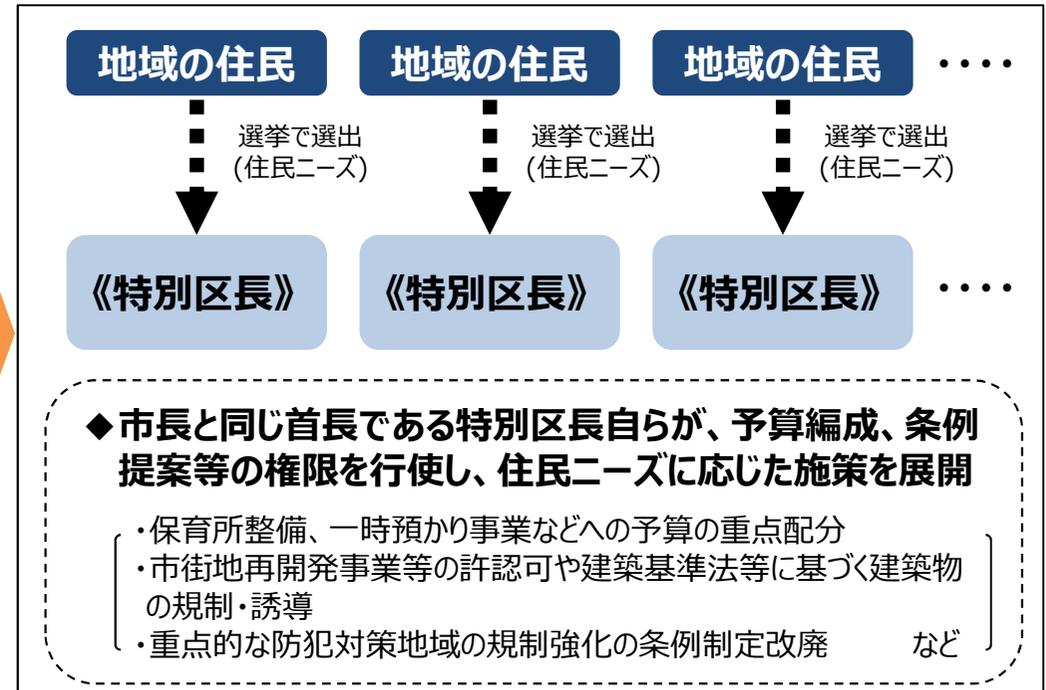
## <選挙で選ばれる特別区長が誕生すると・・・>

区内の施策全般において、特別区長自らが直接、方針決定するとともに、予算編成、条例提案などを実施  
(各区(4区:45~80万人、6区:30~55万人の区民)の実情やニーズに応じた施策運営)

### 【現在の大阪市】



### 【特別区設置後】



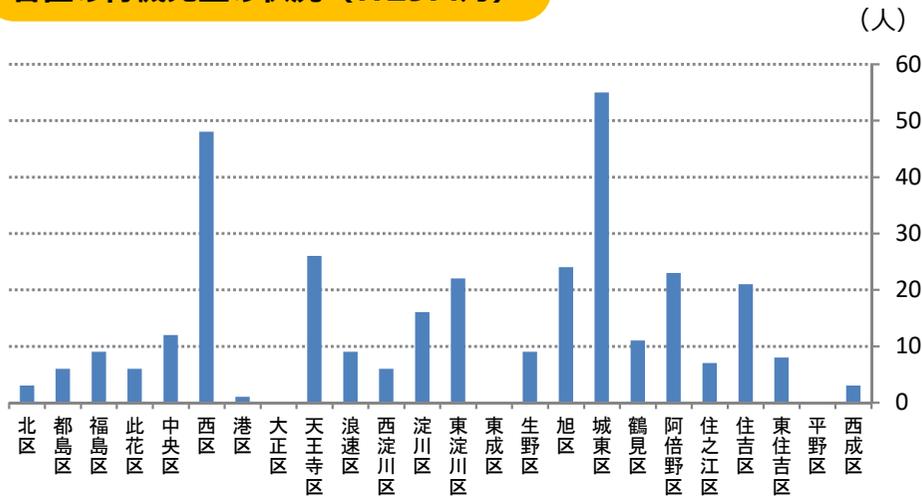
◆ 特別区長が地域の実情や住民ニーズに応じて、区内の施策全般をきめ細かくスピーディーに決定・展開  
⇒ より住民に身近なところで施策を決定していく“ニア・イズ・ベター”が実現

# 6 特別区の設置による効果 ～特別区の区政運営～

## 《保育・子育て支援》

各区の待機児童の状況（H29.4月）

（出典）大阪市公表より



➡ 地域によって待機児童の状況などは様々であり、区民が求める施策ニーズも地域によって異なる

区民ニーズに応じて、特別区長が保育・子育て支援策について決定し、予算の重点配分や基準を改定

（例）

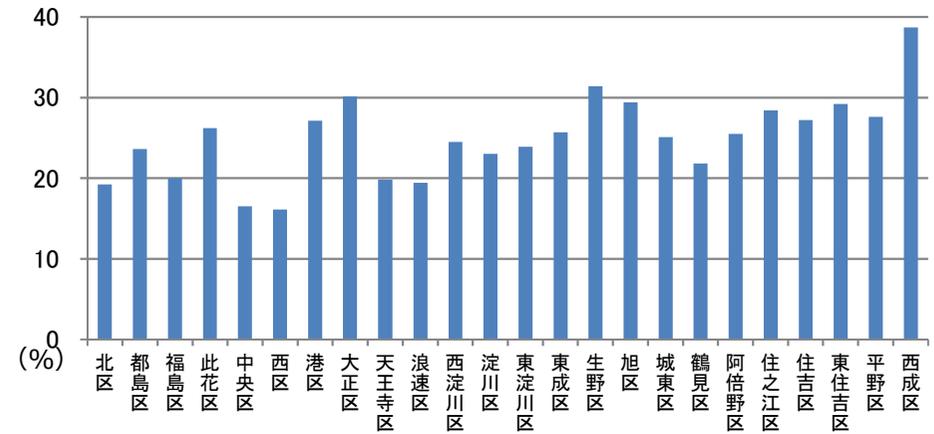
- ▶ 保育所の設置認可等の柔軟な運用  
（保育所・保育士の確保、保育時間の延長）
- ▶ 保育所の入所決定の柔軟な運用  
（保育所への入所の優先基準の策定）
- ▶ 一時預かり事業の保育時間、利用料の柔軟な設定

など

## 《高齢者福祉》

各区の高齢化率

（出典）H27年国調人口より



➡ 今後、人口に占める高齢者の割合がますます高まり、高齢者を対象とした多様な健康・福祉対策が求められる

高齢者ニーズを踏まえたきめ細かい健康・福祉サービスをより身近な場所で特別区長が判断

（例）

- ▶ 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築  
（認知症対策としての見守り・相談支援）
- ▶ 高齢者の健康づくり、生きがいづくりにかかる事業  
（サークル・教室等の活動拠点、指導者の派遣の充実、老人クラブ等の魅力アップに向けた支援）

など



# 6 特別区の設置による効果 ～特別区の区政運営～

## 《学校教育》

### ■ 大阪市における教育行政の現状

- ・学力問題、体力向上、いじめ、暴力行為、不登校など教育行政には取り組むべき課題が多い

◇市立小中学校の学校数、児童生徒数(H28年度)

	小学校	中学校	計
学校数	292校	130校	422校
児童生徒数	113,001人	53,941人	166,942人

※大阪市教育委員会「学校現況調査」より

◇市立小中学校におけるいじめ・暴力行為・不登校件数(H27年度)

	小学校		中学校	
	全国	大阪市	全国	大阪市
暴力行為発生件数	2.6	5.0	9.5	29.3
不登校数	0.42	0.54	2.83	4.55
いじめ認知件数	23.1	41.9	17.1	16.3

※大阪市教育委員会の独自調査より ※暴力行為発生件数、不登校数は「在籍比率」による、いじめ認知件数は「比率1000人あたり」

- ・大阪市が管理運営する公立小中学校は、学校数・児童生徒数とも、横浜市について全国2番目の多さ
- ・市立の小中学校におけるいじめ・暴力行為・不登校件数は、全国と比較して多い数値
- ・市内の小中学校における「平成29年度全国学力テスト」の結果は、全国平均を下回り、政令指定都市では最下位(8科目中7科目)

◆様々な教育課題に対して、最終的な方針を決定・実施するのは教育委員会

◆複雑・多様化する教育課題への対応や、約400の小中学校のマネジメントを1つの教育委員会で対応

（各区に教育委員会を設置

◇管理・運営する学校数が少なくなり、きめ細かい学校運営・学校サポート体制が確立

【H28年度】小中学校：422校

⇒【特別区設置後】(4区) 約80~120校  
(6区) 約50~110校

◇より学校に近い場所で、地域の実情やニーズに沿った教育方針(学習指導・学校のあり方等)の決定

### 《教育委員会が判断・決定する施策(例)》

#### ▶学校体制の強化

- ・教員の重点配置  
(例) 学力・児童生徒指導で課題が大きい学校へ教員を配置 など
- ・教員の独自採用  
(例) 習熟度別少人数授業の拡充 など

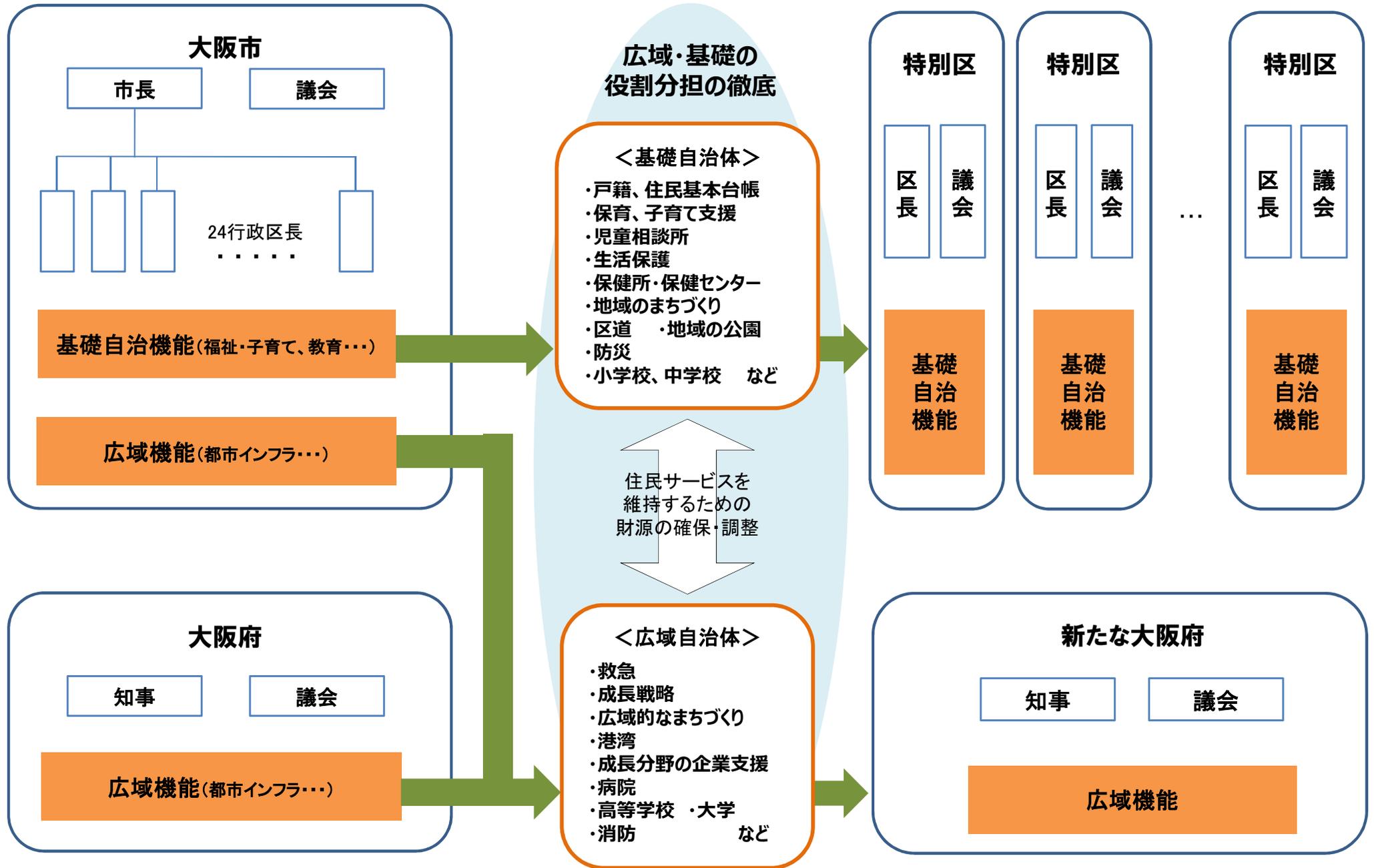
#### ▶教育内容の充実

- ・質の高い教育課程の提供  
(例) 小中一貫校の導入、英語教育の導入 など
- ・グローバル人材の育成  
(例) 海外研修・留学の実施 など

#### ▶教育環境の充実

- ・児童・生徒のサポート体制の強化  
(例) 放課後等自主学习や図書活動等に対する地域の協力・支援 など
- ・ICTを活用した教育の推進  
(例) 映像や音声を用いた授業の実施 など

# (参考) 特別区と大阪府の役割分担 ~イメージ図~



# <制度設計のポイント>

# 7 制度設計のポイント

## ■ 基本方針

- ◆ 大阪府に広域機能を一元化し、副首都・大阪の「都市機能の向上」を強力に進め、大阪の成長を実現
- ◆ 特別区の設置により基礎自治機能を充実し、成長の果実を元にした豊かな住民生活を実現
- ◆ 制度設計に当たっては、住民の不安解消のため、特別区の財政基盤の安定化・均衡、住民サービスの継続、地域コミュニティの維持等に配慮

### 【住民サービス、地域コミュニティ等】

- ・ 現在の住民サービスを低下させないよう、財政基盤の安定化に配慮し、区割りを策定
- ・ 大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは適正に承継することとした上で、「地域の状況やニーズも踏まえながら、内容や水準の維持に努める」ことを素案に明記
- ・ 役割分担を一層徹底し、特別区が担う事務を拡充（私立幼稚園の設置認可／認定こども園の認可・認定等）
- ・ 住民サービスが支障なく特別区に引き継がれ、確実に提供されるよう、特別区設置までの準備期間を確保
- ・ 現在の地域コミュニティの維持、窓口サービスの継続に配慮し、現在の24区単位で地域自治区を設置、住民意見を区政に反映するため、地域自治区に地域協議会を設置

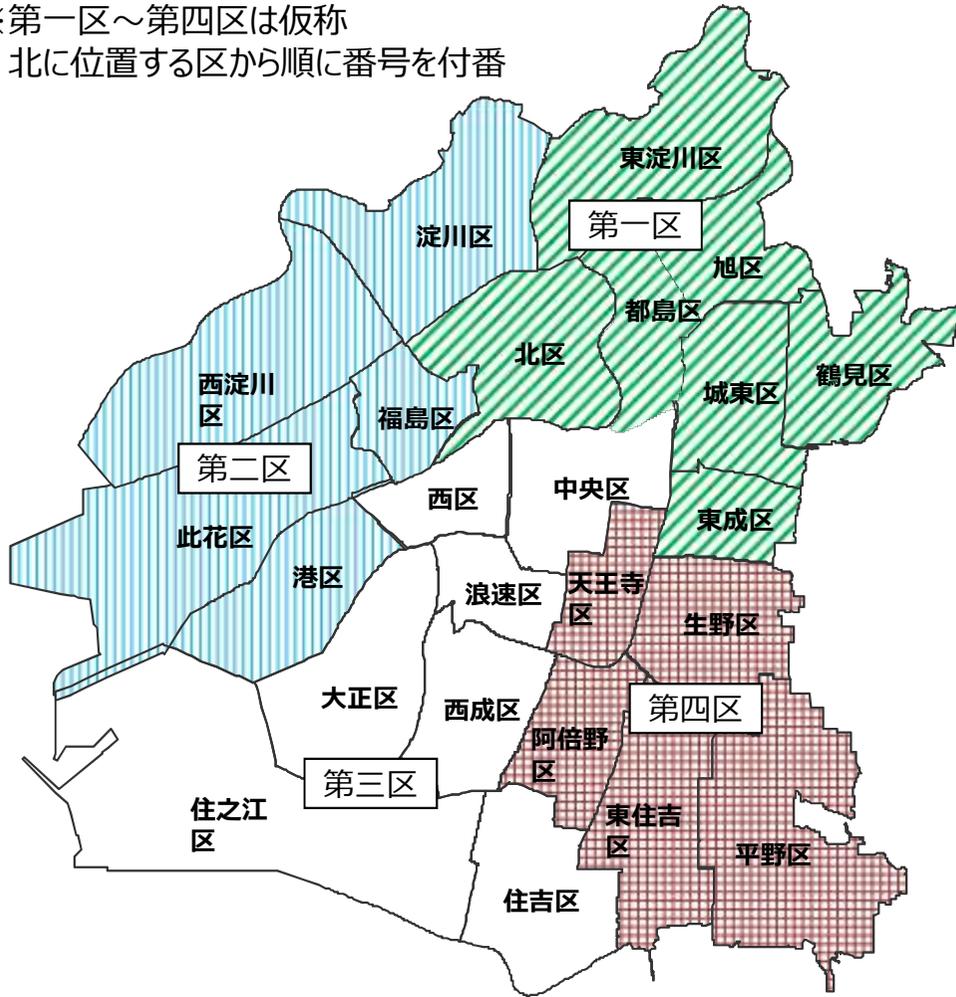
### 【財政関係等】

- ・ 特別区間の自主財源格差の均衡化
- ・ 住民サービスに必要な財源が確保されていることを示すため、特別区財政調整交付金の算定方法、算定項目を明確化
- ・ 特別区と大阪府、特別区相互間の財政調整の協議等が不調となった場合の調整の仕組み（第三者機関）のイメージを具体化
- ・ 特別区相互間の配分協議などは、特別区が主体的に決定できる仕組みをめざす（将来目標）

# (参考) 区割り試案の概要

## 試案A (4区A案)

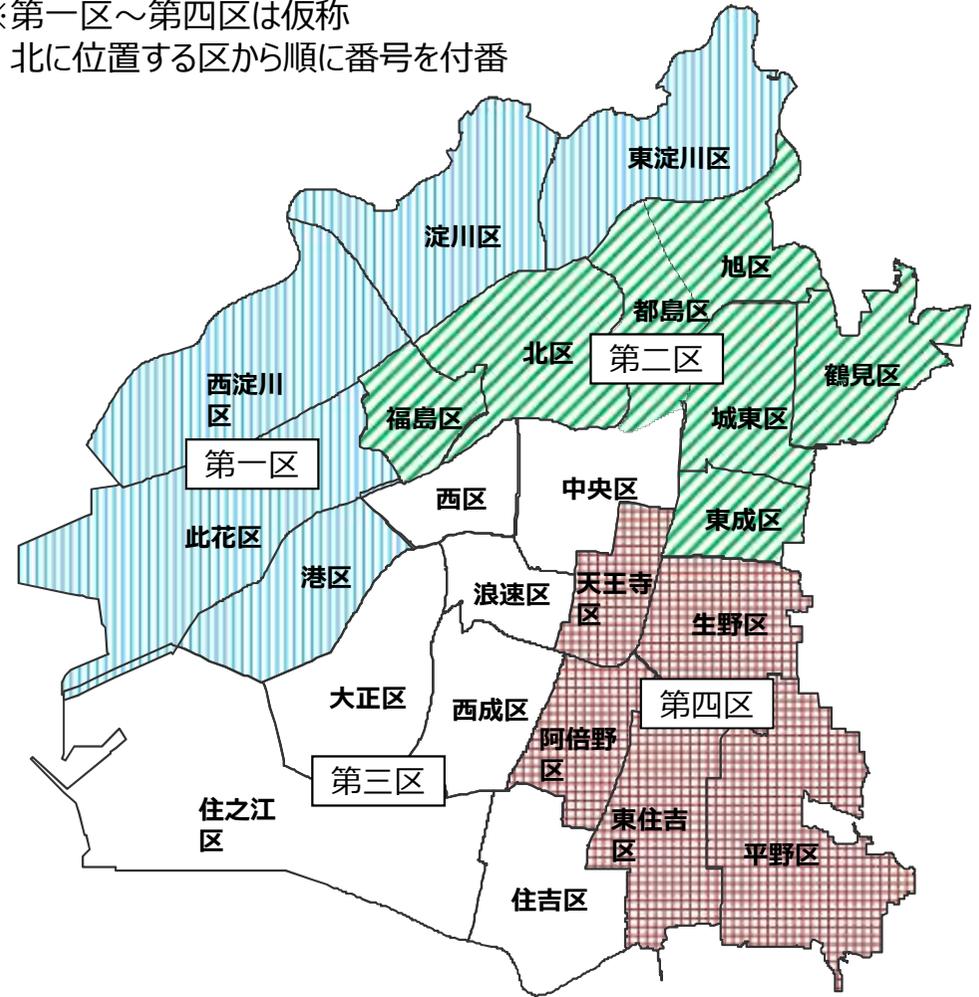
※第一区～第四区は仮称  
北に位置する区から順に番号を付番



	区 域
第一区	北区・都島区・東淀川区・東成区・旭区・城東区・鶴見区
第二区	福島区・此花区・港区・西淀川区・淀川区
第三区	中央区・西区・大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区
第四区	天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区

## 試案B (4区B案)

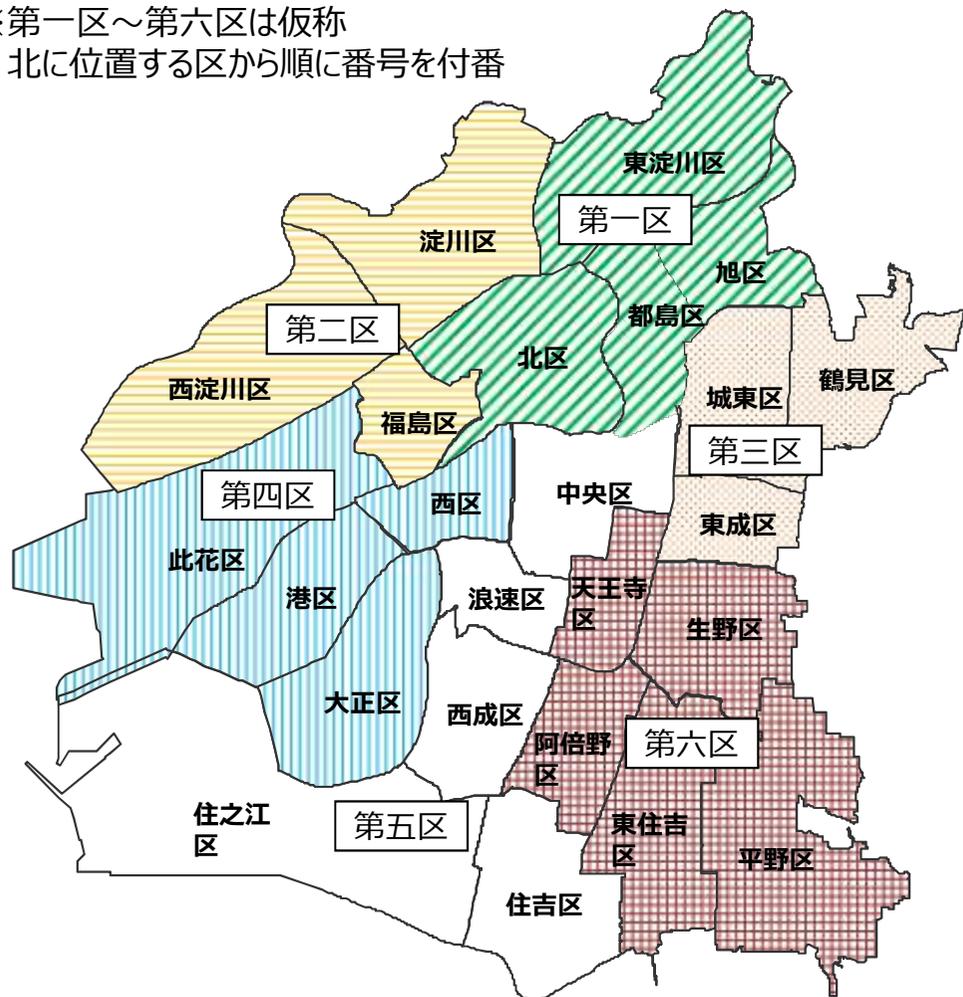
※第一区～第四区は仮称  
北に位置する区から順に番号を付番



	区 域
第一区	此花区・港区・西淀川区・淀川区・東淀川区
第二区	北区・都島区・福島区・東成区・旭区・城東区・鶴見区
第三区	中央区・西区・大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区
第四区	天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区

## 試案C (6区C案)

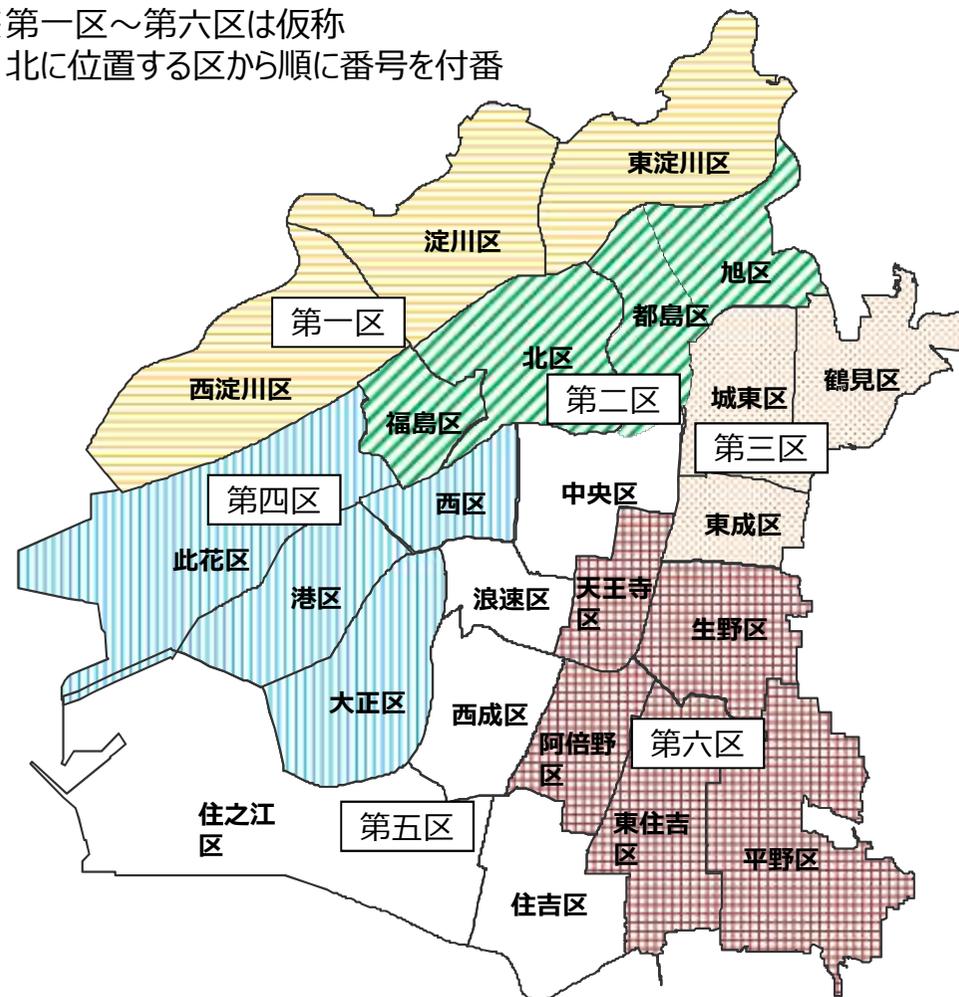
※第一区～第六区は仮称  
北に位置する区から順に番号を付番



	区 域
第一区	北区・都島区・東淀川区・旭区
第二区	福島区・西淀川区・淀川区
第三区	東成区・城東区・鶴見区
第四区	此花区・西区・港区・大正区
第五区	中央区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区
第六区	天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区

## 試案D (6区D案)

※第一区～第六区は仮称  
北に位置する区から順に番号を付番



	区 域
第一区	西淀川区・淀川区・東淀川区
第二区	北区・都島区・福島区・旭区
第三区	東成区・城東区・鶴見区
第四区	此花区・西区・港区・大正区
第五区	中央区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区
第六区	天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区

## 7 制度設計のポイント

### 区割り

#### ◆ 地域コミュニティ等を踏まえつつ、各特別区間の財政の均衡・人口バランスを重視

##### ◆ 財政の均衡

- 基礎自治体として住民に必要なサービスを安定的に提供できるよう、各特別区間の財政の均衡を最大限考慮  
⇒人口一人当たりの自主財源の最大格差（4区A案：1.14倍 4区B案：1.19倍 6区C案：1.20倍 6区D案：1.37倍）  
※自主財源・・・個人市民税、軽自動車税、市たばこ税、譲与税・税交付金（一部）、交付金（一部）の合計

##### ◆ 人口バランス

- 将来の人口格差を概ね2倍以内とする  
⇒H47年の将来推計人口の最大格差（4区A案：1.77倍 4区B案：1.33倍 6区C案：1.99倍 6区D案：1.99倍）

##### ◆ 地域コミュニティ等

- これまで築きあげてきたコミュニティや過去の合区・分区の歴史的な経緯、住民の円滑な移動や交流を確保するための鉄道網、商業集積の状況、災害対策としての防災上の視点を考慮

※区の名称及び本庁舎の位置については、今後、法定協議会における議論を踏まえ、案を提示

### 事務分担

#### ◆ 特別区は、中核市並みの権限を基本として、住民に身近な事務を担う

#### ◆ 大阪府は、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務などを担う

#### ◆ 現在の住民サービスは、特別区等に適正に引き継ぎ、内容や水準を維持するよう努める

##### ◆ 特別区が担う事務

- 中核市・一般市の権限にかかる事務（保育・子育て支援、高齢者福祉、幼稚園・小中学校、保健所など）
- 地域のまちづくりや住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務  
（都市計画（地区計画等）、市街地整備・景観等、住民に身近な道路・公園、河川の表面管理など）
- 都道府県や政令指定都市の権限にかかる事務のうち、住民に身近な事務  
（児童相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、小中学校教職員人事権、旅券交付、私立幼稚園の設置認可など）
- 東京の特別区が法令により処理することとされている事務とは異なる事務分担としているものは、事務処理特例条例等での事務移譲を基本とする

##### ◆ 大阪府が担う事務

- 大阪府と大阪市で現在行っている広域的な事務は、大阪府が一元的に実施

##### ◆ 住民サービスの維持

- 特別区と大阪府は、住民サービスを低下させないよう適正に事務を引き継ぐ。大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するよう努める

【事務の仕分け】

<仕分け前> 合計4,587事務（大阪市2,918事務、大阪府1,669事務） ⇒ <仕分け後> 特別区2,410事務、大阪府2,070事務

※別途、終了事務として97事務

## 組織体制

- ◆特別区は、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる効果的・効率的な組織体制
- ◆大阪府は、全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、広域機能を強力に推進できる組織体制

### ◆特別区（一部事務組合含む特別区合計）

- 事務分担（案）に基づき、大阪都市圏にある中核市6市の職員数をモデルに、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性を反映して、職員数を算定  
（4区A案及び4区B案：10,150人、6区C案及び6区D案：10,740人）

### ◆大阪府

- 事務分担（案）に基づき、1,370人を移管〔各試案共通〕  
※経営形態見直し部門・学校園等、技能労務職を除く（特別区・大阪府共通）

### ◆組織体制の整備に向けた職員採用

- 特別区設置当初、組織体制整備のため、4区案210人、6区案800人の採用が必要  
⇒特別区の円滑な設置に向け、準備期間中に、大阪市・大阪府において計画的な職員採用を実施

## 財産・債務

- ◆特別区や大阪府において、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、財産・債務を承継
- ◆事務分担（案）や財産・債務の性格などを踏まえた承継ルールを設定

### ◆財産の承継

- 行政財産（行政目的達成のため、直接使用する財産）は、事務分担（案）に基づき、財産の所在特別区等や大阪府に承継
- 普通財産等は、大阪府が担う役割と密接不可分なものを除き、所在特別区に承継することを基本  
⇒市有財産10兆7,812億円（一般会計、政令等会計）が、特別区等に7兆5,031億円（69.6%）、大阪府に3兆2,581億円（30.2%）を承継（事務分担の仕分けが調整中の事務を除く）

### ◆債務の承継

- 債務負担行為
  - ・確定債務は、事務分担（案）に基づき、特別区等又は大阪府に承継する
  - ・偶発債務（将来債務となる可能性があるもの〔ATC、クリスタ長堀など〕）は、事務分担（案）に対応して承継すべきものを除き、大阪府に一元化して承継することを基本とする（引き当て財源として大阪市財政調整基金のうち、財務リスク相当額を併せて承継）  
なお、大阪府に承継する大阪市財政調整基金は、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分
- 地方債
  - ・市債3兆707億円は、債権者保護の観点等から大阪府に一元化して承継し償還（償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担）

## 7 制度設計のポイント

### 財政調整

- ◆現在の住民サービスを適切に提供できるよう財源配分を行い、大阪の実情に応じた財政調整制度を構築
- ◆特別区財政調整交付金の算定方法・算定項目を明確化
- ◆大阪府に特別会計を設置するなど、財政調整制度の透明性を確保

#### ◆財政調整制度

- 財政調整財源として、普通税三税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税）のほか、地方交付税相当額（市町村算定分【臨時財政対策債を含む】）を追加
  - ⇒事務分担（案）に応じ、特別区と大阪府に財源を配分（特別区79.2%；大阪府20.8%）（過去3年間の平均値）
  - ⇒特別区に配分される財源は、「特別区財政調整交付金」として各特別区に交付
  - ⇒大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当
- 大阪府が徴収する目的税二税（都市計画税、事業所税）は、過去の実績を勘案し、特別区と大阪府双方の事業に充当することとし、目的税交付金として各特別区に配分（特別区：54%、大阪府：46%）

#### ◆透明性の確保

- 財政調整制度にかかる経理は、全て「財政調整特別会計（仮称）」で行うことにより、透明性を確保
- 特別区設置後は、毎年度「大阪府・特別区協議会（仮称）」で運用状況等の報告を行うなど、検証を実施し、必要に応じて協議
- 特別区相互の財源配分については、特別区が主体的に財政調整を行う制度の実現をめざしていく

### 大阪府・特別区 協議会 (仮称)

- ◆特別区と大阪府及び特別区相互の間の連絡調整を図るために設置
- ◆東京の都区協議会を発展・充実させ、特別区の考えがより反映される「特別区重視」の仕組みを構築

#### ◆協議会の組織・運営

- 委員は、各特別区の区長（4 or 6人）と知事を基本とし、必要に応じ、議会の代表者、職員、学識経験者等を加える
- 財政調整交付金条例制定（改正含む）時に、知事に意見具申を行うほか、財産・債務等の取扱いなど幅広い協議事項を設定

#### ◆第三者機関の設置

- 協議不調時に、第三者機関を設置し、調整委員が協議会委員から意見聴取を行い、合議により「調停案」を提示する
- 調整委員は、地方行政、地方財政等の学識経験者などから3名を任命し、各協議会委員に調停案への尊重義務を課す

## 地域自治区 地域協議会

### ◆現在の24区のコミュニティに配慮した仕組みとして、地域自治区・地域協議会を置く

#### ◆24区単位での窓口サービスの継続と住民意見の反映

- 地域自治区の事務所では、現在の24区役所で提供する窓口サービス（※）を継続して実施  
※住民票の写し等の交付、国民健康保険、地域協議会運営関係事務 等
- 地域協議会は、特別区長などに意見を述べる事ができる。特別区長などは、必要に応じ、適切な措置を講ずる

## 一部事務 組合等

### ◆公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務については、一部事務組合の設置や機関等の共同設置により処理

- 一部事務組合で処理する事務  
介護保険事業等の実施、情報システムの管理、施設の管理等
- 機関等の共同設置で処理する事務  
監査委員及びその事務局、心身障がい者リハビリテーションセンターで行う事務、児童相談所及び一時保護所<一部の区において暫定対応>

## 設置の日

### ◆必要な準備期間を確保した上で、特別区の設置の日を決定

- 住民サービスに支障がないこと、また、十分な周知と関係機関との調整期間を確保するため、住民投票の日から概ね3～4年後とする  
⇒組織体制の整備、システム改修、庁舎整備、街区表示板等の変更その他を考慮  
※具体的な設置の日については、今後、法定協議会における議論を踏まえたうえで、案を提示

※このほか、特別区の議員定数については、今後、法定協議会における議論を踏まえたうえで決定

# 8 区割り試案ごとの比較 ～項目ごと～

## (1) 組織体制

各特別区・一部事務組合の職員数（特別区設置当初）

※経営形態見直し部門・学校園等及び技能労務職は含まず

### 試案 A（4区A案）

特別区の職員数は10,150人

区名	職員数	区名	職員数
第一区	2,860人	第三区	2,850人
第二区	1,790人	第四区	2,370人
一部事務組合			270人

### 試案 B（4区B案）

特別区の職員数は10,150人

区名	職員数	区名	職員数
第一区	2,140人	第三区	2,850人
第二区	2,510人	第四区	2,370人
一部事務組合			270人

### 試案 C（6区C案）

特別区の職員数は10,740人

区名	職員数	区名	職員数
第一区	1,800人	第四区	1,250人
第二区	1,320人	第五区	2,370人
第三区	1,340人	第六区	2,370人
一部事務組合			270人

### 試案 D（6区D案）

特別区の職員数は10,740人

区名	職員数	区名	職員数
第一区	1,670人	第四区	1,250人
第二区	1,460人	第五区	2,370人
第三区	1,340人	第六区	2,370人
一部事務組合			270人

※端数処理の影響で、合計数等において一致していない。

## (2) 財産・債務

各特別区・一部事務組合へ承継される財産の状況（平成27年度末現在〈処分済のもの等を反映〉）

※準公営・公営企業会計を除く

### 試案 A（4区A案）

区名	財産合計	うち行政財産	うち普通財産等
第一区	2兆1,566億円	2兆 268億円	202億円
第二区	1兆2,400億円	1兆1,060億円	526億円
第三区	2兆 664億円	1兆9,124億円	591億円
第四区	1兆7,411億円	1兆5,860億円	548億円
一部事務組合	2,990億円	2,185億円	801億円

### 試案 B（4区B案）

区名	財産合計	うち行政財産	うち普通財産等
第一区	1兆5,950億円	1兆4,490億円	538億円
第二区	1兆8,016億円	1兆6,838億円	190億円
第三区	2兆 664億円	1兆9,124億円	591億円
第四区	1兆7,411億円	1兆5,860億円	548億円
一部事務組合	2,990億円	2,185億円	801億円

### 試案 C（6区C案）

区名	財産合計	うち行政財産	うち普通財産等
第一区	1兆3,428億円	1兆2,532億円	194億円
第二区	7,090億円	6,532億円	16億円
第三区	8,329億円	7,768億円	8億円
第四区	1兆 515億円	9,380億円	601億円
第五区	1兆5,438億円	1兆4,251億円	500億円
第六区	1兆7,241億円	1兆5,849億円	548億円
一部事務組合	2,990億円	2,185億円	801億円

### 試案 D（6区D案）

区名	財産合計	うち行政財産	うち普通財産等
第一区	1兆 661億円	9,984億円	29億円
第二区	9,857億円	9,081億円	181億円
第三区	8,329億円	7,768億円	8億円
第四区	1兆 515億円	9,380億円	601億円
第五区	1兆5,438億円	1兆4,251億円	500億円
第六区	1兆7,241億円	1兆5,849億円	548億円
一部事務組合	2,990億円	2,185億円	801億円

# 8 区割り試案ごとの比較 ～項目ごと～

## (3) 財政調整

財政調整後の各特別区の一般財源の状況（平成27年度決算ベースにより試算）

### 試案 A（4区A案）

◇各特別区の一般財源の状況

区名	一般財源	区名	一般財源
第一区	2,010億円	第三区	1,930億円
第二区	1,180億円	第四区	1,629億円

◇各特別区歳入の格差

⇒人口一人当たり236千円<sup>[第一区]</sup>～272千円<sup>[第三区]</sup>（約1.2倍）

◇各特別区裁量経費の格差

⇒人口一人当たり39千円<sup>[第一区]</sup>～43千円<sup>[第三区]</sup>（約1.1倍）

### 試案 B（4区B案）

◇各特別区の一般財源の状況

区名	一般財源	区名	一般財源
第一区	1,464億円	第三区	1,930億円
第二区	1,726億円	第四区	1,629億円

◇各特別区歳入の格差

⇒人口一人当たり230千円<sup>[第二区]</sup>～272千円<sup>[第三区]</sup>（約1.2倍）

◇各特別区裁量経費の格差

⇒人口一人当たり38千円<sup>[第二区]</sup>～43千円<sup>[第三区]</sup>（約1.1倍）

### 試案 C（6区C案）

◇各特別区の一般財源の状況

区名	一般財源	区名	一般財源	区名	一般財源
第一区	1,184億円	第三区	826億円	第五区	1,544億円
第二区	794億円	第四区	772億円	第六区	1,629億円

◇各特別区歳入の格差

⇒人口一人当たり231千円<sup>[第二区]</sup>～280千円<sup>[第五区]</sup>（約1.2倍）

◇各特別区裁量経費の格差

⇒人口一人当たり35千円<sup>[第三区]</sup>～50千円<sup>[第四区]</sup>（約1.4倍）

### 試案 D（6区D案）

◇各特別区の一般財源の状況

区名	一般財源	区名	一般財源	区名	一般財源
第一区	1,078億円	第三区	826億円	第五区	1,544億円
第二区	899億円	第四区	772億円	第六区	1,629億円

◇各特別区歳入の格差

⇒人口一人当たり229千円<sup>[第二区]</sup>～280千円<sup>[第五区]</sup>（約1.2倍）

◇各特別区裁量経費の格差

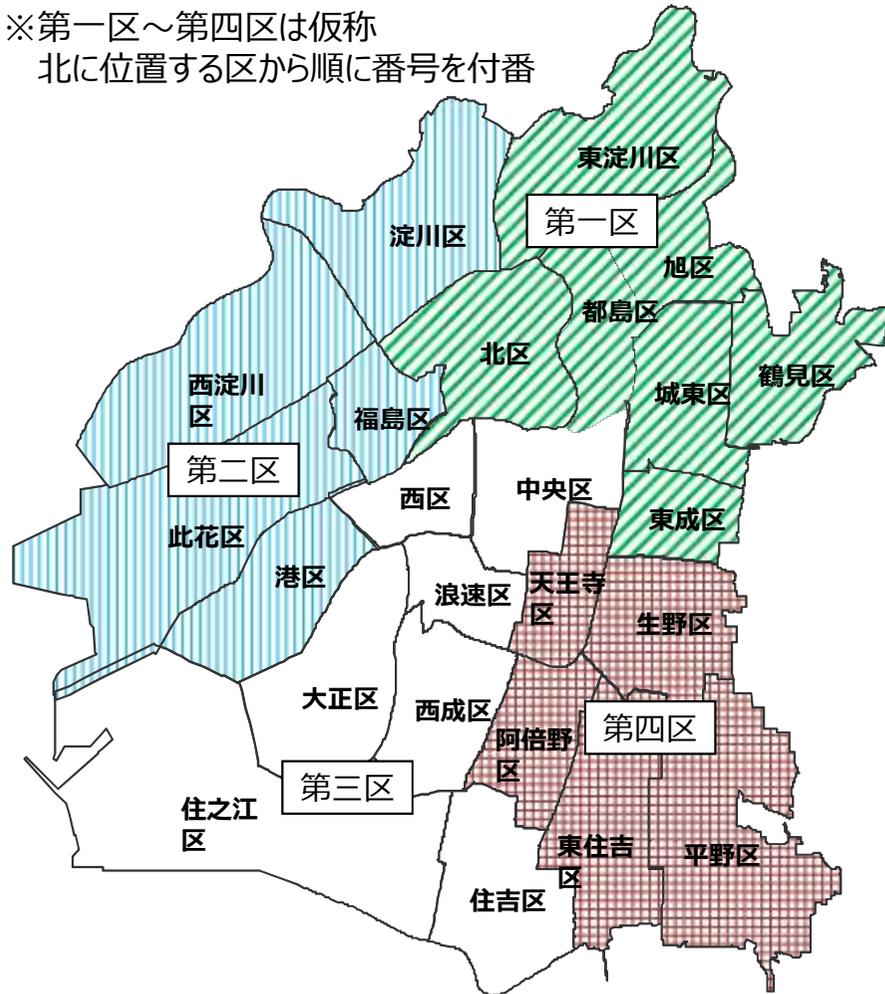
⇒人口一人当たり35千円<sup>[第三区]</sup>～50千円<sup>[第四区]</sup>（約1.4倍）

# 8 区割り試案ごとの比較 ～特別区のすがた～

## 【試案A（4区A案）】

	区 域
第一区	北区・都島区・東淀川区・東成区・旭区・城東区・鶴見区
第二区	福島区・此花区・港区・西淀川区・淀川区
第三区	中央区・西区・大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区
第四区	天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区

※第一区～第四区は仮称  
北に位置する区から順に番号を付番



第一区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	852,349人	787,233人	57.10 km <sup>2</sup>	3,240人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
2,010億円	堺市 1,906億円	2兆1,566億円		

第二区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	492,866人	444,351人	58.64 km <sup>2</sup>	2,010人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,180億円	東大阪市 1,039億円	1兆2,400億円		

第三区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	709,516人	623,666人	65.28 km <sup>2</sup>	3,170人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,930億円	堺市 1,906億円	2兆664億円		

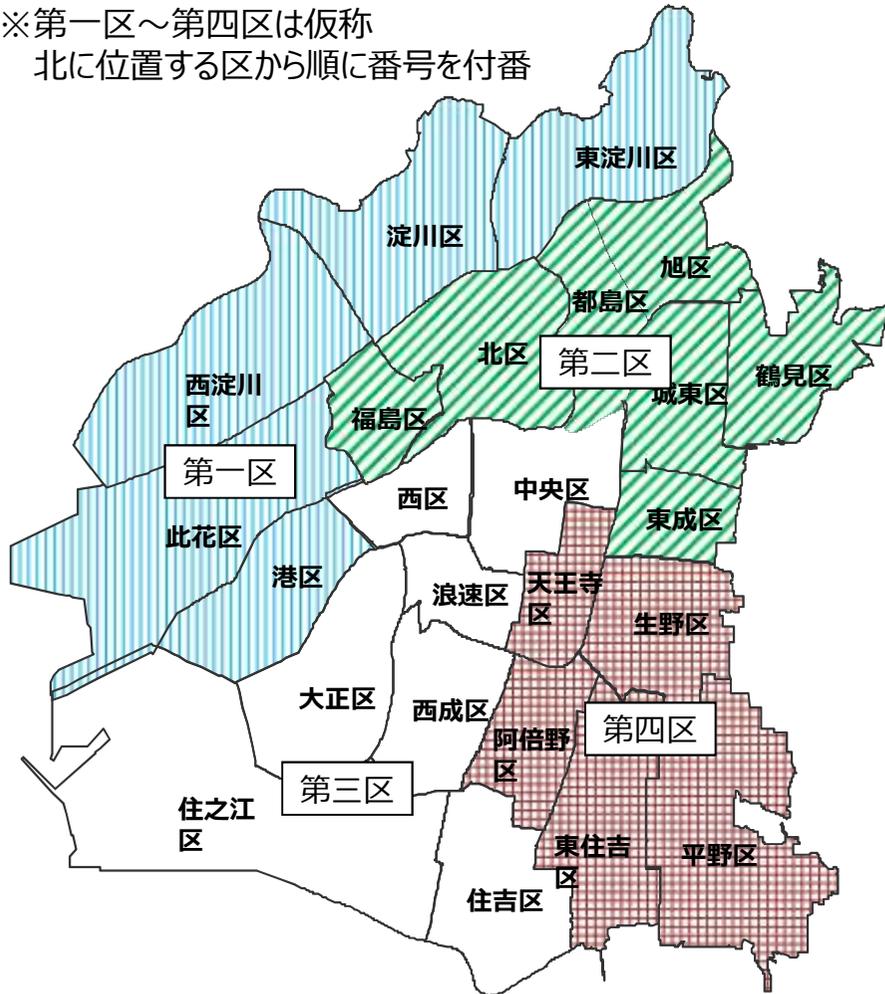
第四区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	636,454人	554,067人	44.22 km <sup>2</sup>	2,660人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,629億円	堺市 1,906億円	1兆7,411億円		

# 8 区割り試案ごとの比較 ～特別区のすがた～

## 【試案B（4区B案）】

	区 域
第一区	此花区・港区・西淀川区・淀川区・東淀川区
第二区	北区・都島区・福島区・東成区・旭区・城東区・鶴見区
第三区	中央区・西区・大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区
第四区	天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区

※第一区～第四区は仮称  
北に位置する区から順に番号を付番



第一区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	595,912人	529,281人	67.24 k m <sup>2</sup>	2,410人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,464億円	東大阪市 1,039億円	1兆5,950億円		

第二区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	749,303人	702,303人	48.50 k m <sup>2</sup>	2,850人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,726億円	堺市 1,906億円	1兆8,016億円		

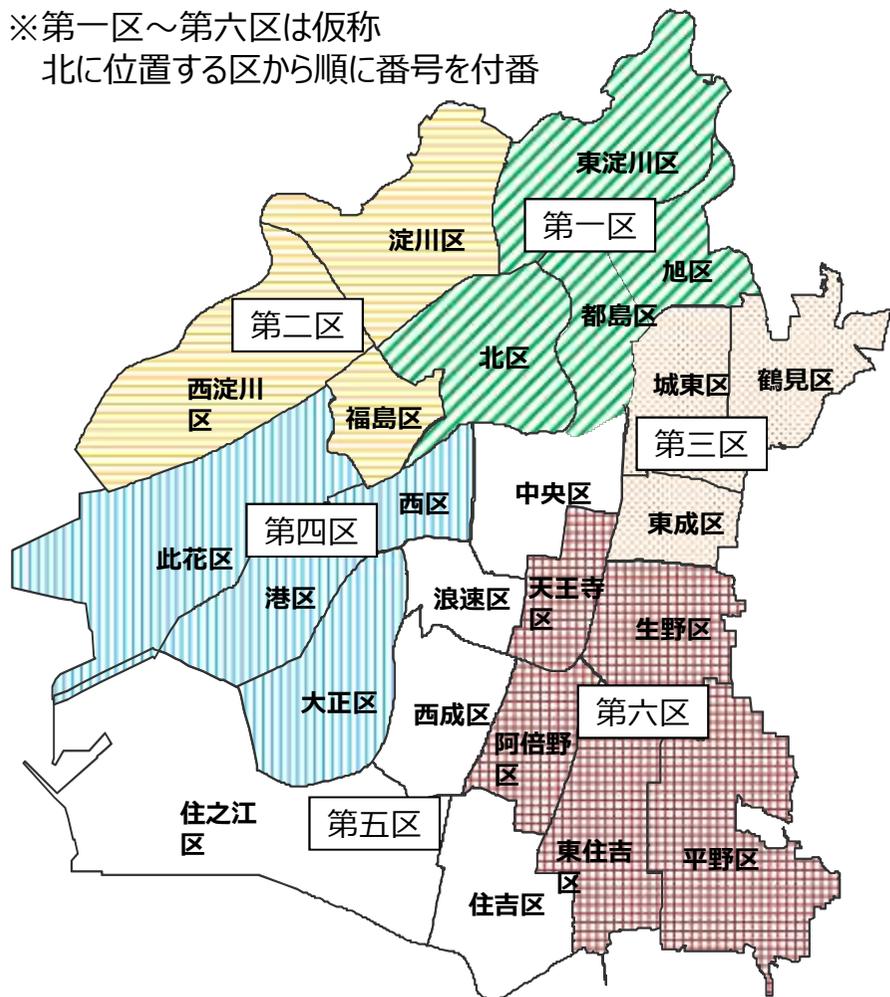
第三区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	709,516人	623,666人	65.28 k m <sup>2</sup>	3,170人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,930億円	堺市 1,906億円	2兆664億円		

第四区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	636,454人	554,067人	44.22 k m <sup>2</sup>	2,660人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,629億円	堺市 1,906億円	1兆7,411億円		

## 【試案C（6区C案）】

	区 域
第一区	北区・都島区・東淀川区・旭区
第二区	福島区・西淀川区・淀川区
第三区	東成区・城東区・鶴見区
第四区	此花区・西区・港区・大正区
第五区	中央区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区
第六区	天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区

※第一区～第六区は仮称  
北に位置する区から順に番号を付番



第一区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	495,532人	454,997人	36.01 km <sup>2</sup>	2,030人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,184億円	東大阪市 1,039億円	1兆3,428億円		

第二区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	344,175人	318,797人	31.53 km <sup>2</sup>	1,470人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
794億円	枚方市 764億円	7,090億円		

第三区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	356,817人	332,236人	21.09 km <sup>2</sup>	1,500人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
826億円	豊中市 835億円	8,329億円		

第四区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	306,262人	278,829人	41.75 km <sup>2</sup>	1,390人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
772億円	枚方市 764億円	1兆515億円		

第五区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	551,945人	470,391人	50.64 km <sup>2</sup>	2,620人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,544億円	堺市 1,906億円	1兆5,438億円		

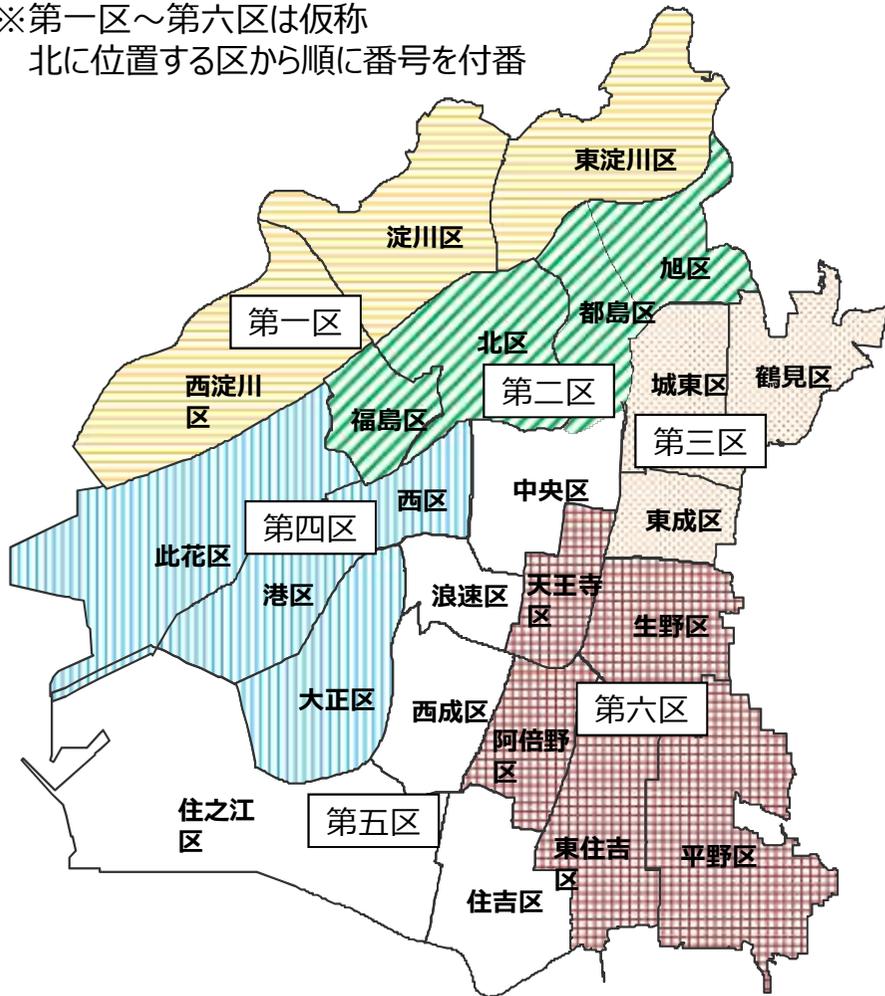
第六区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	636,454人	554,067人	44.22 km <sup>2</sup>	2,660人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,629億円	堺市 1,906億円	1兆7,241億円		

# 8 区割り試案ごとの比較 ～特別区のすがた～

## 【試案D（6区D案）】

	区 域
第一区	西淀川区・淀川区・東淀川区
第二区	北区・都島区・福島区・旭区
第三区	東成区・城東区・鶴見区
第四区	此花区・西区・港区・大正区
第五区	中央区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区
第六区	天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区

※第一区～第六区は仮称  
北に位置する区から順に番号を付番



第一区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	447,221人	403,727人	40.13 km <sup>2</sup>	1,870人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,078億円	東大阪市 1,039億円	1兆661億円		

第二区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	392,486人	370,067人	27.41 km <sup>2</sup>	1,630人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
899億円	豊中市 835億円	9,857億円		

第三区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	356,817人	332,236人	21.09 km <sup>2</sup>	1,500人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
826億円	豊中市 835億円	8,329億円		

第四区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	306,262人	278,829人	41.75 km <sup>2</sup>	1,390人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
772億円	枚方市 764億円	1兆515億円		

第五区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	551,945人	470,391人	50.64 km <sup>2</sup>	2,620人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,544億円	堺市 1,906億円	1兆5,438億円		

第六区	人口 (H27)	将来推計人口 (H47)	面積	職員数
	636,454人	554,067人	44.22 km <sup>2</sup>	2,660人
	歳出額 (一般財源ベース) [H27決算]	【参考：近似市】 歳出額 (一般財源ベース)[H27決算]	区に承継される財産	
1,629億円	堺市 1,906億円	1兆7,241億円		



# 副首都・大阪にふさわしい大都市制度

## 《特別区（素案）》

### 【試案B（4区B案）修正版】

平成30年4月6日

大都市制度（特別区設置）協議会

事務局：副首都推進局



**【 各 論 】**

# 《 資 料 》

- 1 区割り
- 2 事務分担
- 3 組織体制
- 4 財産・債務
- 5 財政調整
- 6 大阪府・特別区協議会（仮称）～大阪版「都区協議会」～
- 7 地域自治区・地域協議会
- 8 一部事務組合等
- 9 設置の日
- 10 特別区のすがた【試案B（4区B案）】
- 11 特別区設置に伴うコスト

※下線部分は、第3回協議会（平成29年9月29日開催）及び第4回協議会（平成29年11月9日開催）に提出した特別区（素案）からの修正箇所

# 1 区割り

# 目次

- 1 基本的な考え方 .....区割- 1
- 2 区割り ～試案 B (4区B案) ～ .....区割- 2

# 1 基本的な考え方

## 区割り

以下の5つの具体的な視点に基づき、区割りを策定

- ◆ 各特別区における財政状況の均衡化が図れるよう最大限考慮する
- ◆ 各特別区間における将来（H47を想定）の人口格差を概ね2倍以内とする
- ◆ これまで地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的な経緯を踏まえる
- ◆ 特別区内における住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮する
- ◆ 災害対策について、防災上の視点について出来る限り考慮する

※本資料では第一区～第四区の仮称とし、北に位置する区から順に番号を付番

## 2 区割り ～試案B (4区B案)～

## (1) 区割り (案)

※本資料で示した第一区～第四区は仮称。北に位置する区から順に番号を付番

## 第一区

- 此花区・港区・西淀川区・淀川区・東淀川区 5区
- 一人当たり自主財源額85.7千円 (H27)
  - H47人口52万9千人 (H27 59万6千人)
  - 淀川区は旧東淀川区より分区

## 第二区

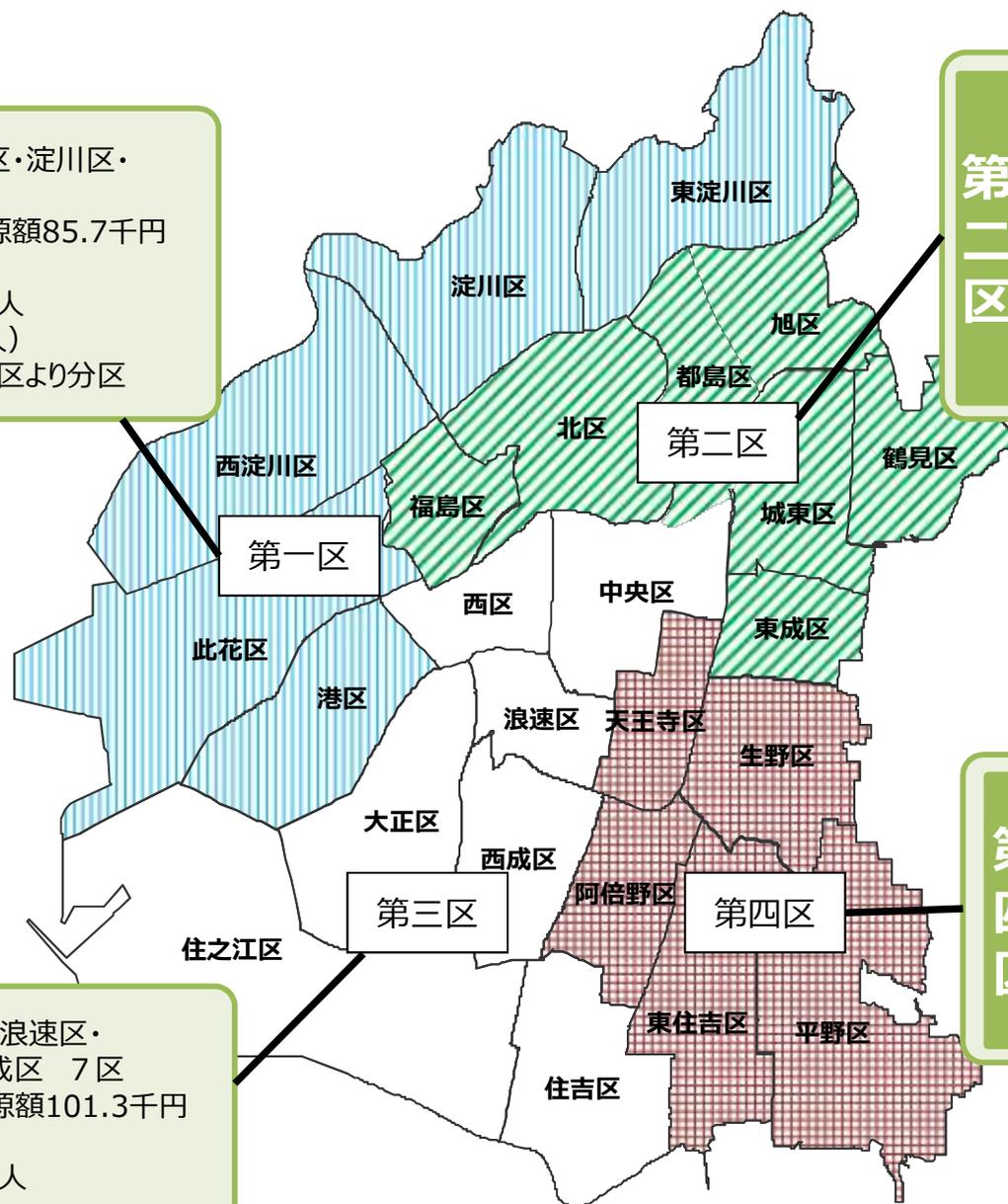
- 北区・都島区・福島区・東成区・旭区・城東区・鶴見区 7区
- 一人当たり自主財源額102.4千円 (H27)
  - H47人口70万2千人 (H27 74万9千人)
  - 都島区は旧北区等より分離  
鶴見区は旧城東区より分区  
旧城東区は旧旭区より分区

## 第四区

- 天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区 5区
- 一人当たり自主財源額88.8千円 (H27)
  - H47人口55万4千人 (H27 63万6千人)
  - 平野区は旧東住吉区より分区

## 第三区

- 中央区・西区・大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区 7区
- 一人当たり自主財源額101.3千円 (H27)
  - H47人口62万4千人 (H27 71万人)
  - 住之江区は旧住吉区より分区



## (2) 区割り(案)に関する基礎データ(人口・財政・歴史)

区名	人口(人) (H27.10.1現在)※1	将来推計人口(人) 平成47年 ※2	面積(km <sup>2</sup> ) ※3	歳入合計 (H27年度調整後 単位:千円)		自主財源※4 (H27年度 単位:千円)		分区分区の変遷					
				一人当たり歳入合計 (H27年度調整後 単位:千円)	一人当たり自主財源 (H27年度 単位:千円)	昭和49年7月 26区制		昭和18年4月 22区制		昭和7年4月 15区制			
此花区	66,656	55,721	19.25	17,382,020	260.8	5,538,780	83.1	此花区		此花区		此花区	
港区	82,035	69,833	7.86	13,992,587	170.6	6,897,473	84.1	港区		港区		港区	
西淀川区	95,490	89,262	14.22	18,070,734	189.2	7,957,365	83.3	西淀川区		西淀川区		西淀川区	
淀川区	176,201	157,450	12.64	42,508,209	241.2	17,083,012	97.0	淀川区					
東淀川区	175,530	157,015	13.27	22,666,316	129.1	13,606,369	77.5	東淀川区		東淀川区		東淀川区	
<b>第一区計</b>	<b>595,912</b>	<b>529,281</b>	<b>67.24</b>	<b>114,619,866</b>	<b>192.3</b>	<b>51,082,999</b>	<b>85.7</b>						
北区	123,667	128,460	10.34	105,557,078	853.6	20,101,623	162.5	北区	大淀区	北区	大淀区	北区	
都島区	104,727	95,110	6.08	17,692,173	168.9	9,870,528	94.3	都島区		都島区			
福島区	72,484	72,085	4.67	19,019,289	262.4	8,670,366	119.6	福島区		福島区		此花区	
東成区	80,563	73,360	4.54	13,610,809	168.9	6,978,986	86.6	東成区		東成区		東成区	
旭区	91,608	74,412	6.32	11,430,005	124.8	7,483,603	81.7	旭区		旭区			
城東区	164,697	149,698	8.38	23,482,056	142.6	14,269,814	86.6	城東区				旭区	
鶴見区	111,557	109,178	8.17	16,586,801	148.7	9,322,921	83.6	鶴見区		城東区			
<b>第二区計</b>	<b>749,303</b>	<b>702,303</b>	<b>48.50</b>	<b>207,378,211</b>	<b>276.8</b>	<b>76,697,841</b>	<b>102.4</b>						
中央区	93,069	96,378	8.87	107,560,672	1155.7	19,290,053	207.3	東区	南区	東区	南区	東区	南区
西区	92,430	101,870	5.21	38,087,583	412.1	12,079,357	130.7	西区		西区		西区	
大正区	65,141	51,405	9.43	10,486,629	161.0	4,986,120	76.5	大正区		大正区		大正区	
浪速区	69,766	62,658	4.39	18,636,597	267.1	6,176,070	88.5	浪速区		浪速区		浪速区	
住之江区	122,988	101,645	20.61	27,958,078	227.3	9,738,216	79.2	住之江区					
住吉区	154,239	133,756	9.40	19,458,603	126.2	12,898,062	83.6	住吉区		住吉区		住吉区	
西成区	111,883	75,954	7.37	12,403,727	110.9	6,726,218	60.1	西成区		西成区		西成区	
<b>第三区計</b>	<b>709,516</b>	<b>623,666</b>	<b>65.28</b>	<b>234,591,889</b>	<b>330.6</b>	<b>71,894,096</b>	<b>101.3</b>						
天王寺区	75,729	79,277	4.84	20,592,923	271.9	9,821,577	129.7	天王寺区		天王寺区		天王寺区	
生野区	130,167	105,311	8.37	16,058,728	123.4	9,247,395	71.0	生野区		生野区		東成区	
阿倍野区	107,626	95,903	5.98	22,971,017	213.4	12,040,229	111.9	阿倍野区		阿倍野区			
東住吉区	126,299	104,736	9.75	18,273,700	144.7	10,793,631	85.5	東住吉区				住吉区	
平野区	196,633	168,840	15.28	25,601,303	130.2	14,626,558	74.4	平野区		東住吉区			
<b>第四区計</b>	<b>636,454</b>	<b>554,067</b>	<b>44.22</b>	<b>103,497,671</b>	<b>162.6</b>	<b>56,529,390</b>	<b>88.8</b>						
合計	2,691,185	2,409,317	225.24	660,087,637	245.3	256,204,326	95.2						
	第二区/第一区	第二区/第一区		第三区/第四区	第三区/第四区	第二区/第一区	第二区/第一区						
	1.26	1.33		2.27	2.03	1.50	1.19						

※1:平成27年国勢調査結果による。

□について、最大値及び最小値を太囲いにて表示。

※2:平成22年国勢調査を基に平成25年10月1日の人口を推計し、これを将来推計の基準人口とした。(平成26年8月推計)

※3:面積は平成27年10月1日現在(国土地理院発表)。単位未満は四捨五入のため、各区の面積の合計は総数と一致しない。

※4:自主財源は、個人市民税、軽自動車税、市たばこ税、譲与税・税交付金(一部)、交付金(一部)の累計で算出。



## 2 事務分担

# 目次

1	基本的な考え方	事務- 1
2	特別区と大阪府の事務分担	事務- 2
3	特別区の事務	事務- 6
4	大阪府の事務	事務- 1 6
5	新たな事務に関する事務分担	事務- 1 9
6	事務分担総括表	事務- 2 0
7	法令事務の特別区への承継	事務- 2 4
8	事務の承継	事務- 2 6

# 1 基本的な考え方

## 現 状

### 大阪市の事務

- 都道府県・政令指定都市・中核市・一般市権限の事務
- 住民に身近な事務に加え、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務

### 大阪府の事務

- 都道府県権限の事務
- 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務

新たな大都市制度においてめざすべき姿として、現行法制度の枠組みにとらわれない  
「基礎自治体」と「広域自治体」の役割分担を徹底

#### 基礎自治体

住民に身近な事務については、  
“基礎自治体優先”の原則のもと、  
基礎自治体ができるだけ担う

#### 広域自治体

大阪都市圏の集積・広がりを踏まえ、  
大阪全体の視点、統一戦略で  
取り組むべき事務は、  
広域自治体に一元化

上記の役割分担に基づき、中核市並みの権限を基本として、大阪市と大阪府の事務事業・機能を最適化する観点で事務を仕分け

※将来的には、特別区の設置当初に大阪府が担うこととした事務であっても、住民に身近な事務は特別区が担えるように取り組んでいく

## 2 特別区と大阪府の事務分担

### (1) 役割分担の考え方

#### 特別区

- 住民に最も身近な存在として、豊かな住民生活や地域の安全・安心を支える
- 公選の区長、区議会のもと、福祉・保健・教育などの住民に身近な行政サービスを総合的に提供
- 地域の実情に応じた特色ある施策展開を図る

#### 大阪府

- 大阪都市圏の“成長”を支え、大阪全体の安全・安心を確保する
- 大阪全体の成長、発展に向けた統一的な戦略、計画づくり、統一戦略に基づく産業政策の推進など
- 大阪府域トータルの視点での交通インフラの整備など、選択と集中による事業展開
- 基礎自治体のバックアップ機能の発揮
- 大規模災害への対応のための防災体制の強化

# 東京都区の制度にとらわれない大阪独自の事務分担をめざす

## 特別区の事務

**住民に身近な事務は、“基礎自治体優先”の原則のもと、特別区が実施**

- ① 中核市・一般市の事務（大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務を除く）
- ② 地域のまちづくり（広域的対応が必要なまちづくりは除く）、住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務
- ③ 都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近なものは特別区が実施

※ 大阪市が独自に行う任意事務についても、同様の考え方で仕分け

※ 特別区の事務のうち、公平性・効率性・専門性などの観点から、必要なものについては共同で実施（一部事務組合・機関等の共同設置）

## 大阪府の事務

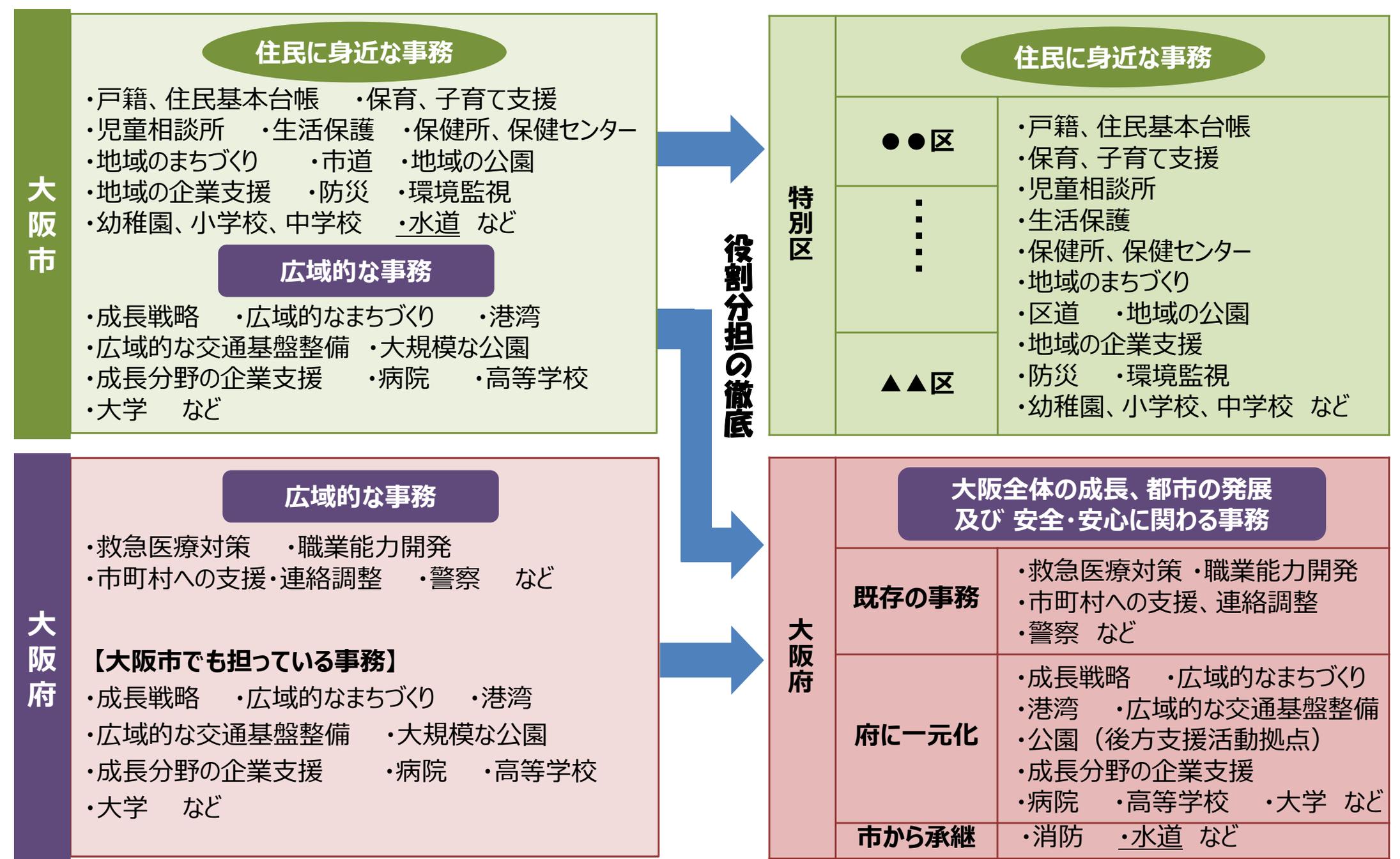
**大阪府は、特別区を包括する新たな広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務などを実施**

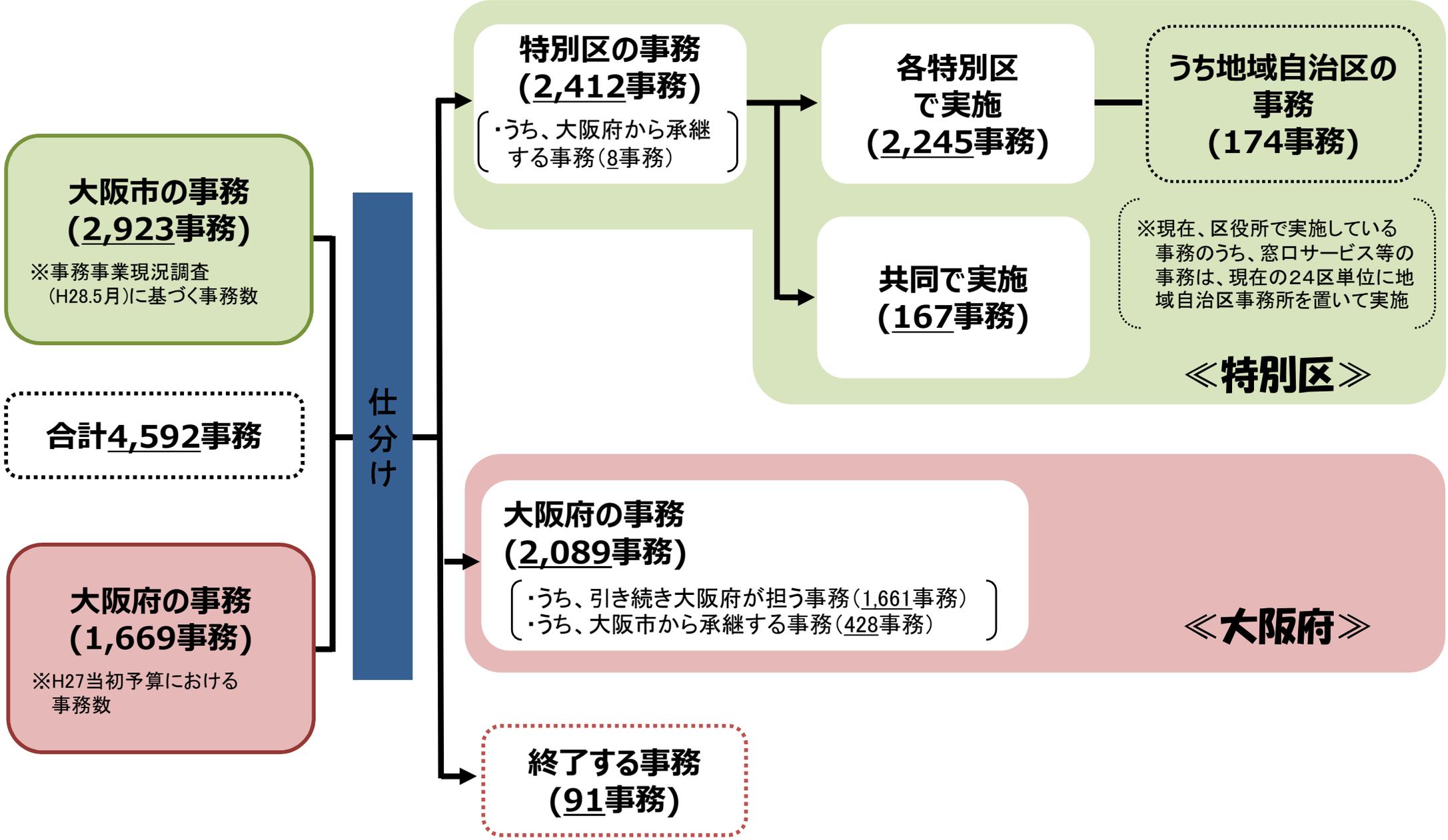
- ① 都道府県・政令指定都市の権限に係る事務（ただし、住民に身近な事務は特別区が実施）
- ② 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要なまちづくり、都市基盤整備に関する事務（中核市や一般市の権限に係る事務であっても、これに該当するものは大阪府が実施）

※ 大阪市が独自に行う任意事務についても、同様の考え方で仕分け

## 2 特別区と大阪府の事務分担

### (2) 事務の分担 (イメージ)





※ 事務数は、仕分け作業上、便宜的に算出したもの  
したがって、大阪市・大阪府で事務数の算出単位が異なる事務や大阪市・大阪府で重複する事務も含まれる

## 3 特別区の事務

### (1) 特別区が担う事務

#### 住民に身近な事務は、“基礎自治体優先”の原則のもと、特別区が実施

- ① 中核市・一般市の事務（大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務を除く）（事務-8参照）
- ② 地域のまちづくり（広域的対応が必要なまちづくりは除く）、住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務（事務-10参照）
- ③ 都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近な事務（事務-11参照）

※ 大阪市が独自に行う任意事務についても、同様の考え方で仕分け

※ 特別区の手務のうち、公平性・効率性・専門性などの観点から、必要なものについては共同で実施  
（一部事務組合、機関等の共同設置）

#### ■ 分野別事務の例

分野	事務の例
1. こども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育</li> <li>・子育て支援</li> <li>・こども、青少年</li> <li>・ひとり親家庭支援等</li> <li>・こども医療費助成</li> <li>・児童相談所、一時保護所</li> <li>・児童養護施設等</li> <li>・認定こども園</li> <li>・幼児教育無償化</li> </ul>
2. 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉</li> <li>・高齢者福祉</li> <li>・社会福祉・地域福祉等</li> <li>・敬老優待乗車証交付事業</li> <li>・身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所</li> <li>・発達障がい者支援（計画・施策）</li> <li>・障がい児施設認同等</li> </ul>
3. 健康・保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策</li> <li>・保健医療</li> <li>・環境衛生</li> <li>・食品衛生</li> <li>・狂犬病予防等</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳の交付等</li> <li>・病院開設許可、指導事務等</li> <li>・野生鳥獣関係</li> <li>・動物取扱事業者登録等に関する事務</li> </ul>

分野	事務の例
4. 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小中学校の設置運営等</li> <li>・生涯学習</li> <li>・小中学校教職員人事権、研修</li> <li>・文化財保護</li> <li>・私立幼稚園設置認可</li> </ul>
5. 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境監視規制等</li> <li>・廃棄物処理</li> <li>・斎場、霊園</li> <li>・地球温暖化対策等</li> <li>・エネルギー政策推進等</li> </ul>
6. 産業・市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の企業支援等</li> <li>・地域産業の振興、規制等</li> <li>・計量</li> <li>・農業の振興、規制等</li> </ul>
7. 都市魅力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光振興（地域）</li> <li>・文化、スポーツ振興（地域）</li> </ul>
8. まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり等</li> <li>・地域交通等関係事務</li> <li>・公営住宅</li> <li>・多様な世帯に対する居住支援</li> <li>・都市計画（地区計画等）</li> <li>・市街地整備、景観等</li> <li>・建築基準法関係</li> <li>・開発指導等</li> </ul>
9. 都市基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（地域交通網）</li> <li>・河川（普通・準用河川、一部の一級河川）</li> <li>・公園</li> </ul>
10. 住民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票等窓口サービス</li> <li>・人権、男女共同参画等</li> <li>・地域振興</li> <li>・住民協働等</li> <li>・地域施設</li> <li>・消費者行政</li> <li>・旅券交付</li> </ul>
11. 消防・防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災、危機管理（地域）</li> </ul>
12. 自治体運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事給与、税務、財政、企画、統計、広聴広報、法務、管財、会計、議会、行政委員会等</li> </ul>

### 3 特別区の事務

※「主な権限」について、主たる事務に付随する事務に任意事務が含まれる場合は、主たる事務の権限についてのみ記載

#### ① 中核市・一般市の事務（主な事務）

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
保育	中核市 一般市	特別区	・待機児童解消の取り組みなどについて、特別区長の方針や考え方を反映し、地域の実情に応じて特色ある施策を展開
こども医療費助成	任意	特別区	・大阪市が独自に進めてきた住民サービスを、より地域の特性を踏まえて特別区で実施
幼児教育無償化	任意	特別区	・大阪市が独自に進めてきた住民サービスを、より地域の特性を踏まえて特別区で実施
高齢者福祉	中核市 一般市	特別区	・住民の福祉に係る直接的な対人サービスの事務については、特別区長の方針や考え方を反映し、地域の実情に応じて特色ある施策を展開 ・住民に身近な特別区で実施し、よりきめ細かに対応
介護保険	一般市	特別区 (一部事務組合)	・特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、特別区設置時は一部事務組合で実施
敬老優待乗車証交付事業	任意	特別区	・大阪市が独自に進めてきた住民サービスを、より地域の特性を踏まえて特別区で実施
国民健康保険	一般市	特別区	・平成30年度から国民健康保険が広域化され、都道府県が財政運営の責任主体となり、その運営方針のもと各市町村は事業実施するため、特別区で実施

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
生活保護	一般市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎自治体の基本的な事務であり、地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から対応</li> </ul>
保健所 保健センター	中核市 一般市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健康診断や予防接種の実施、医療給付の申請受付など地域に密着した保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、よりきめ細かに対応</li> </ul>
幼稚園、小中学校の 設置運営等	一般市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に密着した教育行政を実施し、教育内容を充実</li> <li>・特別区で策定する教育振興基本計画に沿って施策を展開</li> </ul>
環境監視規制等	中核市 一般市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に密着した環境汚染状況等の監視</li> <li>・地域の実情に応じた事業者指導等により、地域の生活環境を向上</li> </ul>
地域の企業支援等	任意	特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区長の方針や考え方のもと、地域の特性を踏まえながら、地域の企業にきめ細かに対応</li> </ul>
住民票等窓口サービス	一般市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に関する登録や証明など基礎自治体の基本的な事務</li> </ul>
防災・危機管理	一般市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の安全・安心にかかわる事務</li> <li>・地域の実情に応じて地域防災計画を策定し、地域住民と協力しながら危機管理体制を充実</li> </ul>
公平委員会事務	一般市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各特別区において人事給与制度を構築する観点から、各特別区に公平委員会を設置</li> </ul>

### 3 特別区の事務

#### ② 地域のまちづくり、住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務（主な事務）

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
都市計画 ※	一般市	特別区	・地区計画、大規模でない特定街区・再開発等促進区、地域インフラの決定等については、地域の実情を踏まえきめ細かに施策を展開しながら、地域に身近なまちづくりを実施
道路 ※	一般市	特別区	・住民生活に身近な道路（大阪府が所管する道路除く）は、特別区が地域の実情に応じて対応
河川 ※	一般市	特別区	・地域の状況にあわせた河川の利活用を図り、まちづくり（にぎわいづくり等）との一体性を確保するため、 <u>河川の親水環境整備・維持等</u> を実施
公園 ※	一般市	特別区	・住民に身近な公園は地域の特性を踏まえながら維持管理

※ 大阪府が所管する事務は事務-18に記載

③ 都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近な事務（主な事務）

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
児童相談所・一時保護所	政令指定都市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に身近な特別区において児童虐待発生時の迅速に対応するため、児童相談所・一時保護所を一体として設置することを基本</li> <li>※特別区設置当初は、一部の特別区において共同設置</li> </ul>
児童養護施設等	政令指定都市 中核市	特別区 (一部事務組合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偏在している施設の入所調整等にかかる事務であり、一部事務組合で実施</li> </ul>
認定こども園	都道府県 中核市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の就学前教育・保育に係る事務であり、住民に身近な特別区が地域の実情を踏まえながら実施</li> </ul>
心身障がい者リハビリテーションセンター	政令指定都市 中核市	特別区 (共同設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、更生療育センター等が連携して総合的にサービスを提供</li> <li>・これらを共同設置することで専門性を確保</li> <li>※施設・財産の管理については、一部事務組合で実施</li> </ul>
身体障がい者更生相談所 知的障がい者更生相談所	政令指定都市	特別区 (共同設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の障がい者福祉施策と一体的に地域の実情を踏まえながら実施</li> <li>・機関の共同設置により実施することで、高度な専門性を確保</li> </ul>
発達障がい者支援センター 運営等事業	政令指定都市	特別区 (共同設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携や高度な専門性を確保しながら効果的に事業を実施していくため、機関の共同設置により実施</li> </ul>
精神障がい者保健福祉手帳の交付等	政令指定都市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の障がい者福祉施策と一体的に地域の実情を踏まえながら実施</li> </ul>

### 3 特別区の事務

#### ③ 都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近な事務（主な事務）

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
小中学校教職員人事権・研修	政令指定都市 中核市	特別区	・特別区が教職員人事権や研修まで含めた権限と責任を持つことで、より地域に密着した教育行政を実施
私立幼稚園の設置認可	都道府県	特別区	・地域の就学前教育に係る事務であり、住民に身近な特別区が地域の実情を踏まえながら実施
文化財保護	都道府県 政令指定都市	特別区	・地域振興等の施策と一体的・効果的に施策展開
旅券(パスポート)交付	都道府県	特別区	・旅券発給にかかる申請受理・交付業務などの窓口業務を実施し、住民の利便性を確保

## (2) 地域自治区事務所で実施する事務

現在の24区役所で実施している事務については、企画部門や内部事務は特別区の区役所に集約し、窓口サービスは地域自治区事務所等で実施

分野	地域自治区事務所の主な事務	特別区の区役所で実施する主な関連事務
1. こども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の入所手続、保育料賦課徴収</li> <li>・子育て支援（相談、児童手当の受付等）</li> <li>・ひとり親家庭等の支援（日常生活支援事業の派遣申請等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等の徴収金の決定</li> <li>・母子生活支援施設等の入所・徴収金の決定</li> <li>・放課後児童健全育成事業</li> <li>・児童委員の研修等</li> </ul>
2. 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護相談・申請等</li> <li>・地域福祉等窓口業務（成年後見制度利用支援等）</li> <li>・障がい者福祉窓口業務（身体障がい者手帳・療育手帳の申請、自立支援給付等）</li> <li>・高齢者福祉窓口業務（敬老優待乗車証交付等）</li> <li>・国民健康保険、介護保険、国民年金等の届出等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護に係る職員研修等</li> <li>・地域福祉等（民生委員の指導監督等）</li> <li>・障がい者福祉（事業者に対する給付費の支払い等）</li> <li>・高齢者福祉（地域包括支援センター運営協議会等）</li> </ul>
3. 健康・保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診、予防接種、相談、医療費助成等</li> <li>・食品・環境衛生関係相談、医療関係届出等</li> <li>・狂犬病予防・動物愛護等</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳の申請等</li> </ul>	
4. 教育		<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学事務</li> </ul>
8. まちづくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家法に基づく特定空家対策事務</li> </ul>
10. 住民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票等窓口サービス</li> <li>・地域活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示、人口動態調査票の作成等</li> <li>・地域活動支援（企画）</li> <li>・地域防犯対策</li> </ul>
11. 消防・防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自主防災組織事務・災害時避難所等事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災</li> </ul>
12. 自治体運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税関係証明書の発行、税収納</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計調査</li> <li>・選挙</li> </ul>

## 3 特別区の事務

### (3) 特別区が共同で行う事務

#### 特別区間で共同処理が必要な事務は、一部事務組合の設置や機関等の共同設置により実施

※ 特別区が担う事務は、各特別区において実施することが原則であるが、専門性の確保が特に必要なものやサービスの実施にあたり公平性・効率性を特に確保する必要がある一部の事務に限り、一部事務組合の設置や機関等の共同設置により、特別区が共同して事務を実施

#### 一部事務組合の事務

(事務-15参照)

- ・住民の負担やサービスの公平性確保の観点から、共同で実施する必要がある介護保険事業や偏在する施設の管理運営など
- ・効率性の観点から共通管理を行う必要がある基幹情報システム

※ 一部事務組合は、特別区とは別の法人格を有する特別地方公共団体  
一部事務組合で共同処理する事務は、特別区の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる

#### 機関等共同設置の事務

- ・監査委員及びその事務局
- ・心身障がい者リハビリテーションセンターで行う事務  
(身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、発達障がい者支援センターなど)
- ・児童相談所及び一時保護所 (一部の特別区において暫定的に対応)

※ 特別区の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を共同して設置する制度  
共同設置の機関等が行った事務執行の効果は、各特別区自身が行ったものと同様、各特別区に帰属

## (4) 一部事務組合の事務

### □ 事業の実施

- ・介護保険事業
- ・民間の児童養護施設等及び生活保護施設の所管事務  
(設置認可、指導、助成などの事務を含む)

### □ 情報システムの管理

- ・住民基本台帳等システム
- ・税務事務システム
- ・国民健康保険システム
- ・統合基盤・ネットワークシステム など
- ・戸籍情報システム
- ・総合福祉システム
- ・介護保険システム

### □ 施設の管理等

福祉施設	市民利用施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童自立支援施設 (阿武山学園)</li> <li>・児童心理治療施設 (児童院・弘済のぞみ園)</li> <li>・児童養護施設 (弘済みらい園・長谷川羽曳野学園)</li> <li>・母子・父子福祉施設 (愛光会館)</li> <li>・生活保護施設 (大淀寮、淀川寮、港晴寮、 第2港晴寮)</li> <li>・心身障がい者リハビリテーションセンター (施設管理・財産管理に限る)</li> <li>・福祉型障がい児入所施設 (敷津浦学園)</li> <li>・障がい者就労支援施設 (千里作業指導所)</li> <li>・特別養護老人ホーム等 (弘済院)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信太山青少年野外活動センター</li> <li>・長居ユースホステル</li> <li>・青少年センター</li> <li>・こども文化センター</li> <li>・障がい者スポーツセンター</li> <li>(舞洲障がい者スポーツセンター、 長居障がい者スポーツセンター)</li> <li>・中央体育館</li> <li>・大阪プール</li> <li>・韃テニスセンター、韃庭球場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物管理センター</li> <li>・斎場 (北斎場、小林斎場、佃斎場、 鶴見斎場、瓜破斎場、葬祭場)</li> <li>・霊園 (泉南メモリアルパーク、瓜破霊園、 服部霊園、北霊園、南霊園)</li> <li>・処分検討地等にかかる管理・処分</li> </ul>

## 4 大阪府の事務

大阪府は、特別区を包括する新たな広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務などを実施

- 都道府県・政令指定都市の権限に係る事務（ただし、住民に身近な事務は特別区が実施）
  - 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要なまちづくり、都市基盤整備等に関する事務（中核市や一般市の権限に係る事務であっても、これに該当するものは大阪府が実施）
- ※ 大阪市が独自に行う任意事務についても、同様の考え方で仕分け

### ■ 大阪市が現在実施している事務で大阪府に承継する事務の例

分野	事務の例
1. こども	・スクールカウンセラー事業等    ・母子父子寡婦福祉貸付金（特別会計の管理等）    など
2. 福祉	・障がい者歯科診療センター    ・障がい者の競技スポーツ振興    ・高齢者福祉専門研修    ・あいりん対策    など
3. 健康・保健	・医療法人の設立認可    ・精神保健福祉センター    ・環境科学研究    ・病院    など
4. 教育	・高等学校    ・大学    など
5. 環境	・エネルギー政策    ・地球温暖化広域対策等    など
6. 産業・市場	・成長分野の企業支援    ・融資制度    ・アジア太平洋トレードセンター    ・商工会議所    ・中央卸売市場    など
7. 都市魅力	・観光・文化・スポーツ振興（成長・集客等）    ・文化施設（博物館・美術館等）    など
8. まちづくり	・広域的な交通基盤整備    ・成長戦略・グランドデザイン    ・港湾    ・地価監視 ・都市計画（都市再生特別地区、用途地域等）    ・うめきた2期    など
9. 都市基盤整備	・道路（広域交通網）    ・河川（一級河川）    ・公園（後方支援活動拠点等）    ・下水道    ・水道    など
10. 住民生活	・市区町村との連絡調整    ・DV一時保護    ・雇用施策    など
11. 消防・防災	・消防    ・防災・危機管理    など
12. 自治体運営	・地方公務員災害補償基金    ・財政運営（交付税・公債費）    ・税務（固定資産税等）    など

※「主な権限」について、主たる事務に付随する事務に任意事務が含まれる場合は、主たる事務の権限についてのみ記載

## ■ 主な事務

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
母子父子寡婦福祉貸付金 (特別会計の管理等)	中核市	大阪府	・貸付金に係る特別会計の管理等については、大阪府が一元的に実施
あいりん対策	任意	大阪府	・あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきた経過があり、全国レベルの課題かつ大都市特有の課題として、大阪府の総合調整のもと、地域の実情に精通した特別区と連携しながら事業を実施
精神保健福祉センター	政令指定都市	大阪府	・大阪府と大阪市が設置している精神保健福祉センターを統合し、精神保健福祉に係る専門性を確保しながら、広域的に対応
病院	任意	大阪府	・専門的な高度医療施設、広域的な拠点施設を確保
高等学校	任意	大阪府	・多様な課程・学科等を設置し、専門的な教育を実施 ・中学校卒業生数の将来動向も見据えた、大阪府域全体での高等学校の適正配置を実現
大学(大阪市立大学)	任意	大阪府	・国内外での競争に打ち勝ち、大阪の成長や発展に寄与
成長分野の企業支援等	任意	大阪府	・大阪全体を俯瞰し、大阪の成長に向けて戦略的・統一的に実施
観光・文化・スポーツ振興 (成長・集客等)	任意	大阪府	・大阪全体の統一的な戦略のもと、都市魅力を向上させ、内外から人を呼び込む
広域的な交通基盤の整備	政令指定都市	大阪府	・広域的な交通基盤(鉄道ネットワーク、高速道路ネットワーク等)の整備・検討等について、大阪の成長、都市づくりの一体性を確保
成長戦略・グランドデザイン	任意	大阪府	・大阪全体の統一的な戦略のもと、都市づくりを推進し、大阪全体の成長、発展につなげる
うめきた2期	任意	大阪府	・検討業務及び個別事業は、広域インフラとしての機能を重視し、関連事業全体として広域的に実施

## 4 大阪府の事務

### ■ 主な事務

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
下水道	一般市	大阪府	・区部下水道の一体管理が必要であることから、大阪府が一体的に所管
都市計画 ※	政令指定都市 一般市	大阪府	・都市計画区域マスタープラン、都市再開発方針等の策定、自動車専用道路等の広域インフラに係る都市計画の決定、都市再生特別地区、用途地域、大規模な特定街区・再開発等促進区の決定等については、都市としての一体性を確保しながら、成長に資する都市づくりを実施
道路 ※	政令指定都市	大阪府	・下記の基準に適合する道路は大阪府が所管し、大阪の経済・産業戦略を支え、防災上必要な広域ネットワークを形成 【基準】4車線以上かつ①～⑥のいずれかを満たす路線 ①大阪府域内の地域間の連絡                      ②都心(都市核)、地域核間の連絡 ③広域交流拠点、国土軸との連絡                ④隣接府県の主要都市との連絡 ⑤都市への交通集中の分散(環状道路)            ⑥広域的防災に資する道路
河川 ※	都道府県 政令指定都市	大阪府	・河川の治水機能については、広域的に一元管理することで、大阪全体の安全・安心、都市づくりの一体性を確保
公園 ※	都道府県	大阪府	・規模が大きく、災害時における後方支援活動拠点としての機能を有する公園については、大阪府が所管し、大阪全体の安全・安心、都市づくりの一体性を確保
消防	一般市	大阪府	・大阪市消防局が有する消防力を維持し、大規模災害に対応できる体制を確保
水道	一般市	大阪府	・以下の観点から大阪府の事務として整理 ①これまで大阪市水道事業が培ってきた大規模事業者としてのノウハウ等の活用 ②大阪市域を含めた広域水道の基盤強化 ③国において都道府県の役割強化に向けた水道法改正を予定

※ 特別区が所管する事務は事務-10に記載

## 5 新たな事務に関する事務分担

事務分担（案）の作成基準時点（平成28年5月）以後に、新たに実施することになった事務事業についても、特別区と大阪府の事務分担と同様の考え方により整理を行うものとする

### ■ 主な事務

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
都市交通局関係事務	一般市	特別区	・地域住民の暮らしに身近な交通に関する事務であり、地域の実情に応じた対応が可能
万博関係事務(誘致)	任意	大阪府	・誘致にかかる事務は、大阪の魅力を世界に発信し、経済や地域の活性化を図るため、大阪府が実施
万博関係事務(機運醸成)	任意	特別区	・大阪市内での機運醸成については、各地域において引き続き取り組みが行われることから、特別区が実施
IR誘致	任意	大阪府	・I R基本構想(案)の策定、住民のI Rへの理解促進やギャンブル依存症対策などへの対応等、いずれも広域的に大阪府が取り組む
環境科学研究所(環境分野)関係事務	任意	大阪府	・環境科学研究センターは、広域的な調査研究の拠点となる施設として大阪府が実施

## 6 事務分担総括表

特別区に仕分けられた事務  
[2,840事務のうち、2,412事務(85%)]

大阪府に仕分けられた事務  
[2,840事務のうち、428事務(15%)]

分野(事務数)	事務の例(事務数)
1. こども(240)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所・児童福祉施設 (51)</li> <li>・保育 (82)</li> <li>・保育人材確保事業 (5) (保育士・保育所支援センター運営事業等)</li> <li>・子育て支援 (38) ・こども,青少年 (27)</li> <li>・ひとり親家庭支援等 (26) など</li> </ul>
2. 福祉(413)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉(112)</li> <li>・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所(4)</li> <li>・発達障がい者支援 (5)</li> <li>・高齢者福祉 (57)</li> <li>・介護保険 (37)</li> <li>・国民健康保険 (8)</li> <li>・生活保護 (49)</li> <li>・社会福祉・地域福祉等 (90) など</li> </ul>
3. 健康・保健(266)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策 (28)</li> <li>・保健医療 (92)</li> <li>・環境衛生、食品衛生 (85)</li> <li>・狂犬病予防・動物愛護等 (20)</li> <li>・精神保健 (16) など</li> </ul>
4. 教育(283)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小中学校の設置運営等 (106)</li> <li>・私立幼稚園の設置認可 (1)</li> <li>・小中学校教職員人事権・研修 (39)</li> <li>・公立児童福祉施設併設校 (67)</li> <li>・文化財保護 (9) ・生涯学習 (18) など</li> </ul>
5. 環境(254)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境監視規制等 (81)</li> <li>・廃棄物処理 (94)</li> <li>・斎場霊園 (9)</li> <li>・地球温暖化対策 (16)</li> <li>・エネルギー政策推進等 (2) など</li> </ul>

分野(事務数)	事務の例(事務数)
1. こども(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー事業等 (2)</li> <li>・保育人材確保事業 (2) (潜在保育士の再就職支援事業等)</li> <li>・母子父子寡婦福祉貸付金 (1) (特別会計の管理等)</li> </ul>
2. 福祉(31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者歯科診療センター (1)</li> <li>・障がい者の競技スポーツ振興 (3)</li> <li>・高齢者福祉専門研修 (2)</li> <li>・あいりん対策 (6)</li> <li>・生活保護業務に係る事務監査 (1)</li> <li>・専門医療機関の確保 (2) など</li> </ul>
3. 健康・保健(20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉センター (7)</li> <li>・動物愛護等 (2)</li> <li>・病院 (2) など</li> </ul>
4. 教育(49)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 (38)</li> <li>・大学 (2) など</li> </ul>
5. 環境(19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー政策 (5)</li> <li>・地球温暖化広域対策 (3) など</li> </ul>

分野(事務数)	事務の例(事務数)
6. 産業・市場 (40)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の企業支援等 (16)</li> <li>・地域産業の振興・規制等 (7)</li> <li>・計量 (3)</li> <li>・農業の振興・規制等 (9) など</li> </ul>
7. 都市魅力(14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光・文化・スポーツ振興 (地域) (11)</li> <li>・文化施設 (地域) (3)</li> </ul>
8. まちづくり (257)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画 (地区計画) 等 (12)</li> <li>・市街地整備・景観等 (61)</li> <li>・建築基準法関係等 (27)</li> <li>・開発指導 (13)</li> <li>・地域まちづくり等 (73)</li> <li>・地域交通政策等 (30)</li> <li>・公営住宅等 (6)</li> <li>・多様な世帯に対する居住支援 (22) など</li> </ul>
9. 都市基盤整備 (180)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路事業 (地域交通網) (98)</li> <li>・連続立体交差事業 (1)</li> <li>・駐車場 (3)</li> <li>・河川事業 (一級河川) (まちづくり等) (5)</li> <li>・河川事業 (準用河川・普通河川) (2)</li> <li>・公園事業 (その他の公園) (61) など</li> </ul>
10. 住民生活 (170)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票等窓口サービス (62)</li> <li>・人権・男女共同参画等 (18)</li> <li>・地域振興・住民協働等 (50)</li> <li>・地域施設 (21)</li> <li>・消費者行政 (10)</li> <li>・旅券交付 (1) など</li> </ul>
11. 消防防災 (55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・危機管理 (地域) (55)</li> </ul>
12. 自治体運営 (240)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事給与、税務、財政、企画、統計、広聴広報、法務、管財、会計、議会、行政委員会等 (240)</li> </ul>

分野(事務数)	事務の例(事務数)
6. 産業・市場 (29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長分野の企業支援等 (16)</li> <li>・融資制度 (2)</li> <li>・アジア太平洋トレードセンター (2)</li> <li>・中央卸売市場 (3) など</li> </ul>
7. 都市魅力(23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光・文化・スポーツ振興 (成長・集客等) (15)</li> <li>・文化施設 (博物館、美術館等) (8)</li> </ul>
8. まちづくり (90)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画 (都市再生特別地区・用途地域等) (10)</li> <li>・広域的な交通基盤の整備 (11)</li> <li>・成長戦略・ランドデザイン (11)</li> <li>・港湾 (40)</li> <li>・地価監視 (10) など</li> </ul>
9. 都市基盤整備 (108)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路事業 (広域交通網) (53)</li> <li>・河川事業 (一級河川) (治水等) (8)</li> <li>・公園事業 (広域的機能を有する公園) (37)</li> <li>・下水道事業 (5)</li> <li>・水道事業 (4) など</li> </ul>
10. 住民生活 (22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村との連絡調整 (12)</li> <li>・DV一時保護 (2)</li> <li>・雇用施策 (2) など</li> </ul>
11. 消防防災(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防 (5)</li> <li>・防災・危機管理 (2)</li> </ul>
12. 自治体運営 (25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員災害補償基金 (1)</li> <li>・財政運営 (交付税・公債費) (2)</li> <li>・税務 (固定資産税等) (13) など</li> </ul>

# (参考) 新たな大都市制度における特別区・大阪府の権限イメージ

	こども、福祉	健康・保健	教育	環境	まちづくり、都市基盤整備	住民生活、消防・防災等
都道府県	保育士・介護支援専門員の登録  身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置	麻薬取扱者（一部厚労大臣権限）の免許  精神科病院の設置  臨時の予防接種の実施	小中学校学校編制基準、教職員定数の決定  私立学校（幼稚園除く）、市町村立高等学校の設置認可	第一種フロン類回収業者の登録  浄化槽工事業・解体工事業の登録	指定区間の一級河川の管理	警察（犯罪捜査、運転免許等）
	<b>大阪府の事務</b>		私立幼稚園の設置認可  重要文化財の管理に係る指揮監督  埋蔵文化財の調査発掘に関する届出の受理	公害健康被害の補償給付		
政令指定都市	身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置（任意）  児童相談所の設置	精神障がい者の入院措置  特定毒物の製造許可  動物取扱業の登録	県費負担教職員の任免等の決定  遺跡の発見に関する届出の受理  博物館の設置登録	建築物用地下水の採取の許可  工業用地下水の採取の許可	都市計画（マスタープラン、都市再生特別地区）  指定区間外の国道、県道の管理  指定区間の一級河川（一部）の管理	
中核市	母子父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け	犬・ねこの引取り  保健所の設置  飲食店営業等の許可	<b>特別区の事務</b>		屋外広告物の条例による設置制限  サービス付高齢者向け住宅事業の登録  市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可	
	<b>大阪府の事務</b>		県費負担教職員の研修  重要文化財（一部）の現状変更等の許可	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可  ばい煙発生施設・ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理		

中核市	保育所・認定こども園（幼保連携型）、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定（一部を除く） 第一種社会福祉事業の経営許可・監督 障がい福祉サービス事業者の指定 身体障がい者手帳の交付	温泉の利用許可 旅館業・公衆浴場の経営許可 理容所・美容所の位置等の届出の受理 薬局の開設許可 毒物・劇物の販売業の登録	<b>特別区の事務</b>	土壌汚染の除去等の措置が必要な区域の指定 浄化槽の設置の届出の受理 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	土地区画整理組合・防災街区計画整備組合の設立の認可 開発審査会	
	保育所の設置・運営 生活保護（市・福祉事務所設置町村が処理） 養護老人ホームの設置・運営 障がい者自立支援給付（一部を除く） 身体障がい者相談・知的障がい者相談の委託 介護保険・国民健康保険事業	市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 母子健康手帳の交付 埋葬、火葬の許可		小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助 県費負担教職員のサービスの監督	一般廃棄物の収集・処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ） 浄化槽清掃業の許可	水道事業の運営 下水道の整備・管理運営 都市計画（用途地域等） <b>大阪府の事務</b>
一般市・町村				都市計画（地区計画等） 市町村道の建設・管理 準用河川の管理		

※ 白色部分は大阪府の事務  
 ※ 濃色部分は東京特別区の権限

## 7 法令事務の特別区への承継

### (1) 基本的な考え方

東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務分担として  
いる事務については、**事務処理特例条例等での事務移譲を基本とし**、制度上法令等の改正が必要なものは、  
法令等の改正を協議

#### ◆分権の理念に適合

国に法制上の措置等を求めるのではなく、「地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営する」という分権の  
理念に沿って、現行制度を活用して中核市並みの事務分担を実現

#### ◆分権的な手法

事務処理特例条例等による事務移譲は、地域の主体的な判断に基づき、各自治体の規模・能力など、それぞれの  
地域の実情に応じ、住民ニーズの的確な反映といった観点から、柔軟に移譲を行う手段として広く活用されている手法  
(※ 移譲事務の処理に必要な財源措置は、特別区財政調整交付金で措置することを基本に制度設計)



**東京都の特別区とは異なる事務分担を大阪独自に実現**

## (2) 法令等の改正が必要なもの

東京の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務分担としているもの

### 現時点で整理した結果

(H28.5.1時点)

区分	法令	法律	政令	省令	計
事務分担		85	33	21	139
財政調整		1	1	0	2
都区協議会		0	1	0	1
組織体制		1	0	0	1

#### 【整理の考え方】

- ① 事務分担の対象となる法令事務について、根拠法令・条項ごとに整理
- ② 特別区素案において特別区が行うこととした事務のうち、東京都における法令上の特別区の仕事とは、異なる仕事を抽出

#### ▶ 条例による事務処理の特例等により対応【基本】

- ・地方自治法に基づき、大阪府が特例条例を制定するなど必要な措置を講ずる
- ・協定書に記載し総務大臣にあらかじめ報告

#### 対応できないもの

#### ▶ 国に法令改正を協議

- ・事務分担、税源配分、財政調整について、国が法令改正等を行う必要があるものを協定書に記載しようとするときは、総務大臣と事前に協議
- ・国は、協定書の内容を踏まえ必要があると認めるときは、必要な法制上の措置等を行う

【法令改正を協議するもの】

対象となる法令	改正内容
旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令(※)	補償に係る旧第一種地域の指定を大阪市から特別区に改正
地方自治法及び地方自治法施行令	財政調整財源に、地方交付税(市町村分)相当額(条例で定める額)を追加
地方自治法施行令	都区協議会の人数及び構成員の改正
地方公務員等共済組合法	府職員は地方職員共済組合、特別区職員は市町村職員共済組合の組合員とする改正

(※) 公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令(昭和62年政令第368号)附則第2条等の規定により、なおその効力を有することとされた同令の規定による改正前の公害健康被害補償法施行令

\*このほか、児童相談所の設置については、厚生労働省の意見も踏まえて政令指定を検討

## 8 事務の承継

### (1) 基本的な考え方

- ◆ **特別区の設置の日において、大阪市が処理していた事務（一切の行政上の行為等を含む）は、法律・政令又は特別区設置協定書の定めるところにより、特別区又は大阪府が承継する**
- ◆ 大阪府が処理していた事務の一部は、同様に、特別区が承継する

### (2) 承継の方針

- ▶ 大阪市及び大阪府が蓄積してきた行政のノウハウ、高度できめ細かな**住民サービスを低下させないよう**、特別区及び大阪府は**適正に事務を引き継ぐ**
- ▶ 大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、地域の状況や住民のニーズも踏まえながら、**内容や水準を維持するよう努めるものとする**

# 3 組織体制

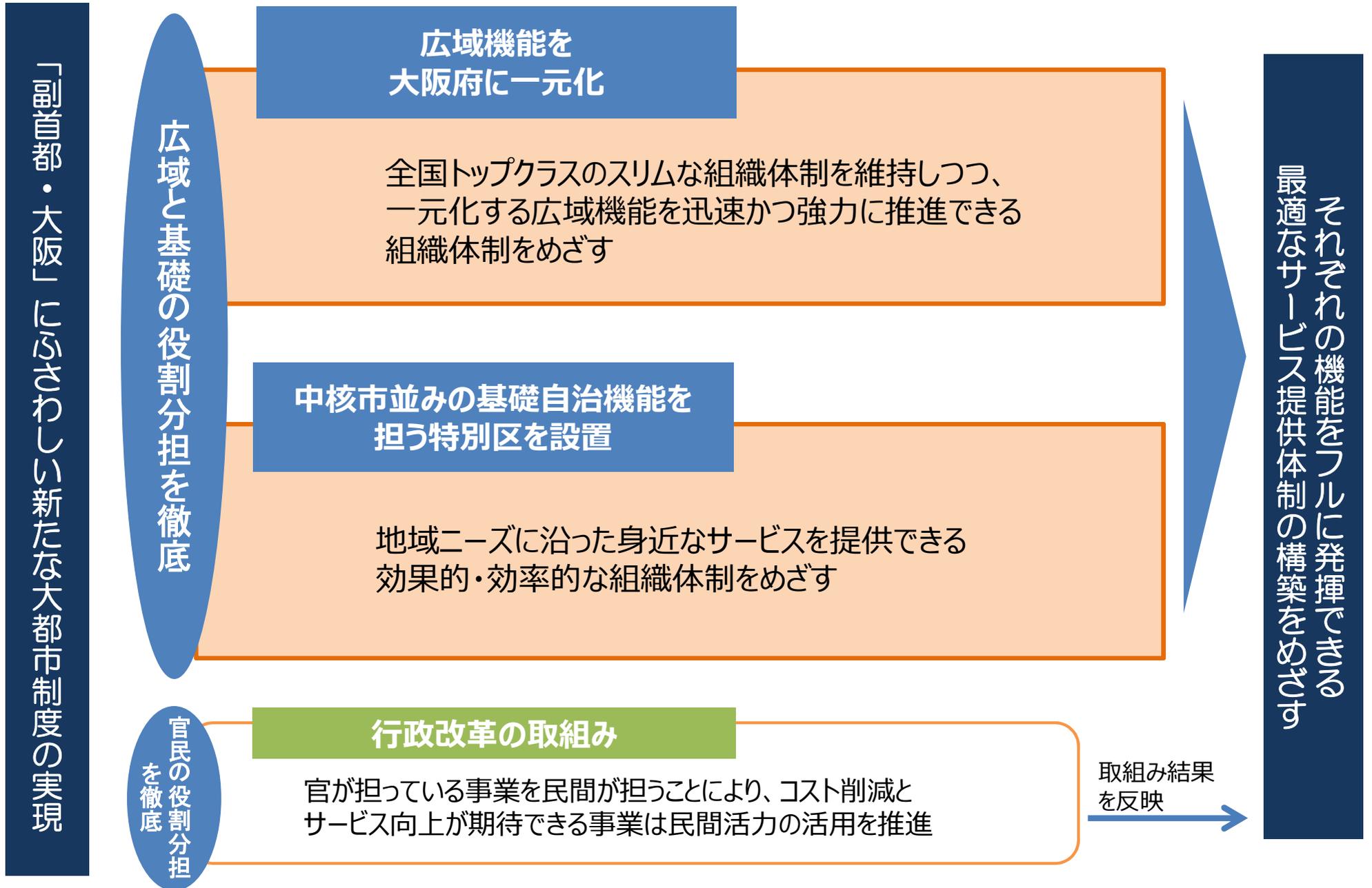
# 目 次

1	組織体制のめざすべき方向性	組織- 1
2	事務分担（案）に基づく組織・職員の移管	組織- 2
3	特別区設置当初の職員数	組織- 4
4	特別区の組織イメージ	組織- 1 1
5	一部事務組合の組織体制	組織- 1 3
6	大阪府の組織イメージ	組織- 1 4
7	組織体制の整備に向けた職員の採用	組織- 1 5
8	特別区設置に伴う職員数の推移見込み	組織- 1 6

## ※職員数の検討に当たって

- ・職員数は、他都市等と比較を行う必要があるため、総務省が例年実施している地方公共団体定員管理調査の数値（H28年）を使用
- ・人口は、同様の理由から直近の国勢調査（H27年）の数字を基本としており、将来推計は反映していない  
⇒各施策における法改正その他の状況変化等を踏まえつつ、設置準備期間中に、さらに精査予定
- ・なお、本文中に表記している職員数等は端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合がある

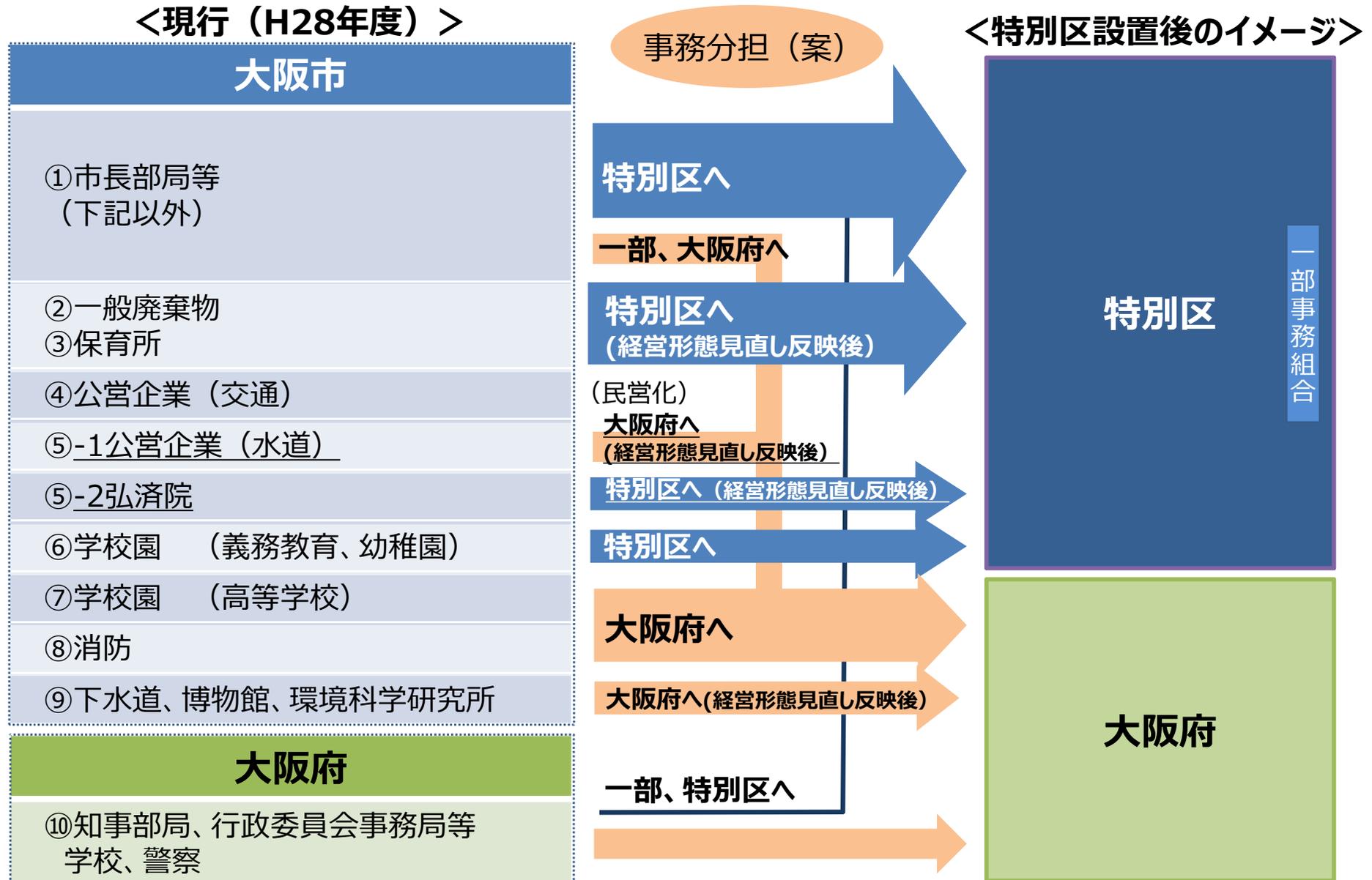
# 1 組織体制のめざすべき方向性



## 2 事務分担（案）に基づく組織・職員の移管

### (1) 移管の全体像

- ◆ 事務分担(案)に基づき、職員は「特別区」への配置を基本としつつ、「大阪府」と仕分けられた事務にかかる組織・職員を大阪府に移管



## (2) 組織体制の構築に向けた考え方

### ◆ 事務分担（案）における移管先、また、組織の特性を反映して、特別区設置における組織体制を検討

大阪市	現員数 (H28)	移管先	特別区設置に伴う組織体制の構築に向けた考え方
①市長部局等 (下記以外)	<u>11,170</u> 人	特別区	大阪府からの移管事務も含め、新たに設置する特別区の組織体制（下記の経営形態見直し部門、学校園を除く）を検討
	<u>1,950</u> 人 ※	大阪府	従事人員に広域一元化に伴う効率化を加味して、移管
②一般廃棄物 ③保育所	1,930人 1,120人	特別区	
④公営企業（交通）	5,810人	(民営化)	経営形態の見直しに伴い、職員数が大幅に変動するため、見直しを反映した職員数を移管
⑤-1 公営企業（水道）	<u>1,490</u> 人	大阪府	
⑤-2 弘済院	<u>110</u> 人	特別区	
⑥学校園（義務教育・幼稚園）	1,960人	特別区	特別区設置時の職員数を移管
⑦学校園（高等学校）	1,300人		ただし、幼稚園は経営形態見直しを反映した職員数を移管
⑧消防	3,490人	大阪府	特別区設置時の職員数を移管
⑨下水道、博物館、 環境科学研究所	1,280人		経営形態の見直しに伴い、職員数が大幅に変動するため、見直しを反映した職員数を移管
合計	31,610人		上記の共通事項：技能労務職は特別区設置時の職員数を移管

※終了事務を除く現員数 1,930人

組織-4参照

大阪府	現員数 (H28)	移管先	特別区設置に伴う組織体制の構築に向けた考え方
⑩知事部局、行政委員会事務局、 学校、警察 等	<u>10</u> 人	特別区	移管する事務の従事人員を移管
	<u>83,380</u> 人	大阪府	一般行政部門：全国トップクラスのスリムな組織体制を継続
合計	83,390人		

組織-4参照

### 3 特別区設置当初の職員数 ～総括表～

◆ 特別区設置当初の特別区・一部事務組合の職員数、大阪府への移管職員数の算定結果（経営形態の見直し部門、学校園を除く）

#### 試算B（4区B案）

#### 現員数 H28年度

I 大阪市	市長部局等		
	13,100人	内訳	
		非技能労務職	技能労務職
		11,200人	1,900人
	うち府への移管控除後 11,170人		
	9,700人	1,470人	
	うち府への移管にかかる現員数 1,930人		
	1,500人	430人	

II 大阪府	知事部局等		
	非技能労務職	技能労務職	
	10人	0人	
	特別区への移管職員数 10人		

#### 特別区設置当初

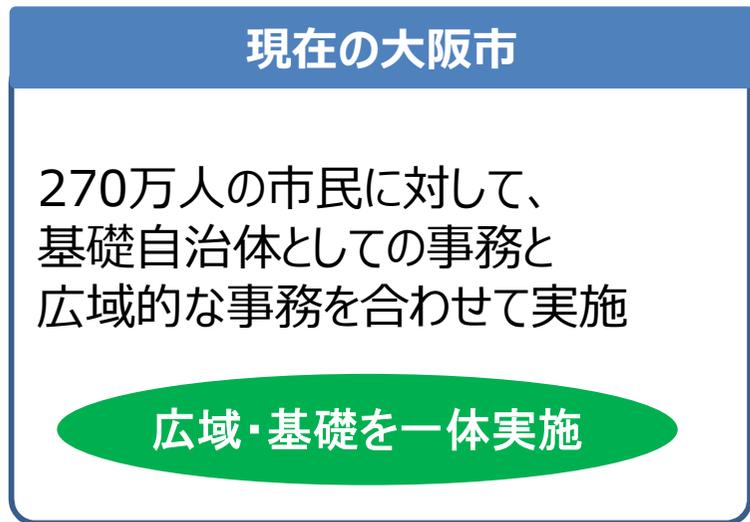
H34年度と仮定

	職員数	内訳	
		非技能労務職	技能労務職
① 特別区 4区計	11,040人	9,840人	1,190人
第一区	2,400人	2,130人	260人
第二区	2,840人	2,500人	330人
第三区	3,160人	2,840人	310人
第四区	2,640人	2,360人	280人
② 一部事務組合	320人	270人	50人
総計	11,360人	10,120人	1,240人
③ 大阪府 (大阪市からの移管分)	1,750人	1,380人	360人

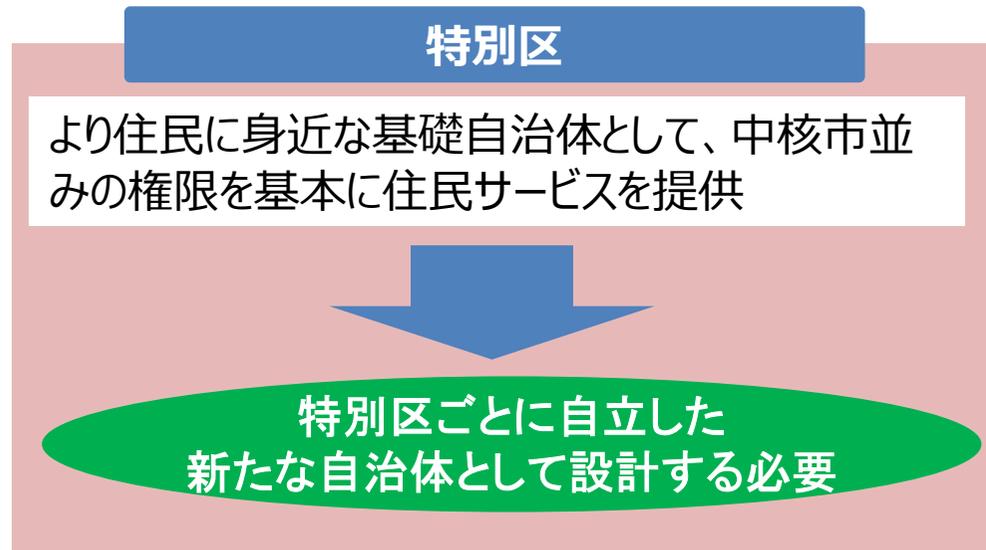
※特別区設置以降の職員数は、特別区長のマネジメントによって管理するため、相当の幅が生じることもある

### 3 特別区設置当初の職員数 ～特別区の基本的な考え方～

#### (1) 非技能労務職



広域・基礎の  
役割分担を  
徹底



#### 特別区の権限

中核市をベース



都道府県・指定都市権限事務

#### 体制整備の考え方

実在する中核市を  
参考に設計

中核市モデル

実施する事務を個  
別に加味して設計

大阪市  
の特性  
を反映

#### 中核市モデル

##### 視点

自治体の人口と職員数には高い相関性がみられることから人口規模に応じた職員数を算定

##### 参考とする中核市

大阪都市圏にあり、人口規模や人口密度が高い近隣中核市6市（豊中、高槻、枚方、東大阪、尼崎、西宮）を選定

#### (2) 技能労務職

事務分担（案）に応じて、特別区設置時点の職員数を特別区・大阪府に移管（退職不補充により算出）

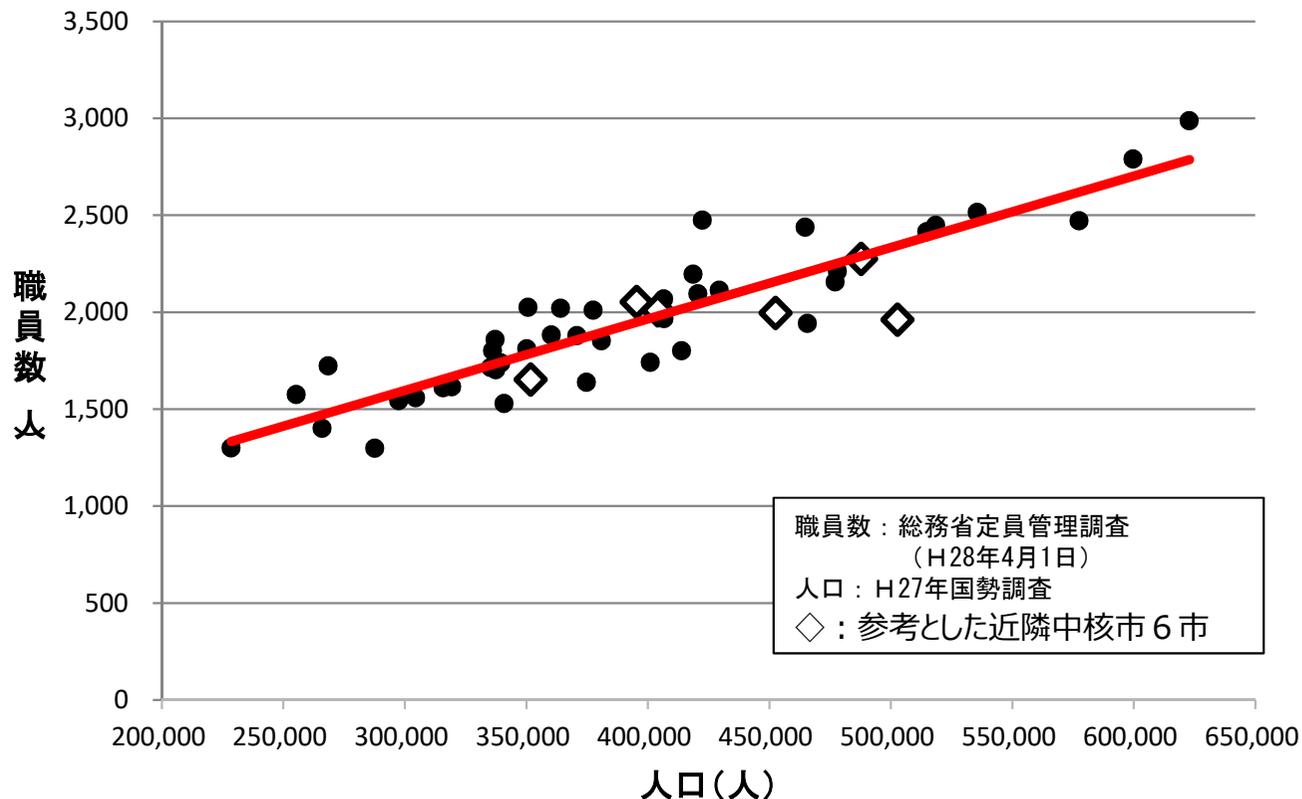
### 3 特別区設置当初の職員数 ～特別区の基本的な考え方～

#### ◆ 職員数算定にあたっての基本原則（人口と職員数の相関関係）

- 人口は行政における代表的な統計数値であり、住民にとっても行政需要と職員数の関連を実感しやすく、分かりやすい指標
- 自治体の職員総数と人口との間には、高い相関関係がみられる

#### 人口規模と職員数の相関関係（中核市47市）

（一般行政部門と学校以外の教育部門の合計）



職員総数と人口について、一般的に高い相関関係があるといわれるレベルの分布



- ①人口が多いと自治体の職員数も多い
- ②単純比例ではなく、人口規模に従い、スケールメリットが働く

### 3 特別区設置当初の職員数 ～特別区の職員数＜算定方法＞～

◆特別区が担う事務（権限）に応じて職員数（非技能労務職）を算定

#### (I) 中核市モデル部分

- ①近隣の中核市6市の人口10万人当たり職員数の平均に、各特別区の人口を乗じて職員数を算定
- ②6市平均人口（43万人）と各特別区の人口規模の違いによる補正（スケールメリット・デメリット）を加味
- ③固定資産税等の税務事務など、中核市権限事務のうち大阪府に移管される事務等に係る職員数を控除

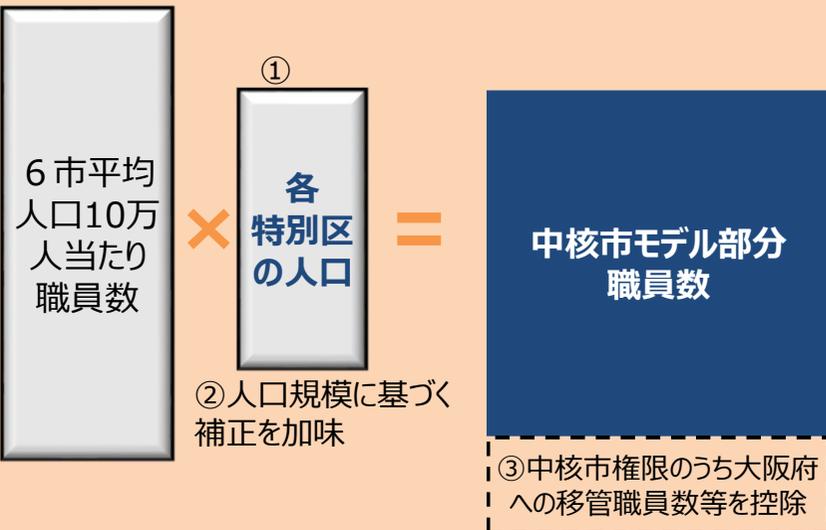
#### (II) 中核市権限を上回る事務・本市の特性を加算

特別区が実施する中核市権限を上回る都道府県・指定都市権限の事務及び府からの移管事務を加算  
さらに、生活保護などの大阪市の特性を踏まえた要素を反映 ⇒組織-9参照

#### (III) 職員数 (I + II)

- ①一部事務組合で実施する事務にかかる職員数を特別区の職員数から控除
- ②部門別職員数の算定  
本市の組織別現員数の構成比率で按分することで、本市の特性を反映

#### 各特別区の人口規模に応じて算定



#### 中核市を上回る権限や本市の特性を加算

都道府県  
指定都市  
権限事務

府からの  
移管事務

本市の特性を  
踏まえた要素

#### 職員数



- ① 一部事務組合に係る職員数を控除
- ② <部門別職員数>  
本市の組織別構成比で按分

## 3 特別区設置当初の職員数 ～特別区の職員数＜算定結果＞～

組織-17 参照

## 試案B（4区B案）

	人口	(Ⅰ) 中核市モデル部分 職員数	(Ⅱ) 中核市を上回る権限 ・本市の特性を加算	(Ⅲ) 職員数	
				① 一部事務組合 職員数を控除	職員数 (Ⅰ + Ⅱ - ①)
第一区	60万人	1,950人	250人	▲60人	<u>2,130人</u>
第二区	75万人	2,370人	<u>210人</u>	▲80人	<u>2,500人</u>
第三区	71万人	2,260人	<u>650人</u>	▲70人	<u>2,840人</u>
第四区	64万人	2,060人	370人	▲60人	<u>2,360人</u>
<b>特別区 4区計</b>	<b>269万人</b>	<b>8,640人</b>	<b><u>1,470人</u></b>	<b>▲270人</b>	<b><u>9,840人</u></b>

### 3 特別区設置当初の職員数 ～中核市権限を上回る事務や大阪市の特性の加算～

◆ 特別区が担う事務のうち、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性を反映するために必要な職員数を中核市モデルに加算

項目	考え方	中核市モデルに加算する職員数 (組織-7(Ⅱ)の内訳)
		試算B(4区B案)
都道府県、指定都市権限の事務	○特別区が担う中核市権限を上回る事務に係る従事人員について、現行大阪市で従事している職員数を加算 (例) 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営 等	<b>+100人</b>
府から移管される事務	○現在大阪府において実施している事務のうち、特別区が担うこととされた事務に係る従事人員について、現行大阪府で従事している職員数を加算 (例) 旅券発給事務 等	<b>+10人</b>
児童相談所	○近隣中核市において設置していない児童相談所について、特別区で設置するため、運営等に係る職員数を加算 ○従事人員については、改正児童福祉法の基準や、一時保護所(現在2か所→各特別区)の設置を踏まえて算定 ※全ての特別区に設置した場合の人員を特別区設置時に加算	<b>+350人</b>
教育委員会事務局の学校関連事務	○中核市権限を上回る事務である教職員人事事務に係る従事人員について、大阪市と類似する指定都市(横浜、名古屋、京都、神戸、福岡の5市)における従事人員を参考に算定し、加算 ○学校の管理運営等に係る人員について、近隣中核市よりも人口に対する学校数の割合が多い現状を踏まえ、加算	<b>+70人</b>
保健所・保健センター	○保健所業務に係る従事人員について、近隣中核市よりも保健所の事業規模が大きい現状を踏まえ、加算 ○と畜検査業務等に係る人員について、指定都市(5市)における従事人員等を参考に算定し、加算	<b>+100人</b>
生活保護に係る事務	○近隣中核市よりも被保護実世帯数が多い現状を踏まえ、加算	<b>+840人</b>

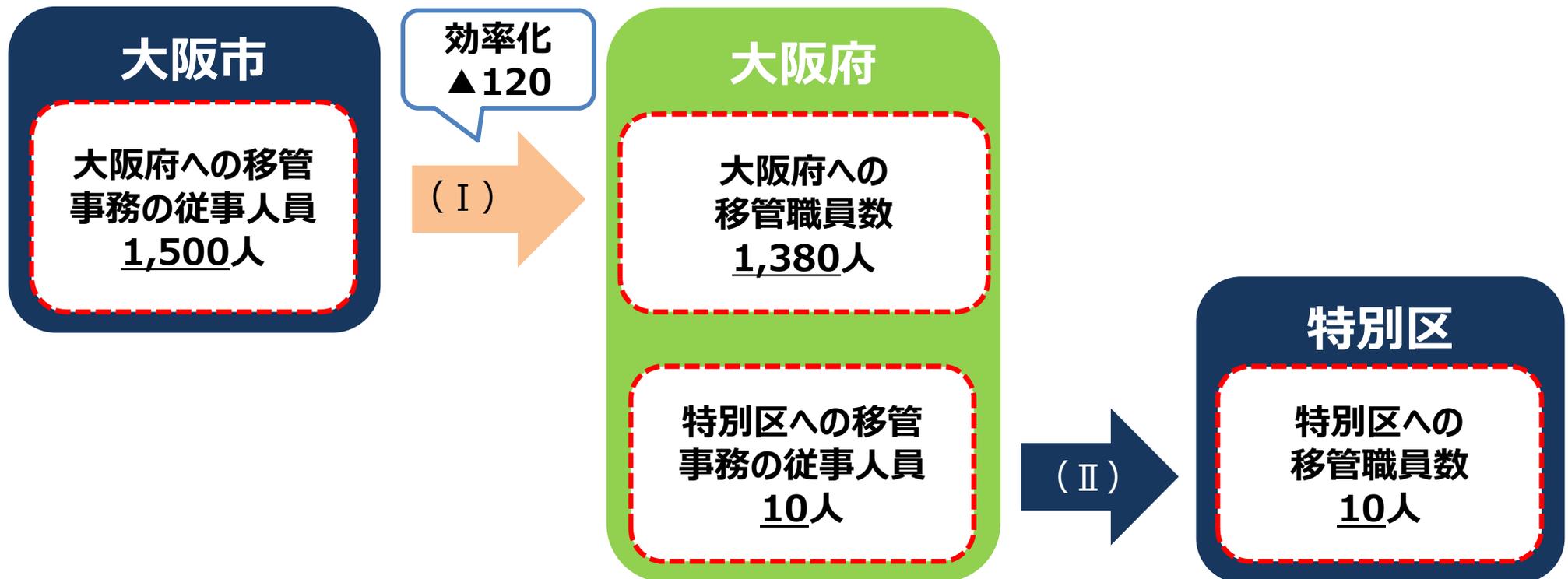
### 3 特別区設置当初の職員数 ～大阪市から大阪府、大阪府から特別区への移管職員数～

(Ⅰ) 大阪市から大阪府へ移管される事務に係る職員数

事務分担（案）における大阪府への移管事務の従事人員をベースに、広域機能の一元化を踏まえ、一定の効率化を図った上で移管（重複部門や類似業務などで効率化）

(Ⅱ) 大阪府から特別区へ移管される事務に係る職員数

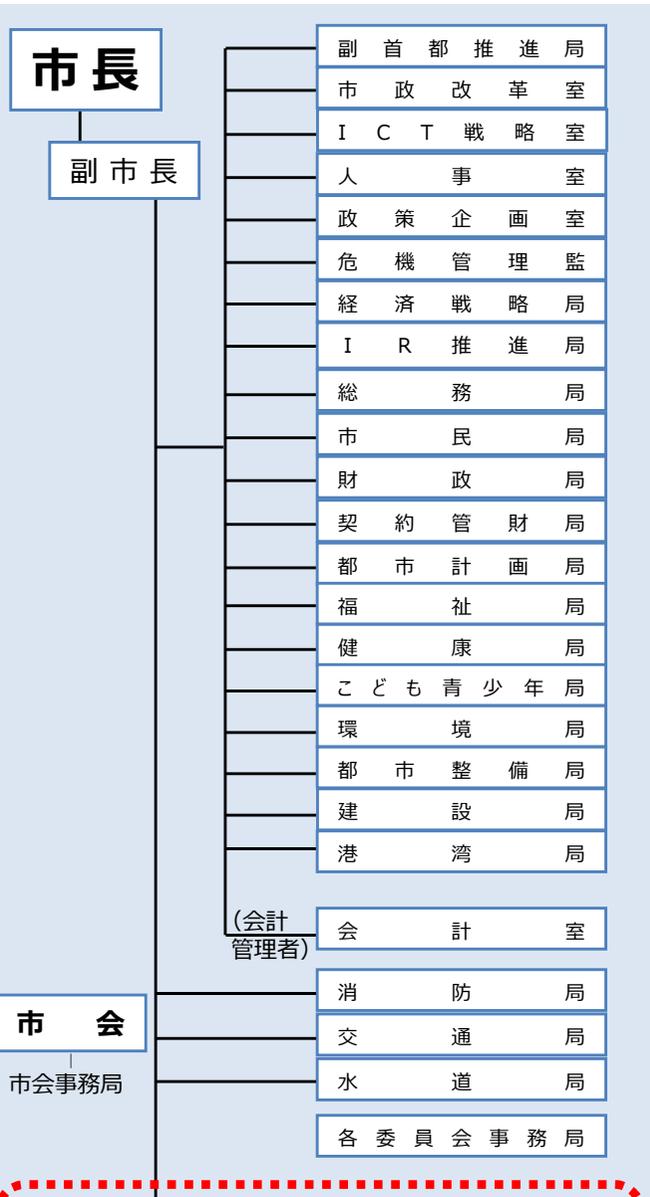
事務分担（案）における特別区への移管事務の従事人員をベースに移管



※ 上記は非技能労務職の人数。技能労務職については、退職不補充を踏まえ、(Ⅰ)360人を移管

# 4 特別区の組織イメージ ～組織図～

大阪市 (H29年4月)



**区役所 (24か所)**  
(住民票等の発行、国民健康保険等の窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援等)

公選区長・区議会のもと、住民に身近な行政サービスを総合的に提供できるよう、必要な組織体制を構築

(注) 具体的な組織体制、分担事務は、特別区長のマネジメントによる  
(下記の記載はあくまでイメージ)



**地域自治区事務所**  
(住民票等の発行、国民健康保険等の窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援等)

現行の行政区単位に  
**地域自治区事務所を設置**

## 4 特別区の組織イメージ ～部局別職員数～

- ◆ 特別区設置当初の職員数について、大阪市の特性を反映するために現在の組織別現員数構成比で配分  
 ※詳細な配置については、設置準備期間中に精査

### 試案B（4区B案）

部局・部門	第一区	第二区	第三区	第四区	特別区4区計
危機管理室	10	20	20	10	60
政策企画部	40	50	50	40	190
総務部	60	70	70	60	260
財務部	220	260	260	230	970
区民部	50	60	60	50	210
産業文化部	60	70	70	60	260
福祉部	110	130	130	110	480
健康部	130	150	160	140	580
こども部	130	150	150	150	580
環境部	70	90	90	80	320
都市整備部	210	250	250	230	940
建設部	170	200	210	180	770
会計室	10	10	10	10	40
教育委員会事務局	150	180	180	160	670
その他の行政委員会事務局	20	20	20	20	80
議会事務局	10	10	10	10	50
地域自治区事務所	680	790	1,120	810	3,400
非技能労務職 小計	2,130	2,500	2,840	2,360	9,840
技能労務職 (特別区設置当初時点)	260	330	310	280	1,190
総計	2,400	2,840	3,160	2,640	11,040

## 5 一部事務組合の組織体制

### ＜職員数の考え方＞

事務分担（案）で、一部事務組合に仕分けられた事務に従事する職員数を一部事務組合に配置  
 （総務部門については、全国の一部事務組合における総務部門の割合から算出）

		部門	事務内容	職員数
組合 管理者	組合議会	福祉部門	①介護保険事業（特別会計） ※窓口サービスについては、特別区（地域自治区事務所）において実施 ②福祉施設 ＜直営施設＞ 阿武山学園、長谷川羽曳野学園 ＜指定管理施設＞ 弘濟みらい園、弘濟のぞみ園 等 ③民間の児童養護施設・生活保護施設の認可・利用調整等	100
		市民利用施設等部門	①市民利用施設 ＜指定管理施設＞ こども文化センター、青少年センター 等 ②動物管理センター ③斎場・霊園	20
		情報システム管理部門	住民情報系システム等	100
		総務・財産管理部門	①総務部門：総務、会計、監査事務 ②財産管理部門：処分検討地等	60
		<b>非技能労務職 小計</b>		<b>270</b>
		<b>技能労務職（特別区設置当初時点）</b>		<b>50</b>
		<b>総 計</b>		<b>320</b>

※ 各部門における詳細な配置については、一部事務組合と各特別区との協議により決定

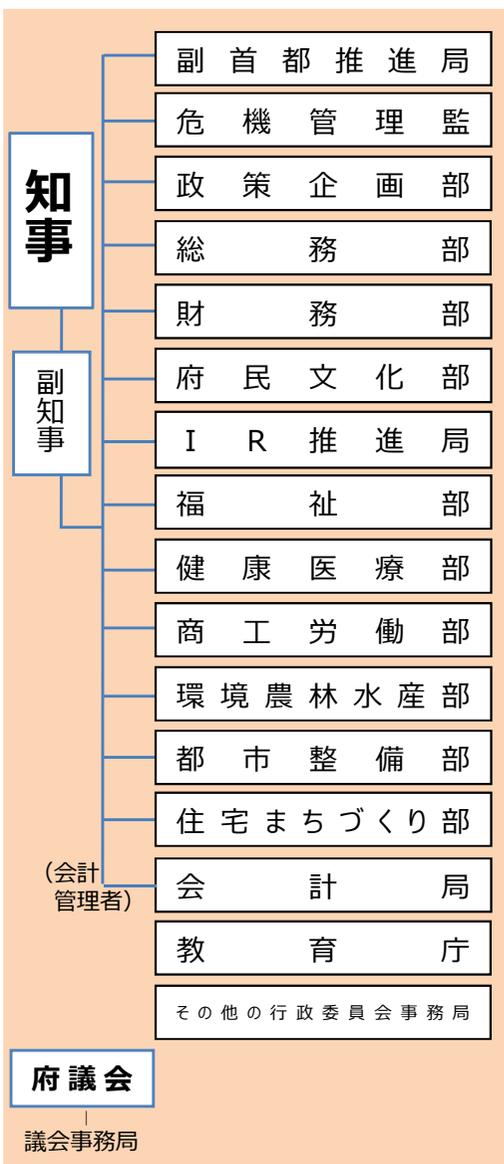
※ 上記は経営形態見直し部門を除く部門の職員数。弘濟院については、経営形態見直しを反映した職員数を配置

# 6 大阪府の組織イメージ

## ◆一元化する広域機能を迅速かつ強力に推進できる組織体制を構築

(注) 具体的な組織体制、分担事務は、知事のマネジメントによる  
(下記の記載はあくまでイメージ)

大阪府 (H29年4月)

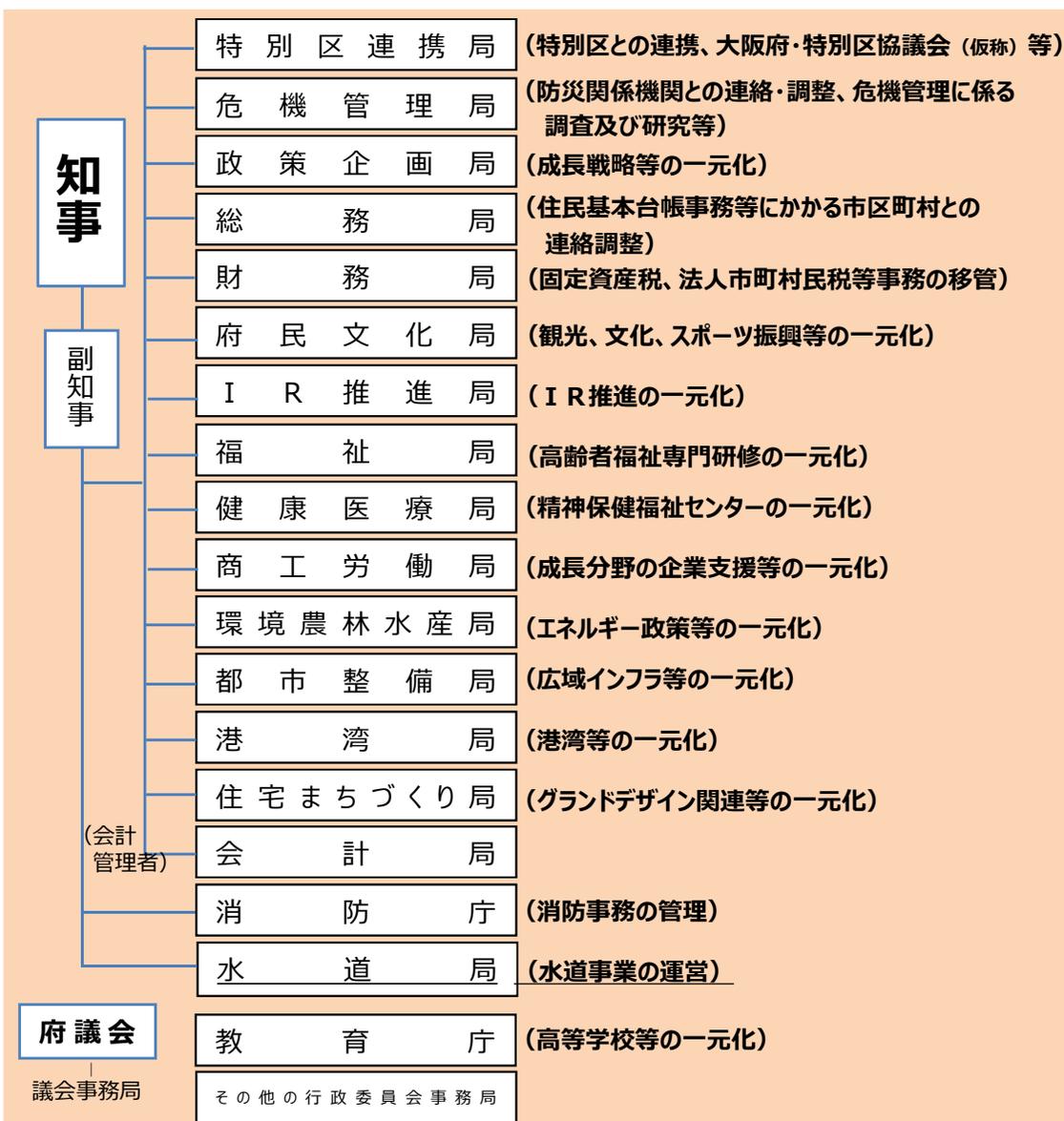


### «大阪市から大阪府への 主な移管事務»

- 成長戦略
- 税務 (固定資産税等)
- 観光、文化、スポーツ振興
- 成長分野の企業支援
- 広域的な交通基盤の整備
- 港湾
- 消防
- 水道
- 高等学校

現在の大阪府の組織と  
移管された組織・人員を  
統合し、必要な組織体制を  
整備

大阪府 (特別区設置時)



# 7 組織体制の整備に向けた職員の採用

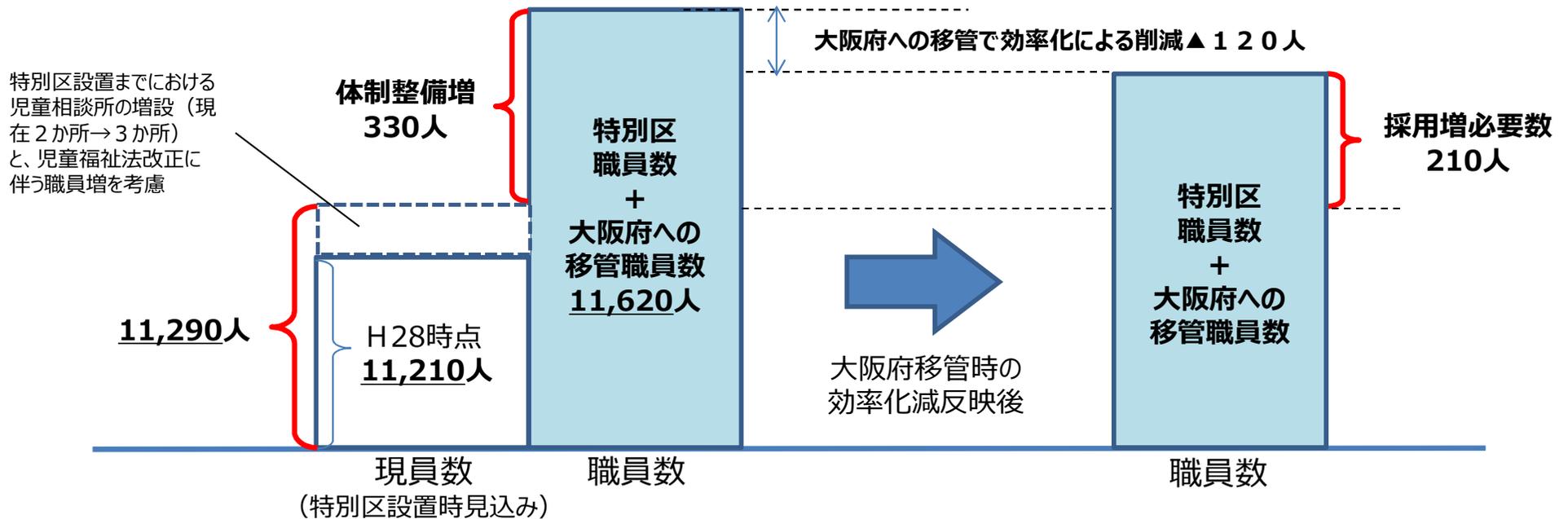
- ◆ 特別区の組織体制整備のため増員が必要
- ◆ 大阪府への移管については、広域一元化に伴う効率化減を加味

特別区設置に伴う  
採用増必要数

毎年度の退職補充に加えて、体制整備分の採用増が必要

## 採用増必要数

### 試算B（4区B案）



## 採用方針

設置準備期間中に  
計画的に対応

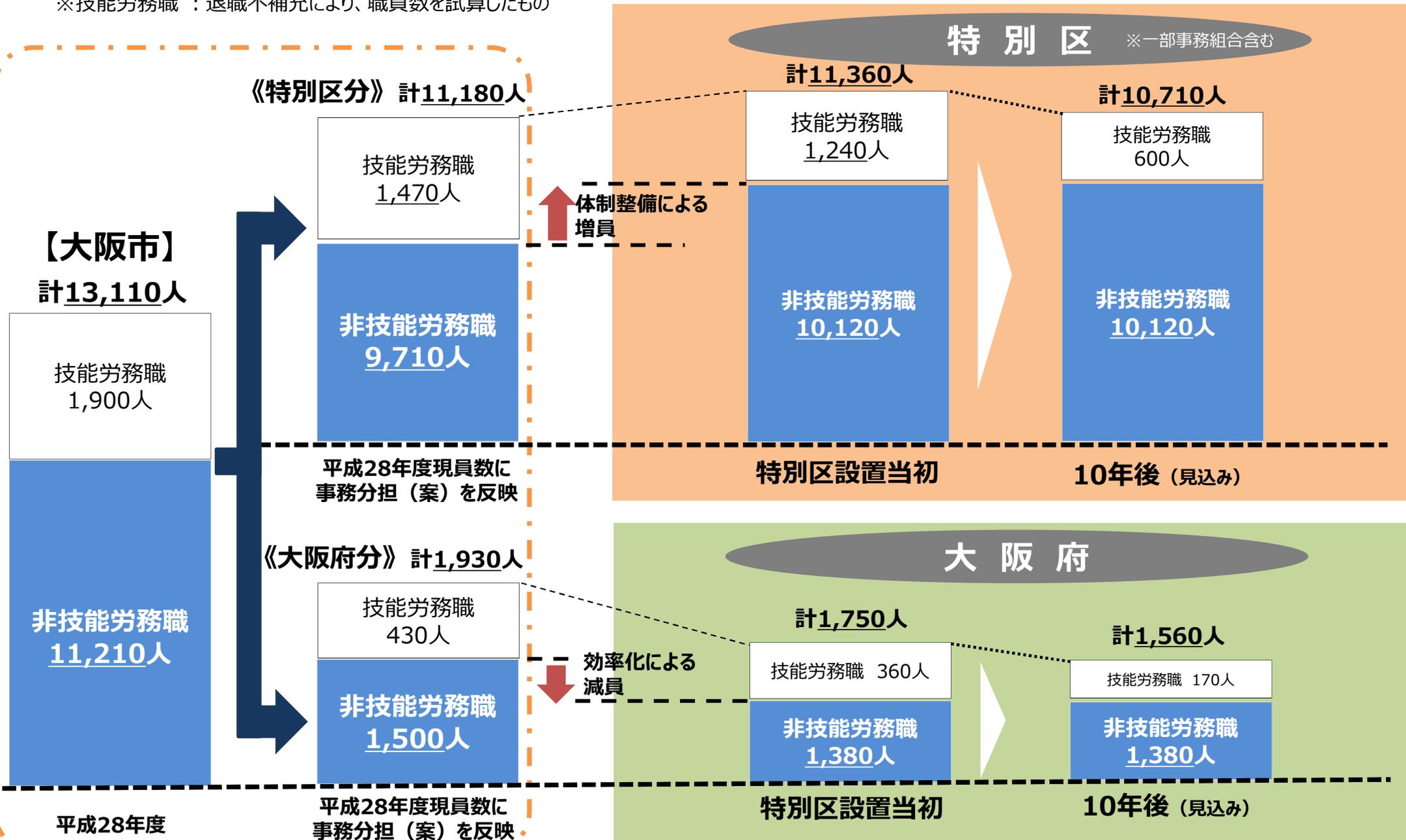
- ◆ 設置準備期間中に段階的に採用  
特別区・大阪府への移管職員数の比率に応じて、大阪市・大阪府で採用し、設置準備期間中の準備業務に対応
- ◆ 技術職・専門職の必要数  
現行の職種別構成比が大阪市の特性を反映していることから、職種別構成比を参考に、各職種の必要数を精査し、計画的に採用

- ◆ 設置当初に向け必要職員数を確保
- ◆ 円滑な特別区設置を推進

# 8 特別区設置に伴う職員数の推移見込み ～イメージ <試案B（4区B案）>～

◆ 特別区・一部事務組合の職員数、大阪府への移管職員数の推移（経営形態見直し部門、学校園、消防を除く）

※技能労務職：退職不補充により、職員数を試算したもの



※大阪府から特別区へ移管される職員10人（全て非技能労務職）を含む

# (参考) 特別区 職員数算定の詳細 (非技能労務職)

- ◆ 特別区の担う権限のうち中核市をベースとする部分は、実在する中核市（近隣6市）を参考に算出
- ◆ 中核市を上回る権限部分は実施する事務を個別に加味し、さらに本市の特性を踏まえた要素を反映

(単位：人)

## 試算B (4区B案)

算定のながれ

		第一区	第二区	第三区	第四区
① 人口10万人当たり職員数 (6市平均) ※		364.5			
		×	×	×	×
②	各特別区の人口	595,912	749,303	709,516	636,454
③	人口規模に基づく補正率	95%	92%	93%	94%
④ (①×②×③)	中核市モデル	2,060	2,520	2,400	2,180
⑤	固定資産税など中核市権限のうち広域移管にかかる職員数等	▲110	▲140	▲130	▲120
A(④+⑤)	中核市モデル職員数	1,950	2,370	2,260	2,060
		+	+	+	+
⑥	府から移管 中核市を上回る権限 本市の特性	5未満 20 220	5未満 30 180	5未満 30 620	5未満 20 340
B(⑥)	中核市モデルへの加算数	250	210	650	370
A+B	一部事務組合で実施 する職員数	▲60	▲80	▲70	▲60
A+B	職員数合計	2,130	2,500	2,840	2,360

※ 経営形態見直し部門、学校園等を除く職員数から算出



# 4 財産・債務

# 目 次

1	財産・債務の現状	財産- 1
2-1	財産・債務の承継の全体概要	財産- 5
2-2	財産の承継	財産- 9
2-3	債務の承継	財産- 15
3	個別検討項目	財産- 22
4	特別区及び大阪府への承継の姿	財産- 26

この資料における用語について

「政令等会計」	特定の収入（保険料など）によって、まかなわれている事業について、一般会計と区別して経理する会計。公債費会計は政令等会計に含める
「準公営企業」 「公営企業」	地下鉄、水道事業など、民間企業のようにサービスを受ける方の料金を基本に運営している企業 準公営企業・・・地方公営企業法の規定（財務規定等、組織、身分取扱い）のうち財務規定等が適用される 公営企業・・・地方公営企業法の規定の全部が適用される

「行政財産」	公有財産のうち、公用・公共用に供すると決定された財産 「行政的目的のある普通財産」「無体財産権」のほか、公有財産以外の財産のうち「物品」を含めることとする
「普通財産等」	「普通財産」と「公有財産以外の財産」を合わせて「普通財産等」とする（行政財産に含めたものを除く）

# 1 財産・債務の現状

## (1) 大阪市の財産・債務の現状

- ◆ 大阪市の保有する財産は、全会計で約1兆4千1億8千777万円
- ◆ 大阪市の地方債は、全会計で約4兆4千5億6千777万円  
・債務負担行為としては、別途約6千3億2千577万円

## ■ 大阪市各会計の財産・債務の状況

会計区分		財産	債務	
			地方債	債務負担行為
一般会計		10兆2,619億円	2兆6,909億円	2,419億円
政令等会計 (10会計)	食肉市場、市街地再開発(注)、駐車場、土地先行取得(注)、母子父子寡婦福祉貸付資金、国民健康保険、心身障害者扶養共済、介護保険、後期高齢者医療、公債費	5,193億円	3,798億円	15億円
小計		10兆7,812億円	3兆707億円	2,434億円
準公営企業 (3会計)	中央卸売市場事業 港営事業 下水道事業	1兆5,431億円	6,960億円	2,283億円
公営企業 (4会計)	自動車運送事業(バス) 高速鉄道事業(地下鉄) 水道事業 工業用水道事業	1兆8,634億円	6,900億円	1,608億円
全会計 合計		14兆1,877億円	4兆4,567億円	6,325億円

(注)平成28年3月31日に廃止

# 1 財産・債務の現状

## (2) 一般会計・政令等会計の財産

財産区分	一般会計			政令等会計		
	数量	金額	主な内容	数量	金額	主な内容
土地	4,307件 5,145ha	5兆1,423億円	道路、公園、霊園、地域集会所敷地など	3件 15ha	176億円	食肉市場事業会計 (土地) 10ha 89億円 (建物) 3ha 30億円 (工作物) 41件 6億円
うち普通財産 (行政財産に含めたものを除く)	422件 160ha	1,844億円	事業廃止又は利用計画のない土地、小学校跡地、市営住宅跡地など	—	—	駐車場事業会計 (土地) 5ha 87億円 (建物) 15ha 300億円 (工作物) 6件 13億円
建物	2,675件 1,295ha	1兆4,626億円	学校、保健所、市営住宅、市本庁舎、区役所、消防署、ごみ焼却工場など	23件 18ha	330億円	
うち普通財産 (同上)	130件 41ha	776億円	事業廃止又は利用計画のない建物、保育所跡、庁舎跡など	—	—	
工作物	181,744件	2兆7,375億円	道路舗装、橋りょう、門、塀、表示板など	47件	19億円	
うち普通財産 (同上)	537件	48億円	事業廃止又は利用計画のない土地、建物の従属物など	—	—	
小計		9兆3,424億円			525億円	

財産区分	一般会計			政令等会計		
	数量	金額	主な内容	数量	金額	主な内容
物品	11,428件	1,011億円	美術品、消防関係の物品 など	17件	0億円	
動産	56件	－	船舶、浮棧橋、消防用ヘリ など	－	－	
物権	26,871㎡	－	地上権	－	－	
無体財産権	12件	－	市業務に関連して取得した特許	－	－	
株式	28社	1,991億円	関西電力（株）株式、関西国際空港土地保有（株）株式、大阪港埠頭（株）株式 など	－	－	
出資による権利	59件	2,449億円	（独法）日本高速道路保有・債務返済機構出資金、公立大学法人大阪市立大学出資、（公財）大阪府暴力追放推進センター出損金 など	－	－	
債権	51件	1,434億円	関西国際空港土地保有（株）貸付金、大阪外環状線鉄道（株）貸付金、アジア太平洋トレードセンター（株）貸付金 など	5件	29億円	母子福祉貸付金 など
基金・現金	39件	2,310億円	大阪市財政調整基金、大阪市教育振興基金、不動産運用基金 など	3件	4,639億円	公債償還基金 など
合計	－	10兆2,619億円		－	5,193億円	

※市街地再開発事業会計の廃止に伴い、平成28年3月31日に市街地再開発事業会計から一般会計に土地 3ha（192億円）、建物1ha（368億円）を移管

※土地先行取得事業会計の廃止に伴い、平成28年3月31日に土地先行取得事業会計から一般会計に土地 34ha（1,019億円）を移管

※端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある（次ページ以降も同じ）

## 財産

### 一般会計・政令等会計

土地・建物・工作物	大阪市公有財産台帳データ (H28.3.31時点)
物品	大阪市財務会計システム物品管理データ (H28.3.31時点) (注) 取得価格100万円以上のものを抽出
動産	H27年度決算書「H27年度大阪市財産に関する調書」ベース (件数)
物権	H27年度決算書「H27年度大阪市財産に関する調書」ベース (平方メートル)
無体財産権	H27年度決算書「H27年度大阪市財産に関する調書」ベース (件数)
株式・出資による権利	H27年度決算書「H27年度大阪市財産に関する調書」ベース
債権	H27年度決算書「H27年度大阪市財産に関する調書」ベース
基金・現金	H27年度決算書「H27年度大阪市財産に関する調書」ベース (基金のみ)

※処分済みのもの、償還済みの貸付金、廃止済みの基金などは除外

### 準公営・公営企業会計

・・・H27年度各会計決算ベース

## 債務

債務負担行為	H29年度各会計当初予算ベース (H29年度以降支出予定額) ※支出予定額として具体的な金額の記載がないものは、合計金額に含めていない
地方債	H27年度各会計決算ベース

## 2-1 財産・債務の承継の全体概要

### (1) 基本的な考え方

- ◆ 特別区の設置に当たり、特別区（一部事務組合含む）や大阪府において、住民サービスを適切に提供できるよう、すべての大阪市の財産・債務について承継先を決定

#### 【一般会計・政令等会計について】

- 財産については、事務分担(案)や財産の性格を踏まえながら、承継ルールを設定
- 債務負担行為については、債務の性格別に承継ルールを設定
- 地方債については、債権者保護の必要性等を踏まえながら、承継ルールを設定

#### 【準公営企業会計について】

- 事務分担(案)に基づき、会計ごと大阪府に承継

#### 【公営企業会計について】

- 民営化の動きを踏まえ、個別に検討

## 2-1 財産・債務の承継の全体概要

### (2) 一般会計・政令等会計における承継ルール

#### (財産の承継)

区分	承継ルール	備考
<b>行政財産</b> 公有財産のうち、公用・公共用に供すると決定された財産 「行政的目的のある普通財産」「無体財産権」のほか、公有財産以外の財産のうち「物品」を含めることとする	行政執行に直接使用する財産 住民サービスの適切な承継を重視	<b>事務分担(案)に基づき財産の所在特別区（一部事務組合含む）や大阪府に承継</b> 小・中学校、幼稚園、保健所、道路、公園、物品など
<b>普通財産等</b> 「普通財産」と「公有財産以外の財産」を合わせて「普通財産等」とする（行政財産に含めたものを除く）	行政執行への寄与は間接的 市民が築いた財産であることを重視	<b>所在特別区に承継を基本                      大阪府には、事務分担(案)等に密接不可分なものに限定</b> 施設の跡地、株式、債権など

#### (債務の承継)

区分	承継ルール	備考	
<b>債務負担行為</b>	<b>確定債務</b> 契約等に基づき、債務の金額や相手方が確定している債務	契約等は各事業と密接不可分 <b>事務分担(案)に基づき承継</b>	市営住宅、公園の工事などで複数年度にわたる契約
	<b>偶発債務</b> 現在は債務ではないが、一定の事由を条件として、将来債務となる可能性がある債務	外郭団体等の資金調達への与信は、大阪市と同等の与信能力のあるものに承継 <b>大阪府に承継を基本</b>	損失補償
<b>地方債</b>	債権者保護の観点、市場秩序の維持に留意 <b>大阪府に承継し、償還</b>	償還財源は財政調整財源等で負担	

### (3) 準公営・公営企業会計における承継ルール

区分	事業	承継ルール
準公営企業	中央卸売市場事業	 <b>事務分担(案)に基づき、会計ごと大阪府に承継</b>
	港営事業	
	下水道事業	
公営企業	高速鉄道事業 (地下鉄)	「地下鉄事業株式会社化（民営化）プラン（案）」（H28年12月）を策定（平成29年1月改訂） ・100%大阪市出資の株式会社を設立し、上下（運行・運営、施設保有）一体で事業の引継ぎを行う（目標年度：H30年度） ⇒ <b>新会社の株式は、株式の承継ルールに沿って特別区に承継</b>
	自動車運送事業 (バス)	「バス事業引継ぎ（民営化）プラン（案）」（H29年1月）を策定 ・交通局の外郭団体である大阪シティバス（株）へ一括譲渡 ・大阪シティバス（株）の株式は、大阪市が34.7%、地下鉄新会社が65.3%を所有（目標年度：H30年度） ⇒ <b>大阪シティバス（株）の株式は、株式の承継ルールに沿って特別区に承継</b>
	水道事業	 <b>事務分担(案)に基づき、会計ごと大阪府に承継</b>
	工業用水道事業	

大阪府に承継する準公営 公営企業関係の  
 地方債の償還財源は 各企業が負担

## 2-1 財産・債務の承継の全体概要

### (4) 財務リスクの取扱い

将来の財政に悪影響を及ぼすことが懸念される財務リスクには、リスクが顕在化しているものや、今後、債務が発生する可能性があるもの（偶発債務）などがあるが、管理するリスクの規模や与信能力などの観点から、事務分担（案）に対応して承継すべきものを除き、**大阪府で一元化して管理することを基本とする**

財務リスクの類型	今後の対応の方向性等
リスクが顕在化しているもの （例）阿倍野再開発事業	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行済みの大阪市債は大阪府に承継し、計画的に償還</li> <li>・起債の償還財源は、財政調整交付金により財源保障</li> </ul>
今後、債務が発生する可能性があるもの（偶発債務） （例）MDC（湊町開発センター） ATC（アジア太平洋トレードセンター） クリスタ長堀	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資の枠組みを維持するため、財務リスク（損失補償の債務）を大阪府に承継</li> <li>・引当財源として財務リスク相当額の大阪市財政調整基金を大阪府に承継</li> <li>・損失補償の相手方に対する大阪市貸付金についても大阪府に承継</li> <li>・引当財源が不足する場合は大阪府・特別区協議会（仮称）で協議</li> <li>・大阪府に承継する大阪市財政調整基金は、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分</li> <li>・偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議の上、決定</li> </ul>
特別会計所管事業	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの会計ごとに、現在実施している経営計画等に基づいた取り組みを進めた上で、各事業を承継した事業主体において対応</li> </ul>

## 2-2 財産の承継

### (1) 一般会計・政令等会計における財産の承継の基本的な考え方

- 現在の大阪市の財産は、市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なもの
- 財産は、必要な住民サービスを支え、生み出す基盤として、適切に承継していく必要



- ◆ 事務分担(案)に基づき、各特別区（一部事務組合含む）や大阪府に承継
- ◆ 大阪市の財産は、その性格を踏まえ、財産の所在する特別区への承継を基本とし、大阪府への承継は、事務分担(案)により承継が必要となるものに限定
- ◆ 大阪府へ承継される財産の事業終了後の取扱いについては、特別区に配分することを基本に、個々の財産の状況を踏まえ、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議の上、決定
- ◆ 「行政財産」「無体財産権」「普通財産等」に区分し、承継ルールを整理

## 2-2 財産の承継

### (2) 行政財産の承継

- ◆ 住民サービスの提供などの行政目的の達成のため、直接の物的手段として使用されるもの
- ◆ 普通財産のうち、福祉施設、子育て施設など行政目的をもって貸付け、住民サービスに供している財産など

#### (承継ルールの考え方)

- ◆ 特別区の設置に当たり、住民サービスが適切に提供されるよう、**事務分担（案）に基づいて、各所在特別区（一部事務組合含む）又は大阪府に承継**

事務分担(案)	承継先	事例
特別区	財産の所在特別区	幼稚園、小・中学校、保健所、市営住宅、市道、住民に身近な公園、市本庁舎、区役所などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器、車両 など
特別区 (一部事務組合)	一部事務組合	中央体育館、斎場 など
大阪府	大阪府	高等学校、府道、大規模な公園、国際見本市会場（インテックス大阪）、消防施設などの土地・建物・工作物、これらに付随する車両・船舶・航空機 など

### (3) その他の行政財産の取扱い（無体財産権）

- ◆ 特許権・商標権等の無体財産権は、特定の事務の目的を達成するために得たもの

(承継ルールの考え方)

- ◆ 無体財産権は、関連する事務と密接不可分であるため、**事務分担（案）**に基づいて、**各特別区（一部事務組合含む）**又は**大阪府に承継**



事務分担(案)	承継先	事例
特別区	関連する財産の 所在特別区	資源ごみの検出方法に関する特許権（H31.2.25存続期間満了）
特別区 (一部事務組合)	一部事務組合	斎場における棺台車に関する特許権（H29.6.26存続期間満了）など
大阪府	大阪府	大阪府市エネルギー戦略に対する提言（著作権）

## 2-2 財産の承継

### (4) 普通財産等の承継

- ◆ 普通財産等は、住民サービスに直接使用されるものではなく、主に経済的価値の発揮を目的とするもの

(承継ルールの考え方)

- ◆ 特別区の設置に当たり、**特別区（一部事務組合含む）に承継することを基本とする**
- ◆ 例外として、大阪府に承継するものは、事務分担(案)に基づくものや債務承継に伴うものなど、大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定

\* 財産区分ごとの承継ルールの考え方等については、下記ページに後掲

財産区分	特別区への承継方法	事例	頁 (*)
不動産 (土地・建物 ・工作物)	所在特別区	区役所跡地、学校等跡地、市民交流センター跡地、市営住宅建替跡地 など  (例外) ・市外に所在する土地・建物 《一部事務組合》 など	財産-36
株式・ 出資による 権利	特別区数割	関西電力（株）株式、財団法人への出資、出捐 など  (例外) ・港湾、空港、高速道路事業に関連する株式・出資金 《大阪府》 ・公立大学法人大阪市立大学出資 《大阪府》 など	財産-36

債権 (貸付金・ 保証金)	・個人向け貸付金 債務者割（区内の債務者数や債務額に応じて配分）	災害援護資金貸付金、国民健康保険出産費資金貸付金 など  (例外) ・母子福祉貸付金、父子福祉貸付金、寡婦福祉貸付金 《大阪府》	財産-36  財産-37
	・法人向け貸付金 特別区数割（各特別区に均等に配分）	大阪外環状鉄道(株)貸付金 など  (例外) ・大学、港湾、空港、高速道路事業に関連する貸付金 《大阪府》 ・湊町開発センター(MDC)・アジア太平洋トレードセンター(ATC)・クリスタ長堀にかかる各貸付金（損失補償債務関連） 《大阪府》 など	
	・保証金 賃借施設等の所在特別区	賃借施設にかかる入居保証金（敷金） など  (例外) ・消防職員災害待機宿舎保証金 《大阪府》 ・アジア太平洋トレードセンター(株)保証金 《大阪府》	
基金・ 現金	特別区数割、人口割 など客観的な指標により配分	大阪市教育振興基金、大阪市社会福祉振興基金、大阪市おとしより健康基金、災害救助基金 大阪市財政調整基金（MDC, ATC, クリスタ長堀の損失補償相当額を除いた後の額） など  (例外) ・大阪市介護給付費準備基金 《一部事務組合》 ・大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金 《一部事務組合》 ・大阪市地域活性化事業基金 《関係特別区》 ・東洋陶磁美術館振興基金 《大阪府 平成31年4月に独立行政法人化に向け出資等を検討中》 など	財産-37
	債務・財務リスクへの引当て	・公債償還基金 《大阪府》 ・大阪市財政調整基金（MDC, ATC, クリスタ長堀の損失補償に相当する額） 《大阪府》	

## 2-2 財産の承継

### (5) 承継における留意すべき事項

#### (行政財産)

項目	承継方法	備考
受益、利用範囲が複数の特別区に広がるものや、市内に一ヶ所しかない施設 (例)市本庁舎、大阪国際交流センター、がん検診車 など	施設等の所在する特別区に承継	共同利用が必要な場合は、関係特別区間で協議・調整
特別区と大阪府に区分される事務の双方に利用されている施設 (例)都島センタービル、此花会館、あべのフォルサ など	施設等の所在する特別区に承継 <small>※主用途が大阪府の事務に係る施設を除く</small>	関係特別区と大阪府で協議・調整のうえ共同利用

#### (普通財産等)

項目	承継方法	備考
株式・出資による権利	各特別区に均等に承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益上の理由により、主に議決権の行使等を目的に保有するものであることから、各特別区の相手方法人等に対する関与の度合いを均等にすることが適当と考え均等に配分</li> <li>・株主としての権利を行使するために一定の持株比率が必要な場合には各区の共同により、従来の株主としての権利を行使することも可能</li> <li>・権利を共同で行使するかどうかは、各特別区長が協議の上、判断</li> </ul>

## 2-3 債務の承継

### (1) 債務の承継の基本的な考え方

- 特別区の設置に当たり、各特別区が新たに負担する債務は、各特別区が履行、償還
- 一方で、特別区の設置の日前の大阪市の債務については、債権者の保護に配慮しながら、履行、償還の責任を果たしていく必要

#### ◆承継に際しては、債務の内容によって異なる対応を検討する必要

- ・工事請負契約などの確定債務は、各事業との関係が密接不可分
- ・損失補償は、関係金融機関に対する与信の維持が重要
- ・地方債については、市場公募債の取扱いをはじめ、特有の課題を踏まえた対応が必要

#### ◆債務の内容、債権者保護の必要性などを踏まえ、「債務負担行為」や「地方債」の区分に応じて承継先を整理

#### ◆将来の財政に悪影響を及ぼすことが懸念される「財務リスク」についても、今後の対応の方向性を整理

### (2) 債務負担行為の承継

- ◆ 債務負担行為は、議決を経た予算に基づき、債務を負担することとしたもの  
⇒特別区設置後も、承継先を明確にして、債務を履行する必要
- ◆ 「確定債務」と「偶発債務」に区分し、承継ルールを整理

#### ① 確定債務の取扱い

(承継ルールの考え方)

- ◆ 債務負担行為に基づく契約等は、各事業と密接不可分であることから、**事務分担(案)に基づいて、特別区（一部事務組合含む）又は大阪府に承継**
- ◆ 複数の特別区にまたがるものについては、例えば工事区間延長や経費積算などにより、関係特別区の負担割合をあらかじめ確定

## 2-3 債務の承継

## (確定債務と承継先)

(項目・金額は、H29年度大阪市当初予算による)

(単位：億円)

項目	H29年度以降 支出予定額	事務分担(案)に基づく承継先	承継基準
<b>◆一定期間経常的に実施する事業</b>			
家賃対策補助・利子補給など助成事業	218	各特別区	対象者等に応じた所要額
こども・子育て支援事務センター事業	2	各特別区	対象施設数に応じた所要額
省エネルギーサービス(ESCO)事業	13	各施設を所管する団体 (特別区、一部事務組合又は大阪府)	
基幹事務系システムに関する契約 (税務、総合福祉、住民基本台帳など)	125	一部事務組合	
上記以外のシステムに関する契約	16	現行システムを承継する特別区又は大阪府	
<b>◆投資的事業の経費を割賦負担するもの</b>			
緑地・公園等の整備、市内府営住宅の移管に伴う資金の償還	644	所在特別区	各事業の償還所要額
高等学校教育改善(空気調節設備導入)事業	2	大阪府	
<b>◆土地信託事業の負債の立替金を割賦負担するもの</b>			
弁天町駅前開発土地信託事業に係る和解に伴う立替金元本の弁済	446	事務を承継する特別区	
<b>◆投資的事業</b>			
市庁舎・市営住宅等建設・改修工事	360	所在特別区	各工事契約の所要額
橋りょう・共同溝・公園整備等	303	対象施設の所管団体 (特別区、一部事務組合又は大阪府)	各工事契約の所要額
消防庁舎建設工事	3	大阪府	
市立大学学舎整備助成	74	大阪府	
校舎建設工事	163	対象校を所管する団体 (特別区又は大阪府)	各工事契約の所要額

## ② 偶発債務の取扱い

### (承継ルールの考え方)

- ◆ 損失補償は、外郭団体等が金融機関から資金を調達できるようにするために、大阪市が行ってきたもの
- ◆ 金融機関は、損失補償での与信により、融資を実行・継続してきたもの
- ◆ 融資の枠組みを維持するには、同等の与信能力のある者に承継する必要があるため、事務分担(案)に対応して承継すべきものを除き、**大阪府に一元化して承継することを基本とする**

### (偶発債務に対する引当財源についての考え方)

- ◆ 偶発債務については、一時期に多大な財政負担が生じ、財政運営に大きな影響を与える可能性があり、対応する財源をあらかじめ引き当てておくことが必要
- 
- 偶発債務の引当財源として、大阪市財政調整基金のうち、財務リスク相当額を大阪府に承継
  - 損失補償の相手方に対する大阪市貸付金についても、大阪府に承継。発生する元利償還金は、将来リスクへの引き当てとして基金に積み立て
  - 引当財源が不足する場合の財源捻出や特別区の負担方法などについては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議
  - 大阪府に承継する大阪市財政調整基金は、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分
  - 偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議の上、決定

## (偶発債務と承継先)

(項目・金額は、H29年度大阪市当初予算による)

(単位：億円)

項目	損失補償等の 対象債務残高	承継先
都市再開発融資に伴う損失補償 (注)	40	特別区
外貿埠頭・フェリー埠頭建設資金調達に伴う損失補償 (大阪港埠頭 (株) 関係)	8	大阪府
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 (MDC(湊町開発センター)関係)	※ 42	大阪府
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 (ATC(アジア太平洋トレードセンター)関係)	※ 202	大阪府
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 (クリスタ長堀関係)	※ 77	大阪府

(注)「都市再開発融資」は、事業者が市街地再開発事業によって建設した建物の一部を購入する資金を大阪市と各金融機関が協調して融資する制度。この融資事業の事務分担(案)は「特別区」であり、損失補償も融資事業と一体不可分なものであることから、「特別区」に承継

※大阪市HP「財務リスクに係る取組・処理状況について(平成29年3月末見込み)」による

### (3) 地方債の承継

#### (承継ルールの考え方)

- ◆ 事務分担(案)のもとで、各特別区及び大阪府が新規に発行する地方債は、それぞれの判断と責任で発行、管理
- ◆ 一方で、発行済みの大阪市債については、債権者保護の観点から、**大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とする**

#### ○市場秩序維持の観点から分割できない

⇒市場公募債（注）など既に金融市場で取引されている大阪市債を回収し、「特別区債」に分割(名義変更)することは、事実上不可能。また、債権者保護を優先し、市場の秩序維持を図る観点からも、大阪市債は一元的に大阪府に承継し、償還することが適当

(注)市場公募債とは、証券市場において、広く投資家に購入を募る方法により資金調達をした地方債  
大阪市では、民間等資金の大部分を市場公募債で資金調達(H27年度末地方債残高(全会計)4兆4,567億円に占める民間等資金は、3兆1,066億円で、そのうち市場公募債は、2兆3,431億円[詳細は参考資料 財産-38,財産-39ページ])

#### ○財産形成につながらない地方債の取扱い

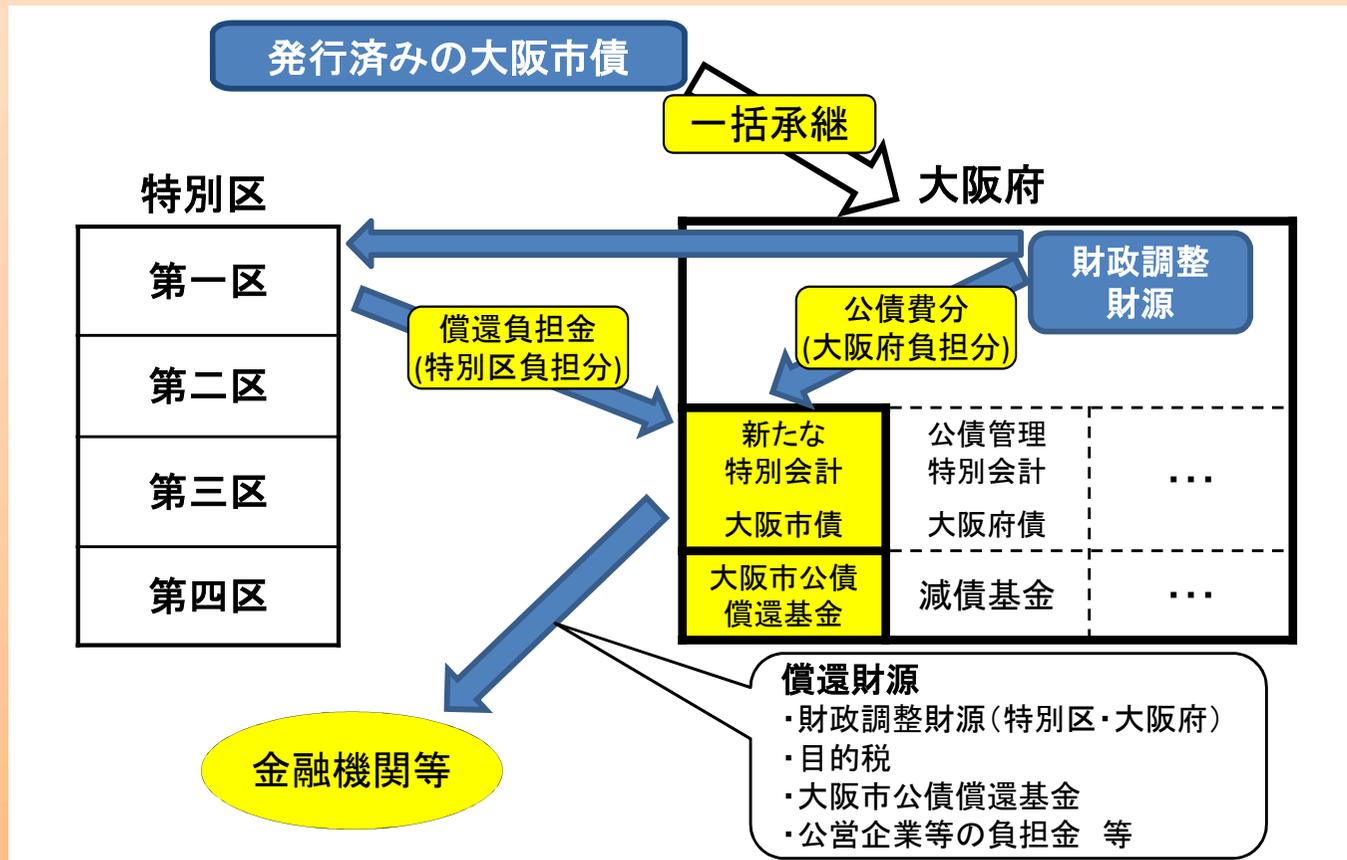
⇒地方債は、本来、建設事業など財産形成につながる事業の財源として発行されるが、財産形成につながらない大阪市債も発行されており、これらの各特別区ごとの債務残高を確定させることができないため、一元的に承継し、償還することが必要(例えば、地方交付税の代替として発行される臨時財政対策債、減収補てん債、退職手当債等の赤字債)

## 2-3 債務の承継

(大阪府に承継される地方債の償還についての考え方)

- ◆ 発行済みの大阪市債は一括して、大阪府へ承継
- ◆ 大阪市債の承継に併せて、大阪市の「公債償還基金」も大阪府へ承継
- ◆ 特別区の償還負担は、各特別区の人口（市営住宅に係る償還負担金は建物の財産台帳価格）を基本に按分し、債務負担行為を設定
- ◆ 償還費用は特別区と大阪府の事務分担（案）に応じた割合で負担し、財源は財政調整財源等で確保
- ◆ 大阪府では、承継する大阪市債に関する公債管理を独立・明確化するため特別会計を新設

《参考イメージ》



## (4) 財務リスクの取扱い

- ◆ 将来の財政に悪影響を及ぼすことが懸念される財務リスクには、①リスクが顕在化しているもの、②偶発債務のうち、今後、債務が発生する可能性があるもの、③特別会計所管事業に係るものがあるが、管理するリスクの規模や与信能力などの観点から、事務分担（案）に対応して承継すべきものを除き、**大阪府で一元化して管理することを基本とする**

### (財務リスクの類型別承継先)

※項目・金額は、「財務リスクに係る取組・処理状況について（平成29年3月末見込み）」による

#### ①リスクが顕在化しているもの

項目	今後の収支不足見込額等	承継先	今後の対応の方向性
阿倍野再開発事業	(H75年度まで) 920億円	大阪市債・大阪府 財産・所在特別区	大阪市債は一括して、大阪府へ承継し償還 ※阿倍野再開発事業は、平成27年度末で市街地再開発事業会計を廃止し、一般会計に移管
此花西部臨海地区 土地区画整理事業	(H47年度まで) (-) 億円		
オーク200 (土地信託事業)	和解金 (H35年度まで分割払) 446億円 分割払利息 (8億円)	所在特別区	大阪市財政調整基金を活用し、和解調書に基づき各特別区が負担の上、支払い

#### ②偶発債務のうち、今後、債務が発生する可能性があるもの

項目	債務額 ※ ( ) は必ずしもリスクが顕在化しないもの	承継先	今後の対応の方向性
MDC (湊町開発センター)	金融機関借入金 (42億円)	大阪府	関係法人の経営状況を監視し、経営改善を進める
ATC (アジア太平洋トレードセンター)	金融機関借入金 (202億円)		
クリスタ長堀	金融機関借入金 (77億円)		

#### ③特別会計所管事業（準公営・公営企業会計、国保会計）

項目	資金不足額等	承継先	今後の対応の方向性
国民健康保険事業	累積赤字額 138億円	各特別区	・大阪市では、収納対策の強化など会計の健全化に取り組んでいるが、国保の広域化に向けた条件整備として、平成33年度末で累積赤字の解消を図るとする「大阪市国民健康保険事業会計累積赤字解消計画」に基づく取り組みを実施中
バス事業	資金不足額 (178億円) 資金不足比率 147.2%	(民営化)	・現在、「バス事業引継ぎ(民営化)プラン(案)」を平成29年1月に策定し、平成30年4月の民営化にむけて取組みを実施中

### 3 個別検討項目 ～処分検討地～

#### (1-1) 処分検討地の偏在 (「大阪市未利用地活用方針一覧」平成29年6月30日現在)

(「処分検討地」とは大阪市未利用地活用方針において処分を検討する用地として位置づけられた用地)

- ◆ 市内に所在し、特別区へ引き継がれる処分検討地が偏在
- ◆ これまで市域全体で一体的に保有してきた「処分検討地」について、特別区間で偏在（下図参照）が生じる

■ 偏在の状況（面積）

試算B（4区B案） 最大格差 約2.96倍



■ 偏在の状況（人口一人当たり財産【円】）

試算B（4区B案） 最大格差 約1.34倍



## (1-2) 処分検討地の偏在是正の仕組み

### 【現 状】

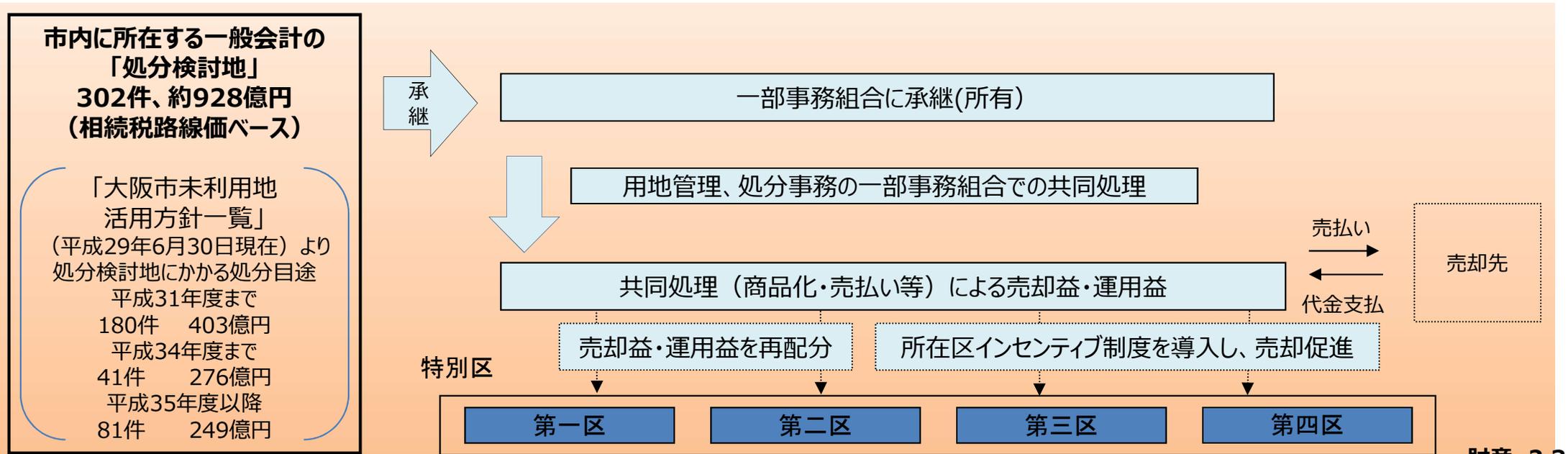
- ◆ 大阪市の実情として、財政上の要請からも財産処分による補填財源の確保は喫緊の課題
- ◆ 特別区設置後も引き続き財産処分による補填財源の確保が必要

### 【課 題】

- ◆ これまで市域全体で一体的に保有してきた処分検討地について、承継先を所在特別区とすることで各特別区間に偏在が生じる

### 【課題に対する対応】

- ◆ 特別区の設置の日前における処分検討地を、**一部事務組合に承継し、特別区全体で活用することを基本**
  - ◆ 一部事務組合において**管理・処分事務を行い、売却益等を各特別区に再配分（人口割り）**し、偏在を是正・補填財源を確保
  - ◆ 処分検討地の売払いにかかる**所在区インセンティブ制度を導入し、売払い促進に努める**
- (参考：現在の大阪市におけるインセンティブ制度では、地元調整など所在区が売却に向けた取り組みを行った場合は、区売却促進インセンティブとして、3%～5%を配分)
- ◆ 一部事務組合において処理する期間は**特別区設置後一定期間（5年程度）を目途**とし、その後の取扱いは、一部事務組合において協議



### 3 個別検討項目 ～地下鉄・バス事業～

#### (2-1) 地下鉄・バス事業（平成30年4月民営化）の資産

◆ 民営化に伴う地下鉄・バス事業の資産の取扱い ※地下鉄・バス事業の民営化プラン案より

○ 地下鉄・バス事業の資産

新会社へ現物出資 1兆3,444億円、**一般会計へ引継 83.5億円**、自動車運送事業会計の終結処理 508億円

○ 交通局保有の関西電力株式

・株式は地下鉄新会社へ移管

・交通局が負担する株式の時価相当額を財源として、**大阪市交通政策基金を設置**（平成29年3月29日）

※基金の用途、目的：地下鉄・バスにおける安全対策やサービス改善施策などに関する臨時的・投資的な経費に充当する  
（具体例：BRT社会実験における準備に関する投資 など）

○ 地下鉄・バス事業の新会社の株式

**大阪市が地下鉄新会社の株式100%、大阪シティバス(株)の株式34.7%を所有**（予定）

#### (特別区設置時の対応)

○ 一般会計に引き継がれた資産は、事務分担（案）に基づいて、特別区又は大阪府に承継

区 分	地下鉄事業分		バス事業分
	固定資産（54.8億円）	投資その他の資産（2.8億円）	固定資産（25.9億円）
特別区へ承継(約68.5億円)	東成複合施設敷地（東成区民センター、図書館） 屋内プール敷地（城東区）、処分検討地 など	地下鉄準備会社株式 地方公共団体金融機構出資金	処分検討地、道路 など
大阪府へ承継(約15億円)	消防局本局庁舎敷地、道路 など		道路

※金額は、地下鉄・バス事業の民営化プラン案に記載された平成29年度末予定の簿価額

※特別区又は大阪府への承継金額は、現時点の見込額

○ 地下鉄新会社及び大阪シティバス(株)の株式は、**普通財産等の承継ルールにより、特別区に承継**

○ 大阪市交通政策基金は、**普通財産等の承継ルールにより、特別区に承継することを基本**

※基金の配分については、承継ルールの考え方に基づき人口割りを基本

## (2-2) 地下鉄・バス事業（平成30年4月民営化）の債務

◆ 民営化に伴う地下鉄・バス事業の債務の取扱い ※地下鉄・バス事業の民営化プラン案より

○ 地下鉄・バス事業の地方債等の償還

区分	会計	地方債等	金額	償還方法
地下鉄事業	高速鉄道事業会計	企業債 (財政融資資金等)	3,540億円	繰上償還 ※交通局が銀行からの一時借入金で償還
		企業債 (市場公募債等)	1,258億円	償還財源を一般会計に一括して繰入れ、その後一般会計において順次償還 ※交通局が銀行からの一時借入金で繰入
	一般会計	出資債・補助金債 (財政融資資金等)	481億円	繰上償還 ※交通局が一般会計に繰入する企業債（市場公募債等）の償還財源（1,258億円）を活用し償還
		出資債・補助金債 (市場公募債等)	849億円	変更なし
バス事業	自動車運送事業会計	企業債	38億円	高速鉄道事業会計へ資産を有償所管換えし、その収入で償還 不足する場合は、高速鉄道事業会計が負担
		一般会計借入金	62億円	

### (特別区設置時の対応)

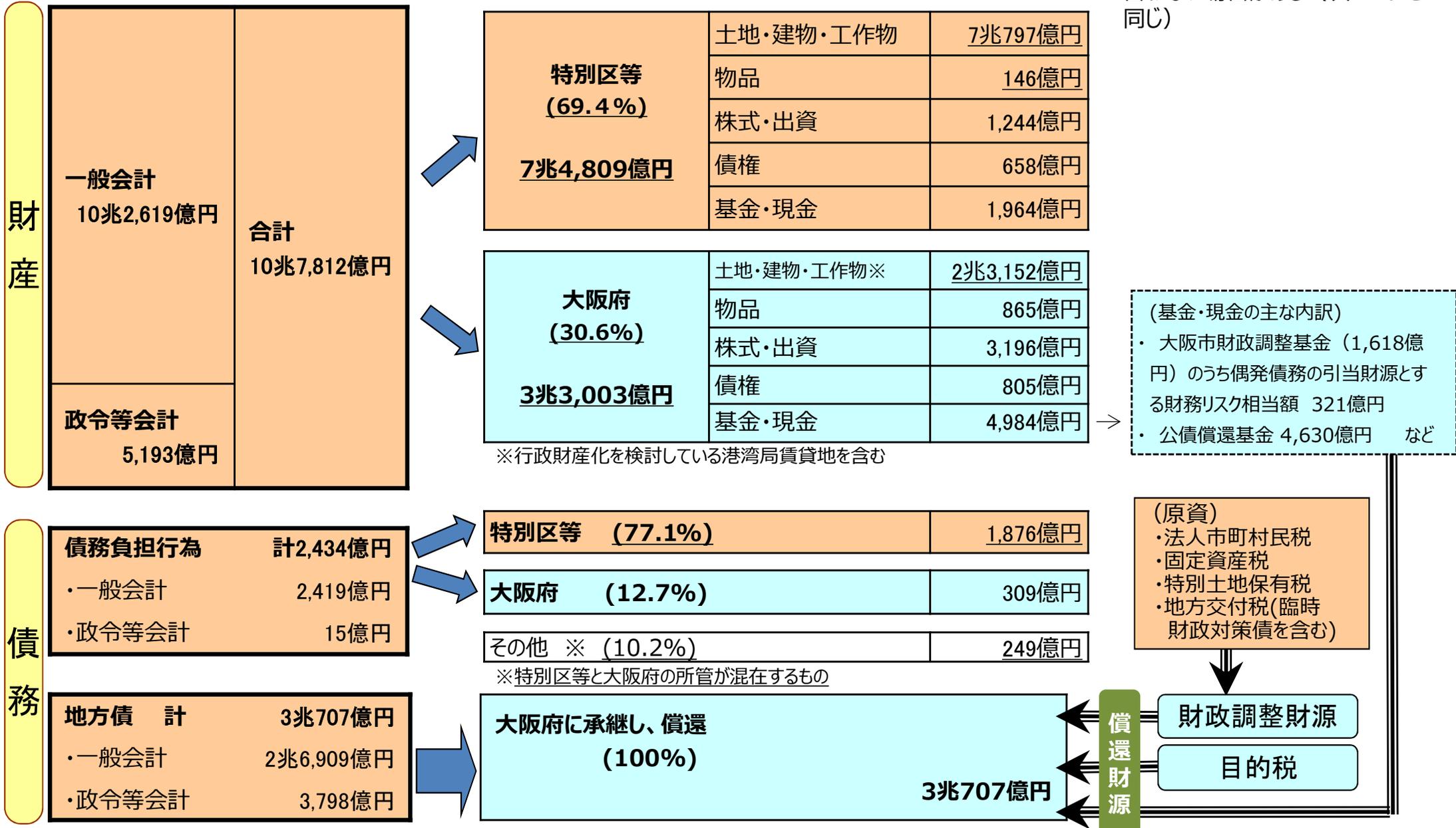
- 地方債は、他の一般会計の地方債と同様の扱いとする
  - ・承継ルールに基づき、一括して大阪府に承継し、償還
  - ・償還財源は財政調整財源等で負担

# 4 特別区及び大阪府への承継の姿

## (1) 承継の姿

### ① 財産・債務の承継の姿 (全体イメージ)

※準公営企業・公営企業会計を除く  
 ※端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある(次ページも同じ)



## ■ 財産・債務の承継（一般会計・政令等会計の状況）

（財産）		特別区等	大阪府	備考
不動産	行政財産	6兆8,129億円	2兆3,152億円	行政財産では、消防、高等学校、美術館等関係のほか、国際見本市会場などの産業拠点を大阪府に承継。普通財産は特別区に承継
	普通財産等	2,668億円	—	
物品		146億円	865億円	大阪府に承継する割合が高いが、その大半は美術館の美術品、消防関係の物品
株式		1,166億円	825億円	大阪府の事務分担(案)と密接不可分な関西国際空港土地保有(株)株式、財務リスク関係などについては大阪府に承継
出資による権利		77億円	2,371億円	大阪府の事務分担(案)と密接不可分な大阪市立大学出資などについては大阪府に承継
債権		658億円	805億円	大阪府の事務分担(案)と密接不可分な大阪市立大学貸付金、財務リスク関係などについては大阪府に承継
基金・現金		1,964億円	4,984億円	財務リスクへの引当てとして、財政調整基金1,618億円のうち321億円を大阪府に承継。ただし、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分。偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議 公債償還基金〔公債費会計所管〕は、大阪市債の償還財源として、大阪府に承継
合計		7兆4,809億円	3兆3,003億円	

（債務）		特別区等	大阪府	備考
債務負担行為		1,876億円	309億円	契約等による確定債務は、事務分担(案)に基づき承継。偶発債務は、事務分担(案)に対応して承継すべきものを除き、大阪府に承継
	うち偶発債務	40億円	8億円	
地方債		—	3兆707億円	地方債を大阪府へ一元的に承継。償還財源は財政調整財源等で負担

※偶発債務のうち、特定調停に伴う資金借入金に係る損失補償(MDC(湊町開発センター)、ATC(アジア太平洋トレードセンター)、クリスタ長堀)については、今後の支出予定額が「特定調停による所要額」となっているため、数字に含まれていない。

# 4 特別区及び大阪府への承継の姿

## ② 財産・債務の承継の姿（特別区別イメージ）

特別区別の内訳は、次のとおり

（一般会計・政令等会計ベース  
人口はH27年国勢調査による）

### 試算B（4区B案） 特別区別

	第一区	第二区	第三区	第四区	大阪府
(1)行政財産 (人口1人当たり(万円))	14,490 (243.2)	16,765 (223.7)	18,848 (265.6)	15,787 (248.0)	24,017 (27.2)
(2)普通財産等 (人口1人当たり(万円))	538 (9.0)	190 (2.5)	591 (8.3)	548 (8.6)	0 (0.0)
(3)株式・出資による権利 (人口1人当たり(万円))	311 (5.2)	311 (4.2)	311 (4.4)	311 (4.9)	3,196 (3.6)
(4)債権 (人口1人当たり(万円))	165 (2.8)	164 (2.2)	164 (2.3)	166 (2.6)	805 (0.9)
(5)基金・現金 (人口1人当たり(万円))	446 (7.5)	515 (6.9)	475 (6.7)	526 (8.3)	4,984 (5.6)
財産合計 (人口1人当たり(万円))	15,950 (267.7)	17,944 (239.5)	20,388 (287.3)	17,338 (272.4)	33,003 (37.3)

(億円)

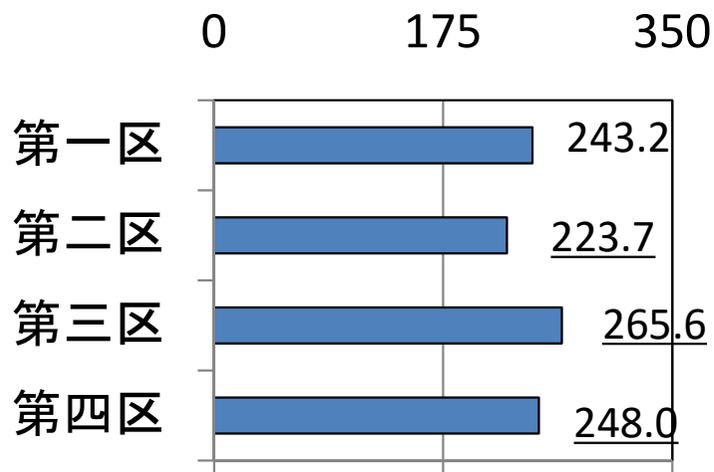
(1)「行政財産」、(2)「普通財産等」は、不動産・物品の金額

人口1人当たりの金額で見ると

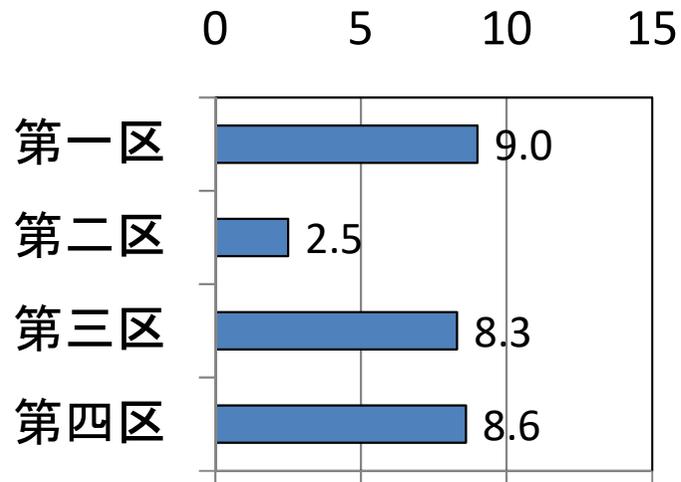
（端数処理の関係で、内訳と合計  
が合わない場合がある(次ページ  
以降も同じ)）

# 人口1人当たり財産(万円)

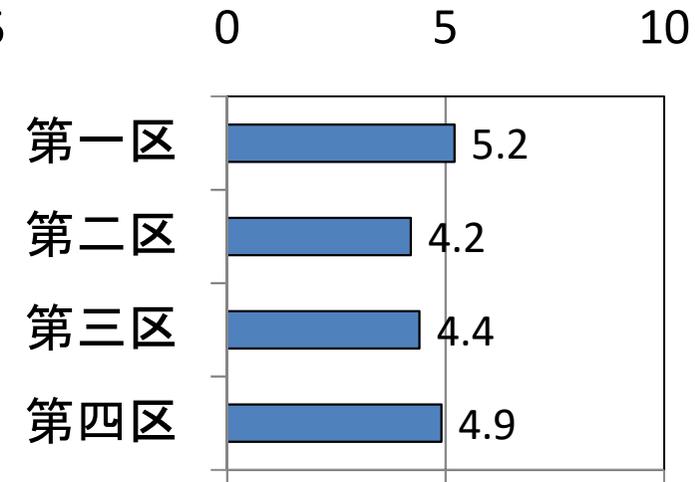
## 行政財産



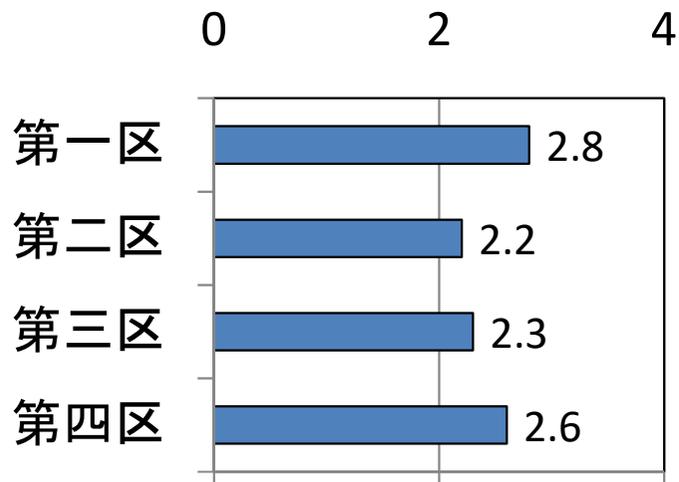
## 普通財産等



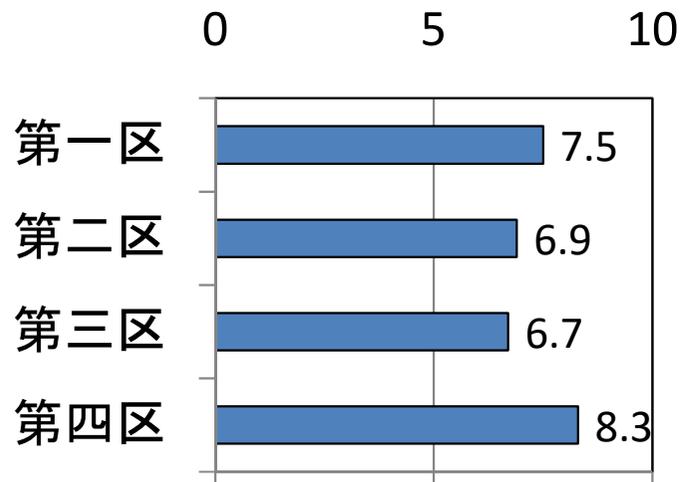
## 株式・出資



## 債権



## 基金・現金



【試案B(4区B案)】

# 4 特別区及び大阪府への承継の姿

## (2) 試算B (4区B案) の特別区別の試算

### ① 全体像

【試算B(4区B案)】

#### 財産

(億円)

	総額	特別区						大阪府	その他
		第一区	第二区	第三区	第四区	組合	小計		
一般会計	102,619	15,944	17,882	20,062	17,322	3,190	74,401	28,218	0
	100.0%	15.5%	17.4%	19.6%	16.9%	3.1%	72.5%	27.5%	0.0%
政令等会計	5,193	7	61	326	15	0	409	4,785	0
	100.0%	0.1%	1.2%	6.3%	0.3%	0.0%	7.9%	92.1%	0.0%
計	107,812	15,950	17,944	20,388	17,338	3,190	74,809	33,003	0
	100.0%	14.8%	16.6%	18.9%	16.1%	3.0%	69.4%	30.6%	0.0%

(参考)

準公営企業会計	15,431	—	—	—	—	—	—	15,431	—
中央卸売市場	850	—	—	—	—	—	—	850	—
港営	2,797	—	—	—	—	—	—	2,797	—
下水道	11,784	—	—	—	—	—	—	11,784	—
公営企業会計	18,634	—	—	—	—	—	—	4,878	13,756
バス	175	—	—	—	—	—	—	—	175
地下鉄	13,581	—	—	—	—	—	—	—	13,581
水道	4,669	—	—	—	—	—	—	4,669	—
工業用水道	209	—	—	—	—	—	—	209	—
全会計合計	141,877	15,950	17,944	20,388	17,338	3,190	74,809	53,312	13,756
	100.0%	11.2%	12.6%	14.4%	12.2%	2.2%	52.7%	37.6%	9.7%

## ② 財産の承継内訳

【試案B(4区B案)】

(億円)

	総額	特別区						大阪府	その他
		第一区	第二区	第三区	第四区	組合	小計		
行政財産 (不動産)	91,281 100.0%	14,456 15.8%	<u>16,730</u> <u>18.3%</u>	<u>18,814</u> <u>20.6%</u>	<u>15,752</u> 17.3%	<u>2,377</u> <u>2.6%</u>	<u>68,129</u> <u>74.6%</u>	<u>23,152</u> <u>25.4%</u>	<u>0</u> <u>0.0%</u>
うち土地(件数) ※1	3,888件 100.0%	865.4件 22.3%	<u>820.7件</u> <u>21.1%</u>	<u>1,044.7件</u> 26.9%	<u>785.6件</u> <u>20.2%</u>	<u>120.0件</u> 3.1%	<u>3,636.4件</u> <u>93.5%</u>	<u>251.6件</u> <u>6.5%</u>	<u>0</u> 0.0%
(面積)	5,000ha 100.0%	891ha 17.8%	<u>754ha</u> <u>15.1%</u>	<u>998ha</u> 20.0%	<u>750ha</u> <u>15.0%</u>	<u>181ha</u> <u>3.6%</u>	<u>3,575ha</u> <u>71.5%</u>	<u>1,425ha</u> <u>28.5%</u>	<u>0</u> <u>0.0%</u>
うち建物(件数)	2,568件 100.0%	595件 23.2%	577件 22.5%	675件 26.3%	465件 18.1%	<u>47件</u> 1.8%	<u>2,359件</u> <u>91.9%</u>	209件 8.1%	<u>0</u> 0.0%
(面積)	1,272ha 100.0%	282ha 22.2%	256ha 20.1%	328ha 25.8%	283ha 22.3%	<u>24ha</u> <u>1.9%</u>	<u>1,172ha</u> <u>92.2%</u>	99ha 7.8%	<u>0</u> <u>0.0%</u>
うち工作物(件数) ※1	181,254件 100.0%	26,544.6件 14.6%	27,462.9件 15.2%	<u>31,684.5件</u> 17.5%	<u>23,209.8件</u> <u>12.8%</u>	<u>97.0件</u> 0.1%	<u>108,998.9件</u> <u>60.1%</u>	<u>72,255.1件</u> <u>39.9%</u>	<u>0</u> 0.0%
美術館・博物館	731	0	0	0	0	0	0	731	0
大規模集客施設	539	0	0	0	0	0	0	539	0
道路	28,803	5,114	4,969	6,038	4,678	0	20,798	8,005	0
公園	9,942	1,183	1,950	2,037	1,162	0	6,331	3,611	0
高等学校	1,270	0	0	0	0	0	0	1,270	0
大阪市立大学	48	0	0	0	0	0	0	48	0
消防	544	0	0	0	0	0	0	544	0
港湾施設	5,892	0	0	0	0	0	0	5,892	0
その他	43,511	8,160	<u>9,812</u>	<u>10,739</u>	<u>9,912</u>	<u>2,377</u>	<u>41,000</u>	<u>2,511</u>	<u>0</u>

## 4 特別区及び大阪府への承継の姿

(億円)

	総額	特別区						大阪府	その他
		第一区	第二区	第三区	第四区	組合	小計		
普通財産等 (不動産)	2,668 100.0%	538 20.2%	190 7.1%	591 22.1%	548 20.5%	801 30.0%	2,668 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
うち土地(件数)	422件 100.0%	53件 12.6%	71件 16.8%	98件 23.2%	37件 8.8%	163件 38.6%	422件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
(面積)	160ha 100.0%	28ha 17.2%	5ha 3.2%	29ha 18.4%	5ha 3.0%	93ha 58.3%	160ha 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
うち建物(件数)	130件 100.0%	14件 10.8%	24件 18.5%	21件 16.2%	11件 8.5%	60件 46.2%	130件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
(面積)	41ha 100.0%	4ha 9.7%	3ha 7.0%	7ha 18.0%	14ha 33.9%	13ha 31.4%	41ha 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
うち工作物(件数)	537件 100.0%	43件 8.0%	140件 26.1%	23件 4.3%	19件 3.5%	312件 58.1%	537件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
物品	1,011 100.0%	34 3.4%	34 3.4%	34 3.4%	34 3.4%	8 0.8%	146 14.5%	865 85.5%	0 0.0%
(件数)※1	11,445件 100.0%	798.0件 7.0%	798.0件 7.0%	798.0件 7.0%	798.0件 7.0%	192件 1.7%	3,384件 29.6%	8,061件 70.4%	0件 0.0%
美術館・博物館	607	0	0	0	0	0	0	607	0
消防	193	0	0	0	0	0	0	193	0
その他	211	34	34	34	34	8	146	65	0
動産	56件	26件				0件	26件	30件	0件
物権	26,871㎡	0㎡	0㎡	1,012㎡	0㎡	0㎡	1,012㎡	25,859㎡	0
無体財産権 ※2	12件	5件	5件	4件	3件	0件	11件	1件	0件

(億円)

	総額	特別区						大阪府	その他
		第一区	第二区	第三区	第四区	組合	小計		
株式	1,991 100.0%	292 14.6%	292 14.6%	292 14.6%	292 14.6%	0 0.0%	1,166 58.6%	825 41.4%	0 0.0%
(件数)※1	28件 100.0%	4.3件 15.4%	4.3件 15.4%	4.3件 15.4%	4.3件 15.4%	0件 0.0%	17件 60.7%	11件 39.3%	0件 0.0%
空港・港湾関係	761	0	0	0	0	0	0	761	0
高速道路関係	30	0	0	0	0	0	0	30	0
ATC等関係	34	0	0	0	0	0	0	34	0
その他	1,166	292	292	292	292	0	1,166	0	0
出資による権利	2,449 100.0%	19 0.8%	19 0.8%	19 0.8%	19 0.8%	0 0.0%	77 3.2%	2,371 96.8%	0 0.0%
(件数)※1	59件 100.0%	12.8件 21.7%	12.8件 21.7%	12.8件 21.7%	12.8件 21.7%	0件 0.0	51件 86.4%	8件 13.6%	0件 0.0%
大阪市立大学	1,023	0	0	0	0	0	0	1,023	0
工業研究所	49	0	0	0	0	0	0	49	0
高速道路関係	1,291	0	0	0	0	0	0	1,291	0
その他	86	19	19	19	19	0	77	9	0

# 4 特別区及び大阪府への承継の姿

(億円)

	総額	特別区						大阪府	その他
		第一区	第二区	第三区	第四区	組合	小計		
債権	1,463 100.0%	165 11.3%	164 11.2%	164 11.2%	166 11.3%	0 0.0%	658 45.0%	805 55.0%	0 0.0%
(件数)※1	56件 100.0%	9.3件 16.6%	10.5件 18.8%	8.9件 15.9%	10.5件 18.8%	1件 1.8%	40件 71.4%	16件 28.6%	0件 0.0%
大阪市立大学	35	0	0	0	0	0	0	35	0
空港・港湾関係	383	0	0	0	0	0	0	383	0
ATC等関係	322	0	0	0	0	0	0	322	0
その他	723	165	164	164	166	0	658	65	0
基金・現金	6,949 100.0%	446 6.4%	515 7.4%	475 6.8%	526 7.6%	4 0.1%	1,964 28.3%	4,984 71.7%	0 0.0%
(件数)※1	42件 100.0%	9.3件 22.1%	9.8件 23.3%	8.8件 21.0%	8.8件 21.0%	1件 2.4%	37.5件 89.3%	4.5件 10.7%	0件 0.0%
美術館関係	31	0	0	0	0	0	0	31	0
財政調整基金	1,618	287	361	342	307	0	1,297	321	0
公債費償還基金	4,630	0	0	0	0	0	0	4,630	0
その他	670	158	153	133	219	4	668	2	0
計	107,812 100.0%	15,950 14.8%	<u>17,944</u> <u>16.6%</u>	<u>20,388</u> <u>18.9%</u>	<u>17,338</u> 16.1%	<u>3,190</u> 3.0%	<u>74,809</u> <u>69.4%</u>	<u>33,003</u> <u>30.6%</u>	<u>0</u> 0.0%

※1 「土地」、「物品」、「株式」、「出資による権利」、「債権」、「基金」の件数のうち、1つの財産を複数の承継先に分配しているものについては、小数点以下第1位まで表示

※2 「無体財産権」は1つの財産を各特別区が共同して承継するものがあるため、各特別区の内訳と合計が一致しない

# 債務

(億円)

債務負担行為	総額	特別区					大阪府	その他		
		第一区	第二区	第三区	第四区	組合			小計	
一般会計	2,419	1,734					127	1,861	309	249
政令等会計	15						15	15		

※債務負担行為については、現時点では、どの特別区の事業であるか特定できないため一括して記載

(参考)

準公営企業会計	2,283	—	—	—	—	—	—	2,283	—	
公営企業会計	1,608	—	—	—	—	—	—	710	898	
全会計合計	6,325	1,734					142	1,876	3,302	1,147

地方債	総額	特別区					大阪府	その他	
		第一区	第二区	第三区	第四区	組合			小計
一般会計	26,909	—	—	—	—	—	—	26,909	—
政令等会計	3,798	—	—	—	—	—	—	3,798	—
計	30,707	—	—	—	—	—	—	30,707	—

(参考)

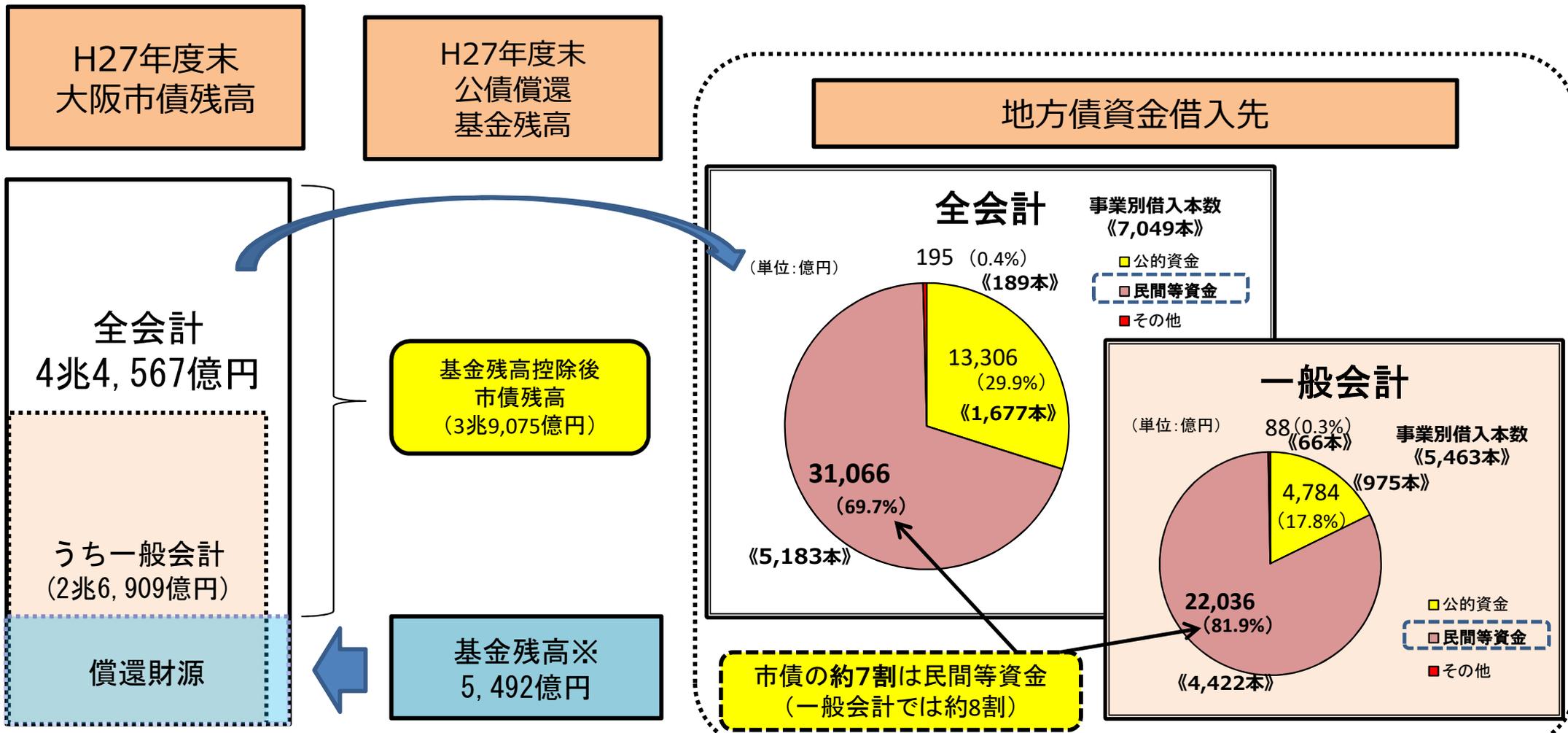
準公営企業会計	6,960	—	—	—	—	—	—	6,960	—
中央卸売市場	633	—	—	—	—	—	—	633	—
港営	1,513	—	—	—	—	—	—	1,513	—
下水道	4,814	—	—	—	—	—	—	4,814	—
公営企業会計分	6,900	—	—	—	—	—	—	6,900	—
全会計合計	44,567	—	—	—	—	—	—	44,567	—

財産区分	【原則】特別区へ承継		【例外】一部事務組合または大阪府へ承継	
	考え方	事例	考え方	事例
不動産 (土地・建物) ・工作物	<b>・所在特別区</b> ・地域の実情に合った活用方法等を住民自らが身近なところで決定できるようにするため	区役所、学校等跡地 市民交流センター跡地 市営住宅建替跡地 など	・特定の区に所在しない市外の財産は、一元的に管理運営する観点から、一部事務組合に承継  ・大阪市未利用地活用方針において処分検討地に位置づけられている用地は、偏在是正の観点から、一部事務組合に承継	《一部事務組合》 ・市外に所在する土地・建物 ・処分検討地 など
株式 ・出資による権利	<b>・特別区数割</b> ・株式の活用、処分の方針を住民自らが身近なところで決定できるため ・法人の経営に関する権利は、必ずしも一括保有して従来の地位を確保する必要のないものが多いため	関西電力(株)株式、 財団法人への出資、 出捐 など	大阪府の事務分担(案)と密接不可分なもの	《大阪府》 ・関西国際空港土地保有(株)株式 ・公立大学法人大阪市立大学出資 など
			財務リスクの管理主体となる大阪府に承継	《大阪府》 (株)湊町開発センター株式 アジア太平洋トレードセンター(株)株式 クリスタ長堀(株)株式
債権 (貸付金) ・保証金	<b>・個人向け貸付金</b> 債務者割 ・住民との関係が直接的であり、個々の実情に応じた債権管理を行う必要があるため、区内の債務者数や債務額に応じて配分	災害援護資金貸付金 国民健康保険出産費資金貸付金 など	大阪府の事務分担(案)と密接不可分なもの	《大阪府》 母子福祉貸付金 父子福祉貸付金 寡婦福祉貸付金

債権 (貸付金) 保証金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人向け貸付金 特別区数割</li> <li>・住民との関係が間接的であるため、各特別区に均等に配分</li> <li>・保証金</li> <li>・賃貸施設等の所在特別区</li> </ul>	<p>大阪外環状鉄道(株)貸付金 賃貸施設にかかる入居保証金(敷金) など</p>	<p>大阪府の事務分担(案)と密接不可分なもの</p>	<p>《大阪府》 関西国際空港土地保有(株)貸付金、大阪港埠頭(株)貸付金、大阪市食肉市場(株)貸付金 など</p>
	<p>財務リスクの管理主体となる大阪府に承継 償還があったものは財務リスクへの引当てとして積立て(貸付金)</p>	<p>《大阪府》 (株)湊町開発センター貸付金 アジア太平洋トレードセンター(株)貸付金 クリスタ長堀(株)貸付金</p> <p>アジア太平洋トレードセンター(株)保証金</p>		
基金 ・現金	<p>特別区数割、人口割など客観的な指標により配分</p> <p>・各特別区に均等又はサービスの対象層の方の人口などで配分</p>	<p>大阪市教育振興基金 大阪市社会福祉振興基金 大阪市おとしより健康基金 災害救助基金 大阪市財政調整基金 (MDC, ATC, クリスタ長堀の損失補償相当額を除いた後の額) など</p>	<p>一部事務組合の事務分担(案)と密接不可分なもの</p>	<p>《一部事務組合》 大阪市介護給付費準備基金 大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金</p>
			<p>基金による事業が特定区のみを対象としているもの</p>	<p>《現北区》 大阪市地域活性化事業基金 《現港区》 大阪港振興基金の一部 など</p>
			<p>健全な財政運営に資することを目的として積み立てられた資金であり、将来の財務リスクへの引当てとして管理</p>	<p>《大阪府》 大阪市財政調整基金 (MDC, ATC, クリスタ長堀の損失補償に相当する額)</p>
			<p>大阪市債の償還財源の一部として、市債の承継先に承継</p>	<p>《大阪府》 公債償還基金</p>

### ▶ (現金について)

- ◇ 現金は特別区に配分することを基本
- ◇ 配分方法については、税源の所在特別区、使用料・手数料は該当施設の所在特別区など、基本は、現金の目的・内容に応じて特別区に配分する
- ◇ 歳入歳出外現金は徴収の目的に応じて、特別区又は大阪府に承継する
  - (例) ・市営住宅敷金・・・市営住宅の運営事務は各特別区に承継されるため、敷金も各特別区へ
  - ・契約保証金・・・個々の契約の承継先に応じて承継



※基金残高は、H27年度末残高(28年4・5月の出納整理期間含む)。H28年3月末残高は4,630億円

大阪市 借入先別地方債残高

(単位：億円)

会計別	平成27年度 末残高	公的資金					民間等資金			その他			備考欄	
		財政融資資金	地方公共団体金 融機構借入金	簡易生命保険 資産借入金	郵便貯金資産 借入金		市場公募債	銀行等引受債		共済組合等	国庫借入金	府借入金		
一般会計	26,909	4,784	2,614	1,035	943	193	22,036	16,316	5,720	88	17	63	9	
特別会計	17,658	8,522	3,201	3,850	1,471	0	9,030	7,115	1,915	106	60	25	21	
政令等	食肉市場事業会計	5	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	市街地再開発事業会計	1,445	0	0	0	0	0	1,445	1,062	383	0	0	0	
	駐車場事業会計	10	3	0	3	0	0	6	1	5	0	0	0	
	土地先行取得事業会計	2,313	0	0	0	0	0	2,313	1,759	553	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉貸付資金会計	25	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	国庫：母子父子寡婦福祉貸付資金
	介護保険事業会計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
準公営企業	中央卸売市場事業会計	633	309	176	132	0	0	324	266	59	0	0	0	
	港営事業会計	1,513	56	47	6	3	0	1,456	813	643	0	0	0	
	下水道事業会計	4,814	2,689	852	1,144	692	0	2,110	1,913	197	15	15	0	0
公営企業	自動車運送事業会計	69	54	12	13	29	0	16	13	2	0	0	0	
	高速鉄道事業会計	5,033	4,088	1,401	1,940	746	0	895	823	72	50	30	0	20
	水道事業会計	1,787	1,309	704	604	0	0	464	464	0	15	15	0	0
	工業用水道事業会計	10	10	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	44,567	13,306	5,815	4,885	2,414	193	31,066	23,431	7,635	195	77	88	30	

※ H27年度決算ベース

※端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある



# 5 財政調整

【試案B（4区B案）修正版】の更新版

# 目 次

1 基本的な考え方	.....	財政- 1
2 財政調整制度の設計	.....	財政- 7
3 財政調整制度の検証	.....	財政- 2 8

◆資料中、特段の注記がない限り、下記のとおりとしている。

- (1) 「一般財源」とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、地方税、地方譲与税、税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、地方交付税（臨時財政対策債を含む）などをいう
- (2) 「歳入」に係る金額については、(1) の「一般財源」の額
- (3) 「歳出」に係る金額については、歳出において(1) の「一般財源」を充てた金額の合計額

# 1 基本的な考え方

## (1) 財政調整の必要性

特別区の設置に伴って必要な財政面の課題への対応

1. 特別区と大阪府の事務分担（案）による財源の過不足の解消【財政-1参照】

2. 特別区間における税源偏在による収支の不均衡の是正【財政-2参照】

### 1. 特別区と大阪府の事務分担（案）による財源の過不足の解消

～事務分担（案）による財源の過不足～

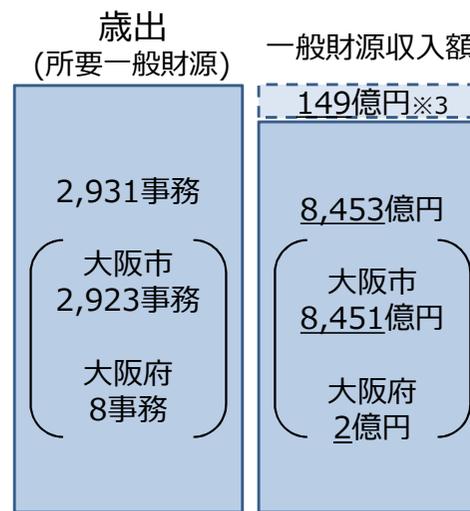
- ◆事務分担（案）により、大阪府・大阪市の計2,931事務から特別区に2,503事務、大阪府に428事務を仕分け
- ◆それらに対応する歳出には、特別区で6,571億円、大阪府で2,031億円の一般財源が必要
- ◆他方で、特別区と大阪府間で移転する一般財源(※2)が609億円で留まるため、1,422億円の財源過不足が発生

※1 終了事務91を含む

※2 地方財政制度により大阪府に移転されることとなる財源【財政-4下部の※2参照】

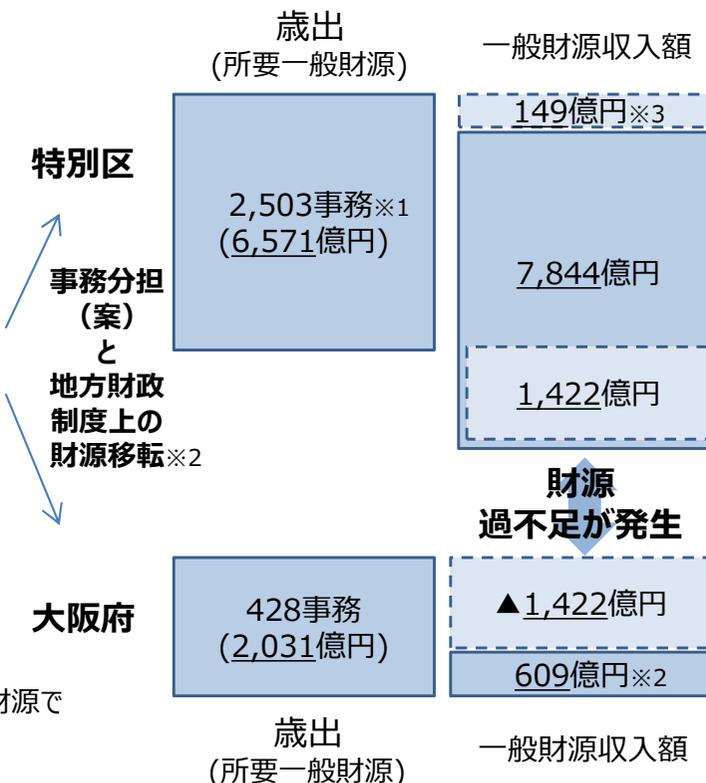
(例：地方譲与税の一部・税関連交付金の一部・地方交付税の一部・宝くじ収益金など)

〔現状 (H28年度決算)〕



※3 H28年度は補てん財源で収支対策を行った

〔事務の移転と地方財政制度上の財源移転※2のみを行った場合〕



財源過不足が発生

▲1,422億円

609億円※2

## 2. 特別区間における税源偏在による収支の不均衡の是正

～特別区間の税源偏在の状況～

◆現在の中央区・北区を含む特別区への税の集中により、特別区間の税収格差が大きい

H28年度税収	特別区間の格差
	試算B(4区B案)
6,595億円	2.0倍 (最大第三区/最小第四区)

※税収：個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税等

※人口一人当たり

一般の道府県・市町村とは異なる事務分担やそれに応じた税源配分に対応するため  
**現行法上の「都区財政調整制度」の仕組みを適用**

### ■ 都区財政調整制度

○都と特別区との間には、「都区制度」が適用され、事務分担の特例に伴う税制上の特例とともに、都と特別区及び特別区相互間における財政調整制度が設けられている

〈地方自治法第282条第1項〉

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で特別区財政調整交付金を交付するものとする

※ 一般的な制度として設けられているが、現状は東京都と23特別区にしか適用されていない

#### 【税制上の特例（都税とされている市町村民税）】

普通税	法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税
目的税	事業所税、都市計画税

〈地方税法〉 第734条第1項及び第2項第2号、第735条第1項

### ■ 地方交付税の合算算定

○地方交付税法の都の特例として、都全域を道府県とみなし、特別区全域を一つの市とみなして、合算して算定することとされている

〈地方制度調査会答申(H25.6.25)〉

- ・道府県における特別区の設置によって、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないように特に留意すべき
- ・指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要
- ・道府県と特別区の事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべき 【財政-25参照】

# 1 基本的な考え方

## (2) 制度検討における方向性

「都区財政調整制度」の導入に当たっては、現行の住民サービスを適切に提供できるよう、**事務分担（案）のもと、特別区と大阪府間の適切な財源配分と大阪の実情に応じた制度の構築**をめざすあわせて、**透明性が高く特別区重視の制度運用**をめざす

### 【Ⅰ】 事務分担（案）に応じた財源の配分 【財政-4参照】

- ◆大阪市が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担（案）や、特別区間における税源格差などに対応した財源配分ルールを構築

### 【Ⅱ】 大阪の実情を踏まえた仕組みづくり 【財政-5.6参照】

- ◆大阪府・大阪市ともに交付税の交付団体であること、生活保護費などの行政需要の大きな格差の存在、目的税が充当されている事業の状況など、大阪の実情を踏まえた制度設計

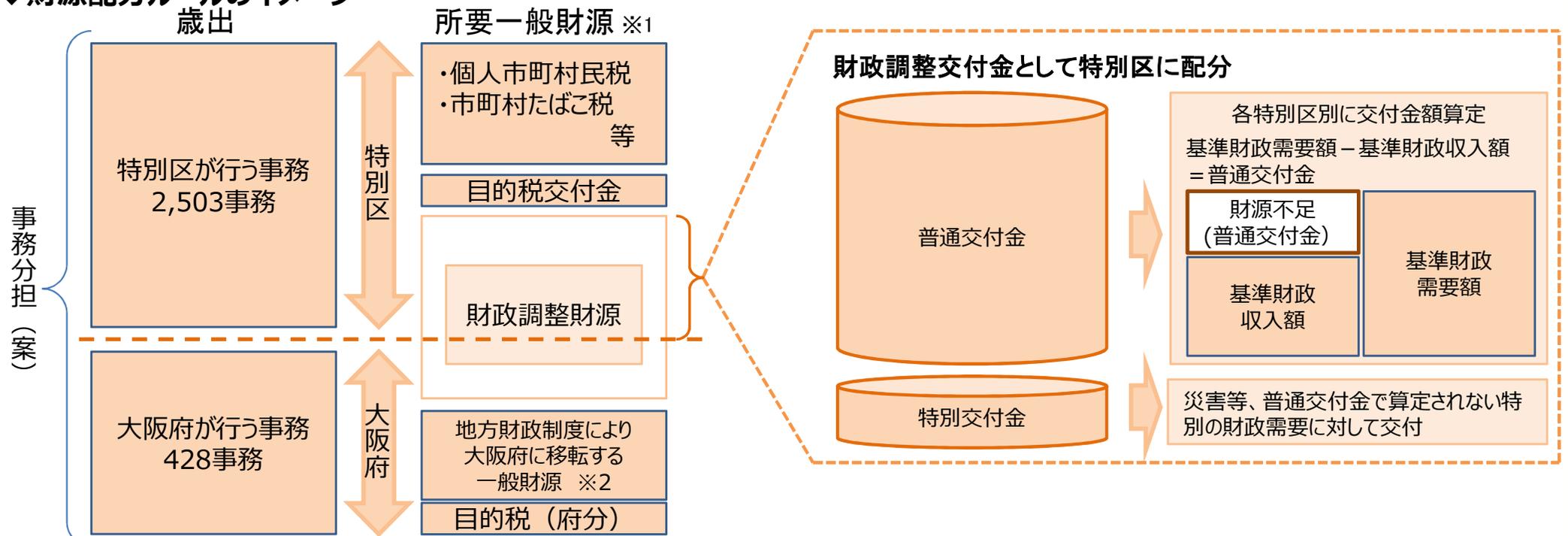
### 【Ⅲ】 財政調整制度の適切な運用 【財政-6参照】

- ◆住民が理解しやすい透明性の高い制度運用を行えるよう、財政調整財源を特別会計で区分経理するとともに、大阪府・特別区協議会（仮称）についても、特別区重視の協議のあり方をめざす

# 【I】事務分担（案）に応じた財源の配分

- 大阪市が現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担（案）に応じた財源配分ルールを構築
- 特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正する制度を設計

## ◆財源配分ルールのイメージ



※ 1 一般財源とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、地方税・地方譲与税・税交付金・地方交付税（臨時財政対策債を含む）等をいう

※ 2 地方財政制度により大阪府に移転する一般財源・・・下記の一般財源が移転される

- ・地方譲与税・税関連交付金：政令指定都市が行う国府道管理に対して交付される地方揮発油譲与税、軽油引取税交付金や、国有資産等所在市町村交付金、特別とん譲与税等が事務移管・法令等により大阪府に移転する
- ・地方交付税：基準財政需要額の算定において、大阪府へ事務移管する「国府道管理」や「病院」、「大学」などが都道府県分に移転して算定される
- ・宝くじ収益金：制度上、都道府県及び政令指定都市が宝くじの発行主体となっているため、収益金が大阪府の収入に移転する

# 1 基本的な考え方

## 【Ⅱ】 大阪の実情を踏まえた仕組みづくり

### 大阪府・大阪市ともに交付団体

○大阪府・大阪市がともに地方交付税の交付団体である実情を踏まえ、現行法上の財政調整財源に加えて、地方交付税相当額（市町村算定分）【臨時財政対策債を含む】※を特別区に配分する制度を設計

#### ◆地方交付税（臨時財政対策債を含む）の額（H28年度決算）

大阪府 4,283億円（地方交付税2,764億円、臨時財政対策債1,519億円）  
 大阪市 884億円（地方交付税 329億円、臨時財政対策債555億円）

※特に記載のある場合を除き、以下「地方交付税相当額」という

### 生活保護費などの各特別区間の格差

- 生活保護費などの扶助費の割合が高く、各特別区間でも格差が大きい
- こうした義務度の高い経費については、各特別区の実態に応じて財源を配分

- ・大阪市の歳出に占める生活保護などの扶助費は約3割。うち、生活保護費が占める割合は5割以上
- ・人口一人当たりの歳出の区間格差が1.2倍  
 （生活保護費を除くと人口一人当たりの歳出の区間格差は1.0倍）
- ・人口一人当たりの生活保護費の区間格差が2.8倍

試案B (4区B案)	歳出 (人口一人当たり)	生活保護費を 除く歳出 (人口一人当たり)	生活保護費 (人口一人当たり)
最大区	(第三区) 260千円	(第四区) 213千円	(第三区) 48千円
最小区	(第二区) 222千円	(第二区) 205千円	(第二区) 17千円
格差	1.2倍	1.0倍	2.8倍

(所要一般財源)  
(H28年度決算値)

## 都市機能の維持・向上のための目的税活用

- 大阪の都市機能を維持・向上するために目的税（都市計画税・事業所税）が活用されてきた経緯を踏まえ、事務分担（案）に応じた目的税の配分ルールを構築

### ◆目的税二税の実績

(億円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
都市計画税	541	545	551	551	560
事業所税	254	254	263	268	273

(数字は決算額)

※東京では、都市計画税の一部(9%程度)が都から特別区に交付

### ◆目的税二税の充当事業（H28年度実績）

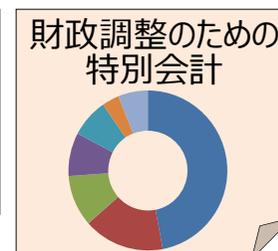
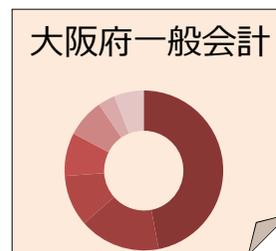
都市計画税	街路・都市公園・高速道路・高速鉄道・鉄道整備・再開発・区画整理
事業所税	文化推進施策・公園・下水道・河川・橋りょう・廃棄物処理施設・社会福祉施設・学校施設・教育文化施設・街路・区画整理・高速鉄道（地下鉄エレベーター設置補助等）

## 【Ⅲ】 財政調整制度の適切な運用

- 事務分担（案）に応じて、財源を特別区と大阪府に配分するという制度の趣旨を踏まえ、住民理解が得られる透明性の高い制度運用が必要
- 透明性を高めるための会計区分の明確化や、大阪府・特別区協議会(仮称)における大阪独自の仕組みづくり

### ◆透明性を高めるための会計区分の明確化

・大阪府・特別区協議会(仮称)における仕組みづくり



## 2 財政調整制度の設計

○現行法上の「都区財政調整制度」の仕組みを適用しながら、大阪が現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう、財源の配分を行うとともに、大阪の実情を踏まえた制度設計を行う

〔留意点〕

- 財政調整制度は限られた財源を配分するもの
  - あらかじめ見込まれる通常収支不足※や、突発的な歳出の増加などによる収支の悪化に対しては、財政調整とは別に行財政改革等の取組みが必要
- ※ 「通常収支」は、補てん財源を活用しない収支のこと

税制上の特例  
(府税とされる市町村民税)

- 次の市町村民税を府税として大阪府が徴収
  - 普通税三税 (法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税)
  - 目的税二税 (都市計画税、事業所税)

<地方税法>  
 ・普通税三税  
 ・目的税二税

地方交付税の  
合算算定

- 地方交付税は、地方交付税法に則り、特別区全域を一つの市とみなし、大阪府と合わせて算定
  - 臨時財政対策債 (市町村民算定分※) は特別区で発行 (特別区全域を一つの市とみなして発行可能額を算定し、総務大臣が特別区ごとに按分)
- ※大阪府に移転する地方交付税の一部は、臨時財政対策債として大阪府が発行

<東京都>  
 ・地方交付税法上、都の特例として合算算定  
 (ただし、東京都は不交付団体)

### 財政調整財源の配分

財政調整財源  
【財政-11参照】

- 普通税三税 (法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税) ※
  - 地方交付税相当額
- ※ H31年度から法人事業税交付金が創設され、交付金相当額が財政調整財源に追加される予定

<地方自治法>  
 ・普通税三税

財政調整財源の配分  
(特別区と大阪府間の配分)  
【財政-13参照】

- 特別区と大阪府それぞれの事務分担 (案) に応じてサービスを提供できるよう過去の実績を勘案し財源を配分
- 配分割合は、特別区78.3%、大阪府21.7% (過去3年間の平均値)
- 特別区設置の日までの地方財政制度の動向などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整

<東京都>  
 ・配分割合は、特別区55%、都45%

特別区間の配分について

特別区財政調整交付金の算定

【財政-15.16参照】

- 財政調整財源の各特別区への配分は、特別区財政調整交付金として交付
- 普通交付金（財政調整交付金総額の94%）と特別交付金（同総額の6%）を設定

<東京都>

- 普通交付金（95%）
- 特別交付金（5%）

普通交付金の算定

【財政-16参照】

- 地方交付税に準じた算定方法による配分  
各特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、不足額を交付

$$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{財源不足額}$$

a) 基準財政需要額

- 地方交付税の算定に準拠
- 大阪特有の実情を反映するため生活保護費等の義務度の高い経費を加算（生活保護費、児童扶養手当）
- 大阪市で発行した地方債（既発債）の償還に係る費用を全額加算
- 単独の事業を行う財源枠を加算

b) 基準財政収入額

- 地方税収入等に基準税率85%を乗じる

<東京都>

- 地方交付税の算定に準拠
- その他行政費として基準税率差10%相当分を特別区の人口比で配分

<地方自治法施行令>

- 基準税率85%

特別交付金の算定

【財政-16参照】

- 特別な財政需要等に応じて配分
- 特別区設置後当面の間はサービスの継続性や安定性に重点を置いて配分

<東京都>

- 特別な財政需要等に応じて配分

## 2 財政調整制度の設計

### 目的税交付金の創設

【財政-19参照】

#### 特別区と大阪府間の配分

- 目的税二税（都市計画税、事業所税）は、事務分担（案）に応じて、特別区と大阪府双方の事業に充当
- 大阪市の過去の事業実績を勘案し、配分割合は、特別区53%、大阪府47%とする（過去3年間の平均値）
- 特別区設置の日までの充当事業の状況などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整

<東京都>  
 ・特別区6%、都94%  
 （H30予算ベース）

#### 特別区間の配分

- 特別区に配分される目的税二税は、目的税交付金として各特別区に配分
- 各特別区への配分は、次のとおり算定
  - 既に着手している区画整理事業や連続立体交差事業などの大規模事業は優先的に配分
  - 残りは、各特別区の人口及び面積といった客観的指標で配分

<東京都>  
 ・都市計画交付金（国庫補助が採択された都市計画事業に限定）

### 公債費（既発債）

【財政-20参照】

#### 公債費の負担

- 発行済みの大阪市債（既発債）は、大阪府に一元化して承継し償還
- 償還に係る公債費の負担割合は、特別区72%、大阪府28%とする（既発債の残高を事務分担(案)により区分）
- 各特別区が大阪府に償還負担金を支出して、大阪府が一括で償還
- 公債費の負担は、財政調整財源及び目的税二税によって財源を確保

## 透明性の確保

### 透明性の高い 会計の仕組み

【財政-21参照】

- ・ 財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理は全て「財政調整特別会計（仮称）」で行う
- ・ 普通税三税及び目的税二税は、「財政調整特別会計」で直接歳入
- ・ 財務リスクへの引当財源として大阪府に承継した基金を管理

### <東京都>

- ・ 財政調整財源（普通税三税）・目的税二税を一般会計で歳入
- ・ 財政調整交付金総額を特別会計へ繰出し

### 大阪府・特別 区協議会(仮 称)における検 証・協議

【財政-22参照】

#### 〔財政調整財源の特別区と大阪府の配分割合〕

- ・ 特別区と大阪府の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負う
- ・ 大阪府から財政調整制度の運用状況等の報告を行うなど毎年度検証を行ったうえ、必要に応じて協議を行う
- ・ 配分割合は、税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には、適宜検証・協議

#### 〔特別区間の交付基準〕

- ・ 地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年精査

## その他

### 財源不足が生 じた場合の当 面の対応

【財政-24参照】

- ・ 特別区設置後当面の間に財源不足が生じた場合の対応として、必要に応じて、財務リスクへの引当財源として大阪府が管理する基金の活用により、特別区の財政運営が円滑に行われる仕組みを検討

## 2 財政調整制度の設計 ～財政調整財源～

### (1) 財政調整財源の選択について

○現行法上の普通税三税に加え、地方交付税相当額を財政調整財源とする

財政調整財源	財政調整財源とする理由など
現行法上の普通税三税 ※ ・法人市町村民税 ・固定資産税 ・特別土地保有税	・財政調整では、「特別区と大阪府間の財源配分」と「特別区相互間の財源調整」に対応する必要があるため、 <b>一定の税収規模があり、かつ、税源が偏在している税目</b> を選択
地方交付税相当額	・大阪府・大阪市ともに交付団体であり、地方交付税相当額についても財源を移転する仕組みが必要

※ H31年度から法人事業税交付金が創設され、交付金相当額が財政調整財源に追加される予定

法人事業税交付金は、法人市町村民税の一部が交付税原資化（国税化）されるのに伴い、法人事業税（都道府県税）の一部が新たに市町村に交付されるもの

#### ◆普通税三税の選択

主要税目	H28年度税収	特別区間の格差 (人口一人当たり)
		試案 B (4区 B案)
個人市町村民税	1,465億円	1.2倍
法人市町村民税	1,224億円	3.6倍
固定資産税	2,750億円	2.4倍
都市計画税	560億円	2.1倍
事業所税	273億円	2.7倍
市町村たばこ税	301億円	1.5倍

#### 「法人市町村民税」及び「固定資産税」

➢一定の税収規模があり、かつ税源が偏在している  
⇒**財政調整財源にふさわしい**

#### 「都市計画税」及び「事業所税」（目的税）

➢税源が偏在しているものの、法令上使用目的が制限されている（地方税法701条の73、702条）  
⇒**目的税としての用途を明確にするため**  
「**目的税交付金制度**」による配分 【財政-19参照】

(注) 特別土地保有税は課税停止中

## (2) 地方交付税相当額を財政調整財源とする必要性について

### ○大阪府・大阪市ともに地方交付税の交付団体

- ・大阪府・大阪市ともに、地方交付税の交付団体であり、こうした財政の実情に応じた制度設計が必要

### ○制度の安定的な運営

- ・財政調整財源の特別区と大阪府間の配分試算【財政-14参照】によると、特別区の財政調整に必要な財源が3,633億円であるのに対し、普通税三税は3,974億円【財政-11参照】であり、普通税三税だけで財政調整を安定的にカバーできない状況
- ・制度を安定的に運営していくためには、地方交付税相当額を加えることが不可欠

◆地方自治法上、財政調整財源は普通税三税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税）に限られていることから、法改正が必要

## 2 財政調整制度の設計 ～財政調整財源の配分の考え方～

### (1) 特別区と大阪府間の配分割合

- 事務分担（案）に応じて、特別区と大阪府間の適切な財源配分を行う
- 配分割合は、特別区78.3%、大阪府21.7%とする
  - ※下記の算定方法（案）により、過去3年間の配分割合を算出し、その平均値とする
- なお、特別区設置の日までの地方財政制度の動向などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整するものとする

#### ◆算定方法（案）

##### 1) 歳出側の算定

- 大阪市の歳出決算額から、事務分担（案）に応じて、特別区が実施する事務に係る所要一般財源額（A）と大阪府が実施する事務に係る所要一般財源額（B）を算出（年度間の財政調整に係る歳出（財政調整基金積立金など）を除く）

##### 2) 歳入側の算定

- 特別区の自主財源等（C）と地方財政制度により大阪府に移転する一般財源等（D）を算出

##### 3) 必要財政調整額の算定

- 特別区及び大阪府の必要財政調整額（不足額）を算定
  - （E）必要財政調整額（特別区）・・・A - C
  - （F）必要財政調整額（大阪府）・・・B - D
- ⇒（G）必要財政調整額 …………… E + F

##### 4) 特別区と大阪府間の財政調整財源の配分割合の算定

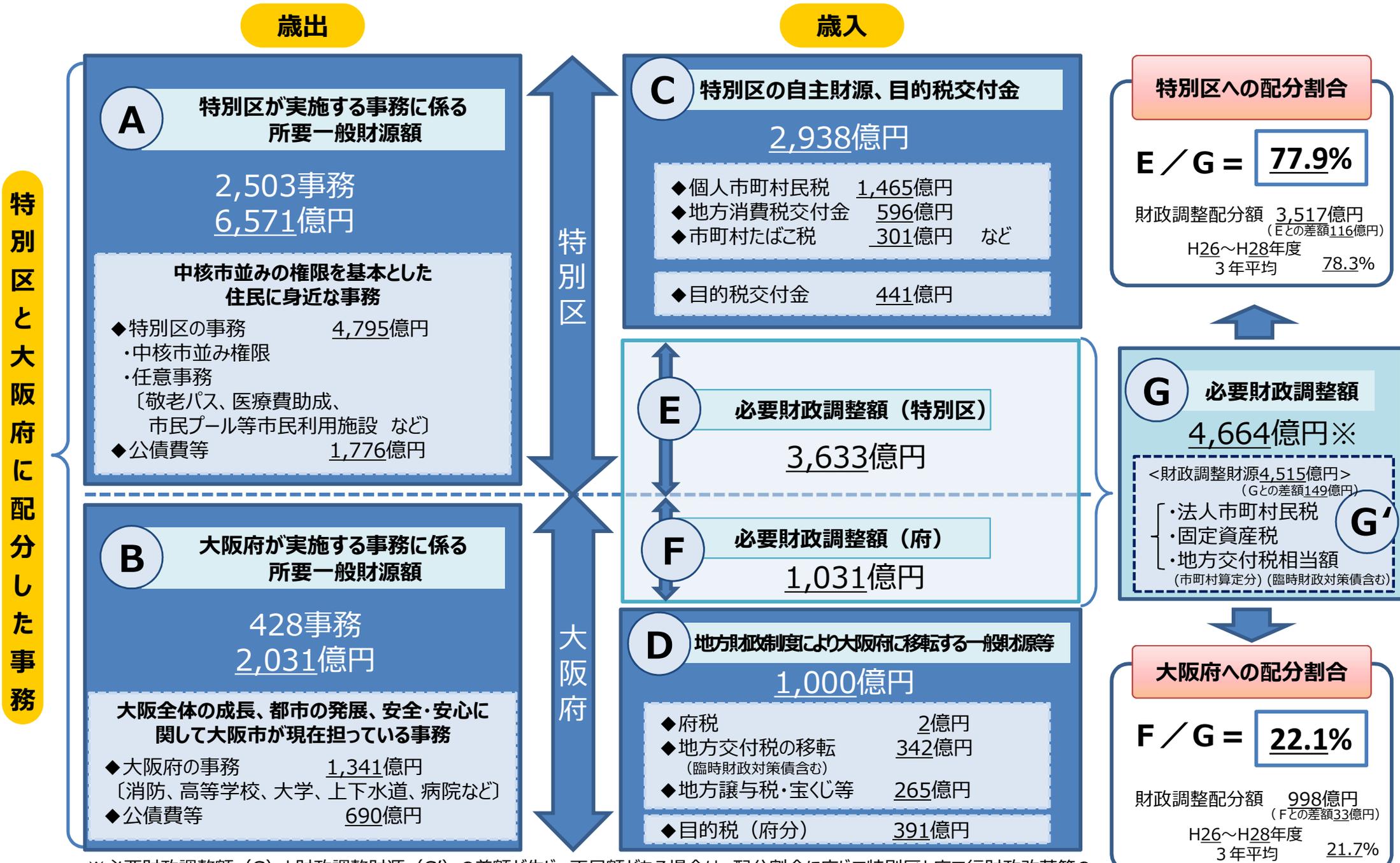
- 必要財政調整額の特別区と大阪府の割合を必要財政調整財源の配分割合として算定
  - 特別区への配分割合 ……  $E / G \times 100$  (%) (小数点第二位を四捨五入)
  - 大阪府への配分割合 ……  $F / G \times 100$  (%) (小数点第二位を四捨五入)

##### 5) 過去3年間の平均値を算定

#### ■算定結果

年度	特別区	大阪府
H28	<u>77.9%</u>	<u>22.1%</u>
H27	<u>78.3%</u>	<u>21.7%</u>
H26	<u>78.7%</u>	<u>21.3%</u>
<b>3年平均</b>	<b><u>78.3%</u></b>	<b><u>21.7%</u></b>

# ◆配分割合の算出（平成28年度決算ベース試算）



※必要財政調整額（G）と財政調整財源（G'）の差額が生じ、不足額がある場合は、配分割合に応じて特別区と府で行財政改革等の対応が必要。余剰額がある場合は、財源として活用が可能（H28決算では不足額149億円：うち特別区分116億円、大阪府分33億円）

## 2 財政調整制度の設計 ～財政調整財源の配分の考え方～

### (2) 特別区財政調整交付金の算定方法

- 特別区と大阪府間の配分割合の考え方に沿って、特別区財政調整交付金の総額を以下の通り算定
- 普通税三税だけでは、財政調整交付金の総額を安定的にカバーできないことから、地方交付税相当額に特別区への配分割合を乗じた額を大阪府条例で加算

#### ■特別区財政調整交付金（特別区への配分）の総額

$$\begin{array}{c} \text{普通税三税} \\ \text{(法人市町村民税・固定資産税・特別土地保有税) ※1} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{特別区への} \\ \text{配分割合} \end{array} + \begin{array}{c} \text{大阪府条例で} \\ \text{加算する額} \end{array}$$

#### 大阪府条例で加算する額

[基本]・・・臨時財政対策債の発行・償還がない状態

$$\begin{array}{c} \text{地方交付税相当額} \\ \text{(市町村算定分)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{特別区への} \\ \text{配分割合} \end{array}$$

- 臨時財政対策債がある場合は次のとおり算定する
  - ・特別区が臨時財政対策債を発行するため、発行可能額は算定式から控除
  - ・地方交付税で措置される臨時財政対策債の償還財源は、そのまま特別区財政調整交付金で措置できるよう確保

$$\left( \begin{array}{c} \text{地方交付税相当額} \\ - \\ \text{臨時財政対策債償還財源} \\ \text{(特別区発行分) ※2} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{特別区への} \\ \text{配分割合} \end{array} + \begin{array}{c} \text{臨時財政対策債償還財源} \\ \text{(特別区発行分) ※2} \end{array} - \begin{array}{c} \text{臨時財政対策債} \\ \text{(全発行可能額)} \end{array}$$

※1 H31年10月以降、法人事業税交付金加わる予定

※2 「臨時財政対策債償還財源」とは、特別区設置後の年度分に係る臨時財政対策債の償還費

### (3) 特別区財政調整交付金の配分

○財政調整財源の各特別区への配分は、以下の仕組みで「特別区財政調整交付金」として交付

※特別区財政調整交付金は、特別区固有の一般財源（地方公共団体が自主的判断で使用できる財源）

財政調整財源	特別区財政調整交付金	78.3 %	普通交付金	94%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方交付税に準じた算出方法により各特別区へ配分</li> <li>・各特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、不足額を交付 <b>基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足額</b></li> </ul>
			特別交付金	6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各特別区の特別な需要等に応じて配分</li> <li>・特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分</li> </ul>
	大阪府へ配分	21.7 %	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務分担（案）に応じて大阪府に配分</li> </ul>		

## 2 財政調整制度の設計 ～普通交付金の算定【特別区間の配分】～

### (1) 基準財政需要額（各特別区）の算定方法

所定の普通交付金総額を各特別区に配分するため、標準的な行政経費や義務的経費から順に基準財政需要額を算定

#### (ア) 地方交付税の算定に準拠

<p>地方交付税に準拠して積上げ算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別算定経費                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木費（道路橋りょう費、公園費など）</li> <li>・教育費（小学校費、中学校費など）</li> <li>・厚生費（生活保護費、社会福祉費など）</li> <li>・総務費（徴税费、地域振興費など） など</li> </ul> </li> <li>○包括算定経費 ※人口、面積に応じて算定</li> <li>○公債費（特別区設置後の新発分）</li> </ul>	<p><b>特別区（中核市並み）の標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定</b></p> $\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$ <p>（測定単位 1 当たり費用）      （道路延長や人口など）      （人口規模等の段階補正など）</p> <p style="text-align: center;">※地方交付税の法令に定められた単位費用及び測定単位を基本に算定</p>
---	---

#### (イ) 大阪特有の実情を反映するため生活保護費等の義務度の高い経費を加算

<p>生活保護費、児童扶養手当</p>	$\text{前年度決算額} - \text{地方交付税に準拠して算定した額（重複分）}$
---------------------	---

既発債の償還に伴い公債費が減少していく分、(ア) (イ) (工) の算定を増加させて交付金を配分するため、単独事業や新たな起債の償還等に充当可能となる

#### (ウ) 大阪市内で発行した地方債（既発債）の償還に係る費用を全額加算

<p>大阪市内で発行した地方債の償還に係る費用（既発債の公債費）のうち特別区負担分</p>	$\text{既発債の公債費（特別区負担分）} - \begin{cases} \cdot \text{目的税交付金による負担分} \\ \cdot \text{公債費に充当する特定財源} \end{cases}$ <p style="text-align: center;">※住宅使用料、駐車場収益、阿倍野再開発事業賃料、此花西部臨海保留地使用料等</p>
---	--

#### (工) 単独事業枠

<p>単独で事業を行う財源枠※</p>	<p style="text-align: center;">人口按分</p>
---------------------	---

※留保財源【財政-18参照】とあわせて特別区長の政策選択に活用      事業例として、大阪市内で実施している単独事業（敬老バス、医療費助成、幼児教育無償化など）などが想定される

## (2) 基準財政収入額（各特別区）の算定方法

### 標準的な地方税収入

- 個人市町村民税 ※1
- 軽自動車税
- 市町村たばこ税
- 利子割交付金
- 配当割交付金
- 株式等譲渡所得割交付金
- 地方消費税交付金 ※2
- 自動車取得税交付金 ※3
- 地方特例交付金

- ・地方交付税に準じ、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入を対象税目とする
- ・基準税率は、85%（地方自治法施行令第210条の12第1項）  
（残り15%は、各特別区が独自施策等を行うための留保財源）

標準的な地方税収入

×

基準税率85%

- ※1 個人市町村民税のうち、三位一体改革における所得税から個人市町村民税への税源移譲分は、基準税率100%
- ※2 地方消費税交付金のうち、社会保障施策に要する経費に充てることとされた地方消費税の税率引き上げ分は、基準税率100%
- ※3 H31年度に自動車取得税交付金が廃止され、自動車税環境性能割交付金が創設される予定

### 地方譲与税等

- 地方揮発油譲与税
- 自動車重量譲与税
- 航空機燃料譲与税
- 交通安全対策特別交付金

地方譲与税等

×

100%

## 2 財政調整制度の設計 ～目的税交付金制度の創設～

- 大阪府が徴収する目的税二税（都市計画税・事業所税）は、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、事務分担（案）に応じて、特別区と大阪府双方の事業に充当することとし、交付金により特別区に配分
- 特別区と大阪府の配分割合は、特別区53%、大阪府47%（過去3年間の平均値）
- なお、特別区設置の日までの充当事業の状況など踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整するものとする

### （1）目的税交付金制度の概要

交付金の財源	都市計画税 560億円、事業所税 273億円（H28年度決算）
特別区と大阪府の配分算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市の過去の事業実績を勘案し、配分割合は、特別区<u>53%</u>、大阪府<u>47%</u>とする（過去3年間の平均値）</li> <li>・ 特別区設置の日までの充当事業の状況などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整</li> </ul>
各特別区への配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口及び面積といった客観的指標で配分</li> <li>・ 既存事業に係る財政負担に配慮（既に着手済みの連続立体交差・区画整理事業等）</li> </ul>
交付金の使途	地方税法に定める都市計画税及び事業所税の使途とする

### （2）目的税二税の充当事業を特別区と大阪府に配分（H28年度決算ベース試算）

	配分先	充当事業	充当額
都市計画税	特別区	街路・再開発・区画整理・都市公園・高速鉄道・鉄道整備	349億円
	大阪府	街路・都市公園・高速道路	211億円
事業所税	特別区	河川・橋りょう・公園・街路・区画整理・廃棄物処理施設・社会福祉施設・学校施設・教育文化施設・高速鉄道(地下鉄エレベーター設置補助等)	115億円
	大阪府	河川・橋りょう・文化推進施策・公園・街路・下水道	158億円

### （参考）過去3年間の実績

		都市計画税	事業所税	配分割合
H26	特別区	51%	68%	<b>57%</b>
	大阪府	49%	32%	<b>43%</b>
H27	特別区	52%	41%	<b>48%</b>
	大阪府	48%	59%	<b>52%</b>
H28	特別区	62%	42%	<b>56%</b>
	大阪府	38%	58%	<b>44%</b>
3年平均	特別区	55%	50%	<b>53%</b>
	大阪府	45%	50%	<b>47%</b>

※端数処理のため、平均が一致しないことがある

## 2 財政調整制度の設計 ～公債費（既発債）について～

- 「財産・債務の承継（案）」のとおり、発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とする
- 償還に係る公債費の負担割合は、特別区が72%、大阪府28%（既発債の残高を事務分担（案）により区分）
- 各特別区及び大阪府の負担額は、財政調整（※）により必要な財源を確保
- 既発債の公債費は毎年減少。この減少分に充てていた財源は、新規発行債の償還等に充当可能

### ◆ H28年度末市債残高の内訳（一般会計）

（億円）

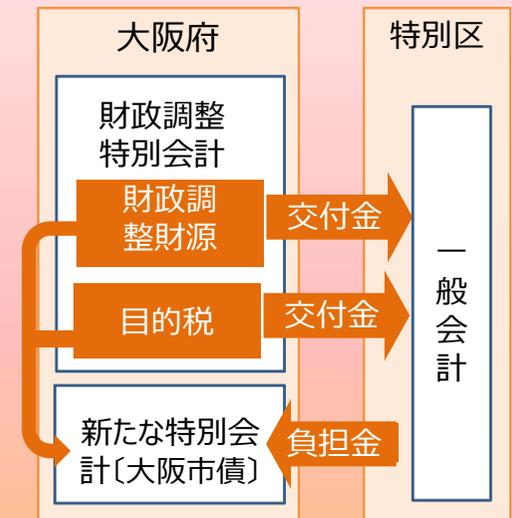
区 分		特別区	大阪府
普通債	まちづくり・都市基盤整備	14,565	6,457
	うち道路・橋りょう・街路等	4,471	1,699
	住宅	2,119	0
	鉄道	2,041	1,877
	港湾	1,628	1,628
	公園	1,122	477
	教育	1,207	149
	うち幼稚園・小中学校	988	0
	消防・防災	296	217
	産業・市場・都市魅力	1,082	816
	うち文化・スポーツ施設等	589	359
	健康・保健・環境（一般廃棄物施設等）	925	584
	こども・福祉（老人福祉・生活福祉等）	440	0
	住民生活・自治体運営（本庁舎・区庁舎等）	325	0
計	18,840	8,222	
その他	臨時財政対策債・減収補てん債等	10,527	0
計	29,367	21,145(72%)	8,222(28%)
対象から除外	H30年度までに廃止・償還満了	44	—
合計	29,411	—	—

事務分担（案）をベースに特別区と大阪府に分類  
端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある

### ※財政調整による必要な財源の確保方法

- 財政調整交付金の配分（各特別区へは人口を基本に按分し、財政調整交付金（普通交付金）の基準財政需要額に全額算入することにより償還財源を保障）
- 目的税交付金の配分（大阪市の過去の充当実績に基づき配分）

### （参考）公債費償還の仕組み



## 2 財政調整制度の設計 ～透明性の確保～

### (1) 透明性の高い会計の仕組み

#### ○「財政調整特別会計（仮称）」の設置

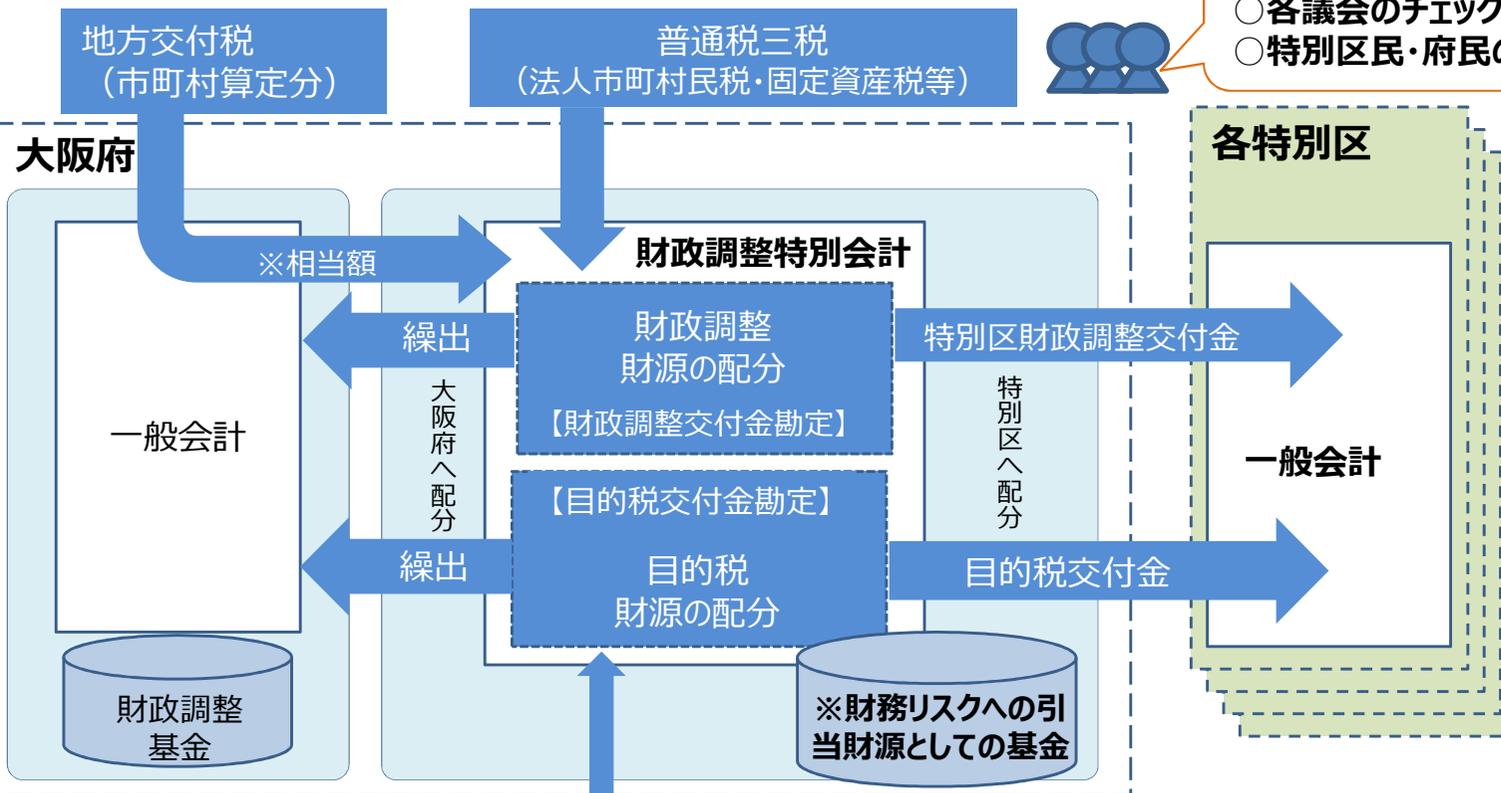
- 財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理は全て「財政調整特別会計」で行う
- 大阪府への配分も、「財政調整特別会計」を経由した上で、大阪府の一般会計等に繰出すなどの手法※
- 財務リスク（損失補償の債務）への引当財源として大阪府に承継した基金を管理

※「目的税交付金」についても同様の手法



東京と比べ、財政調整財源（普通税三税）・目的税二税を直接特別会計で歳入し、特別区と大阪府に係る経費は全て特別会計で経理するなど、より透明性が高い仕組みを構築

#### 財政調整財源の流れ



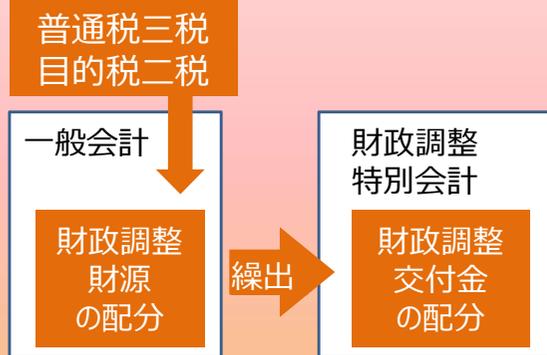
- 大阪府・特別区協議会(仮称)の検証
- 各議会のチェック（予算・決算）
- 特別区民・府民のチェック（資料の公表）

#### 目的税交付金の流れ

目的税二税（都市計画税・事業所税）

#### (参考) 東京都の会計の仕組み

- ・財政調整財源を一般会計で歳入
- ・財政調整交付金の総額のみを特別会計へ繰出し



## (2) 大阪府・特別区協議会(仮称)における検証・協議

### ◆財政調整財源の特別区と大阪府間の配分割合

#### 【基本的な考え方】

- 特別区と大阪府間の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負う
- 大阪府に配分された財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当
- 税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には適宜協議

#### 【毎年度の検証】

- 大阪府は、財政調整制度の運用状況や大阪府に配分された財政調整財源の充当状況などを公表し、大阪府・特別区協議会(仮称)に報告
- 大阪府の報告内容や、特別区の財政状況、その他社会情勢等を踏まえて、協議会で検証
- 特別区から意見や協議の要請があれば、協議会で議論を行い、必要に応じて協議
- 配分割合を変更する場合は、府条例を改正

### ◆特別区間の交付基準

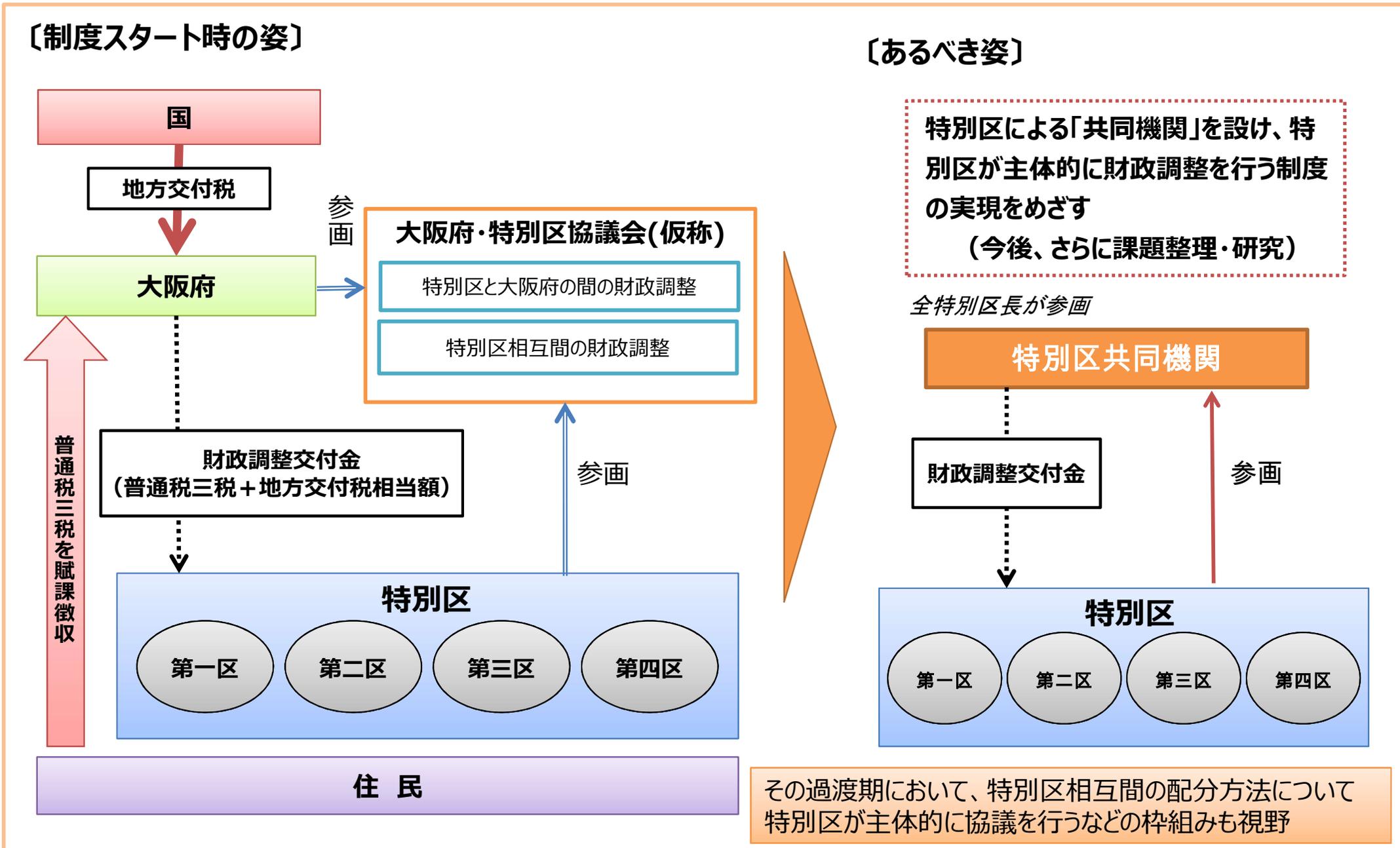
○地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年度精査

- 基準財政需要額の算定
  - ・地方交付税の算定に準拠する分（算入する経費の種類、単位費用、測定単位、補正係数等）
  - ・大阪の実情を反映するため加算する分（生活保護等）
- 普通交付金と特別交付金の割合

◆財政調整の将来的なあり方 特別区が主体的に財政調整を行う制度をめざす

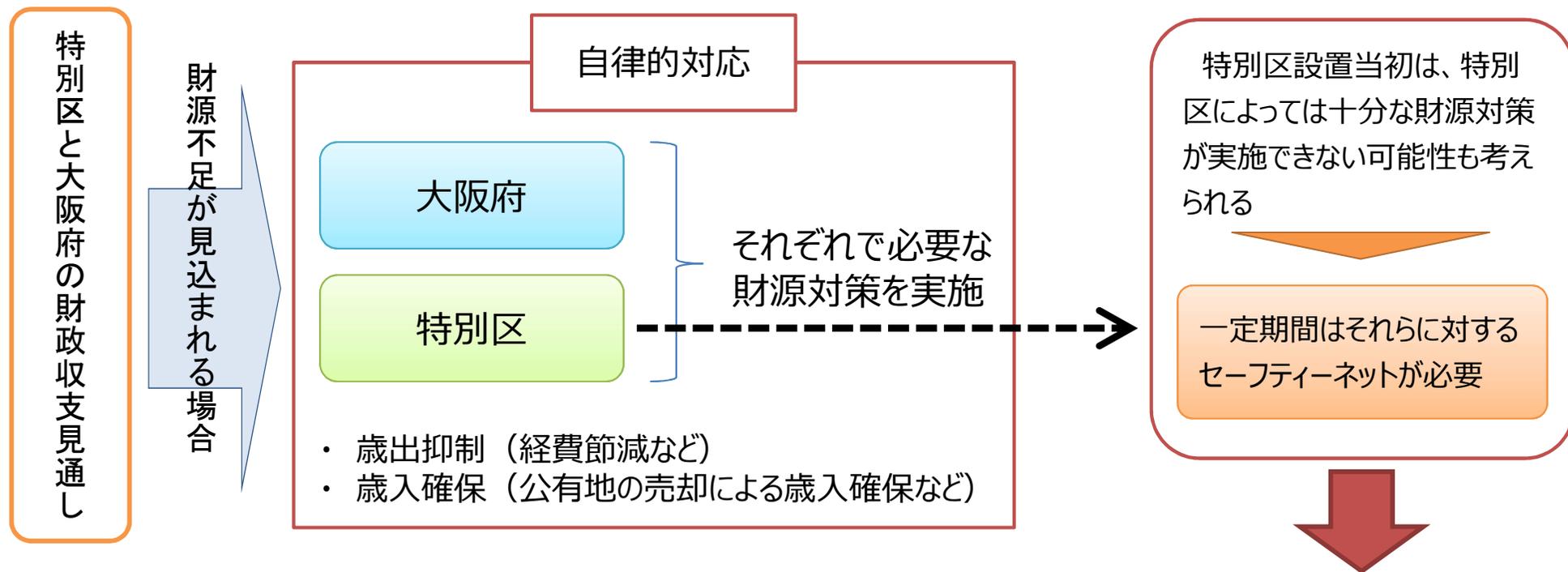
## 2 財政調整制度の設計 ～透明性の確保～

### (参考) 財政調整制度のイメージ図



## 2 財政調整制度の設計 ～財源不足が生じた場合の当面の対応～

- 特別区財政調整交付金の交付のほか、必要に応じて、財務リスクへの引当財源として大阪府が管理する基金の活用により、特別区の財政運営が円滑に行われる仕組みを検討



### 財務リスクへの引当財源の取扱い

- ・ 大阪府が承継する財政調整基金は、大阪府に承継した財務リスク（損失補償の債務）の引当財源として大阪府が管理するもの
- ・ 特別区の共有の財産として大阪府が管理するが、毎年度減少する損失補償相当額は、特別区に配分することを基本としつつ、引当中の財源についても各特別区の財政運営の状況に応じて活用（借入）することも検討

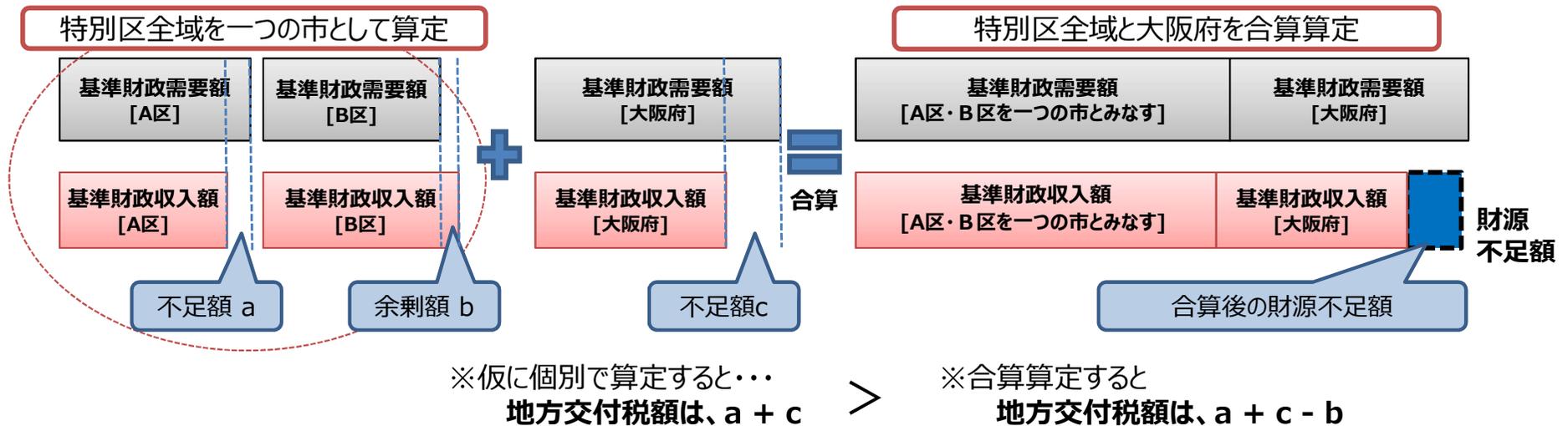
# (参考) 地方交付税の合算算定

## ◆地方交付税法上、特別区全域を一つの市とみなし、大阪府と合わせて合算算定

○地方交付税法では、都の特例として、都全域を道府県とみなし、特別区全域を一つの市とみなして、それぞれに算定した基準財政需要額及び基準財政収入額の各合算額を都の交付税算定として用いるとされる

### ◆合算算定の概略

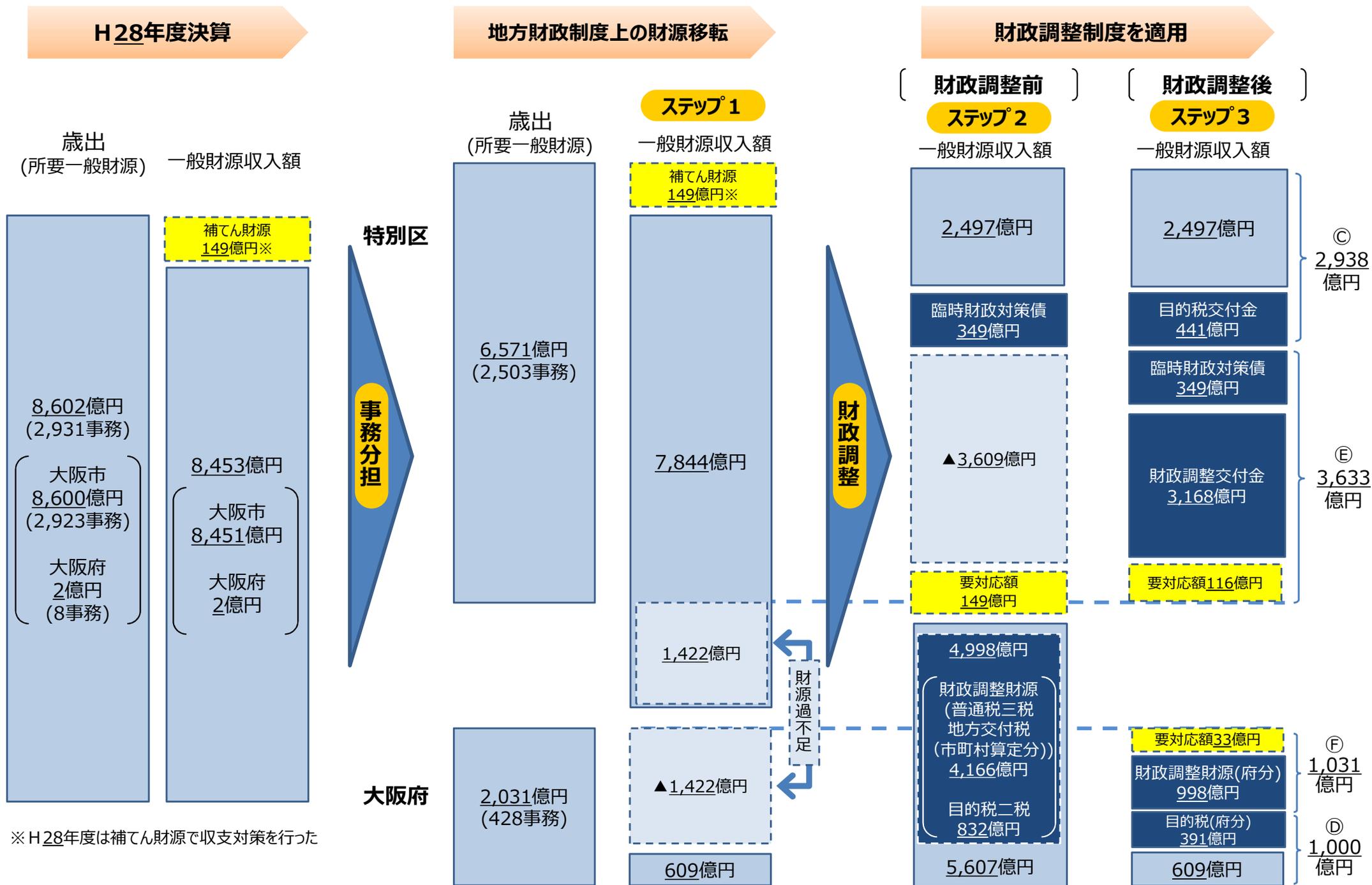
特別区全域を一つの市とみなすため、現行の算定方法と大きく変わることがなく、地方交付税総額が増えない



〈地方制度調査会答申（H25.6.25）〉

- ・ 道府県における特別区の設置によって、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう特に留意すべき
- ・ 指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要
- ・ 道府県と特別区の事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべき

# (参考) 財政調整のイメージ (H28年度決算ベース試算)



【 ③~⑥の記号は財政-14参照】



### 3 財政調整制度の検証

#### (1) 財政調整制度の検証を行うにあたって

- 財政調整制度は、大阪市が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担（案）や、特別区間における税源格差などに対応するための制度として設計
- 財政調整の結果を、H28年度決算データを用いて検証
- 下記の視点で、試案B（4区B案）の状況について検証

##### 収支の状況

- ✓ すべての特別区において収支が均衡するか

##### 税の偏在の解消状況

- ✓ 特別区間の歳入格差が、大阪府内都市間の格差や大阪市隣接9市間の格差と同程度となるか

##### 裁量経費の配分状況

- ✓ 特別区間の裁量経費の格差が大阪府内都市間の格差や大阪市隣接9市間の格差と同程度となるか

#### ■ 前提条件

歳入及び歳出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28年度の一般会計決算を用いて算定（税等一般財源ベース、補てん財源※を含まない）</li> </ul> <p style="text-align: right;">※ 補てん財源・・・不用地等売却代や財政調整基金など</p>
地方交付税の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方交付税額は、H28年度における大阪市の算定額をベースに算定</li> <li>・ 特別区（中核市並み）の標準的な行政水準における補正係数等を適用</li> </ul> <p style="text-align: center;">※大阪府への移管事務は、原則、都道府県分として算定するが、算定項目のない消防・下水道は市町村分で算定</p>
財政調整財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税及び地方交付税相当額</li> </ul>
特別区と大阪府間の配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政調整財源の配分割合は、特別区77.9%、大阪府22.1%  <small>※H28年度の一般会計決算をベースにした検証のため、3年平均の値ではなくH28年度(単年度)の値を用いている</small></li> <li>・ 公債費の負担割合は、特別区72%、大阪府28%</li> </ul>
財政調整交付金の配分（特別区間の配分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通交付金94%、特別交付金6%</li> <li>・ 基準財政需要額の算定は、地方交付税に準ずる（生活保護費などの義務度の高い経費を加算（生活保護費、児童扶養手当））</li> <li>・ 基準財政収入額の算定は、地方交付税に準ずる（標準税等の算入率は85%）</li> </ul>
目的税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市の過去の充当実績をもとに特別区と大阪府へ配分</li> <li>・ 配分割合は、特別区53%、大阪府47%</li> </ul>

※ 現行の各行政区別の決算が存在しないため、H28年度における一般会計決算額を各行政区で把握可能なものは積み上げ、把握が困難なものは人口按分等により推計を行った

※ 本資料の各表においては、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある

※ H28年度の一般会計決算では、補てん財源が活用されたため、一般財源ベースでの歳出額は、各特別区での行財政改革等の対応を前提にその分（116億円）減少させて検証を実施

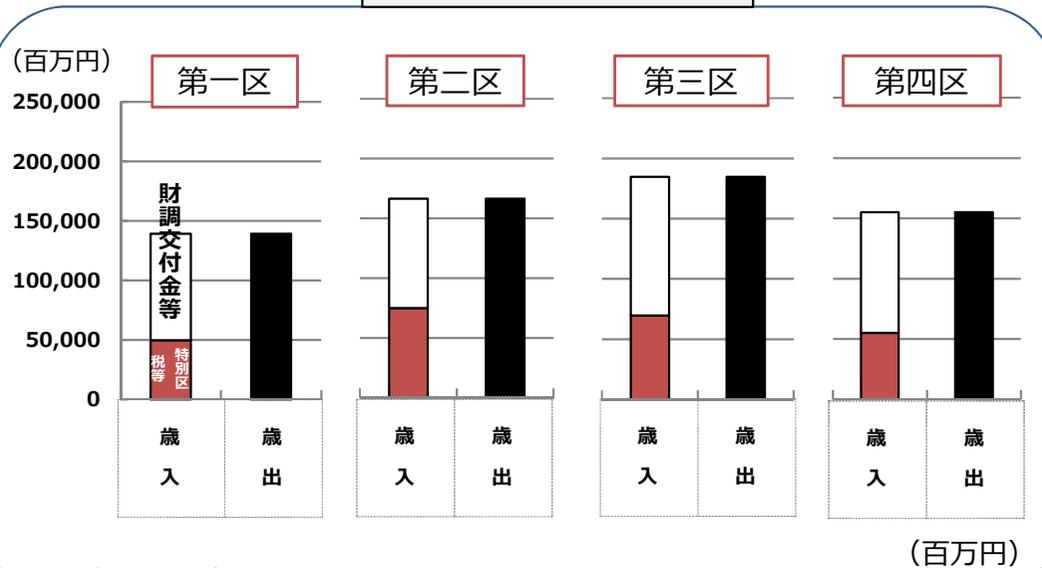
# 3 財政調整制度の検証

## (2) 検証結果

### ① 収支の均衡状況 ※ 内訳については、財政-33.34参照

○すべての特別区が収支均衡

試案B (4区B案)



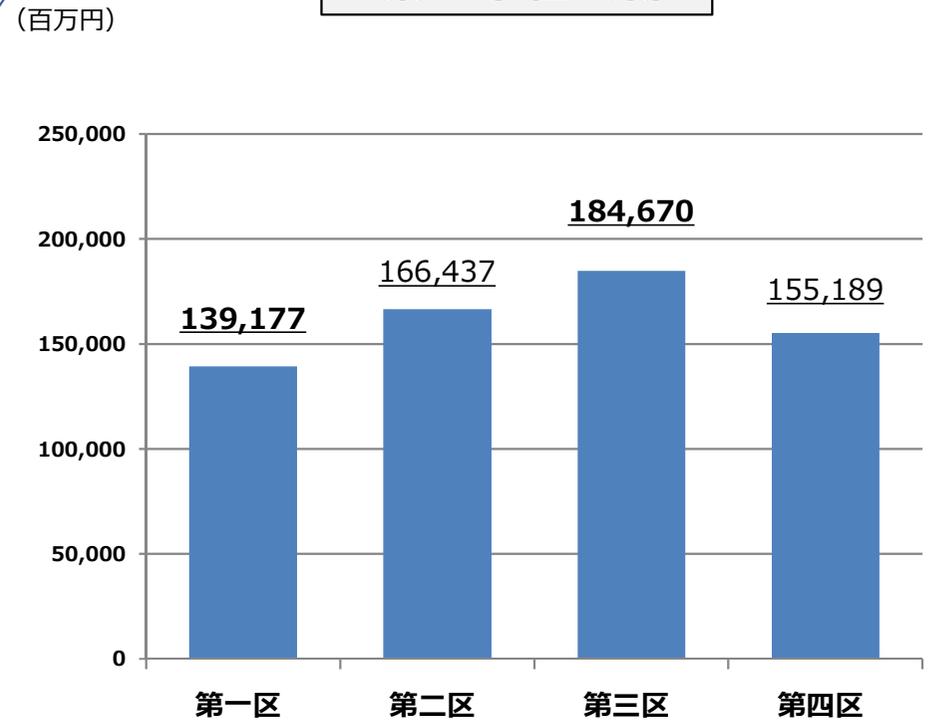
	歳出 [A]	歳入					歳入計 [B~F] [G]	収支差 [G-A]
		特別区 税等 (自主財源) [B]	目的税 交付金 [C]	財政調整交付金 普通 交付金 [D]	特別 交付金 [E]	臨時 財政 対策債 [F]		
第一区	139,177	49,753	10,638	66,168	4,858	7,759	139,177	0
第二区	166,437	75,030	11,573	67,224	4,726	7,883	166,437	0
第三区	184,670	69,742	11,926	87,360	5,398	10,244	184,670	0
第四区	155,189	55,107	9,981	77,040	4,026	9,034	155,189	0
合計	645,472	249,632	44,118	297,792	19,008	34,921	645,472	0

収支均衡

### ② - 1 歳入規模 ※ 内訳については、財政-33.34参照

○最小区で概ね東大阪市並みの歳入規模  
 ・最大区:第三区(1,847億円) 最小区:第一区(1,392億円)

試案B (4区B案)



(参考) 【財政-36参照】

大阪府内の政令指定都市・中核市の歳入規模

- 政令指定都市 ・堺市 (1,972億円)
- 中核市 ・東大阪市 (1,151億円) ・豊中市 (883億円)
- ・枚方市 (808億円) ・高槻市 (698億円)

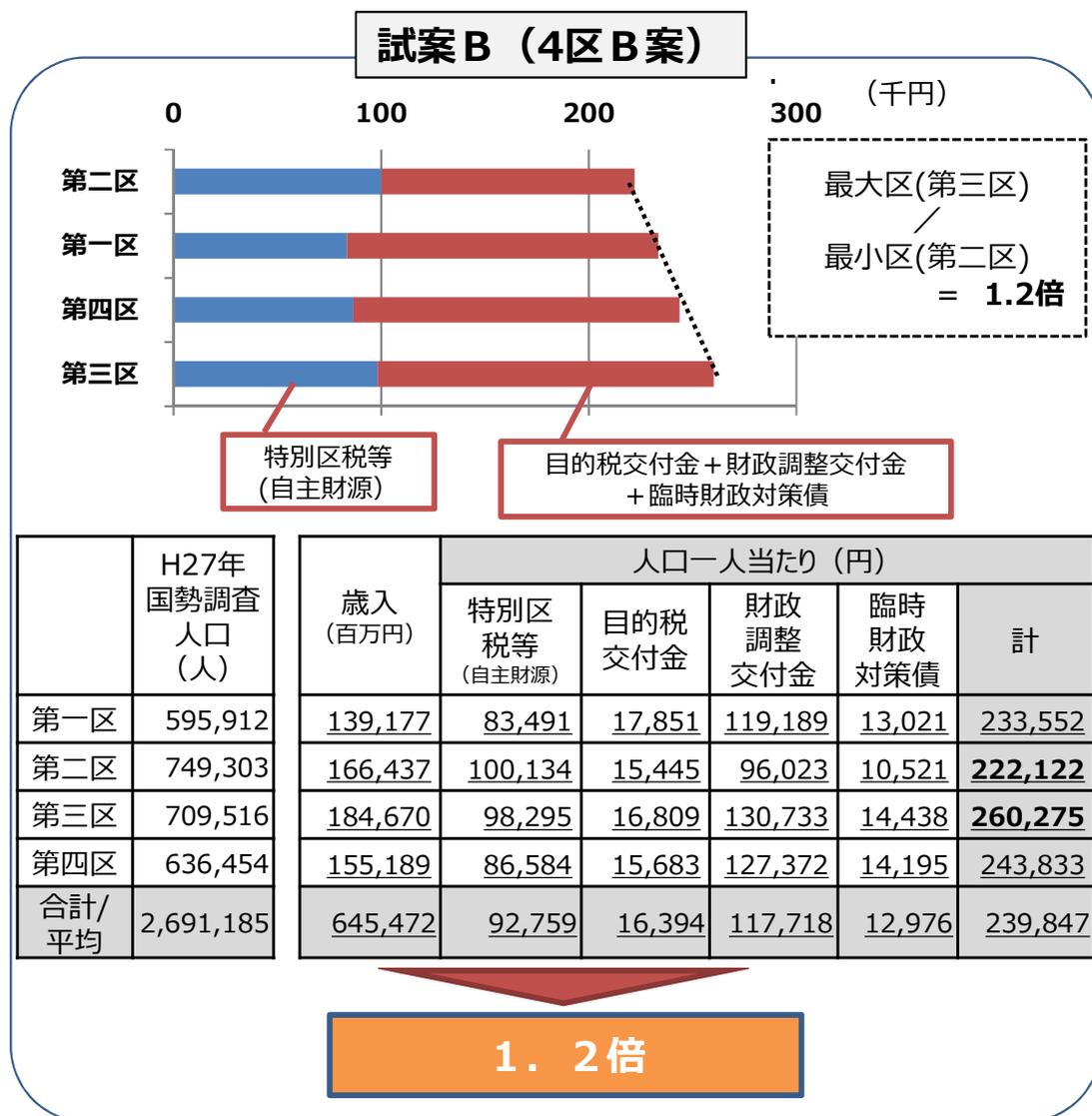
※ H28年度の一般会計決算では、補てん財源が活用されたため、一般財源ベースでの歳出額は、各特別区での行財政改革等の対応を前提にその分(116億円)減少させて検証を実施

## ②-2 人口一人当たりの歳入

※ 内訳については、財政-33.34参照

○格差は1.2倍

・最大区:第三区(260,275円) 最小区:第二区(222,122円) 格差1.2倍



(参考)

大阪府内都市の歳入状況

最大:泉佐野市 (261,403円)

最小:茨木市 (191,321円)

格差**1.4**倍

大阪市隣接9市※1の歳入状況

最大:摂津市 (256,025円)

最小:吹田市 (198,939円)

格差**1.3**倍

東京特別区の歳入状況

最大:港区 (392,545円) ※2

最小:世田谷区 (206,413円)

格差**1.9**倍

【財政-36.37参照】

※1 堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている

※2 数値の突出した千代田区 (619,972円) 格差3.0倍を除く

# 3 財政調整制度の検証

## ③人口一人当たりの裁量経費

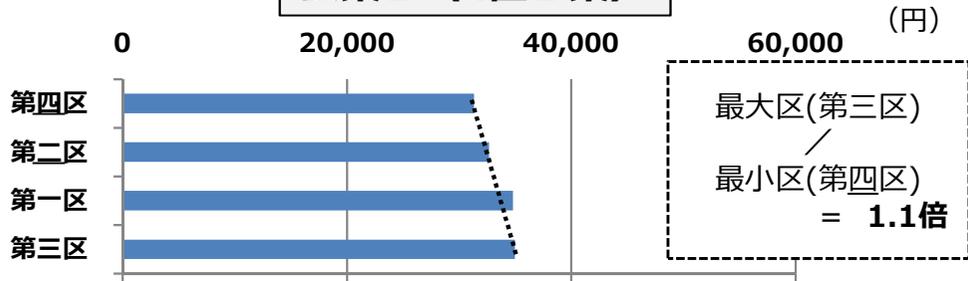
※ 内訳については、財政-33.34参照

○格差は1.1倍

・最大区:第三区(34,971円) 最小区:第四区(31,335円) 格差1.1倍

- ※ 裁量経費の定義については、財政-35参照
- ※ 大阪府内都市間・大阪市隣接9市間は、地方財政状況調査（普通会計）ベース・基準税率75%、特別区は一般会計ベース・基準税率85%であるため、額の大きさ自体について単純比較はできない（都市間の格差を比較するもの）
- ※ 歳出内容を特別区にあわせるため、特別区で実施しない消防、上下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾にかかる費用は控除

試算B (4区B案)



	H27年 国勢調査 人口 (人)	歳入 [A] (百万円)	基準財政 需要額 [B] (百万円)	裁量経費 [A - B] (百万円)	人口 一人 当たり (円)
第一区	595,912	139,177	118,432	20,744	34,811
第二区	749,303	166,437	141,949	24,488	32,681
第三区	709,516	184,670	159,857	24,813	<b>34,971</b>
第四区	636,454	155,189	135,245	19,944	<b>31,335</b>
合計/平均	2,691,185	645,472	555,483	89,988	33,438

1.1倍

(参考)

大阪府内都市の裁量経費の状況

最大：箕面市(92,399円)※1

最小：貝塚市(39,968円)

格差 **2.3倍**

大阪市隣接9市※2の裁量経費の状況

最大：摂津市(86,769円)

最小：八尾市(49,066円)

格差 **1.8倍**

【財政-38参照】

※1 数値の突出した泉佐野市(214,282円) 格差5.4倍を除く

※2 堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている

## 参考資料

資料名	ページ
特別区の歳入・歳出・裁量経費（試案 B（4 区 B 案））	財政-33
この財政調整制度の検証における「裁量経費」について	財政-35
大阪府内都市の歳入状況	財政-36
東京特別区の歳入状況	財政-37
大阪府内都市の裁量経費の状況	財政-38

試案B (4区B案)

■ 特別区の歳入・歳出・裁量経費

【特別区の歳入】

(千円)

	自主財源 (内訳次ページ)			財政調整財源					目的税 交付金	歳入合計
	特別区税	譲与税等	計	普通交付金	特別交付金	小計	臨時財政 対策債	計		
第一区	35,263,934	14,489,377	49,753,311	66,168,108	4,858,181	71,026,289	7,759,291	78,785,580	10,637,654	139,176,545
第二区	54,498,172	20,532,302	75,030,474	67,224,203	4,726,200	71,950,403	7,883,136	79,833,539	11,572,943	166,436,956
第三区	48,015,341	21,726,178	69,741,519	87,359,563	5,397,674	92,757,237	10,244,336	103,001,573	11,926,469	184,669,561
第四区	40,390,303	14,716,595	55,106,898	77,040,288	4,025,955	81,066,243	9,034,232	90,100,475	9,981,257	155,188,630
合計	178,167,750	71,464,452	249,632,202	297,792,162	19,008,010	316,800,172	34,920,995	351,721,167	44,118,323	645,471,692

【特別区の歳出】 (千円)

	歳出合計
第一区	139,176,545
第二区	166,436,956
第三区	184,669,561
第四区	155,188,630
合計	645,471,692

【特別区の裁量経費 (財源)】

(千円)

	歳入 [A]	基準財政需要額 [B]		裁量経費 [A - B]
		計	うち生保等加算	
第一区	139,176,545	118,432,369	863,856	20,744,176
第二区	166,436,956	141,948,932	855,661	24,488,024
第三区	184,669,561	159,856,870	4,499,353	24,812,691
第四区	155,188,630	135,245,129	1,720,047	19,943,501
合計	645,471,692	555,483,300	7,938,917	89,988,392

【特別区の自主財源の内訳】

(千円)

	特別区税				地方譲与税			
	個人区民税	軽自動車税	区たばこ税	計	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税	航空機燃料譲与税	計
第一区	28,902,003	378,251	5,983,680	35,263,934	321,970	780,309	0	1,102,279
第二区	45,365,718	422,260	8,710,194	54,498,172	331,485	803,367	0	1,134,852
第三区	37,958,490	417,991	9,638,860	48,015,341	368,224	892,405	0	1,260,629
第四区	34,241,000	427,454	5,721,849	40,390,303	302,331	732,712	0	1,035,043
合計	146,467,211	1,645,956	30,054,583	178,167,750	1,324,010	3,208,793	0	4,532,803

(千円)

	税交付金						交付金など			自主財源合計
	利子割交付金	配当割交付金	株式等譲渡所得割交付金	地方消費税交付金	自動車取得税交付金(旧法含む)	計	交通安全対策特別交付金	地方特例交付金	計	
第一区	102,158	372,500	220,501	11,855,856	439,530	12,990,545	77,449	319,104	396,553	49,753,311
第二区	160,351	584,695	346,106	17,245,825	452,498	18,789,475	107,098	500,877	607,975	75,030,474
第三区	134,169	489,224	289,594	18,521,695	502,777	19,937,459	108,995	419,095	528,090	69,741,519
第四区	121,029	441,314	261,234	11,974,863	412,564	13,211,004	92,498	378,050	470,548	55,106,898
合計	517,707	1,887,733	1,117,435	59,598,239	1,807,369	64,928,483	386,040	1,617,126	2,003,166	249,632,202

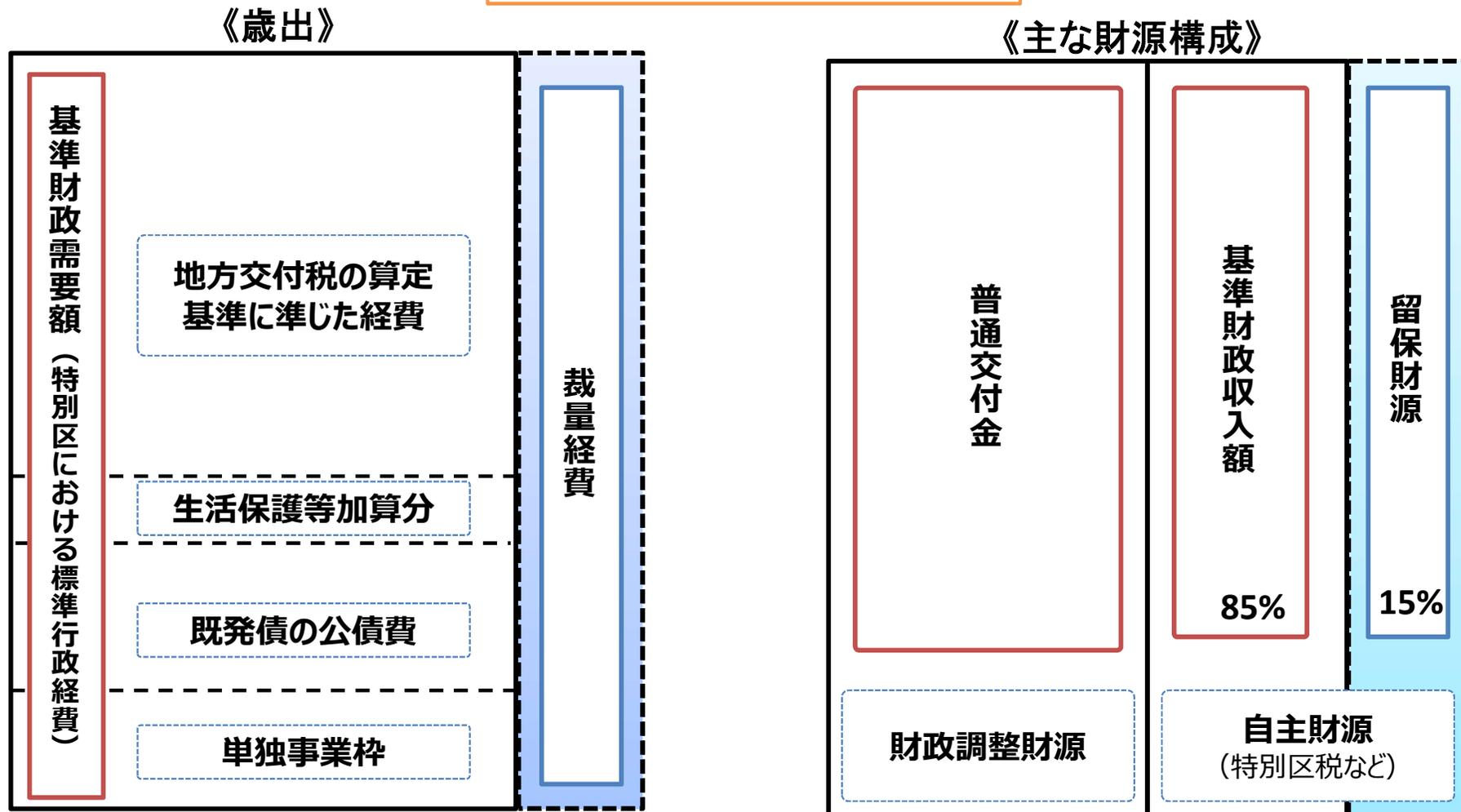
※ H28年度の一般会計決算では、補てん財源が活用されたため、一般財源ベースでの歳出額は、各特別区での行財政改革等の対応を前提にその分（116億円）減少させて検証を実施

## ■ この財政調整制度の検証における「裁量経費」について

◆ 特別区長が将来にわたってマネジメントできる財源として、財政調整交付金制度における基準財政需要額（標準的な行政サービスを行うのに必要な経費）を超える財源を裁量経費として算定

※ 裁量経費には人件費や公債費などの義務的経費が含まれているが、これらは標準行政を超える事業に要した経費であり、時間軸を設定すれば他の施策への振替も可能であることから、特別区長の政策選択の余地は存在している

### 歳出と財源構成のイメージ



※裁量経費と単独事業枠は特別区長の政策選択に活用

※図を簡素化するため、特別交付金・目的税交付金を除いている

## ■ 大阪府内都市の歳入状況

○ 大阪府内都市間の人口一人当たりの歳入状況を比較すると1.4倍の格差、  
大阪市隣接9市間でも1.3倍の格差

	歳入（百万円）				人口一人当たり（円）	
	地方税	譲与税等	地方 交付税等	合計	地方税	合計
堺市	132,381	25,665	39,156	197,202	157,726	234,957
岸和田市	24,434	4,244	16,083	44,762	125,362	229,653
豊中市	68,049	10,172	10,032	88,253	172,066	223,154
池田市	16,522	2,400	4,575	23,498	160,305	227,980
吹田市	65,540	8,109	847	74,496	175,021	198,939
泉大津市	11,416	1,741	4,733	17,890	150,417	235,708
高槻市	50,105	7,508	12,192	69,805	142,413	198,406
貝塚市	11,558	1,944	5,960	19,462	130,310	219,426
守口市	21,488	3,123	9,135	33,746	150,220	235,918
枚方市	55,825	8,566	16,381	80,772	138,129	199,855
茨木市	45,315	6,239	2,022	53,576	161,822	191,321
八尾市	38,240	6,038	13,686	57,964	142,262	215,639
泉佐野市	21,135	2,415	2,843	26,393	209,331	261,403
富田林市	13,481	2,507	7,429	23,417	118,275	205,444
寝屋川市	28,730	4,852	14,436	48,018	120,960	202,164
河内長野市	12,182	2,305	7,237	21,724	113,867	203,055
松原市	13,650	2,548	9,640	25,838	113,041	213,981
大東市	16,790	2,725	5,712	25,227	136,262	204,733
和泉市	23,200	4,161	9,688	37,049	124,656	199,073
箕面市	23,502	2,946	1,830	28,278	176,160	211,960

	歳入（百万円）				人口一人当たり（円）	
	地方税	譲与税等	地方 交付税等	合計	地方税	合計
柏原市	8,755	1,554	5,479	15,788	123,114	222,021
羽曳野市	12,525	2,420	9,599	24,543	111,151	217,809
門真市	17,714	2,921	8,342	28,977	143,341	234,486
摂津市	18,690	2,069	1,005	21,764	219,860	256,025
高石市	10,156	1,298	2,472	13,926	179,663	246,357
藤井寺市	7,929	1,398	5,101	14,427	121,168	220,475
東大阪市	76,010	11,310	27,779	115,099	151,179	228,924
泉南市	8,873	1,455	3,730	14,059	142,115	225,163
四條畷市	6,808	1,177	4,368	12,353	121,407	220,285
交野市	9,373	1,661	4,298	15,332	122,633	200,595
大阪狭山市	7,361	1,275	3,555	12,191	127,368	210,952
阪南市	5,761	1,127	4,851	11,739	106,138	216,290
合計	883,498	139,872	274,198	1,297,568	148,070 (平均)	217,466 (平均)

大阪府内都市 最大市/最小市（倍）

2.1 1.4

大阪市隣接9市 最大市/最小市（倍）

1.9 1.3

・堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている

・特別区との比較を考慮して、宝くじ収益金は除いている

■ 東京特別区の歳入状況

○ 東京特別区間の人口一人当たりの歳入状況を比較すると1.9倍の格差 ※

	歳入 (百万円)				人口一人当たり (円)	
	区税	譲与税等	財政調整 交付金	合計	区税	合計
千代田区	18,442	11,732	6,036	36,210	315,749	619,972 ※
中央区	26,441	10,729	14,312	51,482	187,279	364,644
港区	76,826	15,788	2,885	95,500	315,790	392,545
新宿区	45,583	13,940	28,348	87,871	136,656	263,434
文京区	32,006	6,928	17,156	56,091	145,666	255,280
台東区	20,962	6,510	29,569	57,041	105,828	287,978
墨田区	23,273	7,140	39,968	70,381	90,812	274,630
江東区	49,986	14,054	58,096	122,137	100,352	245,201
品川区	46,954	12,232	40,993	100,179	121,373	258,956
目黒区	43,461	7,550	12,822	63,833	156,547	229,927
大田区	73,006	19,936	72,168	165,111	101,810	230,254
世田谷区	119,445	22,582	44,436	186,463	132,225	206,413
渋谷区	48,785	10,118	3,697	62,600	217,273	278,800
中野区	33,159	8,099	36,993	78,250	101,027	238,411
杉並区	63,341	13,792	40,683	117,816	112,308	208,895
豊島区	31,468	8,926	30,405	70,799	108,076	243,157
北区	28,067	8,506	50,206	86,779	82,290	254,427
荒川区	16,725	5,215	38,828	60,768	78,792	286,283
板橋区	44,973	13,785	67,729	126,488	80,036	225,101
練馬区	64,893	17,321	83,027	165,240	89,914	228,953
足立区	47,203	16,750	103,666	167,619	70,440	250,132
葛飾区	33,003	10,874	73,389	117,267	74,514	264,762
江戸川区	52,542	16,483	92,393	161,419	77,121	236,928
合計	1,040,544	278,992	987,804	2,307,340	112,215 (平均)	248,830 (平均)

(出典) H28年度決算統計及び東京都税務統計

・特別区との比較を考慮して、宝くじ収益金は除いている

最大区/最小区 (倍)

4.5      3.0

※数値の突出した千代田区を除いて比較すると

4.5      **1.9**

# 大阪府内都市の裁量経費の状況

○ 人口一人当たりの裁量経費を比較すると、大阪府内都市間で2.3倍、  
大阪市隣接9市間で1.8倍の格差 ※

裁量経費を特別区にあわせるため、特別区で実施しない消防、上下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベースで算定

(百万円)

	所要 一般 財源 A	基準財政 需要額 (※振替前) B	裁量経費 C = A - B	裁量経費 の比率 C / A	人口一人 当たり 裁量経費 (円)
堺市	182,848	133,914	48,934	26.8%	58,303
岸和田市	41,341	30,392	10,949	26.5%	56,175
<b>豊中市</b>	85,795	58,144	27,652	32.2%	69,919
池田市	20,344	14,277	6,066	29.8%	58,858
<b>吹田市</b>	67,821	46,913	20,908	30.8%	55,833
泉大津市	15,234	11,555	3,679	24.1%	48,471
高槻市	63,023	48,848	14,176	22.5%	40,292
貝塚市	16,657	13,112	3,545	21.3%	39,968
<b>守口市</b>	31,016	23,220	7,796	25.1%	54,500
枚方市	74,419	53,648	20,772	27.9%	51,396
茨木市	48,815	34,705	14,110	28.9%	50,388
<b>八尾市</b>	51,484	38,295	13,189	25.6%	49,066
泉佐野市	36,431	14,795	21,635	59.4%	214,282
富田林市	21,550	16,802	4,747	22.0%	41,650
寝屋川市	45,356	33,986	11,370	25.1%	47,870
河内長野市	20,284	15,648	4,636	22.9%	43,335
<b>松原市</b>	23,925	17,843	6,082	25.4%	50,366
<b>大東市</b>	23,687	17,121	6,566	27.7%	53,288
和泉市	36,116	25,292	10,824	30.0%	58,160
箕面市	30,177	17,850	12,327	40.8%	92,399

	所要 一般 財源 A	基準財政 需要額 (※振替前) B	裁量経費 C = A - B	裁量経費 の比率 C / A	人口一人 当たり 裁量経費 (円)
柏原市	13,855	10,692	3,163	22.8%	44,486
羽曳野市	22,432	17,773	4,660	20.8%	41,351
<b>門真市</b>	26,295	19,970	6,325	24.1%	51,187
<b>摂津市</b>	19,429	12,053	7,376	38.0%	86,769
高石市	13,086	9,060	4,025	30.8%	71,206
藤井寺市	12,862	10,006	2,857	22.2%	43,653
<b>東大阪市</b>	104,478	76,062	28,416	27.2%	56,517
泉南市	13,030	9,510	3,520	27.0%	56,374
四條畷市	11,245	8,376	2,869	25.5%	51,162
交野市	14,685	10,733	3,953	26.9%	51,713
大阪狭山市	11,719	8,513	3,207	27.4%	55,488
阪南市	10,780	8,312	2,467	22.9%	45,458
合計	1,210,220	867,420	342,800	28.3%	57,452 (平均)

大阪府内都市	最大市 / 最小市 (倍)	5.4
<b>大阪市隣接9市</b>	最大市 / 最小市 (倍)	1.8

・堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている  
※ 数値の突出した泉佐野市を除いて比較すると

大阪府内都市	最大市 / 最小市 (倍)	<b>2.3</b>
<b>大阪市隣接9市</b>	最大市 / 最小市 (倍)	<b>1.8</b>

・H28年度 地方財政状況調査の一般財源等 (補てん財源を含む)  
・「振替前」とは、基準財政需要額から臨時財政対策債発行可能額に振り替えて減額する前の額をいう

6 大阪府・特別区協議会（仮称）  
～大阪版「都区協議会」～

# 目次

1	基本的な考え方	府区協- 1
2	協議会の仕組み	府区協- 2
3	協議会運営のイメージ	府区協- 3

# 1 基本的な考え方

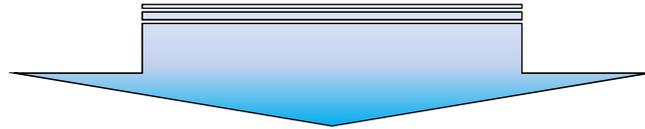
## 現行の都区協議会

### ■目的

都と特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図る（地方自治法第282条の2）

### ■主な役割

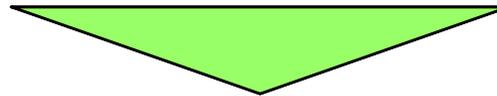
地方自治法第282条の2及び同法施行令第210条の16の規定に基づき、特別区財政調整交付金に係る条例を制定する場合において、都知事に対して意見を述べるほか、都及び特別区の手務の処理について必要な協議を行う



現行の都区協議会の仕組みを発展・充実

特別区の考えがより反映される“特別区重視”の仕組みへ

特別区と大阪府、特別区相互の関係が、「対等・協力」で、「連携を強化」する仕組みを構築



- 特別区重視の委員構成（全特別区の区長と知事等で構成）
- 協議不調時に「第三者機関」が調停
- 東京都より幅広い協議事項（財政調整の他、財産・債務の処理等を協議）

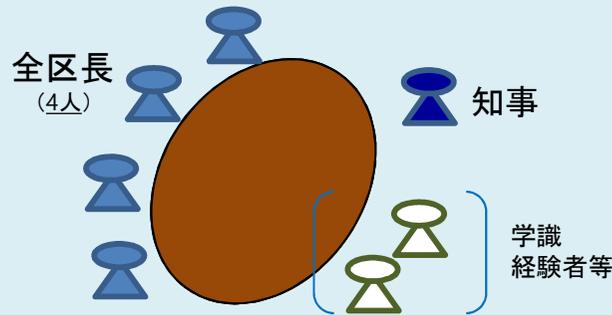
将来的には、“特別区相互間の事柄は、特別区が主体的に決定できる仕組み”もめざしていく

## 2 協議会の仕組み

### (1) 委員の構成

[東京は都8人、区8人]

- 各特別区の区長（4人）と知事を基本とする ※  
（自治体運営に責任のある者を基本に構成）
  - 必要に応じ、議会の代表者、職員、学識経験者等を加えることができる ※
  - 会長は、委員の互選による
- ※地方自治法施行令の改正必要



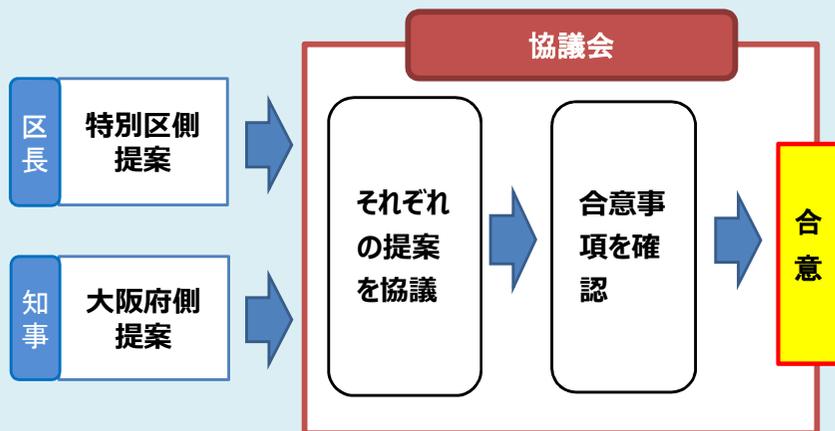
### (2) 幅広い協議事項

[東京は主に財政調整を協議]

項目	想定する協議事項
財政調整	財政調整交付金条例制定（改正含む）時の知事への意見具申【法定協議事項】
財産・債務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府が承継する財産の事業終了時の取扱い</li> <li>○大阪府が承継する株式等の権利処分、貸付金債権の償還収入等の取扱い</li> <li>○大阪府が承継する財務リスク解消時の残余財産の取扱い、引当財源が不足する場合の財源の捻出、特別区の負担方法の協議</li> <li>○特別区設置日前の要因による損失の発生が特別区設置日以後に明らかとなった場合の財源捻出、特別区の負担方法等の協議</li> </ul>
その他	特別区設置日以後の事務の分担に関する取扱いの協議 等

### (3) 協議会運営

- 合意による運営を基本とする



### (4) 第三者機関

[大阪独自]

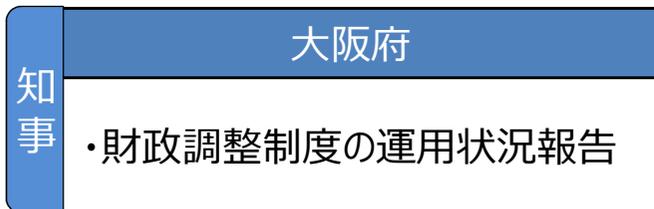
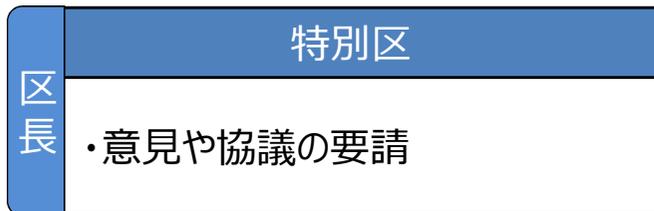
設置	○協議不調時に、 <b>第三者機関を設置</b>
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>3名（各協議会委員の同意を得て、会長が「調整委員」を任命する）</b></li> <li>○地方行政、地方財政、法律（権利財産）関係の学識経験者、弁護士等を想定</li> <li>○事件の都度、関係分野の学識経験者等から選定</li> </ul>
運営	○協議会委員から意見聴取を行い、 <b>合議により「調停案」を提示</b>
結果取扱	○各協議会委員に対し、 <b>調停案への尊重義務</b> を課す

### 3 協議会運営のイメージ ～財政調整交付金にかかる流れ～

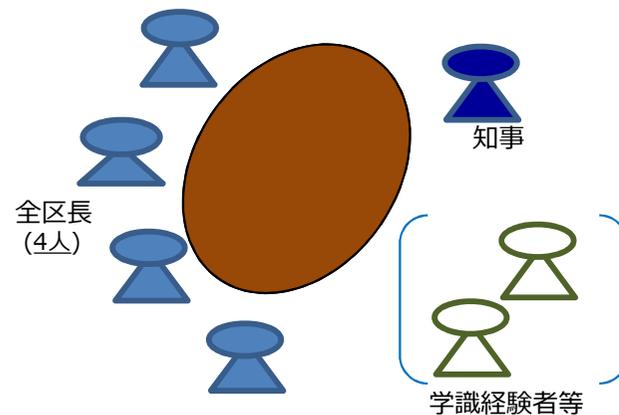
#### 財政調整財源の特別区と大阪府間の配分割合

○特別区と大阪府間の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負う

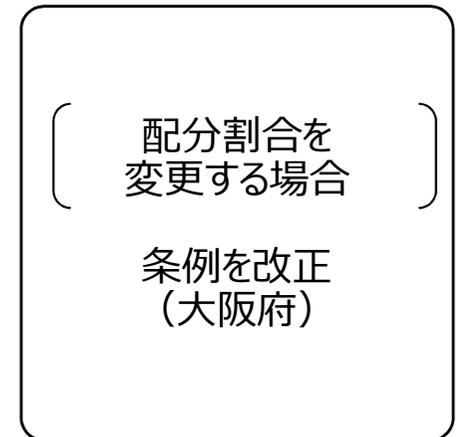
#### 検証（毎年度）



#### 必要に応じて協議



#### 制度反映



#### 特別区間の交付金の交付基準

○地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年度精査

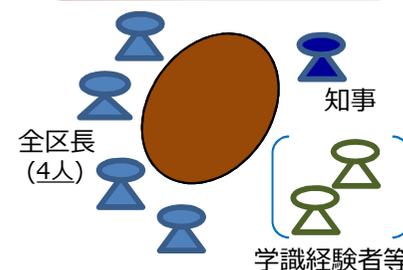
#### <協議内容>

- ・基準財政需要額の算定等
- ・普通交付金と特別交付金の割合等

区長	特別区側提案
----	--------

知事	大阪府側提案
----	--------

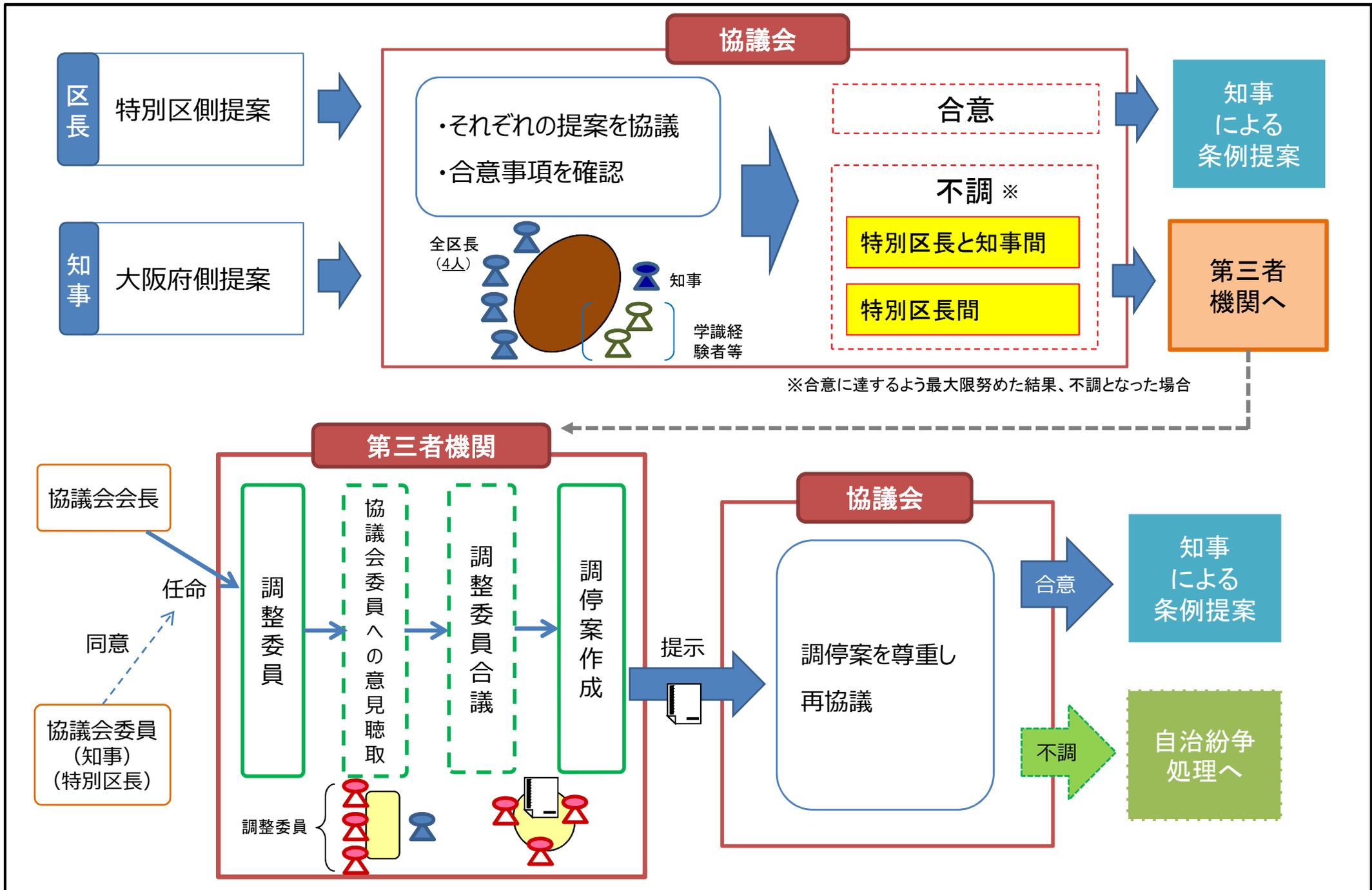
#### 協議



#### 制度反映

必要な条例・規則を  
改正  
(大阪府)

### 3 協議会運営のイメージ ～第三者機関の運営の流れ（財政調整交付金の場合）～



## (参考) 東京都との比較

項目	大阪府・特別区協議会(仮称)	東京都	備考
委員構成	<p>○委員数:5人 ※</p> <p>〔 特別区:4人(全区長) 大阪府:1人(知事) 〕</p> <p>○必要に応じ議会代表者、職員、学識経験者等の追加可</p>	<p>○委員数:16人</p> <p>〔 特別区:8人(区長から指名) 東京都:8人(知事、副知事、職員) 〕</p>	※地方自治法施行令第210条の16の改正が必要
協議事項	<p>○財政調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政調整交付金に係る条例への意見具申 ※</li> </ul> <p>○財産債務に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承継財産の事業終了時の扱い</li> <li>・承継株式等の処分収入等の扱い</li> <li>・財務リスク解消時の残余財産の扱い、財源の捻出、負担方法の扱い等</li> <li>・特別区設置日以後に明らかになった、設置日前の要因に係る損失の扱い</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置日以後の事務分担の扱い 等</li> </ul>	<p>○財政調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政調整交付金に係る条例への意見具申 ※</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区と東京都の事務分担</li> <li>・特別区の区域の在り方 等</li> </ul>	※法定の協議事項
第三者機関	<p>○調整委員3名を任命(地方行政、地方財政、法律(権利財産)関係等)</p> <p>○調整委員の合議による「調停案」を提示</p> <p>○協議会委員は「調停案」を尊重し再協議</p>	—	



# 7 地域自治区・地域協議会

# 目 次

1	基本的な考え方	.....	地域- 1
2	地域自治区事務所	.....	地域- 3
3	地域協議会	.....	地域- 4

# 1 基本的な考え方

## (1) 現在の24区のコミュニティに配慮した仕組みの構築

現在の大阪市では、

- ◆24区役所において、窓口サービスを実施
- ◆住民意見を区政に反映するため、24区において区政会議を設置

特別区の設置により…

市民には、大阪市が廃止され、24区がなくなることから、

- 「育んできた今の地域コミュニティが壊れるのでは…」
- 「地域の声が届かなくなるのでは…」
- 「区役所の窓口が、今より遠くなるのでは…」

などの不安感がある

特別区の設置に際して、現在の24区でのコミュニティ、窓口サービスに配慮した仕組みとして、地域自治区を設置

## (2) 地域自治区の設置 【制度概要については地域-6を参照】

住民自治の強化や住民と行政との協働の推進などを目的とした地方自治法上の制度である「地域自治区」を現在の地域コミュニティの単位である24区単位で設置

〔 名称は、〇〇地域自治区とする（〇〇には、現在の区名を残す） 〕

- ◆ 地域自治区の事務所を設置  
⇒ 窓口サービスを継続して実施することで住民の利便性を維持
- ◆ 地域協議会を設置  
⇒ 地域住民の多様な意見を区政に反映

## 2 地域自治区事務所

### (1) 地域自治区の事務所の概要

◆ 事務

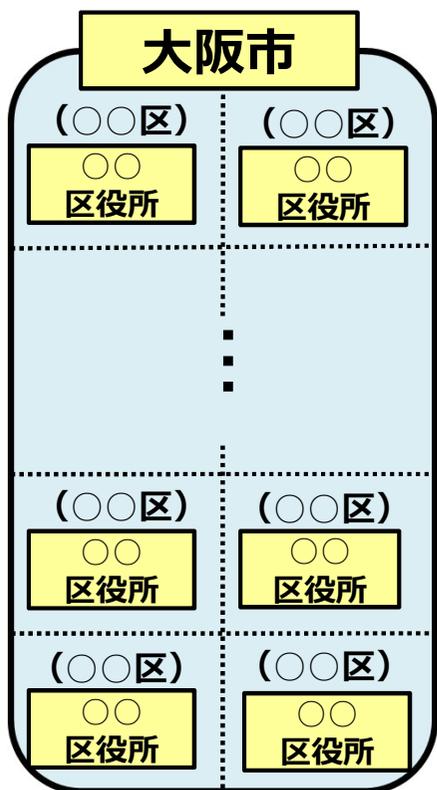
- 地域協議会の運営などの事務に限らず、窓口サービスを実施  
※現在の24区役所において提供する窓口サービスを継続して実施

◆ 名称

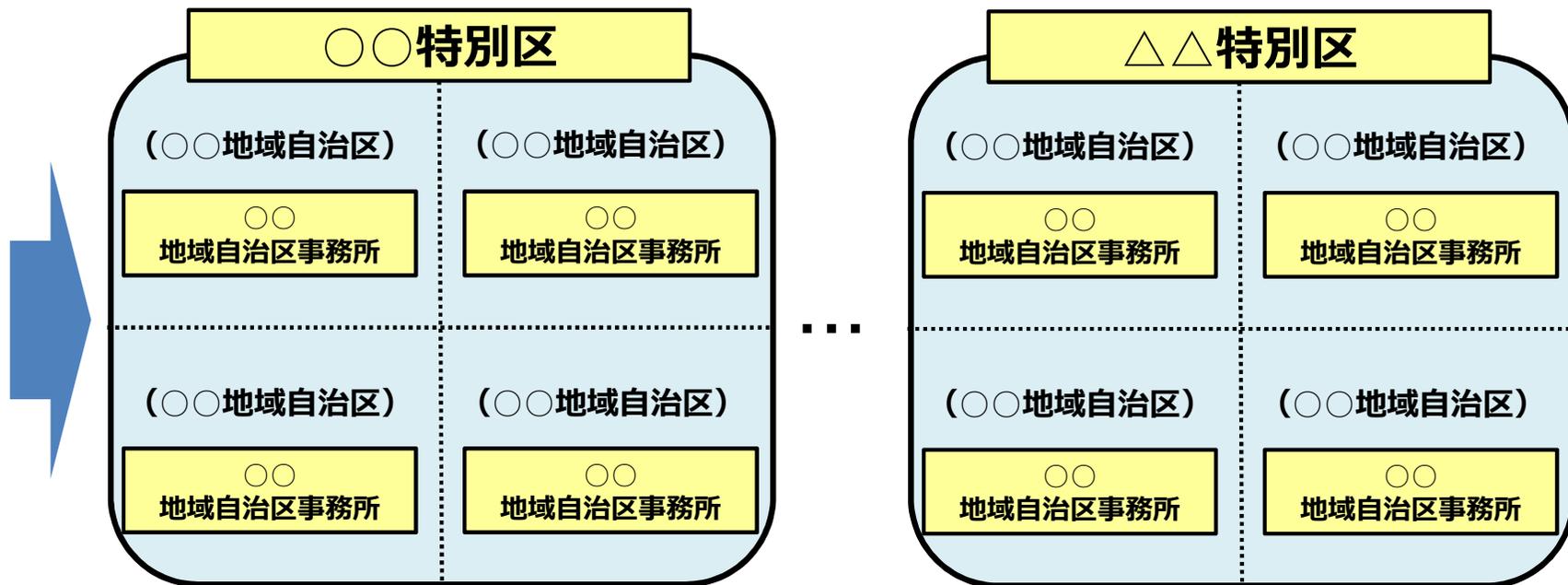
- 事務所の名称は、○○地域自治区事務所とする ※○○には、現在の区名を残す

《イメージ》

【現在】



【特別区・地域自治区設置後】



## 3 地域協議会

### (1) 地域協議会の役割

◆ 諮問への答申・建議により、特別区長その他の特別区の機関に意見を述べる

- 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- その他、特別区が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- 特別区の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携強化に関する事項

◆ また、特別区長は、条例で定める重要事項で地域自治区の区域に係るものを決定・変更する場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない

重要事項としては、以下のようなものが想定される

- 特別区が策定する基本的な構想、基本計画等のうちその区域に係る事項
- 区域内の公の施設の設置・廃止及びその管理に関する基本的事項

※ 重要事項を規定する条例については、具体的な事項を検討のうえ、各特別区において定めることとする

特別区長等は必要に応じ、適切な措置を講ずる

## 3 地域協議会

### (2) 地域協議会の委員

#### ◆ 地域協議会の委員要件等

- 構成：地域団体から推薦された委員  
公募委員  
学識経験者等
- 任期：2年
- 人数：10人以上50人以下の範囲内
- 報酬：報酬を支給しない

いずれも地域自治区の区域内に住所を有する者に限る

「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」を参考

#### (参考) 現在の区政会議の役割

- ◆ 区長により区民等から選定された構成員が、区長の求めに応じ意見を述べる
- ◆ 施策及び事業の立案段階や、その実績及び成果の評価に係る地域の意見を聴くことが目的であり、建議機能はない

→ 24区単位で住民意見を区政に反映する役割は、現在の区政会議と地域協議会は共通

# (参考) 地域自治区制度の概要

## (1) 根拠

- ◆ 市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつ、これを処理させるため、条例で設置できるとされており、分掌する事務を執行する「事務所」と、住民意見を反映するための「地域協議会」を設置することとされている（地方自治法第202条の4、第202条の5）

## (2) 地域自治区の性格

- ◆ 法人格を持たない行政区画の一種

## (3) 地域自治区の事務

- ◆ 地域自治区に分掌させ得る事務の範囲は、市町村長の権限に属する事務全般（地域協議会の事務局に限定されない）
- ◆ 事務所を設置し、事務所の長は市町村長の補助機関である職員が充てられる

## (4) 地域協議会

### 【位置づけ】

- ◆ 附属機関（合議体として意思決定を行う）

### 【委員】

- ◆ 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村の長が選任  
（多様な意見が適切に反映されるよう配慮）
- ◆ 任期は4年以内
- ◆ 報酬を支給しないことができる

地制調答申：原則として無報酬とする  
衆参附帯決議：原則として無報酬とするよう周知すること

### 【権限】

- ◆ 下記事項について審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べる権限
  - ◇ 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
  - ◇ その他、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - ◇ 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携強化に関する事項
- ◆ 市町村長は、条例で定める重要事項で地域自治区の区域に係るものを決定・変更する場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない

市町村長その他の市町村の機関は、上記意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない

※地方自治法第283条の規定により、特別区についても、地域自治区に関する規定が適用される

# 8 一部事務組合等

# 目 次

1	一部事務組合	.....	一組- 1
2	機関等の共同設置	.....	一組- 5

# 1 一部事務組合

## (1) 概要

- ◆複数の地方公共団体（以下「構成団体」という。）が、その事務の一部を共同して処理するために設置する特別地方公共団体であり、一部事務組合の判断と責任において運営
- ◆必要な事項を定める規約は、構成団体の議会の議決を経て、構成団体の協議により規定＜国（総務大臣）又は都道府県（知事）が許可＞
- ◆一部事務組合で必要な経費（負担金等）については、構成団体の議会における審議・議決を経る必要があり、議会の審議の中で一部事務組合の運営を確認

### ◆位置付け

- 団体の性格
  - ・特別地方公共団体（法人格あり）
- 条例・規則
  - ・共同する事務の範囲内で制定
- 組織
  - ・執行機関（管理者）、組合議会を設置
- 予算
  - ・構成団体からの負担金等で運営（課税権なし）

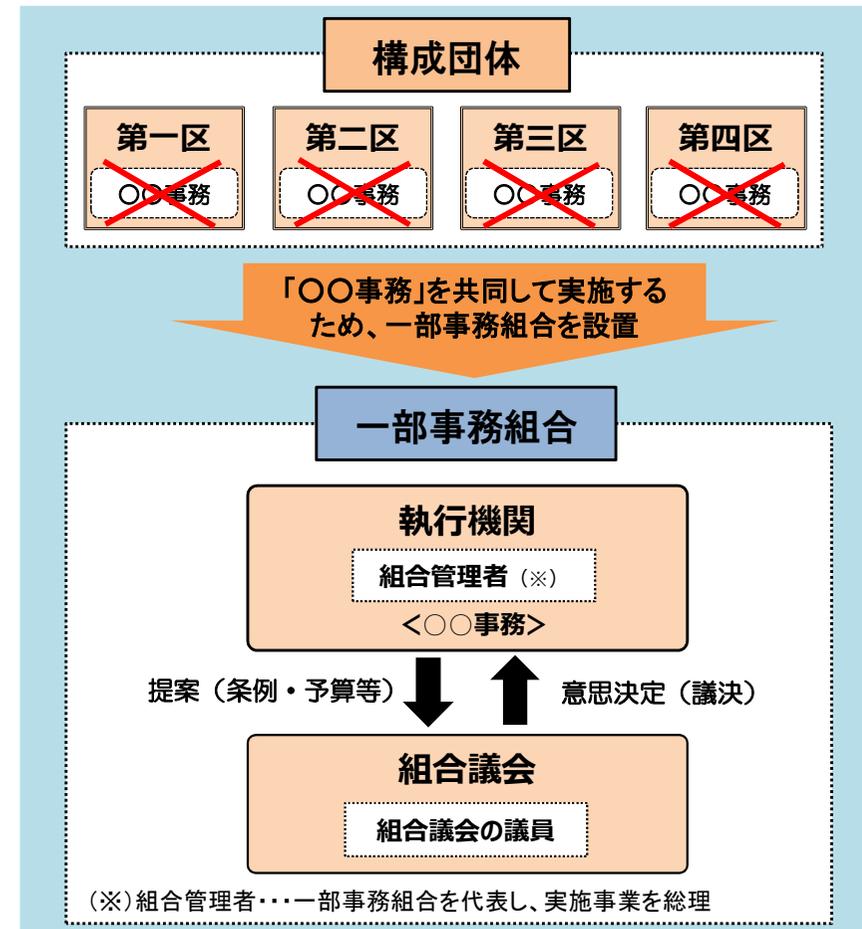
### ◆法的効果

- 組合が担う事務は、構成団体の事務から除外
- 組合が処理した事務の効果は、すべての構成団体の区域内に及ぶ

### ◆議会

- 組合議会は、条例の制定、予算の決定などに関する議決のほか、執行機関の監視などを行う

### 【運営のイメージ】



## (2) 事務事業

特別区が担う事務は、各特別区で実施することが原則であるが、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務については、特別区が共同して事務を実施

区分	主な事務	一部事務組合の事務とする視点
事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業</li> <li>・民間の児童養護施設等及び生活保護施設の所管事務（設置認可、指導、助成などの事務を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置時における特別区間の保険料・サービスの公平性等を考慮</li> <li>・施設が偏在しており、特別区の区域を越えた入所調整の公平性等を考慮</li> </ul>
情報システムの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳等システム</li> <li>・戸籍情報システム</li> <li>・税務事務システム</li> <li>・総合福祉システム</li> <li>・国民健康保険システム</li> <li>・介護保険システム</li> <li>・統合基盤・ネットワークシステム</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通的なシステム管理の集約と共同利用により、住民サービスを円滑に提供するとともに、特別区のコストの抑制、業務の効率性等を考慮</li> </ul>
施設の管理等	<p>&lt;福祉施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・生活保護施設</li> <li>・心身障がい者リハビリテーションセンター</li> <li>・特別養護老人ホーム等（弘済院）</li> </ul> <p>&lt;市民利用施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信太山青少年野外活動センター</li> <li>・長居ユースホステル</li> <li>・青少年センター</li> <li>・こども文化センター</li> <li>・障がい者スポーツセンター</li> <li>・中央体育館</li> <li>・大阪プール</li> <li>・靱テニスセンター、靱庭球場</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物管理センター</li> <li>・斎場</li> <li>・霊園</li> <li>・処分検討地等にかかる管理・処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が偏在しており、特別区の区域を越えて利用される施設の共同管理により、住民負担やサービスの公平性等を考慮</li> <li>・施設の更新等にかかる効率的・効果的な財源投入、財産の有効な活用・処分などを考慮</li> </ul>

### 効果

- ◆ 特別区間における住民負担やサービスの公平性等を確保
- ◆ 共通的なシステム管理や所在地が偏在する施設の管理等について、共同化・集約化することにより、効率的・効果的に事務を執行、財産を管理・処分

◇ 以下の一部事務組合又は広域連合で実施している事務については、特別区設置の日以後においても、引き続き、当該一部事務組合又は広域連合で実施

(水防事務) 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合  
(一般廃棄物処理・処分) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

(後期高齢者医療事業) 大阪府後期高齢者医療広域連合

# 1 一部事務組合

## (3) 組織体制

### <職員数の考え方>

事務分担（案）で、一部事務組合に仕分けられた事務に従事する職員数を一部事務組合に配置  
 （総務部門については、全国の一部事務組合における総務部門の割合から算出）

部門	事務内容	職員数
組合 管理者	①介護保険事業（特別会計） ※窓口サービスについては、特別区（地域自治区事務所）において実施 ②福祉施設 <直営施設> 阿武山学園、長谷川羽曳野学園 <指定管理施設> 弘済みらい園、弘済のぞみ園 等 ③民間の児童養護施設・生活保護施設の認可・利用調整等	100
組合議会	①市民利用施設 <指定管理施設> こども文化センター、青少年センター 等 ②動物管理センター ③斎場・霊園	20
情報システム管理部門	住民情報系システム等	100
総務・財産管理部門	①総務部門：総務、会計、監査事務 ②財産管理部門：処分検討地等	60
<b>非技能労務職員 小計</b>		<b>270</b>
<b>技能労務職員（特別区設置当初時点）</b>		<b>50</b>
<b>総 計</b>		<b>320</b>

※ 各部門における詳細な配置については、一部事務組合と各特別区との協議により決定  
 職員数は端数処理の影響で、合計数において一致していない

※ 上記は経営形態見直し部門を除く部門の職員数。弘済院については、経営形態見直しを反映した職員数を配置

# (参考) 大阪特別区事務組合(仮称)の規約<イメージ>

## ■規約(主な規定例)

### (組合の名称)

・大阪特別区事務組合(仮称)という。

### (組合の構成団体)

・組合は、第一区、第二区、…をもって組織する。

### (組合の共同処理する事務)

・組合は、〇〇に関する事務、△△に関する事務、□□に関する事務を共同処理する。

### (組合の事務所の位置)

・組合の事務所は、××におく。

### (議会の組織及び議員の選挙の方法)

- ・組合議会の議員定数は〇人とし、構成団体の議会において、当該構成団体のうちから、第一区にあっては△人を、第二区にあっては□人を、…、それぞれ選挙する。
- ・組合議員の任期は、当該構成団体の議会の任期による。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

### (組合の執行機関の組織及び選任の方法)

- ・組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。
- ・管理者は、構成団体の長の互選により定める。
- ・副管理者は、管理者である構成団体の長以外の構成団体の長のうちから管理者が選任する。
- ・上記のほか、組合に必要な職員を置き、管理者が任命する。

### (監査委員)

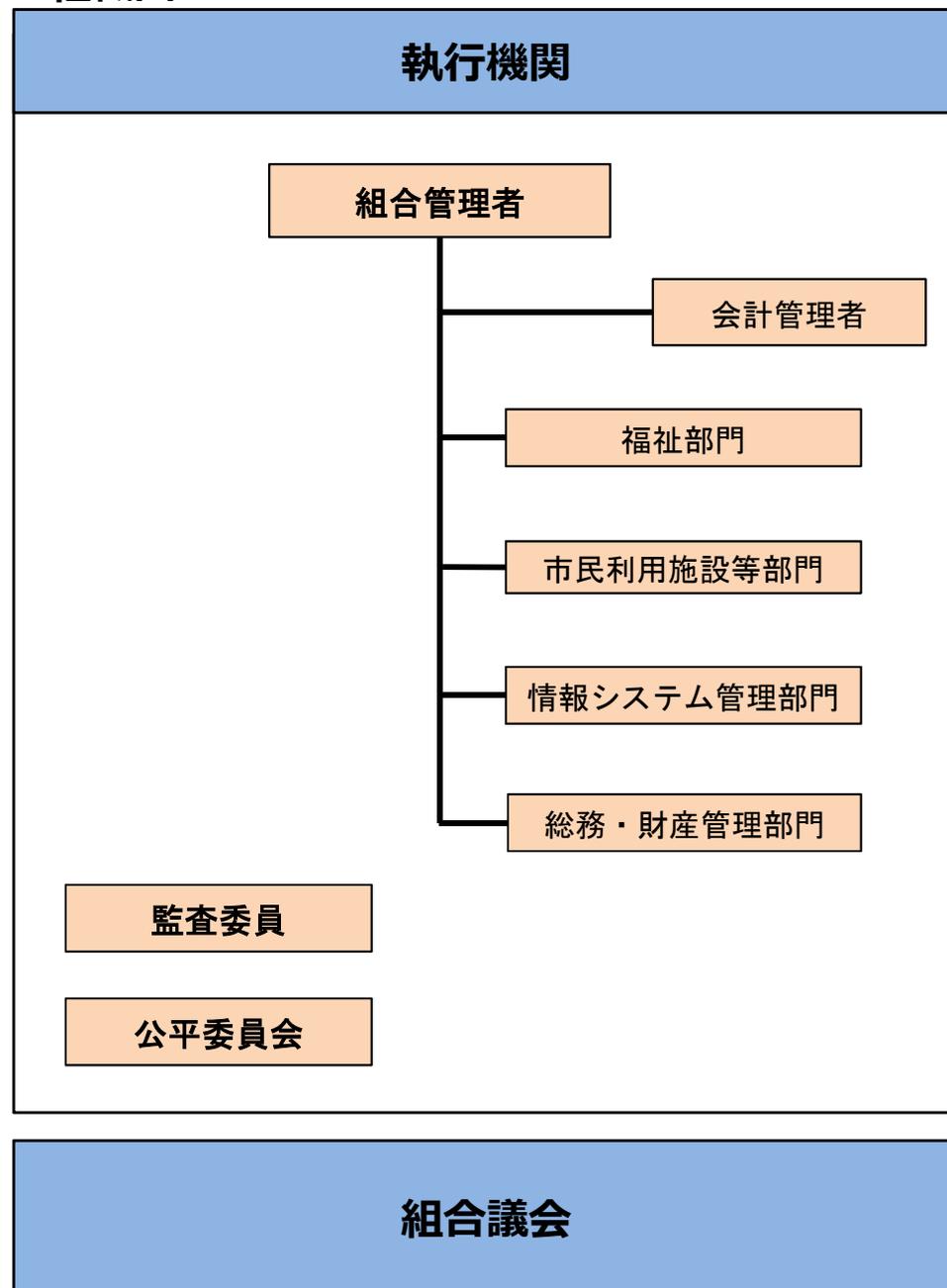
・組合に監査委員◆人を置く。

### (経費の支弁の方法)

・構成団体の負担金、◇◇に係る収入その他の収入をもって充てる。

⋮

## ■組織図



※「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規約」を参照

## 2 機関等の共同設置

### (1) 概要

- ◆ 地方公共団体の執行機関を簡素化し、経費節約に資しつつ合理的な行政を確保するため、地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の内部組織等を共同で設置するもの
- ◆ 共同設置した各地方公共団体（以下「関係団体」という。）の共通の機関等の性格を有し、共同設置する機関等が管理及び執行したことの効果は、それぞれの関係団体に帰属
- ◆ 機関等の共同設置にあたり必要事項を定める規約は、関係団体の議会の議決を経て、関係団体の協議により規定

#### ◆ 位置付け

- 組織の性格
  - ・ 関係団体の共通組織
- 指揮監督
  - ・ 関係団体それぞれから指揮命令を受ける
- 予算
  - ・ 関係団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の予算に計上して支出

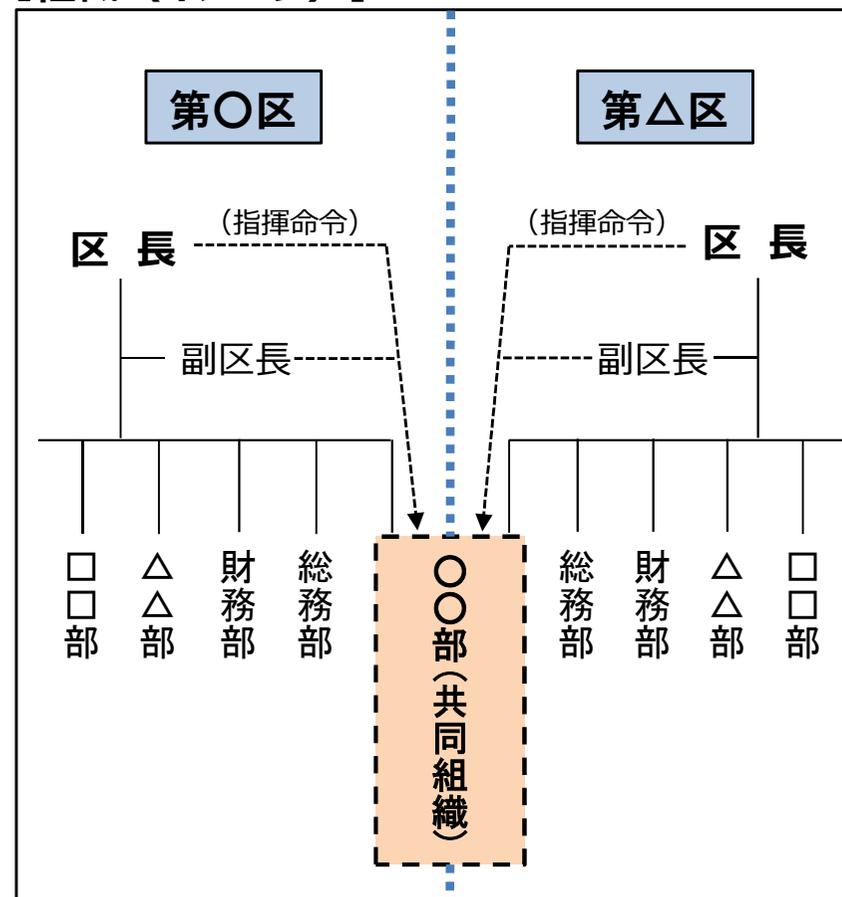
#### ◆ 法的効果

- 関係団体自らが行ったことと同様、それぞれの関係団体に帰属

#### ◆ 議会

- 議決が必要な事項で関係団体すべてに関係する事項については、関係団体のすべての議会において審議・議決が必要

#### 【組織（イメージ）】



## (2) 事務事業

特別区が担う事務は、各特別区で実施することが原則であるが、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務については、特別区が共同して事務を実施

主な事務	共同設置の事務とする視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査委員及びその事務局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査機能の共同化により、統一した監査基準、監査委員の専門性等を考慮</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障がい者リハビリテーションセンターで行う事務</li> </ul> <p>( 身体障がい者更生相談所 知的障がい者更生相談所 発達障がい者支援センター など )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉にかかる相談、支援等の住民生活に密接に関わる事務は、住民に身近な特別区での実施が基本</li> <li>・身体障がい者リハビリテーションセンターで行う事務を一体的に共同処理し、各特別区長の権限のもと、障がい者支援の基幹施設として関係機関と連携した体系的な支援サービスの提供、高度な専門性等を考慮</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所及び一時保護所 (一部の特別区において暫定的に共同設置で対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待事案への迅速な対応や高い専門性が求められるため、各特別区に児童相談所・一時保護所を整備することが基本</li> <li>・なお、特別区設置時に整備が完了していない場合は、隣接区との共同設置により、特別区長の権限のもとで実施できる体制を確保</li> </ul>

### 効果

◆障がい者支援など特別区長の権限において実施すべき事務や監査事務について、共同処理することにより、高度な専門性の確保や効率的な事務処理が可能

# 9 設置の日

# 目 次

1 基本的な考え方	.....	設置日- 1
-----------	-------	--------

# 1 基本的な考え方

## (1) 特別区設置の日

- ◇特別区設置の日の検討にあたっては、
- ・ 住民サービスに支障がでないこと
  - ・ 十分な周知と関係機関との調整期間の確保
- が重要

- ◆特別区設置の日については、組織体制の整備やシステム改修など、特別区が住民サービスを確実に提供できるよう、必要な期間を踏まえる

### 《必要期間（見込み）》

主要項目	必要期間
① 組織体制の整備	3年程度
② システム改修	3年程度
③ 庁舎整備（建設、賃借・改修）	3～7年程度
④ 街区表示板、住居表示板の変更	2年程度
⑤ その他（広報・周知、関係機関との調整等）	2年程度

※上記のほか、事務の引継ぎ、財政の調整、財産・債務の承継など、特別区の設置に必要な項目について設置準備期間中に整える

**住民サービスを間断なく提供するため、特別区設置の日は、  
住民投票の日から概ね3～4年後とする**

※なお、具体的な設置の日については、今後、法定協議会における議論を踏まえたうえで、案の提示を行う

# 1 基本的な考え方

## (2) 設置準備期間 (イメージ)

住民投票後年数 (四半期)	1年目				2年目				3年目				4年目	5年目	6年目	7年目																
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4																				
組織体制 の整備	住民投票																<b>■体制整備に向けた採用</b>															
																	採用年次 計画の作成		1回目 採用試験実施		2回目 採用試験実施		3回目 採用試験実施									
	<b>■組織・人事配置</b>																															
	準備組織 の設置		組織別要員案の検討 移管職員数の協議		準備組織 の拡充		組織別要員案の決定 人事配置の決定																									
<b>■職員の身分移管</b>																																
身分移管ルール の検討				のル 決   定ル		身分移管の決定																										
システム改修	<b>■システム改修</b>																															
	準備調査・仕様書等の作成				システム改修実施 (基本・詳細設計、構築、テスト)																											
庁舎整備	<b>■庁舎の建設</b>																															
	事前調査		絞候 込補 み地		検討調査				基本計画・基本設計・ 実施設計・建設工事 (概ね5年)																							
	<b>■庁舎の賃借・改修</b>																															
事前調査		契ビ賃 約ル貸		基本計画・基本設計・実施設計・改修工事																												

住民投票後年数 (四半期)	1年目				2年目				3年目				4年目	5年目	6年目	7年目
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
街区表示板、 住居表示板 の変更	■町名の決定															
	説明会等		町名案の 決定・公表													
住民投票	■街区表示板、住居表示板の変更				表示板作成・設置											
	■広報・周知				広報・周知計画の作成・実施											
	■条例等の整理、法令改正への対応				条例の分類整理		条例案等の作成		例 大阪府 の制定 条例	特別区 例の制定 (専決処分)						
	■予算・決算				特別区設置後の予算・資金収支の検証 打切り決算処理への対応等を検討		大阪府予算の 調製 特別区暫定 予算案の策定		特別区暫定 予算の調製 (専決処分)							
	■その他 (広報・周知、 関係機関との 調整等)															

※事務執行が滞りなく行われるよう、設置準備期間中に、職員に対する研修を実施

# (参考) 特別区設置までの主な項目

## ① 組織体制の整備

### ◆事務分担(案)に応じた住民サービスを提供できるよう組織体制を整備

《内容》

#### ○体制整備に向けた採用

- ・設置準備期間中に段階的に採用  
特別区・大阪府への移管職員数の比率に応じて、大阪府・大阪市で採用し、設置準備期間中の準備業務に対応

#### ○組織・人事配置

- ・準備組織の設置、段階的に拡充
- ・組織別の要員案を作成し、人事配置

#### ○大阪府・大阪市の職員の身分移管

- ・身分移管ルール・給与等勤務条件の取扱いの検討・決定、身分移管の決定

## ② システム改修

### ◆住民サービスに支障が出ないよう必要なシステムを改修

《内容》

#### ○システム改修

- ・特別区設置決定後、準備調査、仕様書等の作成、システム改修を実施  
※仕様書等の作成については、部局ごとの組織・定数(案)及び、庁舎への部局配置(案)が整うことを前提とする

## ③ 庁舎整備(建設、賃借・改修)

### ◆安定的に住民サービスが提供できるよう庁舎整備を実施

《内容》

#### ○庁舎の建設

- ・建設候補地の調査、候補地絞り込み、候補地の建設可能延べ面積などを調査、検討
- ・設計・工事、新庁舎への移転

#### ○庁舎の賃借・改修

- ・各施設の現況調査、優先配置順位の検討、賃貸物件調査、組織・定数の検討結果を受けた配置案の作成
- ・配置案の決定後、周知・移転準備の開始(改修・移転)

## ④ 街区表示板、住居表示板の変更

### ◆町名の決定を受けて、各種表示板を変更・設置

《内容》

#### ○町名の決定

- ・町名の取扱い方針・検討、町名素案の作成
- ・住民への説明会、町名案の決定・公表、住民への周知

#### ○街区表示板、住居表示板の変更

- ・各種表示板の変更計画の検討、発注のための仕様書作成、入札・設置、住民への周知

## ⑤ その他(広報・周知、関係機関との調整等)

### ◆広報・周知の実施、関係機関との調整

《内容》

#### ○広報・周知

- ・特別区設置決定後、広報・周知計画の作成、計画的な周知啓発の実施

#### ○条例等の整理、法令改正への対応

- ・条例の分類整理（暫定施行・新規制定等）、関連条例案の作成、職務執行者による暫定施行・専決処分の準備
- ・大阪府条例の精査、条例案等の作成、条例案の議決
- ・国における法制上の措置その他の措置にかかる状況把握、調整

#### ○予算・決算

- ・特別区設置後の特別区・大阪府における予算や資金収支の試算・検証、大阪市打切り決算処理への対応、予算決算にかかる国との調整
- ・大阪府予算の調製・議決、特別区暫定予算案の策定・専決処分の準備



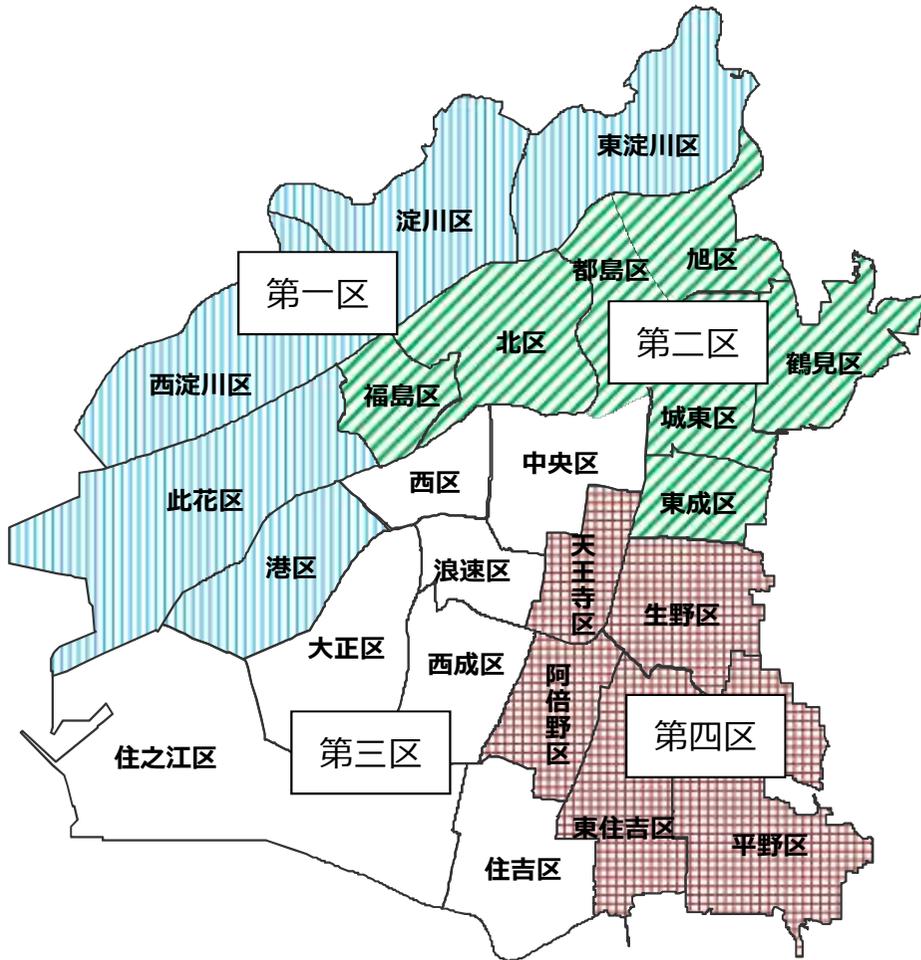
# 1 0 特別区のすがた

## 【試案B（4区B案）】

# 目 次

- ・ 試案 B（4区 B案） 特別区の特徴 .....すがた- 1
- ・ 試案 B（4区 B案） 特別区基礎データ .....すがた- 2
- ・ 試案 B 第一区（此花区・港区・西淀川区・淀川区・東淀川区） .....すがた- 5
- ・ 試案 B 第二区（北区・都島区・福島区・東成区・旭区・城東区・鶴見区） .....すがた- 1 1
- ・ 試案 B 第三区（中央区・西区・大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区） .....すがた- 1 7
- ・ 試案 B 第四区（天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区） .....すがた- 2 3

# 試案B（4区B案） 特別区の特徴



## 第一区 此花区・港区・西淀川区・淀川区・東淀川区

大阪の玄関口新大阪やベンチャー企業の集積が進む西中島近辺、USJ、海遊館等の集客施設、高い工業出荷額を誇る工業地域と併せ、都心の中に緑豊かな水辺空間である淀川河川敷があり、ビジネス・生産機能と豊かな水辺環境などを有する都市

## 第二区 北区・都島区・福島区・東成区・旭区・城東区・鶴見区

西日本最大の大阪・梅田ターミナルをはじめ、大川・中之島エリアにある歴史的建造物、美術館などの文化集客施設、福島地区等の商業地域、鶴見緑地や毛馬桜之宮公園、城北公園・菖蒲園などがあり、ビジネス・文化機能と水・みどり豊かな環境などを有する都市

## 第三区 中央区・西区・大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区

日本屈指のインバウンド観光拠点であるミナミや大阪城公園、船場地区など大阪を代表するビジネス街、タワーマンションの建設が進む都心部、住吉大社や路面電車などの趣きのあるまちなみなどがあり、ビジネス・集客・物流機能と利便性の高い居住環境などを有する都市

## 第四区 天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区

日本で最も高層の商業ビルであるあべのハルカスや、天王寺公園や長居公園などのみどり、コリアタウンや平野環壕集落といった個性豊かなまちなみなどを有するとともに、文教地区として学校も多く立地。歴史・文化豊かな居住環境と賑わい・集客機能などを有する都市

# 試案B（4区B案） 特別区基礎データ①

		第一区	第二区	第三区	第四区	出典等	
人口	人口〔H27〕	595,912人	749,303人	709,516人	636,454人	H27 国勢調査※	
	年齢別	15歳未満	11.2%	11.8%	10.0%		11.7%
		15歳以上65歳未満	64.4%	64.6%	64.2%		60.9%
		65歳以上	24.4%	23.6%	25.8%		27.4%
	将来推計人口〔H37〕	566,277人	732,243人	670,773人	599,711人	H26年8月 大阪市政策企画室作成	
	年齢別	15歳未満	10.5%	11.0%	9.2%		10.3%
		15歳以上65歳未満	62.9%	63.6%	62.9%		61.1%
		65歳以上	26.6%	25.4%	27.9%		28.6%
	将来推計人口〔H47〕	529,281人	702,303人	623,666人	554,067人	H26年8月 大阪市政策企画室作成	
	年齢別	15歳未満	9.4%	9.7%	8.1%		9.4%
		15歳以上65歳未満	60.7%	61.5%	61.5%		58.2%
		65歳以上	29.9%	28.8%	30.4%		32.4%
	人口〔H22〕	596,683人	730,014人	697,754人	640,863人	H22 国勢調査※	
	世帯数〔H27〕	300,980世帯	369,437世帯	385,835世帯	298,541世帯	H27 国勢調査※	
	世帯構成	単身世帯 (高齢者単身世帯除く)	35.1%	33.5%	38.6%		26.1%
		高齢者単身世帯	13.7%	12.6%	16.5%		16.7%
		2人世帯 (高齢者夫婦世帯除く)	17.5%	18.6%	16.6%		18.0%
高齢者夫婦世帯		7.0%	7.1%	5.9%	8.4%		
その他(3人以上世帯)	26.7%	28.2%	22.4%	30.8%			
昼間人口〔H27〕 (昼夜間人口比率)	666,995人 (112%)	1,010,815人 (135%)	1,202,077人 (169%)	663,562人 (104%)	H27 国勢調査※		
人口密度〔H27〕	8,862人/km <sup>2</sup>	15,450人/km <sup>2</sup>	10,869人/km <sup>2</sup>	14,393人/km <sup>2</sup>	H27 国勢調査※		
外国籍住民数〔H27〕	14,518人	16,409人	19,732人	28,909人	H27 国勢調査※		
面積	67.24km <sup>2</sup>	48.50km <sup>2</sup>	65.28km <sup>2</sup>	44.22km <sup>2</sup>	H27 国勢調査※		

※国勢調査結果(総務省統計局)を副首都推進局にて計算して作成

# 試案 B (4区B案) 特別区基礎データ②

		第一区	第二区	第三区	第四区	出典等	
行政関係	職員数 「組織体制 組織-4」参照	2,400人	2,840人	3,160人	2,640人	H30年4月 副首都推進局試算 設置準備期間中に精査。設置後は特別区長の マネジメントにより変動	
	歳出額(一般財源ベース)[H27決算] 「財政調整 財政-29」参照	1,460億円	1,726億円	1,925億円	1,623億円	H30年4月 副首都推進局にて試算	
	【参考:近似市】 歳出額(一般財源ベース)[H27決算] 「財政調整 財政-38」参照	東大阪市 1,038億円	堺市 1,904億円	堺市 1,904億円	堺市 1,904億円	H30年4月 総務省地方財政状況調査による副首都推進局試算	
	特別区に承継される財産 「財産・債務 財産-28」参照	1兆5,950億円	1兆7,944億円	2兆388億円	1兆7,338億円	H30年4月 副首都推進局調べ	
	区役所間道路距離	此花 ⇄ 港 2.7km 此花 ⇄ 西淀川 4.1km 此花 ⇄ 淀川 6.4km 此花 ⇄ 東淀川 10.9km 港 ⇄ 西淀川 6.9km 港 ⇄ 淀川 7.9km 港 ⇄ 東淀川 12.0km 西淀川 ⇄ 淀川 3.1km 西淀川 ⇄ 東淀川 8.1km 淀川 ⇄ 東淀川 5.0km	北⇄都島 1.9km 福島⇄東成 7.9km 北⇄福島 4.2km 福島⇄旭 8.2km 北⇄東成 6.0km 福島⇄城東 7.2km 北⇄旭 4.3km 福島⇄鶴見 9.5km 北⇄城東 3.7km 東成⇄旭 6.2km 北⇄鶴見 6.4km 東成⇄城東 3.9km 都島⇄福島 5.6km 東成⇄鶴見 6.0km 都島⇄東成 4.3km 旭⇄城東 2.4km 都島⇄旭 3.2km 旭⇄鶴見 4.3km 都島⇄城東 1.8km 城東⇄鶴見 2.9km 都島⇄鶴見 4.5km	中央⇄西 2.6km 大正⇄浪速 3.7km 中央⇄大正 6.1km 大正⇄住之江6.4km 中央⇄浪速 3.1km 大正⇄住吉 8.2km 中央⇄住之江9.1km 大正⇄西成 4.5km 中央⇄住吉 9.7km 浪速⇄住之江6.2km 中央⇄西成 5.9km 浪速⇄住吉 7.0km 西⇄大正 3.5km 浪速⇄西成 3.0km 西⇄浪速 3.0km 住之江⇄住吉2.1km 西⇄住之江 7.7km 住之江⇄西成3.3km 西⇄住吉 9.2km 住吉⇄西成 4.2km 西⇄西成 5.1km	天王寺 ⇄ 生野 1.6km 天王寺 ⇄ 阿倍野 2.5km 天王寺 ⇄ 東住吉 4.5km 天王寺 ⇄ 平野 5.3km 生野 ⇄ 阿倍野 2.6km 生野 ⇄ 東住吉 4.0km 生野 ⇄ 平野 4.2km 阿倍野 ⇄ 東住吉 2.2km 阿倍野 ⇄ 平野 3.7km 東住吉 ⇄ 平野 1.9km	H29年6月 副首都推進局調べ	
市民利用施設	図書館	5館	7館	7館	5館	H29年4月 副首都推進局調べ	
	スポーツセンター	5カ所	7カ所	7カ所	5カ所		
	プール施設	5カ所	7カ所	7カ所	5カ所		
	区民センター・ホール	8カ所	8カ所	10カ所	7カ所		
	老人福祉センター	5カ所	8カ所	8カ所	5カ所		
	子ども・子育てプラザ	5カ所	7カ所	7カ所	5カ所		
	公園数(1人あたりの面積)	242カ所(2.43㎡)	244カ所(3.34㎡)	274カ所(4.23㎡)	228カ所(3.16㎡)	H28区政概要「大阪市域内都市公園行政区別総括表」	
産業	総生産	2兆2,341億円	5兆7,704億円	8兆2,791億円	1兆812億円	大阪の経済2017年版	
	業種4分類別	製造業	21.4%	7.9%	7.7%		21.2%
		卸・小売業	26.6%	27.9%	28.7%		20.2%
		サービス業	48.8%	61.2%	60.5%		55.1%
		その他	3.2%	3.0%	3.1%	3.5%	
	企業本社数	16,543社	30,148社	27,853社	22,639社	H26年度経済産業省 経済センサス基礎調査	
	商業	販売額	4兆2,410億円	10兆9,709億円	17兆8,577億円	1兆6,782億円	H26 経済産業省商業統計確報
		事業所	4,637カ所	9,418カ所	13,798カ所	6,345カ所	
		従業者	48,159人	103,529人	154,001人	46,148人	
	工業	出荷額(事業所あたり)	1兆7,071億円(13.2億円)	6,672億円(4.3億円)	7,608億円(7.2億円)	4,998億円(2.7億円)	H26 経済産業省工業統計調査
事業所		1,296カ所	1,537カ所	1,060カ所	1,834カ所		
従業者		39,333人	27,490人	23,007人	28,067人		

# 試案B (4区B案) 特別区基礎データ③

		第一区	第二区	第三区	第四区	出典等														
土地利用	建物用途	50.1%	57.7%	57.5%	63.7%	H27年度 建物用途別土地利用現況 調査														
	内 住居	34.2%	46.0%	29.6%	51.5%															
	内 商業	15.5%	21.7%	22.5%	14.9%															
	内 工業	38.1%	16.7%	33.3%	14.6%															
	内 その他	12.2%	15.6%	14.6%	19.0%															
非建物用途		49.9%	42.3%	42.5%	36.3%															
住宅	持ち家割合	44.1%	49.1%	38.9%	49.8%	H27 国勢調査※														
	借家割合	55.9%	50.9%	61.1%	50.2%															
	形態 一戸建て	25.2%	24.3%	21.1%	35.1%	H27 国勢調査※														
	形態 長屋建て	1.7%	2.4%	2.7%	5.4%															
	形態 共同住宅	73.1%	73.3%	76.2%	59.5%															
市営住宅の戸数		31,058戸	22,336戸	29,236戸	29,029戸	副首都推進局調べ (H29年4月時点)														
府営住宅の戸数		301戸	0戸	222戸	1,962戸															
まち・暮らし	認可保育所定員 (就学前児童100人あたり)		11,052人(38.5人)				14,025人(36.0人)				11,587人(36.5人)				13,792人(45.3人)				H29年4月 副首都推進局調べ	
	待機児童数		51人				108人				100人				66人				大阪市HP「大阪市の保育所等 利用待機児童数について」(H29 年4月時点)	
	保育所	国立 公立 私立	98 0 28 70	112 0 24 88	107 0 33 74	100 0 19 81	H28 大阪市学校基本調査													
	幼稚園	国立 公立 私立	32 0 8 24	48 0 15 33	48 0 20 28	54 1 12 41														
	小学校	国立 公立 私立	66 0 66 0	80 0 79 1	79 0 74 5	77 2 74 1														
	中学校	国立 公立 私立	29 0 27 2	37 0 32 5	43 0 34 9	46 2 35 9														
	高等学校	国立 公立 私立	16 0 10 6	16 0 11 5	24 0 14 10	30 1 14 15														
	短大	国立 公立 私立	1 0 0 1	1 0 0 1	1 0 0 1	5 0 0 5														
	大学	国立 公立 私立	3 0 0 3	2 0 0 2	4 0 1 3	2 0 0 2														
	居宅介護事業者 (1km <sup>2</sup> あたり)		844業者(12.6業者)				1,131業者(23.3業者)				1,288業者(19.7業者)				1,346業者(30.4業者)				厚生労働省HP「介護サービス情 報公表システム」(H29年4月末 時点)	
病院・診療所数 (千人あたり)		943カ所(1.6カ所)				1,770カ所(2.4カ所)				1,824カ所(2.6カ所)				1,368カ所(2.1カ所)				副首都推進局調べ (H29年3月時点)		
国民健康保険加入者数 (加入率)		156,427人(26.3%)				190,389人(25.4%)				201,496人(28.4%)				180,412人(28.3%)				H28年度版 区政概要		
被保護実人員(生活保護) (保護率)[千分比]		28,556人(47.9‰)				23,520人(31.3‰)				57,350人(80.7‰)				36,152人(56.7‰)				H28年度版 区政概要		
鉄道駅数(1km <sup>2</sup> あたり)		42駅(0.6駅)				71駅(1.5駅)				126駅(1.9駅)				50駅(1.1駅)				副首都推進局調べ (H29年4月時点)		
放置自転車台数(原付除く)		1,840台				2,640台				3,948台				918台				副首都推進局調べ (H28年11月 調査日時点)		
通勤 通学	区域内	44.3%				48.5%				54.9%				47.0%				H27 国勢調査※		
	区域外	55.7%				51.5%				45.1%				53.0%						

※国勢調査結果(総務省統計局)を副首都推進局にて計算して作成

## 第一区

(此花区・港区・西淀川区・淀川区・東淀川区)

# 第一区（此花区・港区・西淀川区・淀川区・東淀川区）



## 概要

### 【人口・面積】

人口〔H27〕	将来推計人口〔H37〕	将来推計人口〔H47〕
595,912人	566,277人	529,281人
世帯数〔H27〕	昼間人口(昼夜間人口比率)〔H27〕	
300,980世帯	666,995人(112%)	
人口密度〔H27〕	外国籍住民数〔H27〕	面積
8,862人/km <sup>2</sup>	14,518人	67.24km <sup>2</sup>

### 【行政関連】

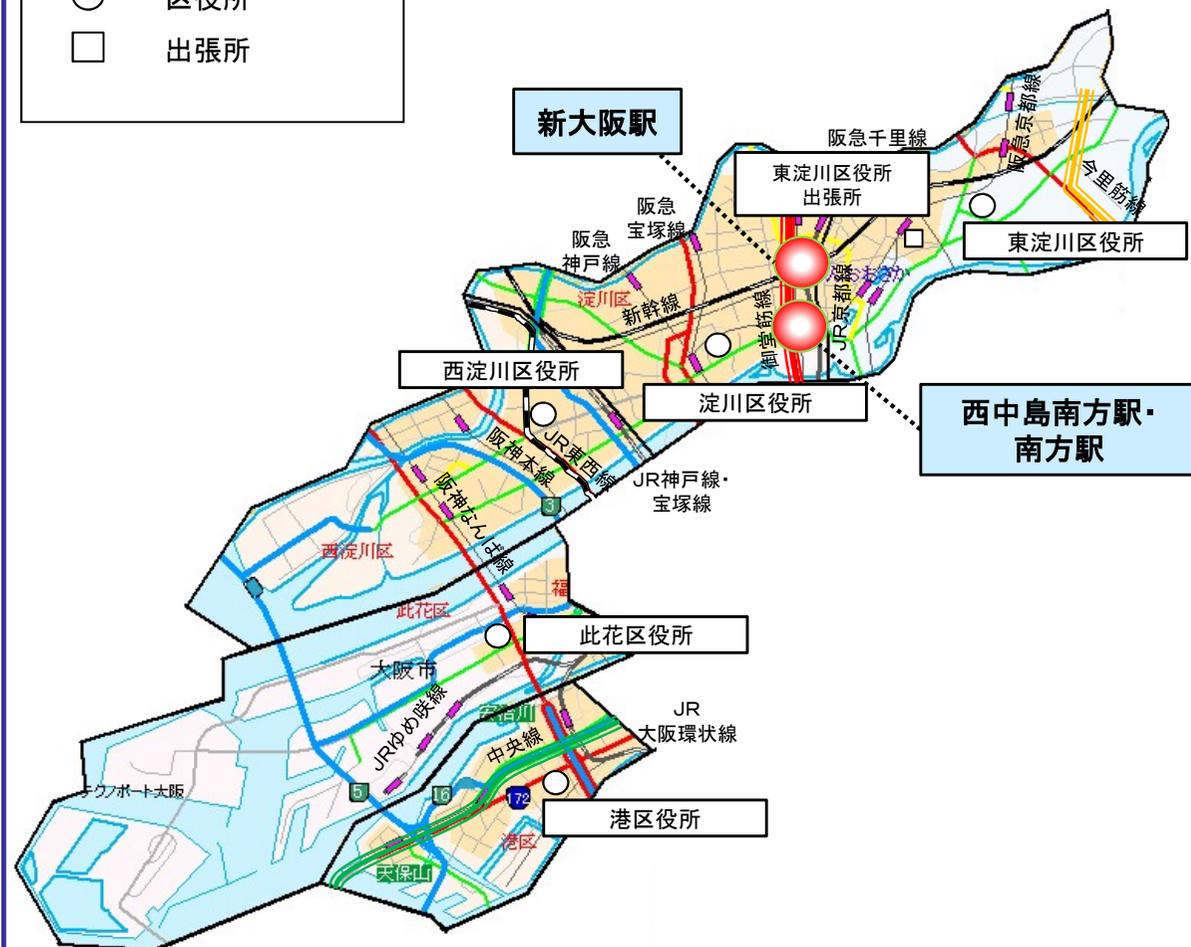
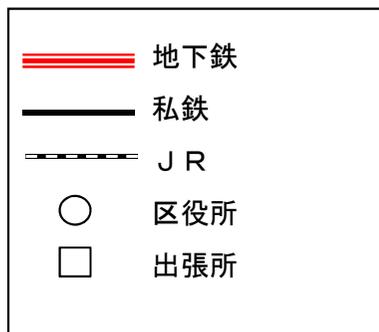
職員数	特別区に承継される財産	
2,400人	1兆5,950億円	
歳出額 (一般財源ベース)〔H27決算〕	【参考:近似市】 歳出額(一般財源ベース)〔H27決算〕	
1,460億円	東大阪市 1,038億円	
区役所間道路距離		
此花⇄港 2.7km	港⇄西淀川 6.9km	西淀川⇄淀川 3.1km
此花⇄西淀川 4.1km	港⇄淀川 7.9km	西淀川⇄東淀川 8.1km
此花⇄淀川 6.4km	港⇄東淀川 12.0km	淀川⇄東淀川 5.0km
此花⇄東淀川 10.9km		

※近似市は、府内市が対象。近似市の歳出額(一般財源)は、消防、上下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベース

### 【市民利用施設(H29年4月現在)】

図書館	スポーツセンター	プール施設
5館	5カ所	5カ所
区民センター・ホール	老人福祉センター	子ども・子育てプラザ
8カ所	5カ所	5カ所
公園数(1人あたりの面積)		
242カ所(2.43m <sup>2</sup> )		

## 区役所等の現況位置図



地下鉄3路線、JR7路線、私鉄6路線が走り、主要駅として、新大阪駅(新幹線)、西中島南方駅・南方駅を有する。

## 特徴

- 大阪の玄関口新大阪やベンチャー企業の集積が進む西中島近辺、USJ、海遊館等の集客施設、高い工業出荷額を誇る工業地域と併せ、都心の中に緑豊かな水辺空間である淀川河川敷があり、ビジネス・生産機能と豊かな水辺環境などを有する都市
- ベイエリアでは、夢洲において、2025年日本万国博覧会の開催や、MICE機能や国際的なエンターテインメント機能等を備えた国際観光拠点形成に向けた取組みが計画されている。また、舞洲では大阪を本拠とするプロスポーツチームの活動拠点を核として、スポーツアイランドが形成されている
- 新大阪は、リニア中央新幹線・北陸新幹線の延伸により、大阪の玄関口としての拠点機能強化が期待される。また、JRおおさか東線北区間、なにわ筋線につながる西梅田十三連絡線の計画、阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業等、鉄道ネットワークの充実・強化が進む

## 他都市比較からみた状況

- |      |   |
|------|---|
| 比較都市 | ・近隣6中核市（豊中・高槻・東大阪・枚方・尼崎・西宮）<br>・近畿の3政令指定都市（京都・堺・神戸） |
|------|---|

### 【人口】

- 平成27年の人口は595,912人で、東大阪市(502,784人)を上回る
- 昼夜間人口比率は112%で、比較都市の中で最も高い京都市(109%)を上回る

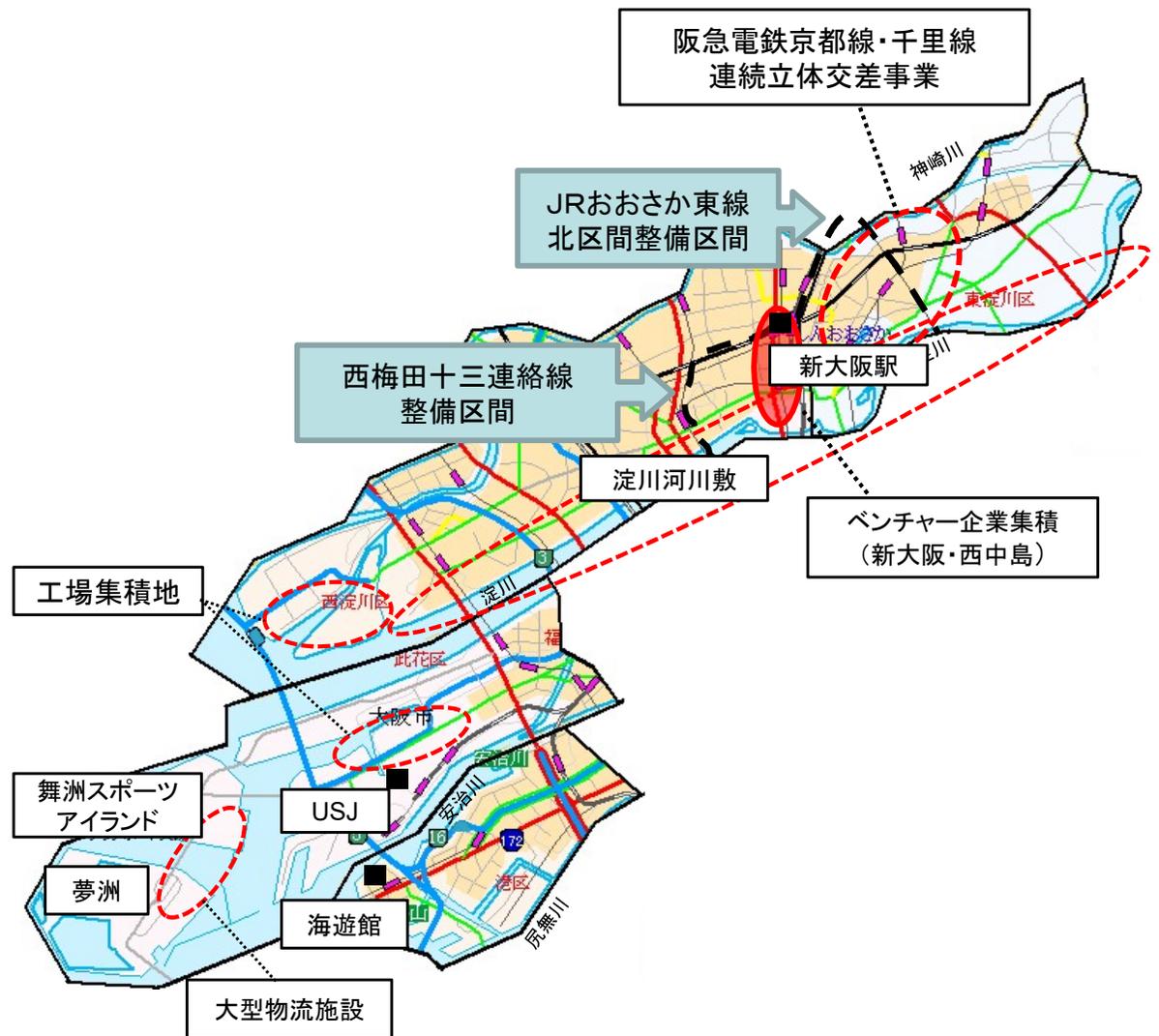
### 【産業】

- 商業の販売額は4兆2,410億円で、東大阪市(1兆7,761億円)の2倍を超える
- 工業の出荷額は1兆7,071億円で、特別区の中で最も多く、尼崎市(1兆3,144億円)を上回る

### 【まち・暮らし】

- 建物用途の割合のうち工業が38.1%で、特別区の中で最も高く、比較都市をいずれも上回る
- 就学前児童100人あたりの認可保育所定員数は38.5人で、比較都市をいずれも上回る
- 千人あたりの病院・診療所数は1.6カ所で、堺市(1.5カ所)を上回る

## 地域の特徴

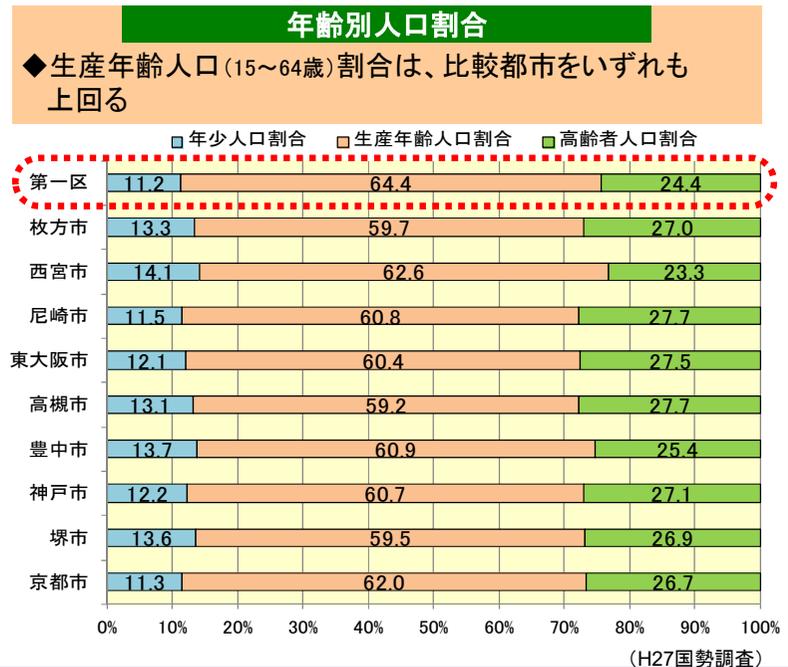
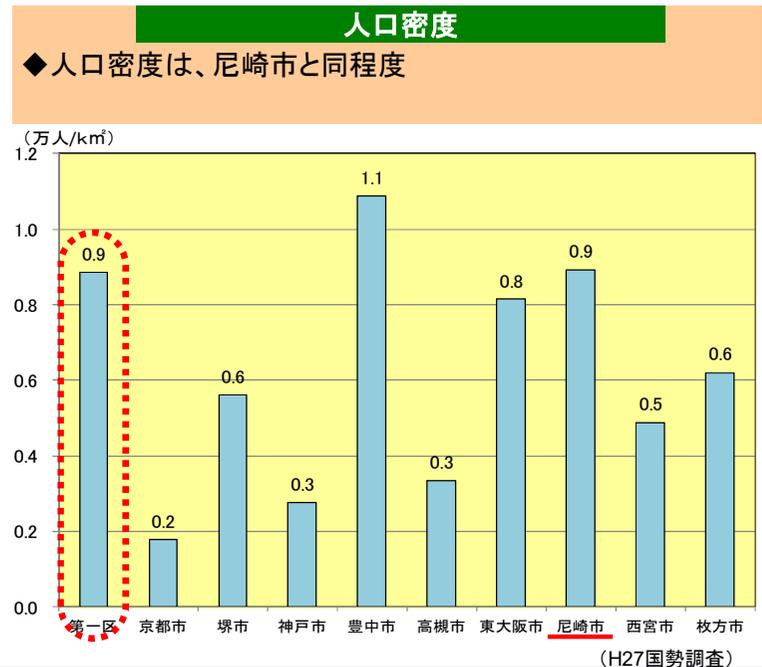
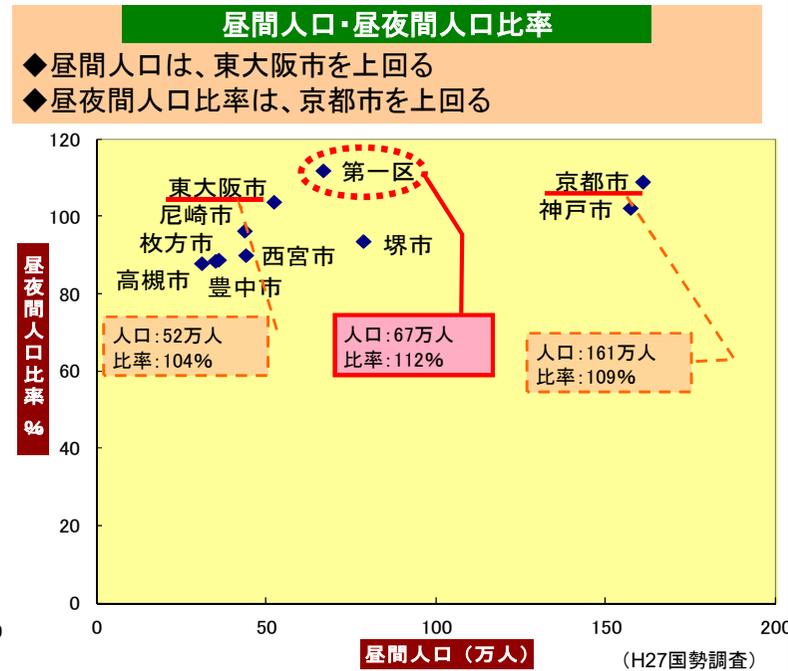
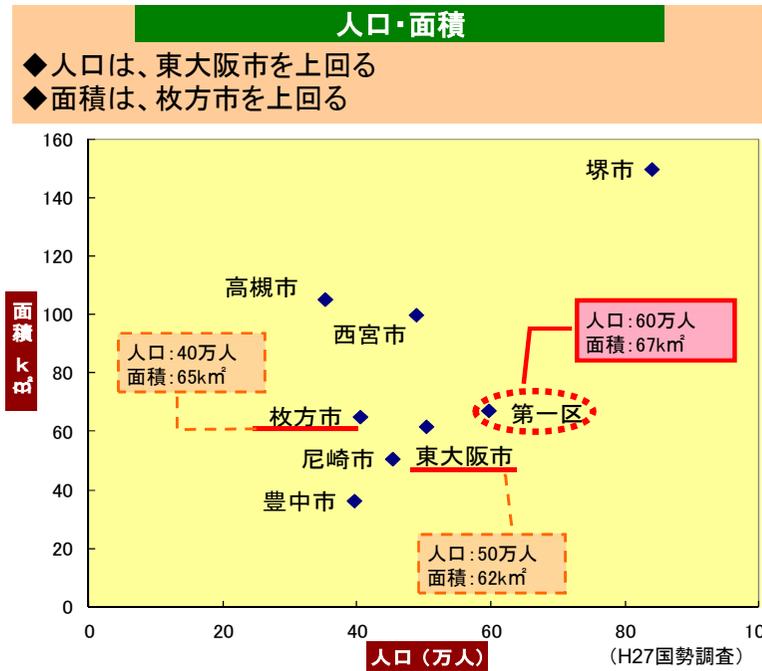


西を大阪湾に面し、北を東西に神崎川、中央部を東西に淀川、南を安治川・尻無川が流れる。

## 特別区の状況（統計データ） <1/3>

項目	状況	
人口〔H27〕	595,912人	
年齢別人口割合	15歳未満	11.2%
	15歳以上65歳未満	64.4%
	65歳以上	24.4%
将来推計人口〔H47〕	529,281人	
世帯数〔H27〕	300,980世帯	
世帯構成割合	単身世帯 (高齢単身除く)	35.1%
	高齢者単身世帯	13.7%
	2人世帯 (高齢者夫婦除く)	17.5%
	高齢者夫婦世帯	7.0%
	その他 (3人以上世帯)	26.7%
昼間人口〔H27〕 (昼夜間人口比率)	666,995人 (112%)	
人口密度〔H27〕	8,862人/km <sup>2</sup>	
外国籍住民数〔H27〕	14,518人	
面積	67.24km <sup>2</sup>	

※他都市比較は、近隣の中核市(豊中・高槻・東大阪・枚方・尼崎・西宮)及び近畿の政令指定都市(京都・堺・神戸)と比較し、一部は特別区に近い都市のみを抜粋



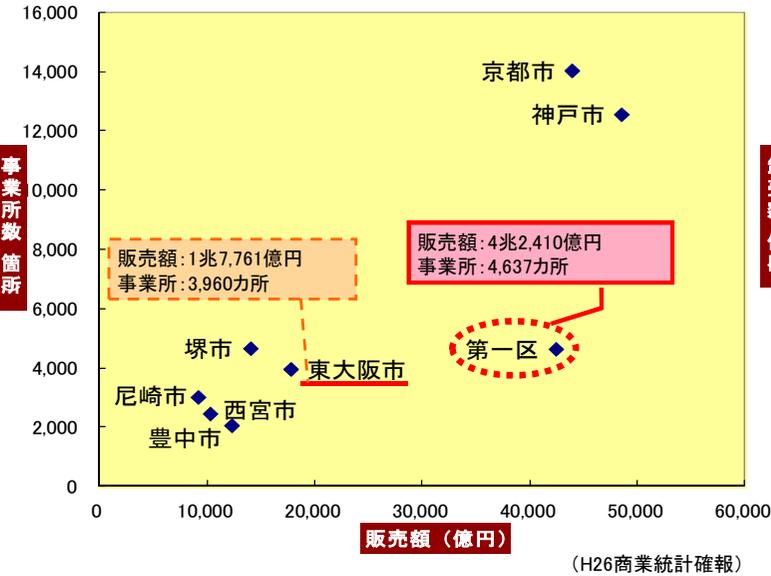
# 特別区の状況（統計データ） <2/3>

産業

区内総生産		
総生産	2兆2,341億円	
業種4分類別	製造業	21.4%
	卸・小売業	26.6%
	サービス業	48.8%
	その他	3.2%
企業本社数	16,543社	
商業		
販売額	4兆2,410億円	
事業所	4,637カ所	
従業者	48,159人	
卸売	販売額	3兆6,244億円
	事業所	2,053カ所
小売	販売額	6,166億円
	事業所	2,584カ所
工業		
出荷額 (事業所あたり)	1兆7,071億円 (13.2億円)	
事業所	1,296カ所	
従業者	39,333人	
サービス業		
売上金額	1兆6,108億円	
事業所	12,416カ所	

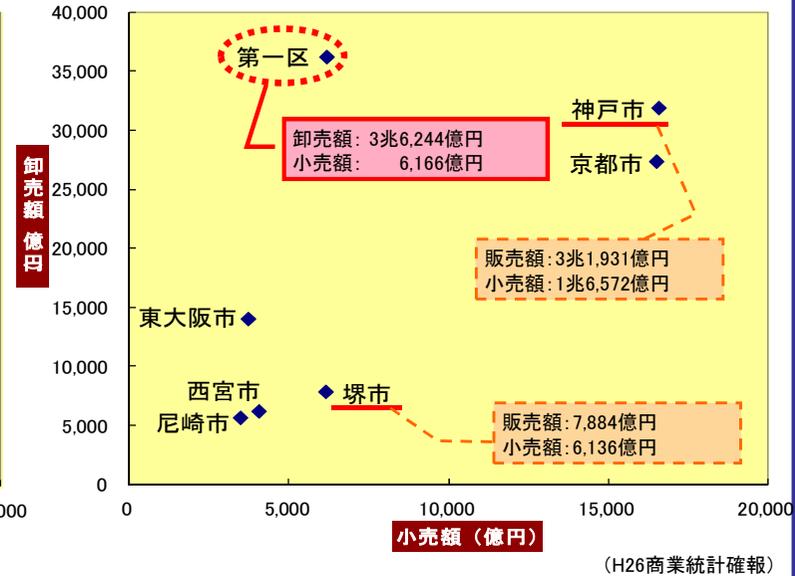
## 商業(販売額・事業所数)

- ◆ 商業販売額は、東大阪市の2倍を超える
- ◆ 事業所数は、東大阪市を上回る



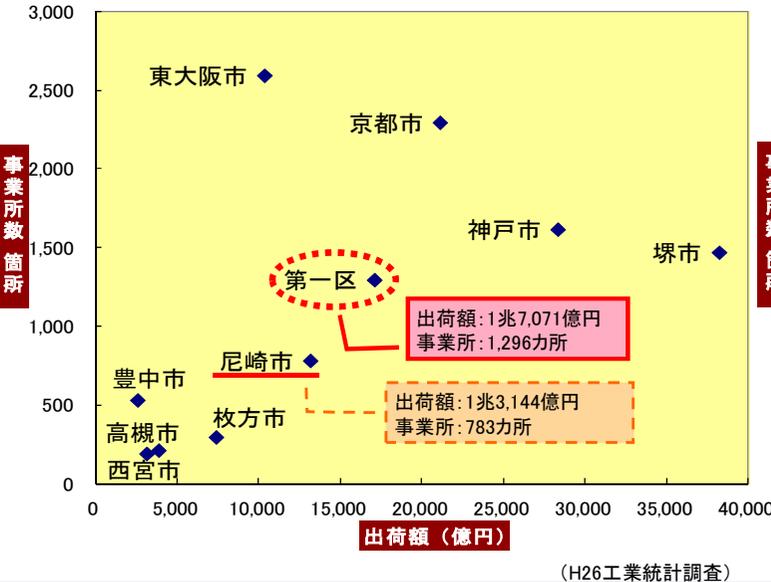
## 商業のうち卸売・小売(販売額)

- ◆ 卸売販売額は、神戸市を上回る
- ◆ 小売販売額は、堺市を上回る



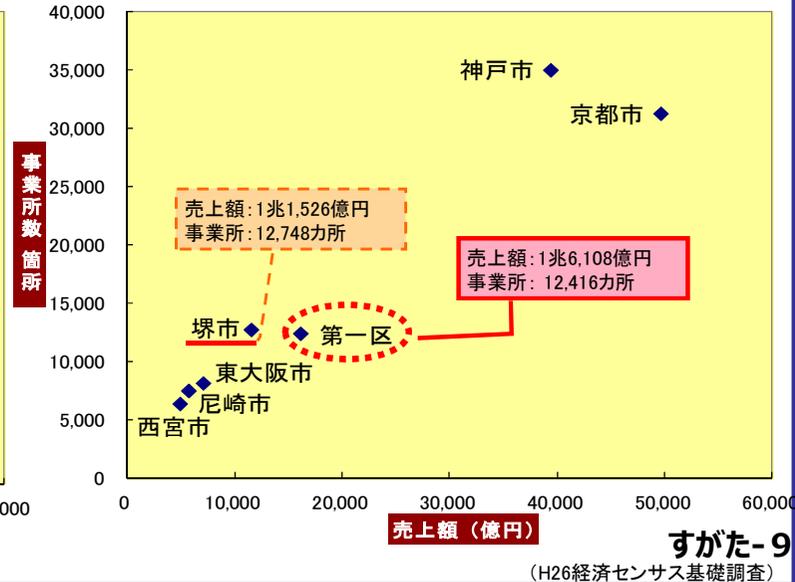
## 工業(出荷額・事業所数)

- ◆ 工業出荷額は、尼崎市を上回る
- ◆ 事業所数は、尼崎市を上回る



## サービス業(売上金額・事業所数)

- ◆ 売上金額は、堺市を上回る
- ◆ 事業所数は、堺市と同程度

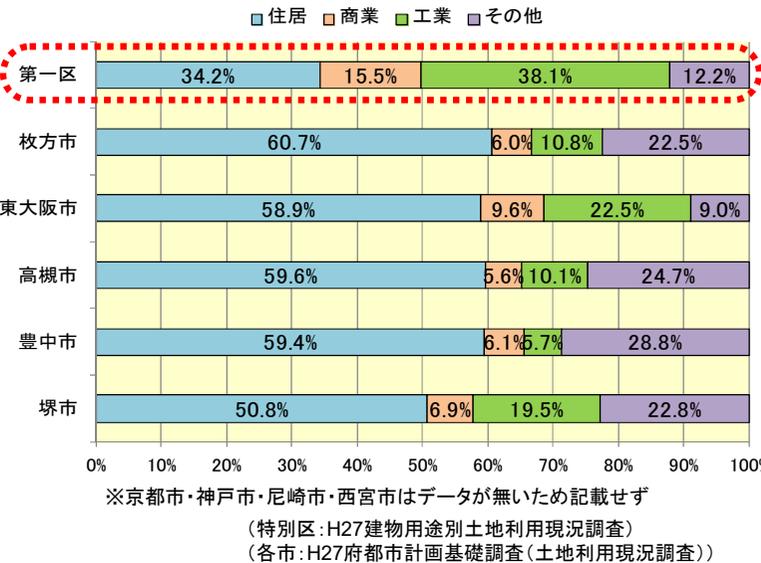


特別区の状況（統計データ） <3/3>

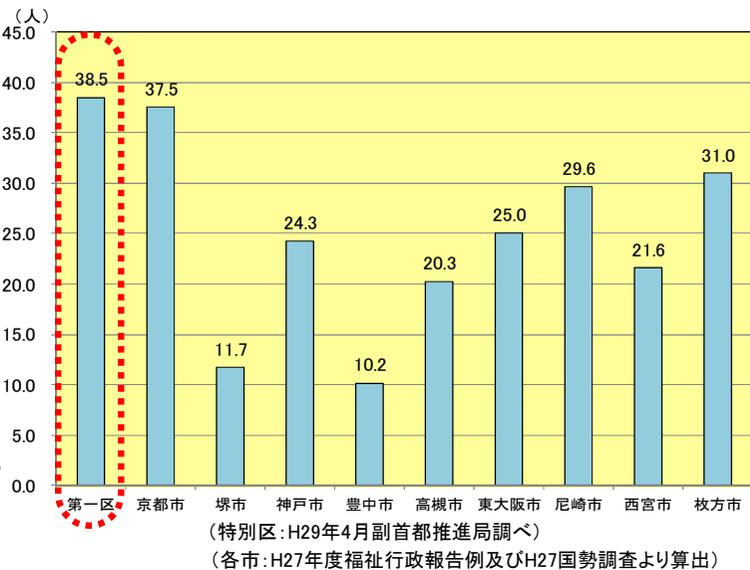
まち・暮らし

項目		状況	
土地利用	建物用途	50.1%	
	内訳	住居	34.2%
		商業	15.5%
		工業	38.1%
		その他	12.2%
持ち家割合：借家割合	44.1%：55.9%		
子ども教育	認可保育所数	98園	
	認可保育所定員 (就学前児童100人あたり)	11,052人 (38.5人)	
	待機児童数	51人	
	幼稚園数	32園	
	小学校数	66校	
	中学校数	29校	
	高等学校数(全日)	16校	
	短期大学数	1校	
	大学数	3校	
福祉医療	居宅介護事業者 (1km <sup>2</sup> あたり)	844業者 (12.6業者)	
	病院・診療所数 (千人あたり)	943カ所 (1.6カ所)	
	国民健康保険加入者数(加入率)	156,427人 (26.3%)	
	被保護実人員(生活保護) (保護率[千分比])	28,556人 (47.9‰)	
交通	鉄道駅数 (1km <sup>2</sup> あたり)	42駅 (0.6駅)	
	放置自転車台数(原付除く)	1,840台	
	通勤・通学者割合	域内 44.3% 域外 55.7%	

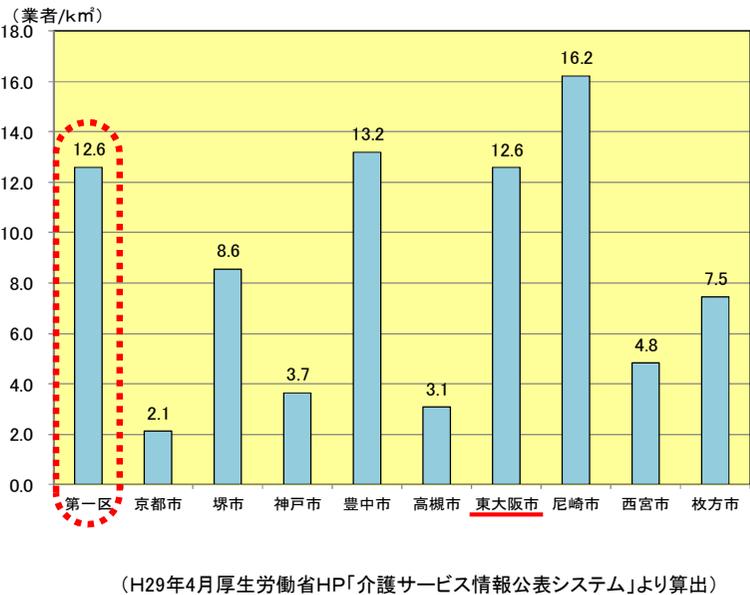
**建物用途の内訳**  
◆建物用途の割合は、工業の土地利用が比較都市をいずれも上回る



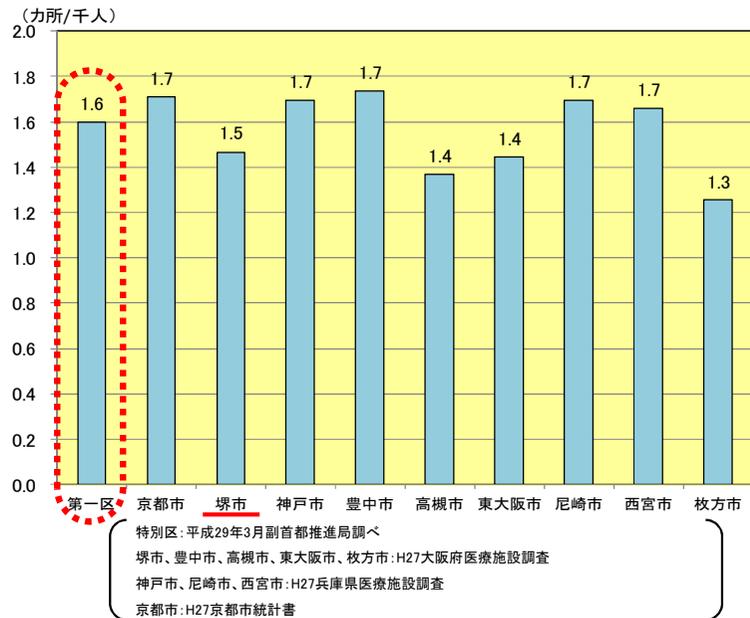
**就学前児童100人あたり認可保育所定員数**  
◆就学前児童100人あたり認可保育所定員数は、比較都市をいずれも上回る



**1km<sup>2</sup>あたり居宅介護事業者数**  
◆1km<sup>2</sup>あたりの居宅介護事業者数は、東大阪市と同程度



**千人あたり病院・診療所数**  
◆人口千人あたりの病院・診療所数は、堺市を上回る



## 第二区

(北区・都島区・福島区・東成区・旭区・城東区・鶴見区)

# 第二区（北区・都島区・福島区・東成区・旭区・城東区・鶴見区）



## 概要

### 【人口・面積】

人口〔H27〕	将来推計人口〔H37〕	将来推計人口〔H47〕
749,303人	732,243人	702,303人
世帯数〔H27〕	昼間人口(昼夜間人口比率)〔H27〕	
369,437世帯	1,010,815人(135%)	
人口密度〔H27〕	外国籍住民数〔H27〕	面積
15,450人/km <sup>2</sup>	16,409人	48.5km <sup>2</sup>

### 【行政関連】

職員数	特別区に承継される財産
2,840人	1兆7,944億円
歳出額 (一般財源ベース)〔H27決算〕	【参考:近似市】 歳出額(一般財源ベース)〔H27決算〕
1,726億円	堺市 1,904億円

### 区役所間道路距離

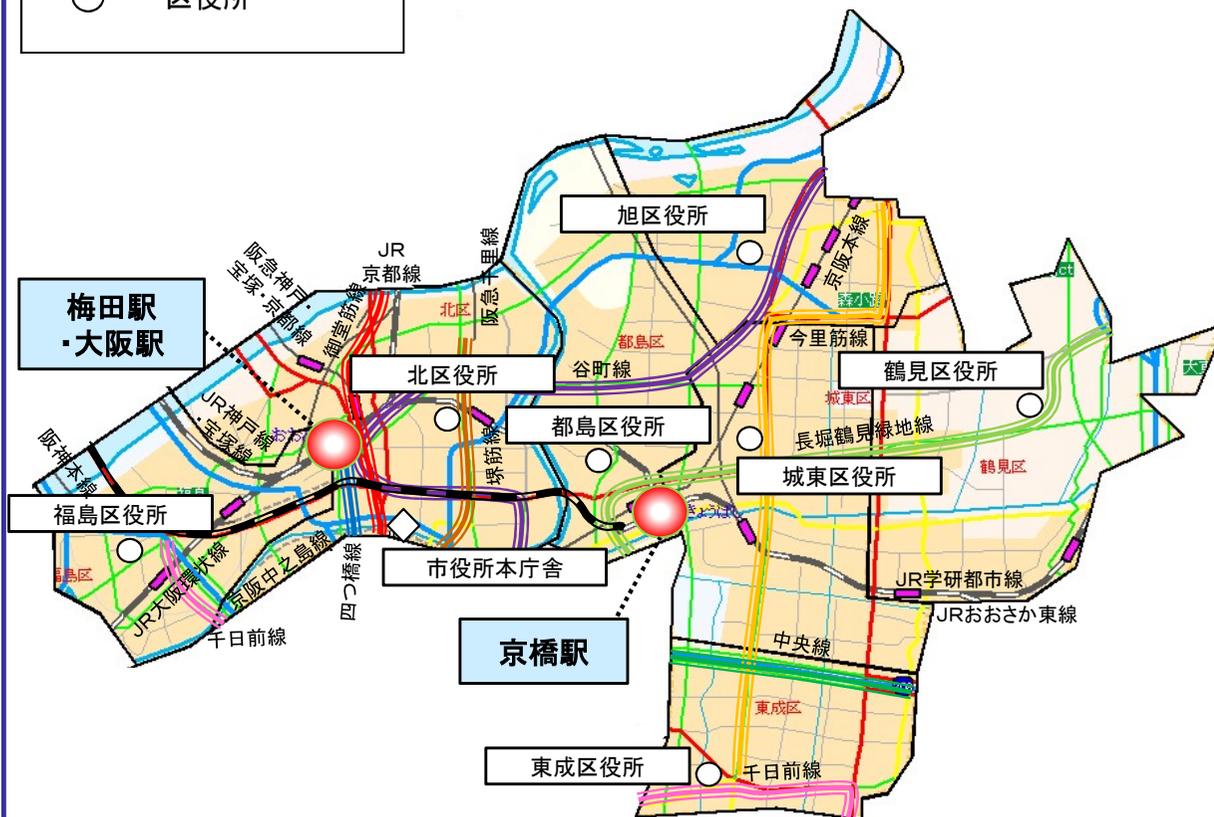
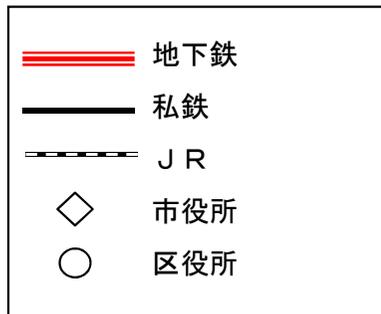
北⇨都島 1.9km	都島⇨東成 4.3km	福島⇨鶴見 9.5km
北⇨福島 4.2km	都島⇨旭 3.2km	東成⇨旭 6.2km
北⇨東成 6.0km	都島⇨城東 1.8km	東成⇨城東 3.9km
北⇨旭 4.3km	都⇨鶴見 4.5km	東成⇨鶴見 6.0km
北⇨城東 3.7km	福島⇨東成 7.9km	旭⇨城東 2.4km
北⇨鶴見 6.4km	福島⇨旭 8.2km	旭⇨鶴見 4.3km
都島⇨福島 5.6km	福島⇨城東 7.2km	城東⇨鶴見 2.9km

※近似市は、府内市が対象。近似市の歳出額(一般財源)は、消防、上下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベース

### 【市民利用施設(H29年4月現在)】

図書館	スポーツセンター	プール施設
7館	7カ所	7カ所
区民センター・ホール	老人福祉センター	子ども・子育てプラザ
8カ所	8カ所	7カ所
公園数(1人あたりの面積)		
244カ所(3.34m <sup>2</sup> )		

## 区役所等の現況位置図



地下鉄8路線、JR7路線、私鉄7路線が走り、主要駅として、梅田駅・大阪駅、京橋駅を有する。

## 特徴

○西日本最大の大阪・梅田ターミナルをはじめ、大川・中之島エリアにある歴史的建造物、美術館などの文化集客施設、福島地区等の商業地域、鶴見緑地や毛馬桜之宮公園、城北公園・菖蒲園などがあり、ビジネス・文化機能と水・みどり豊かな環境などを有する都市

○大阪・梅田周辺では「みどり」と「イノベーション」の融合拠点をめざすうめきた2期区域のまちづくりや、なにわ筋線の新駅開設による鉄道ネットワークの充実等が進められている

○ものづくり産業の集積地である城東・東成地区には企業の成長・発展に貢献する大阪産業技術研究所も立地。大阪城東部地区では、健康医療機能や観光・人材育成・居住等の機能集積により、多世代・多様な人が集い、交流をはぐくむまちをめざしている

## 他都市比較からみた状況

比較都市  
・近隣6中核市（豊中・高槻・東大阪・枚方・尼崎・西宮）  
・近畿の3政令指定都市（京都・堺・神戸）

### 【人口】

○平成27年の人口は749,303人で特別区の中で最も多く、東大阪市(502,784人)を上回る

○昼夜間人口比率は135%で、比較都市の中で最も高い京都市(109%)を上回る

### 【産業】

○商業の販売額は10兆9,709億円で、比較都市の中で最も多い神戸市(4兆8,503億円)の2倍を超える

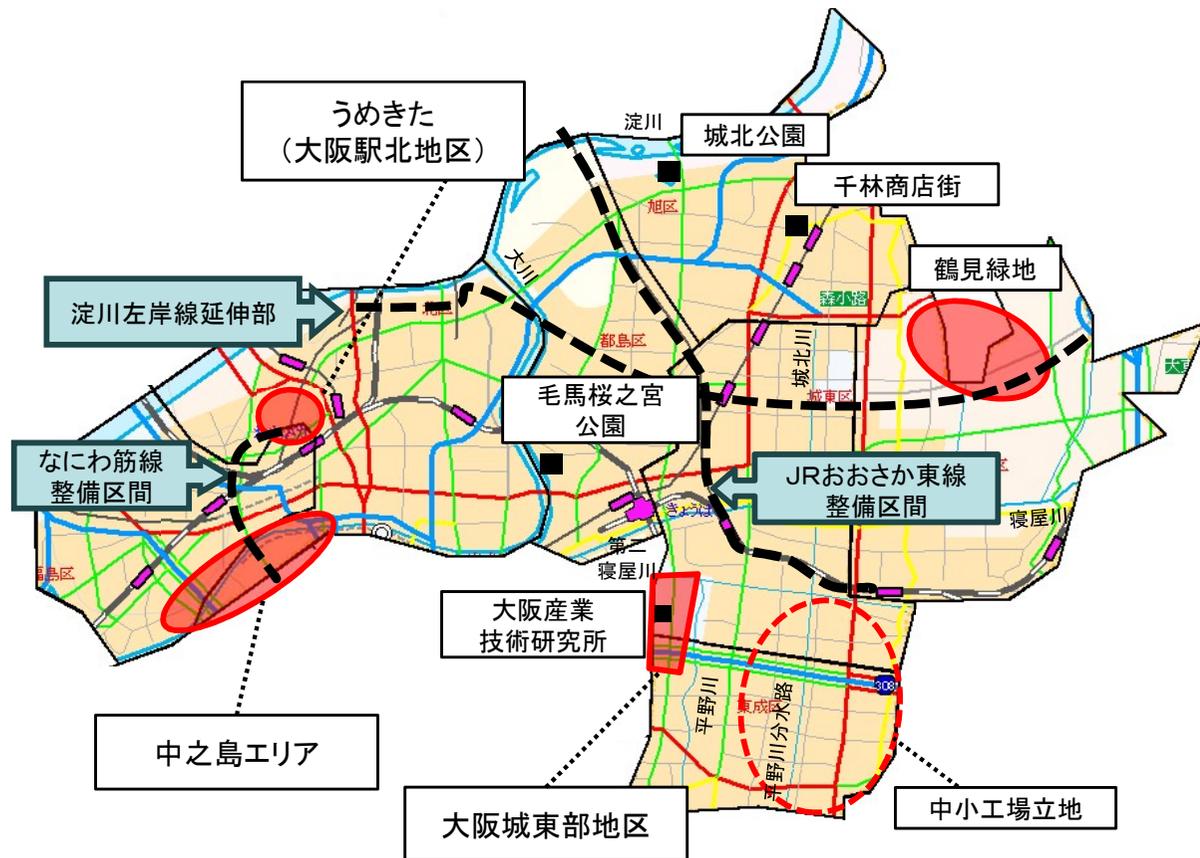
○工業の出荷額は6,672億円で高槻市(3,838億円)を上回る

### 【まち暮らし】

○建物用途の割合は商業が21.7%で、比較都市をいずれも上回る  
○就学前児童100人あたりの認可保育所定員数は36.0人で、枚方市(31.0人)を超える

○千人あたりの病院・診療所数は2.4カ所で、比較都市をいずれも上回る

## 地域の特徴

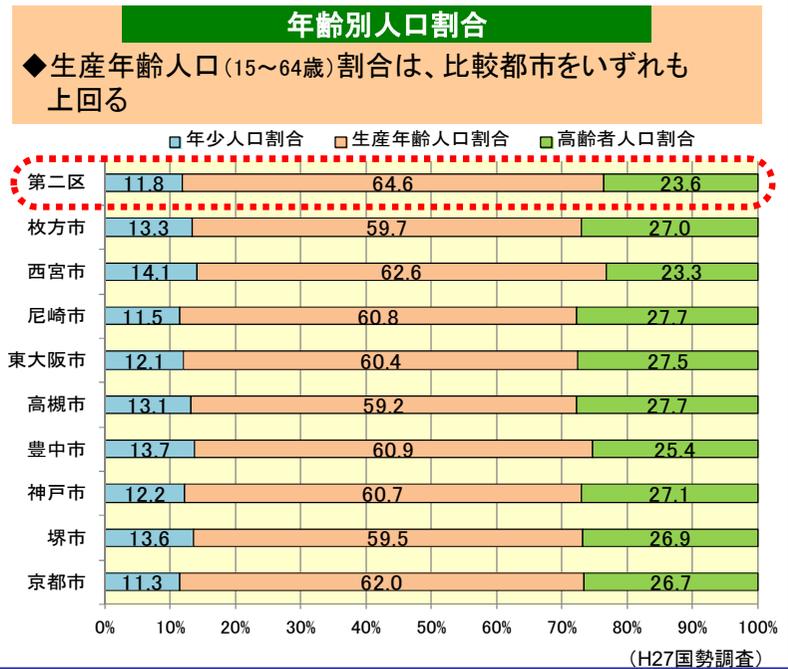
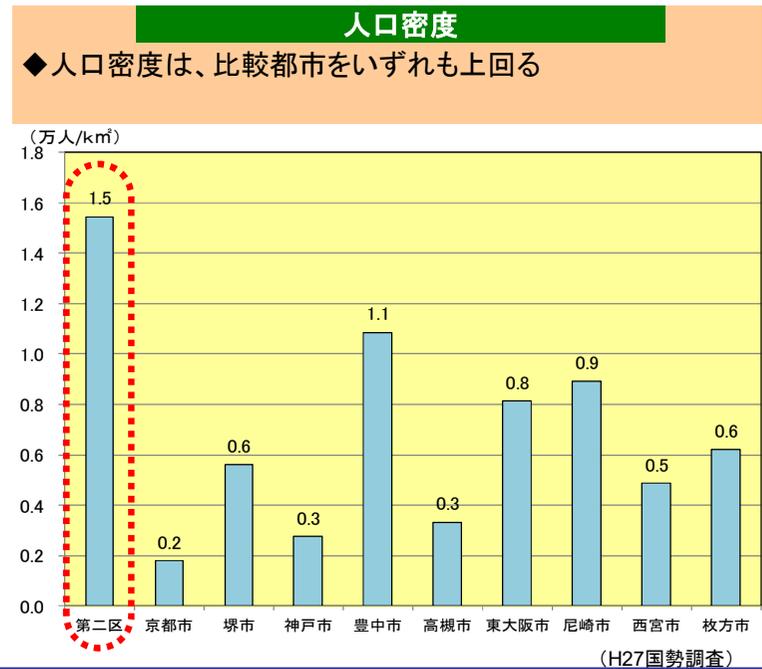
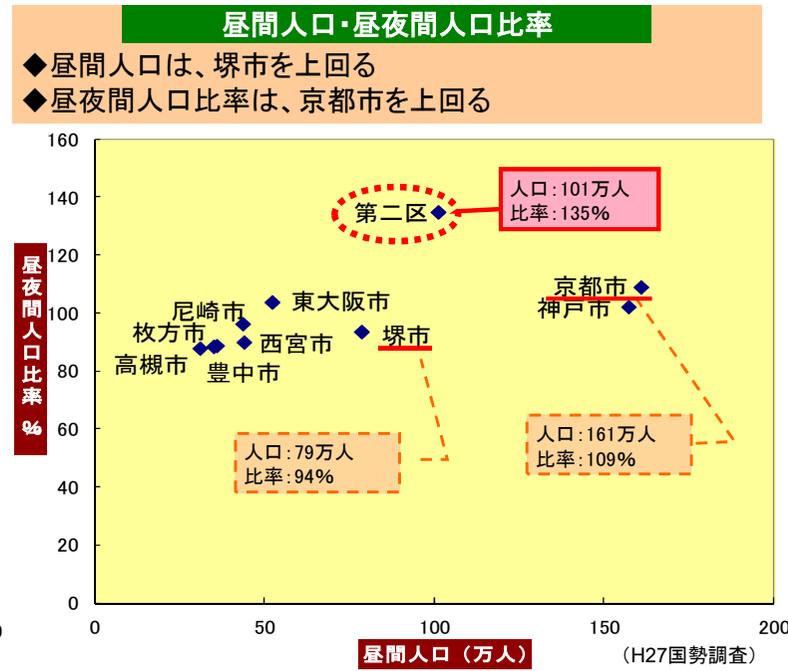
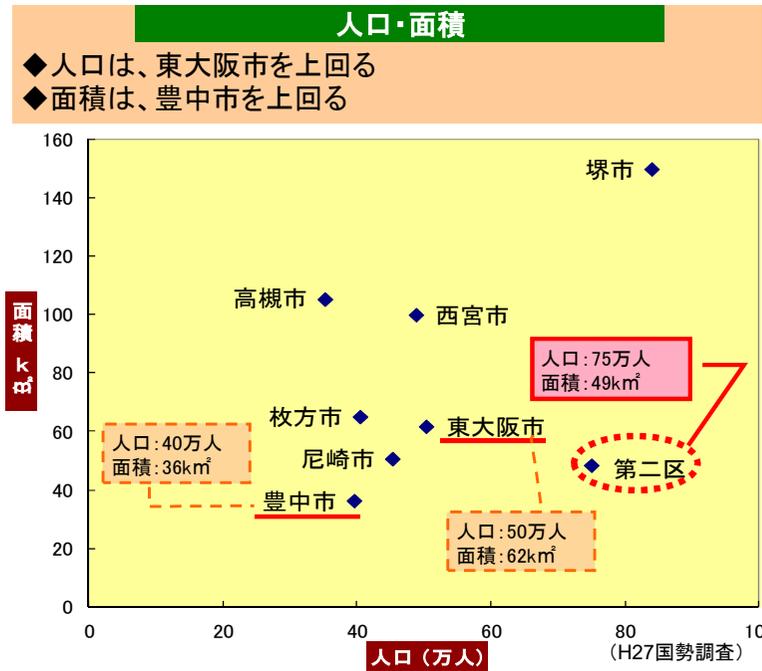


北を淀川、中央部を南北に大川・城北川、南を東西に寝屋川・第二寝屋川、南を南北に平野川・平野川分水路とが流れる。

## 特別区の状況（統計データ） <1/3>

項目		状況
人口〔H27〕		749,303人
年齢別人口割合	15歳未満	11.8%
	15歳以上65歳未満	64.6%
	65歳以上	23.6%
将来推計人口〔H47〕		702,303人
世帯数〔H27〕		369,437世帯
世帯構成割合	単身世帯 (高齢単身除く)	33.5%
	高齢者単身世帯	12.6%
	2人世帯 (高齢者夫婦除く)	18.6%
	高齢者夫婦世帯	7.1%
	その他 (3人以上世帯)	28.2%
昼間人口〔H27〕 (昼夜間人口比率)		1,010,815人 (135%)
人口密度〔H27〕		15,450人/km <sup>2</sup>
外国籍住民数〔H27〕		16,409人
面積		48.5km <sup>2</sup>

※他都市比較は、近隣の中核市（豊中・高槻・東大阪・枚方・尼崎・西宮）及び近畿の政令指定都市（京都・堺・神戸）と比較し、一部は特別区に近い都市のみを抜粋

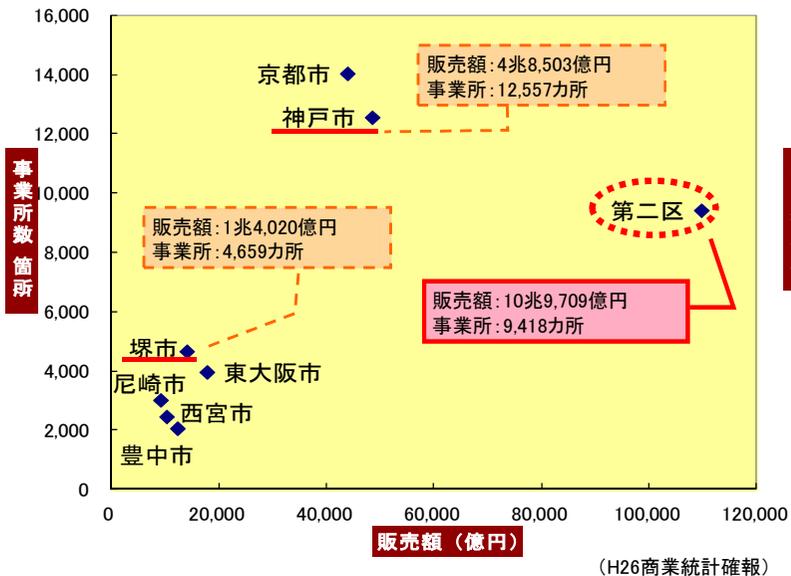


人口・面積

区内総生産		
総生産	5兆7,704億円	
業種4分類別	製造業	7.9%
	卸・小売業	27.9%
	サービス業	61.2%
	その他	3.0%
企業本社数	30,148社	
商業		
販売額	10兆9,709億円	
事業所	9,418カ所	
従業者	103,529人	
卸売	販売額	9兆7,474億円
	事業所	3,823カ所
小売	販売額	1兆2,235億円
	事業所	5,595カ所
工業		
出荷額 (事業所あたり)	6,672億円 (4.3億円)	
事業所	1,537カ所	
従業者	27,490人	
サービス業		
売上金額	10兆2,745億円	
事業所	29,718カ所	

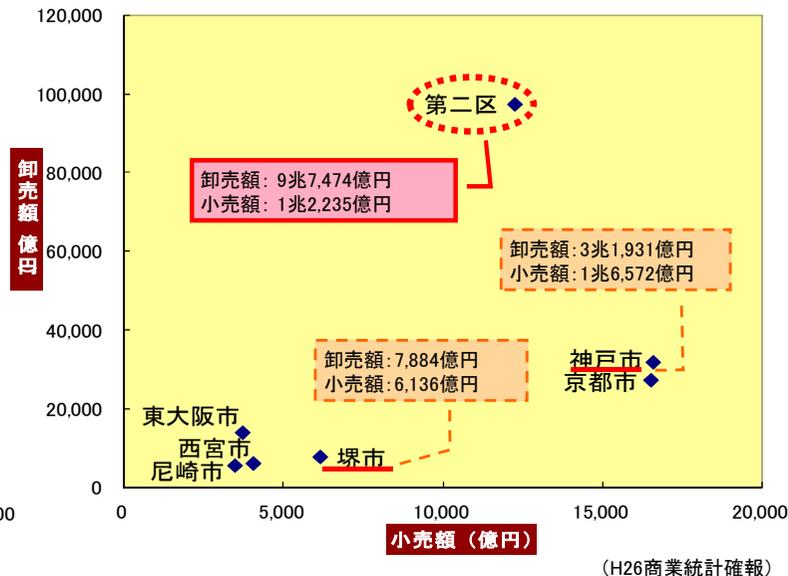
商業(販売額・事業所数)

- ◆商業販売額は、神戸市の2倍を超える
- ◆事業所数は、堺市の2倍を超える



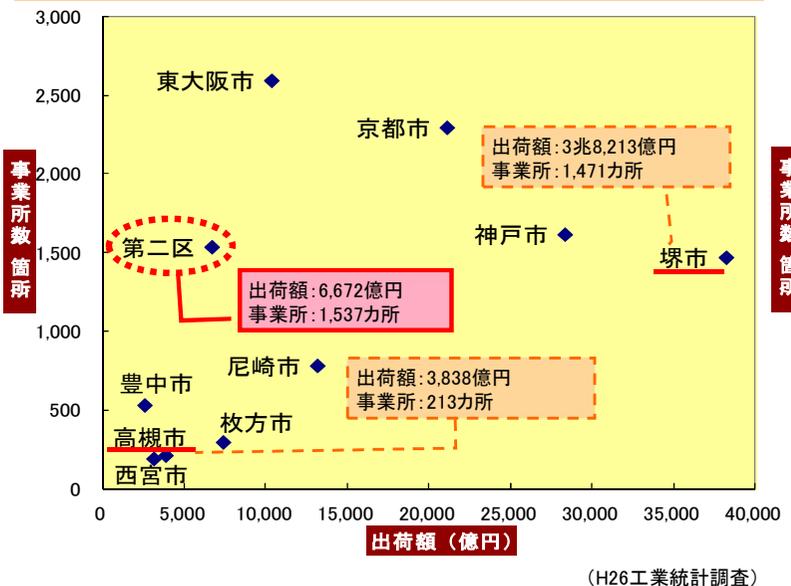
商業のうち卸売・小売(販売額)

- ◆卸売販売額は、神戸市の3倍を超える
- ◆小売販売額は、堺市を上回る



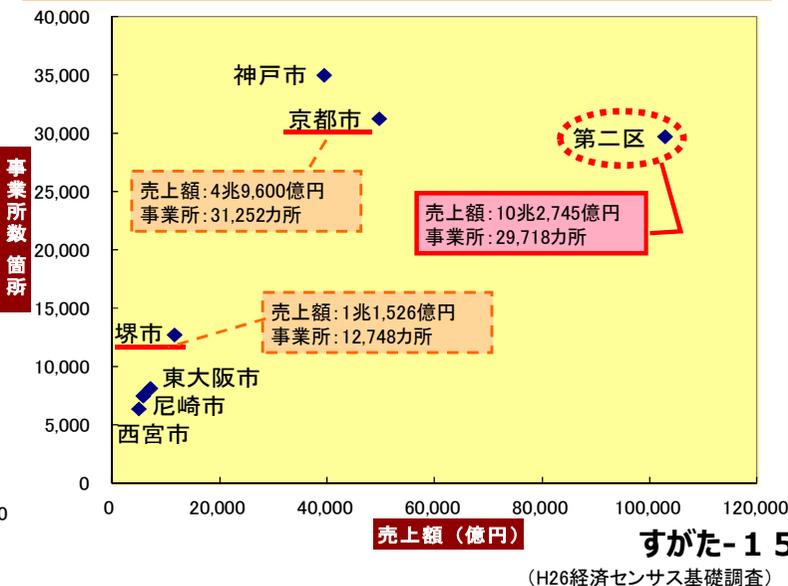
工業(出荷額・事業所数)

- ◆工業出荷額は、高槻市を上回る
- ◆事業所数は、堺市を上回る



サービス業(売上金額・事業所数)

- ◆売上額は、京都市の2倍を超える
- ◆事業所数は、堺市の2倍を超える



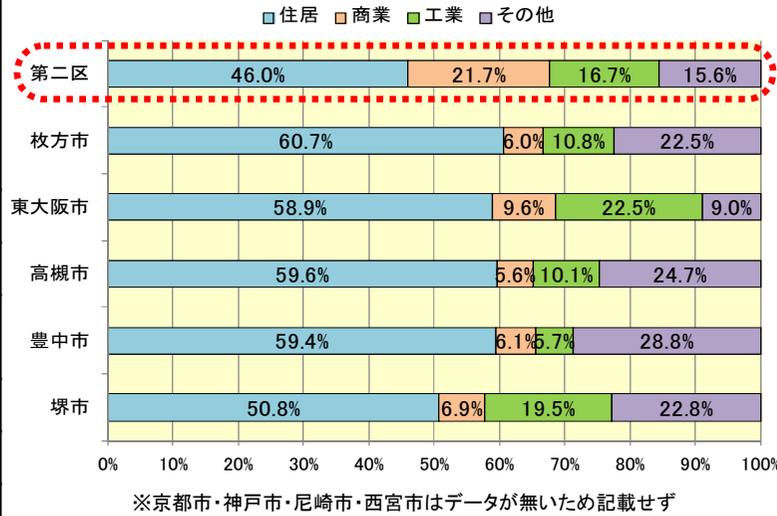
特別区の状況（統計データ） < 3 / 3 >

まち・暮らし

項目		状況	
土地利用	建物用途	57.7%	
	内訳	住居	46.0%
		商業	21.7%
		工業	16.7%
		その他	15.6%
		持ち家割合:借家割合	49.1%:50.9%
子ども教育	認可保育所数	112園	
	認可保育所定員 (就学前児童100人あたり)	14,025人 (36.0人)	
	待機児童数	108人	
	幼稚園数	48園	
	小学校数	80校	
	中学校数	37校	
	高等学校数(全日)	16校	
	短期大学数	1校	
	大学数	2校	
	福祉医療	居宅介護事業者 (1km <sup>2</sup> あたり)	1,131業者 (23.3業者)
病院・診療所数 (千人あたり)		1,770カ所 (2.4カ所)	
国民健康保険加入者数 (加入率)		190,389人 (25.4%)	
被保護実人員(生活保護) (保護率[千分比])		23,520人 (31.3‰)	
交通	鉄道駅数 (1km <sup>2</sup> あたり)	71駅 (1.5駅)	
	放置自転車台数 (原付除く)	2,640台	
	通勤・通学者割合	域内	48.5%
域外		51.5%	

建物用途の内訳

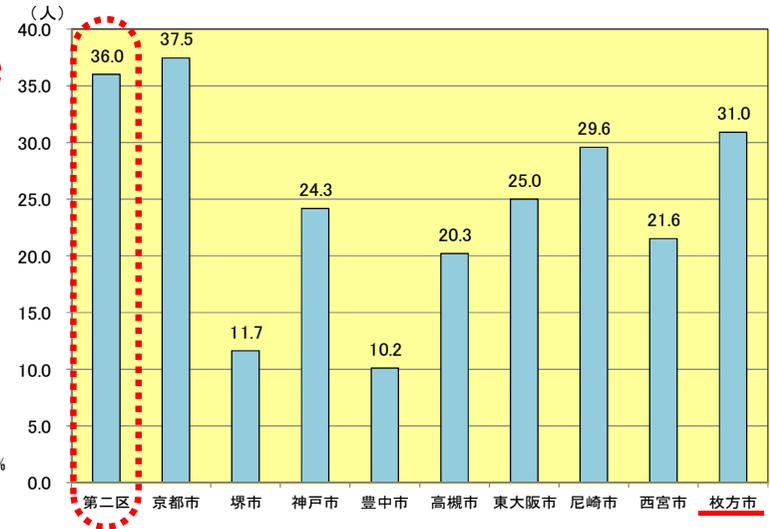
◆建物用途の割合は、商業の土地利用が比較都市をいずれも上回る



(特別区:H27建物用途別土地利用現況調査)  
(各市:H27府都市計画基礎調査(土地利用現況調査))

就学前児童100人あたり認可保育所定員数

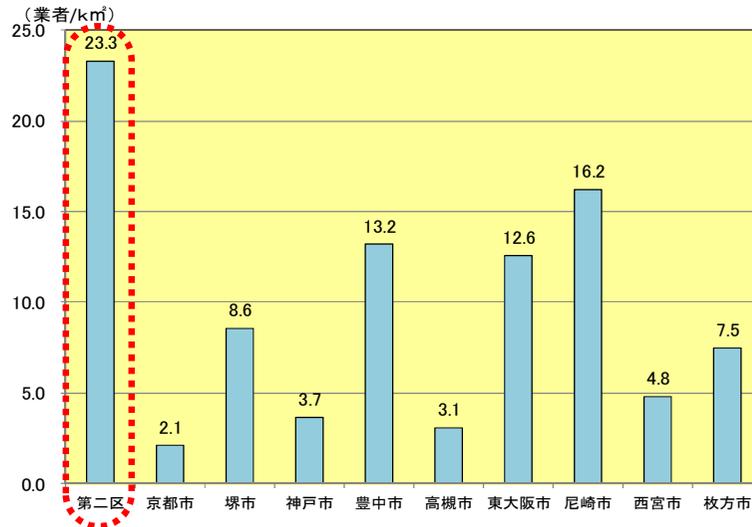
◆就学前児童100人あたり認可保育所定員数は、枚方市を超える



(特別区:H29年4月副首都推進局調べ)  
(各市:H27年度福祉行政報告例及びH27国勢調査より算出)

1km<sup>2</sup>あたり居宅介護事業者数

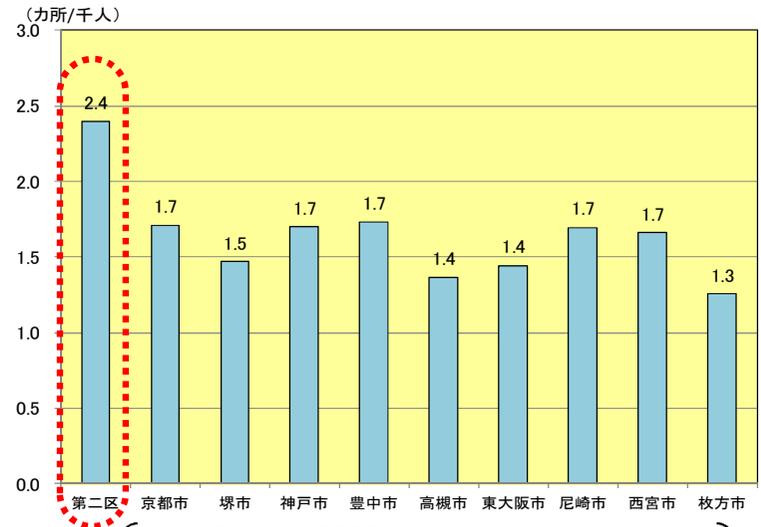
◆1km<sup>2</sup>あたりの居宅介護事業者数は、比較都市をいずれも上回る



(H29年4月厚生労働省HP「介護サービス情報公表システム」より算出)

千人あたり病院・診療所数

◆人口千人あたりの病院・診療所数は、比較都市をいずれも上回る

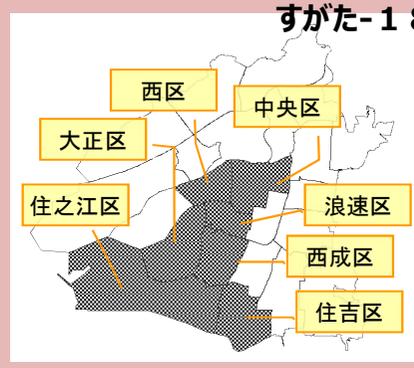


特別区:平成29年3月副首都推進局調べ  
堺市・豊中市・高槻市・東大阪市・枚方市:H27大阪府医療施設調査  
神戸市・尼崎市・西宮市:H27兵庫県医療施設調査  
京都市:H27京都市統計書

## 第三区

(中央区・西区・大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区)

# 第三区（中央区・西区・大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区）



## 概要

### 【人口・面積】

人口〔H27〕	将来推計人口〔H37〕	将来推計人口〔H47〕
709,516人	670,773人	623,666人
世帯数〔H27〕	昼間人口(昼夜間人口比率)〔H27〕	
385,835世帯	1,202,077人(169%)	
人口密度〔H27〕	外国籍住民数〔H27〕	面積
10,869人/km <sup>2</sup>	19,732人	65.28km <sup>2</sup>

### 【行政関連】

職員数	特別区に承継される財産
3,160人	2兆388億円
歳出額 (一般財源ベース)〔H27決算〕	【参考:近似市】 歳出額(一般財源ベース)〔H27決算〕
1,925億円	堺市 1,904億円

### 区役所間道路距離

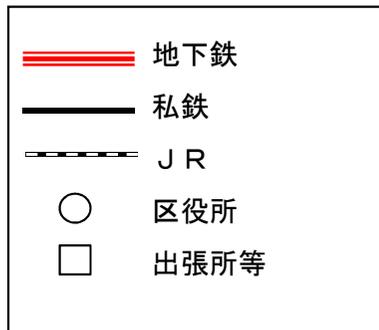
中央⇄西 2.6km	中央⇄住吉 9.7km	西⇄住之江 7.7km
中央⇄大正 6.1km	中央⇄西成 5.9km	西⇄住吉 9.2km
中央⇄浪速 3.1km	西⇄大正 3.5km	西⇄西成 5.1km
中央⇄住之江9.1km	西⇄浪速 3.0km	大正⇄浪速 3.7km
大正⇄住之江6.4km	浪速⇄住之江6.2km	住之江⇄住吉2.1km
大正⇄住吉 8.2km	浪速⇄住吉 7.0km	住之江⇄西成3.3km
大正⇄西成 4.5km	浪速⇄西成 3.0km	住吉⇄西成 4.2km

※近似市は、府内市が対象。近似市の歳出額(一般財源)は、消防、上下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベース

### 【市民利用施設(H29年4月現在)】

図書館	スポーツセンター	プール施設
7館	7カ所	7カ所
区民センター・ホール	老人福祉センター	子ども・子育てプラザ
10カ所	8カ所	7カ所
公園数(1人あたりの面積)		
274カ所(4.23m <sup>2</sup> )		

## 区役所等の現況位置図



地下鉄8路線、JR3路線、私鉄9路線が走り、主要駅として、淀屋橋駅、難波駅を有する。

## 特徴

- 日本屈指のインバウンド観光拠点であるミナミや大阪城公園、船場地区など大阪を代表するビジネス街、タワーマンションの建設が進む都心部、住吉大社や路面電車などの趣きのあるまちなみなどがあり、ビジネス・集客・物流機能と利便性の高い居住環境などを有する都市
- ミナミにおけるなんば駅前広場の改造や御堂筋の道路空間再生、新今宮駅への観光ホテル進出等に加え、民間活力による魅力向上が進む大阪城公園など、更なる賑わい創出が図られている
- ベイエリアでは、大阪港の国際競争力の強化、咲洲地区の活性化などの取り組みが進む一方で、国際バカロレアコースを設ける新たな中高一貫教育校が公設民営校として開設予定
- 西成特区構想により地域と警察・行政が連携した安全なまちづくりに向けた取り組みが進められている

## 他都市比較からみた状況

比較都市：近隣6中核市（豊中・高槻・東大阪・枚方・尼崎・西宮）  
近畿の3政令指定都市（京都・堺・神戸）

### 【人口】

- 平成27年の人口は709,516人で、東大阪市(502,784人)を上回る
- 昼夜間人口比率は169%で、特別区の中で最も高く、比較都市の中で最も高い京都市(109%)を大きく上回る

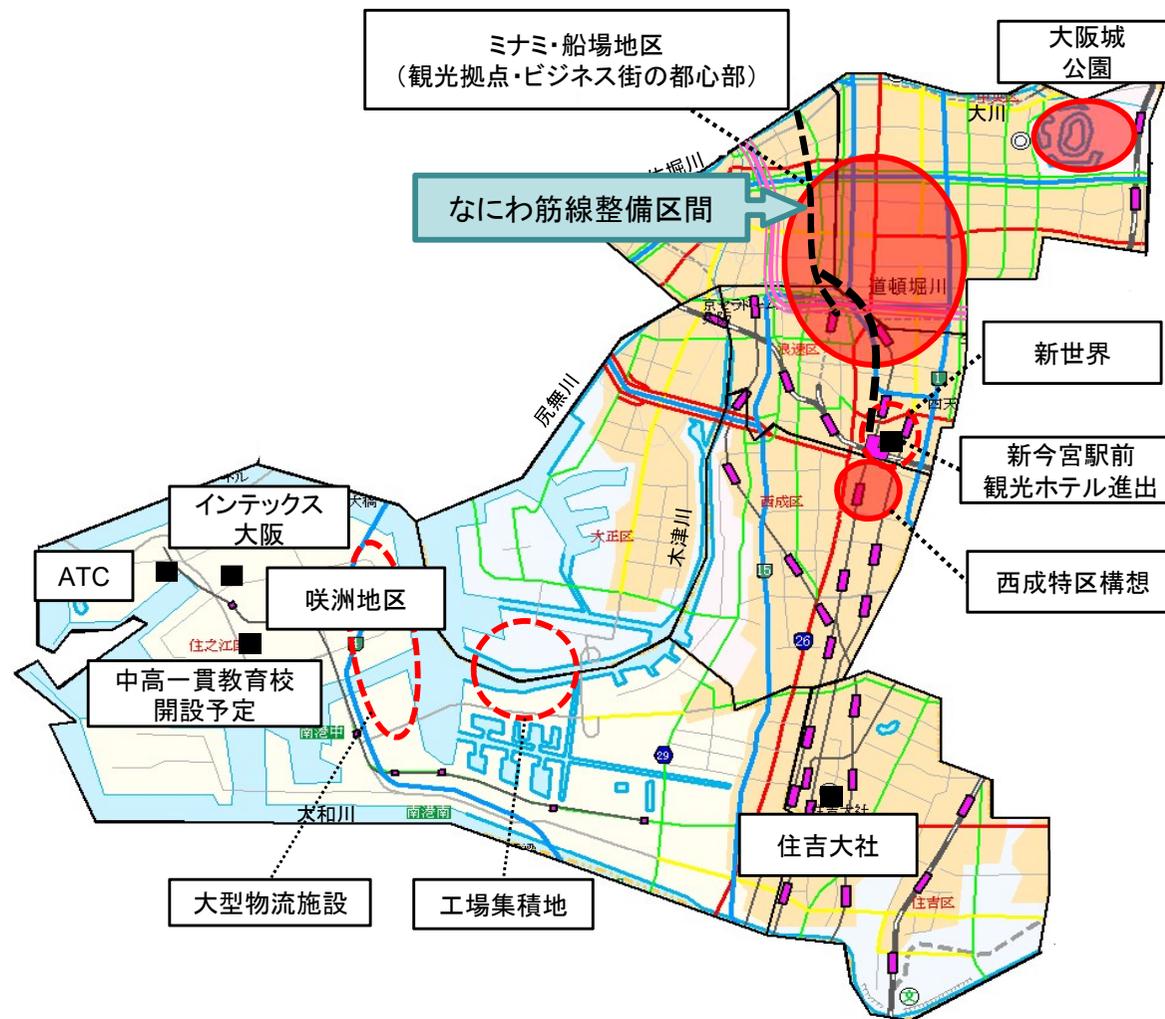
### 【産業】

- 商業の販売額は17兆8,577億円で、特別区の中で最も多く、比較都市の中で最も多い神戸市(4兆8,503億円)の3倍を超える
- 工業の出荷額は7,608億円で枚方市(7,366億円)を上回る

### 【まち暮らし】

- 建物用途の割合のうち商業が22.5%で、比較都市をいずれも上回る
- 就学前児童100人あたりの認可保育所定員数は36.5人で、枚方市(31.0人)を上回る
- 千人あたりの病院・診療所数は2.6カ所で、比較都市をいずれも上回る

## 地域の特徴

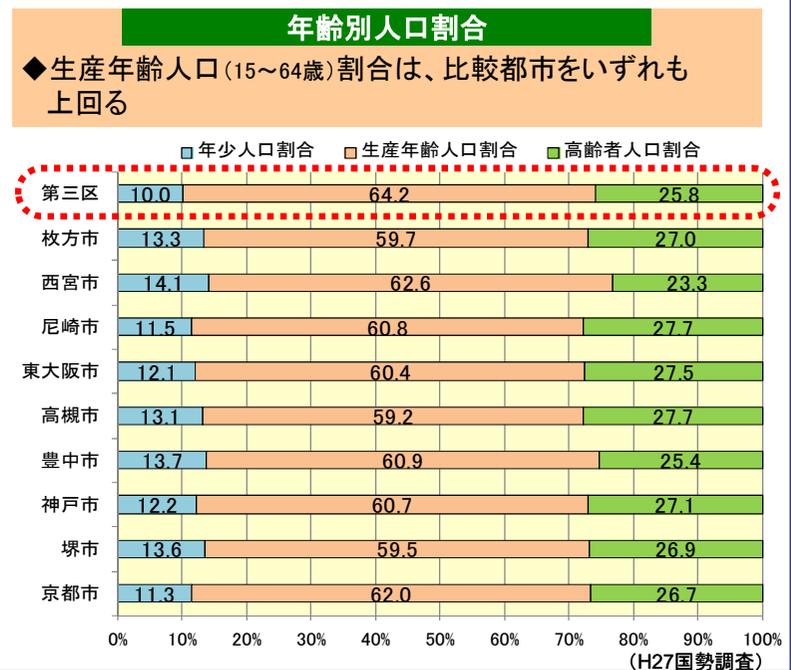
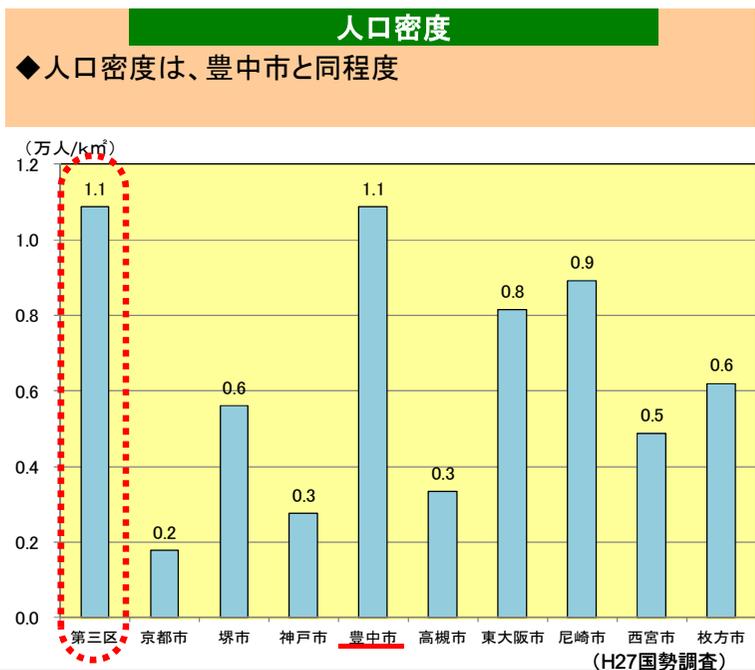
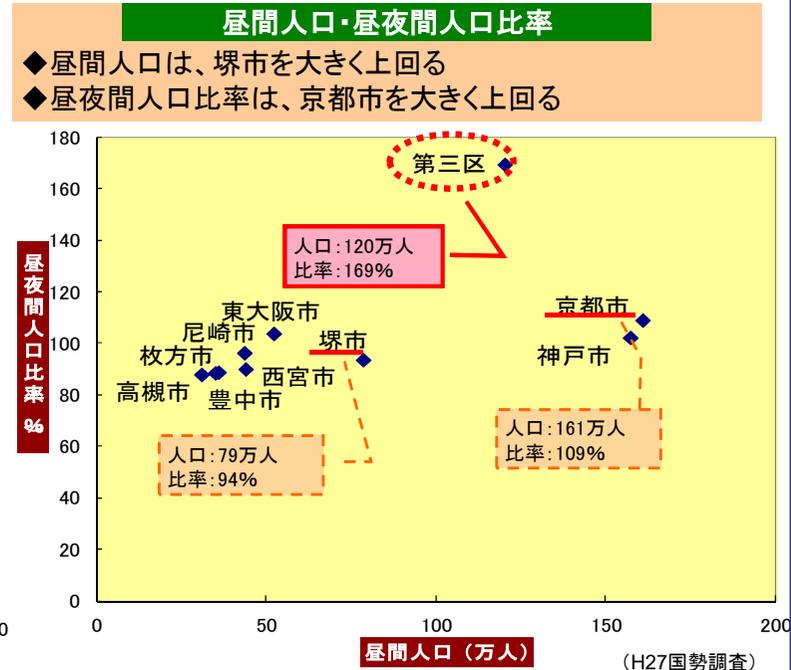
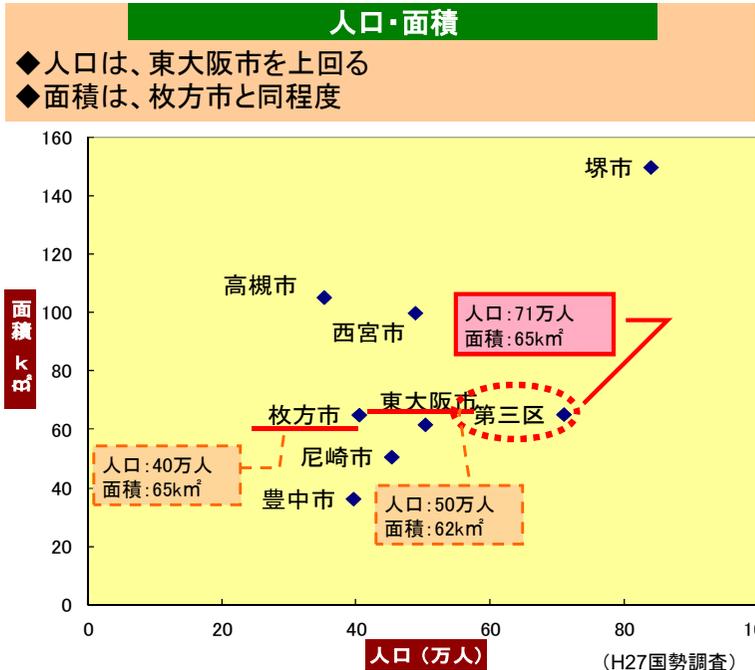


西を大阪湾に面し、北を東西に道頓堀川、中央部を南北に木津川、東西に尻無川、南を東西に大和川が流れる。

## 特別区の状況（統計データ） <1/3>

項目		状況
人口〔H27〕		709,516人
年齢別人口割合	15歳未満	10.0%
	15歳以上65歳未満	64.2%
	65歳以上	25.8%
将来推計人口〔H47〕		623,666人
世帯数〔H27〕		385,835世帯
世帯構成割合	単身世帯 (高齢単身除く)	38.6%
	高齢者単身世帯	16.5%
	2人世帯 (高齢者夫婦除く)	16.6%
	高齢者夫婦世帯	5.9%
	その他 (3人以上世帯)	22.4%
昼間人口〔H27〕 (昼夜間人口比率)		1,202,077人 (169%)
人口密度〔H27〕		10,869人/km <sup>2</sup>
外国籍住民数〔H27〕		19,732人
面積		65.28km <sup>2</sup>

※他都市比較は、近隣の中核市(豊中・高槻・東大阪・枚方・尼崎・西宮)及び近畿の政令指定都市(京都・堺・神戸)と比較し、一部は特別区に近い都市のみを抜粋



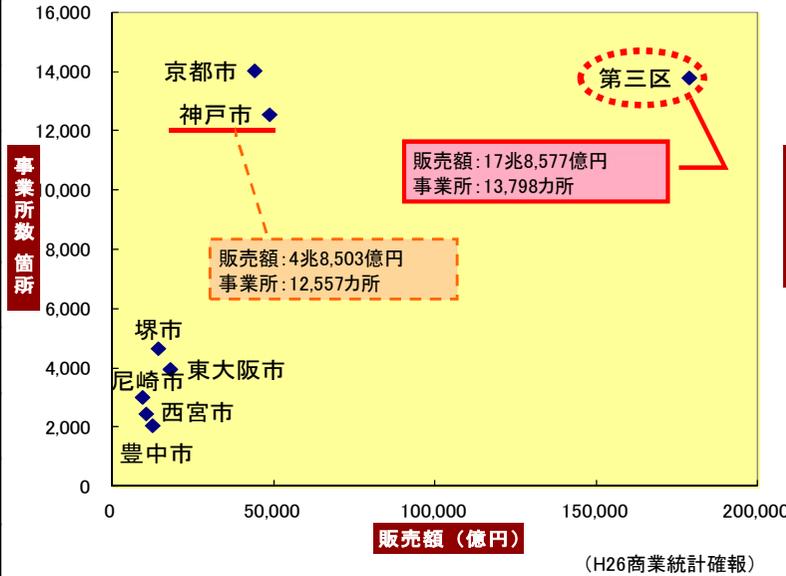
# 特別区の状況（統計データ） <2/3>

産業

区内総生産		
総生産	8兆2,791億円	
業種4分類別	製造業	7.7%
	卸・小売業	28.7%
	サービス業	60.5%
	その他	3.1%
企業本社数	27,853社	
商業		
販売額	17兆8,577億円	
事業所	13,798カ所	
従業者	154,001人	
卸売	販売額	16兆3,079億円
	事業所	7,456カ所
小売	販売額	1兆5,498億円
	事業所	6,342カ所
工業		
出荷額 (事業所あたり)	7,608億円 (7.2億円)	
事業所	1,060カ所	
従業者	23,007人	
サービス業		
売上金額	15兆5,722億円	
事業所	38,545カ所	

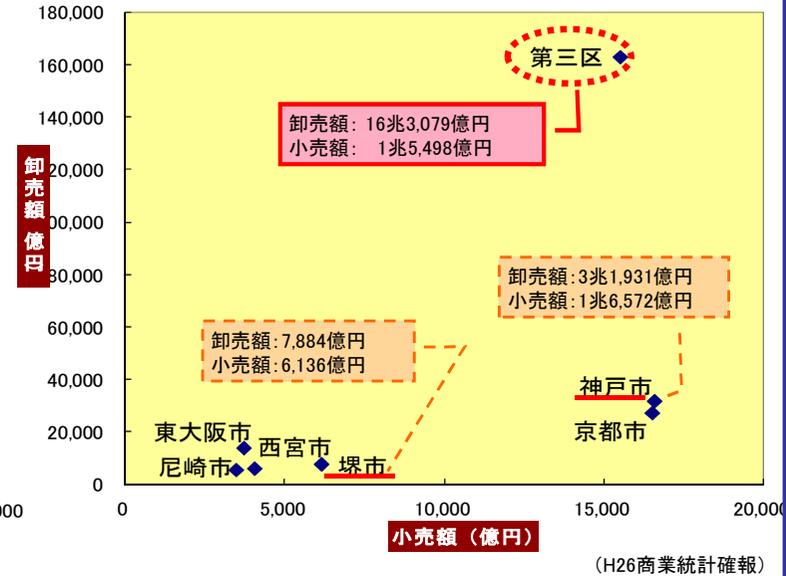
## 商業(販売額・事業所数)

- ◆ 商業販売額は、神戸市の3倍を超える
- ◆ 事業所数は、神戸市を上回る



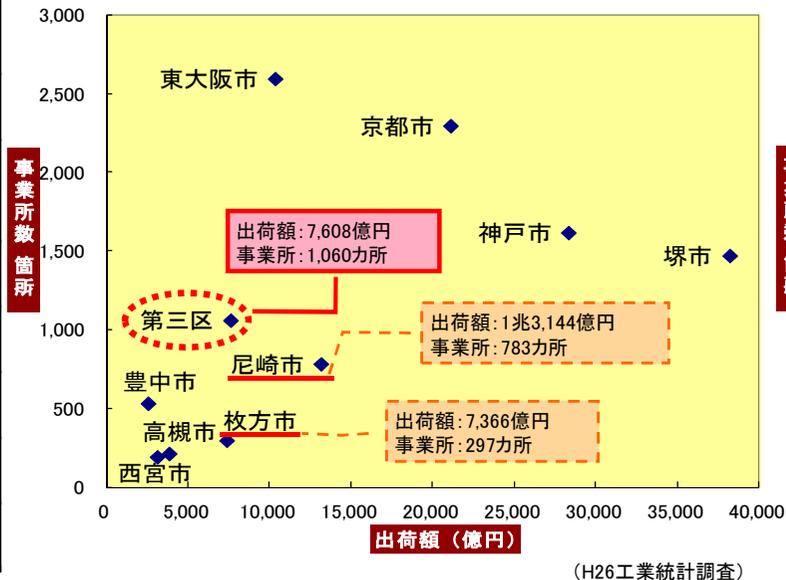
## 商業のうち卸売・小売(販売額)

- ◆ 卸売販売額は、神戸市の5倍を超える
- ◆ 小売販売額は、堺市の2倍を超える



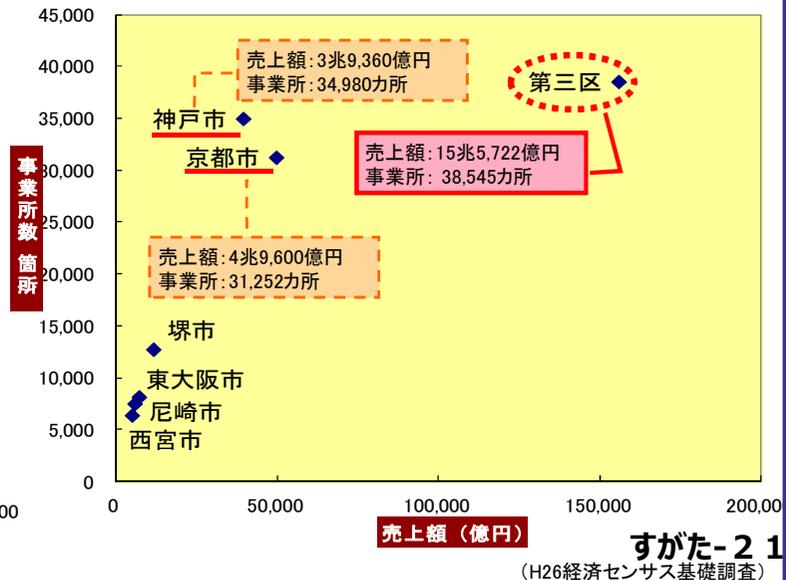
## 工業(出荷額・事業所数)

- ◆ 工業出荷額は、枚方市を上回る
- ◆ 事業所数は、尼崎市を上回る



## サービス業(売上金額・事業所数)

- ◆ 売上金額は、京都市の3倍を超える
- ◆ 事業所数は、神戸市を上回る



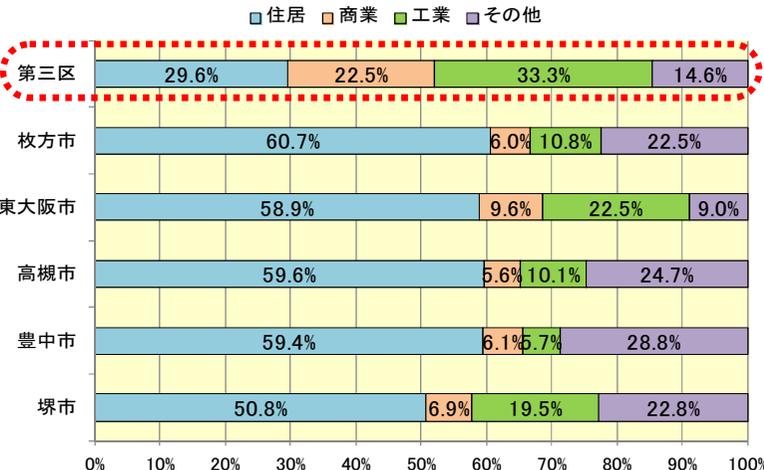
特別区の状況（統計データ） <3/3>

まち・暮らし

項目		状況	
土地利用	建物用途	57.5%	
	内訳	住居	29.6%
		商業	22.5%
		工業	33.3%
		その他	14.6%
持ち家割合：借家割合	38.9%：61.1%		
子ども教育	認可保育所数	107園	
	認可保育所定員 (就学前児童100人あたり)	11,587人 (36.5人)	
	待機児童数	100人	
	幼稚園数	48園	
	小学校数	79校	
	中学校数	43校	
	高等学校数(全日)	24校	
	短期大学数	1校	
	大学数	4校	
福祉医療	居宅介護事業者 (1km <sup>2</sup> あたり)	1,288業者 (19.7業者)	
	病院・診療所数 (千人あたり)	1,824カ所 (2.6カ所)	
	国民健康保険加入者数(加入率)	201,496人 (28.4%)	
	被保護実人員(生活保護) (保護率[千分比])	57,350人 (80.7%)	
交通	鉄道駅数 (1km <sup>2</sup> あたり)	126駅 (1.9駅)	
	放置自転車台数(原付除く)	3,948台	
	通勤・通学者割合	域内 54.9% 域外 45.1%	

建物用途の内訳

◆建物用途の割合は、商業の土地利用が比較都市をいずれも上回る

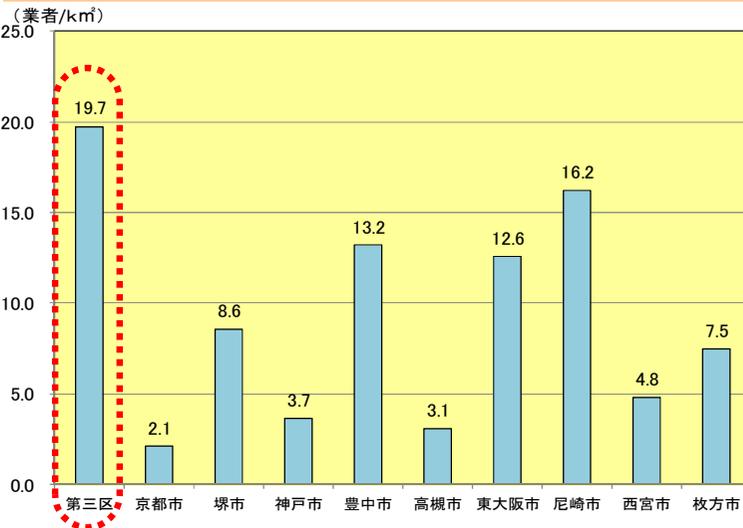


※京都市・神戸市・尼崎市・西宮市はデータが無いため記載せず

(特別区：H27建物用途別土地利用現況調査)  
(各市：H27府都市計画基礎調査(土地利用現況調査))

1km<sup>2</sup>あたり居宅介護事業者数

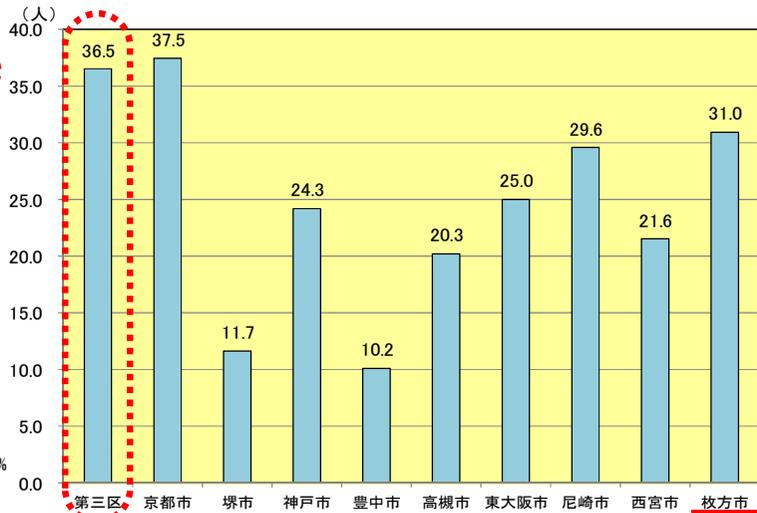
◆1km<sup>2</sup>あたりの居宅介護事業者数は、比較都市をいずれも上回る



(H29年4月厚生労働省HP「介護サービス情報公表システム」より算出)

就学前児童100人あたり認可保育所定員数

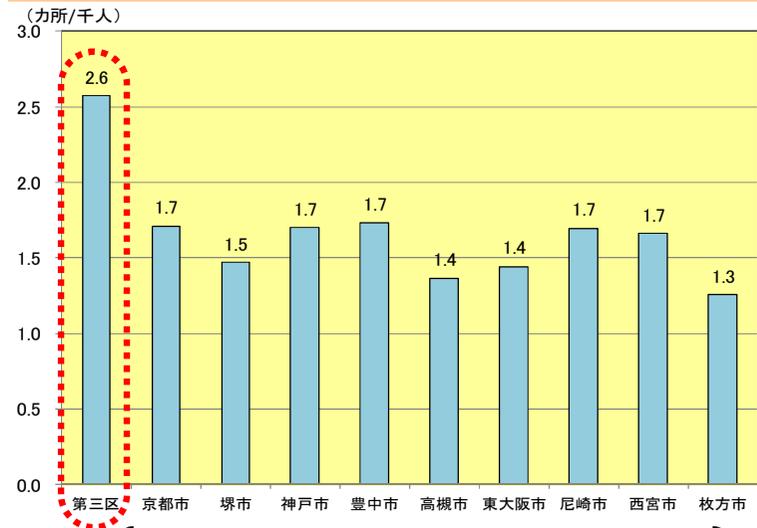
◆就学前児童100人あたり認可保育所定員数は、枚方市を上回る



(特別区：H29年4月副首都推進局調べ)  
(各市：H27年度福祉行政報告例及びH27国勢調査より算出)

千人あたり病院・診療所数

◆人口千人あたりの病院・診療所数は、比較都市をいずれも上回る

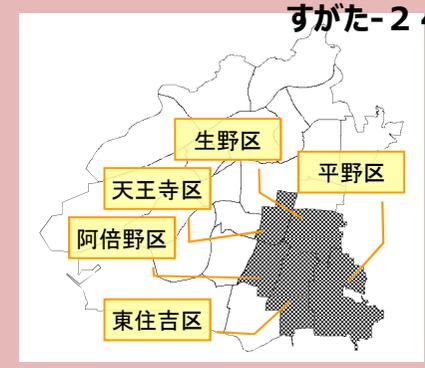


特別区：平成29年3月副首都推進局調べ  
堺市・豊中市・高槻市・東大阪市・枚方市：H27大阪府医療施設調査  
神戸市・尼崎市・西宮市：H27兵庫県医療施設調査  
京都市：H27京都市統計書

## 第四区

(天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区)

# 第四区 (天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区)



## 概要

### 【人口・面積】

人口〔H27〕	将来推計人口〔H37〕	将来推計人口〔H47〕
636,454人	599,711人	554,067人
世帯数〔H27〕	昼間人口(昼夜間人口比率)〔H27〕	
298,541世帯	663,562人(104%)	
人口密度〔H27〕	外国籍住民数〔H27〕	面積
14,393人/km <sup>2</sup>	28,909人	44.22km <sup>2</sup>

### 【行政関連】

職員数	特別区に承継される財産
2,640人	1兆7,338億円
歳出額 (一般財源ベース)〔H27決算〕	【参考:近似市】 歳出額(一般財源ベース)〔H27決算〕
1,623億円	堺市 1,904億円

### 区役所間道路距離

天王寺 ⇄ 生野 1.6km	生野 ⇄ 阿倍野 2.6km	阿倍野 ⇄ 東住吉 2.2km
天王寺 ⇄ 阿倍野 2.5km	生野 ⇄ 東住吉 4.0km	阿倍野 ⇄ 平野 3.7km
天王寺 ⇄ 東住吉 4.5km	生野 ⇄ 平野 4.2km	東住吉 ⇄ 平野 1.9km
天王寺 ⇄ 平野 5.3km		

※近似市は、府内市が対象。近似市の歳出額(一般財源)は、消防、上下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベース

### 【市民利用施設(H29年4月現在)】

図書館	スポーツセンター	プール施設
5館	5カ所	5カ所
区民センター・ホール	老人福祉センター	子ども・子育てプラザ
7カ所	5カ所	5カ所
公園数(1人あたりの面積)		
228カ所(3.16m <sup>2</sup> )		

## 区役所等の現況位置図



地下鉄4路線、JR4路線、私鉄4路線が走り、主要駅として、天王寺駅・大阪阿部野橋駅、鶴橋駅を有する。



# 第四区 (天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区)

## 特別区の状況 (統計データ) <1/3>

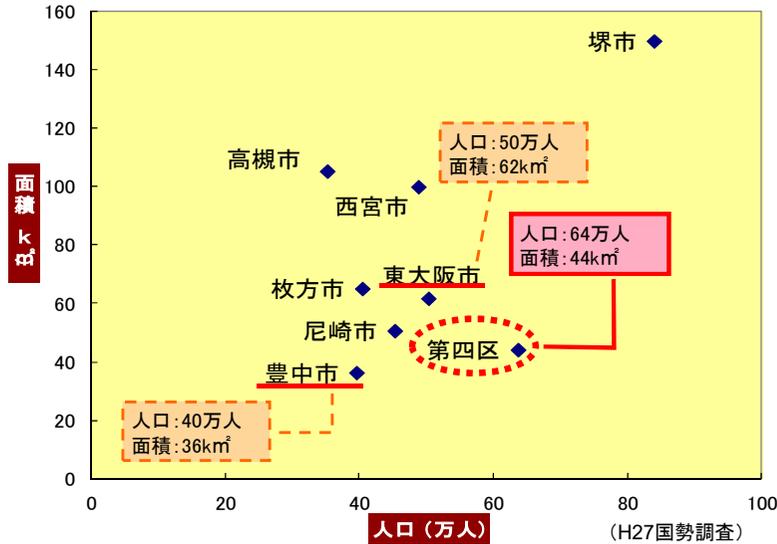
項目		状況
人口 [H27]		636,454人
年齢別人口割合	15歳未満	11.7%
	15歳以上65歳未満	60.9%
	65歳以上	27.4%
将来推計人口 [H47]		554,067人
世帯数 [H27]		298,541世帯
世帯構成割合	単身世帯 (高齢単身除く)	26.1%
	高齢者単身世帯	16.7%
	2人世帯 (高齢者夫婦除く)	18.0%
	高齢者夫婦世帯	8.4%
	その他 (3人以上世帯)	30.8%
昼間人口 [H27] (昼夜間人口比率)		663,562人 (104%)
人口密度 [H27]		14,393人/km <sup>2</sup>
外国籍住民数 [H27]		28,909人
面積		44.22km <sup>2</sup>

※他都市比較は、近隣の中核市(豊中・高槻・東大阪・枚方・尼崎・西宮)及び近畿の政令指定都市(京都・堺・神戸)と比較し、一部は特別区に近い都市のみを抜粋

人口・面積

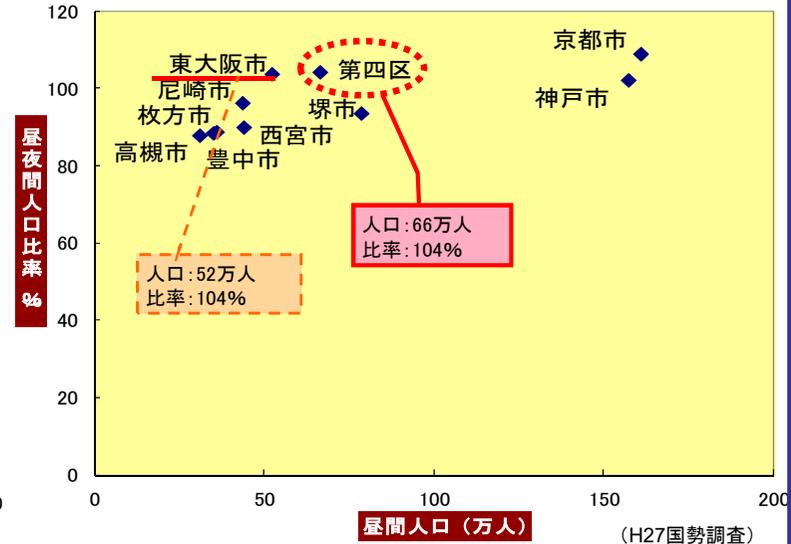
### 人口・面積

- ◆人口は、東大阪市を上回る
- ◆面積は、豊中市を上回る



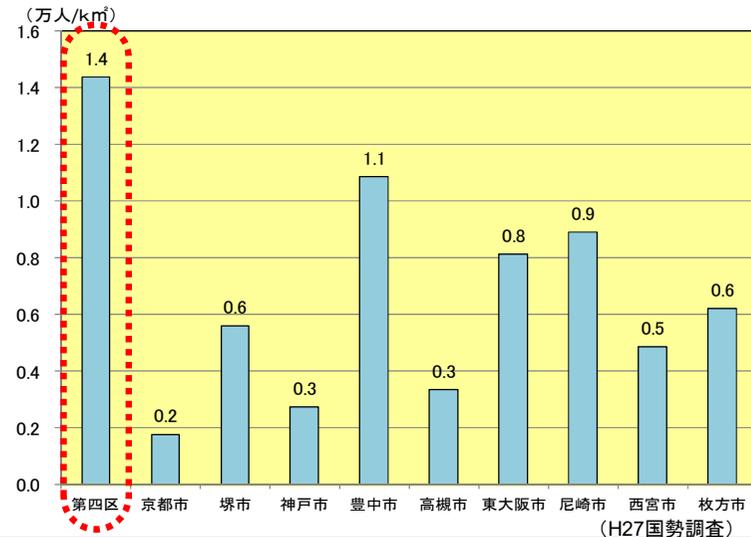
### 昼間人口・昼夜間人口比率

- ◆昼間人口は、東大阪市を上回る
- ◆昼夜間人口比率は、東大阪市と同程度



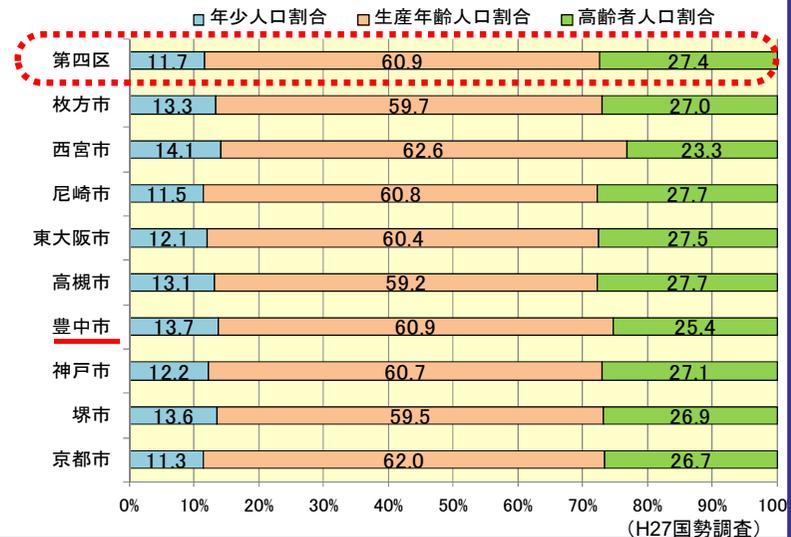
### 人口密度

- ◆人口密度は、比較都市をいずれも上回る



### 年齢別人口割合

- ◆生産年齢人口(15~64歳)割合は、豊中市と同程度



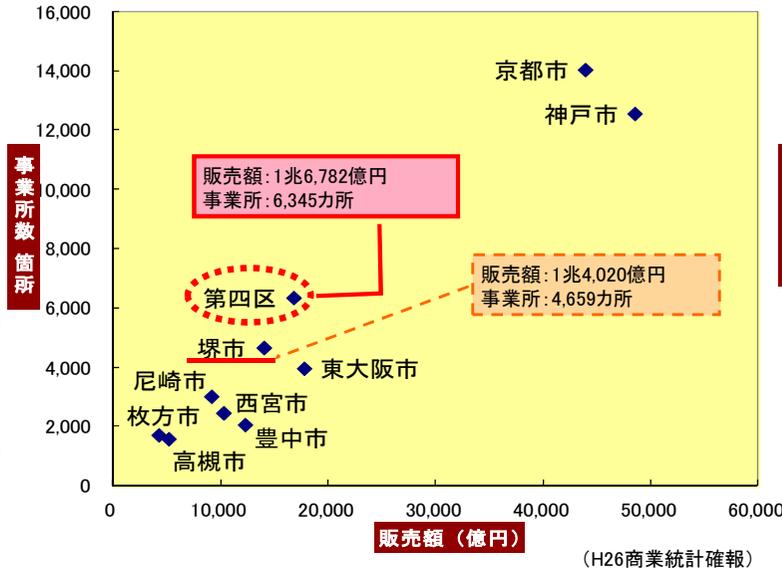
# 特別区の状況（統計データ） <2/3>

産業

区内総生産		
総生産	1兆812億円	
業種4分類別	製造業	21.2%
	卸・小売業	20.2%
	サービス業	55.1%
	その他	3.5%
企業本社数	22,639社	
商業		
販売額	1兆6,782億円	
事業所	6,345カ所	
従業者	46,148人	
卸売	販売額	1兆1,258億円
	事業所	1,990カ所
小売	販売額	5,524億円
	事業所	4,355カ所
工業		
出荷額 (事業所あたり)	4,998億円 (2.7億円)	
事業所	1,834カ所	
従業者	28,067人	
サービス業		
売上金額	1兆3,060億円	
事業所	14,018カ所	

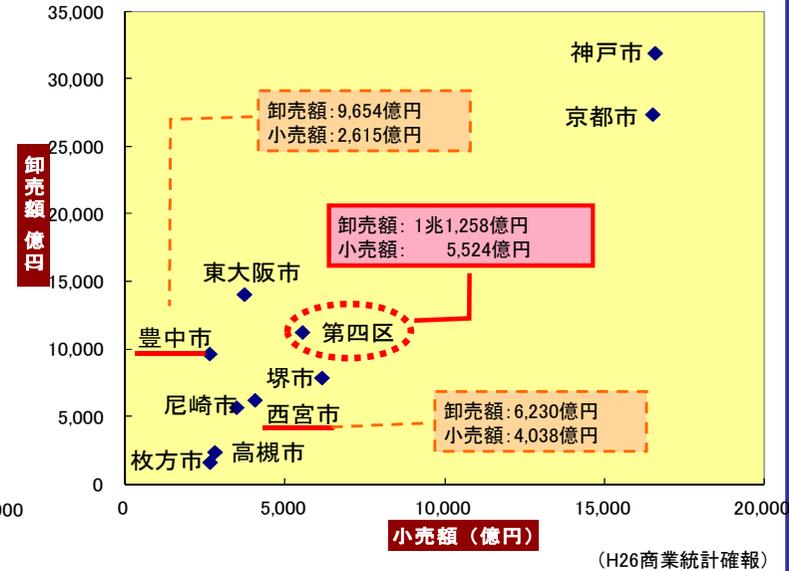
## 商業(販売額・事業所数)

- ◆ 商業販売額は、堺市を上回る
- ◆ 事業所数は、堺市を上回る



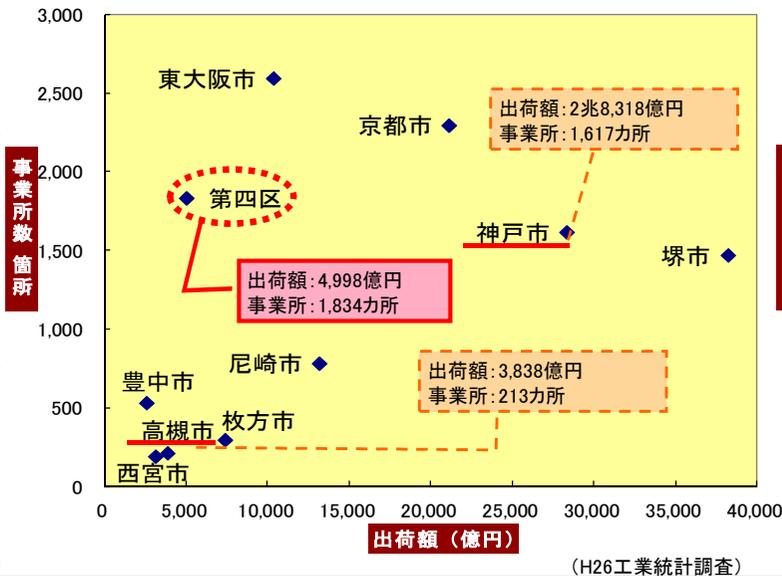
## 商業のうち卸売・小売(販売額)

- ◆ 卸売販売額は、豊中市を上回る
- ◆ 小売販売額は、西宮市を上回る



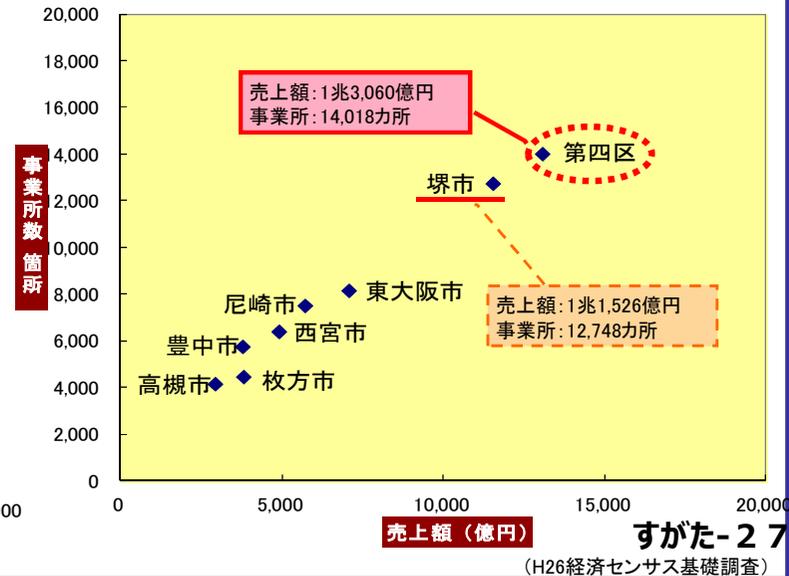
## 工業(出荷額・事業所数)

- ◆ 工業出荷額は、高槻市を上回る
- ◆ 事業所数は、神戸市を上回る



## サービス業(売上金額・事業所数)

- ◆ 売上金額は、堺市を上回る
- ◆ 事業所数は、堺市を上回る



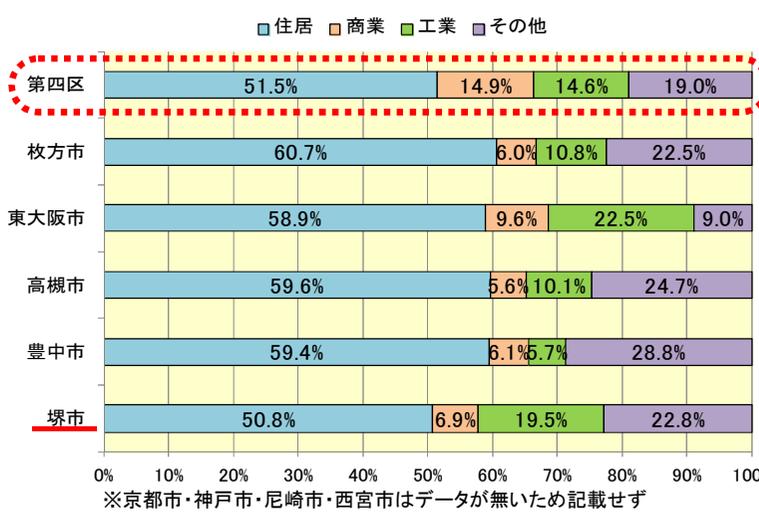
特別区の状況（統計データ） <3/3>

まち・暮らし

項目		状況	
土地利用	建物用途	63.7%	
	内訳	住居	51.5%
		商業	14.9%
		工業	14.6%
		その他	19.0%
持ち家割合：借家割合	49.8%：50.2%		
子ども教育	認可保育所数	100園	
	認可保育所定員 (就学前児童100人あたり)	13,792人 (45.3人)	
	待機児童数	66人	
	幼稚園数	54園	
	小学校数	77校	
	中学校数	46校	
	高等学校数(全日)	30校	
	短期大学数	5校	
	大学数	2校	
福祉医療	居宅介護事業者 (1km <sup>2</sup> あたり)	1,346業者 (30.4業者)	
	病院・診療所数 (千人あたり)	1,368カ所 (2.1カ所)	
	国民健康保険加入者 数(加入率)	180,412人 (28.3%)	
	被保護実人員(生活保 護)(保護率[千分比])	36,152人 (56.7%)	
交通	鉄道駅数 (1km <sup>2</sup> あたり)	50駅 (1.1駅)	
	放置自転車台数(原付 除く)	918台	
	通勤・通学者 割合	域内 47.0% 域外 53.0%	

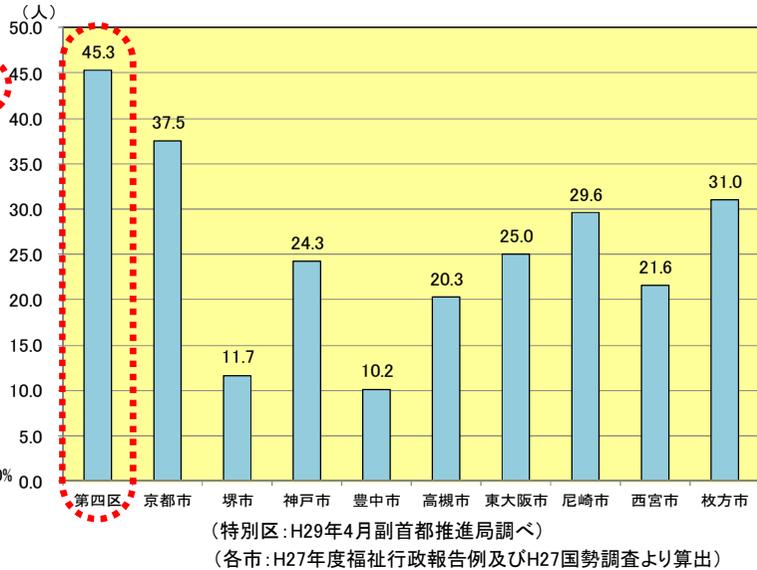
建物用途の内訳

◆建物用途の割合は、住居の土地利用が堺市と同程度



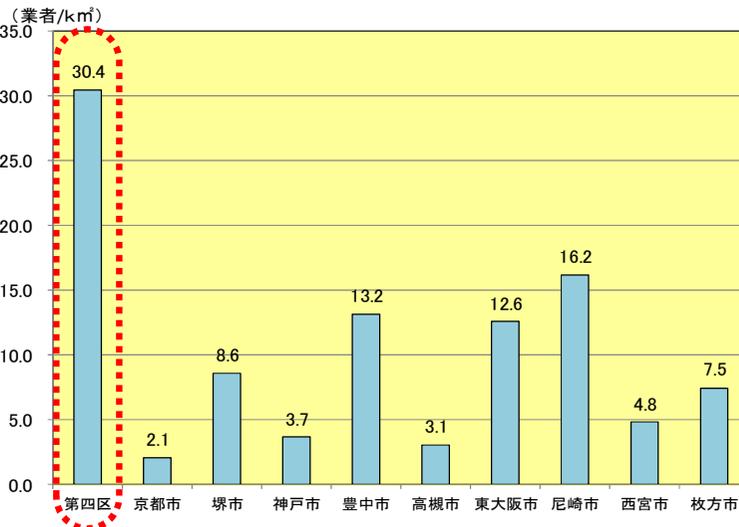
就学前児童100人あたり認可保育所定員数

◆就学前児童100人あたり認可保育所定員数は、比較都市をいずれも上回る



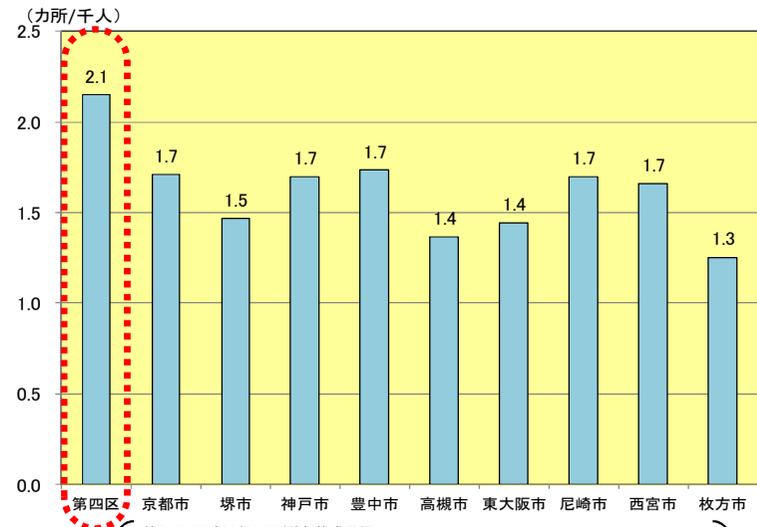
1km<sup>2</sup>あたり居宅介護事業者数

◆1km<sup>2</sup>あたりの居宅介護事業者数は、比較都市をいずれも大きく上回る



千人あたり病院・診療所数

◆人口千人あたりの病院・診療所数は、比較都市をいずれも上回る



# 1 1 特別区設置に伴うコスト

# 目次

1	基本的な考え方	コスト- 1
2	コストの試算（総括表）	コスト- 4
3	積算内訳	コスト- 5

## ※コストの試算にあたって

- ・各項目とも、その試算過程において一定の条件を設定して試算したものであり、設置の時期や今後の社会経済情勢の変動等により、実際のコストについては変動が生じる可能性がある
- ・各項目の数値は、端数処理の関係上、内訳と合計が一致しない場合がある
- ・消費税率については10%として試算

# 1 基本的な考え方

## (1) イニシャルコスト

### ◇システム改修関係 〔システム改修経費〕

#### <特別区>

- 住民情報系基幹システムとそれに必要な基盤については改修を行い、一部事務組合による運用を基本として試算
- その他194システムについては大阪市の現行システムを改修して、一部事務組合による運用もしくは各特別区が共通利用することを基本として試算

#### <大阪府>

- 特別区の設置に伴い事務等の変更による影響が生じるシステムを対象に改修経費を試算

### ◇庁舎整備関係 〔庁舎整備経費〕

- 次頁「〔庁舎整備経費〕に関する基本的な考え方」参照

#### 〔移転経費〕

- 特別区設置に伴い発生する職員の移転経費等について過去の実績等をもとに試算

#### 〔一時保護所建設経費〕

- 各特別区に児童相談所の一時保護所を設置し、一時保護所を有しない特別区については新たに建設することと仮定し試算

### ◇その他

#### 〔その他経費〕

- 街区表示変更経費、標識変更経費、広報関係経費等について過去の実績等をもとに試算

## (2) ランニングコスト

### ◇システム運用経費、民間ビル賃借料、新庁舎維持管理等経費、各特別区に新たに必要となる経費を想定

- システム運用経費については、システム改修経費の考え方に準じて試算
- 行政委員会運営費については、近隣中核市6市（豊中市・高槻市・枚方市・東大阪市・尼崎市・西宮市）の平均をもとに試算
- 議員報酬等については、議員定数、議員報酬を現状のままと仮定し、特別区設置に伴うコストとしては計上していない

# 1 基本的な考え方

## 〔庁舎整備経費〕に関する基本的な考え方

### ■ 各特別区における職員数に応じた必要な執務室を確保

・既存の執務室については全面的に改修を行う

### ■ 整備にあたってはコスト抑制の観点を重視

・既存の庁舎として利用している執務室（大阪市保有庁舎、民間ビル※）の活用を前提とし、新庁舎の必要面積を試算 ※A T C、あべのメディックス、あべのルシアス等

・執務室面積（次頁【執務室面積の算定について】参照）の不足が生じる特別区については、

- ①建設案（特別区域内で新庁舎を建設）
- ②賃借案（特別区域内の民間ビルを賃借）

〔試算上は民有地の買収を前提  
新庁舎が建設されるまでの期間については民間ビルの賃借により対応〕

上記2案について、それぞれコストを試算

**\* なお、具体的な整備にあたっては、新庁舎の建設や民間ビルの賃借を柔軟に組み合わせ、整備を図るものとする**

**また、新庁舎建設において大阪市保有地の活用ができる場合は、積極的な活用を図るものとする**

## 【執務室面積の算定について】

### ■ 職員配置の前提

- ・特別区職員は、各特別区域内の既存の大阪市保有庁舎及びA T C等の賃借ビルへ配置
- ・一部事務組合職員のうち約230名は現大阪市本庁舎に配置  
(他の一部事務組合職員については直営事業所(斎場等)に引き続き配置)
- ・大阪府へ移管する職員のうち約600名は民間ビルに配置(状況に応じて大阪市本庁舎を活用)

### ■ 職員一人当たりの必要執務室面積

- ・一人当たり20㎡とする(平成22年度地方債同意等基準による)

### ■ 議会関係施設の必要面積

- ・議員一人当たり35㎡とする(平成22年度地方債同意等基準による)  
北区を含む特別区については、大阪市本庁舎の議会関係諸室を現状使用するものと仮定  
※現在の大阪市の議員定数(86名)を各特別区の議員定数の総数と仮定し、  
特別区ごとの議員定数は、現在の各行政区の議員定数の合計としている

**上記前提をもとに試算した不足執務室面積に対して、庁舎整備を行う**

### **不足する執務室面積**

⇒ 試算B(4区B案) : 約31,000㎡

**※ 今後の議論により、上記前提条件に変更が生じた場合、試算数値は変動する**

## 2 コストの試算（総括表）

区割り案	イニシャルコスト	ランニングコスト
試案B（4区B案）	311～ <u>558</u>	41～48

（単位：億円）

※積算内訳についてはコスト-5～8参照

項 目		建設案	賃借案
イニシャルコスト	システム改修経費	182	
	庁舎整備経費	<u>356</u>	109
	庁舎等改修経費	88	88
	新庁舎建設経費	<u>247</u>	0
	民間ビル賃借保証金	21	21
	移転経費	5	
	一時保護所建設経費	6	
	その他経費	9	
	合 計	<u>558</u>	<b>311</b>
ランニングコスト	システム運用経費	32	
	民間ビル賃借料	2	15
	新庁舎維持管理等経費	6	0
	各特別区に新たに必要となる経費	1	
	合 計	<b>41</b>	<b>48</b>

### 3 積算内訳 <試案B（4区B案）>

#### (1) イニシャルコスト

項 目		積 算 根 拠	
イニシャルコスト	システム改修経費	<b>■ 住民情報系基幹システム</b> (①+②) <b>156億円</b> ・(住民基本台帳等事務システム、税務事務システムなど9システム) 基幹システム改修経費の見積り = 93.6億円…①  <b>■ その他194システム</b> ・平成29年度予算の運用経費上位24システムの改修経費の見積り (56.2億円) ÷ 0.9 = 62.4億円…② (上位24システムの現行運用経費 (74.5億円) ÷ その他194システムの現行運用経費 (83億円) = 0.9)  <b>■ 大阪府のシステム</b> <b>26億円</b> ・システム改修経費の見積り等 = 26億円  <b>計 182億円</b>	
	庁舎整備経費 (※)	<b>建設案</b> <b>■ 区役所等保有庁舎改修経費</b> <b>58億円</b> <b>■ 民間ビル賃借執務室改修経費 (大阪府含む)</b> <b>30億円</b> <b>■ 民間ビル賃借保証金 (大阪府含む)</b> <b>21億円</b> <b>■ 新庁舎建設経費 (用地費・設計費含む)</b> <b>247億円</b> <b>計 356億円</b>	<b>賃借案</b> <b>■ 区役所等保有庁舎改修経費</b> <b>58億円</b> <b>■ 民間ビル賃借執務室改修経費 (大阪府含む)</b> <b>30億円</b> <b>■ 民間ビル賃借保証金 (大阪府含む)</b> <b>21億円</b>  <b>計 109億円</b>
	移転経費	<b>■ 移転を伴う対象職員数 : 11,710人 (特別区11,110人+大阪府600人)</b> <b>計 4.5億円</b> ・一人当たり移転経費 (大阪市の過去の実績) : @15千円 × 110% × 11,710人 <span style="float: right;">193百万円</span> ・パソコン等移設単価 (大阪市の単価) : @20千円 × 110% × 11,710人 <span style="float: right;">258百万円</span>	
	一時保護所建設経費	<b>■ 1か所新たに建設</b> <b>第二区 : 591百万円</b> <b>計 5.9億円</b> [ 定員 : 35名、整備面積1,180㎡ ]	

※詳細についてはコスト-11、13参照

### 3 積算内訳 < 試案B (4区B案) >

#### (1) イニシャルコスト

項 目		積 算 根 拠	
イニシャルコスト	その他経費	<b>■ 街区表示変更経費</b>	<b>4.2億円</b>
		○街区表示板張替え	
		表示板作成 @1,924円 × 100,528枚 (24区設置枚数) × 110%	213百万円
		張替え費用 @5,893円 × 25,132街区 × 110%	163百万円
		○町名街区案内板取替え	
		案内板作成・取替え一式 @74,509円 × 全580基 × 110%	48百万円
		<b>■ 標識変更経費</b>	<b>0.2億円</b>
		○著名地点標識取替え (材料費・施工費等)	
		@150千円 × 29枚 × 110%	5百万円
		○道路案内標識取替え (材料費・施工費等)	
@190千円 × 46枚 × 110%	10百万円		
○市町村標識取替え (材料費・施工費等)			
@150千円 × 18枚 × 110%	3百万円		
<b>■ 広報関係経費</b>	<b>1.5億円</b>		
○広報誌 印刷費	28百万円		
○広報誌 配布経費			
@25.7円 × 1,640千件 × 110%	46百万円		
○ホームページ作成委託			
大阪府内自治体平均@17,000千円 × 4区 × 110%	75百万円		
<b>■ 議会関係経費</b>	<b>1.2億円</b>		
○議会音響 @25,000千円 × 4区	100百万円		
○議会備品 @4,000千円 × 4区	16百万円		
<b>■ 公印等経費</b>	<b>1.6億円</b>		
○公印・ゴム印・封筒印刷等各種消耗品 @20,000千円 × 4区	80百万円		
○その他施設関係経費 @20,000千円 × 4区	80百万円		
		<b>計 8.7億円</b>	

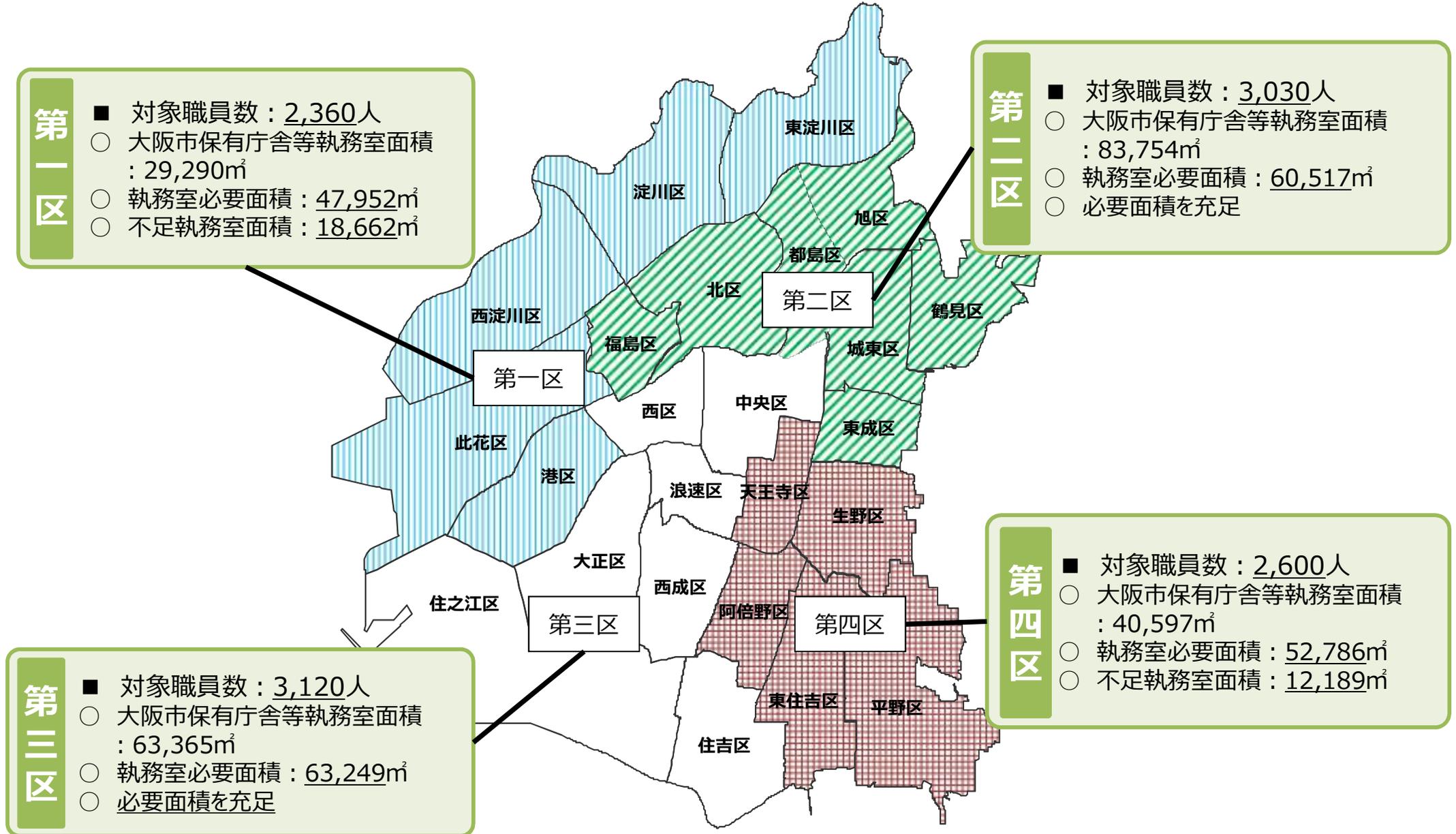
## (2) ランニングコスト

項 目		積 算 根 拠	
ランニングコスト	システム運用経費	<b>■ 住民情報系基幹システム（増加分）</b> <span style="float: right;">14.4億円</span> （住民基本台帳等事務システム、税務事務システムなど9システム） ○システム改修後運用経費(56.4億円)－現行運用経費(42億円) = 14.4億円	
		<b>■ その他194システム（増加分）</b> <span style="float: right;">6.8億円</span> ○平成29年度予算の運用経費上位24システムの システム運用経費増加分（6.1億円） $\div 0.9 = 6.8$ 億円 （上位24システムの現行運用経費(74.5億円) $\div$ その他194システムの現行運用経費(83億円)=0.9）	
	<b>■ 大阪府のシステム（増加分）</b> <span style="float: right;">11億円</span> ・システム運用経費の見積り等 = 11億円 <div style="text-align: right;"><b>計 32.2億円</b></div>		
		<b>■ ホームページ運用経費</b> <span style="float: right;">計 0.2億円</span> 大阪府内自治体平均 @4,000千円×4区×110% = 18百万円	
	民間ビル賃借料 新庁舎維持管理等 経費（※）	<b>建設案</b> <b>■ 民間ビル賃借料</b> <span style="float: right;">▲4億円</span> <b>■ 大阪府へ移管する職員のうち移転を伴う対象 職員にかかる民間ビル賃借料</b> <span style="float: right;">6億円</span> <b>■ 新庁舎の維持管理等経費</b> <span style="float: right;">6億円</span> <div style="text-align: right;"><b>計 8億円</b></div>	<b>賃借案</b> <b>■ 民間ビル賃借料</b> <span style="float: right;">9億円</span> <b>■ 大阪府へ移管する職員のうち移転を伴う対象 職員にかかる民間ビル賃借料</b> <span style="float: right;">6億円</span> <div style="text-align: right;"><b>計 15億円</b></div>
	各特別区に新たに 必要となる経費	<b>■ 各特別区に新たに必要となる経費（増加分）</b> <span style="float: right;">計 0.5億円</span> ・各種行政委員会委員報酬費 = 0.5億円 ◇委員数・月額報酬を近隣中核市6市平均で試算（平成29年度） ・対象行政委員会：教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会	

※詳細についてはコスト-12、14参照

### 3 積算内訳（各特別区の執務室面積） < 試案 B（4区B案） >

対象職員数は、組織体制（案）をもとに新たに執務室の確保が必要となる職員数を試算



※ 第一区及び第四区は不足執務室面積について、庁舎を建設または民間ビルを賃借

# 参考資料

資料名		ページ	
システム経費試算	試案B（4区B案）	コスト-10	
庁舎経費試算	試案B（4区B案）	建設案	コスト-11
		賃借案	コスト-13

# (参考) システム経費試算 <試案B (4区B案)>

## 【イニシャルコスト】

### ■ システム改修経費

#### (1) 住民情報系基幹システム (住民基本台帳等事務、戸籍情報、税務事務、総合福祉、国民健康保険、介護保険、統合基盤・ネットワークシステムなど)

- ・システムは、一部事務組合による運用を基本とする
- ・大阪市の現行システムの改修を基本とし、システム改修期間を24か月とする
- ・上記を条件として、全9システムの見積りにより試算 (93.6億円)

#### (2) その他194システム (住民情報系基幹システム以外)

- ・大阪市の現行システムを改修して、一部事務組合による運用もしくは各特別区が共通利用することを基本とし、システム改修期間を24か月とする
  - ・上記を条件として、平成29年度予算の運用経費上位24システムの見積り金額(56.2億円)をベースに、運用経費割合(0.9)から全体額を試算 (62.4億円)
- ※運用経費割合：その他194システム運用経費 (83億円) と平成29年度予算の運用経費上位24システム運用経費 (74.5億円) の割合 (0.9)

#### (3) 大阪府のシステム

- ・平成29年度予算の運用経費上位21システム (概ね5,000万円以上) 及び改修が見込まれるシステムについて、見積り等により試算 (26億円)

## 【ランニングコスト】

### ■ システム運用経費

#### (1) 住民情報系基幹システム

- ・運用経費の増 (見積りにより試算)
- ・平成29年度予算の運用経費：42億円 ⇒ 56.4億円 (14.4億円増)

#### (2) その他194システム

- ・運用経費の増 (見積りにより試算)
- ・平成29年度予算の運用経費上位24システムの見積り金額 (運用経費の増6.1億円) をベースに、運用費割合(0.9)から全体額を試算 (6.8億円増)

#### (3) 大阪府のシステム

- ・運用経費の増 (見積り等により試算) (11億円増)

# (参考) 庁舎経費試算 (建設案－イニシャルコスト) <試算B (4区B案)>

## 積算根拠

### <特別区>

(1)区役所等保有庁舎改修経費	:改修執務室面積×改修単価※1)	=	<u>193,653</u> m <sup>2</sup> ×30,000円/m <sup>2</sup>	=	<u>5,810</u> 百万円
(2)新庁舎建設費	:必要延床面積※2)×建設単価※3)	=	<u>49,622</u> m <sup>2</sup> ×371,600円/m <sup>2</sup>	=	<u>18,440</u> 百万円
(3)新庁舎設計費・工事監理費	:国土交通省の積算基準等より試算	=		=	<u>425</u> 百万円
(4)新庁舎用地費	:敷地面積※4)×土地単価※5)	=		=	<u>5,824</u> 百万円
(5)民間ビル賃借執務室改修経費	:不足執務室面積×改修単価※6)	=	<u>30,851</u> m <sup>2</sup> ×69,500円/m <sup>2</sup>	=	<u>2,144</u> 百万円
(6)民間ビル賃借保証金	:年間賃料相当額	=		=	<u>1,486</u> 百万円

### <大阪府>

(1)民間ビル賃借執務室改修経費	:必要面積×改修単価※6)	=	<u>12,000</u> m <sup>2</sup> ×69,500円/m <sup>2</sup>	=	<u>834</u> 百万円
(2)民間ビル賃借保証金	:年間賃料相当額	=		=	<u>590</u> 百万円

(消費税率10%で単価を試算)

※1) 区役所等保有庁舎改修工事単価：平成28年及び29年の本庁舎執務室改修事例より

※2) 必要延床面積：不足執務室面積を70%で除した後に駐車場面積（大阪市附置義務台数基準により試算）を加算した面積

※3) 新庁舎建設単価：直近10年間の区役所建設事例（建物台帳）の平均単価

※4) 敷地面積：必要延床面積を当該特別区ごとの平均指定容積率の70%で除した面積

※5) 土地単価：当該特別区ごとの平成29年1月1日地価公示地点の土地単価の平均

※6) 民間ビル改修工事単価：平成28年産業創造館改修事例より

積算根拠	
民間ビル賃借料	<p>&lt;特別区&gt;</p> <p>■ 特別区設置後の民間ビル賃借料 減額分 <span style="float: right;">▲ 4 億円/年</span></p> <p>・平成34～64年度(※)の平均 = ▲378百万円/年 (対象職員数の変動により賃借面積に変更が生じるため平均したもの)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>&lt;大阪府&gt;</p> <p>■ 大阪府へ移管する職員のうち移転を伴う対象職員にかかる民間ビル賃借料 <span style="float: right;">6 億円/年</span></p> <p>・<u>12,000</u> m<sup>2</sup> × 4,095円/m<sup>2</sup>・月 × 12か月 = <u>590</u>百万円/年 (賃借単価は、第二区における大阪市事務所賃借料事例より)</p>
新庁舎維持管理等経費	<p>■ 建物や設備機器の修繕・更新、保守点検費など <span style="float: right;">6 億円/年</span></p> <p>・平成37～67年度(※)の平均 = <u>566</u>百万円/年 (修繕周期などによる変動があるため平均したもの)</p> <p>* 国土交通省監修「建築物のライフサイクルコスト」の考え方に基づく試算モデル及び施設データシート (いずれも大阪市都市整備局作成) による</p>

※年度によって変動があるため、庁舎経費 (建設・改修) にかかる地方債の発行年度から償還終了年度までに要する31年間としている

## (参考) 庁舎経費試算 (賃借案－イニシャルコスト) <試案B (4区B案)>

### 積算根拠

#### <特別区>

(1)区役所等保有庁舎改修経費 :改修執務室面積×改修単価※1)	=	<u>193,653</u> m <sup>2</sup> ×30,000円/m <sup>2</sup>	=	<u>5,810</u> 百万円
(2)民間ビル賃借執務室改修経費 :不足執務室面積×改修単価※2)	=	<u>30,851</u> m <sup>2</sup> ×69,500円/m <sup>2</sup>	=	<u>2,144</u> 百万円
(3)民間ビル賃借保証金 :年間賃料相当額			=	<u>1,486</u> 百万円

#### <大阪府>

(1)民間ビル賃借執務室改修経費 :必要面積×改修単価※2)	=	<u>12,000</u> m <sup>2</sup> ×69,500円/m <sup>2</sup>	=	<u>834</u> 百万円
(2)民間ビル賃借保証金 :年間賃料相当額			=	<u>590</u> 百万円

(消費税率10%で単価を試算)

※1) 区役所等保有庁舎改修工事単価：平成28年及び29年の大阪市本庁舎執務室改修事例より

※2) 民間ビル改修工事単価：平成28年産業創造館改修事例より

積算根拠	
民間ビル賃借料	<p>&lt;特別区&gt;</p> <p>■ 特別区設置後の民間ビル賃借料 増額分 <span style="float: right;">9億円/年</span></p> <p>・平成34～64年度(※)の平均 = 862百万円/年 (対象職員数の変動により賃借面積に変更が生じるため平均したもの)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>&lt;大阪府&gt;</p> <p>■ 大阪府へ移管する職員のうち移転を伴う対象職員にかかる民間ビル賃借料 <span style="float: right;">6億円/年</span></p> <p>・<math>12,000 \text{ m}^2 \times 4,095 \text{ 円/m}^2 \cdot \text{月} \times 12 \text{ か月} = 590 \text{ 百万円/年}</math> (賃借単価は、第二区における大阪市事務所賃借料事例より)</p>
新庁舎維持管理等経費	<p>■ 建物や設備機器の修繕・更新、保守点検費など <span style="float: right;">0円/年</span></p> <p>* 賃借のため不要</p>

※年度によって変動があるため、庁舎経費(建設・改修)にかかる地方債の発行年度から償還終了年度までに要する31年間としている

# 副首都・大阪にふさわしい大都市制度 《特別区（素案）》 （追加資料）

平成30年4月6日

大都市制度（特別区設置）協議会  
事務局：副首都推進局

# 《 資 料 》

- 1 特別区の名称
- 2 特別区本庁舎の位置
- 3 区議会議員の定数

# 1 特別区の名刺

# 目次

1 特別区の名称案について	.....	区名- 1
2 町名の考え方について	.....	区名- 4

## 参考資料

1 自治体の名称の定め方について	.....	区名- 6
2 東京特別区・政令指定都市の行政区名の由来分析	.....	区名- 7

※ 本資料の各表においては、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

# 1 特別区の名称案について①（基本的な考え方）

## ■ 基本方針

特別区の名称案については、

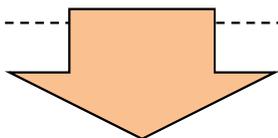
- ①特別区は現行政区の区域を越えて形成されることから、より包括的なものとする
- ②できる限り住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、極力簡潔なものとする

## ■ 他都市分析の内容

東京特別区・政令指定都市行政区の名称の由来を分析

<分析結果>

「方角・位置」に由来	「地名等」に由来	「地勢等」に由来	「古典・その他」に由来
38.5% (85区)	35.7% (79区)	17.6% (39区)	8.1% (18区)

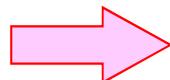


## ■ 名称案の考え方

基本方針及び他都市分析の内容を踏まえ検討した結果、他都市でも多く使用されている「方角・位置」を基本としつつ、区域を包括し、簡潔でわかりやすい名称案を検討する

(由来)

方角・位置

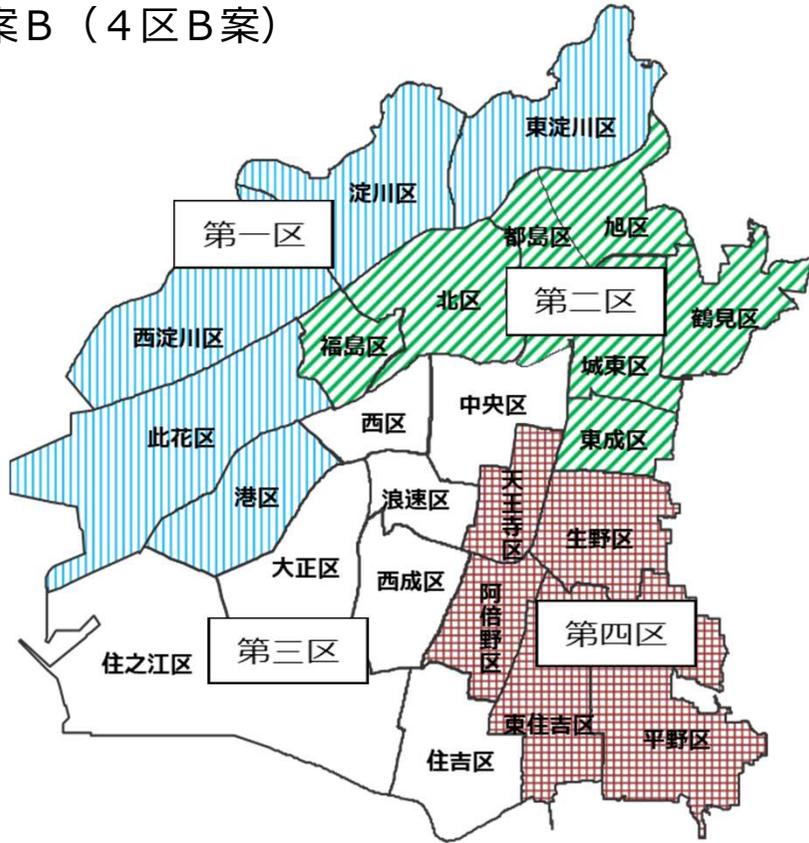


(名称案)

「東西・北・中央・南」 (大阪城を中心とした方角・位置)

# 1 特別区の名称案について②

試案B (4区B案)



各特別区の区域

第一区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区
第二区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区
第三区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区
第四区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区

	名称案
第一区	東西区
第二区	北区
第三区	中央区
第四区	南区

《参考》大阪市行政区名の由来分析 (一部重複あり)			
方角・位置	地名等	地勢等	古典その他
(西淀川) (東淀川)		港 淀川 (西淀川) (東淀川)	此花
北 (東成) (城東)	都島 福島 (東成) 鶴見	(城東)	旭
中央 西	住之江 住吉 西成	大正	浪速
(東住吉)	生野 阿倍野 (東住吉) 平野	天王寺	

# 《参 考》

着眼点		大阪城を中心とした 方角・位置	大阪城を中心とした 方角・位置+地勢	各区の位置関係による 方角・位置
第一区	此花区、港区、 西淀川区、淀川区、 東淀川区	東西区	淀川区	北区
第二区	北区、都島区、 福島区、東成区、旭区、 城東区、鶴見区	北区	北区	東区
第三区	中央区、西区、大正区、 浪速区、住之江区、 住吉区、西成区	中央区	中央区	西区・中央区
第四区	天王寺区、生野区、 阿倍野区、東住吉区、 平野区	南区	南区・東区	南区

## 2 町名の考え方について

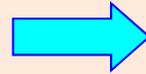
### ■ 町名の取扱い

地域の歴史などを考慮し、特別区の設置の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めることとする

### ■ 基本方針

現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があることから、その取扱いには十分に配慮する

歴史、住民の愛着



一定のルールに基づいて、町名に反映

### ■ 取扱いルール（案）

新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入（原則）

	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	□□区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	△△区	-	□□○○町×丁目	×番	×号

例外1：北区・中央区については現在の行政区名と同一となることから、西区については方位と混同されやすいことから、現在の行政区名を挿入しない

【適用例】

変更前の町名（現行）	整理前の町名（案）	整理後の町名（案）
・北区 池田町 ・中央区 安土町 ・西区 九条	・北区 北池田町 ・中央区 中央安土町 ・中央区 西九条	・北区 池田町 ・中央区 安土町 ・中央区 九条

例外2：行政区名と町名が連続する場合は、現在の行政区名を挿入しない（漢字表記も含む）

【適用例】

変更前の町名（現行）	整理前の町名（案）	整理後の町名（案）
・港区 港晴 ・住之江区 住之江	・東西区 港港晴 ・中央区 住之江住之江	・東西区 港晴 ・中央区 住之江

# 参考資料

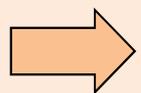
# 1 自治体の名称の定め方について

## 法令上の取扱

地方自治法（昭和22年法律第67号）

3条3項 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、（略）条例でこれを定める。

3条4項 （略）名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。



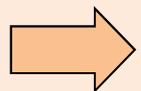
- ・名称の定め方について、法令上の制限（規定）はない
- ・特別区が変更することも可能

## 国の見解

表記等

昭和33年自治庁行政局長通知

名称等の書き表し方は、さしつかえのない限り、当用漢字字体表を用いる。（以下略）

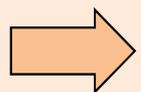


- ・基本的にひらがな、カタカナ、常用漢字を使用
- ・文字数上限などはない

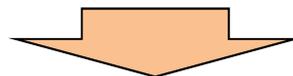
重複

昭和45年自治省事務次官通知

市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、新たに市になる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮すること。



- ・特別区の場合でも、同一・類似に関しては、先行自治体と協議を行うなどの配慮が必要



## 実例

○表記等

- ・最大文字数：6文字（かすみがうら市、つくばみらい市、いちき串木野市）
- ・最長読み数：9文字（南九州市 = ミナミキウシュウ）

○重複

- ・府中市（広島県・東京都）、昭和29年～
- ・伊達市（北海道・福島県）、平成18年～

## 2 東京特別区・政令指定都市の行政区名の由来分析①

### 分析対象

- 東京都23特別区
- 政令指定都市（大阪市含む20市、行政区175区）

計 198区

### 分析内容

- 区名の由来を以下の7つに分類、構成比率を算出

- ・ **方位**：方角、位置に由来するもの (例) 北区、中央区 など
- ・ **地名等**：地名（旧市町村名や旧郡名を含む）に由来するもの (例) 都島区、新宿区（東京都） など
- ・ **地名等+方位**：地名等と方位を組合わせたもの (例) 東住吉区、名東区（名古屋市） など
- ・ **地勢等**：その土地の特徴的なもの（自然物・人工物）に由来するもの (例) 港区、千代田区（東京都） など
- ・ **地勢等+方位**：地勢等と方位を組合わせたもの (例) 西淀川区、江東区（東京都） など
- ・ **古典**：和歌、故事等に由来するもの (例) 此花区、宮城野区（仙台市） など
- ・ **その他**：イメージや抽象物に由来するもの (例) 旭区、文京区（東京都） など

### 〔由来の整理に関する考え方〕

- 区名の由来は複数あるものも多く、また、「地名等・地勢等・古典」については、その特定が困難
- 一方で、由来を分析するにあたっては、全ての区で一つの由来に限定する必要
- よって、以下の考え方に基づき、「直近の由来」で整理することにより、由来を特定
  - ・ 構成する旧市町村名や属する旧郡名などを使用した場合 ⇒ 「地名等」
  - ・ 古典に由来するものでも、町名、建築物等の名称で正式に使用されている場合 ⇒ 各々「地名等」、「地勢等」

## 2 東京特別区・政令指定都市の行政区名の由来分析②

### 《凡 例》

「方位」⇒方角・位置、「地名等」、「名+方」⇒地名等+方位、「地勢等」、「勢+方」：地勢等+方位、「古典」：故事・古典、「その他」

※地名等には、実際の地名だけでなく、過去使用されていた旧市町村や旧郡名を含む

※地勢等 ⇒ その土地にある特徴的なもの（自然物・人工物）に由来

※故事・古典 ⇒ 地名などに反映されることなく、直接引用されたものに限る

東京都	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷
	地勢等	方位	地勢等	地名等	その他	地勢等	地勢等	勢+方	地名等	地名等	地名等	地名等
	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	
	地名等	地名等	地名等	地名等	方位	地勢等	地名等	地名等	地名等	地名等	地勢等	
札幌市	北	東	白石	厚別	手稲	西	中央	豊平	清田	南		
	方位	方位	地名等	地名等	地名等	方位	方位	地名等	地名等	方位		
仙台市	泉	宮城野	若林	青葉	太白							
	地名等	古典	地勢等	古典	地勢等							
新潟市	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲				
	方位	方位	方位	勢+方	地勢等	方位	方位	地名等				
さいたま市	岩槻	見沼	緑	北	大宮	浦和	中央	南	西	桜		
	地名等	地勢等	その他	方位	地名等	地名等	方位	方位	方位	地勢等		
千葉市	花見川	美浜	稲毛	中央	若葉	緑						
	地勢等	地勢等	地名等	方位	地勢等	その他						
横浜市	青葉	都筑	港北	鶴見	緑	神奈川	瀬谷	旭	保土ヶ谷	西	泉	戸塚
	その他	地名等	勢+方	地名等	その他	地名等	地名等	その他	地名等	方位	その他	地名等
	港南	南	中	磯子	栄	金沢						
	勢+方	方位	方位	地名等	その他	地名等						
川崎市	麻生	多摩	宮前	高津	中原	幸	川崎					
	地勢等	地勢等	地名等	地名等	地名等	地名等	地名等					
相模原市	緑	中央	南									
	その他	方位	方位									
静岡市	葵	清水	駿河									
	その他	地名等	地名等									
浜松市	天竜	北	浜北	東	中	西	南					
	地名等	方位	地名等	方位	方位	方位	方位					
名古屋市	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南
	地名等	方位	方位	方位	地名等	方位	その他	地名等	地名等	地勢等	地勢等	方位
	守山	緑	名東	天白								
	地名等	その他	名+方	地名等								

方位	地名等	名+方	地勢等	勢+方	古典	その他
2	13	0	6	1	0	1
8.7%	56.5%	0.0%	26.1%	4.3%	0.0%	4.3%
5	5	0	0	0	0	0
50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0	1	0	2	0	2	0
0.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%	0.0%
5	1	0	1	1	0	0
62.5%	12.5%	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%
4	3	0	2	0	0	1
40.0%	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	10.0%
1	1	0	3	0	0	1
16.7%	16.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%
3	8	0	0	2	0	5
16.7%	44.4%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	27.8%
0	5	0	2	0	0	0
0.0%	71.4%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%
2	0	0	0	0	0	1
66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
0	2	0	0	0	0	1
0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
5	2	0	0	0	0	0
71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5	6	1	2	0	0	2
31.3%	37.5%	6.3%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%

主な由来
地名等
方位
地名等
地勢等
古典
方位
方位
地勢等
地名等
地名等
方位
地名等
地名等

※主な由来：当該都市等を構成する特別区・行政区の由来のうち、最多となる区分

京都市	右京	左京	北	上京	中京	下京	西京	東山	山科	南	伏見	
	勢+方	勢+方	方位	勢+方	勢+方	勢+方	勢+方	地勢等	地名等	方位	地名等	
大阪市	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺	浪速	西淀川	淀川
	方位	地名等	地名等	古典	方位	方位	地勢等	地勢等	地勢等	古典	勢+方	地勢等
	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成
	勢+方	地名等	地名等	その他	勢+方	地名等	地名等	地名等	地名等	名+方	地名等	地名等
堺市	堺	北	西	中	東	南	美原					
	地名等	方位	方位	方位	方位	方位	地名等					
神戸市	北	西	垂水	須磨	長田	兵庫	中央	灘	東灘			
	方位	方位	古典	地名等	地勢等	地勢等	方位	地名等	名+方			
岡山市	北	中	東	南								
	方位	方位	方位	方位								
広島市	佐伯	安佐北	安佐南	西	中	東	南	安芸				
	地名等	名+方	名+方	方位	方位	方位	方位	地名等				
北九州市	若松	八幡西	八幡東	戸畑	小倉北	小倉南	門司					
	地名等	名+方	名+方	地名等	名+方	名+方	地名等					
福岡市	西	早良	城南	中央	南	博多	東					
	方位	地名等	勢+方	方位	方位	地名等	方位					
熊本市	北	西	中央	東	南							
	方位	方位	方位	方位	方位							

方位	地名等	名+方	地勢等	勢+方	古典	その他
2	2	0	1	6	0	0
18.2%	18.2%	0.0%	9.1%	54.5%	0.0%	0.0%
3	10	1	4	3	2	1
12.5%	41.7%	4.2%	16.7%	12.5%	8.3%	4.2%
5	2	0	0	0	0	0
71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3	2	1	2	0	1	0
33.3%	22.2%	11.1%	22.2%	0.0%	11.1%	0.0%
4	0	0	0	0	0	0
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4	2	2	0	0	0	0
50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0	3	4	0	0	0	0
0.0%	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4	2	0	0	1	0	0
57.1%	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
5	0	0	0	0	0	0
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

主な由来
勢+方
地名等
方位
方位
方位
方位
名+方
方位
方位



※主な由来：当該都市等を構成する特別区・行政区の由来のうち、最多となる区分

①方位	②地名等	③名+方	④地勢等	⑤勢+方	⑥古典	⑦その他	合計
62区	70区	9区	25区	14区	5区	13区	198区

「方角・位置」に由来 (①+③+⑤)	「地名等」に由来 (②+③)	「地勢等」に由来 (④+⑤)	「古典・その他」に由来 (⑥+⑦)	総計(※)
85区	79区	39区	18区	221区



(※) 集計にあたり、重複を認めたため、総計は区数の合計(198区)を上回る



## 2 特別区本庁舎の位置

# 目 次

1	特別区本庁舎の位置	.....	庁舎- 1
2	特別区本庁舎の選定 <第一区>	.....	庁舎- 5
3	特別区本庁舎の選定 <第三区>	.....	庁舎- 8
4	特別区本庁舎の選定 <第四区>	.....	庁舎- 1 1

# 1 特別区本庁舎の位置

## (1) 基本的な考え方

- 選定にあたっては、既存の大阪市本庁舎・24区役所庁舎を候補とする
- 新庁舎の整備については、手法（建設・賃借）を含め設置準備期間に検討

### 特別区本庁舎の選定方針

#### ○ 第二区

- ◆ 大阪市本庁舎は、行政機能の集約が可能  
また、都心部にあり複数の鉄道アクセスを有することから、住民にとって最も便利  
⇒ **大阪市本庁舎を特別区本庁舎とする**

#### ○ 第二区以外の区

- ◆ 現在の区役所庁舎から、特別区本庁舎を選定  
※選定に際しては、地方自治法の規定に基づき、

○ **住民からの近接性**

○ **交通の利便性**

○ **都市の中心性**

を考慮すべき条件として点数化

#### 地方自治法

**第四条** 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

# 1 特別区本庁舎の位置

## (2) 選定方法

### ① 地方自治法の規定に基づき、考慮すべき条件を点数化し上位の2つの特別区本庁舎候補を選定

○考慮すべき条件毎に最大5.0点から最小1.0点で点数化し、合計点数を算出

考慮すべき条件	評価項目
○住民からの近接性	<b>人口重心からの距離</b> (特別区内の人口が全体としてバランスのとれる地点から現区役所までの距離)
○交通の利便性	<b>特別区内での現区役所間の公共交通利用による所要時間</b> (現区役所間の徒歩・電車・バスによる所要時間の平均)
○都市の中心性	<b>他地域からの来訪者数</b> (他地域から現在の行政区内への移動者数)

### ② 特別区本庁舎候補の周辺状況を加味し、特別区本庁舎を選定

○上位2つの特別区本庁舎候補の周辺状況（大阪市事務所の所在等）を踏まえ、特別区本庁舎を選定

### (3) 選定結果

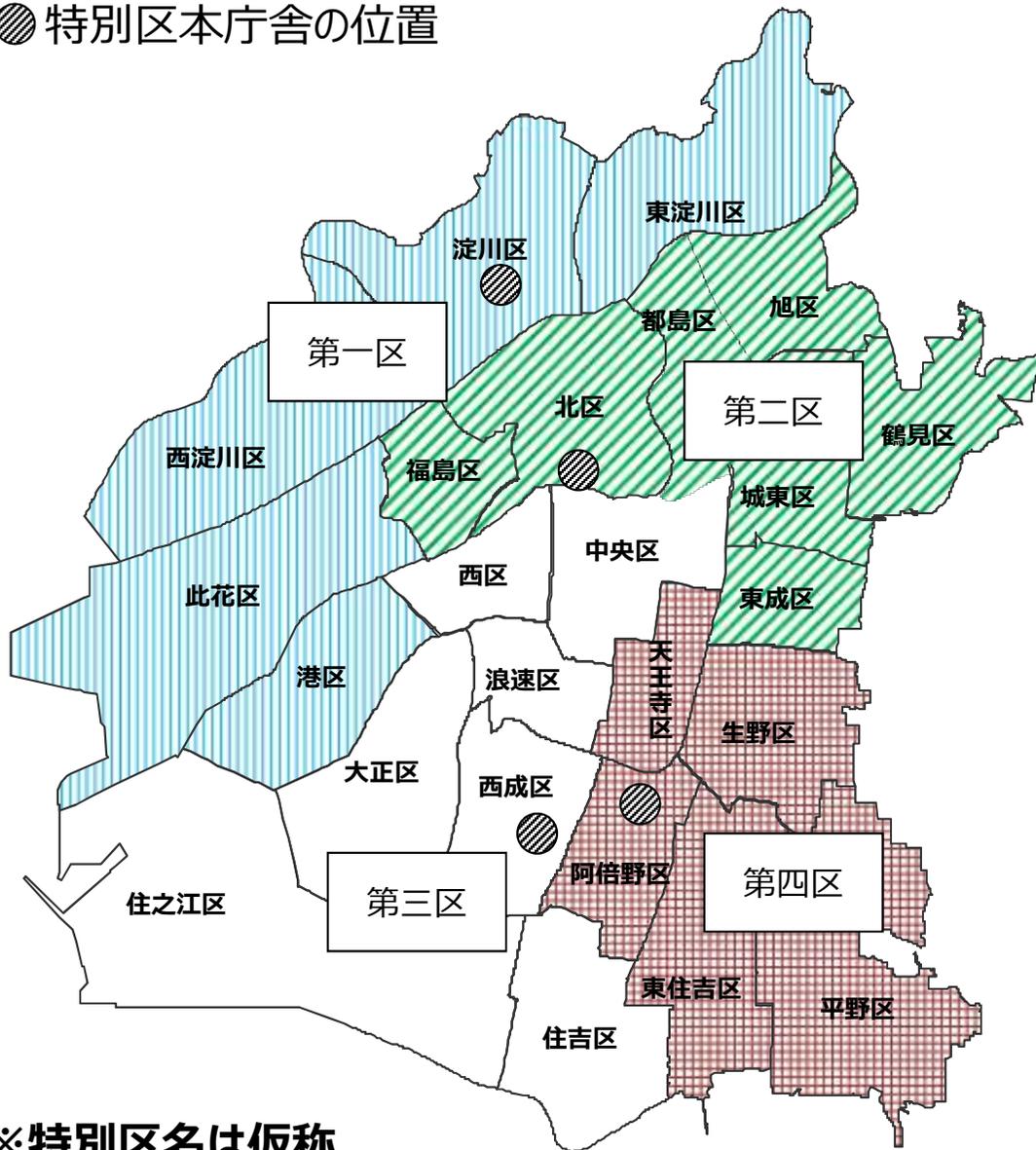
特別区名 (仮称)	選定庁舎	選定理由
第二区	大阪市本庁舎	大阪市本庁舎は行政機能の集約が可能 また、都心部にあり複数の鉄道アクセスを有する

特別区名 (仮称)	選定庁舎	選定理由	
		特別区本庁舎候補	周辺状況
第一区	淀川区役所	淀川区役所 13.8点 此花区役所 8.4点	淀川区役所は周辺に大阪市事務所（十三工営所、十三公園事務所）が所在している
第三区	西成区役所	西成区役所 11.1点 浪速区役所 9.7点	・西成区役所は学校経営管理センター等が、浪速区役所はなんば市税事務所等が近く、周辺状況では差がない ・住民からの近接性、交通の利便性において、西成区役所庁舎が浪速区役所庁舎より優れていることから、西成区役所を選定
第四区	阿倍野区役所	阿倍野区役所 11.7点 平野区役所 11.7点	阿倍野区役所は周辺に大阪市事務所（総務事務センター、職員人材開発センター）が所在していることに加え、複数の鉄道アクセスを有している

# 1 特別区本庁舎の位置

## (4) 特別区本庁舎の位置 (案)

● 特別区本庁舎の位置



特別区本庁舎の位置

第一区	淀川区役所
第二区	大阪市本庁舎
第三区	西成区役所
第四区	阿倍野区役所

※特別区名は仮称

## 2 特別区本庁舎の選定 <第一区>

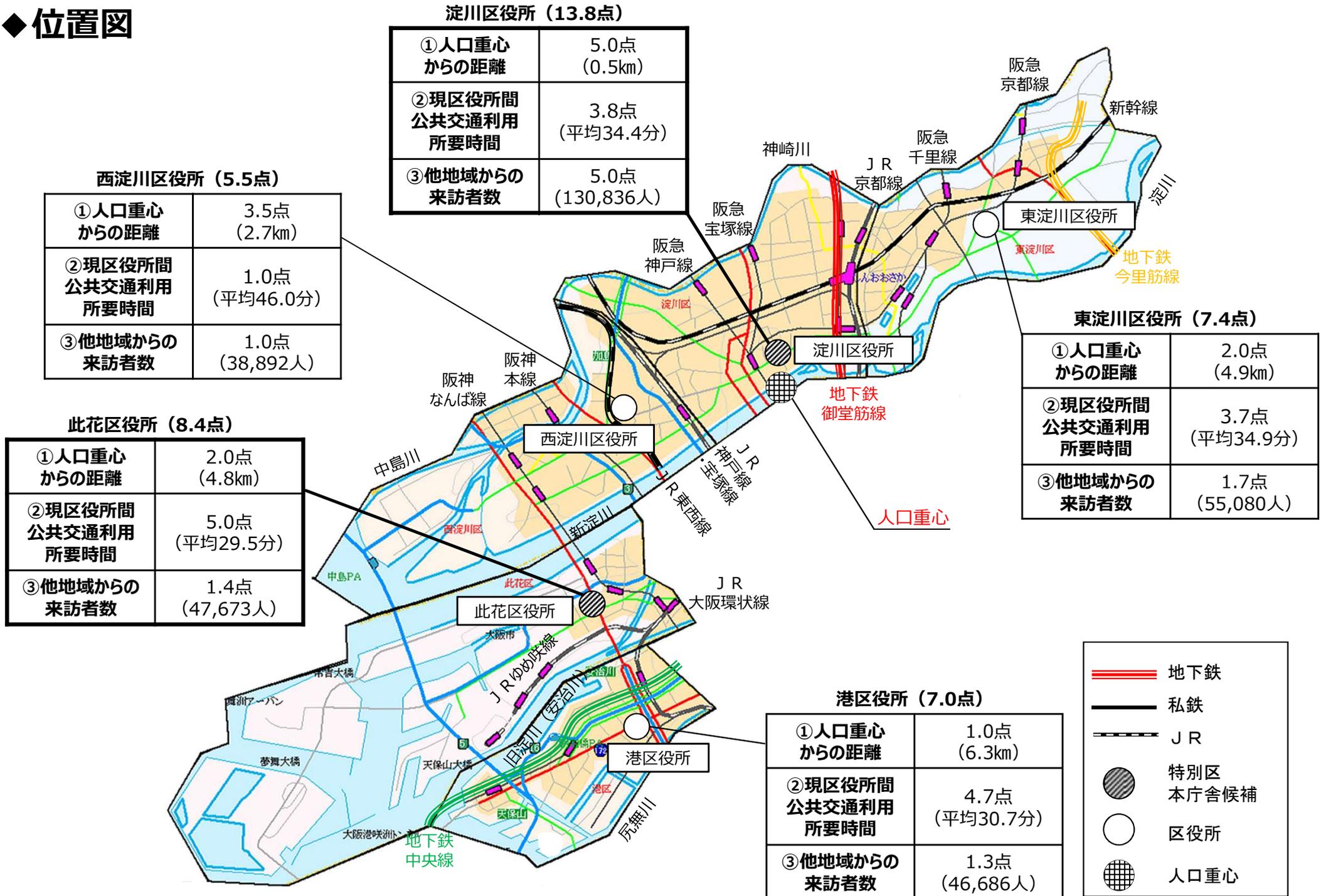
### ◆選定評価表

特別区名 (仮称)	現区庁舎	評価項目点数				特別区 本庁舎候補
		①人口重心 からの距離	②現区役所間 公共交通利用 所要時間	③他地域からの 来訪者数	合計 点数	
第一区	此花区役所	2.0点 (4.8km)	5.0点 (平均29.5分)	1.4点 (47,673人)	<b>8.4点</b>	 特別区 本庁舎候補  此花区役所 淀川区役所
	港区役所	1.0点 (6.3km)	4.7点 (平均30.7分)	1.3点 (46,686人)	<b>7.0点</b>	
	西淀川区役所	3.5点 (2.7km)	1.0点 (平均46.0分)	1.0点 (38,892人)	<b>5.5点</b>	
	淀川区役所	5.0点 (0.5km)	3.8点 (平均34.4分)	5.0点 (130,836人)	<b>13.8点</b>	
	東淀川区役所	2.0点 (4.9km)	3.7点 (平均34.9分)	1.7点 (55,080人)	<b>7.4点</b>	

上位2つの特別区本庁舎候補（此花区役所・淀川区役所）から、庁舎の周辺状況を加味し、本庁舎を選定

# 2 特別区本庁舎の選定 <第一区>

## ◆位置図





### 3 特別区本庁舎の選定 <第三区>

#### ◆選定評価表

特別区名 (仮称)	現区庁舎	評価項目点数			
		①人口重心 からの距離	②現区役所間 公共交通利用 所要時間	③他地域からの 来訪者数	合計 点数
第三区	中央区役所	1.0点 (4.8km)	2.6点 (平均37.1分)	5.0点 (547,103人)	<b>8.6点</b>
	西区役所	1.8点 (4.0km)	3.3点 (平均34.4分)	1.9点 (146,211人)	<b>7.0点</b>
	大正区役所	3.7点 (2.0km)	1.1点 (平均42.6分)	1.0点 (28,078人)	<b>5.8点</b>
	浪速区役所	3.6点 (2.2km)	4.6点 (平均29.7分)	1.5点 (91,974人)	<b>9.7点</b>
	住之江区役所	2.2点 (3.6km)	2.0点 (平均39.3分)	1.4点 (75,963人)	<b>5.6点</b>
	住吉区役所	1.6点 (4.2km)	1.0点 (平均43.1分)	1.2点 (56,935人)	<b>3.8点</b>
	西成区役所	5.0点 (0.7km)	5.0点 (平均28.1分)	1.1点 (39,055人)	<b>11.1点</b>



特別区 本庁舎候補
浪速区役所
西成区役所

上位2つの特別区本庁舎候補（浪速区役所・西成区役所）から、庁舎の周辺状況を加味し、本庁舎を選定

# ◆位置図

## 浪速区役所 (9.7点)

①人口重心からの距離	3.6点 (2.2km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	4.6点 (平均29.7分)
③他地域からの来訪者数	1.5点 (91,974人)

## 西区役所 (7.0点)

①人口重心からの距離	1.8点 (4.0km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	3.3点 (平均34.4分)
③他地域からの来訪者数	1.9点 (146,211人)

## 中央区役所 (8.6点)

①人口重心からの距離	1.0点 (4.8km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	2.6点 (平均37.1分)
③他地域からの来訪者数	5.0点 (547,103人)

## 大正区役所 (5.8点)

①人口重心からの距離	3.7点 (2.0km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	1.1点 (平均42.6分)
③他地域からの来訪者数	1.0点 (28,078人)

## 住之江区役所 (5.6点)

①人口重心からの距離	2.2点 (3.6km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	2.0点 (平均39.3分)
③他地域からの来訪者数	1.4点 (75,963人)

## 住吉区役所 (3.8点)

①人口重心からの距離	1.6点 (4.2km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	1.0点 (平均43.1分)
③他地域からの来訪者数	1.2点 (56,935人)

## 西成区役所 (11.1点)

①人口重心からの距離	5.0点 (0.7km)
②現区役所間公共交通利用所要時間	5.0点 (平均28.1分)
③他地域からの来訪者数	1.1点 (39,055人)



	地下鉄
	私鉄
	J R
	特別区 本庁舎候補
	区役所
	人口重心

### 3 特別区本庁舎の選定 <第三区>

区役所	浪速区役所 (9.7点)	西成区役所 (11.1点)
周辺施設等	なんば市税事務所 延床面積 1,228㎡ 中部環境事業センター出張所 延床面積 4,286㎡	学校経営管理センター (もと今宮小学校内) 延床面積 2,064㎡ もと南工営所 延床面積 2,220㎡
最寄り駅	地下鉄御堂筋線・四つ橋線 大国町駅 徒歩8分 (600m)	地下鉄四つ橋線 岸里駅 徒歩1分 (50m)
周辺地図	<p>浪速区役所</p> <p>● 特別区本庁舎候補 ○ 大阪市事務所</p> <p>円の半径は1km</p>	<p>西成区役所</p> <p>● 特別区本庁舎候補 ○ 大阪市事務所</p> <p>円の半径は1km</p>
選定(案)		◎

## 4 特別区本庁舎の選定 <第四区>

### ◆選定評価表

特別区名 (仮称)	現区庁舎	評価項目点数			
		①人口重心 からの距離	②現区役所間 公共交通利用 所要時間	③他地域からの 来訪者数	合計 点数
第四区	天王寺区役所	1.0点 (3.2km)	3.9点 (平均27.3分)	5.0点 (134,648人)	<b>9.9点</b>
	生野区役所	3.1点 (2.3km)	1.0点 (平均33.0分)	1.0点 (43,802人)	<b>5.1点</b>
	阿倍野区役所	4.1点 (1.9km)	4.3点 (平均26.5分)	3.3点 (95,113人)	<b>11.7点</b>
	東住吉区役所	4.8点 (1.6km)	3.3点 (平均28.5分)	1.2点 (48,707人)	<b>9.3点</b>
	平野区役所	5.0点 (1.5km)	5.0点 (平均25.2分)	1.7点 (59,157人)	<b>11.7点</b>

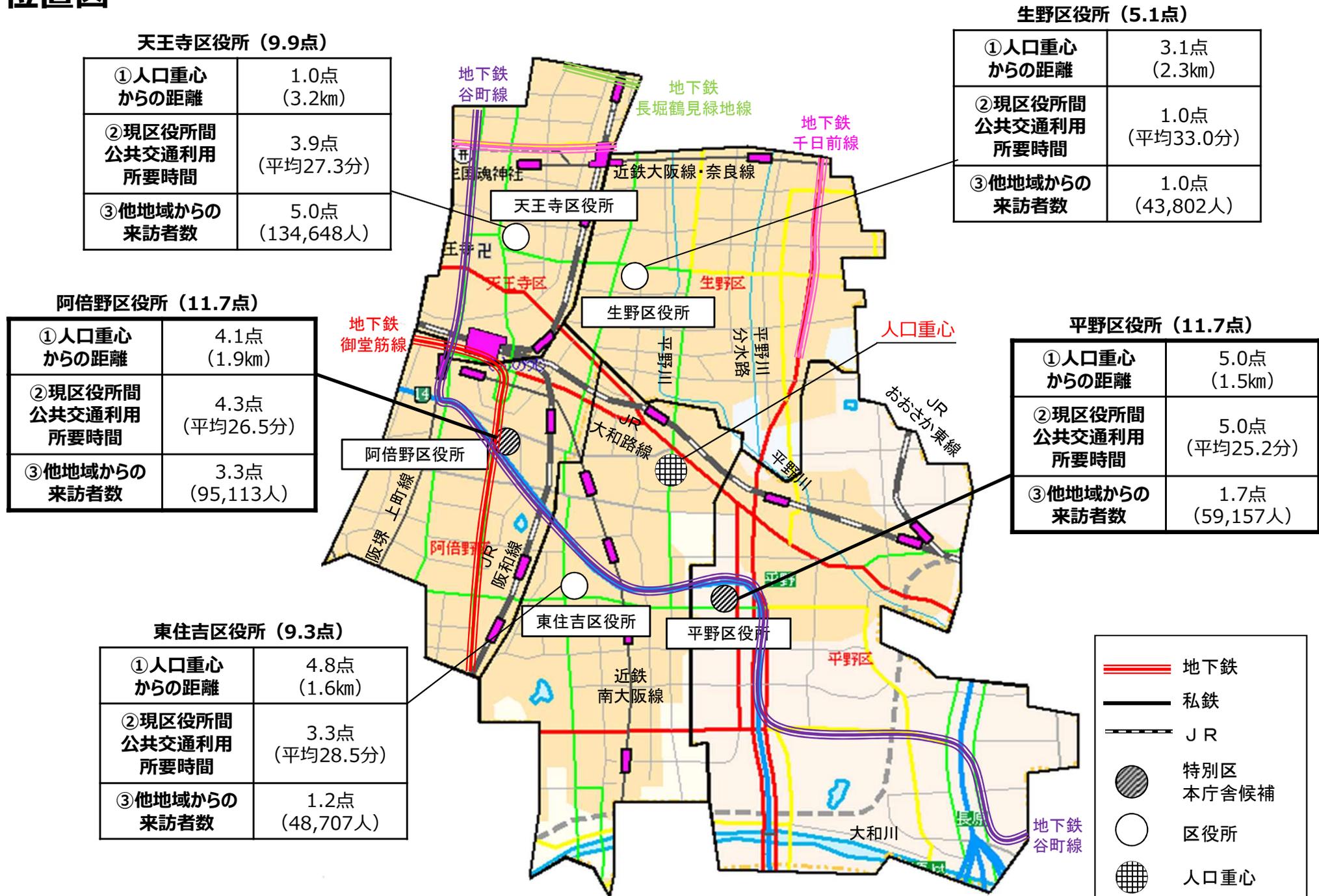


特別区 本庁舎候補
阿倍野区役所 平野区役所

上位2つの特別区本庁舎候補（阿倍野区役所・平野区役所）から、庁舎の周辺状況を加味し、本庁舎を選定

# 4 特別区本庁舎の選定 <第四区>

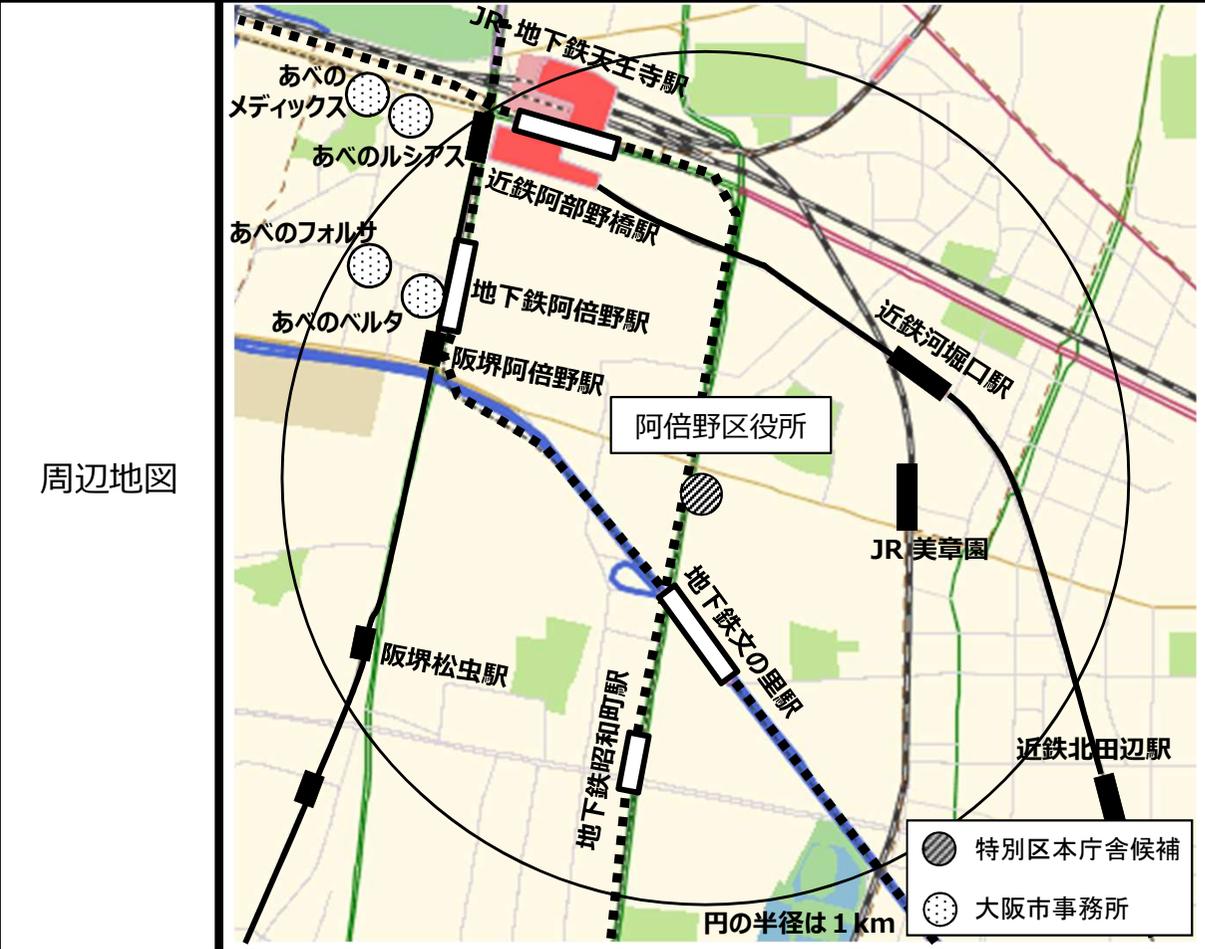
## ◆位置図



区役所 阿倍野区役所 (11.7点)

周辺施設等 総務事務センター (あべのベルタ) 延床面積 1,060㎡  
職員人材開発センター (あべのフォルサ) 延床面積 4,470㎡

最寄り駅 地下鉄谷町線 文の里駅 徒歩5分 (400m)

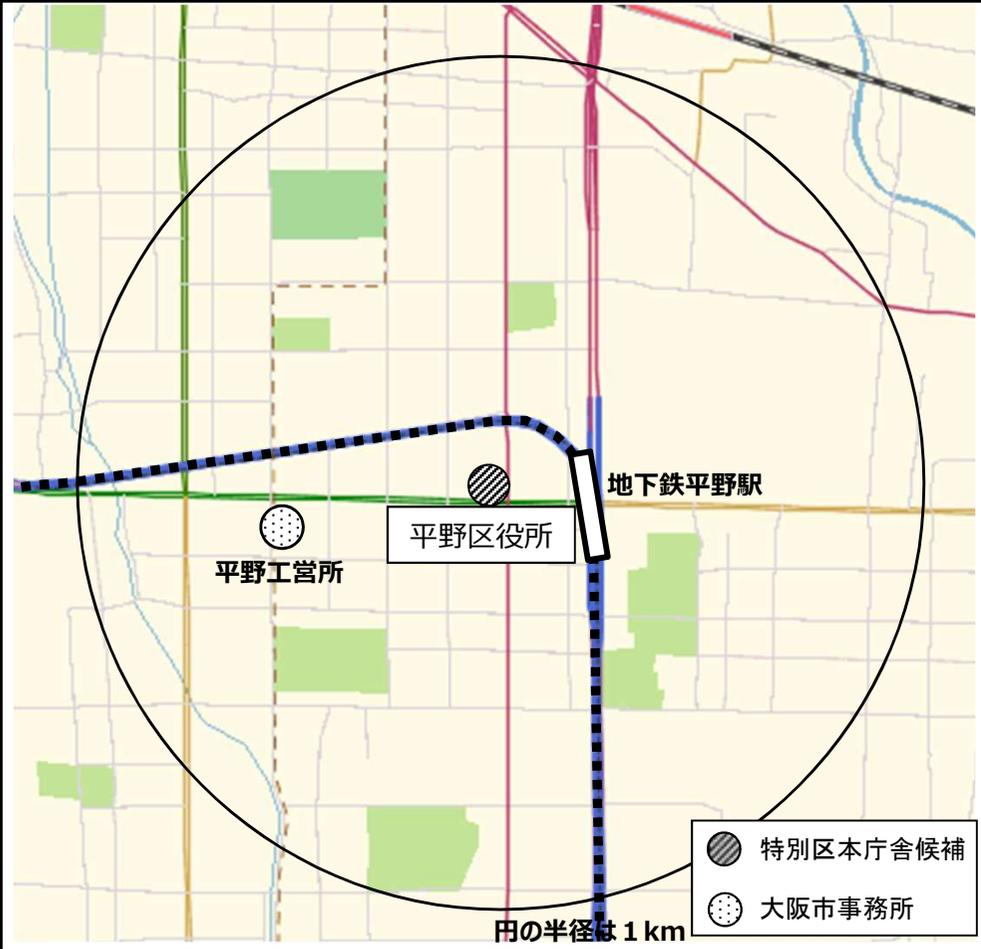


選定(案) ◎

区役所 平野区役所 (11.7点)

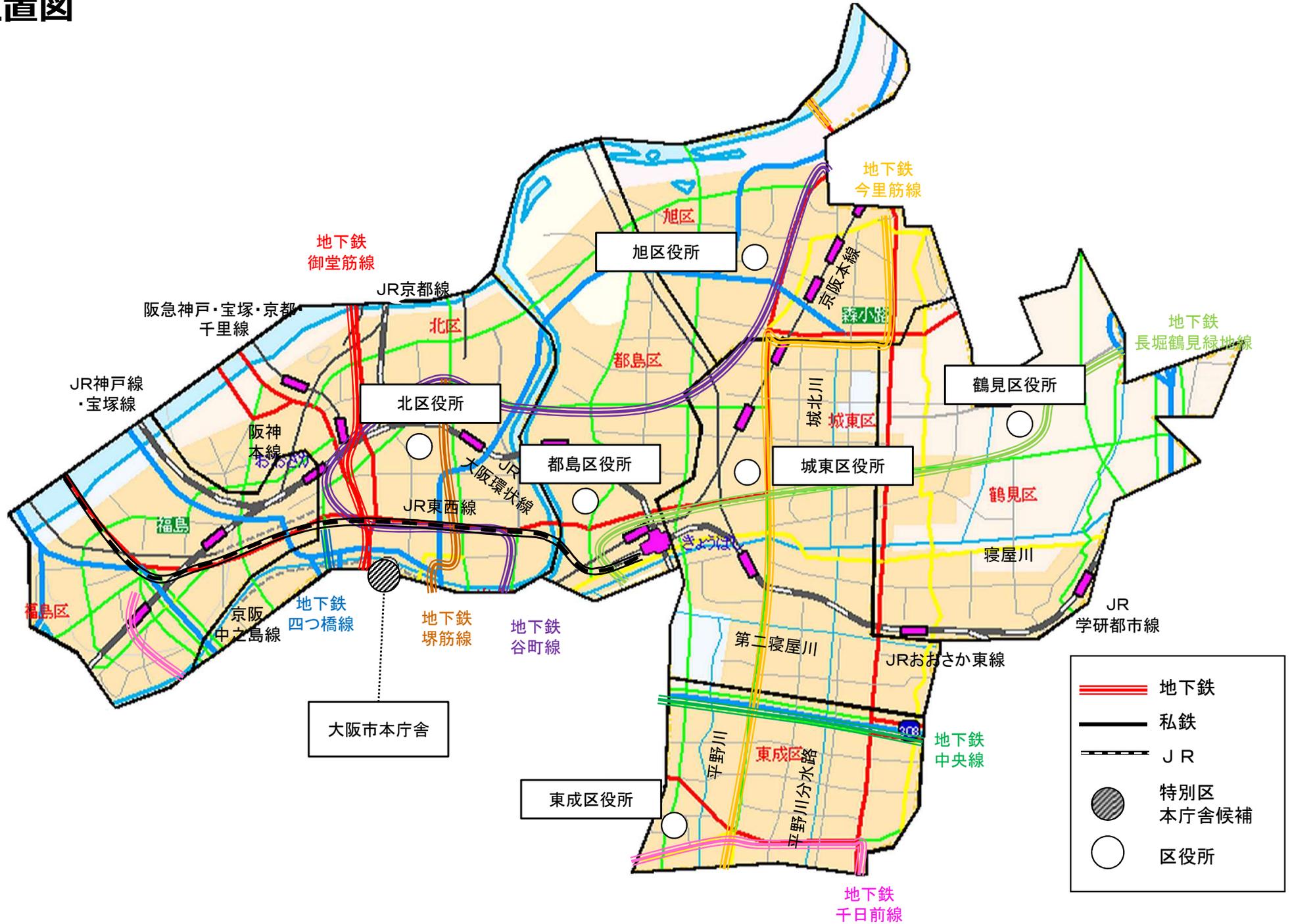
周辺施設等 平野工営所 延床面積1,681㎡

最寄り駅 地下鉄谷町線 平野駅 徒歩4分 (350m)



選定(案) ◎

◆位置図



### 3 区議会議員の定数

# 目次

- 1 選挙区 .....議員- 1
- 2 議員定数の比較 .....議員- 2
- 3 類似した規模・権限を有する自治体の議員一人当たり人口の状況.....議員- 4

# 1 選挙区

- ◆ 特別区の議会の議員の選挙については、その区域の全部を一つの区域として選挙を行うことが原則
- ◆ 例外的に選挙区を設ける場合、特別区設置協定書に記載が必要

## 特別区選挙区として、次の2パターンが考えられる

### 【パターン1】

- ◆ 各特別区の区域を選挙区とする

### 【パターン2】

- ◆ 現行の行政区（24区）を選挙区とする
- ※ただし、1つの市町村に複数の選挙区を設定することは、全国的に少数

（例）

- ・群馬県高崎市・福岡県飯塚市など  
→ 市町村合併における特例的な措置として、合併後初の選挙のみ旧市町村を選挙区と設定
- ・北海道伊達市  
→ 飛び地などの地理的な事情により、恒久的に複数選挙区を設定

パターン1「各特別区の区域を選挙区とする」場合について、  
試案B（4区B案）をもとに議員定数を試算  
（パターン2「現行の行政区を選挙区とする」場合は、別途要検討）

（参考）

- 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令 第17条第1項  
特別区設置協議会は、特別区設置協定書に、法第5条第1項第8号に掲げる事項として、特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

## 2 議員定数の比較 ～中核市・東京特別区の議員定数を参考に試算した場合～

※議員報酬・政務活動費については、条例に定める本則（特例による減額前）の額

	(1) 近隣中核市6市平均の議員一人当たり人口 <6市平均：11,635人>		(2) 全国中核市で議員一人当たり人口が最大 (八王子市並み) <八王子市：14,438人>		(3) 東京特別区で議員一人当たり人口が最大 (世田谷区並み) <世田谷区：18,067人>	
	議員定数	議員一人 当たり人口	議員定数	議員一人 当たり人口	議員定数	議員一人 当たり人口
第一区	51人	11,685人	41人	14,534人	33人	18,058人
第二区	64人	11,708人	52人	14,410人	41人	18,276人
第三区	61人	11,631人	49人	14,480人	39人	18,193人
第四区	55人	11,572人	44人	14,465人	35人	18,184人
計	231人	11,650人	186人	14,469人	148人	18,184人
議員報酬等 (※)	議員報酬	2,626百万円/年	議員報酬	2,117百万円/年	議員報酬	1,686百万円/年
	政務活動費	291百万円/年	政務活動費	234百万円/年	政務活動費	186百万円/年
	計	2,917百万円/年	計	2,351百万円/年	計	1,872百万円/年

(※) 近隣中核市6市平均の議員報酬等を適用した場合

・議員報酬年額単価：議長 13,240千円、副議長 12,284千円、議員 11,317千円 ・政務活動費：1,260千円

<参考>現大阪市会の議員報酬等（減額前）

・議員報酬年額単価：議長 18,079千円、副議長 16,070千円、議員 14,731千円 ・政務活動費：6,840千円

東京特別区平均の議員報酬等

・議員報酬年額単価：議長 15,793千円、副議長 13,551千円、議員 10,476千円 ・政務活動費：1,985千円

## (参考) 議員定数の比較 ～大阪市の議員定数を参考に試算した場合～

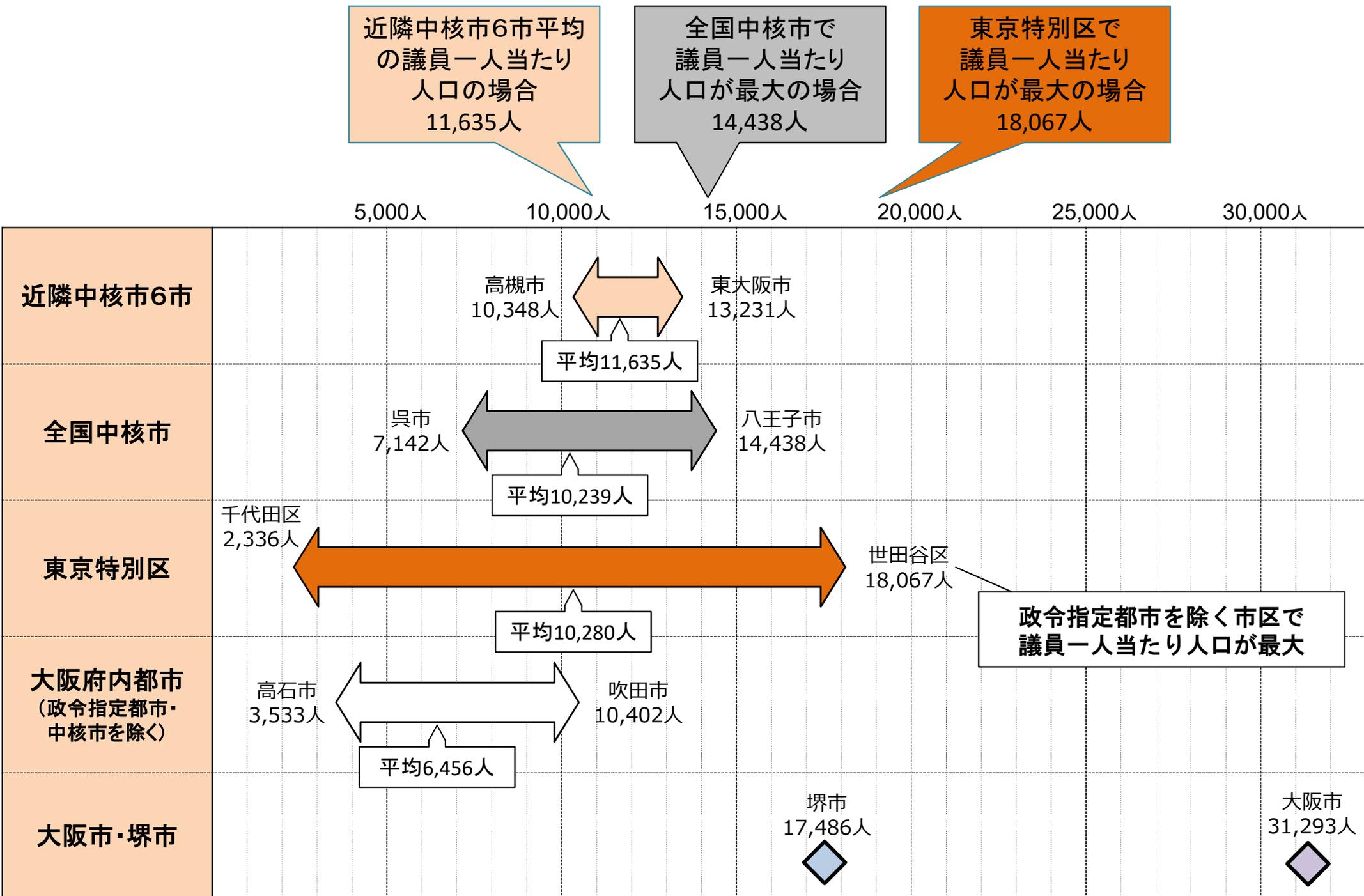
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市行政区の議員定数(改正後)を 試案B(4区B案)に応じて割当て(※1)</li> <li>・ 報酬等は現在の大阪市会の額を適用</li> </ul>	
	議員定数	議員一人 当たり人口
第一区	18人	33,106人
第二区	23人	32,578人
第三区	23人	30,849人
第四区	19人	33,498人
計	83人	32,424人
議員報酬等	議員報酬	} ※2 1,134百万円/年
	政務活動費	
	計	511百万円/年
	計	1,645百万円/年

(※1) 次の一般選挙から施行される「大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の一部を改正する条例」(平成29年2月14日可決)を適用した議員定数を割り当てている

(※2) 現大阪市会の議員報酬等を適用した場合(現在の減額措置適用後)

・議員報酬年額単価：議長 16,519千円、副議長 14,678千円、議員 13,459千円 ・政務活動費：6,156千円

### 3 類似した規模・権限を有する自治体の議員一人当たり人口の状況



(參考資料)

# (参考) 中核市、東京特別区、府内都市の議員定数等の状況

## ■ 中核市 (平成30年2月 各市HP調べ)

※ 議員報酬・政務活動費については、条例に定める本則（特例による減額前）の額

	H27 国勢調査人口 (人)	議員定数 (人)	議員一人当たり人口 (人)	議長報酬 (千円)	副議長報酬 (千円)	議員報酬 (千円)	政務活動費 (千円)
函館市	265,979	30	8,866	10,811	9,610	8,752	540
旭川市	339,605	34	9,988	10,650	9,457	8,776	960
青森市	287,648	35	8,219	10,304	9,443	9,083	1,080
八戸市	231,257	32	7,227	10,289	9,380	8,942	960
盛岡市	297,631	38	7,832	11,305	10,256	9,810	600
秋田市	315,814	39	8,098	11,046	10,277	9,806	1,200
郡山市	335,444	38	8,827	10,850	10,106	9,504	1,200
いわき市	350,237	37	9,466	11,088	10,454	9,979	1,320
宇都宮市	518,594	45	11,524	13,728	12,184	11,497	1,200
前橋市	336,154	38	8,846	10,947	10,362	9,777	1,200
高崎市	370,884	38	9,760	10,935	10,418	9,815	1,000
川越市	350,745	36	9,743	11,000	10,090	9,884	840
越谷市	337,498	32	10,547	11,353	10,212	9,936	960
船橋市	622,890	50	12,458	13,116	11,854	10,593	960
柏市	413,954	36	11,499	11,377	10,176	9,833	960
八王子市	577,513	40	14,438	13,050	11,832	10,614	720
横須賀市	406,586	41	9,917	12,525	11,463	10,890	1,668
富山市	418,686	38	11,018	11,949	10,780	10,028	1,800
金沢市	465,699	38	12,255	13,406	12,330	11,585	1,920
長野市	377,598	39	9,682	12,100	10,813	10,028	1,020
岐阜市	406,735	38	10,704	13,259	12,054	11,193	1,800
豊橋市	374,765	36	10,410	12,018	10,927	9,819	1,080
岡崎市	381,051	37	10,299	12,300	11,164	10,261	600
豊田市	422,542	45	9,390	12,585	11,481	10,646	530
大津市	340,973	38	8,973	10,446	9,715	8,952	840

	H27 国勢調査人口 (人)	議員定数 (人)	議員一人当たり人口 (人)	議長報酬 (千円)	副議長報酬 (千円)	議員報酬 (千円)	政務活動費 (千円)
豊中市	395,479	36	10,986	12,527	11,840	10,897	840
高槻市	351,829	34	10,348	12,915	12,226	11,365	840
枚方市	404,152	32	12,630	13,145	12,475	11,480	840
東大阪市	502,784	38	13,231	13,344	12,343	11,676	1,800
姫路市	535,664	47	11,397	14,221	12,908	11,837	1,020
尼崎市	452,563	42	10,775	13,320	11,983	10,696	1,800
西宮市	487,850	41	11,899	14,191	12,836	11,789	1,440
奈良市	360,310	39	9,239	12,250	10,763	9,961	840
和歌山市	364,154	38	9,583	13,651	12,442	11,405	1,200
倉敷市	477,118	43	11,096	13,385	12,355	11,497	1,800
呉市	228,552	32	7,142	11,326	10,296	9,438	600
福山市	464,811	40	11,620	13,219	11,837	10,973	1,560
下関市	268,517	34	7,898	10,329	9,304	8,595	600
高松市	420,748	40	10,519	11,603	10,326	9,704	1,200
松山市	514,865	43	11,974	11,683	10,438	9,943	1,224
高知市	337,190	34	9,917	10,780	9,779	9,302	1,200
久留米市	304,552	38	8,015	11,415	10,295	9,727	600
長崎市	429,508	40	10,738	12,127	11,074	10,186	1,800
佐世保市	255,439	33	7,741	10,526	9,572	8,952	600
大分市	478,146	44	10,867	12,677	11,502	10,609	1,200
宮崎市	401,138	40	10,028	11,066	9,938	9,270	960
鹿児島市	599,814	50	11,996	12,561	11,734	10,907	1,800
那覇市	319,435	40	7,986	10,993	9,916	9,282	1,080
平均	393,773	38	10,239	11,994	10,938	10,198	1,121
近隣中核市 6市平均	432,443	37	11,635	13,240	12,284	11,317	1,260

# (参考) 中核市、東京特別区、府内都市の議員定数等の状況

## ■ 東京特別区 (平成30年2月 各東京特別区HP調べ)

※ 議員報酬・政務活動費については、条例に定める本則（特例による減額前）の額

	H27 国勢調査人口 (人)	議員定数 (人)	議員一人当たり人口 (人)	議長報酬 (千円)	副議長報酬 (千円)	議員報酬 (千円)	政務活動費 (千円)
千代田区	58,406	25	2,336	15,926	13,938	10,652	1,800
中央区	141,183	30	4,706	15,829	13,438	10,399	1,560
港区	243,283	34	7,155	15,805	13,674	10,705	1,800
新宿区	333,560	38	8,778	15,571	13,295	10,177	1,800
文京区	219,724	34	6,462	15,265	13,085	9,922	1,680
台東区	198,073	32	6,190	15,805	13,575	10,393	1,500
墨田区	256,274	32	8,009	15,684	13,478	10,433	1,680
江東区	498,109	44	11,321	16,193	13,950	10,690	2,400
品川区	386,855	40	9,671	15,676	13,398	10,287	2,280
目黒区	277,622	36	7,712	15,207	13,311	10,037	1,680
大田区	717,082	50	14,342	16,534	13,946	10,899	2,760
世田谷区	903,346	50	18,067	16,257	13,763	10,780	2,880
渋谷区	224,533	34	6,604	16,165	13,486	10,734	2,400
中野区	328,215	42	7,815	15,348	13,005	10,131	1,800
杉並区	563,997	48	11,750	14,852	13,440	10,336	1,920
豊島区	291,167	36	8,088	15,662	13,721	10,616	1,800
北区	341,076	40	8,527	15,839	13,595	10,549	1,800
荒川区	212,264	32	6,633	16,327	13,969	10,725	960
板橋区	561,916	46	12,216	15,736	13,523	10,376	2,160
練馬区	721,722	50	14,434	15,406	13,290	10,412	2,520
足立区	670,122	45	14,892	16,273	13,941	10,614	1,920
葛飾区	442,913	40	11,073	15,823	13,301	10,658	2,160
江戸川区	681,298	44	15,484	16,046	13,545	10,423	2,400
平均	403,163	39	10,280	15,793	13,551	10,476	1,985

■ 府内都市 (平成30年2月 各市HP調べ)

※ 議員報酬・政務活動費については、条例に定める本則（特例による減額前）の額

	H27 国勢調査人口 (人)	議員定数 (人)	議員一人当たり人口 (人)	議長報酬 (千円)	副議長報酬 (千円)	議員報酬 (千円)	政務活動費 (千円)
岸和田市	194,911	26	7,497	11,246	10,735	10,224	600
池田市	103,069	22	4,685	12,054	11,021	10,332	600
吹田市	374,468	36	10,402	12,654	11,970	11,115	1,320
泉大津市	75,897	17	4,465	10,431	9,918	9,405	300
貝塚市	88,694	18	4,927	10,676	10,160	9,471	360
守口市	143,042	22	6,502	12,046	11,429	10,502	360
茨木市	280,033	28	10,001	13,053	12,192	11,434	480
八尾市	268,800	28	9,600	12,012	11,154	10,468	840
泉佐野市	100,966	20	5,048	10,714	10,022	9,504	600
富田林市	113,984	18	6,332	12,012	11,154	10,468	960
寝屋川市	237,518	27	8,797	12,740	12,056	11,286	540
河内長野市	106,987	18	5,944	11,326	10,468	9,781	720
松原市	120,750	18	6,708	13,042	11,497	10,639	1,020
大東市	123,217	17	7,248	11,326	10,639	10,124	960
和泉市	186,109	24	7,755	11,326	10,811	10,296	840
箕面市	133,411	23	5,800	12,398	11,365	10,504	540
柏原市	71,112	16	4,445	10,054	9,372	9,031	480
羽曳野市	112,683	18	6,260	11,952	11,098	10,244	720
門真市	123,576	21	5,885	12,698	12,098	11,326	540
摂津市	85,007	19	4,474	10,453	9,610	9,020	360
高石市	56,529	16	3,533	9,953	9,438	8,923	432
藤井寺市	65,438	14	4,674	10,175	9,508	9,174	720
泉南市	62,438	16	3,902	8,680	7,919	7,614	0
四條畷市	56,075	12	4,673	10,124	9,524	9,095	480
交野市	76,435	15	5,096	10,545	9,704	9,169	540
大阪狭山市	57,792	15	3,853	9,323	8,358	8,037	420
阪南市	54,276	14	3,877	9,031	8,179	7,838	240
平均	128,638	20	6,456	11,187	10,422	9,816	592
(参考)大阪市	2,691,185	86	31,293	18,079	16,070	14,731	6,840
(参考)堺市	839,310	48	17,486	16,302	14,586	13,385	3,600
(再掲)豊中市	395,479	36	10,986	12,527	11,840	10,897	840
(再掲)高槻市	351,829	34	10,348	12,915	12,226	11,365	840
(再掲)枚方市	404,152	32	12,630	13,145	12,475	11,480	840
(再掲)東大阪市	502,784	38	13,231	13,344	12,343	11,676	1,800
(参考)大阪府	8,839,469	88	100,449	19,445	17,119	15,457	7,080



# 大規模プロジェクトに係る 財政的な影響について

平成30年4月6日

大都市制度（特別区設置）協議会  
事務局：副首都推進局

## 【資料の目的・位置づけ】

- ◆ 本資料は、第7回大都市制度（特別区設置）協議会において示された、大規模プロジェクトについてのシミュレーションが必要であるとの意見を受け、協議の参考のため、その財政的影響額を副首都推進局において推計したもの
- ◆ 第4回大都市制度（特別区設置）協議会資料「財政シミュレーション（一般財源ベース）」に含まれていないが（一部未反映のものを含む）、現在の大阪府知事・大阪市長のもとで、ほぼ方針が決定され、事業が具体化している大規模プロジェクトを対象とした
- ◆ なお、現時点で事業スキームや負担割合等が決まっているものはそれを参考としているが、事業スキームや負担割合等が関係者間で未協議のものについては、副首都推進局において一定の仮定をおいた上で試算している
- ◆ 本資料は、府市の費用負担のあり方を決定するものではない。また、特別区設置の日までに事業費や財政的影響額の著しい変動が見込まれる場合には、必要に応じて大阪府知事・大阪市長の間で調整を行うものである

# 目 次

<b>1 財政的な影響について</b>	.....大プロ- 1
<b>2 参考資料</b>	.....大プロ- 6

※ 本資料の各表においては、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある

# 1 財政的な影響について

## (1) 大規模プロジェクトについて（事業実施決定分）

※直近の事業スキームによる試算であるため、今後変動する可能性がある

プロジェクト	事業概要	財政的影響額試算の前提条件
淀川左岸線（2期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 此花区高見1丁目～北区豊崎6丁目の整備</li> <li>● 事業費総額1,262億円(うち街路事業費1,162億円)、完成予定H38年度</li> </ul> <p>【H30年度大阪市当初予算(案)について(H30.2)資料より】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近の事業スキームにおける大阪市負担額（総額358億円）に基づき試算</li> <li>・大阪市「今後の財政収支概算(粗い試算)」(2017(平成29)年2月版)との差額を計上</li> </ul>
淀川左岸線（延伸部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北区豊崎6丁目～門真市穂島の整備</li> <li>● 事業費総額4,000億円、完成予定H43年度 地方負担600億円（負担割合は府市折半）</li> </ul> <p>【H28年度第4回大阪府戦略本部会議(H29.1)資料及び H29年度大阪市当初予算(案)について(H29.2)資料より】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近の事業スキームにおける大阪市負担額（総額300億円）に基づき試算</li> <li>・大阪市「今後の財政収支概算(粗い試算)」(2017(平成29)年2月版)との差額を計上</li> </ul>
なにわ筋線	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (仮称)北梅田駅～(仮称)西本町駅～JR難波駅、南海新今宮駅（約7.4Km）の整備</li> <li>● 事業費総額3,300億円、開業目標H43年春 地方負担1,180億円（負担割合は府市折半）</li> </ul> <p>【H29年度第2回大阪府戦略本部会議(H29.9)資料及び H29年度大阪市戦略会議(H29.9)資料より】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近の事業スキームにおける大阪市負担額（総額590億円）に基づき試算</li> </ul>

### ■ 財政的影響額の算出方法

- プロジェクトごとに、各年度（H30年度～H48年度）の起債発行額・税等一般財源額を推計
- 起債発行額に基づいて公債費（各年度の元利償還金）を算出し、上記の税等一般財源額と合計することにより、各年度の財政的影響額を算出  
※公債費は、大阪市の償還ルール（30年間で償還・3年据置・6%積立）で算出

# 1 財政的な影響について

## ◆ 「財政シミュレーション」に含まれているプロジェクト

- 「財政シミュレーション」と直近の事業スキームによる負担額の差額※を財政的影響額として算出

※ 内訳については、大プロ-6参照

(億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
<b>淀川左岸線（2期）</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>9</b>	<b>11</b>	<b>13</b>	<b>14</b>	<b>16</b>	<b>17</b>	<b>17</b>	<b>16</b>	<b>15</b>	<b>13</b>	<b>12</b>	<b>11</b>	<b>11</b>
（参考）起債発行額	11	9	22	25	31	35	33	30	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（参考）税等一般財源	1	1	2	2	3	3	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>淀川左岸線（延伸部）</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>△ 2</b>	<b>△ 1</b>	<b>△ 3</b>	<b>△ 3</b>	<b>△ 4</b>	<b>△ 8</b>	<b>△ 9</b>	<b>△ 11</b>	<b>△ 11</b>	<b>△ 14</b>	<b>△ 15</b>	<b>△ 16</b>	<b>△ 20</b>	<b>△ 21</b>	<b>△ 23</b>	<b>△ 25</b>	<b>△ 28</b>
（参考）起債発行額	1	2	△ 18	△ 19	△ 14	△ 16	△ 19	△ 36	△ 20	△ 15	△ 11	△ 9	△ 9	△ 14	△ 47	△ 47	△ 47	△ 47	△ 47
（参考）税等一般財源	0	0	△ 2	△ 1	△ 2	△ 2	△ 2	△ 4	△ 3	△ 3	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6

## ◆ 「財政シミュレーション」に含まれていないプロジェクト

- 直近の事業スキームによる負担額を財政的影響額として算出

(億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
<b>なにわ筋線</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0.1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>7</b>	<b>12</b>	<b>17</b>	<b>24</b>	<b>29</b>	<b>34</b>	<b>42</b>	<b>45</b>	<b>44</b>	<b>42</b>	<b>42</b>	<b>42</b>	<b>41</b>
（参考）起債発行額	0	4	29	57	56	50	57	56	111	62	42	36	29	2	0	0	0	0	0
（参考）税等一般財源	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



(億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
<b>財政的影響額 計（あ）</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0.4</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>15</b>	<b>21</b>	<b>27</b>	<b>33</b>	<b>37</b>	<b>44</b>	<b>44</b>	<b>39</b>	<b>35</b>	<b>32</b>	<b>28</b>	<b>24</b>
特別区設置までに大阪市で発行した起債（既発債）の償還費用のうち特別区負担分 ※（い）	—	—	—	—	2	3	4	7	7	7	7	7	6	5	2	3	4	7	7
上記（い）を除いた財政的影響額（う）…（あ）－（い）	—	—	—	—	2	4	7	8	14	20	26	30	38	40	37	32	27	21	17

※ H33年度までの起債（既発債）に係る償還費用（元利償還金）×72%（特別区負担割合）

**論点： 大規模プロジェクトによる財政的影響額を踏まえ、  
財政調整財源の特別区と大阪府の配分割合を変更すべきか**

《考え方》

- ◆ 特別区・大阪府の通常の役割分担における歳出の変動には、配分される財源と自主財源をマネジメントしながら対応することが基本
- ◆ 幅を持ってみる必要があるものの、現時点の試算では、大規模プロジェクトが大阪府の収支に多大な影響を及ぼすとははいえない状況

⇒ **配分割合は変更しないことを基本とすべきではないか**

大阪府は、成長の果実のほか、必要に応じて府税も活用して対応

(ウ) と「財政シミュレーション」における大阪府収支 試案B(4区B案)との比較

(億円)

		H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
(参考) 「財政シミュレーション」における 大阪府の各年度収支 試案B(4区B案)	ケース1※	△15	3	4	6	△2	1	△10	9	12	6	16	18	20	22	23
	ケース2※	△4	19	21	28	26	29	17	37	39	33	44	46	48	49	51
<b>追加負担分 大阪府の各年度収支に与える影響額 (△表示)</b>		<b>△2</b>	<b>△4</b>	<b>△7</b>	<b>△8</b>	<b>△14</b>	<b>△20</b>	<b>△26</b>	<b>△30</b>	<b>△38</b>	<b>△40</b>	<b>△37</b>	<b>△32</b>	<b>△27</b>	<b>△21</b>	<b>△17</b>

【大阪府負担分は、別途府税で対応することとなるため除いている】

(参考) (イ) と「財政シミュレーション」における特別区収支 試案B(4区B案)との比較

(億円)

		H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
(参考) 「財政シミュレーション」における 特別区の各年度収支 試案B(4区B案)	ケース1※	△12	6	12	△27	△26	△14	△36	24	36	27	58	71	82	91	99
	ケース2※	31	66	76	58	78	91	68	129	141	131	163	176	187	196	203
<b>追加負担分 特別区の各年度収支に与える影響額 (△表示)</b>		<b>△2</b>	<b>△3</b>	<b>△4</b>	<b>△7</b>	<b>△7</b>	<b>△7</b>	<b>△7</b>	<b>△7</b>	<b>△6</b>	<b>△5</b>	<b>△2</b>	<b>△3</b>	<b>△4</b>	<b>△7</b>	<b>△7</b>

※ ケース1：市税等収入増加分は、100%地方交付税の減少に反映 ケース2：市税等収入増加分のうち、75%が地方交付税の減少に反映され、25%が収支に寄与

# 1 財政的な影響について

## (2) その他

(出典) H28年度第8回副首都推進本部会議(H29.1)及びH28年度大阪市戦略会議(H29.2)資料

項目		内容
万博会場建設費		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 万博会場建設 (具体的な事業スキームは未確定)</li> <li>● 事業費総額1,250億円 負担割合は確定 国：経済界：地元自治体(府市) = 1 : 1 : 1 (地方負担額416億円 府市折半)</li> </ul>
関連事業費 ※1	地下鉄中央線の延伸 (北港テクノポート線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夢洲への鉄道アクセス(コスモスクエア駅～夢洲駅)</li> <li>● 事業費(残額分)総額540億円(地方負担額64億円※2)</li> </ul>
	道路改良等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夢洲への道路アクセス(此花大橋、夢舞大橋拡張等)</li> <li>● 事業費総額40億円(地方負担額20億円)</li> </ul>
	地下鉄輸送力増強	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地下鉄中央線の輸送力増強</li> <li>● 事業費総額100億円 ※3</li> </ul>
	南エリア埋立追加工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 南エリア30ha埋立ての追加工事</li> <li>● 事業費総額50億円(地方負担額50億円)</li> </ul>

※1 関連事業費には、夢洲まちづくりに係る事業と万博関連事業がある。このうち、万博開催のために必要となるものについては、府市折半を基本とする【2025日本万国博覧会開催に向けた府市の取組について(案)第8回副首都推進本部会議(H29.1.31)】

※2 記載の地方負担額以外に、国庫補助金や開発者負担など(476億円)があるが、実際の事業スキームや費用負担は未確定 ※3 地方負担は未定



### 《基本的な考え方》

- ◆ 万博会場建設費など広域的な役割に係る事業は、大阪府の事務として承継
- ◆ 関連事業費は、3ページの考え方と同様に、配分割合を変更せず対応 (財政的影響額は次ページ参照)
- ◆ 万博会場建設費は、府市折半という枠組みを維持。仮に基金などを活用すれば、配分割合を変更せずに対応することが可能

なお、財源負担の平準化ができるよう、事業スキームの具体化について国と協議中

## ◆ (参考) 関連事業費 ※1 についての財政的影響額の試算

- 事業スキーム等が未確定の部分について、副首都推進局が置いた仮定に基づいて算出

(億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
<b>北港テクノポート線 ※2</b>	<b>0</b>	<b>0.1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
(参考) 起債発行額	0	1	11	14	14	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(参考) 税等一般財源	0	0	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>道路改良等 ※3</b>	<b>0</b>	<b>0.003</b>	<b>0.2</b>	<b>0.1</b>	<b>0.2</b>	<b>0.2</b>	<b>0.2</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>						
(参考) 起債発行額	0	0.02	1	1	2	1	1	4	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
(参考) 税等一般財源	0	0.003	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.4	0.3	0.3	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>南エリア埋立追加工事 ※4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.4</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>
(参考) 起債発行額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(参考) 税等一般財源	0	0	0	1	1	2	4	4	4	4	4	4	2	1	1	2	4	4	4

※1 関連事業費には、夢洲まちづくりに係る事業と万博関連事業がある。このうち、万博開催のために必要となるものについては、府市折半を基本とする【2025日本万国博覧会開催に向けた府市の取組について(案)第8回副首都推進本部会議(H29.1.31)】

なお、地下鉄輸送力増強に係る地方負担は未定のため、この項目から除外

※2 鉄道事業許可取得時(H12年度)スキームと仮定し、国庫補助を除く、地方負担額(64億円+利息)について試算(これ以外にも国庫補助金や開発者負担など(476億円)があるが、実際の事業スキームや費用負担は未確定のため試算に含めず)

※3 補助事業と仮定し、国庫補助を除く、地方負担額(20億円+利息)について試算

※4 H31・32年度の2年間で実施し、起債の元利償還金を負担すると仮定し、地方負担額(50億円+利息)について試算(年度割が未確定のため事業費は2カ年で均等分割)



(億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
<b>財政的影響額 計(え)</b>	<b>0</b>	<b>0.1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>9</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>
特別区設置までに大阪市で発行した起債(既発債)の償還費用のうち特別区負担分 ※ (お)	—	—	—	—	0.4	0.4	1	2	2	2	2	2	2	1	0.4	0.4	1	2	2
上記(お)を除いた財政的影響額(か)・・・(え) - (お)	—	—	—	—	3	4	6	6	7	8	8	8	7	6	5	6	7	6	7

※ H33年度までの起債(既発債)に係る償還費用(元利償還金)×72%(特別区負担割合)

## 2 参考資料 「財政シミュレーション」に含まれているプロジェクト計数表

大プロ-6

### ■ 淀川左岸線（2期）の内訳 【大プロ-2参照】

(億円)

		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
財政シミュレーション																				
事業費		21	21	21	21	21	21	21	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財源		21	21	21	21	21	21	21	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国費	14	14	14	14	14	14	14	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	起債 ア	6	6	6	6	6	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	税等 イ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直近の事業スキーム																				
事業費		62	56	105	115	137	150	145	134	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財源		62	56	105	115	137	150	145	134	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国費	43	39	74	81	96	105	102	94	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	起債 ウ	17	15	28	31	37	41	39	36	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	税等 エ	2	2	3	3	4	4	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差額	起債発行額 ウーア	11	9	22	25	31	35	33	30	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	税等一般財源 エーイ=オ	1	1	2	2	3	3	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支影響	公債費相当 カ	0	0.1	0.3	1	2	3	6	8	11	14	16	17	17	16	15	13	12	11	11
	財政的影響額 オ+カ	1	1	2	3	5	6	9	11	13	14	16	17	17	16	15	13	12	11	11

### ■ 淀川左岸線（延伸部）の内訳 【大プロ-2参照】

(億円)

		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
財政シミュレーション																				
事業費		0	0	24	26	25	31	38	63	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
財源		0	0	24	26	25	31	38	63	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
	起債 ア	0	0	22	24	22	28	34	57	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
	税等 イ	0	0	2	2	3	3	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
直近の事業スキーム																				
事業費		1	2	4	6	9	13	17	23	30	35	40	42	42	36	0	0	0	0	0
財源		1	2	4	6	9	13	17	23	30	35	40	42	42	36	0	0	0	0	0
	起債 ウ	1	2	4	5	8	12	15	21	27	32	36	38	38	33	0	0	0	0	0
	税等 エ	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	4	4	0	0	0	0	0
差額	起債発行額 ウーア	1	2	△18	△19	△14	△16	△19	△36	△20	△15	△11	△9	△9	△14	△47	△47	△47	△47	△47
	税等一般財源 エーイ=オ	0	0	△2	△1	△2	△2	△2	△4	△3	△3	△2	△2	△2	△2	△6	△6	△6	△6	△6
収支影響	公債費相当 カ	0	0.01	0.04	△0.3	△1	△1	△2	△4	△6	△8	△9	△12	△14	△14	△14	△15	△17	△19	△22
	財政的影響額 オ+カ	0	0	△2	△1	△3	△3	△4	△8	△9	△11	△11	△14	△15	△16	△20	△21	△23	△25	△28



# 特別区設置における 財政シミュレーション（一般財源ベース）

平成30年8月24日

大都市制度（特別区設置）協議会

事務局：副首都推進局

- 大阪市「今後の財政収支概算（粗い試算）」（2018（平成30）年2月版）の数値をもとに、財政シミュレーションを更新
- 第8回協議会において、区割り案を試案B（4区B案）として協議を進めていくこととなったことから、本資料は、試案B（4区B案）をもとに作成

### 【資料の目的・位置づけ】

- ◆ 本資料は、大都市制度（特別区設置）協議会において、区割り案を比較検討するための材料の一つとして、及び特別区の財政運営が将来的に成り立つのか協議するための参考資料として、副首都推進局が推計したもの
- ◆ 推計にあたっては、大阪市の財政に関する将来推計の数値を、「特別区（素案）」でお示した制度設計案をもとに、特別区分・大阪府分に仕分けた後、これに反映されていない改革効果額（未反映分）・組織体制の影響額（人件費）・特別区設置に伴うコストを加味した
- ◆ なお、本資料で示した財政推計は、現時点で把握できる数値を基に一定の前提条件をおいたうえで行った極めて粗い試算であり、今後の景気動向、地方財政制度の改正や予算編成等で変動する可能性もあるため、相当の幅をもって見る必要がある

# 目次

## 1 財政シミュレーションを行うにあたって

- (1) 財政シミュレーションの算定方式 .....財シ- 1
- (2) 財政シミュレーションの前提条件 .....財シ- 2

## 2 シミュレーション結果

- (1) 特別区の収支
  - ・特別区全体の収支 .....財シ- 5
  - ・各特別区の収支（第一区～第四区） .....財シ- 7
- (2) 大阪府の収支 [参考] .....財シ- 1 5

## 3 大規模プロジェクトに係る財政的な影響 .....財シ- 1 7

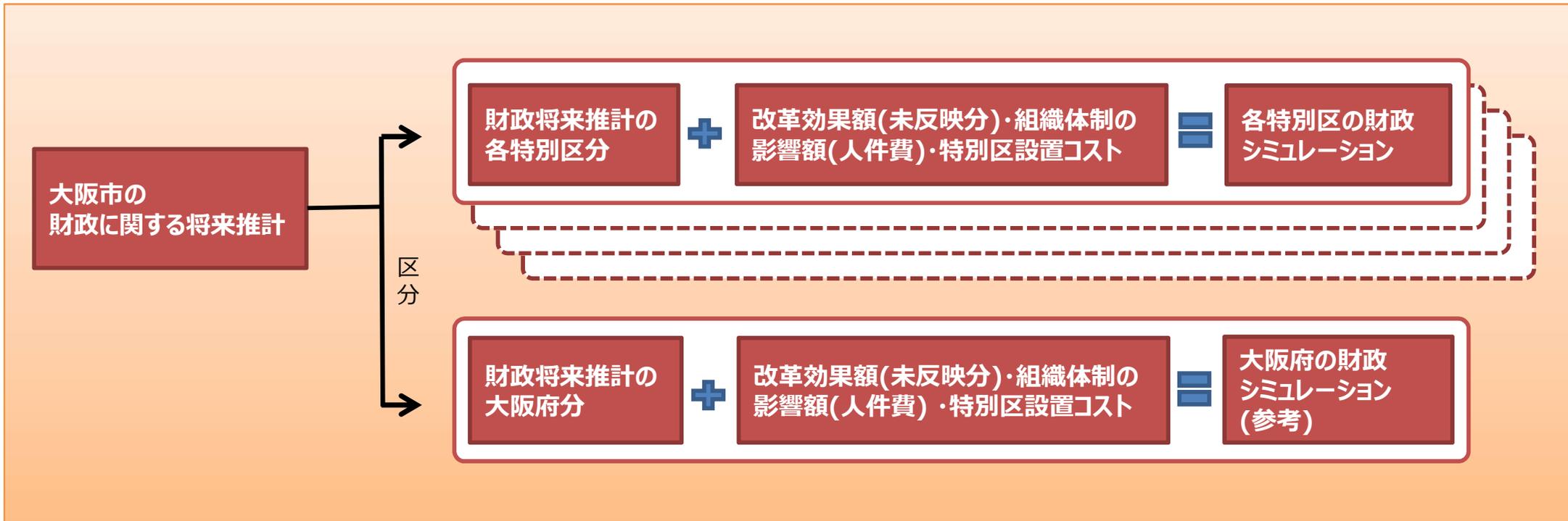
## 4 大阪府の財政収支 .....財シ- 2 1

## 5 参考資料

- (1) 前提条件（詳細） .....財シ- 2 5
- (2) AB項目関係の改革効果額（未反映分）の内訳 .....財シ- 2 7
- (3) 組織体制の影響額 .....財シ- 3 1
- (4) 設置コスト .....財シ- 3 2
- (5) 財政シミュレーション計数表 .....財シ- 3 3
- (6) 大阪府「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕平成30年2月版」(抜粋) .....財シ- 3 9

# 1 財政シミュレーションを行うにあたって

## (1) 財政シミュレーションの算定方式



この財政シミュレーションでは、

- 大阪市の財政に関する将来推計を事務分担（案）等に基づき各特別区分と大阪府分に分け、改革効果額(未反映分)・組織体制の影響額(人件費)・特別区設置に伴うコストを加味し、特別区設置後の収支見通しとして作成
- 財政シミュレーション期間は、H34年度を特別区設置の日と仮定して、H48年度まで

※ 「大規模プロジェクトに係る財政的な影響」と「大阪府の財政収支」についても示した

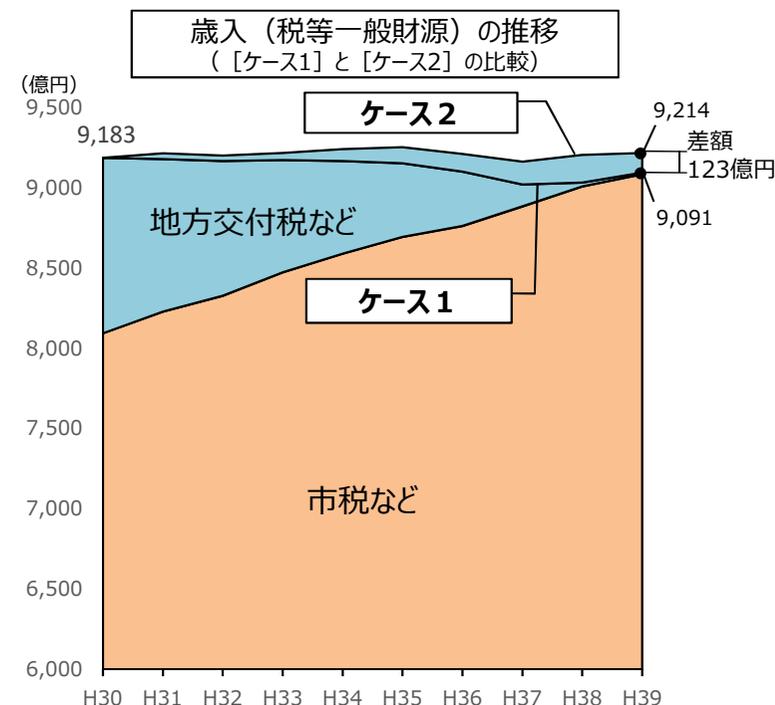
## (2) 財政シミュレーションの前提条件

### 大阪市の財政に関する将来推計について

- ▶ 財政シミュレーションの基礎となる大阪市の財政に関する将来推計は、大阪市「今後の財政収支概算（粗い試算）」（2018（平成30）年2月版）（以下、「市『粗い試算』」という）の数値を使用
- ▶ 国の地方財政制度による歳入の影響については相当の幅を見込むこととして、地方交付税の推計値は2つのケース（「ケース1」と「ケース2」）を示す
  - ケース1・・・市税等収入の増を見込むものの、国の「経済・財政再生計画」（H27.6月）等に基づき、税等一般財源総額は実質的に同水準を想定
  - ケース2・・・現行の地方交付税制度に即して、市税等収入の増加分のうち一定割合が各地方公共団体の財源として留保されるものと想定

### ケース1とケース2における歳入（税等一般財源）の推計について

ケース1	国の動向を踏まえ、市税等収入増加分は、100%地方交付税の減少に反映されるものと推計
ケース2	市税等収入増加分のうち、75%が地方交付税の減少に反映され、25%が収支に寄与するものとして推計 ➡H30年度以降、他の減収要素があるため、税等一般財源の総額としてはほぼ同水準



(注) 市「粗い試算」は、多くの不確定要素（税収や金利の動向、今後の新規事業、未織込みの財務リスクなど）があり、相当の幅をもって見る必要がある

# 1 財政シミュレーションを行うにあたって

## その他の前提条件について

- 特別区素案における区割り、事務分担、組織体制、財政調整などの制度設計案を前提
- H40年度以降の数値は、財務リスク分を除き、H39年度と同額と設定
- 政令指定都市に係る府費負担教職員制度の見直し(※)に伴う影響は、見直し前に戻して推計  
※市立小・中学校の教職員について、政令指定都市と道府県に分かれていた権限と負担が、H29年度から政令指定都市に一元化された
- 使用している数値は現時点で精査中のものを含んでおり、今後の予算編成において変動する可能性がある

## ■ 歳入・歳出

<b>歳入</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市「粗い試算」の数値を用いて算定（税等一般財源ベース※1）</li> <li>• 歳入（税等一般財源）は、「ケース1」と「ケース2」の考え方にに基づき推計</li> <li>• 政令指定都市に係る府費負担教職員制度の見直しに伴う影響は、見直し前に戻して推計</li> </ul>
<b>地方交付税</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方交付税額は、市「粗い試算」における推計額をベースに、「ケース1」と「ケース2」の考え方にに基づき算定</li> <li>• 特別区（市町村算定）分の算定については、特別区全域を一つの市とみなし、特別区（中核市並み）の標準的な行政水準における補正係数等を適用  <small>※大阪府への移管事務は、原則、都道府県分として算定するが、算定項目のない消防・下水道は市町村分で算定</small></li> </ul>
<b>財政調整財源</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税及び地方交付税相当額（市町村算定分）（臨時財政対策債を含む）</li> <li>• 財政調整財源の特別区と大阪府間の配分割合は、特別区78.3%、大阪府21.7%</li> <li>• 財政調整交付金の内訳は、普通交付金94%、特別交付金6%</li> </ul>
<b>目的税</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大阪市の過去の充当実績をもとに特別区と大阪府へ配分</li> <li>• 目的税（都市計画税、事業所税）の配分割合は、特別区53%、大阪府47%</li> </ul>
<b>歳出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市「粗い試算」の数値を用いて算定（税等一般財源ベース※1）</li> <li>• 特別区ごとの数値は、実額又は関連性が高いと思われる指標等で推計した各特別区のH28年度歳出決算の数値で按分</li> </ul>

※1 「税等一般財源」とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、地方税、地方譲与税、税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、地方交付税（臨時財政対策債を含む）などをいう

## ■ 改革効果額（未反映分）・組織体制の影響額・設置コスト

改革効果額 （未反映分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>H23年の大阪府市統合本部設置以降の大阪府・大阪市の改革の取組みのうち、A B 項目及び市政改革プランについて、財政的効果を試算のうえ、大阪市の財政に関する将来推計及び「大阪府財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕平成30年2月版」に未反映の財政的効果額を算定</li> </ul>
組織体制の影響額 （人件費）	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市の財政に関する将来推計に未反映の組織体制の構築に伴う財政的影響額</li> </ul>
設置コスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制(案)をもとに試算した新たに執務室の確保が必要となる対象職員数に基づく、特別区設置に係るイニシャルコスト・ランニングコスト</li> <li>イニシャルコストが高くなる庁舎建設案を使用</li> </ul>

### ○特別区設置(H34年度と仮定)までの改革効果額（未反映分）・組織体制の影響額・設置コスト〔大阪市分〕

H33年度以前に発現する財政的影響額（+改善額 ▲悪化額）は以下のとおり試算  
（各特別区に承継される財政調整基金の額に反映）

	（億円）		
	H31年度	H32年度	H33年度
改革効果額（未反映分）	72	72	75
組織体制の影響額	-	▲3	▲6
設置コスト	▲40	▲94	▲64
<b>合計</b>	<b>33</b>	<b>▲25</b>	<b>5</b>

※ 円滑な特別区設置のため、段階的に職員採用、システム改修、新庁舎建設等を実施することとして推計

## ■ 財源対策

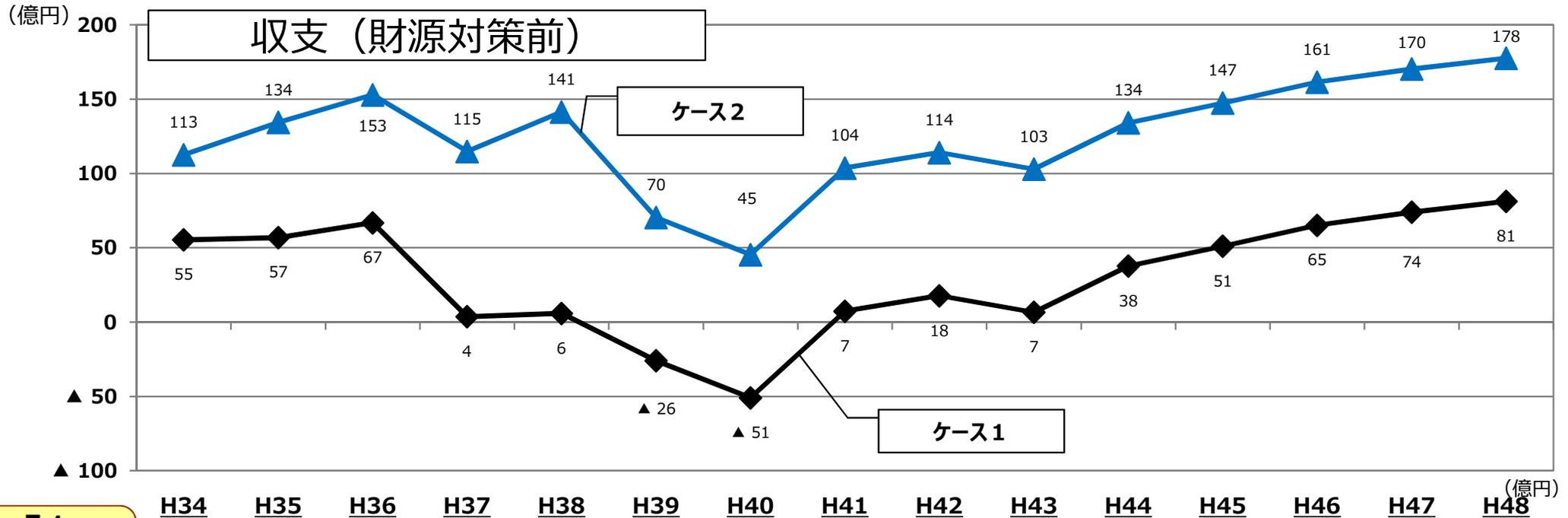
財源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別区の収支（財源対策前）がマイナスとなる場合には、特別区に承継される財政調整基金を活用することと仮定して、シミュレーションを行った</li> <li>ただし、実際の財政運営においては、歳出抑制（経費削減等）や歳入確保（公有地の売却・地方債（行政改革推進債など）の活用等）などの方策を講じることとなるものであり、特別区財政調整基金（以下、「区財政調整基金」という）の活用はあくまでも一例※</li> <li>大阪府に承継した財務リスク（損失補償の債務）の引当財源として大阪府が管理するもの（以下、「府承継財政調整基金」という）のうち、毎年度減少する損失補償相当額は、特別区に人口按分により配分するものとした</li> </ul>
------	---

※ （参考）主な保有資産 処分検討地：約928億円「大阪市未利用地活用方針一覧（H29年6月30日現在）」  
出資財産等：（例）関西電力(株)株式：68,286,880株・簿価 約341億円（H30年3月30日終値換算=約933億円）  
（注）この記載は売却方針を表すものではない

# 2 シミュレーション結果 ～（１）特別区の収支～

## 特別区全体

- ケース１では、H39～H40に収支不足が発生するが、H41以降収支不足は解消
- ケース２では、H34以降、収支不足は発生しない



### ケース1

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
財政収支推計 A1	50	48	46	▲28	▲46	▲79	▲112	▲66	▲63	▲86	▲61	▲57	▲50	▲48	▲45
改革効果額(未反映分) B	92	94	103	106	113	116	123	131	135	139	137	140	140	139	141
組織体制の影響額C	▲21	▲21	▲21	▲22	▲22	▲23	▲18	▲13	▲9	▲4	1	5	9	14	18
設置コスト D	▲67	▲64	▲61	▲53	▲39	▲40	▲44	▲44	▲44	▲42	▲40	▲37	▲34	▲31	▲32
計 E1=A1+B+C+D	55	57	67	4	6	▲26	▲51	7	18	7	38	51	65	74	81

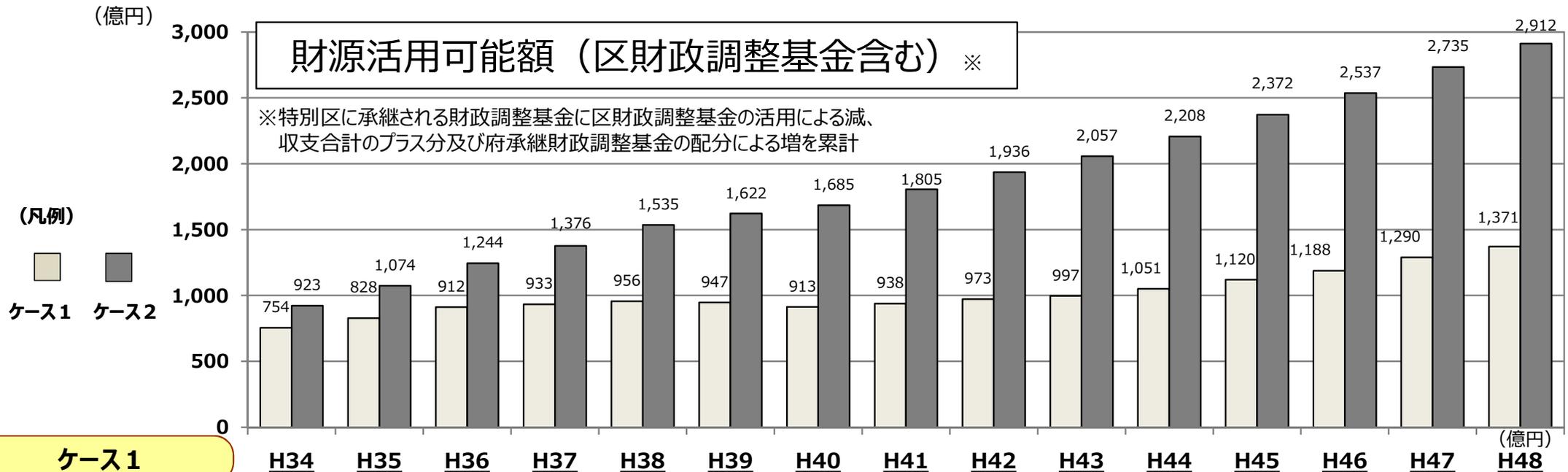
### ケース2

財政収支推計 A2	107	125	133	84	89	17	▲16	30	33	10	36	40	47	48	51
計 E2=A2+B+C+D	113	134	153	115	141	70	45	104	114	103	134	147	161	170	178

# 財源対策後

○ケース1では、収支不足に対しては、区財政調整基金などの財源活用可能額の範囲内で対応可能  
 (○ケース2では、収支不足は発生しない)

※財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる



## ケース1

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
区財政調整基金の活用 F1	0	0	0	0	0	26	51	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G1=E1+F1	55	57	67	4	6	0	0	7	18	7	38	51	65	74	81
府承継財政調整基金の配分	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	4	27	0
<b>財源活用可能額 (区財政調整基金含む)</b>	<b>754</b>	<b>828</b>	<b>912</b>	<b>933</b>	<b>956</b>	<b>947</b>	<b>913</b>	<b>938</b>	<b>973</b>	<b>997</b>	<b>1,051</b>	<b>1,120</b>	<b>1,188</b>	<b>1,290</b>	<b>1,371</b>

※H33年度末時点で特別区に承継される財政調整基金：約682億円

## ケース2

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
区財政調整基金の活用 F2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G2=E2+F2	113	134	153	115	141	70	45	104	114	103	134	147	161	170	178
府承継財政調整基金の配分	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	4	27	0
<b>財源活用可能額 (区財政調整基金含む)</b>	<b>923</b>	<b>1,074</b>	<b>1,244</b>	<b>1,376</b>	<b>1,535</b>	<b>1,622</b>	<b>1,685</b>	<b>1,805</b>	<b>1,936</b>	<b>2,057</b>	<b>2,208</b>	<b>2,372</b>	<b>2,537</b>	<b>2,735</b>	<b>2,912</b>

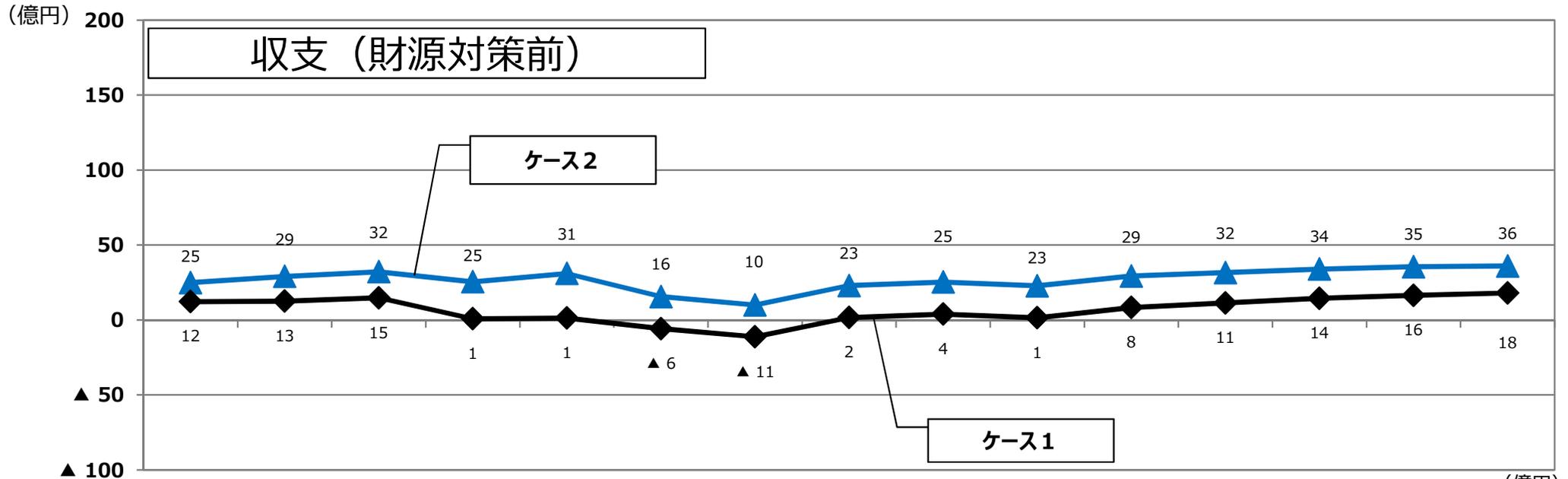
※H33年度末時点で特別区に承継される財政調整基金：約793億円

## 2 シミュレーション結果 ～（１）特別区の収支～

### 第一区

○ケース 1 では、H39～H40に収支不足が発生するが、H41以降収支不足は解消

○ケース 2 では、H34以降、収支不足は発生しない



#### ケース 1

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
財政収支推計 A1	24	24	20	▲ 0	▲ 5	▲ 10	▲ 17	▲ 7	▲ 6	▲ 12	▲ 6	▲ 6	▲ 5	▲ 6	▲ 4
改革効果額(未反映分) B	20	21	23	24	25	26	27	29	30	31	30	31	31	31	31
組織体制の影響額C	▲ 4	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 4	▲ 3	▲ 2	▲ 1	0	1	2	3	4
設置コスト D	▲ 27	▲ 27	▲ 23	▲ 18	▲ 14	▲ 16	▲ 18	▲ 18	▲ 18	▲ 16	▲ 16	▲ 15	▲ 14	▲ 12	▲ 13
計 E1=A1+B+C+D	12	13	15	1	1	▲ 6	▲ 11	2	4	1	8	11	14	16	18

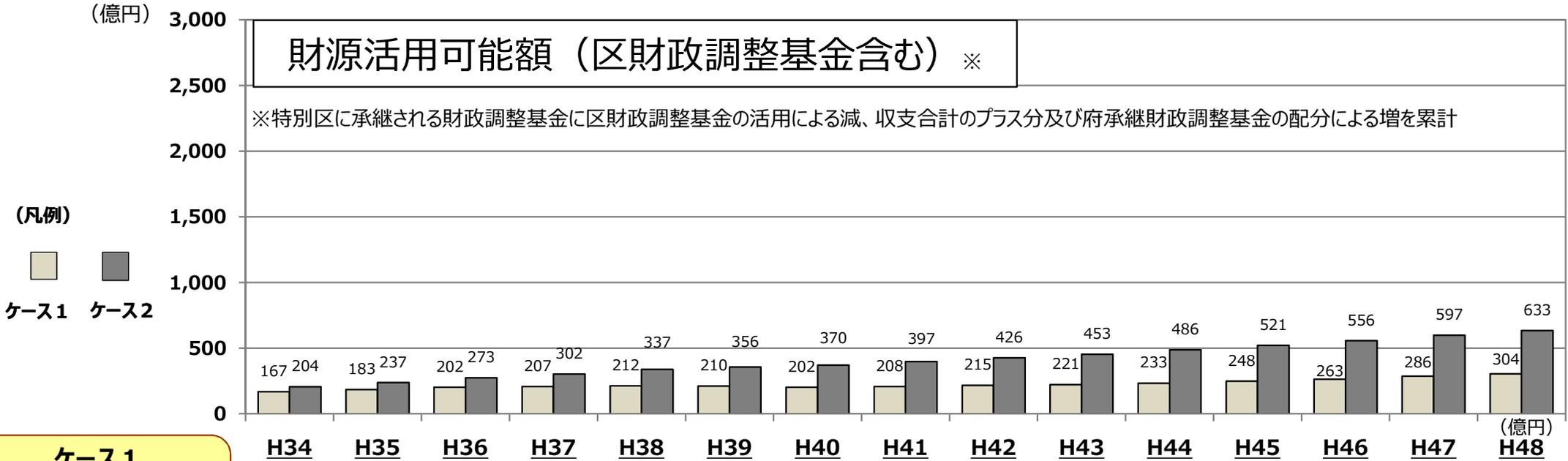
#### ケース 2

財政収支推計 A2	36	40	38	25	25	11	4	15	15	9	15	14	14	13	14
計 E2=A2+B+C+D	25	29	32	25	31	16	10	23	25	23	29	32	34	35	36

# 財源対策後

○ケース1では、収支不足に対しては、区財政調整基金などの財源活用可能額の範囲内で対応可能  
 (○ケース2では、収支不足は発生しない)

※財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる



## ケース1

区財政調整基金の活用 F1	0	0	0	0	0	6	11	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G1=E1+F1	12	13	15	1	1	0	0	2	4	1	8	11	14	16	18
府承継財政調整基金の配分	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	6	0
<b>財源活用可能額 (区財政調整基金含む)</b>	<b>167</b>	<b>183</b>	<b>202</b>	<b>207</b>	<b>212</b>	<b>210</b>	<b>202</b>	<b>208</b>	<b>215</b>	<b>221</b>	<b>233</b>	<b>248</b>	<b>263</b>	<b>286</b>	<b>304</b>

※H33年度末時点で特別区に承継される財政調整基金：約151億円

## ケース2

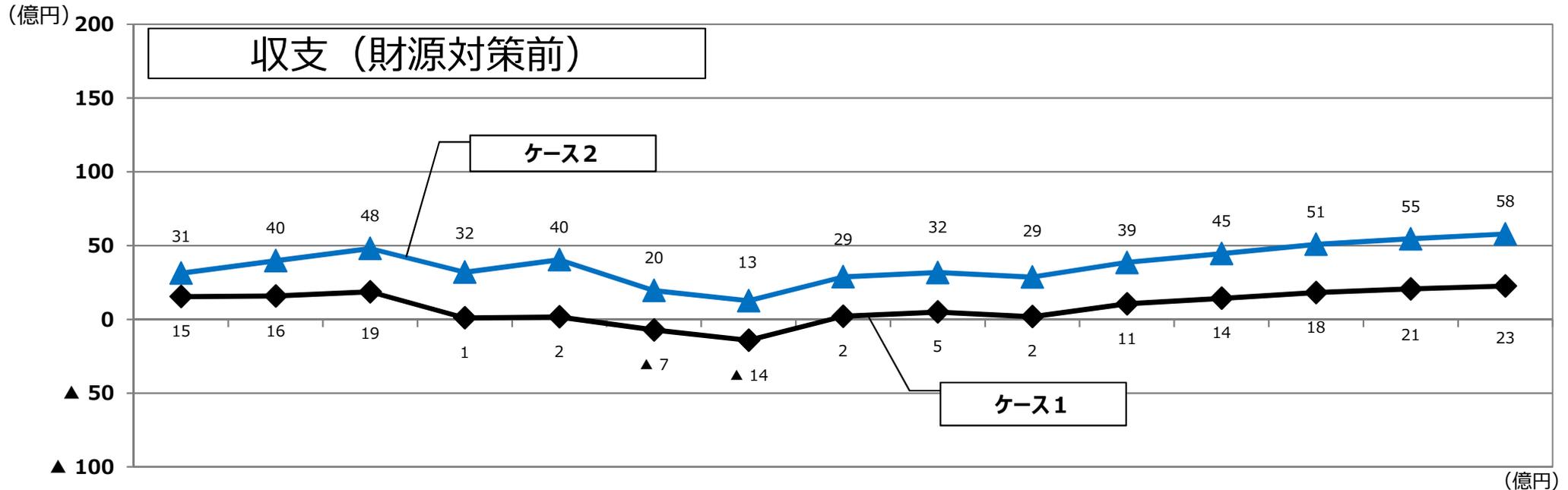
区財政調整基金の活用 F2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G2=E2+F2	25	29	32	25	31	16	10	23	25	23	29	32	34	35	36
府承継財政調整基金の配分	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	6	0
<b>財源活用可能額 (区財政調整基金含む)</b>	<b>204</b>	<b>237</b>	<b>273</b>	<b>302</b>	<b>337</b>	<b>356</b>	<b>370</b>	<b>397</b>	<b>426</b>	<b>453</b>	<b>486</b>	<b>521</b>	<b>556</b>	<b>597</b>	<b>633</b>

※H33年度末時点で特別区に承継される財政調整基金：約176億円

## 2 シミュレーション結果 ～（１）特別区の収支～

### 第二区

- ケース１では、H39～H40に収支不足が発生するが、H41以降収支不足は解消
- ケース２では、H34以降、収支不足は発生しない



#### ケース1

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
財政収支推計 A1	2	2	4	▲14	▲17	▲28	▲37	▲25	▲24	▲30	▲22	▲20	▲18	▲17	▲17
改革効果額(未反映分) B	26	26	29	30	31	32	34	37	37	39	38	39	39	39	39
組織体制の影響額C	▲5	▲5	▲5	▲6	▲6	▲6	▲4	▲3	▲2	▲1	1	2	3	4	6
設置コスト D	▲7	▲7	▲8	▲9	▲7	▲6	▲6	▲7	▲7	▲7	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6
計 E1=A1+B+C+D	15	16	19	1	2	▲7	▲14	2	5	2	11	14	18	21	23

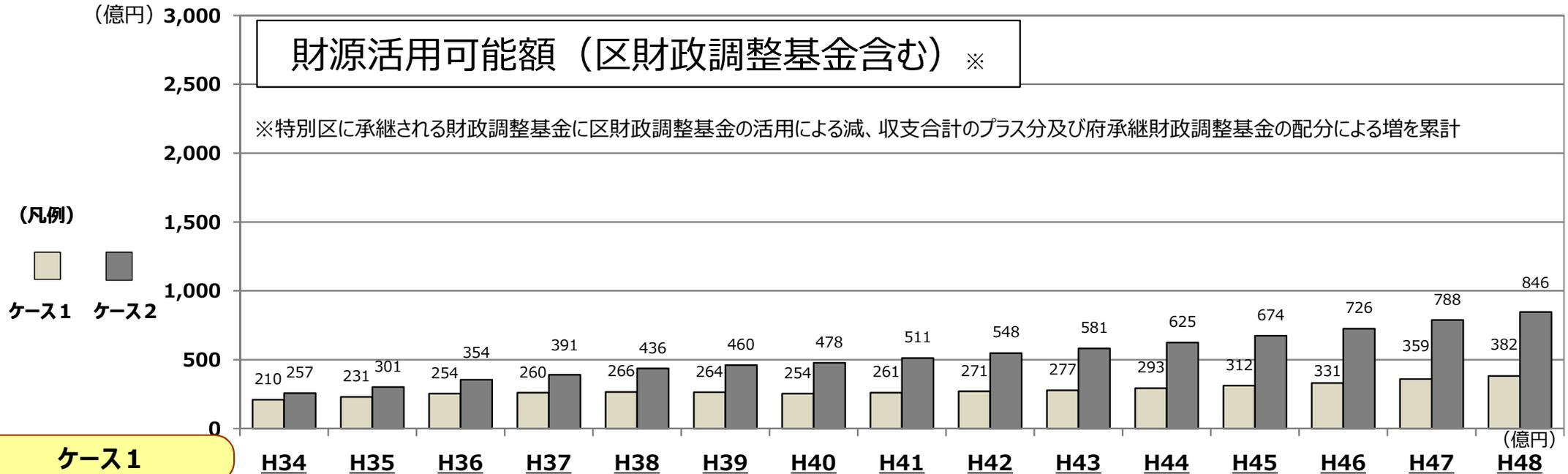
#### ケース2

財政収支推計 A2	18	26	33	17	21	▲1	▲11	2	3	▲3	6	10	15	17	19
計 E2=A2+B+C+D	31	40	48	32	40	20	13	29	32	29	39	45	51	55	58

# 財源対策後

○ケース1では、収支不足に対しては、区財政調整基金などの財源活用可能額の範囲内で対応可能  
 (○ケース2では、収支不足は発生しない)

※財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる



## ケース1

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
区財政調整基金の活用 F1	0	0	0	0	0	7	14	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G1=E1+F1	15	16	19	1	2	0	0	2	5	2	11	14	18	21	23
府承継財政調整基金の配分	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	8	0
<b>財源活用可能額 (区財政調整基金含む)</b>	<b>210</b>	<b>231</b>	<b>254</b>	<b>260</b>	<b>266</b>	<b>264</b>	<b>254</b>	<b>261</b>	<b>271</b>	<b>277</b>	<b>293</b>	<b>312</b>	<b>331</b>	<b>359</b>	<b>382</b>

※H33年度末時点で特別区に承継される財政調整基金：約190億円

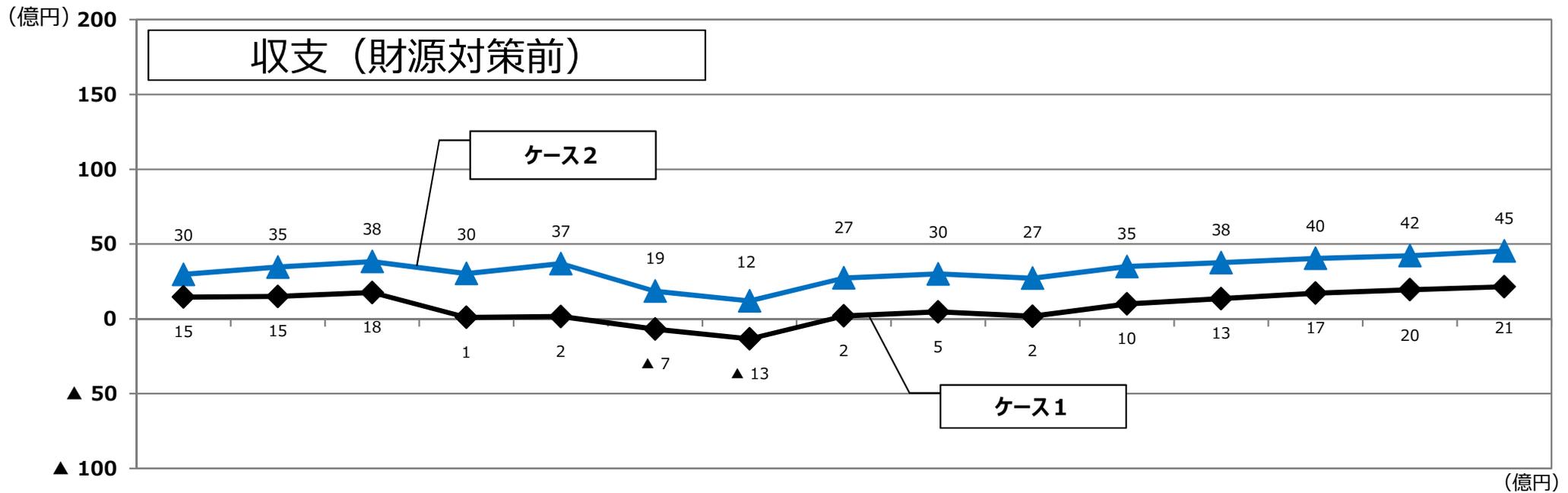
## ケース2

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
区財政調整基金の活用 F2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G2=E2+F2	31	40	48	32	40	20	13	29	32	29	39	45	51	55	58
府承継財政調整基金の配分	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	8	0
<b>財源活用可能額 (区財政調整基金含む)</b>	<b>257</b>	<b>301</b>	<b>354</b>	<b>391</b>	<b>436</b>	<b>460</b>	<b>478</b>	<b>511</b>	<b>548</b>	<b>581</b>	<b>625</b>	<b>674</b>	<b>726</b>	<b>788</b>	<b>846</b>

※H33年度末時点で特別区に承継される財政調整基金：約221億円

## 第三区

- ケース 1 では、H39～H40に収支不足が発生するが、H41以降収支不足は解消
- ケース 2 では、H34以降、収支不足は発生しない



### ケース 1

H34 H35 H36 H37 H38 H39 H40 H41 H42 H43 H44 H45 H46 H47 H48 (億円)

財政収支推計 A1	2	3	5	▲ 12	▲ 16	▲ 25	▲ 35	▲ 22	▲ 22	▲ 27	▲ 21	▲ 19	▲ 16	▲ 16	▲ 15
改革効果額(未反映分) B	24	25	27	28	30	31	32	35	35	37	36	37	37	37	37
組織体制の影響額 C	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 7	▲ 5	▲ 4	▲ 3	▲ 2	▲ 0	1	2	3	4
設置コスト D	▲ 6	▲ 7	▲ 8	▲ 9	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 4
計 E1=A1+B+C+D	15	15	18	1	2	▲ 7	▲ 13	2	5	2	10	13	17	20	21

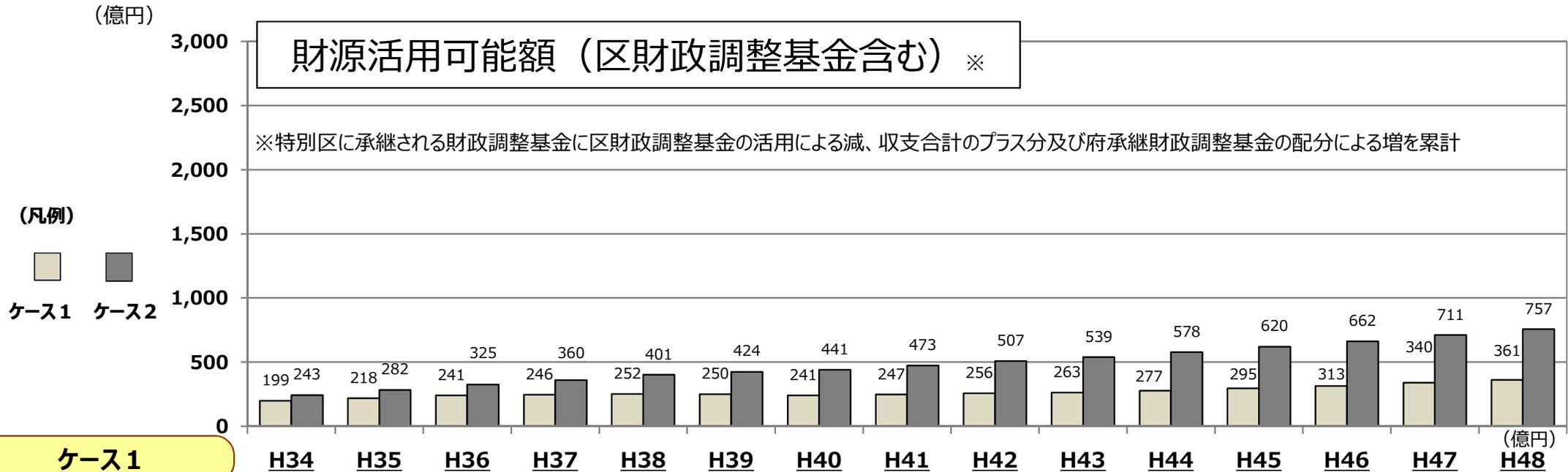
### ケース 2

財政収支推計 A2	17	23	25	18	20	0	▲ 9	3	4	▲ 1	4	5	7	7	8
計 E2=A2+B+C+D	30	35	38	30	37	19	12	27	30	27	35	38	40	42	45

# 財源対策後

○ケース1では、収支不足に対しては、区財政調整基金などの財源活用可能額の範囲内で対応可能  
 (○ケース2では、収支不足は発生しない)

※財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる



## ケース1

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
区財政調整基金の活用 F1	0	0	0	0	0	7	13	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G1=E1+F1	15	15	18	1	2	0	0	2	5	2	10	13	17	20	21
府承継財政調整基金の配分	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	7	0
財源活用可能額 (区財政調整基金含む)	199	218	241	246	252	250	241	247	256	263	277	295	313	340	361

※H33年度末時点で特別区に承継される財政調整基金：約180億円

## ケース2

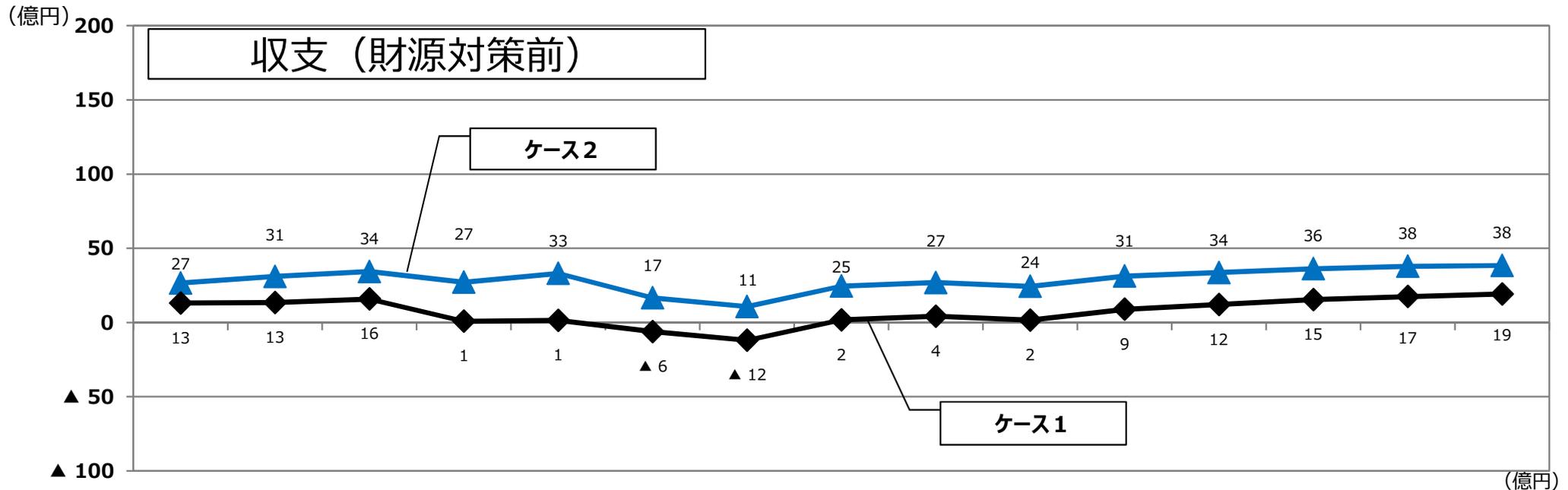
	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
区財政調整基金の活用 F2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G2=E2+F2	30	35	38	30	37	19	12	27	30	27	35	38	40	42	45
府承継財政調整基金の配分	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	7	0
財源活用可能額 (区財政調整基金含む)	243	282	325	360	401	424	441	473	507	539	578	620	662	711	757

※H33年度末時点で特別区に承継される財政調整基金：約209億円

# 2 シミュレーション結果 ～（１）特別区の収支～

## 第四区

- ケース１では、H39～H40に収支不足が発生するが、H41以降収支不足は解消
- ケース２では、H34以降、収支不足は発生しない



### ケース１

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
財政収支推計 A1	22	19	18	▲2	▲8	▲16	▲23	▲12	▲12	▲17	▲12	▲11	▲10	▲10	▲9
改革効果額(未反映分) B	22	22	24	25	27	27	29	31	32	33	32	33	33	33	33
組織体制の影響額 C	▲5	▲5	▲5	▲5	▲5	▲5	▲4	▲3	▲2	▲1	0	1	2	3	4
設置コスト D	▲26	▲23	▲21	▲17	▲12	▲13	▲14	▲14	▲14	▲13	▲12	▲11	▲10	▲9	▲9
計 E1=A1+B+C+D	13	13	16	1	1	▲6	▲12	2	4	2	9	12	15	17	19

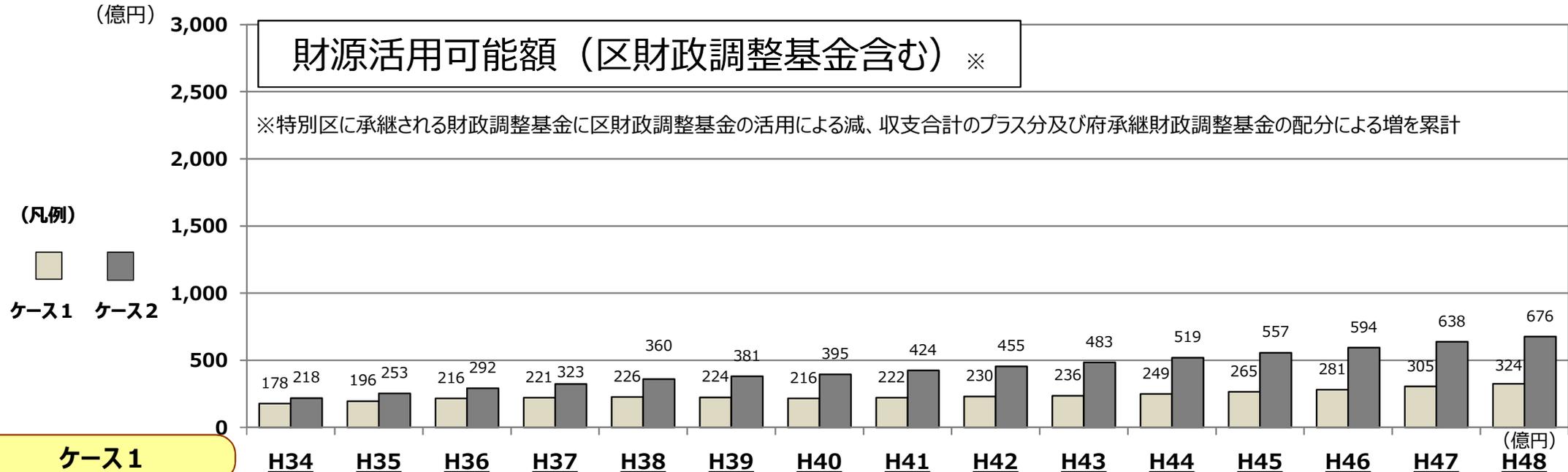
### ケース２

財政収支推計 A2	36	37	37	24	23	7	▲0	11	11	5	10	10	11	10	10
計 E2=A2+B+C+D	27	31	34	27	33	17	11	25	27	24	31	34	36	38	38

# 財源対策後

○ケース1では、収支不足に対しては、区財政調整基金などの財源活用可能額の範囲内で対応可能  
 (○ケース2では、収支不足は発生しない)

※財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる



## ケース1

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
区財政調整基金の活用 F1	0	0	0	0	0	6	12	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G1=E1+F1	13	13	16	1	1	0	0	2	4	2	9	12	15	17	19
府承継財政調整基金の配分	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	6	0
<b>財源活用可能額 (区財政調整基金含む)</b>	<b>178</b>	<b>196</b>	<b>216</b>	<b>221</b>	<b>226</b>	<b>224</b>	<b>216</b>	<b>222</b>	<b>230</b>	<b>236</b>	<b>249</b>	<b>265</b>	<b>281</b>	<b>305</b>	<b>324</b>

※H33年度末時点で特別区に承継される財政調整基金：約161億円

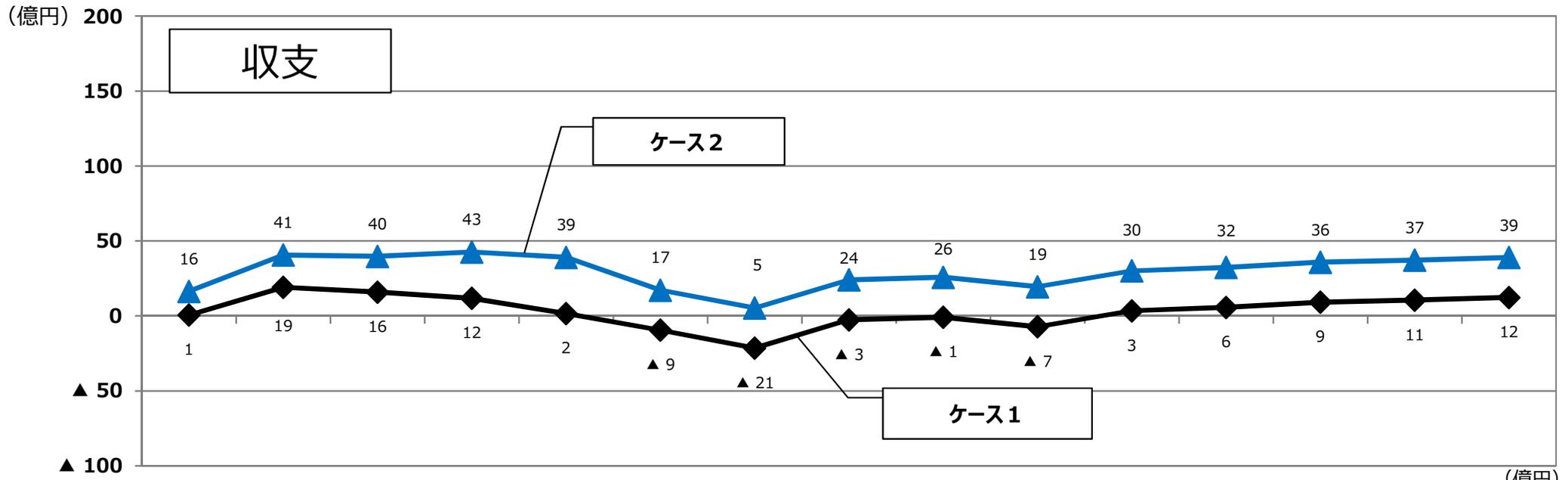
## ケース2

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
区財政調整基金の活用 F2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G2=E2+F2	27	31	34	27	33	17	11	25	27	24	31	34	36	38	38
府承継財政調整基金の配分	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	6	0
<b>財源活用可能額 (区財政調整基金含む)</b>	<b>218</b>	<b>253</b>	<b>292</b>	<b>323</b>	<b>360</b>	<b>381</b>	<b>395</b>	<b>424</b>	<b>455</b>	<b>483</b>	<b>519</b>	<b>557</b>	<b>594</b>	<b>638</b>	<b>676</b>

※H33年度末時点で特別区に承継される財政調整基金：約188億円

## 大阪府

- ケース1では、H39～H43に収支不足が発生するが、H44以降収支不足は解消
- ケース2では、H34以降、収支不足は発生しない



### ケース1

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
財政収支推計 A1	1	13	10	6	▲5	▲16	▲29	▲11	▲10	▲17	▲7	▲5	▲3	▲2	▲1
改革効果額(未反映分) B	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
組織体制の影響額C	10	10	10	10	10	10	11	12	12	13	14	15	16	16	17
設置コスト D	▲23	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17
計E1=A1+B+C+D	1	19	16	12	2	▲9	▲21	▲3	▲1	▲7	3	6	9	11	12

### ケース2

財政収支推計 A2	17	35	34	36	33	11	▲2	16	17	10	20	21	24	25	26
計E2=A2+B+C+D	16	41	40	43	39	17	5	24	26	19	30	32	36	37	39



### 3 大規模プロジェクトに係る財政的な影響

- 第9回大都市制度（特別区設置）協議会に提出した資料「大規模プロジェクトに係る財政的な影響について」の中から、本財政シミュレーションの基礎としている市「粗い試算」（2018（平成30）年2月版）で引き続き未織込みである事業に係る「財政的影響額」を抽出

	市「粗い試算」H30.2	事業
第9回協議会提出資料 「大規模プロジェクトに係る 財政的な影響について」 で示した事業	未織込	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 万博会場建設費</li> <li>● 関連事業費（夢洲まちづくりに係る事業と万博関連事業）</li> </ul>
	織込済	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 淀川左岸線（2期）</li> <li>● 淀川左岸線（延伸部）</li> <li>● なにわ筋線</li> </ul>

- ▶現時点で事業スキームや負担割合等が関係者間で未協議のものについては、副首都推進局において一定の仮定をおいた上での試算
- ▶府市の費用負担のあり方を決定するものではない

（出典）H28年度第8回副首都推進本部会議（H29.1）及びH28年度大阪市戦略会議（H29.2）資料

項目	内容
万博会場建設費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 万博会場建設（具体的な事業スキームは未確定）</li> <li>● 事業費総額1,250億円 負担割合は確定 国：経済界：地元自治体（府市） = 1：1：1 （地方負担額416億円 府市折半）</li> </ul>
関連事業費  ※1	<b>地下鉄中央線の延伸（北港テクノポート線）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 夢洲への鉄道アクセス（コスモスクエア駅～夢洲駅）</li> <li>● 事業費（残額分）総額540億円（地方負担額64億円※2）</li> </ul>
	<b>道路改良等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 夢洲への道路アクセス（此花大橋、夢舞大橋拡張等）</li> <li>● 事業費総額40億円（地方負担額20億円）</li> </ul>
	<b>地下鉄輸送力増強</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地下鉄中央線の輸送力増強</li> <li>● 事業費総額100億円 ※3</li> </ul>
	<b>南エリア埋立追加工事</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 南エリア30ha埋立ての追加工事</li> <li>● 事業費総額50億円（地方負担額50億円）</li> </ul>

※1 関連事業費には、夢洲まちづくりに係る事業と万博関連事業がある。このうち、万博開催のために必要となるものについては、府市折半を基本とする【2025日本万国博覧会開催に向けた府市の取組について（案）第8回副首都推進本部会議（H29.1.31）】  
 ※2 記載の地方負担額以外に、国庫補助金や開発者負担など（476億円）があるが、実際の事業スキームや費用負担は未確定 ※3 地方負担は未定

● 事業スキーム等が未確定の部分について、副首都推進局が置いた仮定に基づいて算出

▶万博会場建設費については、財源負担の平準化ができるよう、事業スキームの具体化について国と協議中であるため、試算の対象から除外

(億円)

関連事業費 ※1	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
北港テクノポート線 ※2 ①	0	0.1	1	2	2	2	2	3	4	5	5	5	5	4	3	2	2	3	3
(参考) 起債発行額	0	1	11	14	14	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(参考) 税等一般財源	0	0	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路改良等 ※3 ②	0	0.003	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
(参考) 起債発行額	0	0.02	1	1	2	1	1	4	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
(参考) 税等一般財源	0	0.003	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.4	0.3	0.3	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0
南エリア埋立追加工事 ※4 ③	0	0	0.4	1	1	2	4	4	4	4	4	4	2	1	1	2	4	4	4
(参考) 起債発行額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(参考) 税等一般財源	0	0	0	1	1	2	4	4	4	4	4	4	2	1	1	2	4	4	4

※1 関連事業費には、夢洲まちづくりに係る事業と万博関連事業がある。このうち、万博開催のために必要となるものについては、府市折半を基本とする【2025日本万国博覧会開催に向けた府市の取組について（案）第8回副首都推進本部会議（H29.1.31）】

なお、地下鉄輸送力増強に係る地方負担は未定のため、この項目から除外

※2 鉄道事業許可取得時（H12年度）スキームと仮定し、国庫補助を除く、地方負担額（64億円+利息）について試算（これ以外にも国庫補助金や開発者負担など（476億円）があるが、実際の事業スキームや費用負担は未確定のため試算に含めず）

※3 補助事業と仮定し、国庫補助を除く、地方負担額（20億円+利息）について試算

※4 H31・32年度の2年間で実施し、起債の元利償還金を負担すると仮定し、地方負担額（50億円+利息）について試算（年度割が未確定のため事業費は2カ年で均等分割）



(億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
財政的影響額 計 (え) =①+②+③	0	0.1	2	3	3	5	7	7	8	9	10	10	9	7	6	6	7	8	9
特別区設置までに大阪市で発行した起債(既発債)の償還費用のうち特別区負担分 ※ (お)	—	—	—	—	0.4	0.4	1	2	2	2	2	2	2	1	0.4	0.4	1	2	2
上記(お)を除いた財政的影響額(か)・・・(え) - (お)	—	—	—	—	3	4	6	6	7	8	8	8	7	6	5	6	7	6	7

※ H33年度までの起債（既発債）に係る償還費用（元利償還金）×72%（特別区負担割合）

### 3 大規模プロジェクトに係る財政的な影響

#### 《基本的な考え方》

(第9回協議会提出資料「大規模プロジェクトに係る財政的な影響について」で示した考え方)

- ◆ 万博会場建設費など広域的な役割に係る事業は、大阪府の事務として承継
- ◆ 関連事業費は、以下の考え方に基づき、配分割合を変更せず対応
  - ・特別区・大阪府の通常の役割分担における歳出の変動には、配分される財源と自主財源をマネジメントしながら対応することが基本
  - ・幅を持ってみる必要があるものの、現時点の試算では、大規模プロジェクトが大阪府の収支に多大な影響を及ぼすとは言いえない状況
- ◆ 万博会場建設費は、府市折半という枠組みを維持。仮に基金などを活用すれば、配分割合を変更せずに対応することが可能なお、財源負担の平準化ができるよう、事業スキームの具体化について国と協議中

#### 【大阪府収支との比較】

(億円)

		H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
「財政シミュレーション」における 大阪府の各年度収支 <small>(財シ-15参照)</small>	ケース1	1	19	16	12	2	▲9	▲21	▲3	▲1	▲7	3	6	9	11	12
	ケース2	16	41	40	43	39	17	5	24	26	19	30	32	36	37	39
<b>大阪府の各年度収支に与える影響額 ※ (▲表示)</b> <small>(財シ-18の(か)参照)</small>		▲3	▲4	▲6	▲6	▲7	▲8	▲8	▲8	▲7	▲6	▲5	▲6	▲7	▲6	▲7

※ 通常の役割分担における歳出の変動には、配分される財源と自主財源をマネジメントしながら対応することが基本  
大阪府に配分された財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当

#### 【特別区収支との比較】

(億円)

		H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
「財政シミュレーション」における 特別区の各年度収支 <small>(財シ-5参照)</small>	ケース1	55	57	67	4	6	▲26	▲51	7	18	7	38	51	65	74	81
	ケース2	113	134	153	115	141	70	45	104	114	103	134	147	161	170	178
<b>特別区の各年度収支に与える影響額 (▲表示)</b> <small>(財シ-18の(お)参照)</small>		▲0.4	▲0.4	▲1	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	▲1	▲0.4	▲0.4	▲1	▲2	▲2



## 4 大阪府の財政収支

- 大阪府の財政収支は、「特別区設置後の財政調整に係る収支」と「現在の大阪府に係る収支」との単純合計により、判断することはできない

### 特別区設置後の財政調整に係る収支

#### ◆ 財政シミュレーションによる大阪府の収支

(財シ-1 5 参照)

(億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
ケース1 計E1=A1+B+C+D	1	19	16	12	2	▲ 9	▲ 21	▲ 3	▲ 1	▲ 7	3	6	9	11	12
ケース2 計E2=A2+B+C+D	16	41	40	43	39	17	5	24	26	19	30	32	36	37	39

#### ・ (参考) 大規模プロジェクトに係る財政的な影響 (大阪府収支分)

(財シ-1 9 参照)

(億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
大阪府の各年度収支に 与える影響額(▲表示)	▲ 3	▲ 4	▲ 6	▲ 6	▲ 7	▲ 8	▲ 8	▲ 8	▲ 7	▲ 6	▲ 5	▲ 6	▲ 7	▲ 6	▲ 7

### ≪基本的な考え方≫

- ◆ 現在大阪市が担っている役割のうち、大阪府が担うこととなるものは、事務分担に応じて配分された財源と自主財源をマネジメントしながら対応

#### ➤ 財政調整の透明性を確保

- ・ 財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理は全て「財政調整特別会計」で行う
- ・ 財政調整制度の運用状況や大阪府に配分された財政調整財源の充当状況などを公表

- ◆ 現在大阪府が担っている役割は、従来の府税等をマネジメントしながら対応

## 現在の大阪府に係る収支

◆ 大阪府「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」平成30年2月版の収支 (財シ-39.40参照) (億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
単年度収支 A	20	▲ 80	▲ 70	▲ 220	▲ 260	▲ 90	▲ 290	▲ 310	▲ 300	▲ 690	▲ 100	▲ 20	60	60	120
減債基金復元額 B	270	270	270	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
収支不足額 C=A-B	▲ 250	▲ 350	▲ 340	▲ 220	▲ 260	▲ 90	▲ 290	▲ 310	▲ 300	▲ 690	▲ 100	▲ 20	60	60	120

## 規律ある財政運営の取組みを継続

### (参考) 平成30年度 大阪府行政経営の取組み (平成30年2月) (抜粋)

#### 【財政規律の確保】

- 平成30年度以降も多額の収支不足が見込まれることから、これまでの改革の取組みを継承しつつ、財政運営基本条例に基づき、将来世代に負担を先送りしないよう、健全で規律ある財政運営を行います。

#### 《収支不足への対応》

「当面の財政運営の取組み(案)」に掲げた取組み例などの歳入確保や歳出の見直しについて検討・具体化をすすめるとともに、それでもなお収支不足額が生じる場合は、財政調整基金を機動的に活用したうえで、年度を通じた効果的・効率的な予算執行により対応していきます。

#### 《減債基金積立不足額の計画的解消》

平成36年度末までの減債基金の復元完了をめざします(ただし、税収の急激な落ち込み等不測の事態が生じた場合は、柔軟に対応します)。

- ・ 減債基金積立不足額(平成30年度末見込み) 1,625億円

#### 《財政調整基金の確保》

財政リスクの対応については、財政運営基本条例に基づく目標額(平成39年度末までに1,400億円)の確保に努めます。

- ・ 財政調整基金残高(平成30年度末見込み) 1,117億円

(参考資料 財シ-23.24参照)

# 4 大阪府の財政収支

## 《参考①》

### 【減債基金の計画的な復元】

- 財源不足を補うために借り入れた5,202億円について、H21年度から計画的に復元（H30年度：271億円復元）

### ＜参考 実質公債費比率の推移＞

- 右グラフのとおり減債基金の計画的な復元を行った場合の実質公債費比率の推移

H30	H31	H32	H33	H34
18.1	17.8	16.8	16.4	15.6
H35	H36	H37	H38	H39
15.1	14.6	14.7	14.3	13.4

(%)

※実質公債費比率

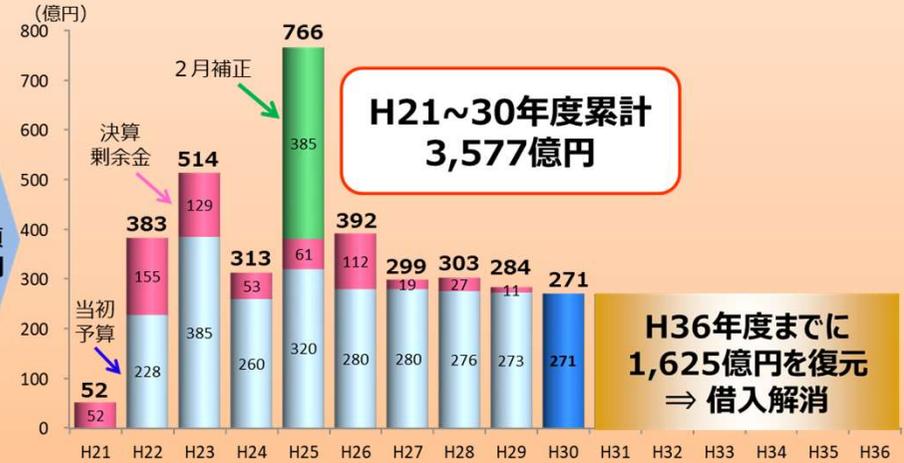
地方財政法及び財政健全化法に基づく指標で、標準的な財政規模に対する実質的な公債費相当額の占める割合の過去3年度間平均のこと

この比率が18%以上になると起債許可団体に、25%以上になると「財政健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる



H20借入  
減債基金借入累計額5,202億円  
ストップ

### これまでの減債基金の復元額



H21~30年度累計  
3,577億円

H36年度までに  
1,625億円を復元  
⇒借入解消

(出典)「大阪府の財政状況等について」H30年6月版等をもとに副首都推進局にて編集  
大阪府「財政状況に関する中長期試算(粗い試算)」H30年2月版(一部編集)

## 《参考②》

### 【府債残高の推移】

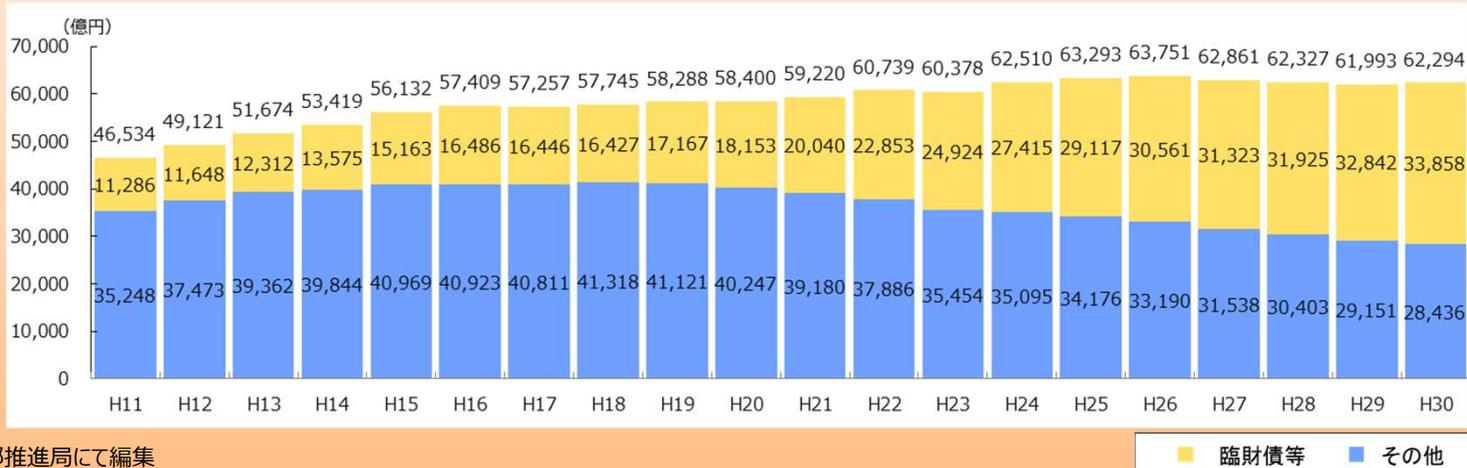
- 臨財債等を除く府債残高は、H19年度から12年連続で減少
- 全会計の府債残高は臨財債等の増加の影響により前年度（H29年度）に比べてほぼ横ばい

※ H28年度までは決算額、H29年度は最終予算ベース、H30年度は当初予算ベース

※ 臨財債等：税や交付税の代替として発行したもの（臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債）

※ その他：「全会計計」から「臨財債等」を除いたもの（地方財政法第5条に基づき公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充当した府債等）

### ＜府債残高の推移（全会計）＞



(出典)「大阪府の財政状況等について」H30年6月版等をもとに副首都推進局にて編集

## 《参考③》

### 【財政調整基金への積立目標額】

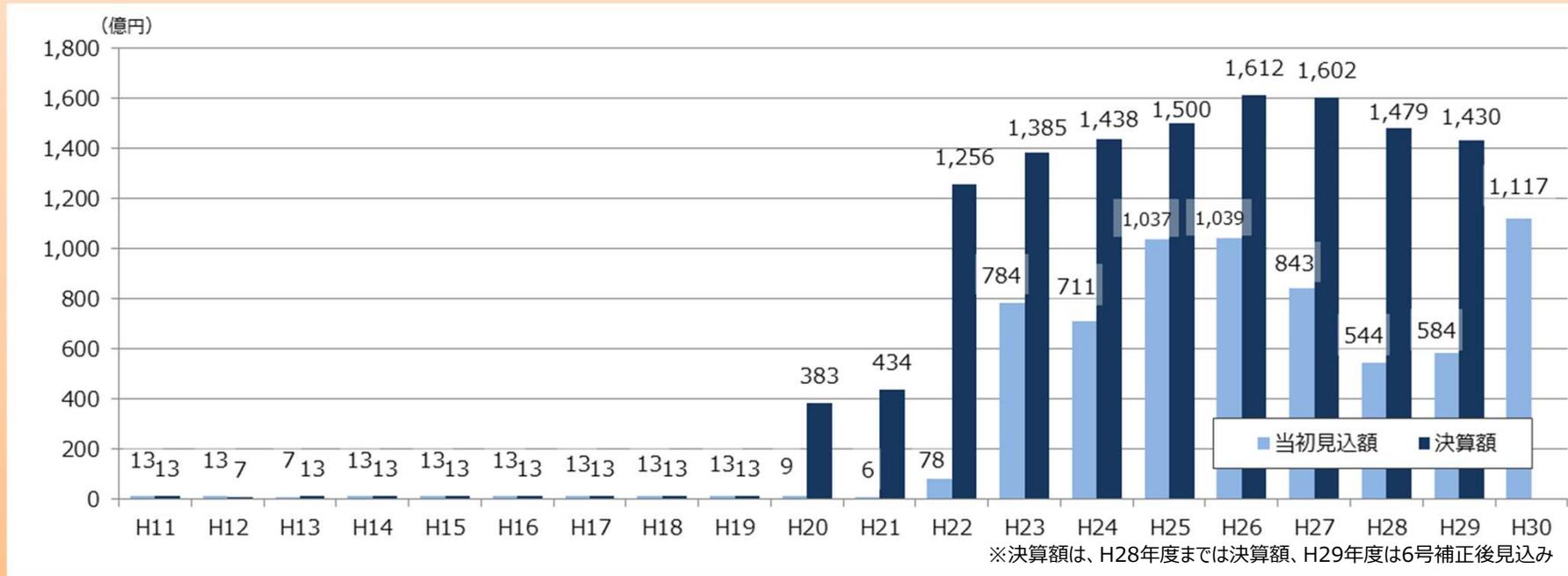
○財政運営基本条例第19条の規定に基づき、府税収入の急激な減少、災害に伴う歳出の増加その他臨時的な歳入の減少又は歳出の増加を伴う事象に対応するために、10年以内に達成すべき財政調整基金の積立目標額を積算

### <財政調整基金への積立目標額>

以下の考え方をもとにH39年度末時点の積立目標額を1,400億円と設定  
(H29年度末試算)

- ① 税収の急減、災害等 600億円
- ② 出資法人債務に係る損失補償等 74億円
- ③ その他（事業進捗により発生する可能性のあるリスク）640億円

### <財政調整基金残高（年度末）の推移>



(出典) 大阪府「財政状況に関する中長期試算（粗い試算）」H30年2月版（一部要約）  
大阪府「平成30年度当初予算案の概要」等をもとに副首都推進局にて編集

## 5 参考資料 (1) 前提条件 (詳細)

### [歳入]

税・譲与税・ 税交付金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村税のうち、法人市町村民税・固定資産税・特別土地保有税・都市計画税・事業所税及び国有資産等所在市町村交付金・特別とん譲与税は、大阪府が賦課徴収し、又は交付・譲与をうける</li> <li>政令指定都市が行う国府道管理に対して交付される地方譲与税等は、事務移管に伴い大阪府に移転</li> <li>個人市町村民税など税源の所在地が特定できる税、地方税法等に定める配分基準により交付すべき特別区が特定できる地方譲与税等は特別区ごとに算定し、その他の市町村たばこ税などは、従業員数や人口等で按分</li> </ul>
地方交付税 (臨時財政対策債 含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都区合算算定により、大阪府へ交付</li> <li>特別区(市町村算定)分の算定については、特別区全域を一つの市とみなし、特別区(中核市並み)の標準的な行政水準における補正係数等を適用</li> <li>大阪府へ事務移管する「国府道管理」や「病院」、「大学」などに係る基準財政需要額、国府道管理分に対して交付される地方譲与税・税交付金に係る基準財政収入額は大阪府に移し、それ以外は特別区分とする</li> <li>臨時財政対策債は、市町村算定分に係るものを各特別区の財政調整交付金算定上の財源不足額により按分し、各特別区がそれぞれ発行するものと設定</li> </ul>
財政調整財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税及び地方交付税相当額(市町村算定分)(臨時財政対策債を含む)</li> </ul>
特別区と大阪府 間の配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政調整財源の配分割合は、特別区78.3%、大阪府21.7%</li> </ul>
財政調整交付 金の配分(特別 区間の配分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通交付金94%、特別交付金6%</li> <li>基準財政需要額の算定では、生活保護費などの義務度の高い経費は実態に応じて算入</li> <li>基準財政収入額への標準税等の算入率は85%</li> <li>特別交付金は各特別区の特別な需要等に応じて配分し、特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分</li> </ul>
目的税	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市の過去の充当実績をもとに特別区と大阪府へ配分</li> <li>目的税(都市計画税、事業所税)の配分割合は、特別区53%、大阪府47%</li> </ul>

### [歳出]

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別区ごとの数値は、実額又は関連性が高いと思われる指標等で推計した各特別区のH28年度歳出決算の数値で按分</li> </ul>
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務分担(案)に基づき、特別区と大阪府に区分したH28年度決算の数値で算定</li> </ul>
公債費	<ul style="list-style-type: none"> <li>償還に係る公債費の負担割合は、特別区72%、大阪府28%</li> <li>特別区の負担分については、人口で按分</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>此花西部臨海地区土地区画整理事業は、H29年10月3日付け和解ベースで推計</li> </ul>

## [改革効果額（未反映分）]

改革効果額 （未反映分）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大阪市の財政に関する将来推計及び「大阪府財政状況に関する中長期試算（粗い試算）平成30年2月版」において反映されていない効果について、発現時期に応じて計上</li><li>・ 事務の移管先で発現する効果額については、移管先に帰属するものとして計上</li><li>・ 各特別区の効果額は、人口で按分</li></ul>
-----------------	---

## [組織体制の影響額]

組織体制の影響額 （人件費）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員数の増減に伴う影響額を年次別に試算（大阪市の財政に関する将来推計で見込む職員数の減は除く）</li><li>・ 事務の移管先で生じる影響額は、移管先で計上</li><li>・ 特別区の体制整備による影響額は、各特別区の職員数で按分、技能労務職の退職不補充による影響額は、各特別区の人口で按分</li></ul>
-------------------	---

## [設置コスト]

設置コスト	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「特別区設置に伴うコスト」（第4回・第9回大都市制度（特別区設置）協議会資料）に示したコスト例のうち、イニシャルコストが高くなる庁舎建設案を使用</li><li>・ 組織体制(案)をもとに試算した新たに執務室の確保が必要となる対象職員数に基づき、特別区と大阪府にそれぞれ計上</li><li>・ システム改修経費は人口で按分</li><li>・ 庁舎整備経費は、対象職員数（H34年度当初）から庁舎不足面積を算出し、不足面積が生じた特別区については新庁舎の建設（H36年度下期完成）を仮定に算出（完成までの間は民間ビルを賃借）</li><li>・ 各特別区に児童相談所の一時保護所を設置し、一時保護所を有しない特別区については新たに建設するものと仮定して、建設費を算出</li><li>・ 起債対象事業は、建設事業債75%を充当</li><li>・ 広報関係経費などその他のイニシャルコストについて、個別の積み上げができない項目は、均等割り等で按分</li><li>・ ランニングコストについて、個別の積み上げができない項目は、人口等で按分</li></ul>
-------	--

## [特別区に承継される財政調整基金]

特別区に承継される財政調整基金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別区に承継される財政調整基金の額は、以下のとおり算出した<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市「粗い試算」に示されている（参考）財政調整基金残高1,132億円（H30年度末、弁天町駅前開発土地信託事業への対応分319億円を除く）を反映</li><li>・ H31年度～H33年度の大阪市の財政に関する将来推計による財政収支不足額（ケース1：▲227億円 ケース2：▲116億円）を反映</li><li>・ H31年度～H33年度の改革効果額(未反映分)、組織体制の影響額、設置コスト（+13億円）を反映</li><li>・ 大阪府に承継する財務リスク（損失補償）の引当財源（大阪府で管理） ▲236億円 を反映</li></ul></li></ul>
-----------------	--

※数値については、H48年度時点の推計値

項目	改革効果額	効果の内容	
(百万円)			
地下鉄	21,698	◆ 地下鉄事業の民営化による一般会計からの繰出金削減や固定資産税等の収入及び株式配当収入（民営化後の試算）を見込む	
一般廃棄物	収集輸送	6,930	◆ 収集輸送事業にかかる業務の効率化、職員の退職不補充による民間委託拡大による経費削減を見込む
	焼却処理	3,341	◆ 焼却処理事業にかかる工場稼働体制の見直し及び民間運営・民間委託の拡大等による経常経費の削減を見込む
下水道	581	◆ クリアウォーターOSAKA株式会社が運転維持管理業務を実施するにあたり、より効率的な事務執行体制を構築することによる削減を見込む	
バス	1,955	◆ バス事業の民営化による一般会計からの繰出金や運営補助金の削減に加え、法人市民税などの増収を見込む	
港湾	218	◆ 港湾管理者統合により、施設の集約・再編等を行うなど、物流機能の強化を図ることによる大阪港・堺泉北港・阪南港の入港料等の増収を見込む	
産業技術総合研究所 工業研究所	66	◆ 両研究所の統合に伴う役職員や管理費等の削減を見込む	
公衆衛生研究所 環境科学研究所	92	◆ 栄養専門学校廃止に伴う人員削減、両研究所の統合に伴う管理部門職員の削減を見込む	

財政シミュレーションの反映額			財政シミュレーション 反映時の控除
(百万円)			※H30年度までの 予算反映分等
14,230	特別区	10,779	7,468
	大阪府	3,451	
3,544	特別区	3,544	3,386
	大阪府	0	
1,695	特別区	1,695	1,646
	大阪府	0	
77	特別区	77	504
	大阪府	0	
54	特別区	3	1,901
	大阪府	51	
54	特別区	16	164
	大阪府	38	
31	特別区	0	35
	大阪府	31	
8	特別区	0	84
	大阪府	8	

項目	改革 効果額	効果の内容
(百万円)		
病院	7,065	◆ 府市病院に対する繰出金、負担金の削減を見込む
公営住宅	569	◆ 大阪市の公社委託料削減額を計上
保健医療財団 環境保健協会	253	◆ 大阪府保健医療財団における、大阪府財政構造改革プラン(案)に基づく運営費補助の見直し及び経営改善等による大阪府補助金の削減額を計上
弘済院	198	◆ 養護老人ホーム廃止による経費削減額を計上
大型児童館 ビッグバン キッズプラザ大阪	143	◆ ビッグバンにおける業務内容の見直し及びキッズプラザ大阪におけるこれまでの収支改善の取組みによる経費削減額を計上
こども青少年施設	131	◆ 大阪府・大阪市施設の役割分担に基づき、伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家及び青少年センターを見直し、3施設の運営経費の削減額を計上
大学	111	◆ 運営費交付金の削減額を計上
ドーンセンター クレオ大阪	87	◆ 大阪市施設の全体最適化によるクレオ大阪（4館）の経費削減額を計上

財政シミュレーションの反映額			財政シミュレーション 反映時の控除
(百万円)			
0	特別区	-	7,065
	大阪府	-	
0	特別区	-	569
	大阪府	-	
0	特別区	-	253
	大阪府	-	
0	特別区	-	198
	大阪府	-	
0	特別区	-	143
	大阪府	-	
0	特別区	-	131
	大阪府	-	
0	特別区	-	111
	大阪府	-	
0	特別区	-	87
	大阪府	-	

5 参考資料 (2) AB項目関係の改革効果額(未反映分)の内訳 (一般財源・継続的效果のみ)

項目	改革効果額	効果の内容	財政シミュレーションの反映額		財政シミュレーション反映時の控除
			(百万円)		
障がい者スポーツセンター	71	◆ 障がい者交流促進センター（ファインプラザ）の指定管理者制度導入及び舞洲障がい者スポーツセンター宿泊施設の運営方法の見直しによる経費削減額を計上	0	特別区 大阪府	71
消防	47	◆ 消防学校の運営の一元化に伴う運営経費の削減額等を計上	0	特別区 大阪府	47

合計	43,556
----	--------

財政シミュレーション反映(合計)	特別区	16,114
	大阪府	3,579
* 税込増に伴う地方交付税の減額等	特別区	3,722
	大阪府	2,264
財政シミュレーション反映(地方交付税等への影響について勘案後)	特別区	12,392
	大阪府	1,315

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある

## ■ (参考) AB項目関係の改革効果額(未反映分)について

### 〔基本的考え方〕

大阪府・大阪市における改革効果(一般財源ベース)を試算の上、現時点で確認できる数値を用いて年次推計を実施

#### (改革効果額の試算)

- H23年の大阪府市統合本部設置以降の大阪府・大阪市の改革の取組みのうち、A B項目及び市政改革プランについて、財政的效果を試算(機能充実のための投資や経営形態の移行経費等は勘案していない)

#### (大阪市の財政に関する将来推計等との整合)

- 大阪市の財政に関する将来推計及び「大阪府財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕平成30年2月版」に既に織り込まれている下記の改革効果額を控除
  - ・A B項目のうち、H30年度までの予算や将来的な改革効果として反映されているもの
  - ・市政改革プラン関係(施策・事業の見直し・再構築等)のうち、H30年度までの予算に反映されているもの

#### (地方交付税等への影響)

- 地下鉄株式会社化、バス事業譲渡等による市税・府税の増収に伴う地方交付税の減額分等を控除

#### (改革効果額(未反映分)の配分)

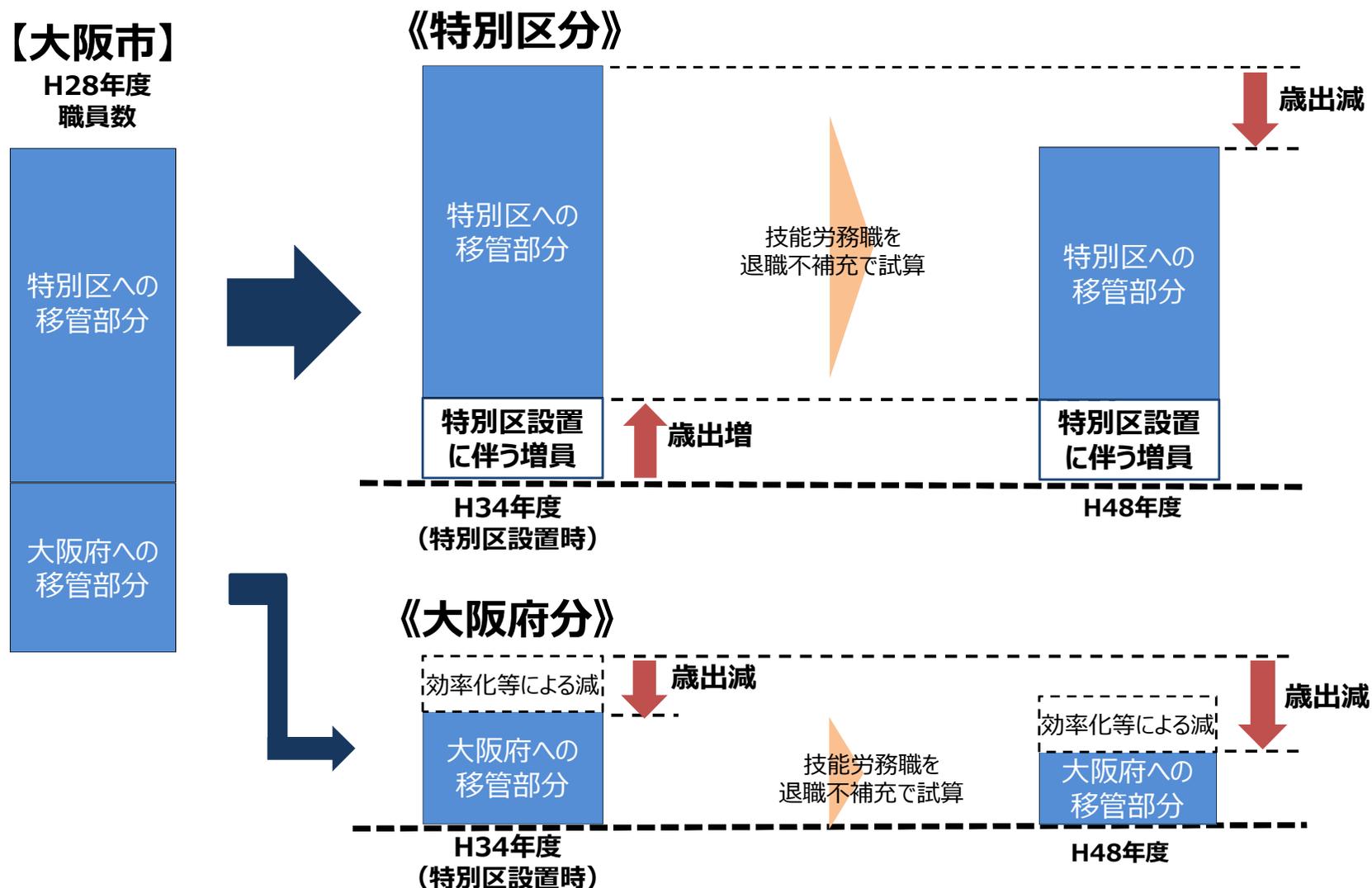
- 特別区と大阪府の改革効果額(未反映分)の配分については、事務分担(案)をふまえて区分(事務の移管先で発現するものは、移管先に帰属するものとして算定)
- 各特別区の反映額は、人口(H27年国勢調査)で按分

## 5 参考資料 (3) 組織体制の影響額

### 【基本的な考え方】

- ① 現在の大阪市職員数を特別区移管と大阪府移管に分割（大阪府から特別区へ移管される職員を含む）
  - ② 特別区設置に伴う体制整備の増員（歳出増）及び、技能労務職の退職不補充による減員（歳出減）を年次別に試算
  - ③ ①の分割後職員数と、②の増員及び減員を反映した職員数の人数差に人件費単価を乗じて、影響額を算定  
（H39年度までは、市「粗い試算」において技能労務職の退職不補充による人件費削減が織り込まれているため、減員（歳出減）は、H40年度以降について算定）
- ※ 学校の技能労務職は算定の対象とし、経営形態見直し部門は対象外

### ◆算定イメージ



## 5 参考資料 (4) 設置コスト

### [基本的な考え方]

特別区素案（特別区設置に伴うコスト）には、庁舎建設案と庁舎賃借案を示しているが、財政シミュレーション上は保守的に取り扱うこととし、イニシャルコストが高い庁舎建設案を用いることとした（起債対象事業については建設事業債75%を充当し、償還していくものとして年次推計を実施した）

（単位：百万円）

	項 目	特別区全体	大阪府
イニシャルコスト	システム改修経費	15,599	2,600
	庁舎等改修経費	7,954	834
	新庁舎建設経費	24,689	—
	民間ビル賃借保証金	1,486	590
	移転経費	428	23
	一時保護所建設経費	591	—
	その他経費	867	—
	合 計	51,614	4,047
ランニングコスト	システム運用経費	2,138	1,100
	民間ビル等賃借料	▲378	590
	新庁舎維持管理等経費	566	—
	各特別区に新たに必要となる経費	48	—
	合 計	2,374	1,690

## 5 参考資料 (5) 財政シミュレーション計数表

## 特別区全体

(ケース1) 財政収支推計A1

(億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
歳出 ア	6,503	6,507	6,484	6,512	6,548	6,640	6,673	6,627	6,624	6,647	6,621	6,617	6,610	6,609	6,606
人件費	1,344	1,331	1,324	1,324	1,282	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
公債費・財務リスク	1,223	1,171	1,137	1,079	1,136	1,170	1,203	1,157	1,154	1,177	1,151	1,147	1,140	1,139	1,136
その他	3,936	4,005	4,023	4,109	4,130	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180
歳入 イ	6,553	6,555	6,530	6,484	6,502	6,561	6,561	6,561	6,561	6,561	6,561	6,561	6,561	6,561	6,561
税、臨財債、譲与税等	2,904	2,949	2,988	3,034	3,080	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127
財政調整交付金・ 目的税交付金	3,649	3,606	3,542	3,451	3,421	3,433	3,433	3,433	3,433	3,433	3,433	3,433	3,433	3,433	3,433
財政収支推計A1 イーア	50	48	46	▲ 28	▲ 46	▲ 79	▲ 112	▲ 66	▲ 63	▲ 86	▲ 61	▲ 57	▲ 50	▲ 48	▲ 45

(ケース2) 財政収支推計A2

(億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
歳出 ア	6,503	6,507	6,484	6,512	6,548	6,640	6,673	6,627	6,624	6,647	6,621	6,617	6,610	6,609	6,606
人件費	1,344	1,331	1,324	1,324	1,282	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
公債費・財務リスク	1,223	1,171	1,137	1,079	1,136	1,170	1,203	1,157	1,154	1,177	1,151	1,147	1,140	1,139	1,136
その他	3,936	4,005	4,023	4,109	4,130	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180
歳入 イ	6,610	6,632	6,617	6,596	6,637	6,657	6,657	6,657	6,657	6,657	6,657	6,657	6,657	6,657	6,657
税、臨財債、譲与税等	2,904	2,949	2,988	3,034	3,080	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127
財政調整交付金・ 目的税交付金	3,706	3,684	3,628	3,562	3,557	3,530	3,530	3,530	3,530	3,530	3,530	3,530	3,530	3,530	3,530
財政収支推計A2 イーア	107	125	133	84	89	17	▲ 16	30	33	10	36	40	47	48	51

■ 改革効果額（未反映額）Bの内訳

（億円）

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
AB項目	75	77	86	89	96	99	106	114	118	122	120	123	123	122	124
地下鉄	95	98	102	103	105	105	108	108	108	108	108	108	108	108	108
一般廃棄物	21	18	22	24	28	30	35	43	46	50	49	51	51	51	52
下水道	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
バス	0.2	0.1	0.1	0.1	0.04	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
港湾	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
病院	▲ 2	▲ 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
▲地方交付税の減額等	▲ 40	▲ 39	▲ 39	▲ 38	▲ 38	▲ 37	▲ 37	▲ 37	▲ 37	▲ 37	▲ 37	▲ 37	▲ 37	▲ 37	▲ 37
市政改革プランH31年度以降見込分	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
プール管理運営	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
スポーツセンター管理運営	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
委託老人福祉センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
子育て活動支援事業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（屋内）プール管理運営	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
改革効果額（未反映分）B 計	92	94	103	106	113	116	123	131	135	139	137	140	140	139	141

## 5 参考資料 (5) 財政シミュレーション計数表

## ■ 組織体制の影響額Cの内訳

(億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
歳出増	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 22	▲ 22	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 24	▲ 24	▲ 24	▲ 25	▲ 25	▲ 26	▲ 26
歳出減	0	0	0	0	0	0	5	10	15	20	25	30	34	39	44
組織体制の影響額C 計	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 22	▲ 22	▲ 23	▲ 18	▲ 13	▲ 9	▲ 4	1	5	9	14	18

## ■ 設置コストDの内訳

(億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
イニシャルコスト	▲ 30	▲ 27	▲ 24	▲ 18	▲ 11	▲ 16	▲ 19	▲ 20	▲ 20	▲ 18	▲ 17	▲ 15	▲ 12	▲ 9	▲ 10
システム改修経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
庁舎等改修経費	0	▲ 3	▲ 7	▲ 6	▲ 1	▲ 2	▲ 3	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 3	▲ 2	▲ 0.8
新庁舎建設経費	▲ 12	▲ 25	▲ 18	▲ 7	▲ 9	▲ 13	▲ 15	▲ 15	▲ 15	▲ 13	▲ 13	▲ 11	▲ 9	▲ 6	▲ 8
民間ビル賃借保証金	▲ 15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移転経費	▲ 0.6	0	0	▲ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時保護所建設経費	▲ 0.7	0	0	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.1	0	▲ 0.1	▲ 0.3
その他	▲ 1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.3
ランニングコスト	▲ 37	▲ 37	▲ 37	▲ 35	▲ 28	▲ 25	▲ 25	▲ 24	▲ 24	▲ 24	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 22
システム運用経費	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21
民間ビル等賃借料	▲ 15	▲ 15	▲ 15	▲ 7	0	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5
新庁舎維持管理等経費	0	0	0	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6
各特別区に新たに必要となる経費	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5
設置コストD 計	▲ 67	▲ 64	▲ 61	▲ 53	▲ 39	▲ 40	▲ 44	▲ 44	▲ 44	▲ 42	▲ 40	▲ 37	▲ 34	▲ 31	▲ 32

## 大阪府

- 特別区設置(H34年度と仮定)までの改革効果額（未反映分）・組織体制の影響額・設置コスト【大阪府分】  
H33年度以前に発現する財政的影響額（+改善額 ▲悪化額）の試算は、以下のとおり

（億円）

	H31年度	H32年度	H33年度
改革効果額（未反映分）	6	6	8
組織体制の影響額	-	▲0.4	▲0.8
設置コスト	▲7	▲13	▲14
<b>合計</b>	<b>▲0.2</b>	<b>▲7</b>	<b>▲7</b>

※ 円滑な特別区設置のため、段階的に職員採用、システム改修、新庁舎建設等を実施することとして推計

## 5 参考資料 (5) 財政シミュレーション計数表

## 大阪府

(ケース1) 財政収支推計A1

(億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
歳出 ア	2,723	2,694	2,670	2,640	2,644	2,659	2,672	2,654	2,653	2,660	2,650	2,649	2,646	2,645	2,644
人件費	1,347	1,334	1,324	1,317	1,297	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299
公債費・財務リスク	506	486	468	439	462	474	487	469	468	475	465	464	461	460	459
その他	870	874	878	884	885	886	886	886	886	886	886	886	886	886	886
歳入 イ	2,724	2,707	2,680	2,646	2,639	2,643	2,643	2,643	2,643	2,643	2,643	2,643	2,643	2,643	2,643
移転税、譲与税、交付税等	1,424	1,415	1,404	1,392	1,390	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389
財政調整財源・ 目的税 (府分)	1,300	1,292	1,275	1,254	1,249	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254
財政収支推計A1 イーア	1	13	10	6	▲5	▲16	▲29	▲11	▲10	▲17	▲7	▲5	▲3	▲2	▲1

(ケース2) 財政収支推計A2

(億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
歳出 ア	2,723	2,694	2,670	2,640	2,644	2,659	2,672	2,654	2,653	2,660	2,650	2,649	2,646	2,645	2,644
人件費	1,347	1,334	1,324	1,317	1,297	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299
公債費・財務リスク	506	486	468	439	462	474	487	469	468	475	465	464	461	460	459
その他	870	874	878	884	885	886	886	886	886	886	886	886	886	886	886
歳入 イ	2,740	2,729	2,704	2,676	2,677	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670
移転税、譲与税、交付税等	1,424	1,415	1,404	1,392	1,390	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389
財政調整財源・ 目的税 (府分)	1,316	1,313	1,299	1,285	1,287	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281
財政収支推計A2 イーア	17	35	34	36	33	11	▲2	16	17	10	20	21	24	25	26

■ 改革効果額（未反映額）Bの内訳

(億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
AB項目	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
地下鉄	31	32	33	33	34	34	35	35	35	35	35	35	35	35	35
バス	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
港湾	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
産業技術総合研究所・工業研究所	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
公衆衛生研究所・環境科学研究所	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
▲地方交付税の減額等	▲20	▲21	▲21	▲22	▲22	▲22	▲23	▲23	▲23	▲23	▲23	▲23	▲23	▲23	▲23
改革効果額（未反映分）B計	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

■ 組織体制の影響額Cの内訳

(億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
歳出増	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出減	10	10	10	10	10	10	11	12	12	13	14	15	16	16	17
組織体制の影響額C計	10	10	10	10	10	10	11	12	12	13	14	15	16	16	17

■ 設置コストDの内訳

(億円)

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
イニシャルコスト	▲6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
システム改修経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
庁舎等改修経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新庁舎建設経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間ビル賃借保証金	▲6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移転経費	▲0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時保護所建設経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ランニングコスト	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17
システム運用経費	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11
民間ビル等賃借料	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6
新庁舎維持管理等経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
各特別区に新たに必要となる経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設置コストD計	▲23	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17	▲17

# 5 参考資料 (6)大阪府「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕平成30年2月版」(抜粋) 財シ-39

5

## ■財政収支の推計 (平成30年2月試算・概算)

(単位：億円)

区 分		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)	平成36年度 (2024)	平成37年度 (2025)	平成38年度 (2026)	平成39年度 (2027)
歳入	府税・地方人特別譲与税	13,987	14,180	15,650	15,610	15,860	16,120	16,360	16,620	16,880	17,160
	交付税等 (臨時財政対策債等含む)	4,356	4,130	3,530	3,830	3,820	3,630	3,430	3,200	3,060	2,920
	その他一般歳入	354	350	340	330	330	330	330	330	330	330
	特定財源	6,534	6,530	6,460	6,570	6,490	6,500	6,470	6,450	6,510	6,450
	国庫支出金	1,900	1,870	1,870	1,830	1,860	1,860	1,850	1,850	1,850	1,850
	府債 (臨時財政対策債等除く)	797	820	750	940	830	850	820	830	890	830
	貸付金償還金等	3,837	3,840	3,840	3,800	3,800	3,790	3,800	3,770	3,770	3,770
	歳入合計(A)	25,230	25,190	25,980	26,340	26,500	26,580	26,590	26,600	26,780	26,860
歳出	人件費	6,975	6,930	6,900	6,870	6,860	6,820	6,800	6,800	6,760	6,800
	退職手当	547	520	490	450	420	360	330	310	260	290
	退職手当以外	6,427	6,410	6,410	6,420	6,440	6,460	6,470	6,490	6,500	6,510
	社会保障関係経費	4,758	4,890	5,020	5,170	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	公債費	3,159	3,340	3,360	3,300	3,410	3,310	3,440	3,610	3,640	3,590
	税関連歳出	2,525	2,400	2,990	3,200	3,260	3,320	3,380	3,440	3,500	3,570
	投資的経費	1,725	1,760	1,670	1,630	1,680	1,700	1,670	1,680	1,740	1,680
	公共	1,038	1,030	1,040	990	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	単独	687	730	630	640	630	650	620	630	690	630
	一般施策経費	6,130	6,130	6,030	6,130	5,970	6,210	6,070	5,990	6,100	6,010
	歳出合計(B)	25,272	25,450	25,970	26,300	26,480	26,660	26,660	26,820	27,040	26,950
単年度収支 (C)=(A)-(B)		▲ 41	▲ 260	10	40	20	▲ 80	▲ 70	▲ 220	▲ 260	▲ 90
<参考>実質収収		11,502	11,820	12,710	12,450	12,650	12,840	13,020	13,220	13,430	13,640
実質公債費比率		18.1%	17.8%	16.9%	16.8%	16.4%	16.3%	16.2%	16.9%	17.1%	16.4%
減債基金還元積立額 (D)		271	270	270	270	270	270	270			
■収支不足額 (E)=(C)-(D)		▲ 312	▲ 530	▲ 260	▲ 230	▲ 250	▲ 350	▲ 340	▲ 220	▲ 260	▲ 90
上記還元積立後の実質公債費比率		18.1%	17.8%	16.8%	16.4%	15.6%	15.1%	14.6%	14.7%	14.3%	13.4%

※ 平成30年度については、端数処理の関係上、各項目の合計額が合わないことがある

### ■実質公債費比率

地方財政法及び財政健全化法に基づく指標で、標準的な財政規模に対する実質的な公債費相当額の占める割合の過去3年度間平均のこと。  
この比率が18%以上になると起債許可団体に、25%以上になると「財政健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる。

## ■財政収支の推計（平成30年2月試算・概算）

（単位：億円）

区 分		平成40年度 (2028)	平成41年度 (2029)	平成42年度 (2030)	平成43年度 (2031)	平成44年度 (2032)	平成45年度 (2033)	平成46年度 (2034)	平成47年度 (2035)	平成48年度 (2036)	平成49年度 (2037)
歳入	府税・地方法人特別譲与税	17,420	17,420	17,420	17,420	17,420	17,420	17,420	17,420	17,420	17,420
	交付税等（臨時財政対策債等含む）	2,770	2,750	2,670	2,610	2,550	2,480	2,420	2,360	2,320	2,270
	その他一般歳入	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330
	特定財源	6,450	6,440	6,450	6,470	6,450	6,460	6,450	6,450	6,430	6,440
	国庫支出金	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	1,860	1,850	1,860	1,850	1,860
	府債（臨時財政対策債等除く）	830	820	830	850	830	830	830	830	830	830
	貸付金償還金等	3,770	3,770	3,770	3,770	3,770	3,770	3,770	3,760	3,750	3,750
歳入合計(A)	26,970	26,940	26,870	26,830	26,750	26,690	26,620	26,560	26,500	26,460	
歳出	人件費	6,810	6,810	6,800	6,830	6,830	6,850	6,840	6,840	6,840	6,870
	退職手当	300	300	290	320	320	350	330	340	340	390
	退職手当以外	6,510	6,510	6,520	6,510	6,510	6,510	6,510	6,500	6,500	6,480
	社会保障関係経費	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	公債費	3,870	3,860	3,790	4,050	3,440	3,280	3,140	3,040	2,960	2,880
	税関連歳出	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630
	投資的経費	1,680	1,680	1,680	1,700	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
	公共	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	単独	630	630	630	650	630	630	630	630	630	630
	一般施策経費	5,970	5,970	5,970	6,010	5,970	5,970	5,970	6,010	5,970	5,970
歳出合計(B)	27,260	27,250	27,170	27,520	26,850	26,710	26,560	26,500	26,380	26,330	
単年度収支 (C)=(A)-(B)		▲ 290	▲ 310	▲ 300	▲ 690	▲ 100	▲ 20	60	60	120	130
＜参考＞実質税込		13,840	13,840	13,840	13,840	13,840	13,840	13,840	13,840	13,840	13,840
実質公債費比率		14.9%	14.6%	14.2%	14.2%	13.8%	12.4%	11.2%	9.9%	9.7%	9.7%
減債基金復元積立額 (D)											
■収支不足額 (E)=(C)-(D)		▲ 290	▲ 310	▲ 300	▲ 690	▲ 100	▲ 20	60	60	120	130
上記復元積立後の実質公債費比率		12.0%	11.7%	10.9%	10.7%	10.7%	10.4%	10.1%	9.3%	9.0%	8.6%



# 特別区設置に伴うコスト (庁舎整備に関する試算)

平成30年8月24日

大都市制度（特別区設置）協議会  
事務局：副首都推進局

### 【資料の目的・位置づけ】

- ◆ 本資料は、大都市制度（特別区設置）協議会における質疑を受け、「庁舎のあり方」に関する議論を深めるための参考資料として副首都推進局で作成したもの
- ◆ 本資料では、特別区素案でお示した考え方を踏襲しつつ、さらに庁舎整備に関する複数パターンについて、一定の仮定を置きコストを試算

# 目 次

1 基本的な考え方	コ・庁舎- 1
2 コストの試算（総括表）	コ・庁舎- 4
3 積算内訳	コ・庁舎- 5
補足資料	コ・庁舎-11

## ※コストの試算にあたって

- ・本資料における「特別区素案」は、第9回大都市制度（特別区設置）協議会で提出した「試案B（4区B案）」修正版を指す
- ・本資料では、試案B（4区B案）における庁舎整備コストを試算
- ・各項目とも、その試算過程において一定の条件を設定して試算したものであり、特別区設置の時期や今後の社会経済情勢の変動等により、実際のコストについては変動が生じる可能性がある
- ・各項目の数値は、端数処理の関係上、内訳と合計が一致しない場合がある
- ・消費税率については10%として試算

# 1 基本的な考え方

## (1) 特別区素案における考え方

### ◆特別区素案ではコスト抑制の観点を重視

- 既存庁舎の活用を前提
- 不足執務室面積が生じる場合は、建設案及び賃借案の2案についてコストを試算
- 具体的な整備にあたっては、新庁舎の建設や民間ビルの賃借を柔軟に組み合わせる
- 特別区本庁舎は、現在の大阪市本庁舎及び24行政区庁舎から選定した結果、  
第一区:淀川区役所、第二区:大阪市本庁舎、第三区:西成区役所、第四区:阿倍野区役所とする

## (2) 今般の試算による考え方

### ◆特別区素案の考え方を踏襲しつつ、「庁舎のあり方」に関する議論を深めるため、一定の仮定を置きコストの試算を行う

協議会に  
おけるこれまでの  
主な指摘

- ・一定の仮定を置いたうえで、総合庁舎を建設した場合のコスト試算を行うべきである
- ・特別区の本庁舎に（いわゆる官房組織である）危機管理室や政策企画部、総務部、財務部に加え、議会事務局と地域自治区事務所の職員を配置するとした場合、当該本庁舎に収まるのか

指摘のあった「総合庁舎」及び「官房庁舎」（官房組織等を有する庁舎）について試算

#### ◆パターンa: 総合庁舎



新庁舎はすべて特別区本庁舎の近隣に建設（特別区本庁舎の建替えなし）

#### ◆パターンb: 官房庁舎

bは2通りの  
ケースを設定

- ・b1⇒新庁舎はすべて特別区本庁舎の近隣に建設（特別区本庁舎の建替えなし）
- ・b2⇒第四区のみ特別区本庁舎を建替え（他の区についてはb1と同様）

※特別区本庁舎（淀川・西成・阿倍野）について、仮に、現地建替えを行うとした場合、指定容積率を加味すると、阿倍野区のみ建替え後の庁舎で対象職員（コ・庁舎-2）の収容が可能となるため、その場合の試算も行う

### (3) 対象職員の考え方

試算にあたり、「総合庁舎」及び「官房庁舎」それぞれについて、特別区本庁舎(近隣に建設する新庁舎を含む)への配置対象となる職員を下記のとおり仮定した

#### a:総合庁舎

##### ◆対象職員の範囲

特別区素案「組織-12」における各特別区の職員総数から、地域自治区事務所等の職員数を除いたものを対象範囲として設定

対象職員数 = ① - ② - ③ - ④

##### 【①特別区職員総数】

総数から除く

②地域自治区  
事務所

③こども相談  
センター

④その他  
事業所等

※①②③は特別区素案ベース

※④は大阪市機構図(H28)から主な事業所等を抽出し、それらにおけるH28の現員数から、大阪府及び一部事務組合へ移管される職員数を除いて算出

※技能労務職はH34当初までの退職不補充も加味して算出

##### ◆対象職員数

第一区	第三区	第四区
1,140人	1,360人	1,230人

#### b:官房庁舎

##### ◆対象職員の範囲

協議会での指摘を踏まえ、特別区素案「組織-12」における部局別職員数のうち、危機管理室・政策企画部・総務部・財務部・議会事務局の職員を対象範囲として設定

(特別区の組織イメージ)

危機管理室	区民部	こども部	会計室
政策企画部	産業文化部	環境部	教育委員会事務局
総務部	福祉部	都市整備部	その他の 行政委員会 事務局
財務部(※)	健康部	建設部	議会事務局

※財務部については、H28の現員数をもとに算出した市税事務所の職員数を除く

##### ◆対象職員数

第一区	第三区	第四区
240人	290人	250人

# 1 基本的な考え方

## (4) 試算条件

コスト試算に必要な条件を下記のとおり設定した

あくまでも試算にあたって仮定したものであり、議員定数や職員配置等についての方針を示すものではない

項目	試算条件	備考
特別区本庁舎の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区素案と同様 【第一区：淀川区役所、第三区：西成区役所、第四区：阿倍野区役所】</li> <li>・パターンa・bの対象職員を特別区本庁舎（現行政区庁舎）に配置する としたうえで、なお不足する面積分について、その近隣に新庁舎を建設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二区は大阪市本庁舎を活用</li> <li>・現時点では具体的な土地を前提としていない</li> <li>・パターンb2の第四区のみ建替後の特別区本庁舎に配置</li> </ul>
土地単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区本庁舎直近の地価公示地点のもの（特別区素案と同様H29.1.1時点）</li> </ul>	
指定容積率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区本庁舎直近の地価公示地点のもの（特別区素案と同様H29.1.1時点）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パターンb2については、現地建替部分のみ当該土地の指定容積率を適用</li> </ul>
民間ビル賃借単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区本庁舎所在の現行政区内における平均賃借単価</li> </ul>	
議員定数 議会関係施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区素案「コスト-3」と同様86名と仮定</li> <li>・特別区本庁舎（現行政区庁舎）に整備</li> </ul>	
地域自治区事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行政区庁舎に全職員を配置</li> </ul>	
既存庁舎の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各特別区において、未活用面積（空き庁舎）が発生する場合は、当該面積に応じて、継続賃借としていた民間ビルの面積を縮小</li> <li>・保有庁舎等執務室面積については、特別区素案と同様、副首都推進局で把握している範囲</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室必要面積の算出手法、新庁舎建設単価、既存庁舎改修単価などについては特別区素案どおり</li> <li>・特別区素案における不足執務室面積が官房庁舎の面積を上回る場合、不足執務室面積分も一体的に新庁舎として整備（パターンb2を除く）</li> </ul>	

## 2 コストの試算（総括表）

（単位：億円）

庁舎整備パターン	イニシャルコスト	ランニングコスト
特別区素案（建設案）	341	2
パターンa（総合庁舎案）	637 +296	0
パターンb1（官房庁舎案）	379 +38	1
パターンb2 （官房庁舎阿倍野建替案）	406 +65	1

### ■ 各案の主な課題

➤ 執務室面積に未活用面積（空き庁舎）が発生

・パターンa：全特別区で発生

⇒ 民間ビル賃借面積（ATC等：約26,000㎡）をゼロとしても、約15,000㎡（職員約750人相当）の余剰あり

・パターンb：一部の特別区（第三区）で発生

⇒ 民間ビル賃借面積の一部（ATC等：約6,000㎡）を縮小することにより余剰解消

項目		特別区素案 （建設案）
イニシャル コスト	(1) 庁舎等改修経費	80
	(2) 新庁舎建設経費	247
	(3) 民間ビル賃借保証金	15
	(4) 庁舎撤去費	—
	合計（庁舎整備経費）	341
ランニング コスト	(5) 民間ビル賃借料	▲4
	(6) 新庁舎維持管理等経費	6
	合計	2

パターンa	パターンb1	パターンb2
68	78	80
554	285	305
15	15	18
—	—	3
637	379	406
▲13	▲6	▲6
13	7	7
0	1	1

※ 上記には、第二区に関するコストを含む。大阪府への移管職員に関するコストを含まない

### 3 積算内訳 パターンa（総合庁舎案） インシヤルコスト

#### 積算根拠

<b>(1) 庁舎等改修経費</b>	<b>6,763百万円</b>		
① 保有庁舎等改修経費	:改修執務室面積×改修単価※1)	=	153,960㎡×30,000円/㎡ = 4,619百万円
② 民間ビル賃借執務室改修経費	:不足執務室面積×改修単価※2)	=	30,851㎡×69,500円/㎡ = 2,144百万円
<hr/>			
<b>(2) 新庁舎建設経費</b>	<b>55,376百万円</b>		
① 新庁舎建設費	:必要延床面積※3)×建設単価※4)	=	113,476㎡×371,600円/㎡ = 42,168百万円
② 新庁舎設計費・工事監理費	:国土交通省の積算基準等より試算	=	816百万円
③ 新庁舎用地費	:敷地面積※5)×土地単価※6)	=	12,392百万円
<hr/>			
<b>(3) 民間ビル賃借保証金</b>	<b>1,516百万円</b>		
① 民間ビル賃借保証金	:年間賃料相当額	=	1,516百万円

(消費税率10%で単価を試算)

※1) 保有庁舎等改修工事単価：平成28年及び平成29年の大阪市本庁舎執務室改修事例より

※2) 民間ビル改修工事単価：平成28年産業創造館改修事例より

※3) 必要延床面積：不足執務室面積を70%で除した後に駐車場面積（大阪市附置義務台数基準により試算）を加算した面積

※4) 新庁舎建設単価：過去10年間（平成19～28年）の区役所建設事例（建物台帳）の平均単価

※5) 敷地面積：必要延床面積を特別区本庁舎直近の地価公示地点における指定容積率の70%で除した面積

※6) 土地単価：特別区本庁舎直近の地価公示地点の土地単価（平成29年1月1日時点）

### 3 積算内訳 パターンa（総合庁舎案） ランニングコスト

積算根拠	
<b>(5) 民間ビル賃借料</b>	<p>■ 特別区設置後の民間ビル賃借料 減額分 <span style="float: right;">▲ 1.3 億円／年</span></p> <p>・平成34～64年度(※)の平均 = ▲1,278百万円／年            (対象職員数の変動により賃借面積に変更が生じるため平均したもの)</p>
<b>(6) 新庁舎維持管理等経費</b>	<p>■ 建物や設備機器の修繕・更新、保守点検費など <span style="float: right;">1.3 億円／年</span></p> <p>・平成37～67年度(※)の平均 = 1,294百万円／年            (修繕周期などによる変動があるため平均したもの)</p> <p>* 国土交通省監修「建築物のライフサイクルコスト」の考え方に基づく試算モデル及び施設データシート            (いずれも大阪市都市整備局作成) による</p>

※年度によって変動があるため、庁舎経費（建設・改修）にかかる地方債の発行年度から償還終了年度までに要する31年間としている

### 3 積算内訳 パターンb1（官庁舎案） イニシャルコスト

#### 積算根拠

#### (1) 庁舎等改修経費 7,811百万円

① 保有庁舎等改修経費	:改修執務室面積×改修単価※1)	=	188,913㎡×30,000円/㎡	=	5,667百万円
② 民間ビル賃借執務室改修経費	:不足執務室面積×改修単価※2)	=	30,851㎡×69,500円/㎡	=	2,144百万円

#### (2) 新庁舎建設経費 28,547百万円

① 新庁舎建設費	:必要延床面積※3)×建設単価※4)	=	57,194㎡×371,600円/㎡	=	21,253百万円
② 新庁舎設計費・工事監理費	:国土交通省の積算基準等より試算	=		=	545百万円
③ 新庁舎用地費	:敷地面積※5)×土地単価※6)	=		=	6,749百万円

#### (3) 民間ビル賃借保証金 1,516百万円

① 民間ビル賃借保証金	:年間賃料相当額	=		=	1,516百万円
-------------	----------	---	--	---	----------

(消費税率10%で単価を試算)

※1) 保有庁舎等改修工事単価：平成28年及び平成29年の大阪市本庁舎執務室改修事例より

※2) 民間ビル改修工事単価：平成28年産業創造館改修事例より

※3) 必要延床面積：不足執務室面積を70%で除した後に駐車場面積（大阪市附置義務台数基準により試算）を加算した面積

※4) 新庁舎建設単価：過去10年間（平成19～28年）の区役所建設事例（建物台帳）の平均単価

※5) 敷地面積：必要延床面積を特別区本庁舎直近の地価公示地点における指定容積率の70%で除した面積

※6) 土地単価：特別区本庁舎直近の地価公示地点の土地単価（平成29年1月1日時点）

### 3 積算内訳 パターンb1（官庁庁舎案） ランニングコスト

積算根拠	
<b>(5) 民間ビル賃借料</b>	<p>■ 特別区設置後の民間ビル賃借料 減額分 <span style="float: right;">▲ 6 億円／年</span></p> <p>・平成34～64年度(※)の平均 = ▲629百万円／年            (対象職員数の変動により賃借面積に変更が生じるため平均したもの)</p>
<b>(6) 新庁舎維持管理等経費</b>	<p>■ 建物や設備機器の修繕・更新、保守点検費など <span style="float: right;">7 億円／年</span></p> <p>・平成37～67年度(※)の平均 = 652百万円／年            (修繕周期などによる変動があるため平均したもの)</p> <p>* 国土交通省監修「建築物のライフサイクルコスト」の考え方に基づく試算モデル及び施設データシート            (いずれも大阪市都市整備局作成) による</p>

※年度によって変動があるため、庁舎経費（建設・改修）にかかる地方債の発行年度から償還終了年度までに要する31年間としている

### 3 積算内訳 パターンb2（官庁舎阿倍野建替案） イニシャルコスト

#### 積算根拠

#### (1) 庁舎等改修経費 7,990百万円

① 保有庁舎等改修経費 :改修執務室面積×改修単価※1) = 184,391㎡×30,000円/㎡ = 5,532百万円

② 民間ビル賃借執務室改修経費 :不足執務室面積×改修単価※2) = 35,372㎡×69,500円/㎡ = 2,458百万円

\* 現阿倍野区庁舎の建替期間中に要する暫定賃借分を含む

#### (2) 新庁舎建設経費 30,549百万円

① 新庁舎建設費 :必要延床面積※3)×建設単価※4) = 64,503㎡×371,600円/㎡ = 23,969百万円

② 新庁舎設計費・工事監理費 :国土交通省の積算基準等より試算 = 671百万円

③ 新庁舎用地費 :敷地面積※5)×土地単価※6) = 5,909百万円

#### (3) 民間ビル賃借保証金 1,808百万円

① 民間ビル賃借保証金 :年間賃料相当額 = 1,808百万円

\* 現阿倍野区庁舎の建替期間中に要する暫定賃借分を含む

#### (4) 庁舎撤去費 251百万円

① 庁舎撤去費 :撤去庁舎延床面積×撤去単価※7) = 6,459㎡×38,800円/㎡ = 251百万円

(消費税率10%で単価を試算)

※1) 保有庁舎等改修工事単価：平成28年及び平成29年の大阪市本庁舎執務室改修事例より

※2) 民間ビル改修工事単価：平成28年産業創造館改修事例より

※3) 必要延床面積：不足執務室面積を70%で除した後に駐車場面積（大阪市附置義務台数基準により試算）を加算した面積

※4) 新庁舎建設単価：過去10年間（平成19～28年）の区役所建設事例（建物台帳）の平均単価

※5) 敷地面積：必要延床面積を特別区本庁舎直近の地価公示地点における指定容積率の70%で除した面積〔近隣新設分〕

※6) 土地単価：特別区本庁舎直近の地価公示地点の土地単価（平成29年1月1日時点）〔近隣新設分〕

※7) 庁舎撤去工事単価：平成29年の大阪市鉄筋コンクリート造建築物解体撤去事例より

### 3 積算内訳 パターンb2（官庁舎阿倍野建替案） ランニングコスト

積算根拠	
(5) 民間ビル賃借料	<p>■ 特別区設置後の民間ビル賃借料 減額分 <span style="float: right;">▲ 6 億円／年</span></p> <p>・平成34～64年度(※)の平均 = ▲596百万円／年                      (対象職員数の変動により賃借面積に変更が生じるため平均したもの)</p> <p>* 現阿倍野区庁舎の建替期間中に要する暫定賃借分を含む</p>
(6) 新庁舎維持管理等経費	<p>■ 建物や設備機器の修繕・更新、保守点検費など <span style="float: right;">7 億円／年</span></p> <p>・平成37～67年度(※)の平均 = 661百万円／年                      (修繕周期などによる変動があるため平均したもの)</p> <p>* 国土交通省監修「建築物のライフサイクルコスト」の考え方に基づく試算モデル及び施設データシート                      (いずれも大阪市都市整備局作成) による</p>

※年度によって変動があるため、庁舎経費（建設・改修）にかかる地方債の発行年度から償還終了年度までに要する31年間としている

# 補足資料

## 【目次】

補足資料Ⅰ		ページ
第一区	パターンa（総合庁舎案）イメージ	コ・庁舎-13
	パターンb（官房庁舎案）イメージ	コ・庁舎-14
第三区	パターンa（総合庁舎案）イメージ	コ・庁舎-15
	パターンb（官房庁舎案）イメージ	コ・庁舎-16
第四区	パターンa（総合庁舎案）イメージ	コ・庁舎-17
	パターンb1（官房庁舎案）イメージ	コ・庁舎-18
	パターンb2（官房庁舎阿倍野建替案）イメージ	コ・庁舎-19
補足資料Ⅱ		ページ
コストに影響を与える可能性のある増減要素		コ・庁舎-20

# 【補足資料Ⅰ】

- ◆本資料は、各特別区（第二区を除く）において、総合庁舎及び官房庁舎を整備した場合の庁舎の活用状況を、イメージ図として副首都推進局が作成したもの
- ◆イメージ図は、コストの試算条件（コ・庁舎-3）をもとに作成した粗いものであり、職員の配置箇所などについて、今後の方針として示しているものではない

## 《イメージ図の見方》

庁舎がどのように埋まるのか、未活用面積（空き庁舎）がどう生じるのかといった状況をイメージしやすくする観点から、以下の考え方により作成した

- (1) はじめに、現在の24行政区庁舎に、地域自治区事務所にかかる全職員を配置（20㎡/人）する  
[特別区本庁舎以外の現行政区庁舎は、地域自治区事務所にかかる職員分のみを網掛け。白地が未活用面積（空き庁舎）を表しているものではない]
- (2) 次に、特別区本庁舎（現行政区庁舎）に、議員定数に応じ、議会関係施設を整備（35㎡/人）する
- (3) そのうえで、特別区本庁舎（現行政区庁舎）の残りの面積に対象職員（コ・庁舎-2）を配置する
- (4) 上記（3）で不足する面積分について、その近隣に新庁舎を建設する  
[パターンbの第一区及び第四区（b1のみ）は、特別区素案における不足執務室面積が官房庁舎の面積を上回るため、その不足分も併せて新庁舎を建設する]
- (5) 上記（4）による建設執務室面積をもとに、指定容積率等を踏まえ、新庁舎を建設する土地の面積を算出する
- (6) 対象職員以外の職員は、先に「他の保有庁舎等」に配置し、残る職員を特別区本庁舎以外の現行政区庁舎に配置する  
このため未活用面積（空き庁舎）が生じる場合、特別区本庁舎以外の現行政区庁舎で生じるものとして一旦は記載している
- (7) さらに、「課題」の欄において、「他の保有庁舎等」のうち継続賃借としている民間ビル賃借面積の縮小を図ってもなお、余剰が生じるか否かを記載している

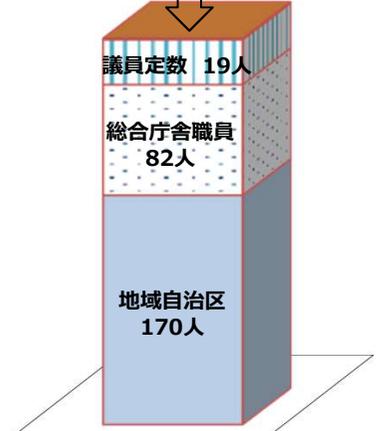
### ※パターンb2について

- ・現阿倍野区庁舎を建替えることにより執務室面積が増え、対象職員の全てを建替え後の庁舎に配置可能となるため、上記（4）以下が異なる
- ・建替え後の庁舎において残る面積に、特別区素案の不足執務室面積の一部を整備し、さらに残る不足執務室面積分を近隣に新庁舎として建設する

# 【補足資料 I】 第一区 パターンa(総合庁舎案) イメージ

**〈総合庁舎対象職員〉**  
 1,140人  
 ・現淀川区庁舎 82人  
 ・近隣に新設 1,058人

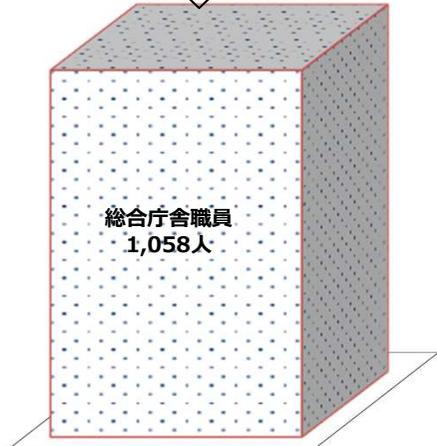
執務室面積 5,711㎡ …①



敷地面積 5,140㎡

**現淀川区庁舎**

建設執務室面積 21,154㎡ …②  
 (総合庁舎必要面積) - (現淀川区庁舎面積)  
 = (1,140×20 + 170×20 + 19×35) - 5,711  
 = 26,865 - 5,711

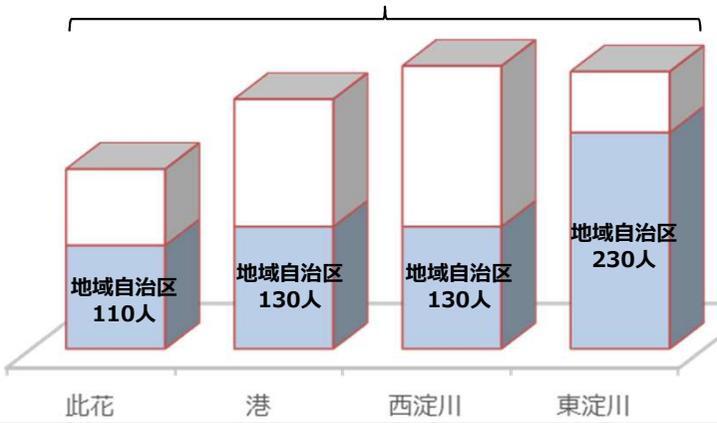


必要敷地面積 10,793㎡

**近隣に新設**

**現行政区庁舎等のイメージ** ※特別区本庁舎を除く

執務室面積	【活用面積】	【未活用面積】
4庁舎計	・地域自治区 12,000㎡	・空き庁舎 2,492㎡
21,040㎡ …③	・執務室 6,548㎡	



※他の保有庁舎等

【保有庁舎】  
 ・工営所 1,555㎡ …④  
 【民間ビル賃借】  
 ・大阪ベイタワーイースト (弁天市税)  
 984㎡ …⑤

**特別区素案**

- 保有庁舎等執務室面積 : 29,290㎡ (①+③+④+⑤)
- 執務室必要面積 : 47,952㎡
- 不足執務室面積 : 18,662㎡ (=47,952 - 29,290)

**総合庁舎案**

- 建設後の執務室面積 : 50,444㎡ (①+②+③+④+⑤)

**【課題】**  
 執務室面積に未活用面積(空き庁舎)が発生  
 2,492㎡ (=50,444 - 47,952)

↓

**民間ビル賃借面積(大阪ベイタワーイースト:984㎡)を  
 ゼロとしても、余剰を解消できない**

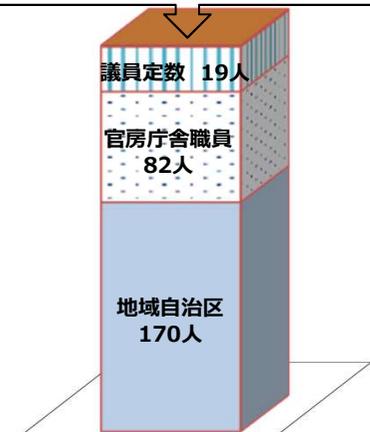
余剰執務室面積 : 1,508㎡ (=2,492 - 984)

# 【補足資料 I】 第一区 パターンb(官房庁舎案) イメージ

## 〈官房庁舎対象職員〉

- 240人
  - ・現淀川区庁舎 82人
  - ・近隣に新設 158人

執務室面積 5,711㎡ …①

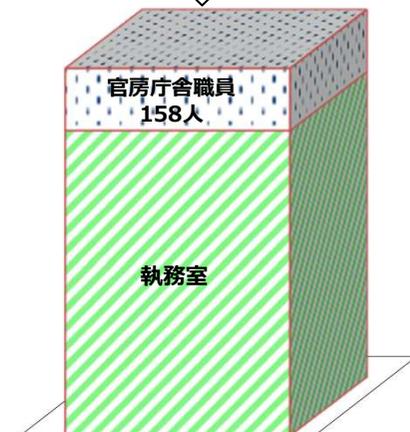


敷地面積 5,140㎡

現淀川区庁舎

建設執務室面積 18,662㎡ …②

〔特別区素案における不足執務室面積が、官房庁舎の必要執務室面積を上回るため、不足執務室面積分も一体的に新庁舎として整備〕



必要敷地面積 9,521㎡

近隣に新設

## 特別区素案

- 保有庁舎等執務室面積：29,290㎡ (①+③+④+⑤)
- 執務室必要面積：47,952㎡
- 不足執務室面積：18,662㎡ (=47,952-29,290)

## 官房庁舎案

- 建設後の執務室面積：47,952㎡ (①+②+③+④+⑤)

執務室面積に未活用面積（空き庁舎）は発生しない  
0㎡ (=47,952-47,952)

## 現行政区庁舎等のイメージ ※特別区本庁舎を除く

執務室面積  
4庁舎計  
21,040㎡ …③

〔活用面積〕  
・地域自治区 12,000㎡  
・執務室 9,040㎡



※他の保有庁舎等

【保有庁舎】

・工営所 1,555㎡ …④

【民間ビル賃借】

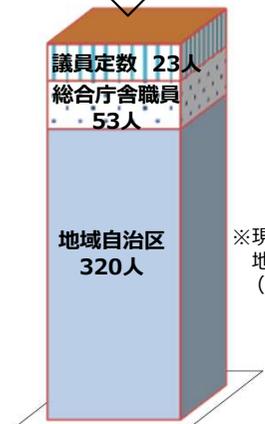
・大阪ベイタワーイースト（弁天市税）  
984㎡ …⑤

# 【補足資料 I】 第三区 パターンa(総合庁舎案) イメージ

## 〈総合庁舎対象職員〉

- 1,360人
  - ・現西成区庁舎 53人
  - ・近隣に新設 1,307人

執務室面積 8,265㎡ …①



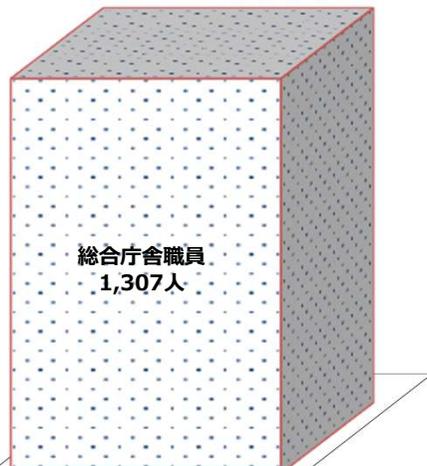
敷地面積 3,794㎡

現西成区庁舎

※現西成区役所分館に  
地域自治区事務所職員50人を配置  
(執務室面積1,000㎡ …①')

建設執務室面積 26,140㎡ …②

$$\begin{aligned} & \left[ \begin{aligned} & \text{(総合庁舎必要面積)} - \text{(現西成区庁舎面積)} \\ & = (1,360 \times 20 + 320 \times 20 + 23 \times 35) - 8,265 \\ & = 34,405 - 8,265 \end{aligned} \right] \end{aligned}$$



必要敷地面積 17,782㎡

近隣に新設

## 特別区素案

※左記にあわせ、現西成区役所分館面積を特別区素案の  
保有庁舎等執務室面積に加算。ただし、コスト試算に影響は生じない

- 保有庁舎等執務室面積：64,365㎡ (①+①'+③+④+⑤)
- 執務室必要面積：63,249㎡
- 余剰執務室面積：1,116㎡ (=64,365-63,249)

## 総合庁舎案

- 建設後の執務室面積：90,505㎡ (①+①'+②+③+④+⑤)

### 【課題】

執務室面積に未活用面積(空き庁舎)が発生  
27,256㎡ (=90,505-63,249)

**民間ビル賃借面積(ATC等:18,437㎡)を  
ゼロとしても、余剰を解消できない**

余剰執務室面積：8,819㎡ (=27,256-18,437)

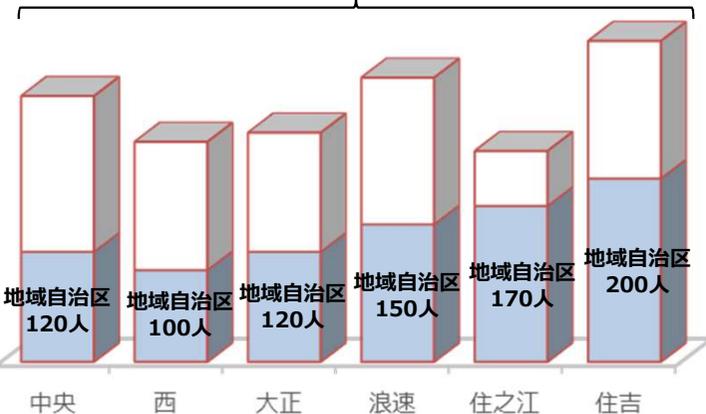
※賃借中の民間ビルを解約することによる財務リスクへの影響

## 現行政区庁舎等のイメージ ※特別区本庁舎を除く

執務室面積 6庁舎計 33,928㎡ …③

【活用面積】	【未活用面積】
・地域自治区 17,200㎡	・空き庁舎 16,728㎡

27,256㎡



【未活用面積】  
・空き庁舎 10,528㎡

※他の保有庁舎等

- 【保有庁舎】 2,735㎡ …④
  - ・工営所 1,288㎡
  - ・産業創造館(契約管財局) 1,447㎡
- 【民間ビル賃借】 18,437㎡ …⑤
  - ・ATC(経済戦略局等) 15,493㎡
  - ・OCAT(なんば市税) 1,228㎡
  - ・船場センタービル(船場法人市税) 1,716㎡

# 【補足資料 I】 第三区 パターンb(官房庁舎案) イメージ

**〈官房庁舎対象職員〉**  
 290人  
 ・現西成区庁舎 53人  
 ・近隣に新設 237人

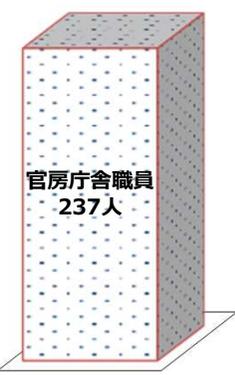
執務室面積 8,265㎡ …①



敷地面積 3,794㎡  
**現西成区庁舎**

※現西成区役所分館に  
 地域自治区事務所職員50人を配置  
 (執務室面積1,000㎡ …①')

建設執務室面積 4,740㎡ …②  
 (官房庁舎必要面積) - (現西成区庁舎面積)  
 = (290×20 + 320×20 + 23×35) - 8,265  
 = 13,005 - 8,265



必要敷地面積 3,225㎡  
**近隣に新設**

## 特別区素案

※左記にあわせ、現西成区役所分館面積を特別区素案の  
 保有庁舎等執務室面積に加算。ただし、コスト試算に影響は生じない

- 保有庁舎等執務室面積：64,365㎡ (①+①'+③+④+⑤)
- 執務室必要面積：63,249㎡
- 余剰執務室面積：1,116㎡ (=64,365-63,249)

## 官房庁舎案

- 建設後の執務室面積：69,105㎡ (①+①'+②+③+④+⑤)

### 【課題】

執務室面積に未活用面積(空き庁舎)が発生  
 5,856㎡ (=69,105-63,249)

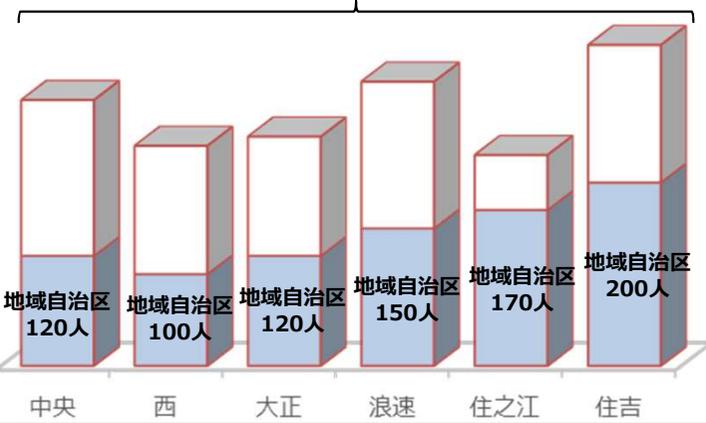
民間ビル賃借面積の一部(ATC等:5,856㎡)を  
 縮小することで、余剰が解消

余剰執務室面積：0㎡ (=5,856-5,856)

※賃借中の民間ビルを解約することによる財務リスクへの影響

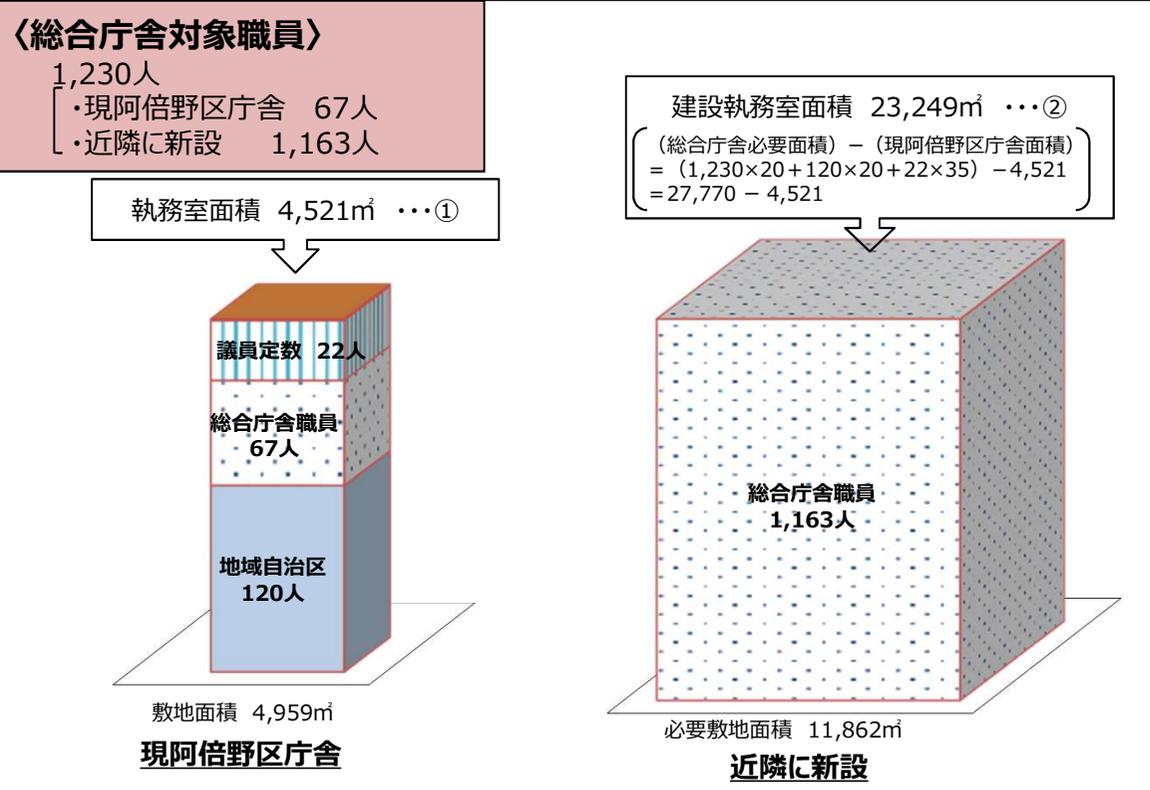
## 現行政区庁舎等のイメージ ※特別区本庁舎を除く

執務室面積 6庁舎計 33,928㎡ …③	【活用面積】 ・地域自治区 17,200㎡ ・執務室 10,872㎡	【未活用面積】 ・空き庁舎 5,856㎡
-----------------------------	--	-------------------------



※他の保有庁舎等  
**【保有庁舎】 2,735㎡…④**  
 ・工営所 1,288㎡  
 ・産業創造館(契約管財局) 1,447㎡  
**【民間ビル賃借】 18,437㎡…⑤**  
 ・ATC(経済戦略局等) 15,493㎡  
 ・OCAT(なんば市税) 1,228㎡  
 ・船場センタービル(船場法人市税) 1,716㎡

# 【補足資料 I】 第四区 パターンa(総合庁舎案) イメージ



**特別区素案**

- 保有庁舎等執務室面積：40,597㎡ (①+③+④+⑤)
- 執務室必要面積：52,786㎡
- 不足執務室面積：12,189㎡ (=52,786-40,597)

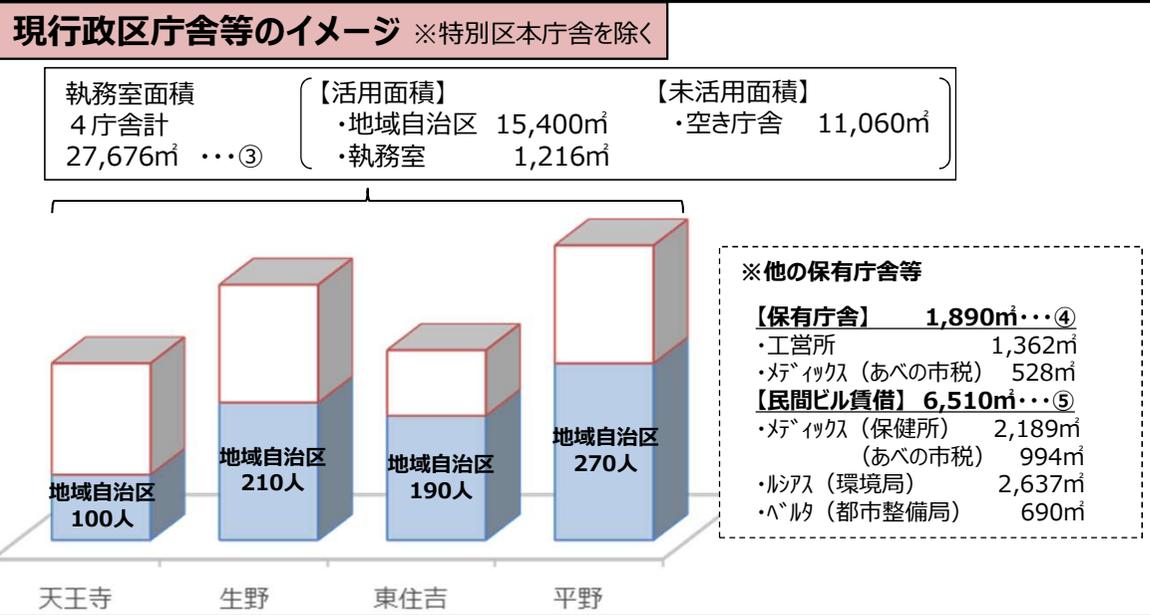
**総合庁舎案**

- 建設後の執務室面積：63,846㎡ (①+②+③+④+⑤)

**【課題】**  
 執務室面積に未活用面積(空き庁舎)が発生  
 11,060㎡ (=63,846-52,786)

**民間ビル賃借面積(メディックス等：6,510㎡)を  
 ゼロとしても、余剰を解消できない**

余剰執務室面積：4,550㎡ (=11,060-6,510)

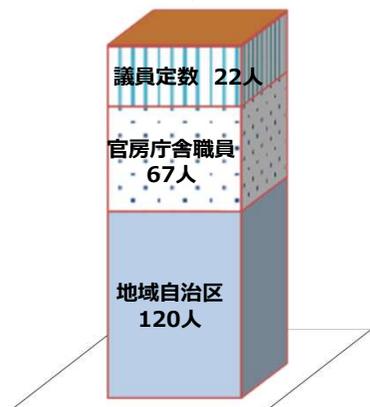


# 【補足資料 I】 第四区 パターンb1(官房庁舎案) イメージ

## 〈官房庁舎対象職員〉

- 250人
- ・現阿倍野区庁舎 67人
  - ・近隣に新設 183人

執務室面積 4,521㎡ …①

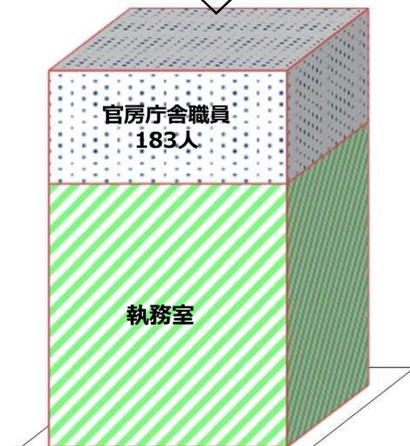


敷地面積 4,959㎡

現阿倍野区庁舎

建設執務室面積 12,189㎡ …②

〔特別区素案における不足執務室面積が、官房庁舎の必要執務室面積を上回るため、不足執務室面積も一体的に新庁舎として整備〕



必要敷地面積 6,219㎡

近隣に新設

## 特別区素案

- 保有庁舎等執務室面積：40,597㎡ (①+③+④+⑤)
- 執務室必要面積：52,786㎡
- 不足執務室面積：12,189㎡ (=52,786-40,597)

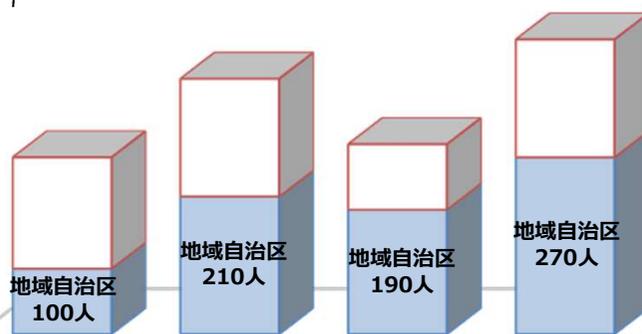
## 官房庁舎案

- 建設後の執務室面積：52,786㎡ (①+②+③+④+⑤)

執務室面積に未活用面積（空き庁舎）は発生しない  
0㎡ (=52,786-52,786)

## 現行政区庁舎等のイメージ ※特別区本庁舎を除く

執務室面積	【活用面積】
4庁舎計	・地域自治区 15,400㎡
27,676㎡ …③	・執務室 12,276㎡



天王寺 生野 東住吉 平野

### ※他の保有庁舎等

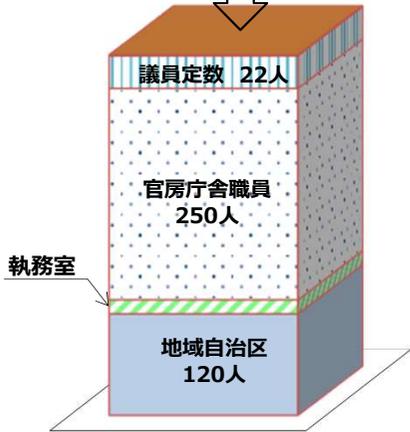
【保有庁舎】	1,890㎡…④
・工営所	1,362㎡
・メディアックス (あべの市税)	528㎡
【民間ビル賃借】	6,510㎡…⑤
・メディアックス (保健所)	2,189㎡
(あべの市税)	994㎡
・ルシアス (環境局)	2,637㎡
・ヘルタ (都市整備局)	690㎡

# 【補足資料 I】 第四区 パターンb2(官房庁舎阿倍野建替案) イメージ

## 〈官房庁舎対象職員〉

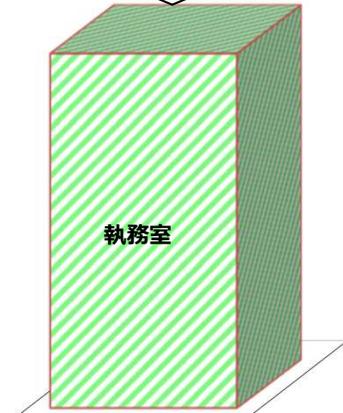
現阿倍野区庁舎建替後  
250人

建設執務室面積 8,504㎡ …①  
(建替前 4,521㎡ …①')



現阿倍野区庁舎建替後

建設執務室面積 8,206㎡ …②



必要敷地面積 4,187㎡

近隣に新設

## 特別区素案

- 保有庁舎等執務室面積：40,597㎡ (①+③+④+⑤)
- 執務室必要面積：52,786㎡
- 不足執務室面積：12,189㎡ (=52,786-40,597)

## 官房庁舎案

### 【現阿倍野区庁舎建替後】

- 執務室面積：44,580㎡ (①+③+④+⑤)
- 近隣に新設する執務室面積：8,206㎡  
(=52,786-44,580)

※現阿倍野区庁舎の建替期間中は、近隣に現阿倍野区庁舎の執務室面積分の民間ビルを暫定賃借するものとする

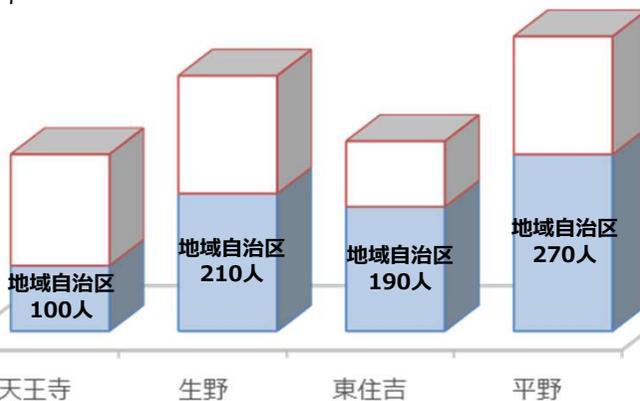
### 【新設する庁舎建設後】

- 執務室面積：52,786㎡ (①+②+③+④+⑤)

**執務室面積に未活用面積（空き庁舎）は発生しない  
0㎡ (=52,786-52,786)**

## 現行政区庁舎等のイメージ ※特別区本庁舎を除く

執務室面積 4庁舎計 27,676㎡ …③	【活用面積】 ・地域自治区 15,400㎡ ・執務室 12,276㎡
-----------------------------	--



### ※他の保有庁舎等

【保有庁舎】	1,890㎡…④
・工営所	1,362㎡
・メテックス (あべの市税)	528㎡
【民間ビル賃借】	6,510㎡…⑤
・メテックス (保健所)	2,189㎡
(あべの市税)	994㎡
・ルシアス (環境局)	2,637㎡
・ヘルタ (都市整備局)	690㎡

# 【補足資料Ⅱ】 コストに影響を与える可能性のある増減要素〈特別区素案及び試算には未反映〉

- コスト試算に用いている「保有庁舎等執務室面積」は、副首都推進局において把握している範囲で算出している（施設の延床面積×0.7）
- 延床面積を把握しているものであっても、図書館など、使用形態が通常の執務室と異なる施設等については、単純計算にはなじまないものと考え、コスト試算が過少になることを避けるため、「保有庁舎等執務室面積」から除外している
- このため、特別区素案における試算及び今回のパターン試算のいずれについても、今後、「保有庁舎等執務室面積」等の精査を進めた場合には、試算結果は変動し得る前提

## 1 主な減少要素

### ◆「保有庁舎等執務室面積」の増等 《計 約6,000㎡》

- ①図書館
- ②心身障がい者リハビリテーションセンター
- ③こども相談センター（相談部門）
- ④公園事務所（特別区に移管されるもの）

## 2 主な増加要素

### ◆「保有庁舎等執務室面積」の減 《計 約1,700㎡》

- ①もと区役所出張所
- ②区役所庁舎内保育施設

### 設置準備期間中に精査

- ◆各局との綿密な協議・調整により施設等を把握
- ◆現地確認等による実際の使用状況を調査
- ◆庁舎への部局等の配置案について検討

※上記1、2の要素を仮に新庁舎建設単価を用いて概算した場合、20億円規模のコスト減となる



# 組織体制 （部局別職員数）

平成30年 8月24日

大都市制度（特別区設置）協議会  
事務局：副首都推進局

### 【資料の目的・位置づけ】

- ◆ 本資料は、大都市制度（特別区設置）協議会における特別区の部局別職員数についての質疑を受け、協議の参考のため、副首都推進局で作成したもの
- ◆ 特別区の部局別職員数と大阪市の現員数を比較するため、特別区素案でお示した考え方を踏襲したうえで、素案と異なる条件設定を行って算定
- ◆ なお、本資料は条件設定に基づく配分の算定であり、実際の職員配置にあたっては、所管各局との綿密な協議・検討が必要不可欠であることから、設置準備期間中に特別区への移行時期やその時点での事務事業の状況など様々な要素を考慮し、配置を決定していくことを想定している

# 目 次

1 特別区素案における部局別職員数の算定	組・部局- 1
2 特別区素案からの変更点	組・部局- 2
3 部局別職員数の算定結果	組・部局- 3
別添資料	組・部局- 5

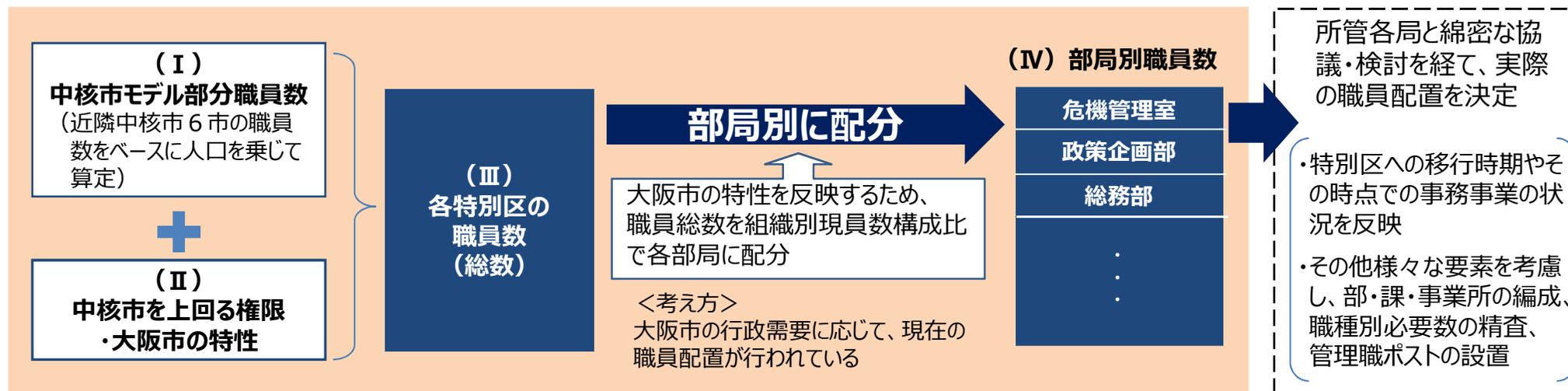
- ・本資料における「特別区素案」は、第9回大都市制度（特別区設置）協議会で提出した「試案B（4区B案）」修正版を指す
- ・本資料においては、非技能労務職について算定（ただし、別添資料は技能労務職を含む）
- ・本文中に表記している職員数等は端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合がある

# 1 特別区素案における部局別職員数の算定

特別区素案 組織-7等参照

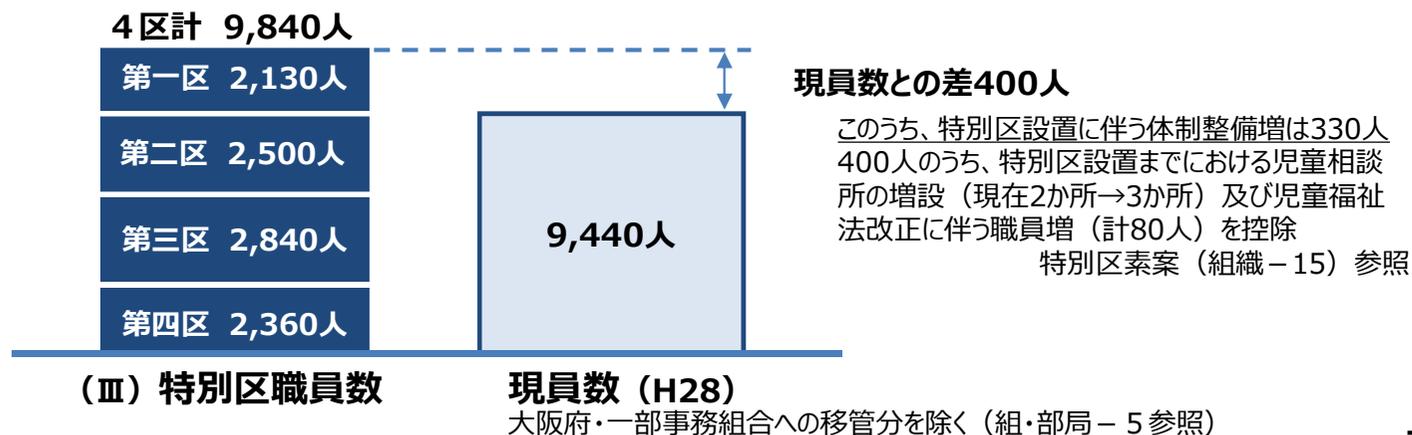
- ◆ 特別区ごとに自立した新たな自治体として職員総数を算定
- ◆ 大阪市の特性を反映するため、職員総数を大阪市の組織別構成比で部局別に配分する考え方を提示

## 特別区素案における制度設計



※特別区素案（組織-12）部局別職員数は、特別区組織図（イメージ）に合わせて、一定の仮定条件のもと算出したもので、設置準備期間中に精査

## 特別区素案における特別区職員数と現員数の関係



## 2 特別区素案からの変更点

### 【特別区素案】

- ◆ 各特別区の職員総数を単純に組織別現員数構成比で配分した場合、特別区4区計でみると、全部署が一律に増員
- ◆ このため、現在24館設置の図書館や機関の共同設置として1か所のみである部署などについて、特別区設置後も職員数が大幅に変わらないものと仮定するなど一定の条件設定を行って、算定（組・部局－6参照）

### 【本資料】

- ◆ 職員総数及び部局別職員数算定方法の基本は踏襲
- ◆ 現在4か所以上設置の事業所についても特別区設置後も職員数が大幅に変わらないものと仮定するとともに、現在の区役所事務のうち本庁で実施する事務の配分について、事務の内容を一定考慮して区分を加え、算定

		＜職員数の配分方法＞				
＜配分における区分＞	(ア) <b>本庁・事業所</b> (下記以外の部・課・事業所)	現本庁・事業所	下記以外	特別区素案	組織別構成比で配分	本資料
			右欄の部署 (現員数のままと仮定して配分)	図書館・機関の共同設置 (監査委員事務局等)	左記の対象部署 + 現在の市税事務所・生活衛生監視事務所・工営所・公園事務所	
	(イ) <b>現員数と仮定した事業所等</b>	現区役所	特別区の本庁で実施する事務	組織別構成比で配分	a 福祉、子育てなど移管先を特定した事務 現員数のままと仮定して配分 (当該事務の従事人員)	
			地域自治区事務所で実施する事務	現員数のままと仮定して配分 (当該事務の従事人員)	b 総務事務など 組織別構成比で配分	
	(ウ) <b>地域自治区事務所</b>		地域自治区事務所で実施する事務	現員数のままと仮定して配分 (当該事務の従事人員)		

※児童相談所については、改正児童福祉法の基準や一時保護所の設置を踏まえて、別途増員を算定

### 3 部局別職員数の算定結果

◆ 特別区の部局別職員数算定結果と、特別区の部局編成に合わせて組み替えた現員数（組・部局－5参照）との比較

#### (1) 職員総数

(単位：人)

#### 本表の対象範囲

- (ア) 本庁・事業所
- (イ) 現員数と仮定した事業所等
- (ウ) 地域自治区事務所

部局・部門	特別区の職員数					現員数
	第一区	第二区	第三区	第四区	4区計	
危機管理室	20	20	20	20	90	44
政策企画部	40	40	50	40	170	145
総務部	50	60	60	60	230	198
財務部	180	220	210	190	800	749
区民部	60	70	70	60	270	163
産業文化部	50	60	60	60	240	203
福祉部	140	170	170	150	630	380
健康部	130	150	150	140	560	449
こども部	150	180	180	170	680	404
環境部	70	80	80	70	300	250
都市整備部	200	240	240	220	900	732
建設部	150	180	180	160	680	596
会計室	10	10	10	10	40	32
教育委員会事務局	160	190	190	170	720	545
その他の行政委員会事務局	20	30	30	20	100	67
議会事務局	10	10	10	10	40	36
地域自治区事務所	680	790	1,120	810	3,400	現区役所4,447
非技能労務職 計	2,130	2,500	2,840	2,360	9,840	9,441

- ◆ 特別区の職員数及び大阪市の現員数のうち、現員数のままと仮定した部署(イ)(ウ)を除き、(ア)本庁・事業所について比較
- ◆ 併せて、右表において、その差を要因別に整理

## (2) 現員数のままと仮定した部署を除いた本庁・事業所

(単位：人)

### 本表の対象範囲

(ア) 本庁・事業所
(イ) 現員数と仮定した 事業所等
(ウ) 地域自治区事務所

部局・部門	特別区の職員数					現員数	現員数との差の要因		
	第一区	第二区	第三区	第四区	4区計		現区役所 a	現区役所 b	左記以外
危機管理室	20	20	20	20	90	44	38	4	3
政策企画部	40	40	50	40	170	145		14	11
総務部	50	60	60	60	230	198		19	15
財務部	70	80	90	80	320	269		26	21
区民部	60	70	70	60	270	163	75	15	12
産業文化部	50	60	60	60	240	203	1	20	16
福祉部	130	160	160	140	580	335	189	32	26
健康部	110	130	130	110	480	362	52	35	28
こども部	150	180	180	170	680	404	124	23	126
環境部	70	80	80	70	300	250	4	24	19
都市整備部	200	240	240	220	900	732	44	70	56
建設部	110	130	130	120	490	402	18	38	31
会計室	10	10	10	10	40	32		3	2
教育委員会事務局	140	160	160	140	600	424	107	41	32
その他の行政委員会事務局	20	20	20	20	70	34	27	3	3
議会事務局	10	10	10	10	40	36		3	3
現区役所⇒本庁へ移管	—	—	—	—	—	1,049			
非技能労務職 計	1,240	1,450	1,470	1,330	5,490	5,082	678	371	403

現区役所 a：事業内容を考慮し、移管先部局を特定して現員数で配分  
 現区役所 b：移管先部局を特定せず、組織別構成比により配分

## 1 特別区への移管事務に従事している現員数

(単位：人)

①平成28年度職員数から、②経営形態の見直し部門等、③大阪府への移管、④一部事務組合への移管の各職員数を除き、⑤特別区への移管事務に従事している現員数を算出

現在の部局 (平成28年度)	① 職員数	②経営形態 見直し等	③ 府へ移管	④ 一組へ移管	⑤=①-②-③-④ 特別区へ移管
危機管理室	44				44
副首都推進局	57		34		23
市政改革室	34		1		33
政策企画室	89		0		89
ICT戦略室	48			41	7
人事室	130		5	14	112
総務局	83			2	81
財政局	1,034		405	7	622
契約管財局	157		6	24	127
市民局	172		3	5	164
経済戦略局	756	42	500	4	210
福祉局	651	107	25	99	420
健康局	686	63	80	14	528
こども青少年局	1,640	1,122	3	66	448
環境局	2,280	1,933	17	36	294
都市計画局	216		26	4	186
都市整備局	567		2		565
建設局	2,824	1,173	295	2	1,354
港湾局	514		505		9
会計室	38			6	32
教育委員会事務局	602		46		556
行政委員会事務局	67				67
市会事務局	36				36
各区役所	4,836				4,836
交通・水道・学校園等	14,044	14,044			
※技能労務職は上記に含む					
計	31,605	18,484	1,953	326	10,842

⑤特別区への移管事務に従事している現員数を特別区の組織イメージに組替 ⇒⑥

組替



技能労務職を区分  
大阪府からの移管（10人）を加算

特別区の組織イメージ	⑥ 現員数
危機管理室	44
政策企画部	145
総務部	198
財務部	749
区民部	163
産業文化部	203
福祉部	380
健康部	449
こども部	404
環境部	250
都市整備部	732
建設部	596
会計室	32
教育委員会事務局	545
その他の行政委員会事務局	67
議会事務局	36
現区役所	
本庁へ移管	1,049
地域自治区事務所	3,398
小計	4,447
中計	9,441
技能労務職	1,411
総計	10,852

## 2 特別区素案における部局別職員数

組織-12

### 4 特別区の組織イメージ ～部局別職員数～

◆ 特別区設置当初の職員数について、大阪市の特性を反映するために現在の組織別現員数構成比で配分

※詳細な配置については、設置準備期間中に精査

#### 試案B（4区B案）

部局・部門	第一区	第二区	第三区	第四区	特別区4区計
危機管理室	10	20	20	10	60
政策企画部	40	50	50	40	190
総務部	60	70	70	60	260
財務部	220	260	260	230	970
区民部	50	60	60	50	210
産業文化部	60	70	70	60	260
福祉部	110	130	130	110	480
健康部	130	150	160	140	580
こども部	130	150	150	150	580
環境部	70	90	90	80	320
都市整備部	210	250	250	230	940
建設部	170	200	210	180	770
会計室	10	10	10	10	40
教育委員会事務局	150	180	180	160	670
その他の行政委員会事務局	20	20	20	20	80
議会事務局	10	10	10	10	50
地域自治区事務所	680	790	1,120	810	3,400
非技能労務職 小計	2,130	2,500	2,840	2,360	9,840
技能労務職（特別区設置当初時点）	260	330	310	280	1,190
総 計	2,400	2,840	3,160	2,640	11,040



# 大阪府に移管する事務に係る 財政調整制度上の取扱いについて

平成30年12月27日

大都市制度（特別区設置）協議会  
事務局：副首都推進局

## 【資料の目的・位置づけ】

- ◆ 本資料は、大都市制度（特別区設置）協議会において、財政調整制度に関して、大阪府に移管する事務に係る財源の考え方に関する資料を示すべきとの指摘があったことを踏まえ、会長から資料作成の指示を受け参考資料として作成
- ◆ 第9回大都市制度（特別区設置）協議会にお示した「特別区／大阪府・事務分担（案）〔資料編〕」において大阪府に仕分けられた事業（事務区分93、事務数428）を対象

【特別区／大阪府・事務分担（案）〔資料編〕における事務区分・事務数】

分野	大阪府		特別区		終了
	事務区分数	事務数	事務区分数	事務数	事務数
1. こども	3	5	32	240	－
2. 福祉	19	31	31	413	－
3. 健康・保健	9	20	13	266	－
4. 教育	8	49	29	283	－
5. 環境	7	19	10	254	－
6. 産業・市場	7	29	6	40	－
7. 都市魅力	7	23	5	14	－
8. まちづくり	11	90	19	257	－
9. 都市基盤整備	6	108	7	180	－
10. 住民生活	6	22	20	170	－
11. 消防・防災	2	7	6	55	－
12. 自治体運営	8	25	30	240	－
13. 終了事務	－	－	－	－	91
合計	93	428	208	2,412	91

# 目 次

1	大阪府に移管する事務に係る財政調整制度上の取扱いについて ……財調- 1
---	--------------------------------------

・本資料における「特別区素案」は、第14回大都市制度（特別区設置）協議会に提出した「【試案B（4区B案）修正版】の更新版」を指す

# 1 大阪府に移管する事務に係る財政調整制度上の取扱いについて

## (1) 特別区素案における制度設計の考え方

### 役割分担の徹底

- 現在大阪市が担っている機能のうち、広域機能を大阪府へ一元化し、基礎自治機能を特別区が担うという役割分担の徹底により、都市機能の強化と基礎自治機能の充実をめざす制度設計

現在大阪市が  
実施している事務

#### 大都市地域における市町村事務

- 人口・企業が高度に集積する大都市自治体として、税収力を活かして大都市特有の行政需要に対応
- 広域的な機能も一部で併せ持つが、いずれも市域の発展を通じて市民福祉の向上に資するものとして実施

特別区設置時の  
役割分担

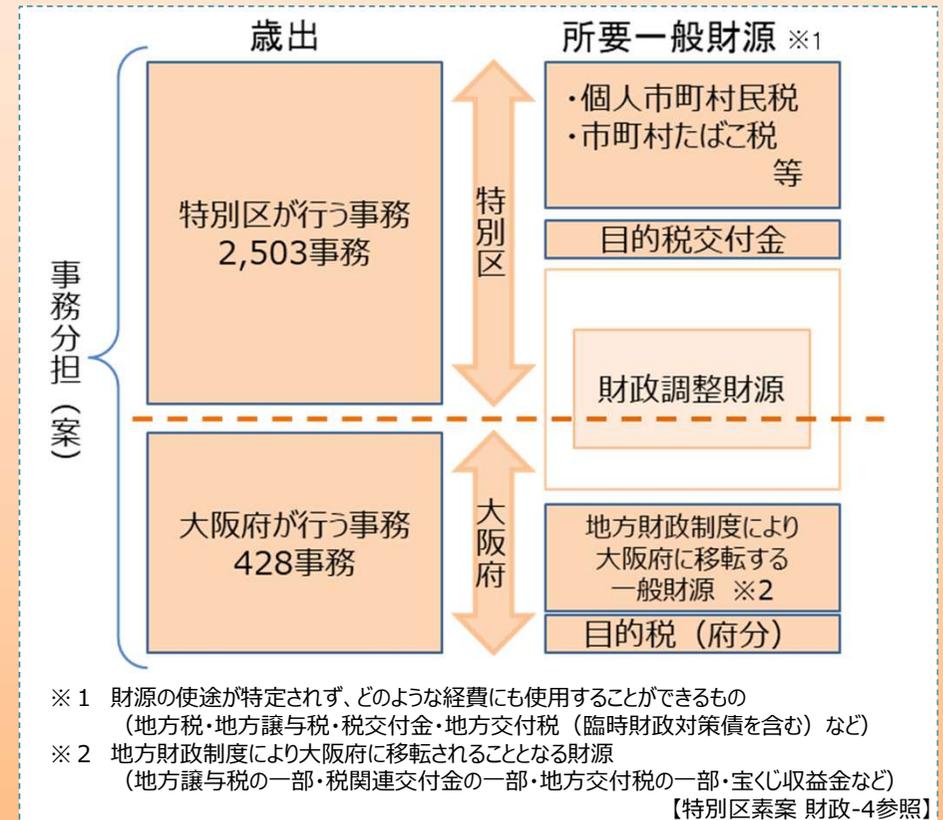
- 広域・基礎の役割分担を徹底する観点から、現在大阪市が実施している事務を特別区と大阪府に仕分け

## 現在の住民サービスを適切に提供できるよう財源を配分

- サービスの担い手や税の納め先が変わっても**特別区と大阪府が現在の住民サービスを適切に提供できるようにすることを重視し、財源を配分**

- 特別区と大阪府の事務分担（案）に応じて、大阪市の税や交付税等の財源を配分（地方財政制度上の財源移転も織込み）

- 地方制度調査会答申（H25.6.25）でも、「現在指定都市が処理している任意事務についても、道府県と特別区の間での事務分担に応じた財源上の配慮が必要」とされている



- 大阪府に移管する事務に係る財源は、**財政調整制度により配分される財源と地方財政制度上の移転財源をマネジメント**することで対応（必要に応じて府税も活用）
- 個別事務については、**一覧表で整理** 【財調-4参照】

## (参考)

## ■東京における『都が行う「大都市事務」について（平成17年6月10日）』が議論された検討経緯

- 平成12年4月施行の自治法改正により、都と特別区の法的  
位置づけが明確化され、特別区が「基礎的な地方公共団  
体」、都は特別区を包括する「広域の地方公共団体」として  
位置づけ
- 本改革における役割分担の原則に基づき、事務移譲及び  
財源配分の見直し等が行われた
- 整理できなかった財源配分上の課題について、都区間の協議  
を継続（平成12年度～）

## ◆資料『都が行う「大都市事務」について（都案・区案）（平成17年6月10日）』

- 都が従来行ってきた事務のうち、市町村財源を充当している・充当すべきと考えるべき  
範囲について、都区間で協議するため整理

- 平成19年度より特別区へ交付する調整交付金の配分割合を52%から55%とする  
ことで、財源配分上の課題は一定整理された  
※新たな検討として、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度など、都区  
のあり方に関する協議を行っていくこととされた

## ■「都区財政調整制度」について

- 都と特別区との間には、「都区制度」が適用され、事務分担の  
特例に伴う税制上の特例とともに、都と特別区及び特別区  
相互間における財政調整制度が設けられている

## （特別区財政調整交付金）

地方自治法第282条 都は、都と特別区及び特別区相互間の財  
源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的  
な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特  
別区財政調整交付金を交付するものとする。

## ■「大都市事務」について

## （都と特別区との役割分担の原則）

地方自治法第281条の2 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域  
の地方公共団体として、第2条第5項において都道府県が処理するものとされている事  
務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第3項において市町村が処  
理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の  
一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必  
要であると認められる事務を処理するものとする。

# 一覧表目次

0 1	こども	.....	財調-4- 1
0 2	福祉	.....	財調-4- 2
0 3	健康・保健	.....	財調-4- 6
0 4	教育	.....	財調-4- 8
0 5	環境	.....	財調-4-11
0 6	産業・市場	.....	財調-4-13
0 7	都市魅力	.....	財調-4-15
0 8	まちづくり	.....	財調-4-17
0 9	都市基盤整備	.....	財調-4-22
1 0	住民生活	.....	財調-4-27
1 1	消防・防災	.....	財調-4-29
1 2	自治体運営	.....	財調-4-30

※ 本資料の各表においては、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある

# 一覧表

(単位:千円)

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>01こども</b>				
<b>10 母子及び父子並びに寡婦福祉貸付金（特別会計の管理等）</b>			<b>27,005</b>	子育ての環境整備に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、貸付金の管理等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
母子父子寡婦福祉貸付金会計の予算及び決算、貸付金資金の国からの借入、貸付金の未収債権回収に関する事務を行う。 【根拠:母子及び父子並びに寡婦福祉法第46条】				
69 母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務	法令	中核市	27,005	
<b>30 保育人材確保事業（潜在保育士の再就職支援事業等）</b>			<b>7,328</b>	子育ての環境整備に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、保育人材の確保に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
潜在保育士の保育所への勤務が決まった場合に、就職準備金の貸付、子どもの保育料の一部貸付を行う。 【根拠:保育士修学資金貸付等制度実施要綱】				
217 保育人材確保事業(潜在保育士の再就職支援事業)	要綱等	指定都市	3,824	
218 保育人材確保事業(保育料一部貸付事業)	要綱等	指定都市	3,504	
<b>33 スクールカウンセラー事業等</b>			<b>135,503</b>	子育ての環境整備に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、高度な専門性を有する人材の確保に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
全中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談にあたる。また、配置した中学校から当該校区内の小学校への派遣も実施。 【根拠:教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)交付要綱】				
231 こども相談センター スクールカウンセラー事業	要綱等	指定都市	135,503	
232 こども相談センター 「休日及び平日夜間の電話教育相談事業」にかかる事務	要綱等	指定都市	0	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の 対象とする考え方
<b>02福祉</b>				
<b>3 社会福祉法人・事業の許認可・指導等（事業が2以上の市町村の区域にわたる法人）</b>			<b>2,883</b>	身近な福祉サービスの水準確保に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、複数の特別区・市町村にまたがる社会福祉法人の許認可等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
現在の大阪市に主たる事務所がある社会福祉法人の許認可関係事務や施設監査業務を行う。 【根拠：社会福祉法第30条】など				
26 社会福祉法人認可関係事務(地区社会福祉協議会分等)(政令市権限)	法令	指定都市	1,687	
27 社会福祉法人・施設監査業務(政令市権限)	法令	指定都市	1,196	
<b>5 戦没者遺族等の援護（なにわの塔追悼式経費補助）</b>			<b>1,543</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、戦没者遺族等の援護に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
大阪府域の戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として沖繩なにわの塔において行われる追悼式等経費の一部補助を行う。				
33 戦没者遺族援護事業(なにわの塔)	任意		1,543	
<b>8 生活保護業務に係る事務監査</b>			<b>59,259</b>	業務の適正確保に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、生活保護業務に係る事務監査に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において第三者の視点で一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
生活保護の適正実施を図るため各行政区の監査を行う。 【根拠：生活保護法施行事務監査実施要綱・生活保護法第23条】など				
78 法施行事務監査	法令	指定都市	59,259	
<b>12 地域福祉関連（あんしんさぽーと事業）</b>			<b>256,302</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、地域福祉に係る社会福祉協議会への補助に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
認知症や知的障がい、精神障がい等のある高齢者、障がい者が、地域で安心して生活を送れるよう、様々なサービスを提供する社会福祉協議会の事業に対して補助金を交付する。 【根拠：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱】				
123 あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)	要綱等	指定都市	256,302	
<b>17 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金</b>			<b>10,824</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、社会福祉協議会の生活資金の貸付事業への補助に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
(社)大阪府社会福祉協議会が実施する要保護高齢者世帯等への不動産を担保とした生活資金の貸付事業に対する補助を行う。 【根拠：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱】				
144 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付事業	要綱等	指定都市	10,824	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の 対象とする考え方
<b>19 あいりん対策</b>			<b>652,642</b>	特定地域の日雇労働者を対象とする労働・福祉をはじめ多様な分野にまたがる総合的な施策に係る事務である。性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、あいりん地域における歴史的な経過や、社会全体の課題が地域的に集中している現状のもとで、こうした大阪府域特有の課題に対応するため、大阪府において総合的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
主にあいりん地域の日雇労働者や生活困窮者等に対する支援を行うとともに、大阪社会医療センターの事業及び整備への補助金交付や職員派遣を行う。				
150 あいりん越年対策事業	任意		37,697	
151 あいりん日雇労働者等自立支援事業(高齢日雇労働者社会的就労支援)	任意		297,807	
152 あいりん日雇労働者等自立支援事業	任意		56,481	
153 大阪社会医療センターの事業・整備助成等	任意		230,632	
154 あいりん地域における医療施設の整備にかかる基本運営計画等策定事業	任意		21,593	
155 大阪社会医療センター付属病院(外郭団体)への派遣事務	任意		8,433	
<b>23 療育手帳の発行</b>			<b>7,489</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、療育手帳の交付に係るその制度管理等に関しては、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
知的な障がいのある方に判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を交付する事務にかかる制度管理等を行う。 【根拠:療育手帳制度要綱】				
182 療育手帳発行業務	要綱等	指定都市	7,489	
<b>25 障がい福祉サービス事業所、介護保険サービス事業者等の業務管理体制の整備</b>			<b>8,433</b>	身近なサービスの水準確保に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、障がい福祉サービス事業所等の検査等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
障がい福祉サービス事業所等の業務管理体制の届出受理及び検査等を行う。 【根拠:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第2項第2号、児童福祉法第21条の5の26第2項第2号、介護保険法第115条の32第2項第3号】など				
202 業務管理体制の整備に関する事項の届出関係等事務(総合支援法)	法令	指定都市	4,217	
203 業務管理体制の整備に関する事項の届出関係等事務(児童福祉法)	法令	指定都市	4,217	
204 介護サービス事業者の業務管理体制の管理等事務	法令	指定都市	0	
<b>27 盲導犬の貸与</b>			<b>0</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、盲導犬の貸与等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
必要な訓練を受けた盲導犬や介助犬、聴導犬の貸与や貸与の委託を行う。 【根拠:身体障害者福祉法第43条の2】				
210 盲導犬等の貸与	法令	指定都市	0	
<b>32 障がい者福祉関連(生活のしづらさなどに関する調査とりまとめ)</b>			<b>0</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、各特別区の調査とりまとめに関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため在宅の障がい児・者等(難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む)の生活実態とニーズを把握することを目的に5年に一度調査を行い、国(厚生労働省)に回答する。 【根拠:平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)調査要綱】				
288 生活のしづらさなどに関する調査(広域におけるとりまとめ)	要綱等	中核市	0	
<b>34 重度障がい者在宅介護支援給付金</b>			<b>▲ 261</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、給付金の支給に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
重症心身障がい者を介護する者に対し支援給付金の支給を行う。				
298 大阪府重度障害者在宅介護支援給付金	任意		▲ 261	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の 対象とする考え方
<b>35 心身障がい者扶養共済事業</b>			<b>100,832</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、共済事業の運営に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、当該障がいのある方に終身一定額の年金の支給を行う。				
299 心身障がい者扶養共済事業	任意		100,832	
<b>36 障がい者歯科診療センターの運営</b>			<b>23,707</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、障がい者歯科診療の拠点施設の運営に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
大阪府・市が共同で(社)大阪府歯科医師会に対し、「障がい者歯科診療センター」の運営委託を行うとともに、障がい児(者)歯科診療を行う医療機関等の情報提供を行う。				
300 障がい児(者)歯科診療事業	任意		23,707	
<b>37 障がい者福祉啓発事業(内閣府共催分)</b>			<b>0</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、内閣府と都道府県・指定都市の共催による啓発事業であり、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
障がいに関わる「体験作文」と「障がい者週間のポスター」を広く募集し、選考の上、優秀作品の推薦を内閣府に行う。 ※内閣府において入選した場合は、表彰状及び記念品の授与を行う。 【根拠:障害者基本法第7条、9条】など				
301 障がい者福祉啓発事業(理解促進事業)(共催)	法令	指定都市	0	
<b>38 障がい者の競技スポーツ振興</b>			<b>13,021</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、選手団の選考及び派遣等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
全国障がい者スポーツ大会への選手派遣やこれに係る団体競技の地区選や出場選手の選考会を実施する。また、知的障がいのある人たちに日常的体育活動の成果を発表しあう機会として開催するスポーツ大会の支援を行う。 【根拠:障害者基本法第25条、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱】				
302 障がい者スポーツ振興事業(政令市)	要綱等	指定都市	12,178	
303 知的障がい者スポーツ大阪大会	任意		843	
304 障がい者スポーツ振興事業(全スポ選考会)	法令	指定都市	0	
<b>40 点字図書館運営費補助</b>			<b>34,042</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、点字図書館の運営支援に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
点字・録音図書等の閲覧・貸し出しを行うとともに、点訳・音訳ボランティアを養成している点字図書館に対して運営補助を行う。 【根拠:身体障害者福祉法第28条の2】				
308 点字図書館等運営費補助(情報文化センター)	法令	一般市	34,042	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の 対象とする考え方
<b>44 高齢者福祉にかかる専門研修</b>			<b>9,124</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、高度な専門性を有する人材の確保に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
地域において認知症の診療や介護に携わる医師や介護職員に対して、診療の場での必要な知識や認知症介護に関する基礎的な知識習得のための研修を行う。 【根拠:認知症地域医療支援事業実施要綱、認知症介護実践者等養成事業実施要綱】				
400 認知症地域医療支援事業	要綱等	指定都市	5,739	
401 認知症介護研修事業(指導者養成研修等)	要綱等	指定都市	3,385	
<b>46 全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手団派遣</b>			<b>13,630</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、選手団の選考及び派遣に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
高齢者を中心とするスポーツ・文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選考及び選手の派遣業務を行う。 【根拠:全国健康福祉祭開催要綱】				
412 全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手団派遣事業	要綱等	指定都市	13,630	
<b>48 専門医療機関の確保</b>			<b>12,678</b>	市民福祉の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、発達障がい専門医療機関との連携に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
専門的な発達障がいの診断及び発達支援を行うことができる病院又は診療所を確保する。また、「認知症疾患医療センター」の3病院を指定し、専門医療相談等を行う。 【根拠:発達障害者支援法第25条、認知症疾患医療センター運営事業実施要綱】				
421 発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保	法令	指定都市	0	
422 認知症疾患医療センター運営事業	要綱等	指定都市	12,678	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>03健康・保健</b>				
<b>5 難病等対策（政令市）</b>			<b>35,225</b>	健康・保健の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、専門性の高い難病等対策に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
難病患者のニーズに適切に対応できる知識、技能を有するホームヘルパーの養成を行うとともに、新生児の先天性代謝異常にかかる検査等を行う。 【根拠:療養生活環境整備事業実施要綱】				
108 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	要綱等	指定都市	843	
109 先天性代謝異常等検査事業	任意		34,381	
<b>6 精神保健（手帳交付・相談等）</b>			<b>23,133</b>	健康・保健の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、専門性の高い精神障がい者保健手帳の判定等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
精神保健福祉手帳の審査を行うとともに、地域生活支援広域調整会議等の事業を行う。 【根拠:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の12第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第106条】				
110 精神障がい者保健福祉手帳に関する事務	法令	指定都市	18,073	
124 地域生活支援事業に関する事務(指定都市)	法令	指定都市	5,060	
<b>7 精神保健（精神保健福祉センター等）</b>			<b>5,178,846</b>	健康・保健の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、技術的中核機関である精神保健福祉センターの設置等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
精神保健福祉に関する技術的中核機関である精神保健福祉センターを設置し、関係機関の技術的支援を行うとともに、精神障がいの措置入院に係る診察、病院への搬送、自立支援医療の審査等を行う。 【根拠:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の12第1項】				
128 精神保健福祉センターに関する事務	法令	指定都市	48,420	
129 精神保健医療に関する事務	法令	指定都市	90,156	
130 保護及び措置入院等に関する事務	法令	指定都市	91,475	
131 保護及び措置入院等に関する事務(区役所で実施)	法令	指定都市	0	
132 自立支援医療費(精神通院医療)に関する事務	法令	指定都市	4,948,795	
<b>9 救急医療体制（広域拠点）</b>			<b>40,687</b>	健康・保健の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、高度な診察機能の確保等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
夜間歯科診療を確保するとともに周産期緊急医療体制整備を行う。				
137 夜間歯科診療に関する事務	任意		9,001	
138 周産期緊急医療体制整備事業	任意		31,687	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の 対象とする考え方
<b>10 医療・薬事の許可・指導等</b>			<b>0</b>	健康・保健の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、専門性の高い特定毒物研究者や薬種商販売業の許可・指導等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。 ※No.153・・・府から大阪市への事務処理特例事務
市民の公衆衛生の向上を図るため、特定毒物研究者や薬種商販売業の許可や届出受理及び監視指導を行う。 【根拠：毒物及び劇物取締法 第6条の2(第3条の2)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第26条第1項、大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条】				
140 特定毒物研究者の許可等に関する事務	法令	指定都市	0	
153 薬種商販売業の許可等に関する事務	法令	都道府県	0	
<b>11 医療法人の設立認可等</b>			<b>3,539</b>	健康・保健の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、医療法人の設立認可等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。 ※府から大阪市への事務処理特例事務
診療所等を運営している医療法人に対する医療法上の監督、指導、許認可及び届出受理等を行う。 【根拠：医療法第42条の2第1項、大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条】				
164 医療法人の設立認可等に関する事務	法令	都道府県	3,539	
<b>15 動物診療施設の許可・指導等</b>			<b>647</b>	健康・保健の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、動物診療施設の許可・指導等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。 ※府から大阪市への事務処理特例事務
適切な獣医療を確保するため、飼育動物診療施設開設届等の受理及び立入検査等を行う。 【根拠：獣医療法第3条、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第28条】				
268 飼育動物診療施設開設届等の受理	法令	都道府県	▲196	
269 飼育動物診療施設開設届等の受理 〔動物管理センター分室で実施〕	法令	都道府県	843	
<b>17 環境科学研究</b>			<b>656,508</b>	健康・保健の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、専門性の高い研究や検査に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
市民の健康を守り環境保全に資するため、関係部局と連携し、保健(微生物保健、食品保健)や都市環境にかかる研究や検査を行う。 【根拠：地方衛生研究所設置要綱】				
281 特定保健用食品(承認)にかかる試験検査業務等推進事業	任意		8,575	
282 研究・検査業務、管理業務	要綱等	指定都市	647,933	
<b>18 病院機構支援</b>			<b>8,412,795</b>	健康・保健の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、公立病院の運営支援に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
市立病院の運営を行っている地方独立行政法人大阪市民病院機構への支援等を行う。 【根拠：地方独立行政法人法第7条】				
283 地方独立行政法人大阪市民病院機構の支援等	法令	地方公共団体	8,412,795	
284 地方独立行政法人大阪市民病院機構への派遣事務	任意		0	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>04教育</b>				
<b>8 府費負担教職員の給与等の支給</b>			<b>▲ 4,353</b>	地域における教育の充実に係る内部管理事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、教職員給与等の支給に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
府費負担教職員の児童手当及び給与等の支給事務並びに住民税及び所得税関係事務などを行う。 【根拠:市町村立学校職員給与負担法第1条、府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条】				
46 府費負担教職員にかかる給料その他給与及び旅費、並びに児童手当の支給に関する事務	法令	都道府県	▲ 4,353	※府から大阪市への事務処理特例事務(なお、法令改正により、平成29年4月から指定都市へ権限移譲済)
<b>16 高等学校</b>			<b>※11,497,295</b>	
高等学校の運営にかかる教育活動に関する事務や、教職員の人事管理、給与決定、福利厚生、研修に関する事務、授業料等の徴収、校舎の整備及び各種システムの運用管理に関する事務などを行う。 また、指定校における理科・数学に重点を置いた教育の実施や高度な知識・技能を身につけた専門的職業人の育成を行う。 【根拠:スーパーサイエンスハイスクール実施要項、スーパー・プロフェSSIONAL・ハイスクール実施要項】 ※高等学校人件費(11,280,090千円)含む				
159 (高)教職員の人事に関する事務	任意		74,062	地域における教育の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、公立高等学校の運営に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
160 (高)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	任意		0	
161 (高)教職員勤務情報システムにかかる事務	任意		0	
162 (高)教職員の人事評価に関する事務	任意		3,373	
163 (高)教職員給与制度、勤務条件に関する事務(職員団体・給与・勤務条件関係:地方公務員法)	任意		1,687	
164 (高)教職員給与制度、勤務条件に関する事務(給与制度:地方自治法)	任意		1,687	
165 (高)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	任意		0	
166 (高)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	任意		0	
167 (高)教職員情報システム運用管理事務	任意		0	
168 (高)教職員の公務災害に関する事務(地方公務員災害補償法)	任意		843	
169 (高)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	任意		2,969	
170 (高)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	任意		9,239	
171 (高)校務支援システム(教職員健康管理機能)運用管理事務	任意		0	
172 (高)教職員研修に関する事務	任意		843	
173 (高)教職員の研修に関する事務	任意		843	
174 (高)研修オンライン申込システム運用管理事務	任意		0	
175 (高)専門的事項の指導に関する事務	任意		4,217	
176 (高)学校活性化推進事業(がんばる先生支援)	任意		0	
177 (高)大阪市情報教育ネットワーク(にぎわいねっと)に関するシステム運用管理事務	任意		0	
178 (高)教育情報システム運用管理事務	任意		0	
179 (高)市費負担教職員の研修に関する事務	任意		0	
180 (高)指導監察業務に関する事務	任意		0	
181 (高)給与等の支給(市費)に関する事務	任意		57,176	
182 (高)児童手当の支給(市費)に関する事務	任意		60,312	
183 (高)市立高等学校の定時制課程の教員等の給与負担に関する事務	任意		16,305	
184 (高)施設整備に関する事務	任意		406,737	
185 (高)学校評価・学校協議会に関する事務	任意		3,373	
186 (高)学事に関する事務	任意		7,631	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称		事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
187	(高)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	任意		0	
188	(高)校園ネットワーク業務システム運行管理に関する事務	任意		0	
189	(高)学校維持運営費等に関する事務	任意		761,025	
190	(高)学校維持運営基金に関する事務	任意		0	
191	(高)学校徴収金に関する事務	任意		1,687	
192	授業料・入学料・検定料の徴収及び未納対策に関する事務	任意		▲ 1,546,407	
193	(高)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	任意		45,499	
194	(高)校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	任意		21,052	
195	(高)学校教育活動に関する事務	任意		277,994	
196	(高)学校教育活動に関する事務(スーパーサイエンスハイスクール実施要項、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール実施要項)	要綱等	地方公共団体	5,060	
<b>18 大学</b>				<b>13,365,850</b>	地域における教育の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、公立大学の運営支援に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
市立大学の運営を行っている公立大学法人大阪市立大学への支援等を行う。 【根拠:地方独立行政法人法第7条】					
198	公立大学法人大阪市立大学関係業務	法令	地方公共団体	13,365,850	
199	公立大学法人大阪市立大学への派遣	任意		0	
<b>22 咲くやこの花中学校、高等学校(中高一貫校)</b>				<b>362</b>	地域における教育の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、公立の中高一貫校の運営に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
咲くやこの花中学校、高等学校(中高一貫校)にかかる学級編成や就学に関する事務、学校給食費に関する事務等を行う。					
270	(咲くやこの花中)就学に関する事務	任意		0	
271	(咲くやこの花中高)学事に関する事務	任意		348	
272	(咲くやこの花中)学校給食費の未納対策に関する事務	任意		5	
273	(咲くやこの花中)学校給食費に関する事務	任意		9	
<b>23 デザイン教育研究所</b>				<b>0</b>	工芸高校と一体で管理する観点から、「04教育 16高等学校」と併せて整理
デザイン教育研究所が日常の教育活動等のために使用する消耗品等を購入する経費などについて、予算配当及びその執行、調達並びに支払等会計に関する事務を行う。					
274	(デザイン教育研究所)学校維持運営費等に関する事務	任意		0	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>24 公設民営学校</b>			<b>39,466</b>	地域における教育の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、公設民営の中高一貫校の運営に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
国際バカロレア認定コースを持つ中高一貫教育校を、国家戦略特別区域法の規定に基づく公設民営学校として開設するため、企画立案及び文部科学省などの関係機関との調整を行う。				
275 公設民営学校の設置に係る企画立案及び総合調整に関する事務	任意		39,466	
<b>31 社会教育・生涯学習</b>			<b>11,510</b>	大阪城公園と一体で管理する観点から、「09都市基盤整備 7公園事業」と併せて整理
大阪城パークマネジメント事業の一環として、大阪城音楽堂を管理する指定管理者の募集・指定及び監理を行う。				
298 大阪城音楽堂の管理運営	任意		11,510	
<b>34 大阪国際平和センター</b>			<b>51,713</b>	教育の充実に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、府と連携した社会教育施設の運営支援に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
大阪府と連携し、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、もって世界平和に貢献することを目的に、大阪国際平和センターの運営経費について、補助を行う。				
313 大阪国際平和センターに関する事務	任意		51,713	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>05環境</b>				
<b>3 地盤沈下対策（幹線ルート）</b>			<b>0</b>	都市環境に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、阪神地区の自治体と連携した地盤沈下対策に係る測量に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の各自治体と連携し、水準測量を行う。				
82 地盤沈下対策に関する事務(水準測量幹線ルート)	任意		0	
<b>4 環境影響評価（条例）</b>			<b>15,857</b>	都市環境保全に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、大規模開発事業に関する環境評価制度に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
大規模開発事業等において、環境保全等に適正な配慮が行われるよう、環境影響評価を行う。				
83 大阪府、大阪市環境影響評価条例に関する事務	任意		15,857	
<b>6 地球温暖化広域対策等</b>			<b>107,420</b>	環境分野における国際協力や都市間連携に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、国際的な環境問題解決に向けた取り組みに関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
環境分野の国際交流を促進し、地球温暖化対策等を行う。				
100 国連環境計画(UNEP)国際環境技術センターの支援に関する事務	任意		78,293	
101 大阪 水・環境ソリューション機構に関する事務	任意		21,669	
102 自動車公害防止広域対策に関する事務	任意		7,458	
<b>7 エネルギー政策</b>			<b>76,755</b>	都市環境に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、エネルギー政策の施策立案や方向性の検討・進捗管理に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
エネルギーの効率的利用と安定供給を実現するため、エネルギー政策の施策立案や方向性の検討、進捗管理等を行う。				
103 エネルギー政策の推進に関する事務	任意		5,060	
104 脱原発依存の推進に関する事務	任意		4,217	
105 おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づく新たなエネルギー社会の構築に関する事務	任意		56,537	
106 水素エネルギー社会の構築をめざした、水素需要拡大に向けた取組みに関する事務	任意		7,669	
107 統合型GIS(市民向け)運用管理業務	任意		3,273	
<b>9 環境保全設備資金融資</b>			<b>143</b>	都市環境保全に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、信用保証協会の統合により、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
都市環境の保全に資するために、公害防止設備の資金融資を行う。				
110 環境保全設備資金融資に関する事務	任意		143	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方	
<b>10 緑化</b>			<b>1,048,989</b>		
<b>大規模公園【後方支援活動拠点等】の公園樹及び幹線道路【広域交通網】の街路樹の保全育成や、公共空間の緑化とその普及啓発等を行う。</b>					
111	公園樹・街路樹の保全育成(制度管理・受託事業)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意	11,610	公共空間の緑化推進に関して、府移管の道路・公園「09都市基盤整備1道路事業及び7公園事業」と併せて整理	
112	公園樹の保全育成(維持工事)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意	57,600		
113	街路樹の保全育成(維持工事)[幹線道路【広域交通網】]	任意	207,120		
114	公共空間の緑化の推進(制度管理)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意	0		
115	公共空間の緑化の推進(維持管理・緑化実施)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意	0		
116	緑化の普及啓発(花とみどりと自然の情報センター)	任意	770,971		
117	鶴見緑地体験学習施設の運営	任意	1,687		
<b>13 産業廃棄物処理（特定施設整備）</b>				<b>0</b>	都市環境に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、廃棄物処理施設の適正な整備に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
<b>産業廃棄物の適正な処理を推進するため、民間の産業廃棄物の処理施設の整備促進及び許可等の事務を行う。 【根拠：産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第6条第1項】</b>					
155	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する事務	法令	指定都市	0	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方	
<b>06産業・市場</b>					
<b>1 成長分野の企業支援等</b>			<b>1,395,215</b>	地域産業の振興に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、大阪の成長を支える産業分野への支援等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。	
<b>「大阪の成長戦略」を推進し、大阪の成長を支える産業分野への支援を行うとともに、新たな産業の創出や海外展開に対する支援、及び技術支援事業等を行う。</b> <b>【根拠:総合特別区域法第5条、第8条第2項、地方独立行政法人法第7条】</b>					
1 成長戦略の推進	任意		2,530		
2 企業等の誘致に関する事務【府等との連携事業等】	任意		275,003		
3 総合特区に関する事務	法令	地方公共団体	19,581		
4 有望企業への重点的支援事業	任意		90,687		
5 クリエイティブ産業創出・育成支援事業	任意		104,414		
6 科学技術の振興事務	任意		16,986		
7 グローバルイノベーション創出支援事業	任意		160,916		
8 ファンド運営のモニタリング事務	任意		9,276		
9 サイバーフィジカルシステム(CPS)を活用したビジネス創出事業	任意		17,061		
10 水・環境技術の海外プロモーション	任意		843		
11 インテックス大阪の管理運営、工事の実施及び(一財)大阪国際経済振興センターの監理に関する事務	任意		▲ 1,123,021		
12 地方独立行政法人大阪市立工業研究所関係業務	法令	地方公共団体	1,231,281		
13 地方独立行政法人大阪市立工業研究所への派遣	任意		0		
14 創業・新事業創出・経営革新支援事業	任意		372,165		
15 産創館施設管理運営	任意		192,193		
16 (公財)大阪府都市型産業振興センターへの派遣	任意		25,299		
<b>4 商工会議所</b>			<b>1,687</b>	地域産業の振興に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、現・大阪府域で一つの商工会議所であり、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。	
<b>商工会議所にかかる届出受理、許可及び認定等を行う。</b> <b>【根拠:商工会議所法第84条】</b>					
40 商工会議所の定款変更の届出、特定商工業者に対する負担金賦課の許可等	法令	指定都市	843		
41 商工会等の基盤施設計画の認定等に関する事務	法令	指定都市	843		
<b>5 融資制度</b>			<b>87,393</b>	地域産業の振興に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、信用保証協会の統合により、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。	
<b>中小企業の安定的な事業継続を支えるため、制度融資を行い、資金調達等を支援する。</b>					
42 融資制度の実施(経営支援特別融資を除く)	任意		125,182		
44 大阪府地域支援人権公社の団体運営にかかる事務	任意		▲ 37,789		

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の 対象とする考え方
<b>6 ATC</b>			<b>1,019,732</b>	地域産業の振興に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、産業振興拠点に係る事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。 (※財務リスク関連)
アジア太平洋トレードセンター(ATC)を産業振興拠点施設として位置づけ、当該施設を活用した企業の支援を行う。				
45 産業振興拠点における支援事業	任意		1,145,340	
46 ATCに関する事業	任意		▲ 125,608	
<b>9 花き流通対策</b>			<b>▲ 134,342</b>	地域産業の振興に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、花き流通拠点に係る事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
(株)大阪鶴見フラワーセンターに対し、花き流通の拠点である大阪鶴見花き地方卸売市場(鶴見区)の用地を賃貸する等の支援を行う。				
59 花き流通対策事業	任意		▲ 134,342	
<b>10 中央卸売市場</b>			<b>0</b>	地域産業の振興に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、流通インフラ施設である中央卸売市場に係る事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
流通インフラ施設である中央卸売市場の運営を行う。 【根拠:卸売市場法第8条】				
60 中央卸売市場事業(本場)	法令	その他	0	
61 中央卸売市場事業(東部市場)	法令	その他	0	
62 中央卸売市場事業(南港市場)	法令	その他	0	
<b>11 内部事務</b>			<b>4,020,784</b>	「06産業・市場 10中央卸売市場」と併せて整理
中央卸売市場における総務(企画含む)事務ならびに会計等の事務を行う。 【根拠:卸売市場法 第8条、地方公営企業法第17条の2】				
67 中央卸売市場事業(総務担当)	法令	その他	0	
68 中央卸売市場事業(企画担当)	法令	その他	0	
69 特別会計(食肉市場事業・中央卸売市場事業等)繰出金	法令	地方公共団体	4,020,784	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>07都市魅力</b>				
<b>1 観光振興（成長・集客関連）</b>			<b>549,488</b>	都市魅力に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、都市魅力を向上させ内外から人を呼び込む施策に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
大阪全体の統一的な戦略の下、都市魅力を向上させ、内外から人を呼び込む観光施策を実施する。				
1 観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【府市連携事業】	任意		307,014	
2 観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・大阪城エリア観光拠点化事業	任意		▲ 192,034	
3 観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・大阪城天守閣学芸業務	任意		76,662	
4 観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・天王寺公園・動物園の魅力向上事業	任意		40,807	
5 観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【大阪観光局事業】	任意		270,239	
6 観光交流の促進に関する業務【一般会計】	任意		46,801	
7 観光交流の促進に関する業務【港営事業会計】	任意		0	
<b>3 文化振興（成長・都市魅力創造関連）</b>			<b>229,160</b>	都市魅力に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、都市魅力を向上させ内外から人を呼び込む施策に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
芸術文化振興事業のうち大阪全体の成長や都市魅力創造にかかるものを広域的な観点で行う。				
11 文化振興にかかるとする事務(全市的な観点で実施している事業)・(広域)	任意		226,090	
12 大阪市民生学習情報提供システム(中央公会堂分)	任意		3,070	
<b>4 文化施設（博物館、美術館等）</b>			<b>1,761,446</b>	都市魅力に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、都市魅力の向上に資する文化施設に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
博物館・美術館等の文化施設の運営等を行う。				
13 博物館群の魅力向上等	任意		1,673,340	
14 大阪市立美術館の魅力向上	任意		60,127	
15 局所管施設の点検保全業務【博物館等】	任意		2,178	
16 博物館施設の地方独立行政法人化	任意		25,802	
17 (公財)大阪市博物館協会への派遣	任意		0	
18 (公財)大阪科学振興協会への派遣	任意		0	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>6 新しい美術館の整備事業の推進</b>			<b>185,564</b>	都市魅力に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、都市魅力の向上に資する文化施設に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
都市魅力の向上に資する文化施設として、新たな美術館の整備を推進する。				
22 新しい美術館の整備事業	任意		184,131	
23 大阪新美術館建設準備室収蔵品管理システム	任意		1,433	
<b>10 スポーツ振興（競技スポーツ）</b>			<b>164,038</b>	都市魅力に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、広域的な集客や都市魅力に資する大規模競技大会の開催・招致に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
「みる」スポーツを通じて、市民スポーツの振興と都市魅力創出を図るため、大規模競技大会（国際大会・全国レベルの大会）の開催・招致等を行う。				
32 競技スポーツ振興施策【大規模競技大会】	任意		116,172	
33 大阪市長杯世界スーパージュニアテニス選手権大会	任意		29,650	
34 ワールドマスターズゲームズ2021関西	任意		18,217	
<b>11 競技施設等の運営管理（大規模公園内）</b>			<b>494,191</b>	大規模公園と一体の競技施設であるため、「09都市基盤整備 7公園事業」と併せて整理
長居公園（東住吉区）、鶴見緑地（鶴見区）及び大阪城公園（中央区）内の競技施設の運営等を行う。				
35 競技施設等の運営事業【長居公園・鶴見緑地・大阪城公園内各施設】	任意		382,943	
36 スポーツ施設の補修【長居公園・鶴見緑地・大阪城公園内各施設】	任意		111,249	
<b>12 大阪ドーム</b>			<b>128,922</b>	都市魅力に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、都市部の魅力を広範に向上させる集客施設への補助に関して、大阪市の取り交わした取決めに基いて行うものであり、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
大阪市とオリックス社と更生管財人で平成18年に交わされた基本確認書に基づき、大阪ドームの施設利用の促進と公的施設（外周デッキ）の維持管理に関する補助を実施する。				
37 大阪ドームの公的部分に対する助成	任意		128,922	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の 対象とする考え方
<b>08まちづくり</b>				
<b>1 都市計画（都市再生特別地区・用途地域等）</b>			<b>35,678</b>	まちづくりに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、現・大阪市域全域を一体の都市として総合的に計画することが望ましい事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
都市計画法における都道府県権限（都市再生特別地区、都道府県道など）や、都区制度の都の特例権限（用途地域など）に係る都市計画決定に関し、関係者との調整や都市計画案の検討、都市計画審議会の運営、開発事業の環境影響評価などを行う。 【根拠：都市計画法第87条の2第1項】など				
1 都市計画審議会に関する事務（都道府県権限）	法令	指定都市	1,612	
2 都市計画決定等に関する事務（都道府県権限）	法令	指定都市	22,849	
3 都市計画アセス関連事務【法】（都道府県権限）	法令	指定都市	2,108	
4 都市計画アセス関連事務【任意】（都道府県権限に附随）	任意		675	
5 都市再開発方針等関係業務	法令	指定都市	1,181	
6 流通業務市街地の都市計画に関する事務	法令	指定都市	0	
7 都市計画審議会に関する事務（都の特例権限）	法令	一般市	413	
8 都市計画決定等に関する事務（都の特例権限）（その1）	法令	一般市	6,166	
9 都市計画アセス関連事務【法】（都の特例権限）	法令	一般市	506	
10 都市計画アセス関連事務【任意】（都の特例権限に附随）	任意		169	
<b>4 住宅市街地の整備</b>			<b>0</b>	まちづくりに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、土地区画整理事業の事業計画に係る意見書等の事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
指定都市が施行する土地区画整理事業や住宅街区整備事業の事業計画に係る意見書の付議等の事務を行う。 【根拠：土地区画整合法第136条の3】				
41 土地区画整理事業に係る意見書の処理等に関する事務（指定都市権限）	法令	指定都市	0	
58 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務（住宅街区整備事業）	法令	指定都市	0	
<b>7 開発指導</b>			<b>3,373</b>	まちづくりに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、特別区が行う開発許可に付する審査請求等に係る事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
特別区が行う開発許可に対する審査請求の受付や開発審査会の運営等の事務を行う。 【根拠：都市計画法第78条第1項】など				
111 開発審査会に関する事務	法令	中核市	3,373	
<b>8 開発指導（府県をまたがる大規模なもの）</b>			<b>0</b>	まちづくりに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、大規模な開発指導に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
宅地事業開発計画の認定に伴う国に対する意見提出や、計画を認定した旨の国土交通大臣の通知の受理等の事務を行う。 【根拠：大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第5条第1項】				
120 宅地事業開発計画の認定に関する事務	法令	指定都市	0	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>9 広域計画（振興拠点地域基本構想）</b> 地域の振興拠点を開発整備するため、振興拠点地域基本構想の策定等を行う。 <b>【根拠：多極分散型国土形成促進法第34条第1項】</b> 121 振興拠点地域基本構想に関する事務	法令	中核市	0	まちづくりに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、振興拠点地域基本構想に係る事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
<b>11 地価監視（国土利用計画法等）</b> 地価が急激に上昇し、または上昇する恐れがあり、適正かつ合理的な土地利用に支障を生じる恐れがあると認められる区域について、国土利用計画法に基づき、監視区域等の指定や、区域内の届出に係る審査等を行う。 <b>【根拠：国土利用計画法第44条】</b> など 124 土地利用審査会に関する事務 125 国土利用計画法に基づく規制区域に関する事務 126 国土利用計画法に基づく注視区域・監視区域に関する事務 127 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく監視区域の指定に関する事務 128 多極分散型国土形成促進法に基づく監視区域の指定に関する事務 129 地方拠点都市施設の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく監視区域の指定に関する事務 130 大阪湾臨海地域開発整備法に基づく監視区域の指定に関する事務 131 被災市街地復興特別措置法に基づく監視区域の指定に関する事務 132 国会等の移転に関する法律に基づく監視区域の指定に関する事務 133 租税特別措置法に基づく審査証明事務	法令	指定都市	2,361	まちづくりに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、現・大阪市域とその周辺の地価動向を勘案して総合的に判断する事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方	
<b>14 広域的な交通基盤の整備</b>				<b>1,038,726</b>	
<b>高速道路の新設または改築に係る同意等の事務や、阪神高速道路(株)への職員派遣及び出資、MDCへの公的施設の管理運営補助、北陸新幹線・リニア中央新幹線に係る国等への要望活動など、広域的な交通基盤の整備に関する各種事務を行う。</b> <b>【根拠:道路整備特別措置法第3条第3項】など</b>				まちづくりに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、地域の発展に資する交通基盤の整備に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。	
139	近畿地方交通審議会関連事務	任意		2,930	
140	高速道路に関する事務	法令	指定都市	19,565	
141	阪神高速道路関係事務	法令	その他	636,509	※No.144,145は財務リスク関連
142	阪神高速道路(株)派遣事務	任意		0	
143	本州四国連絡高速道路関係事務	法令	その他	843	
144	MDCへの公的施設管理運営補助	任意		363,500	
145	(株)湊町開発センター派遣事務	任意		0	
146	鉄道整備連絡事務(法)	法令	指定都市	3,373	
147	民間開発に伴う手続き(鉄道)(広域)	法令	指定都市	1,602	
148	北陸新幹線・リニア中央新幹線整備促進検討事務	任意		9,560	
149	関西国際空港関連事業(法定)	法令	地方公共団体	843	
<b>16 成長戦略・グランドデザイン関連まちづくり</b>				<b>534,695</b>	
<b>大阪の成長戦略・グランドデザインを推進するため、うめきた地区における民間開発の誘導やJR東海道線地下化事業、夢洲・咲洲地区の活性化、統合型リゾート(IR)を契機とした夢洲まちづくりの検討、都市再生緊急整備地域に関する事務を行う。</b> <b>【根拠:都市再生特別措置法第19条】など</b>				まちづくりに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、地域の発展に資する面的整備等に係る事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。	
168	夢洲まちづくりに関する事務	任意		101,488	
169	グランドデザイン・大阪の推進	任意		3,373	
170	うめきた地区開発関連事務	任意		178,541	
171	(独)都市再生機構派遣事務	任意		0	
172	都市再生緊急整備地域に関する業務	法令	地方公共団体	3,373	
173	夢洲・咲洲地区の開発に関する業務(都市再生特別措置法)	法令	地方公共団体	9,439	
174	夢洲・咲洲地区の開発に関する業務(総合特別区域法)	法令	地方公共団体	9,523	
175	統合型リゾート(IR)を契機とした夢洲まちづくりの検討	任意		22,396	
176	新大阪・淡路周辺地区まちづくりの検討	任意		759	
177	大阪駅北大深西地区土地区画整理事業に関する事務	任意		54,993	
178	JR東海道線地下化事業	要綱等	地方公共団体	150,810	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の 対象とする考え方
<b>18 港湾事業</b>			<b>3,155,179</b>	
<b>港湾管理者として、港湾計画の作成や、港湾施設及び交通網の整備や維持管理、防潮施設の改良や維持管理、埋立事業、南港ポートタウン内施設の維持補修、各種関連システムの運用管理など、港湾事業に係る各種事務を行う。</b> <b>【根拠：港湾法第2条】など</b>				まちづくりに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、流通インフラ施設である港湾に係る事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
246 港湾管理業務(計画作成、ポートセールス、施設管理・施設整備、戦略港湾等)【一般会計】	法令	港湾管理者	280,060	
247 港湾管理業務(計画作成、ポートセールス、施設管理・施設整備、戦略港湾等)【港営事業会計】	法令	港湾管理者	0	
248 港湾管理業務(フェニックス)【一般会計】	法令	港湾管理者	▲ 496,210	
249 港湾管理業務(公害防止対策事業)【一般会計】	法令	港湾管理者	71,503	
250 港湾管理業務(臨港道路管理)【一般会計】	法令	港湾管理者	1,260,797	
251 港湾管理業務(臨港緑地管理)【一般会計】	法令	港湾管理者	275,471	
252 海岸管理の業務【一般会計】	法令	港湾管理者	963,422	
253 港湾管理業務(臨港鉄道)【一般会計】	法令	港湾管理者	6,746	
254 港湾局所管基盤施設の維持管理に関する基本協定に基づく維持管理業務	任意		495,860	
255 港湾管理業務(埋立事業)【一般会計】	法令	港湾管理者	131,174	
256 港湾管理業務(埋立事業)【港営事業会計】	法令	港湾管理者	0	
257 南港ポートタウンに関する業務【一般会計】	任意		15,179	
258 南港ポートタウンに関する業務【港営事業会計】	任意		0	
259 南港ポートタウンに関する業務(道路管理)【一般会計】	任意		▲ 94,616	
260 南港ポートタウンに関する業務(緑地管理)【一般会計】	任意		143,047	
261 下水施設関連業務【港営事業会計】	任意		0	
262 阪神国際港湾(株)への派遣業務【一般会計】	任意		0	
263 大阪港埠頭ターミナル(株)への派遣業務【一般会計】	任意		0	
264 システム運用管理事務(大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム)【一般会計】	任意		1,687	
265 システム運用管理事務(大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム)【港営事業会計】	任意		0	
266 システム運用管理事務(準公営企業財務会計システム(港湾業務情報システム(財務管理システム)))【港営事業会計】	任意		0	
267 システム運用管理事務(準公営企業事務会計システム(仮想統合基盤))【港営事業会計】	任意		0	
268 システム運用管理事務(港湾局所管道路橋梁総合管理システム)【一般会計】	任意		10,656	
269 システム運用管理事務(港湾局所管道路橋梁総合管理システム)【港営事業会計】	任意		0	
270 システム運用管理事務(港湾統計管理システム)【一般会計】	任意		311	
271 システム運用管理事務(船舶動静情報管理・施設使用料管理・運航調整システム)【一般会計】	任意		14,260	
272 システム運用管理事務(船舶動静情報管理・施設使用料管理・運航調整システム)【港営事業会計】	任意		0	
273 システム運用管理事務(事業案検索システム)【一般会計】	任意		4,345	
274 システム運用管理事務(事業案検索システム)【港営事業会計】	任意		0	
275 システム運用管理事務(設計積算システム)【一般会計】	任意		22,147	
276 システム運用管理事務(設計積算システム)【港営事業会計】	任意		0	
277 システム運用管理事務(港湾業務情報システム基盤関連)【一般会計】	任意		7,590	
278 システム運用管理事務(港湾業務情報システム基盤関連)【港営事業会計】	任意		0	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
279 システム運用管理事務(海上測位システム)【一般会計】	任意		34,325	
280 システム運用管理事務(工事台帳管理システム)【一般会計】	任意		2,653	
281 システム運用管理事務(工事台帳管理システム)【港営事業会計】	任意		0	
282 システム運用管理事務(測量業務システム)【一般会計】	任意		2,827	
283 システム運用管理事務(測量業務システム)【港営事業会計】	任意		0	
284 システム運用管理事務(道路管理システム(公益事業者用))【一般会計】	任意		1,946	
285 システム運用管理事務(土砂搬入管理システム)【港営事業会計】	任意		0	
<b>24 管財事務</b>			<b>▲ 1,948,209</b>	「08まちづくり 18 港湾事業」と併せて整理
臨港地区内にあり港湾局業務と密接不可分と判断される一般会計上の所管不動産の管理及び処分等を行う。				
334 賃貸地(臨港地区内)の事務【一般会計】	任意		▲ 1,948,209	
<b>26 内部事務</b>			<b>813,435</b>	「08まちづくり 18 港湾事業」と併せて整理
港湾関係事務を実施するにあたり必要となる庶務関係業務(一般会計及び港湾事業会計)を行う。				
346 庶務関係業務【一般会計】	任意		813,435	
347 庶務関係業務【港営事業会計】	任意		0	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>09都市基盤整備</b>				
<b>1 道路事業</b>			<b>3,480,430</b>	
<b>幹線道路【広域交通網】について、道路認定等の法的手続や、巡視、維持修繕、清掃、境界明示、不法占拠対策、占用許可及び橋梁の維持管理等の事務を行うとともに、淀川左岸線2期工事など都市計画道路の整備等を行う。 【根拠:道路法第17条第1項】など</b>				都市部のインフラに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、個別特別区の区域を越えた幹線道路交通網に係る事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、道路管理者である大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
3 道路台帳の整備並びに管理に関する事務【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	17,916	
5 道路区域の明示事務【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	38,809	
10 都市計画道路の用地測量【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	26,986	
13 道路巡視事務(本課)(制度管理)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	1,687	
15 道路巡視事務(本課)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	1,687	
18 道路巡視事務(工営所)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	66,430	
21 道路管理に関する法手続き事務【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	11,806	
24 道路占用許可及び道路工事施行承認に関する事務(本課)(制度管理、大規模構造物等の許可)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	21,559	
26 道路占用許可及び道路工事施行承認に関する事務(本課)(大規模構造物等以外)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	2,530	
29 道路占用許可及び道路工事施行承認に関する事務(工営所)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	68,960	
32 特殊車両通行許可及び道路運送法に基づく審査等の事務(制度管理)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	1,687	
34 特殊車両通行許可及び道路運送法に基づく審査等の事務【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	6,366	
37 道路法上の道路に関する各種協議関係事務【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	15,179	
39 放棄自動車対策事務(本課)(制度管理)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	0	
41 放棄自動車対策事務(本課)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	846	
42 放棄自動車対策事務(本課)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	843	
46 放棄自動車対策事務(工営所)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	28,672	
49 建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務(本課)(制度管理)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	0	
51 建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務(本課)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	2,698	
52 建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務(本課)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	5,903	
56 建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務(工営所)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	30,359	
60 道路におけるホームレス物件対策事務(本課)(制度管理)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	0	
62 道路におけるホームレス物件対策事務(本課)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	6,185	
65 道路におけるホームレス物件対策事務(工営所)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	28,672	
68 自転車通行環境の整備事業【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	7,006	
71 道路の維持管理にかかる緊急対応業務(本課)(制度管理)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	843	
73 道路の維持管理にかかる緊急対応業務(本課)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	2,530	
76 道路の維持管理にかかる緊急対応業務(工営所)【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	105,875	
79 道路の補修事業【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	671,647	
83 埋設企業体から受託する道路の一括復旧事業【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	▲ 3,266	
87 橋梁の維持管理事業【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	889,280	
89 一般道路の改良事業【幹線道路【広域交通網】】	法令	指定都市	22,623	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の 対象とする考え方
91 老朽化橋梁の改修事業[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	19,947	
93 河川改修関連橋梁の架替事業[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	6,643	
95 都市計画道路の整備計画策定・調整事務[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	5,361	
97 都市計画道路の整備事業[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	91,169	
99 地域高規格道路(淀川左岸線2期)の整備	法令	指定都市	141,849	
100 橋梁の耐震対策事業[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	85,173	
102 環境負荷を軽減する舗装整備事業【低騒音舗装】[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	9,387	
105 電線類地中化の推進事業[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	13,191	
107 安全な通行空間の確保のための事業[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	97,729	
109 幹線道路の共同溝整備事業	法令	指定都市	▲ 38,880	
111 道路照明灯の整備事業[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	16,736	
113 道路照明灯の補修事業【球切れ・補修】[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	105,083	
117 道路施設の電気・機械設備の維持管理事務(本課)[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	213,856	
121 道路施設の電気・機械設備の維持管理事務(工営所)[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	34,385	
126 道路占用工事に関する立会事務(指導・立会・検査)[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	67,274	
129 道路にかかる請負工事等の監督事務[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	168,932	
132 道路維持修繕事務(本課)[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	43,147	
136 道路維持修繕事務(工営所)[幹線道路【広域交通網】]	法令	指定都市	36,071	
139 国直轄事業負担金事務(道路)	法令	指定都市	46,981	
148 道路清掃に関する事務(本課) 【広域管理道路】	法令	一般市	218,898	
150 道路清掃に関する事務(事業所) 【広域管理道路】	法令	一般市	15,179	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方	
<b>4 河川事業（一級河川）（治水等）</b>				<b>192,604</b>	<p>都市部のインフラに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、個別特別区の区域を越えた治水対策に係る事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、河川管理者である大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。</p> <p>※No.156,157,159,162・・・府から大阪市への事務処理特例事務</p>
<p><b>一級河川について、耐震対策や親水整備等の基盤整備事業、各種計画の企画、国との調整、明示事務、許認可関係事務、その他適正管理にかかる事務を行う。</b>  <b>【根拠：河川法第9条第5項、大阪府土木行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条】など</b></p>					
156 河川事業 一級河川 河川事業に係る企画・調整事務(国との調整含む)【城北川】	法令	都道府県	843		
157 河川事業 一級河川 基盤整備事務【城北川】	法令	都道府県	16,581		
158 河川事業 一級河川 河川事業に係る調整事務【城北川を除く】 【河川法第16条の3で実施可能な事業以外の事業(No.164以外の事業)】	法令	指定都市	2,530		
159 一級河川の河川区域についての明示事務	法令	都道府県	10,963		
160 河川事業 一級河川 管理事務	法令	指定都市	24,456		
161 河川事業 一級河川 基盤整備事務【城北川を除く】 【河川法第16条の3で実施可能な事業以外の事業(No.166以外の事業)】	法令	指定都市	117,079		
162 河川法、河川法施行令および法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務	法令	都道府県	843		
163 河川水面清掃事業に関する事務 (木津川、堂島川、土佐堀川、大川、寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野分水路、城北川)	法令	一般市	19,309		
<b>7 公園事業</b>				<b>1,179,249</b>	<p>都市部のインフラに係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、災害時における後方支援活動拠点等である大規模公園に係る事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、管理者である大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。</p>
<p><b>大規模公園【後方支援活動拠点等】について、公園内設備及び公園施設の整備や維持管理、占用許可、ごみ処理、有料施設の管理運営、指定管理者との連絡調整、新設・再整備に係る計画、国庫補助申請等を行う。</b>  <b>また、天王寺動物園及び天王寺公園の管理運営に関する事務を行う。</b>  <b>【根拠：都市公園法第2条の3】など</b></p>					
171 公園内電気施設維持・管理(制度管理)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	0		
173 公園内電気施設維持・管理(本課)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	5,580		
177 公園内電気施設整備[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	843		
179 所管公園の維持管理等事業(公園事務所)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	2,099		
183 庶務業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意		4,217		
185 庶務業務(庁舎管理業務)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意		3,095		
187 公園維持管理業務(本課)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	5,328		
188 公園維持管理業務(本課)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	843		
192 ごみ運搬処分・不法投棄除去業務(本課)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	8,293		
193 ごみ運搬処分・不法投棄除去業務(本課)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	0		
197 有料施設管理運営業務(制度管理)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	843		
199 有料施設管理運営業務(本課)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	3,888		
204 公園有料施設使用料収納事務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意		0		
206 公園の指定管理者制度関係業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	75,942		
208 公園内放置自転車対策(制度管理)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	0		
210 公園内放置自転車対策(本課)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	12,556		
214 公園の巡回監視強化事業(制度管理)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	0		
216 公園の巡回監視強化事業(本課)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	3,180		
217 公園の巡回監視強化事業(本課)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	1,687		
221 公園ねご適正監理サポーター制度(制度管理)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意		0		
223 公園ねご適正監理サポーター制度(本課)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意		0		

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称		事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の 対象とする考え方
226	公園用地関連業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	0	
229	都市公園法に基づく許認可等(制度管理)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	843	
231	管財業務(公有財産の許認可等)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	地方公共団体	0	
234	都市基幹公園の計画の推進[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	1,687	
236	国直轄負担金(淀川河川公園)	法令	指定都市	19,224	
237	国庫補助事業関連業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	843	
239	都市計画関連業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	843	
241	公園・緑化事業計画関連業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意		843	
244	事業連携関係業務(PMO)	任意		2,530	
245	都市基幹公園の計画・整備の推進[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	2,530	
249	都市・住区基幹公園の再整備[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	1,687	
251	都市・住区基幹公園施設の適正な維持管理に係る補修[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	2,530	
253	都市・住区基幹公園施設の適正な維持管理に係る補修[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	法令	都道府県	18,062	
260	公園愛護会制度(交付金交付等)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意		6,670	
263	美化功労者表彰(区長表彰)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	任意		843	
266	天王寺動植物公園管理運営	法令	都道府県	991,720	
<b>8 下水道事業</b>				<b>32,492,664</b>	本来は市町村が実施する事務であるが、法令により特別区では広域で行うこととされる事務であるため、財政調整制度を適用。(下水道法第42条)
下水道事業の運営や、一般財団法人都市技術センターへの職員派遣等を行う。 【根拠:下水道法第3条第1項】など					
269	下水道にかかる業務全般(下水道会計)	法令	一般市	0	
270	下水道事業会計繰出金	法令	一般市	32,492,664	
271	都市技術センターへの派遣事務(水関係)	任意		0	
272	日本下水道協会への派遣事務	任意		0	
273	日本下水道事業団への派遣事務	任意		0	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>9 水道事業</b>			<b>0</b>	本来は市町村が実施する事務であるが、法令により特別区では広域で行うこととされる事務であるため、財政調整制度を適用。(水道法第49条)
水道事業及び工業用水道事業の運営等を行う。 【根拠:水道法第6条】など				
274 水道事業	法令	一般市	0	
275 災害応援派遣事務	任意		0	
276 株式会社 大阪水道総合サービスへの派遣	任意		0	
277 工業用水道事業	法令	地方公共団体	0	
<b>10 内部事務</b>			<b>1,327</b>	一般的に市町村の内部管理として実施する事務であるが、財務リスクの管理として大阪府に移管される事務に係るものであるため、財政調整制度を適用。 (※財務リスク関連)
クリスタ長堀株式会社の監理事務として、予算・決算、その他必要事項の連絡調整業務を行う。				
285 クリスタ長堀(株)の監理事務 予算・決算、その他必要事項の連絡調整業務	任意		1,327	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の 対象とする考え方
<b>10 住民生活</b>				
<b>2 特定非営利活動の促進（認定事務）</b>			<b>1,201</b>	住民生活に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、専門性の高いNPO法人の認定等事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
大阪市内にのみ事務所を有する特定非営利活動法人（NPO法人）の認定や基準条例の制定等を行う。 【根拠：特定非営利活動促進法第9条】				
2 特定非営利活動法人（NPO法人）に関する事務<認定事務以外（認証事務など）>に係る基準条例制定事務	法令	指定都市	0	
3 特定非営利活動法人（NPO法人）に関する事務<認定事務に関すること>	法令	指定都市	1,201	
<b>3 不当景品類及び不当表示防止法にかかる監視規制業務等</b>			<b>8,408</b>	住民生活に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、専門性が高い監視規制等の事務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。 ※4・・・府から大阪市への事務処理特例事務
不当景品類及び不当表示防止法・食品表示法・農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）に基づく事業者への指導等に関する事務を行う。 【根拠：不当景品類及び不当表示防止法第33条第11項、食品表示法第15条第4項、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条】など				
4 不当景品類及び不当表示防止法に基づく事業者への指導等に関する事務	法令	都道府県	1,662	
5 食品表示法に基づく事業者への指導等（品質事項）に関する事務	法令	指定都市	6,746	
6 農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）に基づく事業者への指導等に関する事務	法令	指定都市	0	
7 消費者の安心安全の確保に関する事務（立入り調査）	任意		0	
<b>7 市区町村との連絡調整</b>			<b>0</b>	- ※基礎自治体との連絡調整は、都道府県の固有事務
戸籍事務、住民基本台帳事務、外国人登録事務、印鑑登録事務及び住居表示事務等に関する府内の各市区町村との連絡調整事務を行う。 【根拠：住民基本台帳法第3条】など				
90 住民基本台帳事務（広域調整機能分）	法令	一般市	0	
91 中長期在留者の在留管理事務（広域機能調整分）	法令	一般市	0	
92 特別永住者の在留管理事務（広域機能調整分）	法令	一般市	0	
93 印鑑登録証明事務（広域機能調整分）	任意		0	
94 住居表示事務（広域機能調整分）	法令	一般市	0	
95 公的個人認証サービス事務（広域機能調整分）	法令	一般市	0	
96 戸籍事務（広域機能調整分）	法令	一般市	0	
97 死産の届出の受理に関する事務（広域機能調整分）	法令	一般市	0	
98 埋火葬・改葬の許可に関する事務（広域機能調整分）	法令	一般市	0	
99 人口動態調査票の作成・提出に関する事務（広域機能調整分）	法令	一般市	0	
100 死亡事項等通知に関する事務（広域機能調整分）	法令	一般市	0	
101 民事事務（広域機能調整分）	任意		0	
<b>13 男女共同参画事務（DVに関する事務・一時保護）</b>			<b>59,498</b>	住民生活に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、各特別区の区域を越えて広域的に対応する必要のあるDV対策（被害者の保護）に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者やストーカー被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する助言などの自立支援等を行う。				
122 ドメスティック・バイオレンス等対策事業	任意		59,498	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>14 緊急母子一時保護事業（DV対策に係る一時保護所の確保）</b> 不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。			6,226	住民生活に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、各特別区の区域を越えて広域的に対応する必要があるDV対策（被害者の保護）に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
123 緊急母子一時保護事業に関する事務	任意		6,226	
<b>17 雇用施策の推進（一時相談等以外の事務）</b> 大阪働き方改革推進会議等への参画など、大阪労働局や府等と連携した雇用施策の検討・実施を行う。			9,238	住民生活に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、各特別区の区域を越えて対応する必要がある雇用対策に係る業務に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
135 大阪労働局・大阪府との連絡調整事務(雇用対策会議等)	任意		2,530	
136 就業支援事業に対する補助事務	任意		6,709	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方	
<b>11 消防・防災</b>					
<b>1 消防に関する事務</b>			<b>34,718,458</b>	<p>本来は市町村が実施する事務であるが、法令により特別区では広域で行うこととされる事務であるため、財政調整制度を適用。(消防法第37条・消防組織法第27条)</p> <p>※No.5・・・府から大阪市への事務処理特例事務 (なお、以下の事務に関しては、法令改正により下記の通り指定都市へ権限移譲済)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス関係 平成30年4月～ 指定都市に権限移譲</li> <li>・火薬関係 平成29年4月～ 指定都市に権限移譲</li> </ul>	
<p>火災の予防、消火、救助及び救急など、消防に係る事務を行う。            高圧ガスの製造に係る許可、液化石油販売事業の登録、火薬類の製造に係る許可などを行う。  <b>【根拠:消防組織法第6条など、高圧ガス保安法第5条・第78条の4、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条・第29条、火薬類取締法第3条・第5条・第56条の2、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条、第3条、第6条】</b></p>					
1	消防事業	法令	一般市		34,613,206
2	消防事業(救急振興財団への職員派遣)	任意			0
3	消防事業(危険物保安技術協会への職員派遣)	任意			0
4	消防事業(大阪府への職員派遣)	任意			50,598
5	保安3法(高圧ガス、液化石油ガス、火薬)に関する事務	法令	都道府県	54,654	
<b>2 国、地方公共団体、関係機関との連携・連絡調整等に関する事務</b>			<b>0</b>	<p>住民の安全・安心に係る事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、防災に係る国等の関係機関との連携に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。</p>	
<p>武力攻撃事態等の警報発令時における避難先地域への救援などを行う。            阪神・淡路大震災等における「災害援護資金貸付金」の償還を受けたときに、貸付けの財源に係る国への償還を行う。  <b>【根拠:武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第184条、災害弔慰金の支給等に関する法律第14条第3項】</b></p>					
6	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する事務	法令	指定都市		0
7	災害弔慰金の支給に関する事務	法令	指定都市	0	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>12自治体運営</b>				
<b>1 地方公務員災害補償基金</b>			<b>52,693</b>	自治体運営に係る事務であり、大都市地域における市町村事務と考えているが、法令に基づく認定・補償等に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
職員の公務上の災害、通勤途上の災害について、地方公務員災害補償法等に基づき認定及び補償を行う。また、公務災害を未然に防ぐ防止事業についても併せて行う。 【根拠:地方公務員災害補償法第4条】など				
1 地方公務員災害補償事務	法令	指定都市	52,693	
<b>4 財政運営</b>			<b>7,590</b>	財政調整制度の運営の前提となる事務であるため、財政調整制度を適用。
税制企画業務等の財政運営に係る事務を行う。 【根拠:地方税法第2条】				
44 税制企画業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	法令	一般市	3,373	
46 市税等予算決算業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	法令	一般市	4,217	
<b>5 財政運営(交付税・公債費)</b>			<b>69,068,183</b>	(交付税業務) 財政調整制度の運営の前提となる事務であるため、財政調整制度を適用。 (公債費) 府に移管する事務(財政調整制度を適用)の財源として発行した地方債の償還に係る経費であるため、財政調整制度を適用。
交付税、公債費等の財政運営に係る事務を行う。 【根拠:地方交付税法第17条の4】				
49 交付税業務	法令	一般市	23,612	
50 (参考)一般会計公債費(広域)	法令	一般市	69,044,571	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種類別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方	
<b>7 税務（固定資産税等）</b>			<b>4,284,961</b>	「1 2 自治体運営 4 財政運営」と併せて整理	
住民税、固定資産税等の賦課徴収業務に係る事務を行う。 【根拠: 地方税法第2条】					
65	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	任意			99,956
66	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務(市税事務所)(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	任意			383,189
67	市税の賦課徴収に関する調査及び企画業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	法令	一般市		174,674
68	市税の賦課徴収業務にかかる審査、監察及び条例等の整備業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	法令	一般市		45,239
69	固定資産税等に関する賦課徴収業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	法令	一般市		2,284,985
70	市税の収入管理業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	法令	一般市		290,863
71	市税に関する各種証明書発行、申告受付、税務相談業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	法令	一般市		26,248
72	税務事務システムの運用管理業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	任意			503,121
73	区役所において行う市税に関する各種証明書の発行、収納に関する業務(区:法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	法令	一般市		2,440
74	市税の滞納整理事務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	法令	一般市		10,237
75	国有資産等所在市町村交付金の請求関係業務	法令	一般市		16,866
76	特命による固定資産の評価に関する業務	法令	一般市		437,164
77	総務省(固定資産税関係業務)への派遣事務	任意		9,980	
<b>12 用地取得・補償（広域）</b>			<b>50,983</b>	府に移管する事務（財政調整制度を適用）の遂行に必要な事務に係る経費であるため、財政調整制度を適用。	
広域自治体で実施する事業にかかる公共用地の取得に必要な調査や補償の審査、審議会への諮問等を行う。 【根拠: 土地収用法第16条】など					
109	補償審査業務(広域)	任意			12,574
110	土地収用業務(広域)	法令	地方公共団体		5,574
111	用地取得及び補償業務(広域)	任意			25,419
112	物件調査業務(広域)	任意		7,416	

分野・事務区分・事務の概要・事務の名称	事務の種別	大都市特例等	所要一般財源 H28決算(人件費含む)	財政調整制度の対象とする考え方
<b>16 副首都推進</b>			<b>93,531</b>	大都市地域のあり方に関わる事務であり、性格として大都市地域における市町村事務と考えているが、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用。
副首都推進本部において、副首都化に向けた中長期的な取組み方向を定め、これに沿って副首都に係る「機能面」、「制度面」及び「経済成長面」での取組みを府市関係部局と連携しながら推進する。				
125 「副首都・大阪」の確立に関する事務	任意		93,531	
<b>26 外郭団体・出資法人等の監理等（広域）</b>			<b>6,943</b>	一般的に市町村の内部管理として実施する事務であるが、財務リスクの管理として大阪府に移管される事務に係るものであるため、財政調整制度を適用。 (※財務リスク関連)
特定調停が成立した(株)湊町開発センター(MDC)、アジア太平洋トレードセンター(株)(ATC)及びクリスタ長堀(株)の着実な再建に向けて、外部の有識者を交えた「大阪市特定団体経営監視会議」での意見又は助言を求めながら、所管局との連絡調整及び指導を行う。				
168 特定団体の再建監理等	任意		6,943	
<b>35 内部事務</b>			<b>13,571</b>	「09都市基盤整備 9水道事業」と併せて整理
特別会計(水道事業会計、工業用水道事業会計)繰出金に関する事務を行う。 【根拠:地方公営企業法第17条の2】				
260 特別会計繰出金業務(水道事業会計等)	法令	地方公共団体	13,571	



# 組織体制

## （組織機構及び課・事業所別職員数）

平成30年12月27日

大都市制度（特別区設置）協議会

事務局：副首都推進局

## 【資料の目的・位置づけ】

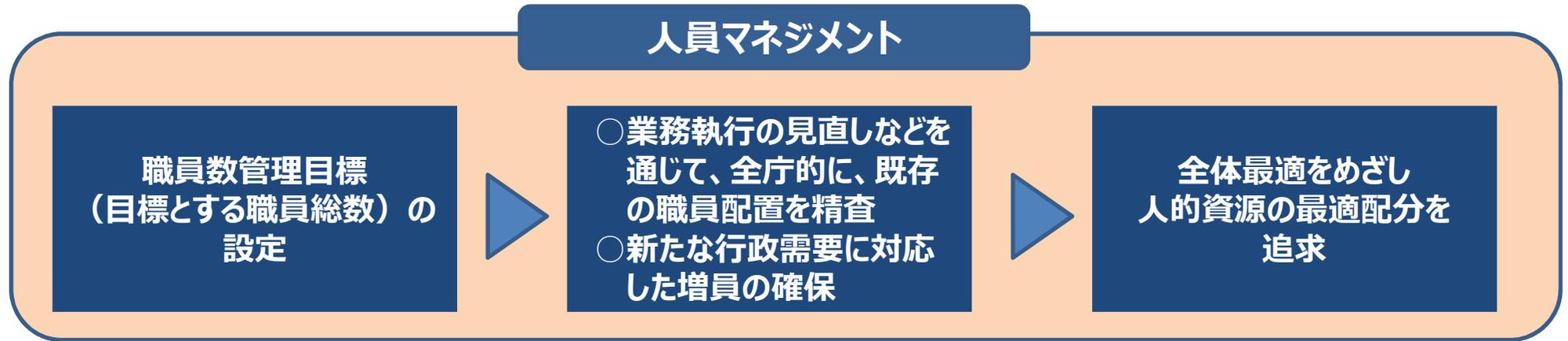
- ◆ 本資料は、大都市制度（特別区設置）協議会において、特別区の部局別職員数に関して、積み上げにより算定した資料を示すべきとの指摘があったことを踏まえ、会長から資料作成の指示を受け参考資料として作成したもの
- ◆ 特別区素案でお示した考え方を踏襲したうえで、「**特別区の組織機構と課・事業所別の職員数**」の原案として作成
- ◆ 作成にあたっては、あらかじめ、第14回大都市制度（特別区設置）協議会に提出した「組織体制（部局別職員数）」等について大阪市人事室に意見を求め、その意見も考慮して、副首都推進局で作成
- ◆ 本資料においては、まず、今回の検討にあたって前提とする人員マネジメントと特別区の組織体制の構築に向けた全体プロセスを提示
- ◆ なお、具体的な職員配置については、各局との綿密な協議・検討が必要不可欠であることから、設置準備期間中に特別区への移行時期やその時点での事務事業の状況など様々な要素を考慮し、決定していくことを想定している

# 目 次

1	人員マネジメント	組・課別	1
2	特別区の組織体制の構築に向けた全体プロセス	組・課別	2
3	特別区素案における職員総数の算定	組・課別	3
4	特別区の組織機構	組・課別	4
5	課・事業所別職員数の算定〈配分と積み上げ〉	組・課別	8
6	特別区ごとの行政需要の差の反映	組・課別	10
7	特別区ごとの課・事業所別職員数	組・課別	12
	補足資料	組・課別	20

- ・本資料における「特別区素案」は、第9回大都市制度（特別区設置）協議会に提出した「試案B（4区B案）修正版」を指す
- ・本資料においては、特に記載のない限り非技能労務職について算定
- ・本文中に表記している職員数等は端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合がある

# 1 人員マネジメント



## ◆人員マネジメント

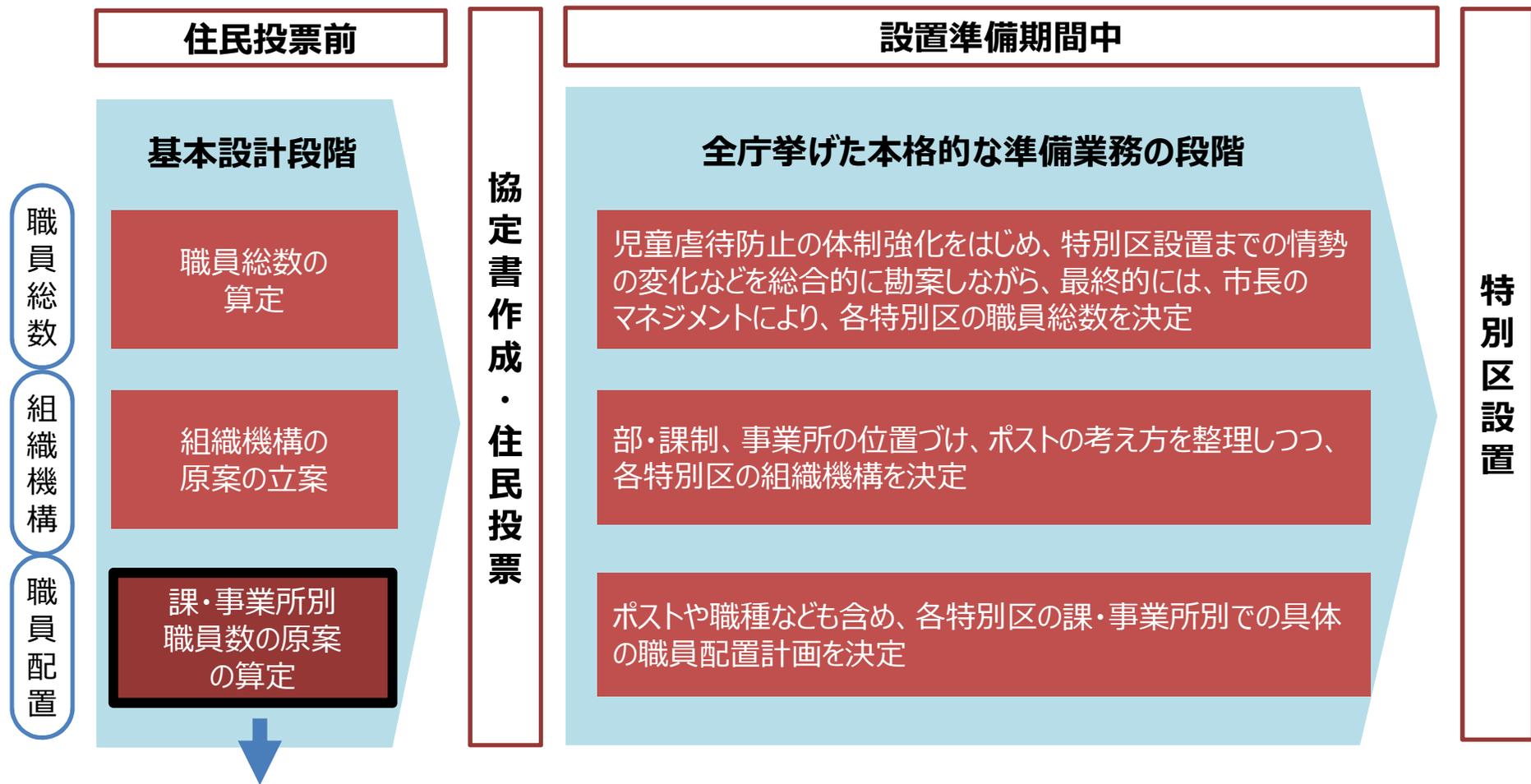
- 住民サービスの維持・向上を図りつつ、目標とする職員総数の範囲内で、人的資源の最適配分を追求
- このため、大阪市では、毎年度、業務執行のあり方全般を見直し、既存の職員配置全体を精査するなど、不断に取り組み
- 現実の職員配置では、事務事業ごとに想定した業務量や従事人員を定量的に積み上げて、各課・各局の職員配置を決定していくことは行っておらず、各局の自律的なマネジメントを発揮しつつ、児童虐待防止の体制強化などの増員については、全市的な観点から業務執行体制の確保を行い、毎年度、職員配置を決定

## ◆特別区における人員マネジメント

- 設置準備期間中 : 市長のマネジメントにより、各特別区の体制整備を図る
- 特別区設置後 : 特別区長のマネジメントにより、各特別区の施策目標の実現をめざした体制整備を図る

## 2 特別区の組織体制の構築に向けた全体プロセス

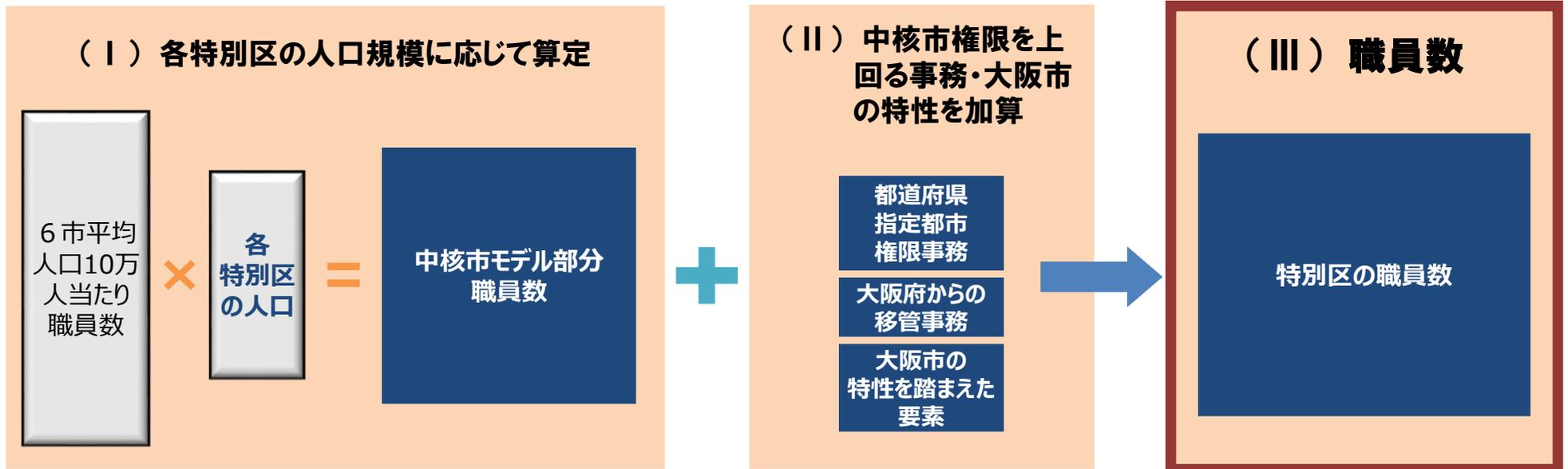
- ◆ 現段階は、特別区設置協定書の作成に向けた、特別区の組織体制の基本設計の段階
- ◆ 各特別区の実情を反映した上で、各課単位で職種なども考慮した具体の職員配置を検討するには、各局との綿密な協議・検討が必要不可欠であり、こうした本格的な準備業務については、特別区設置までの情勢の変化なども勘案しながら、設置準備期間中に行うことを想定



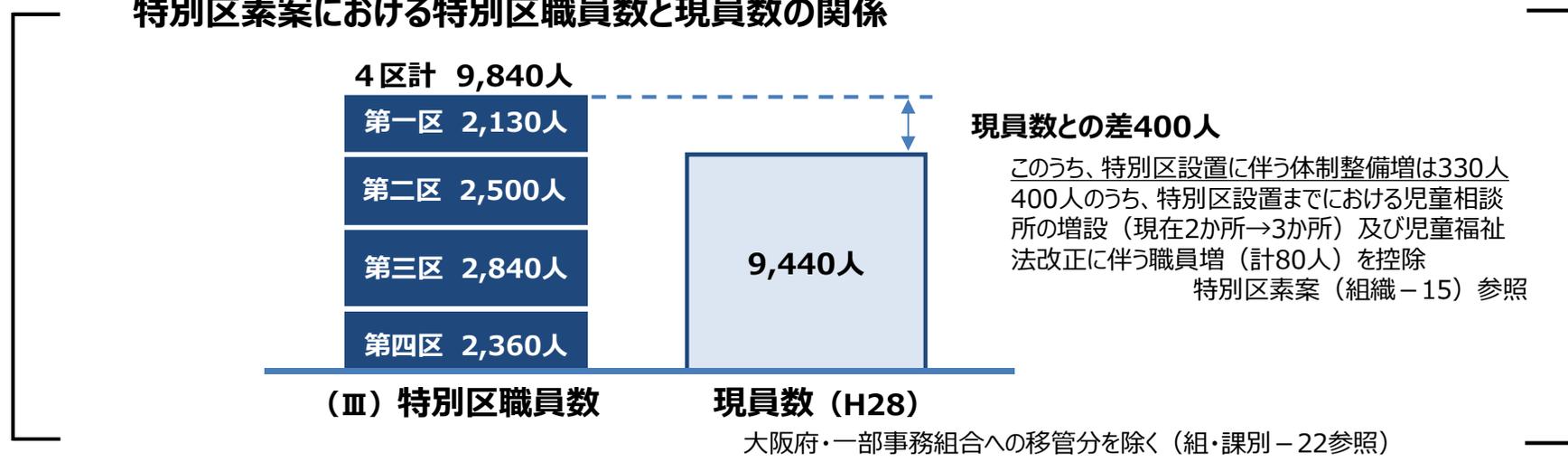
本資料は、設置準備期間中に行う詳細な職員配置検討のベースとしての、課・事業所別の職員数の原案

### 3 特別区素案における職員総数の算定

- ◆ 特別区ごとに自立した新たな自治体として設計
- ◆ 実在する中核市を基礎として人口規模を考慮した上で、中核市権限を上回る事務・大阪市の特性を加算して、職員総数を算定



特別区素案における特別区職員数と現員数の関係

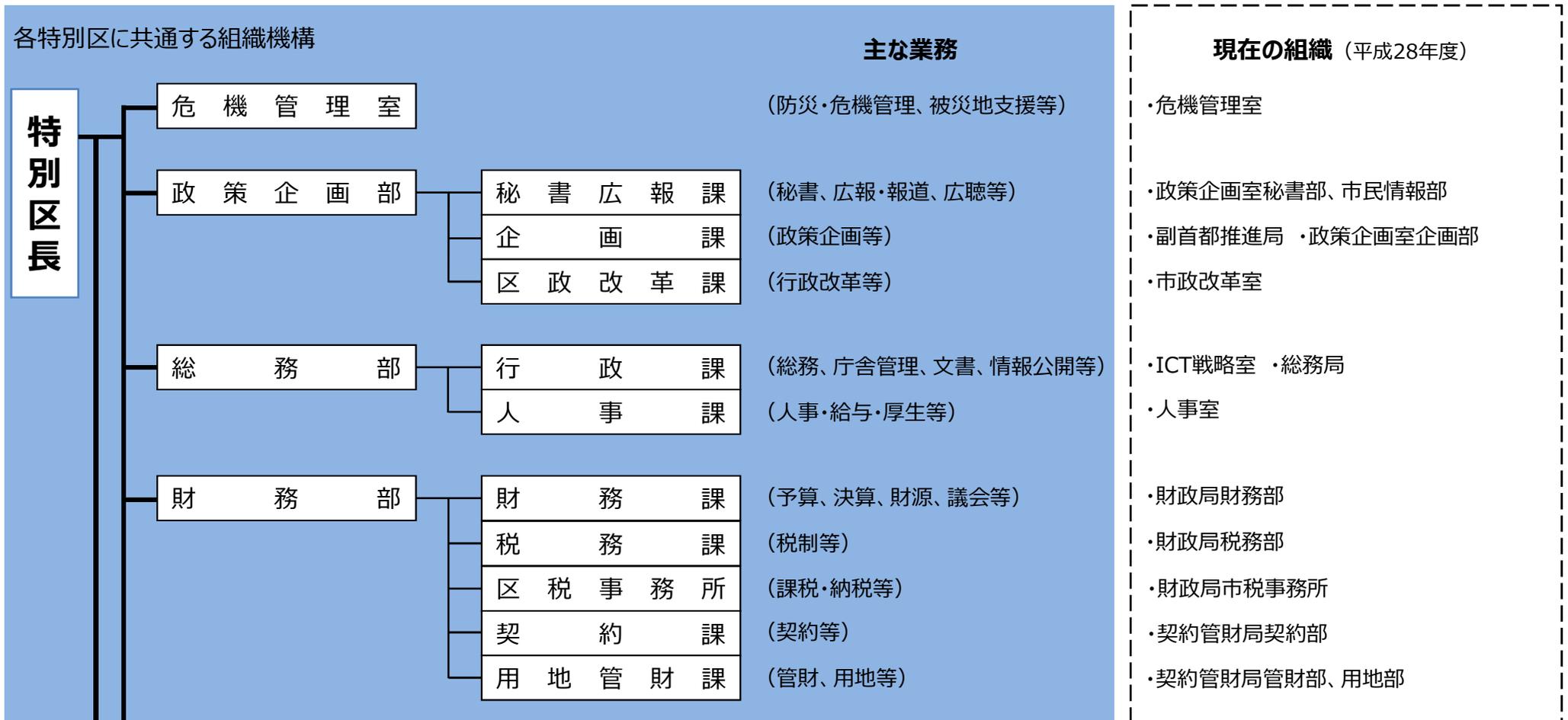


# 4 特別区の組織機構

【課・事業所設置の考え方】 ※一部、これによりがたい場合は個別判断あり

- 課 : 各局の部で所管する業務範囲を一定の業務のまとまりと捉え、現在の部単位で特別区における課を設置
- 事業所 : 共同設置する事業所、現在 4 か所以上設置されている事業所、法令上各特別区に設置する行政機関・・・事業所を設置  
 特定の特別区のみで事業を実施する事業所・・・事業所を設置  
 その他の事業所・・・現時点では所管課に包含

※ 特別区素案でお示した部に加え、基本的な組織をお示したものであるが、具体の部・課の設置、事業所として設置するか否か、組織名称は、設置準備期間中に、業務執行方法等と併せて、各局との綿密な協議・検討を経て、決定



区 民 部

総務企画課

(部の総務、住民基本台帳等)

ダイバーシティ推進課

(人権・男女共同参画等)

地域支援課

(地域振興、区民協働等)

- ・市民局総務部
- ・市民局ダイバーシティ推進室
- ・市民局区政支援室

産 業 文 化 部

総務企画課

(部の総務等)

観光文化スポーツ課

(観光、文化・スポーツ振興等)

産業振興課

(地域の中小企業支援、商店街振興等)

- ・経済戦略局総務部、企画部
- ・経済戦略局観光部、文化部、スポーツ部
- ・経済戦略局立地推進部、産業振興部

福 祉 部

総務企画課

(部の総務等)

地域福祉課

(地域福祉等)

生活支援課

(生活保護等)

保険年金課

(国民健康保険等)

障がい者施策課

(障がい者福祉等)

高齢者施策課

(高齢者福祉等)

心身障がい者  
リハビリテーションセンター

(障がい者支援等)

※機関の共同設置

- ・福祉局総務部
- ・福祉局生活福祉部地域福祉課
- ・福祉局生活福祉部自立支援課、保護課
- ・福祉局生活福祉部保険年金課
- ・福祉局障がい者施策部
- ・福祉局高齢者施策部
- ・福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター

健 康 部

総務企画課

(部の総務等)

健康推進課

(保健事業、健康増進等)

保健所

(保健所業務)

- ・健康局総務部
- ・健康局健康推進部
- ・健康局保健所

こども部

- 総務企画課
- 子育て支援課
- 保育企画課
- 保育所運営課
- こども相談センター

(部の総務、青少年企画、こども育成等)  
 (子育て支援等)  
 (待機児童対策等)  
 (公立保育所の管理運営等)  
 (児童相談所事務等)

環境部

- 総務企画課
- 環境管理課
- 事業課

(部の総務等)  
 (環境監視規制、産業廃棄物処理規制等)  
 (ごみ減量化等)

都市整備部

- 総務企画課
- 住宅政策課
- 区画整理課
- 計画開発課
- 建築指導課
- 住宅建設課
- 住宅管理課
- 公共建築課

(部の総務等)  
 (住宅政策等)  
 (区画整理等)  
 (都市計画等)  
 (建築指導等)  
 (公営住宅の建設等)  
 (公営住宅の管理等)  
 (公共建築物の管理等)

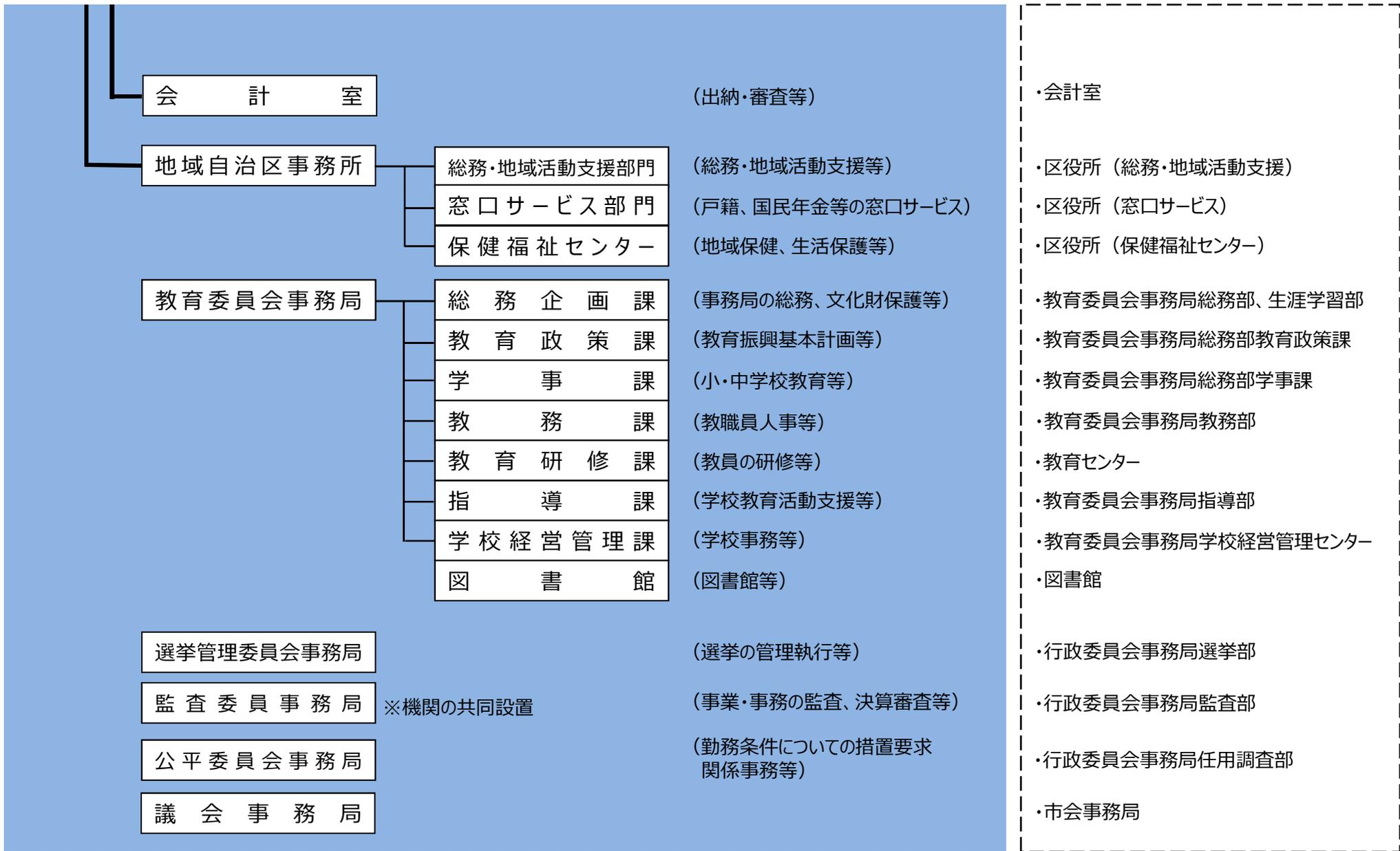
建設部

- 総務企画課
- 管理課
- 道路河川課
- 工営所
- 公園緑化課
- 公園事務所

(部の総務等)  
 (交通対策、自転車対策等)  
 (道路・橋りょう、河川管理等)  
 (道路・橋りょう、河川管理等)  
 (公園管理等)  
 (公園管理等)

現在の組織 (平成28年度)

- ・こども青少年局企画部
- ・こども青少年局子育て支援部
- ・こども青少年局保育施策部保育企画課
- ・こども青少年局保育施策部保育所運営課
- ・こども青少年局こども相談センター
- ・環境局総務部、環境施策部
- ・環境局環境管理部
- ・環境局事業部
- ・都市計画局企画振興部 ・都市整備局総務部
- ・都市整備局企画部住宅政策課、住環境整備課
- ・都市整備局企画部区画整理課等
- ・都市計画局計画部、開発調整部
- ・都市計画局建築指導部
- ・都市整備局住宅部建設課
- ・都市整備局住宅部管理課、保全整備課
- ・都市整備局公共建築部
- ・建設局総務部
- ・建設局管理部、方面管理事務所 ・港湾局
- ・建設局道路部、下水道河川部
- ・建設局工営所
- ・建設局公園緑化部
- ・建設局公園事務所



特定の特別区のみを設置する事業所

食品衛生検査所	第二区・第四区のみ	淡路土地区画整理事務所	第一区のみ	生野南部事務所	第四区のみ
食肉衛生検査所	第三区のみ	三国東土地区画整理事務所	第一区のみ		

※ 経営形態の見直し等部門、学校園の部署は記載していない

## (1) 職員配置の基本的な考え方

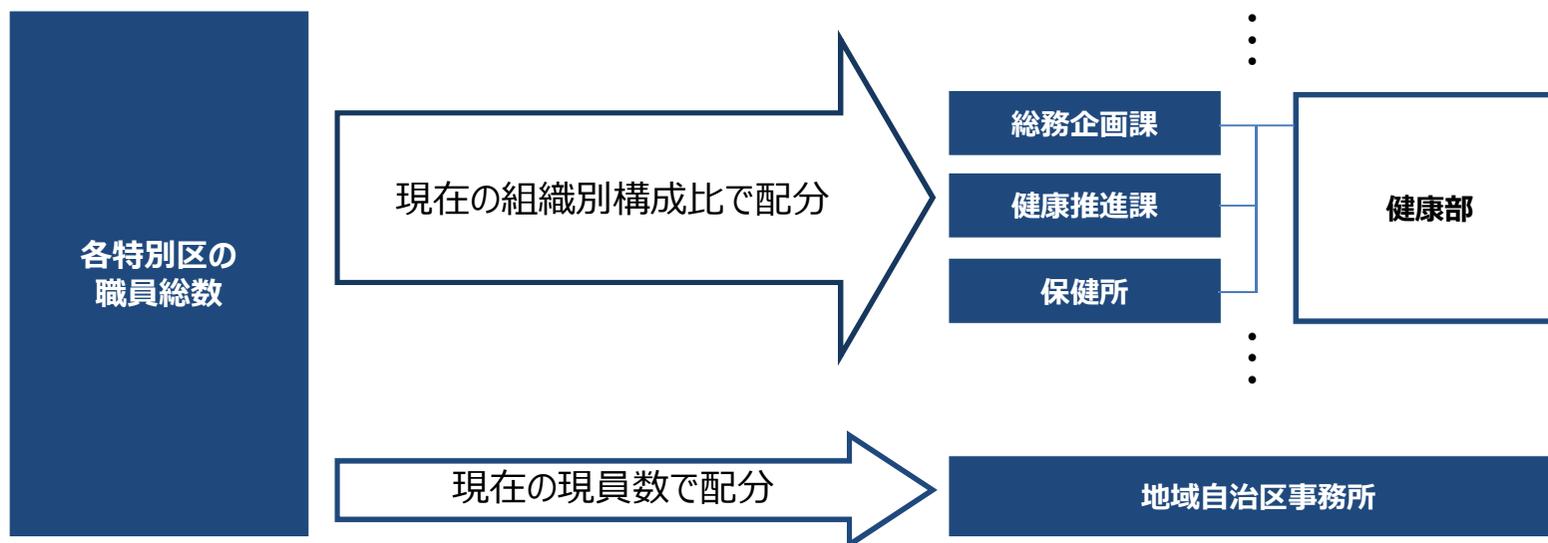
現在も、職員数管理目標の実現をめざし、各局へ提示された枠内（配分）において、各組織への職員配置を検討し、新たな行政需要に対応した増員分も含めた積み上げである職員総数が管理目標に沿うよう、全市的な調整が行われている

## (2) 特別区での職員配置の考え方

大阪市の行政需要に応じて現在の職員配置が行われ、大阪市の特性が組織別構成比に反映されているものとして、特別区設置においても、大阪市の特性を反映するため、特別区の職員総数を

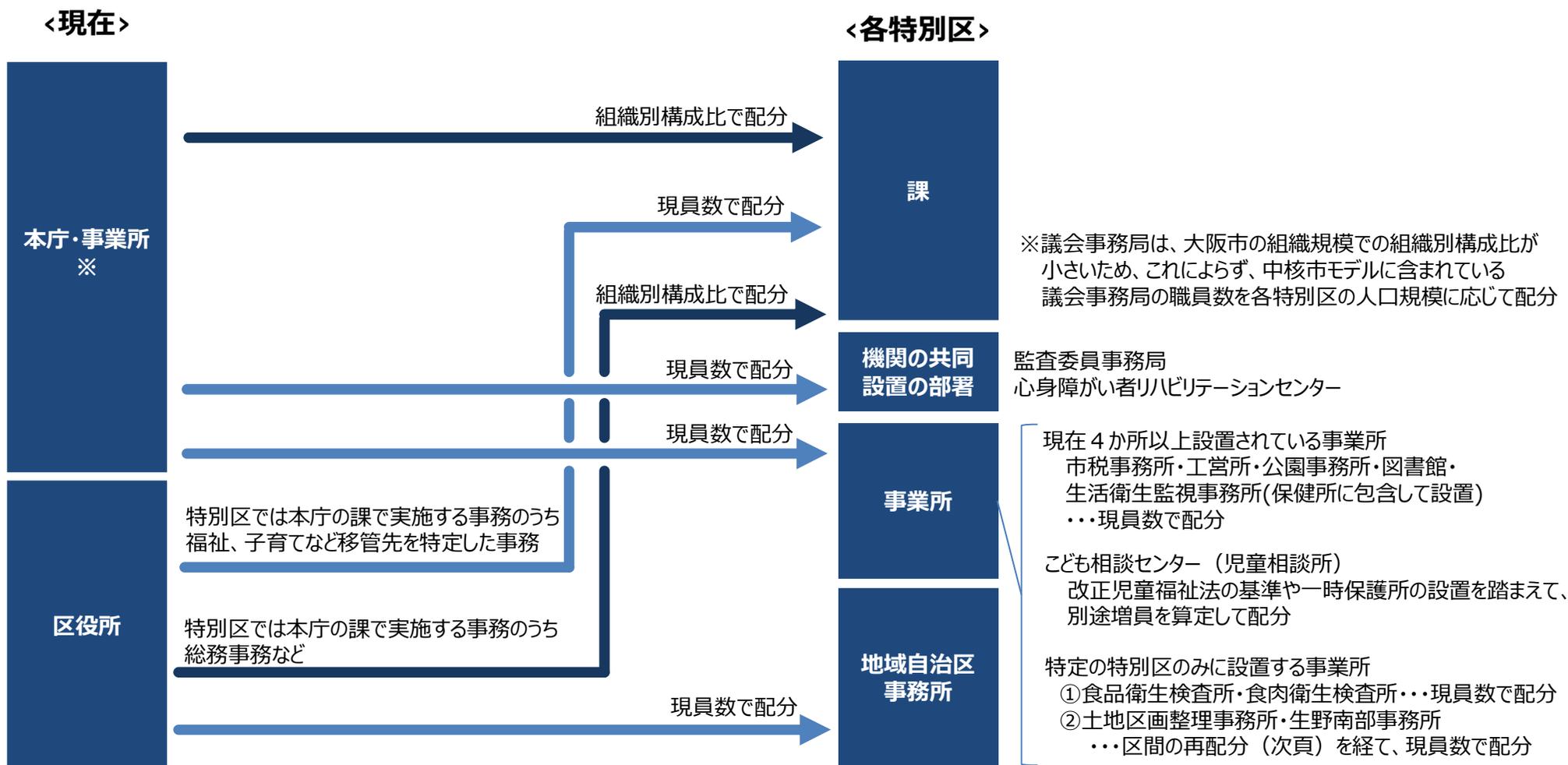
- ①現在の大阪市の組織別構成比で課・事業所へ配分
- ②地域自治区事務所や現在4か所以上設置されている事業所等については現員数で配分することを基本とする。さらに、これら課・事業所の職員数を積み上げて、部局の職員数とする

※ 具体の課・事業所の職員数は、設置準備期間中に、上記の考え方による配分に加えて、各局と綿密な協議・検討を行い、各部署の特性等を総合的に勘案して決定



## <配分方法の詳細> 組織別構成比と現員数での配分

- 機関の共同設置として1か所のままである部署、市税事務所や図書館など現在4か所以上設置されている事業所は特別区設置後も大幅な職員数の変動がないものとし、現員数で配分
- 現在の区役所事務のうち、特別区では本庁の課で実施する事務については区分を設けて配分
- 上記以外は、組織別構成比で配分することを基本とする

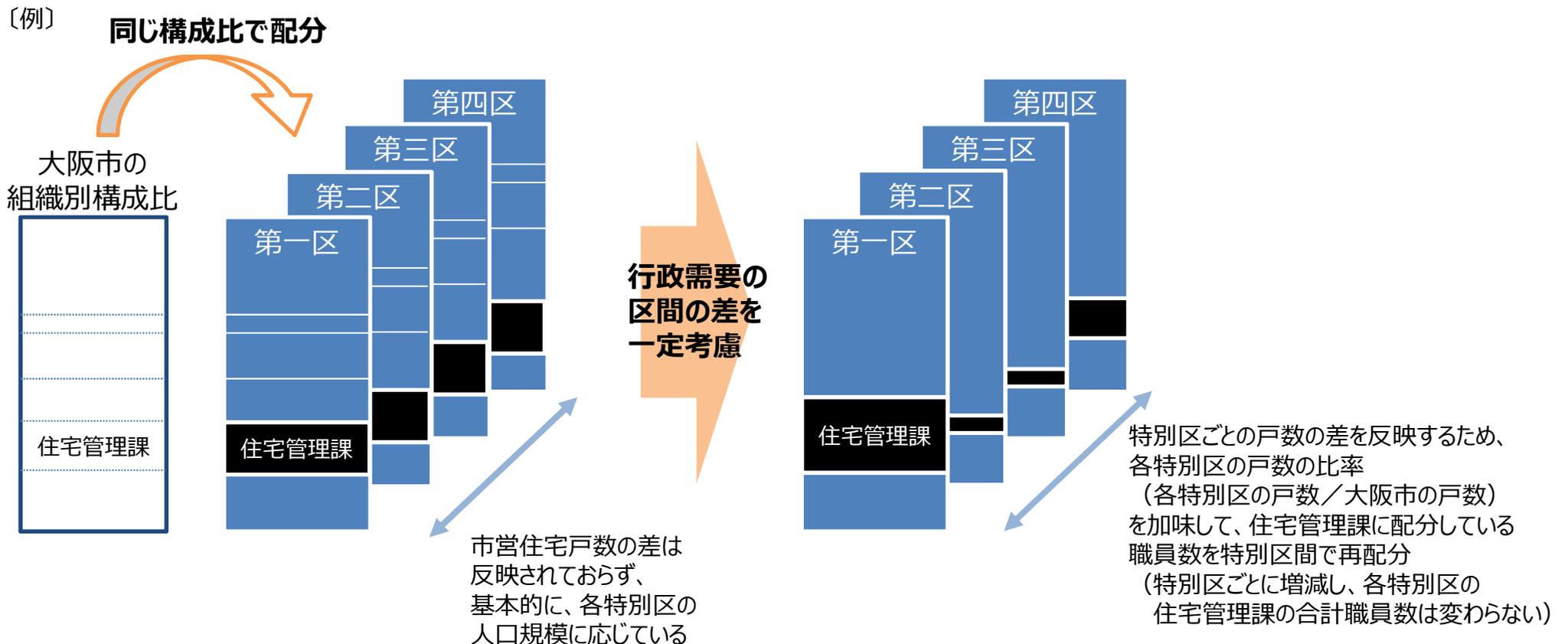


※大阪府への移管職員数等を除く、大阪府からの移管職員数を含む

## 6 特別区ごとの行政需要の差の反映

- ◆ 各自治体の独自性や行政需要の差が、人口と高い相関関係にある職員総数の中で包含されていると考えており、特別区素案や第14回大都市制度（特別区設置）協議会に提出した「組織体制（部局別職員数）」では、大阪市の行政需要を反映するために、各特別区とも、同じ組織別構成比で配分
- ◆ しかしながら、当然、個別の組織単位でみると、特別区間で行政需要は均一ではなく、一定の差が存在
- ◆ このため、特別区間で差を反映するため、人口以外の行政需要を計る代表的な指標等を加味した方が望ましいと考えられる部署については指標等を検討の上、人口規模に応じて、組織別構成比で配分された当該部署の各特別区の職員数を一旦、合算の上、指標を加味して、各特別区に再配分（区間再配分）

※再配分する部署及び指標は、補足資料3（組・課別-23）を参照



※現員数で配分する場合は、原則人口は加味しない

行政需要の  
区間の差を一定考慮



特別区素案

本資料

特別区設置 当初 H34年度と仮定	職員数	内訳	
		非技能労務職	技能労務職
特別区 4区計	11,040人	9,840人	1,190人
第一区	2,400人	2,130人	260人
第二区	2,840人	2,500人	330人
第三区	3,160人	2,840人	310人
第四区	2,640人	2,360人	280人
一部事務組合	320人	270人	50人
総計	11,360人	10,120人	1,240人

特別区設置 当初 H34年度と仮定	職員数	内訳	
		非技能労務職	技能労務職
特別区 4区計	変更なし		
第一区	2,439人 (+42人)	2,174人 (+42人)	変更なし
第二区	2,819人 (▲18人)	2,487人 (▲18人)	
第三区	3,134人 (▲25人)	2,819人 (▲25人)	
第四区	2,646人 (+1人)	2,364人 (+1人)	
一部事務組合	変更なし		
総計	変更なし		

※特別区素案の職員数は、10人単位未満を四捨五入

【留意事項】

- ◆ 本資料における特別区間の差の考慮は、副首都推進局で選定した代表的な指標によって、区間再配分を行ったもの
- ◆ 具体の課・事業所の職員数は、設置準備期間中に、この指標による再配分に加えて、どのような指標が良いか、指標では表しがたい個別事情など、様々な要素を総合的に勘案して決定

## 第一区 (此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区)

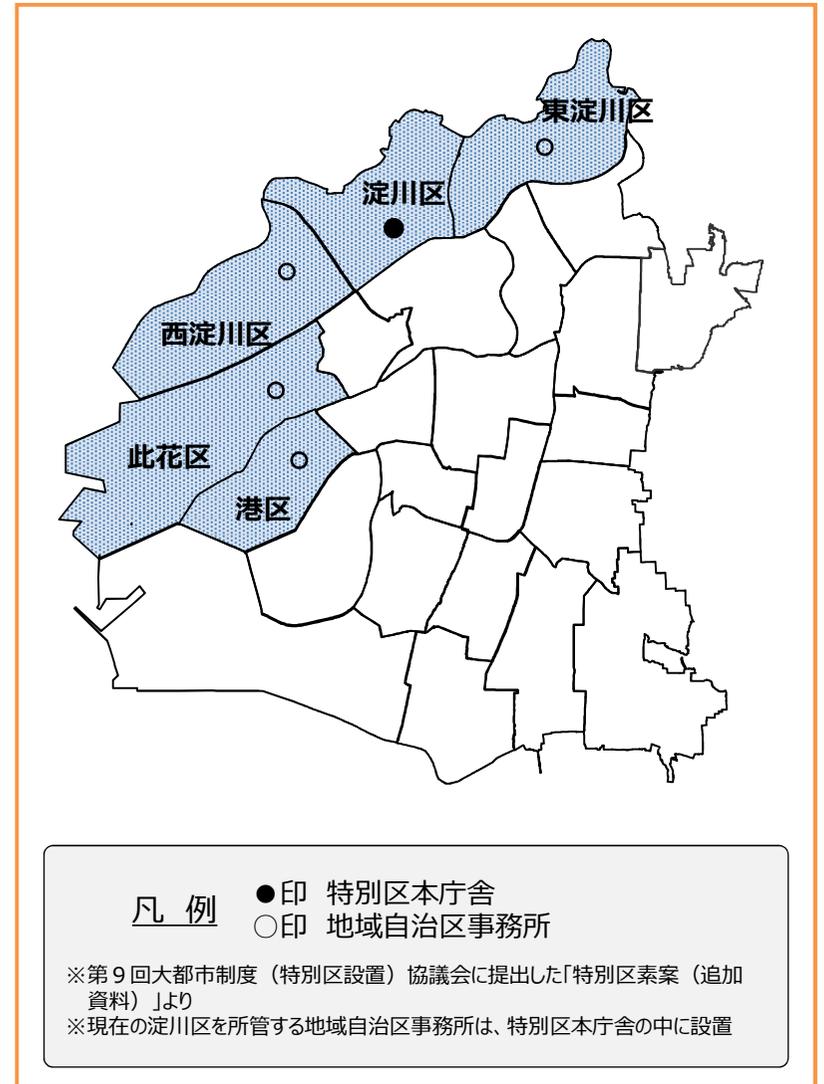
〔 職員数計 2,174人 人口 595,912人 〕  
 ※特別区素案(区割-3)参照

### 【組織機構】

### 【職員数】

特別区長

危機管理室		20人
政策企画部	秘書広報課	16人
39人	企画課	15人
	区政改革課	9人
総務部	行政課	23人
53人	人事課	30人
	財務課	18人
財務部	税務課	20人
	区税事務所	106人
	契約課	16人
	用地管財課	18人
	総務企画課	33人
区民部	ダイバーシティ推進課	11人
	地域支援課	16人
	総務企画課	22人
産業文化部	観光文化スポーツ課	11人
	産業振興課	18人



福祉部 139人	総務企画課	18人	※	建設部 158人	総務企画課	28人
	地域福祉課	17人			管理課	45人
	生活支援課	21人			道路河川課	24人
	保険年金課	45人			工営所	27人
	障がい者施策課	16人			公園緑化課	16人
	高齢者施策課	11人			公園事務所	18人
	心身障がい者 リハビリテーションセンター	10人				
健康部 114人	総務企画課	8人		会計室	8人	
	健康推進課	30人	地域自治区事務所 684人	総務・地域活動支援部門	76人	
	保健所	76人		窓口サービス部門	119人	
		保健福祉センター		489人		
こども部 154人	総務企画課	20人	教育委員会事務局 162人	総務企画課	26人	
	子育て支援課	16人		教育政策課	21人	
	保育企画課	33人		学事課	12人	
	保育所運営課	13人		教務課	26人	
	こども相談センター	72人		教育研修課	11人	
環境部 68人	総務企画課	33人		指導課	23人	
	環境管理課	21人		学校経営管理課	17人	
	事業課	13人		図書館	27人	
都市整備部 242人	総務企画課	34人	選挙管理委員会事務局	8人		
	住宅政策課	18人	監査委員事務局	8人		
	区画整理課	22人	公平委員会事務局	6人		
	淡路土地区画整理事務所	15人	議会事務局	21人		
	三国東土地区画整理事務所	25人				
	計画開発課	23人				
	建築指導課	21人				
	住宅建設課	29人				
	住宅管理課	20人				
	公共建築課	34人				

※機関の共同設置（職員数は第一区分のみ記載）

## 第二区

(北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区)

[ 職員数計 2,487人 人口 749,303人 ]

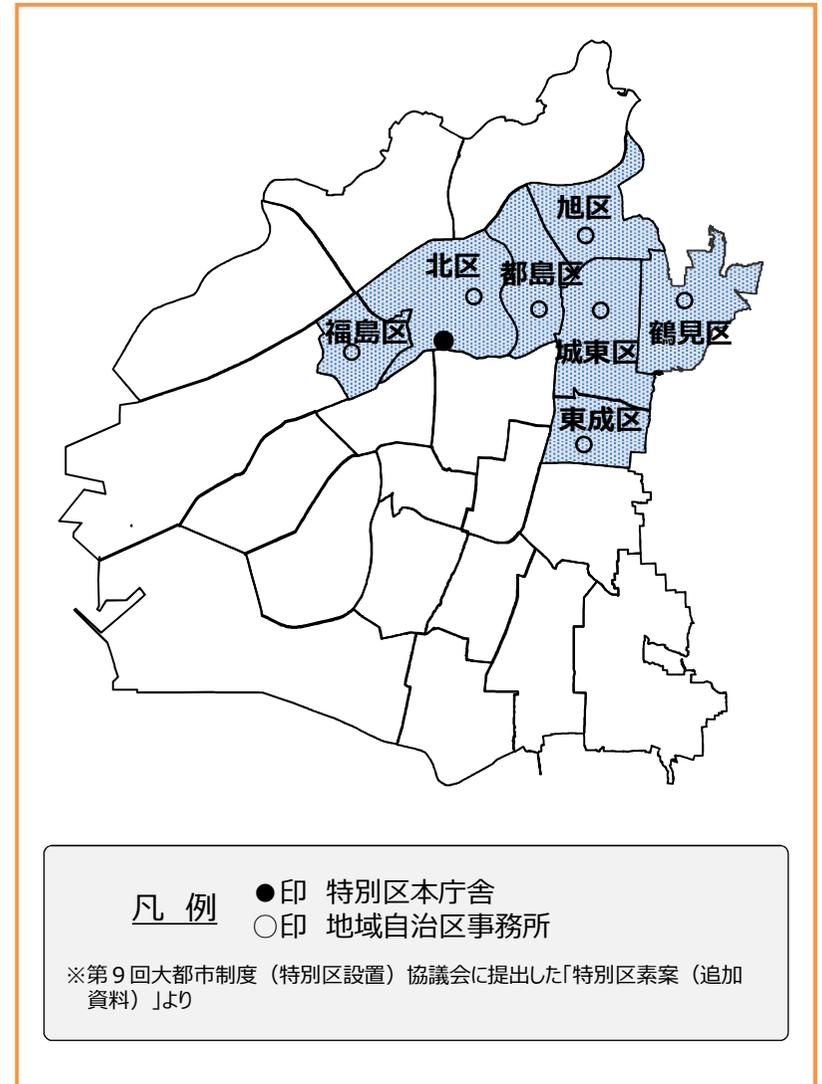
※特別区素案(区割-3)参照

### 【組織機構】

### 【職員数】

特別区長

危機管理室		24人
政策企画部	秘書広報課	18人
45人	企画課	17人
	区政改革課	10人
	総務部	行政課
62人	人事課	35人
	財務部	財務課
217人	税務課	23人
	区税事務所	134人
	契約課	18人
	用地管財課	21人
	区民部	総務企画課
71人	ダイバーシティ推進課	13人
	地域支援課	19人
	産業文化部	総務企画課
65人	観光文化スポーツ課	13人
	産業振興課	27人



福祉部 164人	総務企画課	21人
	地域福祉課	20人
	生活支援課	22人
	保険年金課	55人
	障がい者施策課	19人
	高齢者施策課	13人
	心身障がい者 リハビリテーションセンター	13人
		※
健康部 143人	総務企画課	10人
	健康推進課	35人
	食品衛生検査所	6人
	保健所	92人
こども部 179人	総務企画課	24人
	子育て支援課	20人
	保育企画課	41人
	保育所運営課	13人
	こども相談センター	81人
環境部 79人	総務企画課	39人
	環境管理課	25人
	事業課	16人
都市整備部 215人	総務企画課	40人
	住宅政策課	22人
	区画整理課	20人
	計画開発課	21人
	建築指導課	26人
	住宅建設課	27人
	住宅管理課	18人
	公共建築課	39人

建設部 176人	総務企画課	33人
	管理課	48人
	道路河川課	26人
	工営所	30人
	公園緑化課	18人
	公園事務所	21人
会計室	10人	
地域自治区事務所 788人	総務・地域活動支援部門	114人
	窓口サービス部門	162人
	保健福祉センター	512人
教育委員会事務局 195人	総務企画課	30人
	教育政策課	26人
	学事課	14人
	教務課	31人
	教育研修課	14人
	指導課	27人
	学校経営管理課	20人
	図書館	34人
選挙管理委員会事務局	10人	
監査委員事務局	10人	
公平委員会事務局	7人	
議会事務局	26人	

※機関の共同設置（職員数は第二区分のみ記載）

## 第三区

(中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区) [ 職員数計 2,819人 人口 709,516人 ]

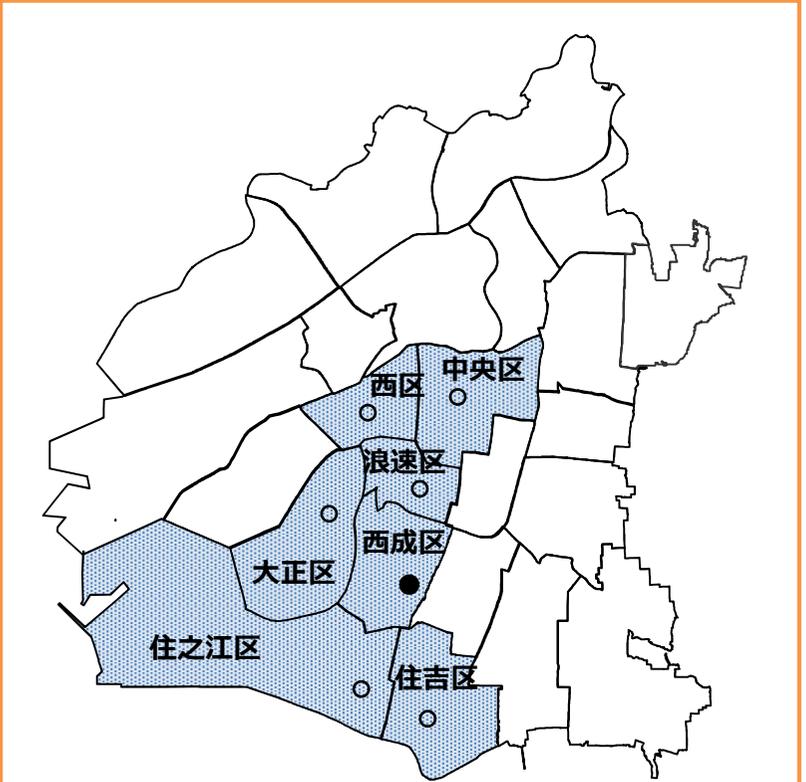
※特別区素案(区割-3)参照

### 【組織機構】

### 【職員数】

特別区長

危機管理室		23 人
政策企画部 44 人	秘書広報課	17 人
	企画課	16 人
	区政改革課	10 人
総務部 60 人	行政課	26 人
	人事課	34 人
財務部 207 人	財務課	20 人
	税務課	22 人
	区税事務所	127 人
	契約課	18 人
	用地管財課	20 人
区民部 68 人	総務企画課	38 人
	ダイバーシティ推進課	12 人
	地域支援課	18 人
産業文化部 65 人	総務企画課	24 人
	観光文化スポーツ課	12 人
	産業振興課	28 人



**凡例**

- 印 特別区本庁舎
- 印 地域自治区事務所

※第9回大都市制度(特別区設置)協議会に提出した「特別区素案(追加資料)」より  
 ※現在の西成区を所管する地域自治区事務所は、特別区本庁舎の中に設置

福祉部 170人	総務企画課	20人	※	建設部 189人	総務企画課	31人
	地域福祉課	20人			管理課	52人
	生活支援課	33人			道路河川課	28人
	保険年金課	52人			工営所	32人
	障がい者施策課	20人			公園緑化課	21人
	高齢者施策課	13人			公園事務所	24人
	心身障がい者 リハビリテーションセンター	12人			会計室	9人
健康部 164人	総務企画課	9人	地域自治区事務所 1,116人	総務・地域活動支援部門	111人	
	健康推進課	35人		窓口サービス部門	178人	
	食肉衛生検査所	28人		保健福祉センター	827人	
	保健所	91人		教育委員会事務局 185人	総務企画課	29人
こども部 170人	総務企画課	23人	子育て支援課	17人		
	保育企画課	37人	保育所運営課	14人		
	子ども相談センター	78人	ことば相談センター	78人		
	環境部 76人	総務企画課	37人	教育政策課	24人	
	環境管理課	24人	学事課	13人		
都市整備部 221人	事業課	15人	教務課	30人		
	総務企画課	39人	教育研修課	13人		
	住宅政策課	22人	指導課	26人		
	区画整理課	23人	学校経営管理課	19人		
	計画開発課	24人	図書館	32人		
	建築指導課	25人	選挙管理委員会事務局	10人		
	住宅建設課	30人	監査委員事務局	9人		
	住宅管理課	20人	公平委員会事務局	7人		
公共建築課	38人	議会事務局	25人			

※機関の共同設置（職員数は第三区分のみ記載）

## 第四区

(天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区)

[ 職員数計 2,364人 人口 636,454人 ]

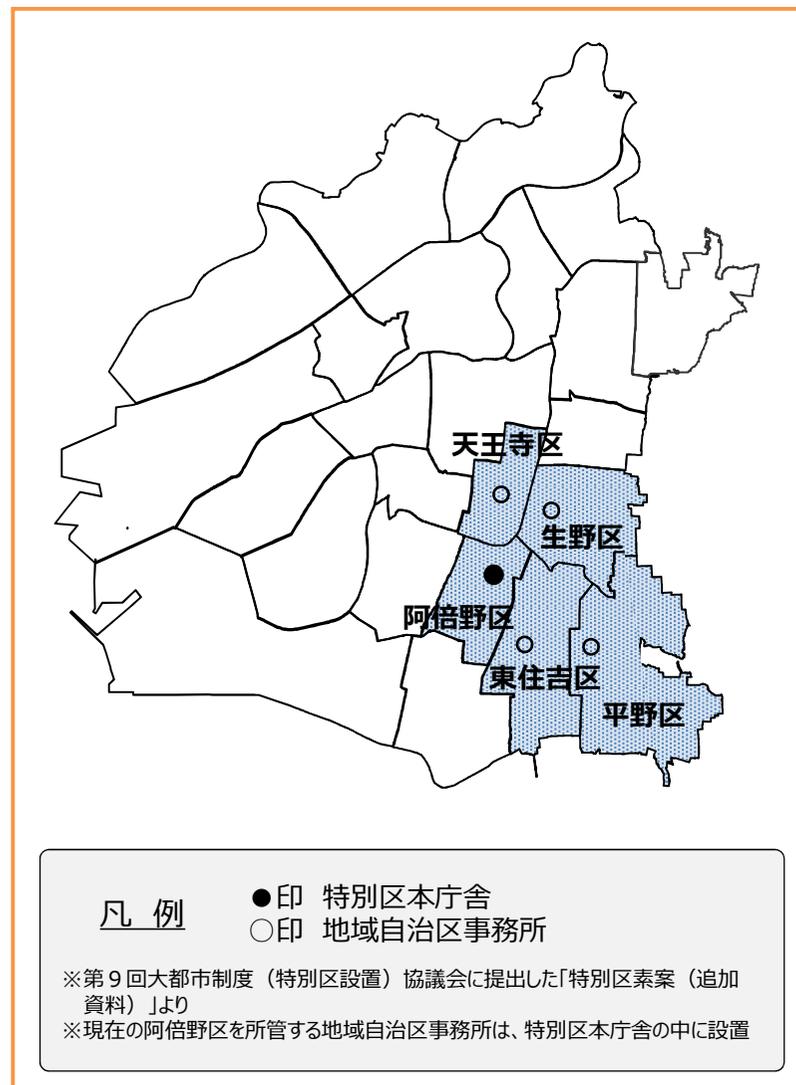
※特別区素案(区割-3)参照

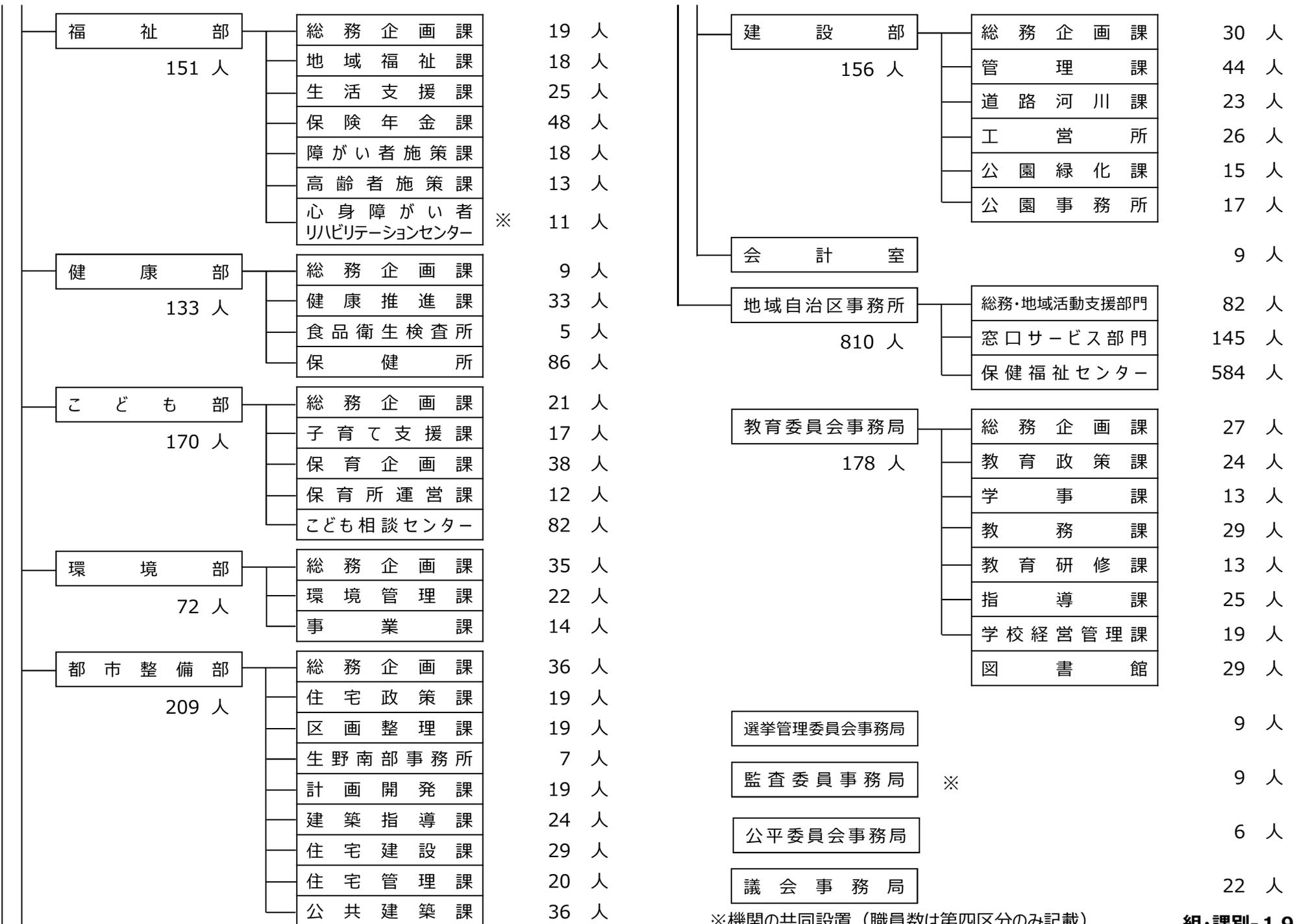
### 【組織機構】

### 【職員数】

特別区長

危機管理室		21人
政策企画部 41人	秘書広報課	16人
	企画課	15人
	区政改革課	9人
総務部 56人	行政課	24人
	人事課	32人
財務部 190人	財務課	19人
	税務課	21人
	区税事務所	114人
	契約課	17人
	用地管財課	19人
区民部 64人	総務企画課	35人
	ダイバーシティ推進課	12人
	地域支援課	17人
産業文化部 57人	総務企画課	23人
	観光文化スポーツ課	11人
	産業振興課	23人





※機関の共同設置（職員数は第四区分のみ記載）

補足資料

# 1 課・事業所別職員数を部局単位で積み上げた算定結果

(単位：人)

部局・部門	特別区の職員数					現員数	現員数との差の要因		
	第一区	第二区	第三区	第四区	4区計		現区役所 a	現区役所 b	左記以外
危機管理室	20	24	23	21	89	44	38	4	3
政策企画部	39	45	44	41	169	145		14	9
総務部	53	62	60	56	231	198		20	13
財務部	178	217	207	190	793	749		27	17
区民部	60	71	68	64	263	163	75	16	10
産業文化部	50	65	65	57	237	203	1	20	13
福祉部	139	164	170	151	624	380	189	33	21
健康部	114	143	164	133	554	449	52	32	21
こども部	154	179	170	170	674	404	124	24	122
環境部	68	79	76	72	295	250	4	25	16
都市整備部	242	215	221	209	887	732	44	68	43
建設部	158	176	189	156	679	596	18	40	25
会計室	8	10	9	9	37	32		3	2
教育委員会事務局	162	195	185	178	720	545	107	42	27
その他の行政委員会事務局	22	27	26	24	100	67	27	3	2
議会事務局	21	26	25	22	94	36			58
地域自治区事務所	684	788	1,116	810	3,398	4,447	1,049人を部局別に配分		
非技能労務職 計	2,174	2,487	2,819	2,364	9,844	9,441	678	371	403

特別区では本庁の課で実施する事務

- 現区役所 a : 事業内容を考慮し、移管先部局を特定して現員数で配分
- 現区役所 b : 移管先部局を特定せず、組織別構成比により配分

## 2 特別区への移管事務に従事している現員数

組・課別- 2 2

(単位：人)

①平成28年度職員数から、②経営形態の見直し部門等、③大阪府への移管、④一部事務組合への移管の各職員数を除き、⑤特別区への移管事務に従事している現員数を算出

現在の部局 (平成28年度)	① 職員数	②経営形態 見直し等	③ 府へ移管	④ 一組へ移管	⑤=①-②-③-④ 特別区へ移管
危機管理室	44				44
副首都推進局	57		34		23
市政改革室	34		1		33
政策企画室	89		0		89
ICT戦略室	48			41	7
人事室	130		5	14	112
総務局	83			2	81
財政局	1,034		405	7	622
契約管財局	157		6	24	127
市民局	172		3	5	164
経済戦略局	756	42	500	4	210
福祉局	651	107	25	99	420
健康局	686	63	80	14	528
こども青少年局	1,640	1,122	3	66	448
環境局	2,280	1,933	17	36	294
都市計画局	216		26	4	186
都市整備局	567		2		565
建設局	2,824	1,173	295	2	1,354
港湾局	514		505		9
会計室	38			6	32
教育委員会事務局	602		46		556
行政委員会事務局	67				67
市会事務局	36				36
各区役所	4,836				4,836
交通・水道・学校園等	14,044	14,044			
※技能労務職は上記に含む					
計	31,605	18,484	1,953	326	10,842

⑤特別区への移管事務に従事している現員数を特別区の部局・部門に組替 ⇒⑥

組替



技能労務職を区分  
大阪府からの移管（10人）を加算

特別区の部局・部門	⑥ 現員数
危機管理室	44
政策企画部	145
総務部	198
財務部	749
区民部	163
産業文化部	203
福祉部	380
健康部	449
こども部	404
環境部	250
都市整備部	732
建設部	596
会計室	32
教育委員会事務局	545
その他の行政委員会事務局	67
議会事務局	36
現区役所	
本庁へ移管	1,049
地域自治区事務所	3,398
小計	4,447
中計	9,441
技能労務職	1,411
総計	10,852

### 3 特別区間で再配分を行う部署及び指標

部局	課・事業所	人口に加えて再配分で用いた指標
産業文化部	産業振興課	小売業事業所数
福祉部	生活支援課	現在の区役所で生活保護業務に従事する現員数 ※
	障がい者施策課	身体障がい者手帳・療育手帳の交付合計数
	高齢者施策課	65歳以上人口
健康部	健康推進課	65歳以上人口
	保健所	65歳以上人口
こども部	子育て支援課	18歳未満人口
	保育企画課	保育所在所児数
	保育所運営課	市営保育所数
	こども相談センター	18歳未満人口 (改正児童福祉法基準及び一時保護所にかかる人員は除く)
都市整備部	住宅政策課	住宅総数
	区画整理課	可住地面積
	土地区画整理事務所・ 生野南部事務所	現員数を所在する特別区に配分（人口を加味しない）
	計画開発課	可住地面積
	建築指導課	建築確認申請受理件数
	住宅建設課	市営住宅戸数
	住宅管理課	市営住宅戸数
建設部	管理課	道路・橋りょう面積（大阪府への移管分除く）
	道路河川課	道路・橋りょう面積（大阪府への移管分除く）
	工営所	道路・橋りょう面積（大阪府への移管分除く）
	公園緑化課	都市公園面積（大阪府への移管分除く）
	公園事務所	都市公園面積（大阪府への移管分除く）
教育委員会事務局	教育政策課	学校数
	学事課	学校数
	教務課	学校数
	教育研修課	教員数
	指導課	学校数
	学校経営管理課	学校数

※地域自治区事務所における生活保護業務は、現在区役所で生活保護業務に従事する現員数を各特別区に配分